岩磐史料叢書

中卷

岩磐史料叢書

中卷

岩磐史料叢書

例言

一、岩磐史料刊行會は、最初午來丈助氏之を計畫し、予、後ち之を引受けて完成したる也。隋つて本會に關する一切の責任は、予に在り。

一、予は隱れたる史料を捜索す可く、數月に渉りて、縣下各地を旅行したり。而も獲る所甚だ鮮かなりき。實際に輯錄する所と、發行豫定書目との相一致せざるは、捜索の結果此と彼と相換ゆるの至當なるを發見せるに由る。又二三特志者の注意に依り、變更したるものあり。

一、由來寫本には。誤字異文多し傳寫の際無意に出でたるもある可く、增補修正の意味を以て、後人が故意に改作したるものもある可し。而も筆記の年月明かならざるを以て、其何れが原本たるかを判定する事容易に非ず。故に本書は

種々の異本あるものは、比較的原本に近しと信ずるものを。其儘に輯錄し文章用語等に意味不通の點あるも、敢て之に改作を加へず其原形を保存するに努力せり。

一、本卷の輯錄書目が、之を地理的に見て、分配其宜きを得ざるが如く、甲地方に厚く、乙地方に薄き觀あるは、原本蒐集上の都合に依る。他意あるに非ず。下卷に於て、適當なる按配を爲し、均衡を得せしむ可きは無論とす。

一、本卷に對する輯錄書目の解題及び著者略傳は著者略傳中更に愼重なる考證と調査とを要するものあり遺憾ながら之を下卷に輯錄する事とせり。

一、本卷の發行も亦豫定より數月遲引したるは、前記著者略傳の調査に關し、種種の行違ひ生じたるに依る。會員諸君の諒恕を請ふ。

大正六年二月

幹事長　釘本衞雄

本卷輯錄書目

相生集

題相生集

相生集二十卷大鍾義鳴所著二本松封內川鄉里沿革以至古今人物事跡名區勝蹟凡史傳漫錄苟有關係者蒐羅不遺隨加考証在資聞見者開卷即得在探事實者從來而足其的心之精且勤甚可喜尙如廣之世其益人豈淺々哉但有意不示是以人莫之知也雖然物之顯晦有其時必待久遠而後定珠玉不空埋梗楠不徒朽況於書之最有用於世者手由此言之此編今雖沈晦其顯於異日也審矣義鳴其可以無恨也因憶二十年前見義鳴文數篇以爲亦拾華櫝英以求時名者豈意有著述出人如是者噫余年既七十矣今不見此編終不知義鳴也嗚呼人之雖知而易失每如此世以目擊間毀譽取捨其人者可無戒歟

天保壬寅秀夏中澣

惺　齋　識

余嘗謂仁人君子異能之士所以爲國致身爲人盡力者豈唯坐廟堂而澤人民而已哉雖巖雨在下不獨止善其身猶欲爲裨國家補世用之事以遺後世慮以爲國爲人者終身可已耶近頃讀大鐘義鳴所著相生集拾吾藩之治郡邑地理事蹟及人物名勝物產蒐擇宏博考證精確雖前有積達兩郡地理之書蒐輯多漏非無遺憾今是書古今所未傳者委舉而詳辨之於治民者固可詳究古今風土沿革雖不關治民者亦足以前往蹟資博識焉然則是書之有益于世豈少々哉吾於是益知人君子異能之士所以爲國家致身爲人盡力者不獨於樞要之地也

天保十二歲辛丑暮春

篠澤忠敬撰

序

邦國有地志昉漢之通典我日風土記彼曰地理志其揆一也所謂風土記蓋出元明和銅之制當其時典章未完制度未備而旣有此令則其爲至貴之書可知也然年代遼遠其書散逸傳今者乃存什一於千百已如奧陸賴者殘簡存而吾郡則亡矣讀者不能無覺憾焉成田友鷗翁嚮著松藩輿志三卷粗擬風土記可謂補其闕矣但探勝槩而遺事證覓往蹟而軼履歷蓋俟異日之攷也余因謂因此書更加訂補亦爲不可闕之典於是旁求編索凡有其事者輙採而錄此改稿數田遂釐爲二十卷命曰相生集夫封疆之闊事物之夥豈淺見薄聞之所盡哉雖然於觀風土槪略亦未必無少補也若夫戶口之衆寡聚稅之多少則輿志所載亦删之聊避隱忌耳讀者幸察諸

天保辛丑季春

大鐘義鳴識

○例　言

義鳴嚮に松藩輿志を訂補して、松藩指掌となん名づけゝるさるははやく七歳の昔となりたるが、安達の眞弓、かへりみすれば、あるは考ひがめ、あるは見そらし、あるは聞のこゝしし事のいと多くなれば、二本の松のふたゝびおもひおこして、かくはものしつるになん、さて相生集として呼かへたるはわが二本の松の相生にいよ〳〵榮えんことほぎして也けり

一前に輿志の文を眞字にし、義鳴が増補を國字にしてけちめを明したれど、今たびは一やうに書替たり、こは俗寫のいたつかはしきをはぶかんとて也

一前には輿志の例にまかせて、村毎に山川古跡くさぐさの部をわかちたれども、今たびは大かたの風土記の例にまなべり

一輿志は西安達もて上卷とし、東安達もて中卷とし、安積もて下卷としたれども、今は村鑑抔の例によりてあらためつ

一引用の書籍今は三百部にあまれりそが中に俗にいふ孫引せしと友どちの抄しておこしゝもの義鳴が自ら其原書を見ざるものは其書名の傍に赤土もて□點を附てこれをわかちぬこれ其人と其書とをうたがひおもふにはあらねど露ばかりも浮たる事のあらじものをとかまひたれば也けり

一土宜と人物と風俗とはわきてその事しけくてかりそめに盡し得べきにあらねば只そが部門をあげてのちの補を待にこそ

一物異類は大かたの地志に見えざれどもこは日本輿地の通志なる祥異の部に準じたり

一引書多かれば其文の長きは要をとりてしたるものありまたは其書のまゝなるもあり綴辭のひとしからぬは是が故也

一一事の條下に引書の名を多くあげしは彼と此とを交に考たるをあかすなり書毎に其全文あるにはあらず

一佛刹の沿革は名勝志村鑑大概記遊覧志寺院集同由來をまじへとりたるにてわきて多ければ是のみはくはしく其書名をしるさず

一本草書の如きは流覽の序とのしゝなればしひて其説のよさあしさをあきらめず

一何にまれ人の國のこゝのとおなじき説あるは是をし

るしつくらべもて其實をさだかにせんが故也
一俚俗の說は更に先だちの考おかれたるにもいぶかるふしあるは皆論ひ定めぬ是はた我は〳〵といふにあらず左にも右にも其事を正しふせんとおもへばなり
一通編大かた輿志をむねとしつれど本文にかくありとしるしゝは則輿志をさしたるなり
一村邑の名義はわきて杜撰の說多かれども和銅六年風土記を作らしめ玉ひし時山川原野の名のよき處をもつぱらにものせさせ玉ひしより續記に見えたれども今はそこらの年月をかさねて正しう古へのつたはりしはいともまれなればいさゝかおもひよりたるをそろ書して其掟にあつるのみとるも捨るも花かつみかつみん人のまに〳〵
一和銅の制は更にもいはず貝原氏が筑前續風土記並河氏が日本輿地通志其外のも大かたは編者みつから其所にいたりて山川の向背をあきらめ其域に入りて土地の沃瘠をたゞしはては古史舊册に考あかしてものしゝ也かくてまさしき風土記となんいふべかりけり義鳴か仕はさよ只おのれが性の好めるまにまにあさか山淺きさえもて見まれ聞まれ麻油美紙に書つめてやう〳〵風土記めくものとはなしゝ也けりされはもるるもあやまるもあたちの澤のさはなるべけれとは義鳴幸に齡ひのいまたふくるにもあらねば安達の眞菅ますぐ〳〵におもひふかめて廿とせののちには地理にかゝつらふ事かあぶくま川のくまなく搜りいでんの下心なきにしもあらず今僅かに求得しは

〇地　志　類　作者のしりかたきは所藏家の名をしるしてこれをあかしつ

松藩輿志　友鷗翁著
双安名勝志　木代氏著安藤親重抄
封初賤額　郡山某藏
積達一覽　山路氏藏
封初要鑑　郡山某藏
積達遊覽志　丹羽外記藏
村鑑　丹羽外記藏
安積便覽　八幡村大原氏著
積達輿地志　中野杏順藏
郡山舊事考　郡山匿生大槻氏著
双松名所詮　松垣似水著
山本又七郎聞書
積達故事談　安藤親重著
積達大概記　同前
松藩捜古　友鷗翁著
積達土產覺　同前
積達古社略記　同前
松藩古疊集　松閭街小松某藏
松藩普慶記　橋本邦敬著
本宮南町記　吉田守祀藏
二本松事跡考　成田淡叟著
封内名所歌集　田邊氏集
封内名所詩歌　寛永二年君命によりてしたる也作者三十三人

松藩古詠考證 服部大方大人著　慶安四年侍屋敷割帳 三浦義類藏
異本古館辨 永田村某藏　封内神祠爲久卿光榮卿佛字和歌
五封雜志 信夫八丁目加藤鷲佛著　あないのたひかく 加藤鷲佛此頃御巡見使嚮導せし時の手記也
貞一聞書 郡山坊正今泉貞一が記也

○史類

仙道表鑑 木代氏著　金華抄 澤崎氏著
奥羽春秋 千葉周鼎著　古館辨 安齋元喜著
館基考 友鷗翁著　仙道記 丹波外記藏
小濱上下館古來記 義鳴藏　雄藩雜話 上田氏著
寛永書上寫 友鷗翁藏　元和書上寫 同上
安積仙道記 實は元和書上也吉田守祀藏　未編小松軍志 作者未詳おそらく木代氏なるべし

○隨筆類

窓翁雜話 篠澤氏著　同餘稿 同上
諸說錄 矢島氏著　古事錄 中村得全著
古事談 以德院殿御筆記　遊藝堂筆記 友鷗翁著
同次集 同上　同三集 同上
田間澳錄 同上　五六園隨筆 丹羽秀敏著
後彫園隨筆 石田英洵著　廻村記 服部大人著

○譜類

御年譜 和田氏著　御重器譜 友鷗翁藏
松藩紀事便覽 内藤氏藏　御系圖略 義鳴藏
兩廟雜錄 義鳴藏

○紀行類

東鄙草 磯村氏著　驛燈隨筆 岩井田翁著
江戸行程記 松井氏著

○記類

本町谷記 雲堂大德撰　吾田太郎山記 嶽東隱人撰

○緣起類

三神緣記 若宮町根本氏藏　栗柵八幡由來 安藤親重著
溫石山眞字緣記 小見山氏著　同假名緣記 義鳴藏
稱念寺緣記 同上　相應寺緣記 同上
畠山緣記 同上　弘誓山緣記 同上
安積沼假名略讀 同上　同略緣記 同上
眞弓山緣記 同上　法華曼陀羅緣記 同上
東勝寺緣記 同上　柵倉山緣記 同上
祖栖山緣記　本宮明神緣記
蛇塚由來 本宮鈴木廣親撰　積達寺院由來 友鷗翁藏
積達寺院集 田邊氏藏　永松山眞字緣記 義鳴藏

○家譜類

菊地氏系圖 根崎町紺野氏藏　遠藤股七家譜

○圖類

國城圖 友鷗翁藏　重訂國城圖 澤崎翁著

輿地全圖 下河邊氏撰　郭內屋敷割圖 遊佐昇介藏

白河府內圖 友鷗翁藏　府下全圖 三浦氏藏

畠山居城圖 友鷗翁藏　加藤家居城圖 同上

○雜書類

田園雜筆 吉田守祀藏　遞年類志 同人藏

農婦波留傳 松井氏撰　江村氏物語 友鷗翁藏

骨不知短刀由來 內藤氏藏　會津御在番記 義鳴藏

大嶽禪師物語　安達絹 木代氏著

松府詞藻 奧野氏藏　霞城新語 竹窓大人藏

童草 義鳴藏　木綿布子 義鳴藏

花勝見考 田邊氏著　花勝見考 丹羽秀敏著

花勝見考 本宮冥々著　石井考 本宮幸彥著

安積山考 本多廣海著　靜戶考 同上

安たら山名義考 本宮鈴木廣綪著　高木村名義考 同上

安積國名義考 安藤親重著　黑塚考 鈴木竹翁著

猴骨記 中野氏著　双安疇人錄 北杉田村市郎兵衛著

○碑文

熱海溫泉碑文　鐵扇橋碑文　大橋高就碑銘

葛城王碑文

以上本藩の著書也又あだし國のものながらもはら此わたり事に關する也

仙道弓矢卷　道齋物語　蒲生記　東國太平記　藤葉盛衰記　會津四家合考　永慶奧羽軍記　奧陽軍秘錄　奧相茶話　管規武鑑　都の津と　窓明八　東遊歌談　東國旅行談　回國雜記標註　奧細道　東遊陬錄　信達一統志　信達古語名處記　蒲生宰相支配帳　信達歌考證　五十四郡考辨疑　澳遊文草　五十四郡考　信達風土記　增補奧羽名所歌集　金峩文集　觀迹聞老志　和漢三才圖會 奧羽部　人國記 同前　國家萬葉記 同前　二本松考　青田原陣營圖　奧羽兩國圖　仙藩保田氏書牘　伊東系圖　加藤家知行附　松藩客中目錄　東國輿地贄志　花勝見通考　花徑樵話

日錄の下四部は忘年の友大屋士由の著すもの也日錄の如きは士由はやくより東國輿地贄志を編集せんの心あるをもて行く所の土人に其地の古傳を問て聞まゝに書付て他日の資とするもの也別に會藩客中日錄等ありさるを此集のたすけとなりし

もおのづからかくこゝろあひの仕わざなれはなるべし士由は仙臺の浪士也刊本松島舟中一覽に此人壯年の諧句をのせて其小傳をあけたりいはく强識博覽多著書晩年可恐云々尚其書を再覽してこゝにつまびらかにすべし

是か外二百餘部こゝにはなきつそは通編を見て知る可し

○附言

郭内の山川古跡は要害の地にかゝつらひてたはやすくしものすべきにあらねばもらしつもし其折にあふ瀬川のあふ瀬もあらば是がうへのさち〳〵

一信夫郡の部はわきておろそかなりこは近きほどよりものしたればなりけりこもまたつき〳〵に求得る事あらば信夫山の忍ぶにあまりてうれしなんかし

一石井の水のわきて申すべき事のはべり此集に引たり我か邦人の作れりし書ら義鳴が及ぶかぎりあなぐりもとめしかどもれたるは猶多かるべしあはれ其書もたまへる人おはさばかつみの下葉ふみ見ん事をゆるし玉ひてよさるは春駒のあさかの沼にあさりしたらんにも思ひまさりてこひねがふにこそ

天保十二年三月　錦絅堂の主人誌

相生集巻之第一稿

外史　大鐘彌兵衛藤原義鳴輯

○提要

二本松の府は安達郡にあり東奥の咽喉につらなりてしかも壁立の吾田太良山を枕として深流の安福久麻河を帶とし地勢嶮峻要害の地なり（人國紀に二本松は山中の形氣ありと又東遊雜記に二本松城の下に山を開き嶮岨によりし城にて要害の地なりと云々）市廛を置事六つ若宮町といひ松岡町といひ本町といひ龜谷町といひ竹田町といひ根崎町といふ（屬町ははぶきつ）是を府下の六町といへり商賈雜居して堵を安し毎月九回（二の日七の日十の日）の市を設けて有無を通ず固より官道の驛次なり管下三郡所謂安積信夫安達是なり屬邑一百餘彊域は會津長沼守山相馬福島等に接す午未江戸にいたる六十六里巳午（奥羽の圖によれば午位にあたれり）白河にいたる十五里丑寅白石にいたる十四里戌亥米澤に至る十七里（以上の方位和漢三才圖繪による）巳午三春にいたる五里半未申會津に至る十五里寅卯福島に至る五里卯仙臺に至る二十七里（以上奥羽圖によりて方位を定む未だ其當否をつまびらかにせず）地壤膏沃（東遊雜記に二本松領は若松領よりは諸事の體よし里程も三十六丁を一里としてさしてのびちゞみなし人物言語山川草木も中國におとらぬやうにおもはれはべる云々）多く五穀を産す（惟然の初便集に二本松にてまつ米の多い所で花の春云々）且蠶の利あり土民の風氣大むね强弱をまじへ俗もまた一ならず二本松の號は府城の本丸に靈松二株あるによりてなりといへれど其始源いまだ詳ならず霜臺翁の說には畠山高國の時東安達澤渡戸といふ所に六株の名松あり其二株を城中にうつし植て二本松と名づけ殘り四本ある故其地を四本の松と稱す（四本松の事に異說ありそれ上長折村四本松の條下にありたり）長折村後には鹽松とも書て石橋家の居城となり遂に東安達の總稱となるといへり木代氏が名勝志には安達郡の中程に阿武隈川ありて南より北へ流れ其川の東を四本松といひ川西を二本松といふ其故は城山に靈松二本あつて相並びて雌雄をなし綠葉尤清し古の城主是を祝して處の名を二本松と名づく又いたく城主城築の始赤班の二牛をもて活埋にして其地主となし松を二本を植る故に名付云々とあり（此二說四本松よりうつしたる事をいはず心をとゞむべし此外一說ありそは霜臺翁の說の如くなれば略しつ）義鳴案ずるに四本松と號せし城跡は今猶長折村に存し彼地より少しへたてゝ六株の松ありし所也とて六本の松

と唱ふる地もありといへば二本松の名義は霜臺翁の説とるべきに似たれども退ておもふに川東にありし松の世に其名を得たらんにはいとも優れし老樹なるべきをたはやすく城中に移し植べきやは小手森樵夫明神の條に一條院の御時實方中將奥州の歌枕を尋ねたるにあこやの松に限り何と求むれども在所しれざりしかば東安達郡に六本の松といふ名木ありと聞出し其處にいたりて見玉へとも云々是亦霜臺翁の説あり案ずるに一條院の御時より高國の東下せし頃までほと／＼四百年の年月をへたればいかばかりの木にやありつらんさるを高國創業繁穴なる折ふし是は分内限りある本丸へ殊更にうしつ植へき事かはこはたま／＼六本松といふものゝありしにすがりて彼是に引合せんとて里俗の作り出たるなるべければ其事の允當ならざる事大かたかくあり霜臺翁は等閑にもいせられしなるべし　おもふに我封内には三本松七本松など名つくる地多ければ六本松も四本松も別に一區の村落なりしを後人の牽强にしたるにて此所にも始より一株の松ありしより高國府城修築の折取てもて地名とはしたるならん但今本丸の中にある松は享保十年に植玉ひし也と古壘集にみゆこは義繼の殘黨らが本丸を自燒したる時松も燒て枯たるによりて國君の植繼て古にかへし玉ひしなるべし友驅翁の説に府下の稱念寺は二本松安達院と稱し治承中の開基にて二松山の扁額は後鳥羽院の勅額なりといへりはたしてしからんには同帝の御字は高國東下せしより百五六十年も前なれば二本松の號高國の時始るにあるべからず云々といはれし此説によれば此地古より二本松と號せしかども高國の城地となりしより二本の松をうつしゝよりの名なりといふは信ずべからず○畠山縁起に二松山の額は後小松帝の宸筆なりとありかゝれば二本松の號高國の時始まるといふもよしなきにあらずされど此縁記うたがはしきふしあれば證據とするに足らずそは府下稱念寺の條に論たり合せて見るべしさて三春藩士小野寺成尊の考に夫木集小鹿なくあたちが原はもみぢしていろもかはらむ武隈の松といふ歌によりて武隈は二本松の松ともいへば世に武隈の松といへるも實は二本松の事にやといへり此説一わたりは聞えたれどもへだてたる地もよみ合するは古歌に其例かた／＼みえてしかも武隈は名取郡にありて滿仲朝臣の府城しめられし事諸書にのせてあきらけしされば二本松とは別處なる事强てとかずともありなん

三郡建置考

安積郡　舊事記國造本紀阿尺國造の條に志賀高穴穗朝御世阿岐國造同祖天湯津彦命十世孫比止禰命定賜國造とあり是其始なり奥羽春秋に是を成務帝五年の事とす成務帝は則高穴穗の御字にて日本記にも帝の五年九月諸國に令して國郡に造長を立といふ事あれば國造も帝の五年におかれしなるべしされど五年といふこと正史に是へされば推あてに云たるならん　安積は立て一國とせしと見ゆ安積以下搜古○五十四郡考に成務帝始分其地定以爲國者八曰阿尺曰思曰伊久曰染羽曰浮田曰信夫曰白川曰石城厥後新建陸奥國並廢舊國以爲屬郡蓋出孝德大化之制焉云々これ國となすの證なり和名抄には安積郡とのすもとより大郡と見えたり和名抄以下亦搜古○戸令云凡以郡二十里以下十六里以上爲大郡十二里以上爲上郡八里以上爲中郡四里以上爲下郡二里以上爲小郡又日本紀孝德帝二年の詔に凡郡以四十里爲大郡以三十里以下四里以上爲中郡三里爲小郡云々今安積の里數をはかるに二書にいはゆる爲大郡の掟にまされば大郡なることは論なし　○成務帝

は人皇十三代にあたらせ給ひ其五年より天保十年に至る通計一千七百五年におよべりいみしき舊郡なり

安達郡　民部式標註に延喜六年正月二十四分ニ安稜（積の字の形によりて誤字なり）郡ニ置ニ安達郡ニ云々按ずるに戸令義解に謂郡不レ得レ過ニ千戸ニ若餘ニ五十戸以上ニ者隷ニ入比郡ニ地勢不レ便或不レ獲レ已而應レ分者別申レ官其定ニ國大小ニ可レ有ニ別式ニともあれば安積郡の戸蓄殖して千戸にあまりし故たて丶一郡とせられしならん○延喜六年より九百三十三年

信夫郡　舊事記信夫國造の條に志賀高穴穂朝御世阿尺國造同祖久伊宇命孫久麻直定ニ賜國造ニ（奥羽春秋に是を成務帝五年の事とす）○年をふること安積に同じ

同沿革考

安積　舊事記に阿尺と書たれば古はしか書たりけんをいづれの時より安積とあらためしにや未だ考ざれども續紀元明天皇の和銅六年五月畿内七道諸國郡鄕之名着ニ好字ニまた民部式に凡諸國部内之郡里等之名幷用ニ二字ニ必取ニ嘉名ニなんどあればこれらの時通音の好字にあらためられしか（積をさかと訓ずるは萬葉集人麿の歌の詞に百積云々眞淵考此歌の註に積を佐加と讀て十量の言にかりたる百十量唐文にては百尺といふにあたれりされば阿尺をもて安積とせんもよしあり）は雲御抄を始め淺香と書しもの有は訓より出たるなるべけれどもと安積の言はあときりて佐加とつ丶くる訓なるをあ佐を上にして加文字をきりて置たるは本義にかなはずおもふにこは攝津國淺香山なんどの名に混じてなるべしされば他邦の人はとまれ我邦人らはしひて異やうなるをめづらしがりてみだりに淺香を書べきにあらず萬葉集略解本には安積香山と書たりこはシヤクをサに約する例あれば（たとへは釋迦）三字にて則安積香なりこは郡里の名二字を用へよとの制にかなはねば今の世にものすべきにはあらざれども淺香とかへんにはまさりぬべし節用集に古稱ニ阿久ニと書たるは傳寫のあやまりにや○續紀北條五代實記などに安積をアツミと訓したるは後人のひが事なるべければ論におよばず（郡名考に云和書に熟する人の云亡國史たゞ日本紀の假字信用すべし續日本紀より下の五史のかな及び延喜神名帳の假名みな後人の加ふるものにしてとるにたらず云々）安積親王（續紀並萬葉）安積新右衛門賴嗣の臣（出東鑑）これもアツミとよみたれどもこはわが安積に妨なし又延喜式には安稜（アサシ）安達信夫とあり此安稜は形をあやまりてやがて訓をもひがめしなるべし

安達　萬葉考弁略解にあたゝらといへる處を後にあたちといふかさらば和名抄安達郡といふならんとあり然るに古今集大歌の內にみちのくのあたちのまゆみ云云と眞淵か古今考に延喜六年正月二十日分ニ安積ニ置ニ安達ニとしかれどももとよりあたちちふ處はありてよめる也といへり御歌の詞によれば眞淵か考の如くならん信夫　續紀に養老二年五月割ニ白河石背會津安積信夫五郡及常陸國多賀地ニ名曰ニ菊多郡ニ云々又式に延喜六年割ニ安積信夫ニ置ニ伊達郡ニ云此外の沿革いまた考ず

同名義考

安積　和名抄阿佐加云々さて此名のよしはいかならん知りがたけれど府下鎭守の司祝安藤親重が考に安積は國造比止稱命十世の祖は天湯津彥命なり御國をひらかれて吾福(アサカ)國とのたまひしよりアサのかへしアなればアサカといふならんといへりいとおもしろき說なれども湯津彥の此國に下られしは何の據かあるらんこは安積の國造比止稱命の祖なるよりおもひよりたるなめり考據にも吾榮乎然不レ知ニ其何故爲ニ吾榮ニ也待ニ後人補ニとあり義鳴いへらく安達信夫の名皆日本武尊の故事より起たるなめりと士由の考たるにすかりておもふに此安積の名も日本武尊の東征の時こゝの高山にのぼり（こは安積郡片平村なる額取山をさして云ふ）橘姬の崩御まし〻方を眺めやり玉ひてその遠くへたゝりたるをあはれにおもほして（碓氷峠にて吾が嬬はやとのたまひたらんが如し）嗚呼放奴（萬葉第二人丸石見國より妻にわかれて上り來る時作りしといふ長歌の中にかへりみすればいや遠にさとは放奴云々また十三おほぎみのみことかしこみ見れとあかぬ略わがすぎゆけばいや遠にさとは離奴云々とある調と意とを味ふべし）との玉ひしよりア〻の返しなれば其山の名をアサカと（サカルをサカト訓ずるは多か中にと諸國名義考と佐渡は海中に放れたる國なれば離處の略かとあるぞよきためしなり）名付たるを其めぐりの地なる故やがて都名にもおはしたるにはあらさるか（日本記を案ずるに日本武尊則從上總於入陸奧略蝦夷鄙平白日高見還之西南歷常陸至甲斐國云々尊の東下陸奧に入り玉ひし明證にしてしかも額取山は古の官道也といひればかくおもひよるゝなり）又いひらくいつにまれ此鄕を開きし時百の官人ら喜讌(サカミツキ)て樂あへりしがあさかと名付たるか（安則發語）出雲國佐香郡も百八十神等の集坐て喜讌て散坐したるよりの名也と風土記に見えたるもおもふべしされどこれ試にいふのみ又士由が說（松藩客中日錄）に此安積郡は安達田村郡よりは地うちひらけ山少く水田多く肥沃の地にて所謂朝日の如くさす國夕月のかゝやく國とるいひつべき地なり和名

抄伊勢の國の中に朝明郡といふあれば此安積も朝明あるは朝日かゞやく郡なりしも知るべからずアサケアサカはもとより音通ひ朝日かゞやくは彼用㆓二字㆒取㆓嘉名㆒とある説よりつゝめて安積ともなりしなるべし親重の阿尺國名義辨にまた別考アサカは朝日の心が朝日に阿佐加山の影山の井にうつると歌の端書にいへりといひしも愚考に近きなるべし又士由の別考東奥輿地誌に安積郡を古くは阿尺とかけるによりておもへばもと八尺瓊郡なりしかとアと音がよひはいつしか阿尺にうつれるを文字もあになし後にまた二字の好字をとれる時瓊をはぶけるにもあらんか其故は横塚村の古塚より曲玉管玉以下のくさ〲の玉堀出たる事もあれば八尺瓊の勾玉によれる郡の名にはあらずやとおもへり日本紀を考ふれば八尺瓊の勾玉ちふもののいくつも見えて諸國にましあるものと見ゆればなりといへり

安達　和名抄に安多知云々安達太良山の麓安達太良原の四國なるもとに下略して安達とはいふなりと名勝志及諸説に見ゆ我もありなんあたゝらの名義は安達太良山のくだりにしるしつ

信夫　和名抄にしの不云々客中日錄に云福島治下其餘の諸郷の村老に碑の傳に信夫ふるくは篠生とかけりと八丁目の加藤紫明俳人も信夫は篠の多き地なれば篠生ならんとはやくよりいへり 義鳴案するに天皇本記に清寧帝五年二月天皇詔以物部木蓮子の連署自陸奥出津輕會津篠生云々とあれば此説よしあることゝちせらる 安藤親重は葱草多き處なればなりといひたれどこは今摺いたす葱摺の形によりての立説なるべし已に士由は日本武尊東下の御時こゝの山上にのぼり玉ひ橘姫をおもひ忍ひ玉ひしより忍山といひしをやかて御名ともなりしにやとおもはる 士由の云予先に信夫郡安達郡の名義を考ふるに日本紀日本武尊の碓氷峠の故事及舊傳不忘山の同じ尊の古事にすがりて信夫郡なる吾妻山思の山信夫山及安達郡あたゝな山などこど〱く皆同じ尊の橘姫をおもひしたひ玉ひてのたまひし言より出たる名なる也しといひしは皆臆度の説なるを此頃たま〱信夫安達兩郡名所坐署といひし小舟を見しにいふ吾妻獄往昔日本武尊東夷征伐の御時橘姫をかなしみ玉ひて四ヶ處の嶽にのほらる此西山其一也則山中に東屋國神社東屋沼の神社也延喜神名帳にこれあり此西山の内多名所煙立所と思ひの山とや又かたらひ山とも森とも見えて古人既に此傳說あり 義鳴いへらく信夫の山中今現に日本尊の詞ありし其故跡なるよし諸國里人談にみえたれば士由の説もまたすてがたし○信達古語名處記に笹木野小針といふ所に杉の大木あり其頃二子塚村に住たる巫女が元に彼杉男子と變し毎夜かよひけるに女不思議におもひ男のありかを問どもかたらずされば針に糸をつ

け男の裳に縫つけて密に跡をしたひて見るにかの大杉の根に針立てあり其杉今に小針の田中に其跡あり此杉而ける由來に依て郡の名を忍夫とせしをのちに信夫と書かへて杉妻の庄（今の福島）といひ始めけり云々こは大和國なる三輪の杉の故事に似つかはしくいとうけがたし

城主歴代考

（創業）高國　源姓（清和）畠山氏藏人又上野介小太郎抔稱せり法名信元北條高時に因ありて其諱の一字をゆづらるゝといふ源義家朝臣の裔足利上總介源義兼嫡男足利太郎從五位下畠山三郎泰國の嫡孫也父を河波守時國といふ歷應三年十二月上野介に任し奥州探題として二本松に下向す時に觀應元年より足利尊氏公其弟直義と鋒楯におよび直義は南朝に屬せし時高國の族直宗是にくみして誅せらる於是高國もまた武家をそむき南朝へ歸降し同しき二年二月十二日同探題吉良人貞家と戰て子國氏及び家の子遊佐の輩百餘人とおなじく自殺す（櫻雲記永慶奥羽軍記名勝志金華抄事跡考舘基考松藩普度記遊覽志を參考す）

國氏　高國の男右馬權頭彌太郎中務大輔と號す尊氏公の一字を賜はりしと云父老て職をおそひ吉良貞家と同探題たり觀應二年二月父及び弟直泰等と共に戰死す（櫻雲記奥羽春秋事跡考舘基考普館記）

高國等が討死せし觀應二年より國詮か其業を繼たる應永二十年まで六十三年の間二本松は空城となりしかば近境の賊らが籠り居たるなるべしそは櫻雲記の文もてしるべし

（中興）國詮　國氏の男幼名大石丸後次郎又修理太夫宮内少輔と云法名稱名（一に念に作るはあらず）寺殿道甫と號す義詮公の一字を賜はるといふ高國等自殺の時幼して箕輪貞氏に扶られて會津耶麻郡婆堂といふ處に潜む（名勝志金華抄舘基考奥羽春秋時）時に應永廿年管領持氏の命によりて國詮大軍を率ひ奥州に下向し對陣數日にして伊達の家僕がこもりたる二本松の城を拔と（櫻雲記）いへれば其功によりて二本松に歸住し再び父の職を繼ぎ探題たりと見ゆ（舘基考）卒年未詳（普度記に文和三年二月廿八日探題に補し應永七年十一月廿八日卒すとあるはいたく違へり）○國詮幼稚會津にひそみしとはいへば成長ののち關東へ赴き足利家に仕へて此度主將の命をうけて下りしなるべし（舘基考）

滿泰　修理太夫從五位下實は國詮の三男にて大井田

持國の弟なりけれとも滿國は外腹滿泰は嫡腹なれば畠山を繼ぐ義滿の一字を賜はりて探題たり久安五年戊辰年三月十五日卒す法號稱念寺殿道泰良俊名勝記金華抄事跡考遊覽志館基考以上四代奥州探題たり

持泰一に持重に作る　修理太夫治部少輔宮内大輔實は滿泰の二男なれども舍兄滿盛早世によりて家跡を繼ぎ義持公の一字をたまはるといふ文明二年庚寅二月十六日卒す法號覺阿良源金華抄遊覽志事跡考館基考普度記○花營三代記に應永三十二年畠山道瑞亭へ御成御供の例に畠山修理太夫七郎持重とある此人なるべし館基考

政國一に政泰に作る　持泰の男也修理太夫といふ義政公の一字を賜はると云明應三年甲寅三月十八日卒す法號良勝金華抄遊覽志事跡考普度記館基考　義鳴按に續皇朝史略に天文十六年義晴細川晴元の專恣を惡んで畠山政國と是を除かんとはかりし事みゆ是此政國ならんには明應三年に卒せしといふは誤り也追て可考

村國　政國の男なり修理太夫右馬頭といふ天文十一年壬寅三月六日卒道齋記普度記館基考○永正十五年七月五日三條御事始の記に惣奉行畠山修理太夫とあるは此村國なるべし館基考

晴國　村國の男也七郎彌太郎左馬權頭館基考金華抄に實名を植國と作る事跡考に綏國おもふに將軍義植一字を給ひて植國と名乘しならん其後將軍義晴の時にいたりて又改て一字を玉ひ晴國とあらためしなるべし云々さて館基考朱書に家泰後に晴國と號し伯父上野介村尙補佐す天文十五年丙午四月二十三日卒三十五歲按ずるに永正十五年三月十七日畠山順光亭へ御成の記に細川大舘等の輩上同御酌御提を役せし畠山七郎は此家泰なるべしとあり義鳴いへらく此家泰後に晴國と改めて天文十五年三十五歲にして卒せしならんには永正九年の生なりさらば其十五年は七才の時にて御酌等を役せんにあらずいづれかあやまりなるべし再び考ふるに金華抄に植國逝去ののち嫡男七郎家泰家督ののち間もなく早世によりて其弟國王丸名跡として義氏と名乘るとみゆかゝれば家泰後に晴國とあらためしといふことおぼつかなし又云家泰果して晴國の子にて家跡をおそひたらんには正統の列に入るべし他日正據を得て此條をあらたむべし

義氏　七郎後信濃守修理太夫實は家泰の弟也家泰子

なきによりて其嗣となる始重義と號すといふ（事跡考に義れの時にいたては將軍家武威衰ひ諱の頭字を給ひしにや畠山氏の諱義氏以後は將軍家とおなじく義の字をもて世々の通字とす）

義國　修理太夫治部少輔從五位下村國の孫にて上野介村尙の男也義氏早世子なきによりて其嗣となる天正八年庚辰八月朔日卒香泉寺に葬る法號金剛院殿寶積庵其阿彌阿佛（今華抄事跡考館基考）（）仙臺白河家藏天文廿一年書翰に源尙國とあるは義國の事なるべし（館基考）

義繼　義國の男右京亭上總介左京太夫天正十三年伊達政宗大内備前等を討て大に威をふるひしかば義繼も遂に屈歸し同年十月八日小濱館に往て輝宗に會せし時義繼を暗討にすべしとの浮說を聞て歸路に輝宗を擒にし平石村なる栗巣といふ處にて是を刺殺し其身も自及すしかして義繼の男國王（梅王とも）いまた幼稚なるを新城彈正是を羽翼し伊達方を防禦して翌十四年七月迄籠城したるを相馬義胤の媒にて伊達方と和平し同月十六日本丸計を自燒して諸勢會津へ落たり於是二本松は伊達家の有となれり（）義繼が屍骸は伊達方にて磔に處したるを川股頭陀寺の僧是を請取りて其寺に葬り法號は月峯圓公大禪定門といへるよしされども頭陀寺を尋しに墳墓もなく法號もなし寺にて申傳へもなしといへば義繼を葬たるはあやまりなるべし（館基考）

以上十一代高國東下せし歷應三年より天正十四年に至る惣斗二百三十七年にして畠山氏亡ふ（古館辨に九代にして三百八十七年とすたがへり）さて畠山系圖其說多端にしていまだ其實を得す今姑く友鷗翁か訂正して館基考にのせられしにもとつく（）以下天正十四年より寛永四年四十二年の間二本松城は三家より城代をもて守らしむこともまたさたかなるを見ず今諸書を參考し年代の次序を追て是を定め猶後の勘査にそのふのみ

成實　伊達氏藤五郎後安房守と稱す兵部大輔實元此男なり天正十四年七月十六日政宗二本松を攻落し畠山の諸勢會津へ落るのち此ものをして二本松の城を守らしむ（弓矢卷東國太平記四家舍考奧羽軍秘錄書上仙道長假名名勝志金華抄古館辨事跡考館基考）

雄兼　石田右衞門

某　大條尾張守

某　柴田但馬守

天正十八年六月政宗秀吉公の小田原の陣營に參向しける折成實を會津黑川（今の若松）にうつして二本松を此三人に

勢をそひて置といふ弓矢記四家合考東國太平記古舘辨

郷成　蒲生始坂といふ源左衛門尉始小坂といふ天正十八年六月秀吉公小田原の陣營に政宗をめしのぼせ横行の罪を詰問ありて押領の地ことごとく召はなされ同年八月十五日秀吉公神君にはかり給ひ蒲生氏郷に四十二萬石をたまはり會津黒川の城主とせらる落穂集其時蒲生氏郷此ものを二本松の城代とす道齋記蒲生記四家合考名勝志事跡考書上仙道記（）蒲生記によるに郷成はじめに阿子島に居たり義暢いへらく本文の如くならんには郷成の前二本松を持たるもの有べしされども諸書に其名見えずされば蒲生記のあやまりなるべし但其身二本松におりて安子島をも兼て持たる事にや

重仍異に重佐繁仍又幸和に作る重仍もて正とすべし　町野左近助といふ食祿三萬三千石

同十九年六月十七日續皇史作九月氏郷に伊達信夫等加恩ありて都合百二十一萬石を恩賜ありし時郷成を白石にうつして此ものとて二本松の城代とす落穂集會津舊事雜考四家合考皆如此藩翰譜會規武鑑二年とす未知孰是　二月家老蒲生四郎兵衛か事ありて氏郷の男秀行を宇都宮にうつさる同じき三月合考金花抄作二月其舊領を上杉景勝に賜ふ其時此ものを二本松の城代とす諸書皆如此然るに會規武鑑に慶長二年云々の條の次に二本松番は小國但馬守（直郷弟繼他名）とありさらば下條とともに城代たりしか又は前後の城代たりしが深く尋ぬべし

某　門屋助衛右門來地七千五百石或云八千石

某　梅原彌左衛門同八千石

同六年七月藩翰譜・落穂集八月廿四日とすされども四家合考に景勝會津收公せられたるよし八月廿五日會津に聞えければ七月を正とすべし但七月の收公八月下旬會津へ聞えたりといふも時日遅引すこも疑ふべし續王代一覽にも八月とあり景勝謀叛の聞えあるによりて米澤へ貶せられ九月二十七日落穂集八月廿五日とす其舊領を再び蒲生秀行に賜はる六十一萬石藩翰譜四家合考落穂集續王代一覽其時二本松を東西にわかち西の城は新城舘に助右衛門を置て鐵砲谷を鐵砲谷の名は田地丘の正門に空穂坂といふ所のありしにかたどりたる也とぞ大手とす道齋記蒲生記名勝志金華抄書上（）蒲生支配帳と蒲生記とによれば彌左衛門後に大槻にうつりし也又蒲生記に助右衛門死後其跡を孫の但馬守に賜はりしに是も早世すとあり未考

安政　本山豐前守と號す秀行の男松平下野守忠郷の代に至りて二本松城東西を合て此ものして二本松の城代ならしむ道齋記名勝志書上蒲生記を案ずるに秀行の時梅原死して其跡を安政預けらるゝとありされども梅原の後に大槻にうつりし事同書と支配帳とに見えたれば死後安政に預けられしとはあやまりにや

安行　本山河内守と號す安政の男也父につきて城代

たり（道齋記、書上〇事跡考に云金華抄に重仍の次に代外池信濃守の名あるは誤なり是は安政の次に出す也且本山父子二代勤といふも誤也蒲生記に本山豐前死其跡二本松を外池信濃守にあたふ外池是迄は四本松の城代也しが此時二本松にうつる四本松は河内守よりあたひらる本山外池領知入替りし事を書せし古牘上長折村十郎兵衛家に今も藏せり其證也とあり義鳴いひらく外池か小濱に城代せし事はのせたれども二本松の城代たりし事は金華抄蒲生記の外所見なし且元和書上にも二本松の城代は本山豐前國河内と申しとあれば父子の城代たりしはうたがひなきのこゝちすそはとまれ姑く說の多きをとりて外池ははぶきつ後人是を詳にすべし）重訂國城圖を按ずるに安政安行は今の二の丸に住しなりさて此父子の家譜ある書に見えしは

安政　始加藤淸兵衛といふ慶長九年蒲生秀行朝臣につかひて倉津に住り（一萬五千七百石）此時に本山豐前と名乘元和九年致仕して寛永二年（蒲生記には三年の春とあり）十月十二日卒六十歲

安行　始加藤大助といふ寛永四年正月忠鄕朝臣卒せられて御令弟忠知朝臣に從て伊豫松山にうつり（四千五百石）同十二年忠知朝臣卒せられて家絶しかば近江國大津に住し入道して一閑と號す其うちゆかりに就て封內原瀨村日照田に住せしに慈明公父子の名譽を聞く召仕はるべしと仰けれども老病なれとて辭したるによつて月俸百口給はりしに萬治二年六月廿四日卒す七十八歲

某　酒井右近太夫

晴淸　太田原備前守

寛永四年正月忠鄕卒去の節二本松指揮としてこの二人を置酒井は本丸太田原は二の丸に在番す（金華抄）

重綱　源姓松下氏石見守と號す佐々木源三秀義の末葉右兵衛佐源吉綱の男にて下野烏山の城主たりしに藩翰譜寛永四年正月四日松平忠鄕卒去嗣子なきによりて其家絶ゆ（藩翰譜舊章錄及び會津見聞遊筆四家合考續王代一覽等に依るに忠鄕の舍弟中務に豫州にて廿萬石を賜ひしなりこは會津の收公をあはれみおぼしてなるべし）於是同年二月十日（藩翰譜〇一本に九月に作りたれども嘉明會津を賜はりしは十月なるに其前月こゝを賜はるべきやうなし一には正月四日に作る皆とるべからず）二本松の城地五萬石を賜はりてうつりしか同年十月（一に十二月に作る）二日卒す葬州傳寺法號州傳寺殿（名勝志諸說錄金華抄）

長綱　石見守と號す重綱の男也寛永五年五月三春へうつる義鳴いへらく他書皆長綱を城主の統に入れずされども父重綱の卒去せしは寛永四年の二月にて長綱の三春へうつりしは五年の事なるに其間いかに城主のなかるへしや且藩翰譜に重綱卒して長綱繼とあれは其暫く二本松の城主たる事論には及ばす故にこゝに揭て城主の數に加ふ

明利（金華抄作成利非也）　藤姓加藤氏三河國住人三之允某が男左

馬介嘉明の次男也藩翰譜寛永四年二月十日父嘉明會津を賜りし時明利に三春の城地三萬石を賜はる名勝志三春を賜はるは二月九日とすあらず　同五年本領のまゝにて松下重綱とかはり二本松にうつる金華抄嘉明の願によりてと有　同十八年三月二十四日卒す府下顯法寺に葬る法號松家院前拾遺道譽大禪定門名勝志諸説録加藤氏こゝに至て其家絶ゆ藩翰譜に明利男子四人ありしかども明利在命の内見考にも入ざりしかば家絶ぬと世にはいふなり明利が卒せし時兄式部少輔家人堀が事によりて家みたれしかば彼の事に罪せられて其事となく家たえしにやゝ云

某　彌三郎と號す明利か男也明成か家亡し年に彌三郎を召出され三萬石を賜りしに二十三歳にて卒し子なければ其家絶たり藩翰譜　義鳴いへらくこも亦他書にのせされ共しばらく城主の列に入れて左に論ず

義鳴いへらく先君二本松へ取替の命ありしは寛永二十年六月にて其前相馬義胤が二本松の在番したるも二十年の事なるは末に記しし如く然るに明利十八年に卒して其家の絶たる事藩翰譜の如くならんには直に義胤に在番を命せられずして二十年まで猶豫ありしがいかにぞや又明成が家亡びし年の冬彌三郎を召出され三萬石を賜はりしとはいづれの地を賜はりしにやそを當城なりとせば先君の二十年六月にこゝを賜はりしにかなはず明成が收公も廿年なれば也　そを他邦なりといはばいよ〳〵當城は明利が卒せし十八年より二十年迄空城となりしにて事實たがへり蓋し藩翰譜誤脱あるべしおもふに明成が家亡しとあるは明利が家と書へきを寫者のあやまりしにて明成が家亡しとあるは明利十八年三月に卒し故ありて前註に引たる藩翰譜の説の如し明利が在命中見參に入れざりし事抔によりて　家督の命なくしばらく家督の命なかりし故其家絶たりといふ説もありしか　其冬に至りて彌三郎を召出されて父の遺領三萬石を賜はりて二本松に住たりしに二十年にいたりて彌三郎卒去し子なくして其家絶たるとはあらざれば年代事實といとよくかなへり依て彌三郎を城主に加へて識者の批判をまつのみ○一わたり深くおもふに會津の改易も寛永二十年なるを彌三郎子なくして家絶たるも同年にて兩家の一時に亡びたるもあやしからずや金華抄には明成改易の時二本松も收公せられたりとありかゝれば明成が罪に連座せられしなるらんもし是を正説とせば前段の説は皆あらぬ事也また前段の説をもて實とせば兩家其事は異にして亡びたる年

の同しきも亦いふかし今は後人の是正を希ふにこそ

義胤　平姓相馬氏大勝亮と號す義胤二人あり本文はのちの義胤なり前のは長門守義胤にて本文の祖父なり混すべからず　寛永二十年加藤氏改易によりて二本松に在留し光重公へ城地引わたして歸國す名勝志諸説録皆義胤の家士在番すとあるは非なり今奥相茶話と御年譜とになみ且金華抄に二本松受取は相馬利胤なりとあり誤也利胤は義胤の父にて寛永二年九月十日に卒せし事茶話に歴然たるをや

光重公　寛永十四年御家督ありて白河の城におはせしに同二十年夏五月二日續王代一覽に六月とあり加藤石明成石州へ謫せられしによりて同月三日會津御在番記に十三日とあり會津城在番の命を奉り酒井忠勝溝口宣直土岐頼行上杉勝定と共に彼地におはします八萬石の彼士卒三千八百余人といへり然るに同年六月二日合考及金華抄に七月朔日とすされど白河發駕は八月三日家士は七月廿三日發足せし事御在番記に見えたるにもし七月朔日發足ありて東武七上られたらんには其往復の日數を除ては八月三日に白河御發駕の暇おはすべからず故に取らず雄澤雜話にも八月江府へ召せられ御所替の命を蒙り賜へしとあるもあやまりなるべし　俄に出府あるべきの奉書到來し不日に着府し給ひしに二本松へ所替の命を蒙らせ玉ふ於是同年八月三日白河御發駕御在番記による名勝志諸説録八月す御年譜と七月とするは誤なるべし二本松へ入部し玉ふ

附り

安達太郎の辨

安達太郎といふもの其説まち〱にて思ひまとへるもの多しよて義鳴が愚考をあげてことわりさだめんとす抑高國は小太郎とも稱せしかば世の人其領する所の地名を冠らして安達太郎とも唱ひしなるべし其出る處の名もて氏とするはかへりて古の習俗にてまた氏とするにあらざるも人其地名によりて呼なすもの多かり近く此際にすみし畠山村の人もていはんに畠山近江守氏詮は高倉村に住せし故高倉近江守とも稱し畠山式部小輔氏泰は椚山村の新城といふ處に館を築て住せしかば世に新城殿と號せし也今に現に仙臺の少將米澤侍従などいふも皆地名ならずやされば安達郡を領せし畠山小太郎もて安達太郎と號せんに何の妨かあるざるを別人とするからに其事跡にいたりて説とあやまるもの多し今諸書の説を左にあげて一々是を駁しつ取捨は見ん人のまに〱

名勝志云二本松は近衛の院の御時は安達太郎といふ人是を領して其子次郎三郎と三世にて絶ゆ其臣箕輪太夫

と云畠山太郎とは別人なり云々
義鳴いへらく高國は觀應二年吉良貞家と戰て嫡男國氏次男直泰と云人討死して國氏の男大石丸幼により て其臣箕輪義氏是を羽翼して會津にひそみ二本松は大石丸再び父の職を襲ふに至る迄空城となりし事前に記すが如しされば此三人討死して其家蹟のしばらく絶たるをもて三世にて絶ゆるといふ説を起したるや是れ高國が事なるらん近衛院の此時の人といふは何のあかしあるやいぶかし且畠山太郎とは別人也とあれども其臣箕輪太夫といへるは則大石丸をたすけて會津へ落たる貞氏ならずや又其書を見るに安達太郎の事記せし末に高國採題として二本松に住し安達太郎と號すとあり前には安達太郎と畠山太郎とは別人なりといひ後には高國安達太郎と號すと書しはいかにぞやおそらくは傳寫の脱文あるか又は近衛院の時と後とに安達太郎といへしもの二人ありしといふ意にやとまれ其臣に箕輪太夫といふもののあるからは高國の事なるは推ておもふべし
古籍辨に云安達太郎は按るに二本松嶽を萬葉集には安達太良山と書たり昔好事のものありて安達太郎と文字を書替て姓名としていへるなるべし
義鳴いへらく友鷗翁も此説をよしとはいはれしがおのれはしたかはず今鹽澤村田地ヶ岡の古壘は安達太郎の居處なりと昔より人の口に膾炙し其外安達太郎の名を記して其事跡をさへに錄し、もの少なからずもし有名無實ならましかば衆人何ぞ是をうべなひて今猶口碑につたふるにいたらんやされば本文の牽强はおもひて知るべし（追ておもふに安達次郎といふもののあるをもて安達太郎も全く人の名にて山の附會したるにあらざることを味ておもふべし）
元和書上に云安達太郎末葉代々名乘はさま〲替あれども代々二本松二郎三郎と申來候由賴朝公泰衡征伐奥州下向の時二本松の城主白河の關まで御迎に參候へば汝は信夫郡安津賀志山迄の嚮導せよと仰を蒙り御先打して御案内仕候御歸陣の時老翁は男子はなきかと御尋によりて無之よし申上る賴朝公聞取畠山重忠の末の子某を養ひ聟とせよとおふせことにて本頭安堵の御判物をいたゞきてより其子孫畠山修理太夫又左京亮杯申候云々
義鳴いへらく重忠は長寛二年の生にて賴朝公の東征文治五年の先鋒たりし時漸く二十六歳也さるを本文

に重忠の末子を二本松の城主の養子となすとあれば此時はやく多子ありしにやおぼつかなし退て按るに重忠三子あり嫡男六郎重保は由井濱にて戰死し二男小次郎重秀は重忠の存命の中栂尾明惠上人の弟子となり惠空と號し後親鸞上人に隨喜して證性とあらたむ三男阿闍梨重慶は下野國にて小山五郎宗政がために誅せられたり此外男ある事なしつらくおもふに重忠武州二股河原にて戰死せし後其妻足利義純（高國の祖）に再嫁して一子を産し其子生長の後其母先夫重忠が姓畠山を襲せしといへれば（是源姓にて畠山な氏とする所也）重忠先鋒たりしに附會して其說を作りしなるべし且白河の關に至て賴朝公を迎ひし老翁の事も所見なし但小山七郎等が安藤治といふものを嚮道者として藤田より會津の方土湯の嶽を越たる事東鑑に見えたれば是らをもまじへしなるらん又一わたり深く求るに平治物語賴朝義兵をあげらるゝ條に建久元年十一月七日始て上京せられけるを近江國千の松原といふ處につかせ玉ひあざゐ北郡の考翁を尋ねらるゝに二人の老者を卒て參る土瓶二つ持參せりあればいかにと問玉へば君の昔聞し召されし濁酒也と申せばまことにさることありとて三度かたむけて汝子はなきかと仰ければ候とて奉る則召具せられけるが安達が子になされて安達新三郎清常とて近習ものにて有けるなりと見ゆ是則老翁の子をもて安達が子となすといふ事本文に概似しかも安達の姓二本松により處ありて且は新三郎といふと次郎三郎とあるによくかなひたりかたがたおもへばかゝる事をも引合してものしゝにはあらざるか元和の頃は學問の道大にすたれたる折ふしなるにまして二本松は會津より城代を置たる時なればかうやうの事に誰深く是非をたゝしあきらむるものなくお老のいふまゝに取あつめて書上しなるべければまさしき據とはしがたし

一此地民間につたふる安達太郎明神箕輪權現鬼面骨明神緣起（三郎緣記とも）と題する書あり（木代著寬保元年に書たる安達絹には此緣記をさして古き書ありと記したれば書なることうたがひなし）友鷗翁はたゞ妄誕取るに足らずといはれしかど其記す處すこぶる順序ありて人をまどはすふしなきにしもあらず義鳴是がために少しくおもふ處を論て是をとがめんとす

奧州安達郡二本松鹽澤村田地岡の城主安達太郎殿と申候此太郎殿は都より御下り安達郡の郡主に御成り今の

田地が岡に屋敷を立御座候

義鳴いへらく安達太郎のことは前にいふさて高國は上方より下りたる人のこゝに府城を築し也心をとゞむべし

其頃飯坂の城主は佐藤殿と申候

義鳴いへらく飯坂には佐藤氏の住せし事歴證ありて世人のあまねく知る處也本文是によりしならん

佐藤殿御娘安達太郎殿御妻に御座候其時は奥洲の國司は多賀の國府と申所に御入國司おごり人にて國中の美女を御尋然る處安達殿の妻佐藤殿の御娘美人のよし御聞及び佐藤氏へ御所望に候へども安達殿を聟に取り四才なる子も有之候へば其義難斗よし御返事候へども國司重ての仰に左様ならば安達殿を何様にもはからひ候ての後奪取候様にとの事にて佐藤殿も國司の權柄におそれ佐藤殿虚病を御煩被成以の外の間安達殿並に御前をも一つに信夫へ御越候へと御迎ひを被遣安達殿おどろきて御前一つに信夫へ御越候安達殿は別處をしつらひ置申候御前も奥へ入りさて安達殿を可殺申手だてを安達殿御前に開四歳になる御子に文をもたせて忍びて父のかたにつかはされ候へば

義鳴いへらく川崎村大將内に住せし畠山宗賴（大井田觀音坊が事也）二本松の正統を新城家より繼たることを大に憤りすみやかにおもひ立んと企けるが猶案内を伺んため二本松の近族を味方にせん事を謀り己が娘千歳の前といへる容貌美しきを新城左近將監家綱の男八郎倘綱に合せけるに最愛甚しかりければ宗賴大に喜びやがて彼夫婦を己が舘に招て二本松を襲へ討べき内談をなす家綱此事を早く聞出して大におどろき畠山義國に訴へてうかがひを散んため自ら大將内の城に進發せし事金華抄に見えまた岩城重隆の女に笑窪御前と稱する美人ありと白河の結城左京亮義綱の男晴綱に縁約ありしを伊達植宗にめあはせんとて其女を請たるより闘爭となりし事奥相茶話に見ゆ本文之に同じ

道にて佐藤殿見付て奪取り其まゝ孫をも殺可申體に見え候處を乳母並箕輪太夫兎王丸殿といふ安達殿の侍見付抱取山つゞきに安達山へ隱申候其後佐藤殿安達殿一戰あつて安達殿やうやく命ばかりにて信夫を取除候へばはや田地岡は國司の勢にて乘取り夫より安達殿直に都に御登りの由御前は自害とも申候さて安達山にかく

れ玉ふ若子乳母幷二人のものとも太郎殿打負給ふと聞き深く山に忍ひ居候へ共山々を捜し危く見え候間山神の力を賴申候へば山神忽顯れ深く守護し玉ふ

義鳴いへらく高國吉良家に打まけ子國氏らと共に戰死したる時國氏の稚子箕輪太夫（本文同名）介抱して會津へ落たること既にもいふが如く且箕輪太夫大石丸を抱て安達太良山の奥に潜み畠山再興をこゝろざしあたたら明神へ祈願したるは金華抄に見えたり本文箕輪太夫が安達氏の子をともない安達山にかくれしより山神の力をたのみたる迄大に似たり

今の鬼面山にて信夫より登るものどもを防き山神力を合て終に若子のおはせし處を信夫のものども見付不申候然れども深山の事に候へば月日送り兼里近く下り給はんとし給へども何方も敵地故叶かたく難儀に及候處壹人の老婆忽然として來り道しるべして會津萬代山の麓猪苗代のさとへ下り三年を送り給ふ

義鳴いへらく箕輪太夫大石丸をたすけ遂に會津耶麻郡婆堂（今猶あり）といふ處に潜みし事前にいふが如しさて本文に老婆忽然として云々とあるは婆堂の名によりて附會したるらん

父の安達殿は都へ上り御訴訟これあり國司幷佐藤殿逆あらはれ國司は流人に仰付られ佐藤殿も同罪に仰付らるべき處安達殿重て御訴訟申上らるゝは御掟御尤に存候へ共身の義に御座候て忰のためには祖父の儀に候へば是非御赦免を蒙り度旨願出申候に付御赦免なされ安達殿本領安堵にて田地岡へ御歸城なさる

義鳴いへらく大石丸はじめ會津へひそみ後關東に赴き應永二十年二本松の城をぬき再び歸住せし事まさしく本文にかなへりがた〳〵おもへば本文は高國等が事を作りかへたるは疑なきにあらずや

さて又若子は三人の者とも猪苗代のさとより御供申罷出る安達殿常に熊野權現八幡大菩薩を御信心あそばし白旗峯と申處に安置し給ふ今の二本松是也

義鳴いへらく白旗峯に此兩社を勸請せしはまさしく國詮の子滿泰の仕業なれば本文すべて畠山氏の顚末に基きたる事いよゝあきらはし

右安達山より若子道しるべし玉ふかの老婆は萬代山の神靈なり夫より山を婆體山と申候山神は婆なる故らば體山と申候を末々には萬代山と申候由に御座候

義鳴いへらく會津舊事雜考に磐梯山は萬葉にいはゆ

る會津嶺是なり今耶麻郡に屬すれども耶麻郡ももとは大會津四郡の一なればなりとまた四家合考に延喜式に耶麻郡磐梯の神社とのせたるも磐梯明神なるよしまた空海行狀記大同ニ年大師磐梯山惠日寺を會津へ建立すとありといへれば磐梯山の名ははやくよりの事にて後世の呼始たるにはあらざるなりけり其僞撰妄著なる事は是にてしられたり友鷗翁のとられざりしも果して等閑の論にはあらざるなり○東鄙草又齋草といへる小册にも本文の話をのせたりこはまた其まゝにうつしゝものと見ゆればふかく論せず

安達次郎の辨

安達次郎といへるも何人なるにやいまだ定說なし義鳴いへらくこは國詮の事なるべし國詮は次郎とも號しゝかば高國の如く世人安達をかぶらして稱せしなるべし諸說錄に竹田町長泉寺は安達次郎其臣箕輪太夫のために建立すとあり高國國氏をはなちては箕輪か君たらんもの國詮ならずして誰ぞや

相生集卷之第壹稿 終

相生集巻之貳稿目錄

○村邑類

○郡山　小原田　日出山　笹川
久保田　福原　日和田　高倉
八丁目　梅澤　八山田　横塚
笹原　荒井
○片平　河内　夏出　長橋
富田　早稻原　堀ノ内　前田澤
上伊豆島　下伊豆島　安子島
○大槻　只野　山口　大谷
八幡　駒屋　川田　成田
野田　鍋山　富岡　下守屋
○本宮　仁井田　荒井　關下
青田　苗代田　羽瀬石　下樋
青木葉　石莚　高玉　横川
中山
○糠澤　高木　和田　白岩
長屋　松澤　稻澤　初森

○玉井　永田　深堀小屋　原瀬
箕輪　椚山　上大江　下大江
大江新田
○北杉田　南杉田　舘野　高越
上成田　下成田　細井

以上七十四區此册に收めたり

相生集巻之弐稿

外史　大鐘彌兵衛藤原義鳴輯

○村邑類

郡山　コホリ山と訓す安積郡にあり二本松を去る事六里十六丁官道の驛次にて毎月六回（五の日十の日）市をなして有無を交易す市鄽三つ上町といひ中町といひ（實は上町に附く）下町といふ（屬町は末に記す）倡家ありて繁榮府下に次ぐ【沿革】【名義】名抄に芳賀とあるは本邑の舊名也（舊事記に村の東方八丁といふ處ありて此邊及び横塚村などは和名抄にのせたる芳賀の郷也さて高石の祐長壇といふ所につきて東にさし出たる堤を小帝といふ又横塚村塚毀といふ畑より希に玉鐶玉曲管玉など種々の古物堀出せし事あり然ればいかにも上ツ代に高貴の人を葬し處と覺ゆ下りてのよに物わかぬ野父らが妄に其名を名付て墓とは稱しけるを後に芳賀と改しならん云々此外一賀もて本邑の舊地とするは諸書に見えてうたがひなし目録には日和田より六丁西にはかの目と字する地あり古へは人家ありし處なれども今は田の中に跡あるのみなりと村老いへり此芳賀の名の殘りにやといへりいかゞ）永享年中（一に十一年一に十五年）保土主伊東氏横塚よりこゝにうつりて郡山とあらたむ其證は今横塚に芳賀地といふある是也（舊事記に伊東氏の始大和國郡山を領す文治五年藤原泰衡亡ひて伊東氏に安積郡を給はりし故本國の郷名をとりて郡山と號すといふ按するに工藤祐經の子犬房丸後に大和守祐時と名のる又太平記に安積伊東は大和守の前司とあり實に伊藤氏始大和の郡山をも領しゝならん然らば伊東祐長稲荷館に移りてより此地を郡山と稱し氏にも稱せしならんとあり義鳴いへらく祐長は片平村に但せしなれば彼が稲荷館にうつりてよりとあるはあやまり也且祐長が安積を賜りしは文治年中諏訪館の主稲荷山館にうつりしは永享年中なりといへれば其間二百余年也さすれば祐長の時より郡山と稱したりといふはいたくたがへりおもふに諏訪館の城主は片平伊東の分派なれば永享の年こゝに館をうつし宗家の昔を忍びて地名をも郡山と名づけしならん尚深く尋ぬべし○奥一閑書に云往古八郡山小村なりしとおもはる天正前に村名を書しものなし天正以前も郡山あたりが必定なれども至て小村にて片平の和田には及ばざりしとおもはる寛永の頃までも町短く間數なかるしなるべし貞享元祿の頃の人帳を見るに上町有人漸は百人位也今は上町有人二千余人なり之を以て見るに天正寛永の頃はいかやうの小村なりしや又云今の郡山は天和年中のなばかりなりといへり）　館町（伊東の館ありし故也）　茂場（收税の金庫あれば也）　東青阿彌陀町（あみだあれば也）　大重（大乘の名をさけたる也）　西の内（奥一閑書に云西の内は郡山より古き處也といふ往古は名主屋數ありし處といへりくはしくは神廟の靈の宮の條に云）　稲荷町（稲荷の宮を安置する故なるべし俗に十日町といふは音もてあやまるなり）（館町以下枝村なり）

小原田　コハラタと訓す同じく六里三十一丁官道の驛次にして郡山につく（以下十二邑並に同じ）【沿革】永享天正の頃は小荒田といひし也和漢三才圖繪に小田原に作るはあらず【名義】古く荒田をかへして民家を作りし名にはあらずや

日出山　ヒデノヤマと訓す同七里官道の驛次也【沿革】一説に古はヒヂヤマと唱ひし也といへり按るに豐後に

日出と唱ふる地あればよしなきにあらず（つとちと音かよひば日いつを日いちと轉じしをはぶく例あろより遂にひちとなりしならん）名義當村は一郡の東にて日初て出るを拜するより名付たりと見ゆ（便覽）枝村臺

笹川　　サヽガハと訓す同七里餘官道は驛次也沿革名義古號は名倉といふ後に笹川殿の居城によりて今の名にあらたむ（便覽の笹川御所居城ありし年代は古跡の條にいふ合せてしるべし）里老の傳ひて往古シノ川と稱せしといへり義鳴おもふに是は王代一覽にこゝにおはせし滿足を篠川殿と號すなどあるによりてなるべけれどもそは彼の書のあやまりにて篠を猶ささと訓するものをや和名抄に篠和名之乃一に佐々俗用二小竹二字一謂二之佐々一細々竹也とまた天武記に將軍會二於篠浪一云々篠ハ云二佐々一などあるにもしるべし（此外は略）すさるを愁なる土人かよみひかめて古はしが唱ひたりと云出したなるべし既に櫻雲記にはこゝの名を佐々川と書たるものをや枝村成山

久保田　　クボタと訓す同六里官路にありて驛次にはあらず沿革始め今の地より二三丁東にありしといふ（今其處を元久保田といふ）古文書には皆窪田とあり今の如きは國字なり名義田つらの高きを高田ひきゝを窪田といふに訓すればこゝも田つらの地勢ひきゝよりの名にはあらじか

福原　　フクハラと訓す同五里半官道の驛家也沿革慶長以前は今の驛東大隈川の邊にあるゝを慶長年中今の地に稱せし也故に驛東の地を西原といへり今の驛よりは東なれども舊驛の時呼馴しまゝに今もさはいふなるべし又古き道中記に福原より郡山へ二十五丁杉本橋あり藥師堂ありと見ゆ今驛南の本橋寺境内に藥師堂はあれども橋はなしおもふに慶長以前の舊驛に橋及び藥師堂ありしならんと村老の話也恐らくは本邑と久保田との間に今猶ある橋をいふにや（日錄）一説に中古迄本村は田村郡に屬せしといふ名義土由按に以ㇾ福名ㇾ地大約辨天によるもの多し信夫郡福島にも逢隈川東岸に辨才天の堂あり是中略此福原もに本栖寺境内地中に辨天の堂あり是必ず古き辨才天にて福原の名由て出る處なるべし此神のたゝせ給ふ地を福をもて名付たる故は佛説最勝云々と此の神を信仰するもの必ず福德を得ん事をとけりされば此神を崇め祀るの地必福を以て名付つくる地かならず此辨天あるべし（日錄の略）

日和田　　ヒワダと訓ず同四里半官道の驛次なり沿革名義里考の傳に天正以前の日和田は今の驛より西なる

山際にも今も其町家の跡あり其頃の道筋は大槻よりこゝに出で夫より石筵村に行しといふ（其時仁井町といひし町あのこは大槻より達する旅人の荷を居ながらまつといふ意なりしとぞ）又日錄には村老に碑の說にいふ日和田の驛は元部和田なりしを驛の東南拾貳と稱する處に權現の古社ありて此社地の四邊皆田なるに其角に分てある處の田一枚を日和田とよぶ（寄進田）よていつの頃よりか部和田の名の不佳なるを惡て其田とをかふ故に今は驛を日和田といひ其田を部和田（今へヤタといふは訛謬なるべし）と呼といへり士由按るにへとヒと音かよふを以て見れば邊和田日和田同稱なるべし二稱の中いづれが本主なりといはゞ邊和田本にして日和田は轉なるべし其故は此熊野の社地四邊皆田なるをもておもひは部は邊の借字にしてほとりするの言和は輪の假字にてまろに開たる意にて此地すべて邊和田と呼しなるべし（今十二と稱するは熊野十二社より出たる名と見ゆれば此社古きに引れて終に其地は十二と稱し本の名にたまたま田の字に殘れるなるべし）此熊野の社は古の鎭守にして今の驛を去る四五丁なれば此邊迄もすべて部和田と呼びて村の大名にもなりしを後無名の不佳なるを惡て日和田と改しを傳ひまかひてしかいふにやとあり義鳴いへらく名のよしは士由が考にまかすべけれど阿部の姓を往古は阿日又日置など呼しをおもひば日和田も猶へワタと訓したるも尋常に訓ひかめて二稱の如くなりしならん古文書には部谷田戶田抔書たるもみゆればうつりてはさもいひたるらん賦額にも猶部谷田とあれば寬永の末迄も其名號は行れしなるべし蕉翁紀行に檜皮と書たるは彼檜皮葺抔いふ文字を借りたるなめればしひて論せず因にいふ元祿年中磯村氏が紀行東鄙草に「歌にうたふ日和田はこゝぞ女郎衆を鍋の額も色の黑さよ」といふ狂歌あれば其頃迄も遊女ありしなるべし（便覽に宮村は昔安積沼に大蛇住し時自から風雨して耕作の賦もあしかるしに其な退治してより五穀もみのり日和よくなりしより日和田と稱しけるにやとありうけがたし）

枝村宮下道場

高倉　タカクラと訓す同三里半官道の驛次なり沿革天正以前は今の民家は郭内にて大路は館山のうしろにありしといへりおもふに其折は郡山今の古海道といふ處より梅澤八丁目を過て此所に出しなるべし名義安藤親重の說に古へ安積郡中の貢米をあつめて貯置たるよりの名なるべしといへり義鳴按るに丹波國に高倉山といふありて正家がよみたる歌に「高倉の山のふもとのさとなれば積おく稻の數もしられず」是は名寄に見ゆ

是をおもへば親重の說もよしなきにあらずまた日錄には賴長公の臺記云仁平三年七月十四日去々年厩舍人勝延貞爲ㇾ使下ニ向奧州ニ先年可ㇾ增ニ奧州高鞍庄年貢ニ之由禪閤被ㇾ仰ニ基衡ニ云々（義鳴いふ玉勝間にも此文を引て知る人多かれば悉不抄）と見ゆ高鞍は文字たかひぬれども今安積郡に高倉の驛ありもし古の高鞍の庄の名の遺れるにはあらずや高倉の地名は伊具郡にもありて其地には高倉寺といふ古き寺ありて嵯峨天皇の宸筆の額ありもし亦彼邊古高鞍の庄なりしや今よりは知りがたしよて今兩部の高倉を擧て後考に備ふるのみ枝村萱沼橫森新田

八丁目　ハツテウメと訓す同四里半三春街道の驛次也名義日錄に福原村矢給の渡の邊に水神の社あり其山は田村領の古館にて水神館と呼ぶ此地より八丁目村の境まで八丁ありし故の名也と村老いひり枝村一の坪（日錄に此地古へは一ノ壺村と稱して一村也しが今は八丁目村に屬すと村老の話なり）瀧黑磯仲澤岡根岸田中門前

梅澤　ウメサハと訓す同三里半沿革前の八丁目とは古の官道也といへり名義梅の木の多なる地なりし故か又は梅の木の生たる澤を開しよりの名か枝村古屋敷東屋敷新屋敷向田屋敷高屋敷

八山田　ハツヤマダと訓す同五里沿革永享の頃の文書には八俣村とありよておもふに土人八俣とも八俣ともいひたるが混じて今の名となりて文字も替りたるにや八俣の蛇とも八俣の蛇ともよみなすとあるが如し名義按るに江戶三股の瀨抔の例によればこは道筋の八筋にわかれし名に村家を作りしよりの名にはあらじか枝村下屋敷能野屋敷築舘勝木澤舘屋敷行屋八ツ屋敷（古跡）山崎中ノ内花川

橫塚　ヨコヅカと訓す同六里半沿革古の人家は東の方にありしを洪水の時今の地にうつすといふ名義塚毀といふ處あるによりての名なるべし（大概記）

笹原　サヽハラと訓す同七里沿革古は町水村といひし也（便覽）名義小笹の繁りし原なるゝ故の名にや名所詮に別考あり名所の部にいふべし

荒井　アラヰと訓す同七里沿革古名は撫子村といひしよし（大概記）名義荒井氏居住の地となりしより其名を改めしが又新なる民家の繁植たるよりの名にて新居の意か新と荒と居と井と俗間通し用ゆ枝村撫子北井芝宮

片平　カタヒラと訓す安積郡にあり二本松を去る事六里沿革名義古の官路にて中村岩倉前田川とて三村也

しを古城主大和守の子姓を片平と改めしより片平村と號して三村は端郷となりとぞ便覽義鳴いへらく夫木集に出たる片平越の歌は何人のにやしりがたけれども夫木集の撰者長清は建長正元の頃に盛りし人とおもはるゝに正元より天保十年に至りて五百八十一年なりされば片平は古よりの稱なるは知られたり枝村館西、岩倉、深谷、段子、森、谷地中、中村、渡戸、上高森、下高森、大宮、下館。

河内　カウツと訓ず同七里片平村に附く以下九村並に同じ名義日錄云カウツと唱ふはいとおもしろき稱也萬葉集第八養老七年癸亥五月幸二于芳野宮一時笠朝臣金村作長歌の反歌に毎年如是裳見壯鹿三吉野乃清河内多藝津白浪此外集中猶多しされはカウツはカウチのうつりたるにて則額取山に瀧ありて其處を河内村のうちの瀧り字すれば則たきの河内といふ義より名付し村なるべし此瀧は則淺香沼跡の村々を過て八丁目村に出る小河の源也云云積達故事談には河内村には細流なれども四方に河あり畿内の河内國に似たりと義鳴按るに出雲國風土記河内郷の條下に大河此郷中の北流故云二河内一抔もあればこゝの村名も二子か考には出さるべし枝村藤内、打、鹽原、中ノ原、平内、竹ノ内、原、鳥越、久保、小中山位ヶ澤、熊越、瀧、氷室、笊内。

夏出　ナツイデと訓ず同六里名義日錄に淺香沼を切落して田地とせし始時しも夏にて炎熱のために乾きて最初に開けたる村故に夏出と名付しにやと便覽には釆女は片平村の産にて其處の住たるか秋冬春の三節は片平村にありて夏は此さとに住たる故夏出と名付しかとありくらべては日錄の說まさりたるこゝちす

長橋　ナガハシと訓ず同六里名義前と同じく開發の時深泥の地にて誠に瀧より來る處の流れもあれば久しく長橋をわたし置しよより乃名なるゝにや日錄枝村大穴後庵一に椀に作る小倉、一ノ關、五十内、反田、南浦士由云こゝに此名あるは安積沼の舊地なる事的證なるべし

富田　トミタと訓ず同六里餘沿革古は富田上大島下大島とて三ヶ村なりしといふ便覽名義田穀のみのりて富饒ならん事を祝ふてつけたる名なるべし枝村笊坪、鹽ノ竹、諏訪ノ内、池ノ上、池田、十郎内、天路、北向、新屋敷、大島、安久戸。

早稻原　ワセハラと訓ず同四里半沿革永享頃の文書には早田原とあり名義此地新穀の早くみのる故の名な

るべし日錄便覽枝村大谷地、出新田。

堀ノ内　ホリノウチと訓ず同五里沿革往古は隱津島村と云諸書如此永享の頃の文書には角津島とあり義鳴いへらくこは隱いの初瀬のよみたる例あるによりてカクツともよみたらん便覽に上伊豆下伊豆安子島三村の角なる故になりとあるはおぼつかなし只隱と角と和讀の同しきより通し用ひしなるべし名義日錄云また大なる堀をうがちて淤泥を流し土地を開きし頃其堀の内にありし村故にかく名付しにや又一わたり深く考ふるに高田文鏡か鹿島日記に十一日照近嶺眞など具して大堀さまへ行中略こは井野新田也井野村は台宿の東北の方につゞきてそこに城の内堀の内抔いふ坪字なれば古き城の跡なるべしといふ事をおもひはこゝも伊東氏の舘基ある地なれば又城の堀によりて出たる名なるも知るべからずと見ゆ考證には飯津島村有二上一村一西爲レ上由而過レ之隱津島爲レ奥故隱津島是奥飯津島元略也隱猶二隱岐之隱一神所レ居蓋別爲二一區一界以レ溝故後世改二堀之内一堀者溝也今有二地名二堀切一者隱津島飯津島等所二以呼レ島者其在下日和田川與二五百川一之間上地形爲レ島故也又安子島皆可二相考明一也とありいつれ此二說のうちなるべし枝村赤津、堀切、こは堤を掘切て溝水を田つら杯へそゝきし故の名なるべし

上伊豆島　カミイヅシマと訓す同六里沿革是も永享の文書に飯津島とあり享錄には上伊豆島本色鹿島社鰐口の銘と書たれば其頃ははや今の如く也と見めさて文和には上津島鹿島社棟札とあり是則いを省く例あれば平生の稱呼には上津島といひたるより文字もしか書たるならん名義日錄に今は伊豆とかけども新村の意にて出村なるべしと見ゆいかゞなるべき義鳴いへらく片平村の堡主伊東氏は其宗家伊豆の伊東に住せしゆかりにより片平村に伊豆箱根三島の三社を勸請せしといふにおもひ合すればこゝの舘主伊東氏も片平の分派なれば宗家の地名をうつして伊豆とは名付しに飯と伊と同しひゞきあるよりさも書たるにはあらざるか便覽には上伊豆下伊豆島堀の内子安島此四ヶ村は神代の昔神戰に干滿雨顆龍留の軍配ありて海潮の滿干ありみつる時と此四ヶ村島と見えたるによりて名づくとありこはいとうけがたし枝村小倉

下伊豆島　シモイヅシマと訓す同五里半沿革名義前に同じ枝村瓜坪、雜子內。

安子島　アコガシマと訓す同七里會津道中の驛次也沿革蘆名盛氏武鑑には安久子島とあり名義目錄に云村老の口碑に此村古より子安觀音あるが故に子安か島と

いふべきをいつの頃か誤りを安子とはいふ也と士由按るに安子は日本記神武天皇の御製に之多瀰能阿誤豫々々とあり阿誤の左に小兒也とあり又海玉篇に大男大女吾子註に吾子謂二小男小女一也などありて古くは小兒をあこといへり是によれば子安の觀音の緣によるとも小兒島といふ義にても通ずへし又後世に名づけたる名ならんには子安と安子と轉倒せしといはんよりは安レ子といふ義にて安子の島と名づけたるを後に訛りて字音によつて今の如く呼りといはんも一説なるべし島は例のシマイのはぶかりにて水牛の洲にもかきらす四方のはなれて一坪なる地の稱なればいつこにも又島と名つくる地多し其類なるべし枝村竹ノ内、大岺、荻袋、四ツ谷、笹ノ臺、蘆ケ入、一ノ澤。

大槻　オホヅキと訓す安積郡にあり二本松を去る事六里半沿革古は松井と兩村にて便覽官路也しとそ名義村内に槻の木あり村名の由て起る所也ありといへり八幡村神主所藏天文の書に此名もれたれば夫より後の名にや　因にいふ閑老志に苅田郡槻木驛往時綠口有二双槻樹一以二星霜久一枯稿已甚中略植二新樹一而繼二舊名一云々名義のよる所是に同し枝村福良澤、六角堤、龜田、針生、積達故事談に榛生なるべし日本紀萬葉集に榛原あり云々　清水内、日向太田、胡桃澤、土橋、松井、新町、室木、道山、下大谷、滑河内、谷地内、谷地、堂山、杭屋敷。

只野　タダノと訓す同八里大槻に屬く以下十邑並に同じ沿革古文には多々野とありこは假字なり名義只野大炊頭か住せし地なれはいふにや又は小なる木も生せすして曠原平野なりしより徒野とは名附しか枝村大鶴、堀口、瘤内、別處、畑山、上白石、下白石、戸ノ内、轟、休石古跡山田

山口　ヤマグリと訓す同八里名義八幡山の入口なればなりといふ便覽枝村瑠ノ口、膳部古跡也膳夫又是姉と書たるもみゆ同訓なればなり鹽原、新田、稱宜内古跡

大谷　オホヤと訓す同七里半名義笹川御處の男持仲の子大峯をこゝにうつし大谷峯を開きし事あり若御所明神の條にくわし　村名の起る故なるべし枝村田中、中條、上屋敷。

八幡　ヤハタと訓す同八里沿革名義便覽に安積は菱形庄八幡鄉と中略山崎は當村の古號にて八幡は一郡の惣稱也としそ此邊は皆八幡の宮地也しか南後兩茶屋のもの共世わたりのため此地を田畑とし元曆年中當時の管領藤原康衡宮地を定め百八十間に百五十間の除地を立て其外は高に結びて八幡村と號し夫より一村の名となりぬと見ゆ村鑑には八の旗降りし故に八幡村と改と

見ゆ（是は八幡宮の御號の起りしといふ俗によりてまた附會したるならん）遊覽志には此邊に阿野幡山此旗山大將旗山源太幡山白幡山平太幡山高幡山とある故に名つくとあり皆信を取るにたらず義鳴いへらく山城國男山の梺に山崎といふ地あればこゝも彼地をうつしゝなるべしされば山崎を古號也といふもうけかたし()因にいふ菱形庄といへる名は便覽又は伊東系圖抔に見えたれとも其地を定かにせす義鳴私におもへらく安積郡の形勢（會津に關する地ははぶきつ）大かた菱に似たれば好事のものゝ唱出たるにや考證には片平の管下に菱形庄といふ名ありと見ゆ他書にはいまだ見あたらず深く尋ぬべし枝村東、西、西原。

駒屋　コマヤと訓ず同八里名義八幡の神宮の神馬屋のありし處故名づけたるとぞ又は豐前國宇佐馬上峰のうつしともいふ（便覽）枝村館、中屋敷、杉田、畑中、大木内（古跡）油内（古跡）

川田　カハダと訓ず同八里沿革名義此處は八幡山の流水の落合で皆川原になりたるに自から川はひくゝ其地は高くなりて白幡の民家うつり新田を開發して川田村と名付くといふ（便覽）

成田　ナリダと訓ず同七里半名義田穀成熟の祝言なるにや村老の話に何所にまれ成田と稱する地は膏沃の地にて秋實もよしといへれば祝言の名のみにはあらざるかや俗に安積成田又鎌成田といふ昔古城の上に諏訪明神あり神木の榎二股の間より鎌の生たる木あり其事を蒲生氏郷聞及んで宿願主山田金兵衛に尋給ふ金兵衛爾木を伐て氏郷に奉る氏郷大に怒りて名木を卒爾に伐たるは不念なりとて金兵衛を勘氣せらる此故事によりて鎌成田といふ今も神木の榎に近隣の鍛治共宿願とて鎌を打こみ春を祈るといへり（蒲生記、村鑑、大概記）枝村北の内、西畑、西の内（北、東西）城戸、（館の城戸跡なるべし）中屋敷、宮屋敷

野田　ノダと訓ず同八里沿革鍋山村より分れたりといふ古書には鍋山村枝郷野田新田とあり（田間漫錄）按るに寛文の始に分れたるなり名義此處は皆里原なりしを八幡村の土民太郎兵衛といふもの開發して野田新田と名づくといふ（便覽）枝村寺屋敷、田中、北ノ原。

鍋山　ナベヤマと訓ず同九里名義此處は八幡村八幡鳥居先にて外に祭神なし古は農家も多からず村の南にて鍋を鑄たる故村の名とせしと便覽に見ゆ親重か考には此邊山多ければ並山の義にやといへり枝村鳥井戸、（古跡）明地向中田。

富岡　トミヲカと訓ず同八里半名義突然として高き丘を頓岡といへば（詩の衛風に送レ子渉レ淇至二于頓丘一此頓丘は只地名也といへどもかゝる地勢より名付しなるべし）こゝも平地にくらべては高き土地なれば頓丘の意にやとおもひけれど俚俗のさる深きよしを求むべきにあらねば只富岡の如く佳名をとりたるならん枝村南里、中屋敷、新屋敷、鯨、臍川、河原、三本木、田宿、闕ノ上、山寺、角ノ内、森越、山王臺、富士、沼臺。

下守屋　シモモリヤと訓す同九里沿革元祿の頃の文書には守谷と書しを見しに夫より前永享の書には今の如く書たれは同訓なる故谷とも書たるらん（古へはすべて同訓なれは本義にかゝはらず通じ用ゆるも多し是れも其一なるべし）名義飯盛山の麓の民家をしめたれは盛屋の意にやさて岩瀬郡の中に町寺屋といふ村あれは下守屋とは彼村より出たる故の名にやともおもはれると前の三村と此村と地脈つゝきて且は古へ同領（寛永十九年迄は同領也とおぼしき定證なり）同村（八幡村八幡へ永享十一年氏祐のものせし幢斷の文に守屋とのみありて今の如くわかたされば同村なりし事も推て思ふべし）也は見ゆれは後世其地勢もて四ッに分ちたるにて實は飯盛山の麓なれは名付たるにてこゝそ首村なるへき枝村榎ノ内、田ノ保、宿屋敷、新町、祇園、館。

本宮　モトミヤと訓す（東國太平記にホングウと點せしは誤也）安達郡にあり二本松を去る事二里半大路の驛也毎月六回（三の日八の日）市を設く市廛二ッ南町といひ北町といふ（附町は末る）娼樓ありて賑榮す沿革名義始めは北町のみなりしを（義鳴いへらく弓矢卷天正十三年十一月十六日の條に政宗公も岩津野へ参り本宮へ御うつりならせらる本宮其頃は只今の町は畑にて家一ッもなく小川流れ候處をやういにて内町計に人居申候とあり此弓矢の卷は慶長五年にて繁をたちたるに只今の町は其頃畑にてとあるをおもひは天正の末より慶長五年迄の内に人家は繁殖したるなるべし勿論南町は慶長十三年に開しともいへれは弓矢の卷只今の町とあるは北町なるべしされども久安の昔は本目村といひ久安以前畠山滿詮鹿子田館を築て住し本宮殿と稱せしといふ説あれば其頃既にさるべき村落なりし事著し然らざれば弓矢の卷うたがふべきに似たれど彼書は成實か日記なれば捨がたしこは北町の舊地は異所なりしよりかく齟齬する事出來しにやとおもふなり此頃明神の司祝鈴木廣繡して古老の傳を求めしむるに古の官道は今の南町の西にて其地に今猶反町鐵砲町などいふ名ありて北町も今の大町新町邊は後世に開し町なるよしいひつたふるとぞ是にておのれうたがひやゝはれたりさて又弓矢卷小川流るゝ處云々此小川は今のあたらし川にて今の大川新町は其頃は畑にておりしならんさて内町計とあるは明神山の麓より新町迄の間にて藩邸はこゝにありて反町鐵砲町杯いふは則市家ありし處なるべしかゝればよく符合しておのれがうたがひ晨夜の隔なくにえたらんが如く春水の名殘なくとけたらんが如し○南町の紀に小沼甲賀慶長九年十月本宮のふた町へ引越申候とあり此二町はいづちなりけんきゝもらしたりさは大町とあら町を合せたる名なりしにやよくたづぬべし）慶長十三年小沼伊賀（實名は貞治といふ田村清顯の浪人）新町を開きて舟渡町（義鳴いへらく今の渡場ある地あるべし）中町柳町と名付といふ（今の南町也○南町記慶長九年伊賀政宗に謁見したる條に伊賀申上候は只今の居屋敷は地狹にて取廣け可申彊地無御座候もし新屋敷相立可申候はゝ此町頭に赤坂と申可然地御座候由申上候處案内可仕由にて伊賀被召連彼地一に御見分被

成彌此處町割可仕旨御下され永樂錢二百文被下置候也、略、誰某八人之外六十一人右の代物割符にて御渡急々取建候へば慶長十三戊申年十月六日に舟渡町中町柳町と名付三町割作事等不殘出來移徙仕候とあり義鳴いへらく此時既に反町鐵砲町廢荒せし故この荒町も開しなるべしよておもふに其反町抔いふが前にもいひし如く天正の末より慶長五年迄の間に北町へ引うつりて新町大町の二町となりしにはあらざるか　昔時は本目村といひしを久安の年今の名にあらためしといふ（あたゝら明神の條にくはしくいふ）東國旅行談杉田藥師の條に土地高き處には本宮宿を目の下に見おろす也此所の俚諺唄に「處からには杉田の藥師花の本宮を目の下に」かやうに唄ひながす也此花の本宮といふこそ理なれ此宿の家作風流は筆に盡しがたし家々に留女といひて遊女に似たるものありてすべての事美麗也とあり此册は天明七年の作なるに其頃はかくありしにや枝村大町新町（枝町なり）欠か上、鹿子田、買屋敷、道屋敷、近江内、篠ノ内、日向、新屋敷、瀬樋内、栗木内、彌太郎内、原井、小幡（南町に附く）名郷崎、赤坂、名郷（北町に附く）花町（反町なり）舞臺

仁井田　ニヒダと訓す同三里大路ながら驛にあらず本宮に管す（以下十一區皆同じ）名義其實は新田なるへし枝村吹上澤田、長山、上ノ臺、南谷地、大木。

荒井　アラヰと訓す同三里沿革古舘辨には新井ともかきたり名義是をもておもひは既にもいひし如く果して新居の意なるへし（新木弓を荒木と書たる類古書にかたく見え近江の醒井も古事記には醒居とあり是新と荒と居と井と通し用ゆる例證也其故は安積荒井にいひしかど今又其餘遺をあく）枝村大久保、八合田、五百川、荒町、諸子澤、古戸、高橋、新屋敷。

關下　セキシタと訓す同四里半沿革永祿年中前田澤兵部少輔の臣石川次郎兵衛遠藤因幡守と高倉の城主畠山近江守の臣渡邊隼人安部越後守と相謀て開發したる由大概記一覽等に見ゆ古壘集には隼人を後部宗繁入道とす入道は隼人が父なりしといふ名義岩色堰の下流の地なればいふにや堰と關と和讀相同し枝村上屋敷下屋敷、深し澤。

青田　アヲダと訓す同三里半沿革古は太田といひしとぞ弓矢卷本宮陣の條に太田原に備を立つとあれば其頃もしか唱しをオホタアヲタと其ひゝきの似たるよりいつしか今の名となりしなるべし名義大なる田といふ義にて佳名をとりしなるへし枝村舘、高日向、日記澤古跡作、東宮、小池、中森、藏内、折越、戸ノ内、三ツ池、かぶれ森、庄司。

苗代田　ナハシロダと訓す同四里半名義ならびの田の苗代にもうけたる田のありし地にも枝村池ノ入、三本松、裏谷澤、茗荷澤。

羽瀬石　ハゼイシと訓す同五里沿革古くは下樋村と一村なりしとぞ名義義鳴いへらくこはわきて異やうなる名にて其故はいかゝなるらんとけかたけれともつら〳〵按ずるに宗久紀行都のつとに「あさかの沼を過て畧庵室ありしかばそこにとゝまりあくれば遠き野べを過るとて其名をとへば是なん走井といふ逢ふ人もなく遙なる道に山たちなといひて人をあやまつ類多ければ旅人も早うゆかん事のみいそぎ走る故にいひつけたりとかや聞はべり」と見ゆさて宗久こゝより信夫のかたに出たりと見ゆるに走井はいつこの地にや知りかたけれどもあさかの沼の庵室にとゝまりあくれは遠き野べを過くことといふによれば其日に過たる野べなれはさのみ遠からぬうたなるべしよておもふに走井をハセ井ともよみ夫より又シをそへて則今の羽瀬石にはあらざるか勿論しかあれは其昔の路程も便よきさまに見ゆれはかた〳〵おもひよりし也倘驛傳考にあはせて見よ枝村二ツ石。

下樋　サゲヒと訓す同五里沿革前にいふ名義按るに俗に埋樋と云ふものを雅には下樋といふへき例也（下樋シタヒとよむは古事記日本記萬葉集皆しかり成形圖説に云ふ下樋私記に土下樋也按るに俗云ニ土樋ニ亦底水樋是に近し云々溜池は天水田に備るもの多し池の内に尺八を見て尺八に八孔七八より十三四に至るも其下に底水樋を通し田へ水をかくる也彈正式に置レ樋通レ水とあるも下樋をいふ也攝津風土記に山伏ニ下樋ニ而從ニ此樋內ニ通云々）されは五百川の水を此わたりの田抔に引かんため埋樋をもうけたる所なれは下樋と名付しを同祿の下火抔と同様なるをさけて今の如く唱始めしか

青木葉　アヲキバと訓す同五里名義會津河沼郡及ひ伊達郡に青木村あり皆倶に青木の木などありし故の名なるべし又神代の卷古事記等の橘の小戸檍ヶ原も貝原氏の說には筑前國席田郡早良郡等の青木村其舊地なりといふ檍には異說も多けれど貝原翁は邦俗の所謂青木也といはれし然れは此所も此木によれる名なるべし又大和本草に檍一名萬年枝是又冬青といふ其葉大也とありて葉大にして冬青き物なれは葉を宗といふべき木にて倘我が仙臺の俗常に青木とも又青木の葉とも呼べる也然ればこゝの青木葉村も此木のありしによれる事上の數村と同じかるべし猶葉をもて鄉村の名とするも吾奧州の中に標葉楢葉の兩郡もあり云々助錄

石筵　イシムシロと訓す同七里餘名義義家朝臣東下ありし時里正後藤某石上へ筵を敷て請じ參らせたるよりの名也といふ一覽に寛永の頃には石もじり村ともい

ひたるよしこは猶いしむしろの訛りにて本名にはあらざりしなるらん枝村西町、東町、新田町。

高玉　タカダマと訓す同六里半名義親重云當時の高司明神は（中略）紀州高野山に高靈大明神ありされは村の名も高靈にはあらざるか（高司明神の條くわしくす）枝村中堂、町、在家ざつこ内、熱海、二渡り、荒町、七瀬。

横川　ヨコカハと訓す同五里半會津道中の驛也名義石筵川氏村を横ぎり過る故に名付と村老いへり枝村舊蒲根、切拂。

中山　ナカヤマとよむ同七里半會津道中の驛家也名義山中の村なればなるべし所謂象の中山小夜の中山の類なるらん

糠澤　ヌカサワと訓す安達郡にあり二本松を去る事三里半名義往古糠依姫といふもの丶住たる所なる故に糠よりを轉じて今の名とす其糠依姫といふはアド尊の后なりといひ傳ふるよし土俗の話也さてアトノ尊と稱せしは上代に聞も及はず試に按るに舊事記饒田命阿力連祖姓氏錄に阿力宿稱石上朝臣同祖開云々（此外正史に此姓多し）なと見ゆ今土人の傳ふるアト尊は此阿刀の氏族こゝに住し阿刀某と稱し丶を淳朴の土人らか崇尊して尊なんと稱したるにはあらざるか枝村上ノ内、西、高日向、堀ノ内、荒屋敷、二斗內、北向、櫻池、鴨內、サイノ神原、戸ノ内、五斗內、岩崎、久保田、畑中、東ノ坊、笹田、池堀內、五味內、四方北、法師內、東禪寺、トヤ、北ノ作、味ノ内、高屋敷、榎內、石ケ作、サク、八幡、坊中、落合。根ノ廻リ、二本木、禮堂、小田部東糠澤、水上、山中、中ノ坊

高木　タカキと訓す同二里半十丁糠澤に附く（以下六區皆同）名義この里人に問ふに昔いつの頃にや有けんいと大なる榎ありける其高さ事雲をしのぎ上は白川の關より見えしといふ下はいづくより見えけん傳へなしさて生立る跡はと尋ぬるに舟場より廿間あまり南にあたりていささか木立茂れる處ありこゝ也とぞ故にモト木といふ神明宮の小祠あり（甚之亟庄吉といふ今の二人地主なりさて村人らモト木の神明宮とて伊勢路におもむく時に凡て旅出する時は必ずもふてかへりては猶賽すこはもと木といふ言葉を祝して也といへり又嫁する時は此言をいみきらひてこゝをとうらずとぞ）夫より上にドウメキといふ處ありこは此木を伐たふせし時（また枯れて倒れしとも云ふのち其根より萠出しと云ふ木は三圍り計有けるが十歳のあまり先つ頃枯れて倒れしとぞ其根は今にあり）中分のな所りとぞ（里人ドウ中といふ心也といふされどもトウ中をトウメキといひしをのちに訛れる）

か又此木の倒れし時此ほとり動きわたりてより動メキと名付しなのち音のまゝにトウメキといふにはあらざるか夫れより上にはチマキリといふ處ありこは木のはちの糸至れる處なりといふ凡モトキより是迄五丁余あるべしかゝる稀なる木のありしかは高木村といふとつたへけるとなん廣精の記枝村久保、根岸、田中、寺内、舟場、辻、江毛内、瀨々木、原。

和田　ワダと訓す同二里半名義是も同和田の如く廻田いふ義にて四邊に田のありしよりの名か島わ浦わなといふも其實は島のまはりと云意にて字には回とも輪ともいふへき例なるによりていふのみ枝村白旗、諏訪宮、江口、戸ノ内、喜多、平田、青木田、外手山、濱井場、中、百前、南大澤、赤池、根木内、上百前、北大澤、中島、堀ノ内、下百前、笹森、大谷戸、西明内河内、作田、竹ノ内、猿内、久保田、櫻内、下代茂内、辻ノ内蛇ケ舌、刑部内、栗内、舘ケ岡、柳田内、屋口、山ノ内、橋本、仁平治内、平茂　、重神、永作、除石、明石内、大夏張、中ノ宮、久保、佐久田、對馬内、中代茂内、岩角、瀧澤。

白岩　シライハと訓す同三里半三春相馬の道にありて驛次也名義本邑嶽山の中に白岩多けれはやかて村の名ともなりしなるへし枝村高槻、鏡田、向堂、桐ケ久保、屋戸、油井、根岸寺内、鍛治内、別當内、引目田馬場、經塚、三郎四郎内、折戸、林持、作田、田中、竹ケ作町、松ケ作、寺畑、桑木内、堤崎、鹽の崎、大葉内、八田内、孫太郎内、五百田、根木内、宮田、稲葉、澤口、柳内、町田、宮ノ下、小林、原、薦毛澤、よし池、關ノ上、袋内、仁平治内、埋内、黑内、鎌倉内、野中、關根、神明崎、上馬場。

長屋　ナガヤと訓す同三重小濱本宮への驛次也沿革元祿頃の文書には長谷と書しも見ゆこは同訓をもて通し用ふるのみにやとおもひしに然にはあらしと見ゆそは次にいふをもてしるべし名義日本記神代天降段に云膂之空國自二頓丘一覓國行去到二吾田長屋笠狹之碕一矣云々古事記傳に云書記に吾田長屋笠狹之御崎ともある吾田は薩摩國阿多郡氣も也又長屋之竹島ともある竹島も孝德記に摩麻之曲竹島之門とあるに依るに竹島も薩摩の川邊郡に竹島といふ處ありといへり長屋も薩摩なる事しるければ笠沙も彼國なるべし」としゆる長屋は土由按の其他の形は今知べきよしはあらねと頓丘よりとほりて碕にいたりませる間には長き谷なともあるべきさまなれは長屋は假字にてまことは長屋にてあるべきにやこれはここの長屋村も小

濱成田村より山の峯つたへに道ありて其坂をやゝ下りて沼ある所を今長谷平といふ其山の左右に谷あるは元よりにて其沼あるあたりは皆田となりて民戸も處々にあれども古くは谷にて長谷の地名の起る處にてもあるべき也本宮の俳諧者流糠澤氷布老人若き時典物の帳に長屋某と記せしを亡父が今は字誤れり長谷とあらたむべしといはれしよりいへれば古くと長谷と書し事もありしにや又同し處の神主鈴木廣精もいまた其地勢は見されとす必す長谷村なるべしといひたりと見ゆ義鳴いへらく土人の說に古は流矢村といひしを略してナカヤといふといひしかばいかなる故にやと問ふに古へ合戰ありし折双方より射出す矢のいとしげくて流るゝか如くなりしよりの名也と答へぬうけかたし枝村猪子入、薄金入、正婦田、淺下内、孫三郎内、西しだの内、極樂内、原、瀧、宮畑、坊ノ内、官久保、屋戸、壹斗内かば池、馬次郎内、赤木、堂の内、竹ノ内、喜七内、猿内、山中、藤苗内、宮ノ前。

松澤　マツザハと訓す同四里名義松の多なりし地か松の生澤なりるたしか枝村竹重内、つま、二ツ松、本久根内、中ノ内、二合田、荒屋敷、久保糀屋、中里、高林小城屋戸、彌五郎内、平川内堺、六本木、平内。

稻澤　イナザハと訓す同四里相馬道中の驛也名義稻穀の多なりといふ意にてこも祝言なるべし枝村十文字桑ノ内、胡桃ケ林、屋戸、西ノ妻、堂平、狸久保、宮ノ脇、田町、上田町、橋本、赤坂、荒屋敷、地頭、丸森、那葉内、古那葉内、根柄、久保、石塚、麝香田、坂ノ下、後山、木田橋、登戸、前森、上鹿山内、下鹿山内、道坂、同島、出合内、中鹿山内、松森、兩堤、飛田、喜多、櫻ケ久保、茄子内、山庭、日柄谷戸、前品竹、後品竹、別田内、中森、那目津、上越田、下越田。

初森　ハツモリと訓す同四里名義按ずるに古へ所謂造長杯いふ官人らか此地を經略せし時初て森を見出たる地にや又古は今の如く宿かるへき家もいとなかりしかは旅人らか草枕せし例をおもひはこゝも泊森の意にて往來の人の樹下に宿りし地なるにや枝村鉋ノ内、猪ケ平、大久保、しらまつ田、安津喜方、牛ノ久保、助久保、鍛治澤、山界、廣平、十文字、鶴根、葉ノ木、石畑、廣畑、廣大道、登戸、燒山、横谷地、本郷、縫殿畑、臼蓋　澤、川前、正切。

玉井　タマノヰと訓ず安達郡にあり二本松を去る事二里半名義相應寺の東南十町ばかりに玉井といふ井あり今菰蒲なんと生じ井の形はなし是村名の因て起る所以なりといへり（田間漫錄）枝村折井、大黑內、馬場、牛房內福間、山口、越內、館、象目田、下谷地、吉苗內、沼田、班田、袋內、水口、矢中、入生、二本梨、荒屋敷界ノ內、谷地、北ノ內、せいばち、道方內、ぬれ地、屋敷、仲ノ內、右衞門太郎內、星內、御所ノ宮、三合目、戶ノ內、臺、久保、原、畑中、大谷地、菖蒲谷地、百目木惡太原、地藏面、肥泥、袖久保、稻荷、大石、藤ノ木、仲谷地、暮坪、大木ヶ原、田中、仲ノ內、西ノ內、元相應寺、南ノ內、鶴山、口ノ神、宇津野、蟹澤、定場坂、原小豆坂、坂下、南ヶ作、柴掛、金山平、守屋平、七瀨、ぐみ塚、彌三郎、新田、間黑、景々段、小萱、元揃、空穗坂、橋本、村木內、永峯、番ノ倉、竹ノ內、岡谷地柴崎、畑田、仲森、永畑、谷津。

永田　ナガタと訓ず同一里玉井に隷く（以下七區皆同じ）名義本文に東西一里南北一里半とあり地形いさゝか長ければかく名づけしにや（加藤家知行附には長田とありおもひしるべし）出雲風土記楯田鄕の條に古老傳に云有二四段許一形聊長遂依レ田故云二橫田一とあるにもしるべし枝村山ノ入、新田、鷹巢、志戶內、馬保內、細木、三戶內、つみ內、戶川、蟹澤、道內、鍛治內、中平、御堂內（藤九郞盛長の堂あるによる也）

深堀小屋　フカホリゴヤと訓ず同二里半名義こは村中を流るゝ深溝のあればなるらん此頃ある地圖を見しに岩瀨郡にも嶽山といふありて其麓に深堀小屋と稱する村ありかゝれば嶽山と名付る山足には必ず深堀と稱する地あるに似たり枝村小關

原瀨　ハラセと訓ず同一里十二丁名義岩瀨郡も古は石脊と書たるをもておもへばこゝのも脊の言にて原の後の方にありし地にや又は大和國初瀨山沼瀨野などの名あれども瀨といふべき詮なくみゆるか多かればこゝのも瀨は云ひたるにて實は原村といふ意にや枝村葛形中ノ內、大葛、上平、山口、禰宜內、才木、毘沙門堂、中神、小塚、蟹澤、堰下、天ヶ作、日照田、大畑、諏訪上ノ內。

箕輪　ミノワと訓ず同一里十三丁名義按るに京都左女牛西洞院に箕輪堂あり源賴義奧州の夷賊を打平らげて其斬耳を埋めたる所にて耳納堂といふを誤唱たりといふ事俗說辨にのせたり箕輪村も耳納村にて古斬耳を

埋めし塚にてもありしを今其處を失たるかも知るべからず未詳其名義と富翁雑話餘稿 枝村荒井、坂下、西ノ内、三王田、太子堂、大久保、松本、桐ノ木内、古堂、箕輪久保中野内、急斜、長者久保、田中、宮ノ脇、山野神。

椚山　クノギヤマと訓ず同一里二十丁名義ごゝの山山に椚の木多かりしならん枝村鷺内、象目、田反　田大坪、西田、中田、川内、三森、別當、地ィ内、宮崎、下岸、入字、當地内、草津川、中谷地、戸ノ内、深谷、明路内、中ノ在、古屋敷、上高久、下高久、館。

上大江　カミグイエと訓ず同二里名義此地勢はくほかにして西玉井村、北箕輪、椚山等の數村皆山に倚りて地自ら高く東は官道又山に添て高し南は安達太良明神の杜より小幡に至りて長堤の如く高く細く一帶の地さへぎり自ら大沼の勢あり村中又島の如き高き地も間に見たり又本宮村の地勢は兩方吹上あり今の古觀音堂鹽田の岡潮樋内等に至て皆高く村内大江村よりも低して自ら沼の形狀あり小幡の地の居る處玉の井村吉苗内に向ふ所此間切れて廣き所三十間斗狹き處數間低しおもふに往昔此本宮の地大沼にして此吉苗内小幡の間より大江村に入り江となりて渺々たる流水にてありしをいつの頃にか逢隈川に切落し三村を開拓せしものなるべし今猶本宮の驛を切て落る川あり大江村より本宮の驛北に落る小川あり皆逢隈に合す是往昔切落せし餘波なるべし安藤親重の筆記に云白山清といふ人東國に下られける時信夫郡柳澤の瀨岩瀨郡長沼の湖安積安積沼の湖水を大くま川に切落し田地とするといふといへるは杜撰の說なきにしもあらざれどもこゝも其例に見るへきなり鎌田義鳴いへらく越後の鎧潟も無邊の大湖なりしを今よりは二十年計りの古へ此水を海にそゝぎて其跡を水田とせんとばかりで鎧潟の分流二枚鎧潟より内野の間數里を堀切て海中へ通せしと云へり樣へて其近隣大野村のものに問たるに思ひのまゝには落成せざるゝかと干潟となりし所にて七八萬石の田を開きし也さて淤泥の地なりし故にか稍草殊にのびやかにて一年は一丈にあまるものありしといへりかゝる例もあれば土由の考も强たりとすべきにはあらぬにや枝村岩の作、壇かぶき、前田、深場、百目木太師、西辻、二子塚、荒屋敷、流柿、大畑、中澤、神樂、田角道、木ノ下、下館熊田、田中、濱川、川崎、原、新座、三合目、上ノ原。

下大江　シモダイエと訓す同二里名義既にいふ枝村

前田、戸ノ内、二子塚、小次郎内、宮ノ下、小屋敷、諸田島、西詰、田中、北、高屋敷、石田、一間茶屋、道免、東さる内、中ノ内、木ノ下。

大江新田　　タイエシンデンと訓ず同二里名義既にあきらけし枝村新田町、ゑびや町、仲田、須谷、谷地、破橋、鍛冶屋敷、倉、骨川、島原、上崎、皿久保。

杉田　　スギタと訓ず安達郡にあり二本松を去る事一里官道の驛次也名義杉田村は古き本驛なるのみにあらず一組の名にさへ負する所なれば尤古かるべし人國記陸奥國圖にも須賀川、日和田、杉田、二本松、福島とならひて郡山、本宮、八丁目以下の驛々をのせざるをもても福島、二本松、須賀川、白川等に並び稱すべき繁昌の地と見えたるに村の名義以下の故事も更に口碑にさへ傳はらざるは遺憾なる事也士由强ておもふに四本松、二本松、二本柳等の其樹の數に本つきたる或は槻の老樹あれば大槻と名づけ或は杉の大木あれば杉澤と名づけしか同じ封内にも例多きをもて押時は此村にも必然杉の老樹ありしなるべし或は田畔田中にありし故名付或は田は地の義にて日本記などにてあながちに水陸二田にかゝはらざるものも多きにやとあり大に義鳴考にかなへり此頃土地に此事を語りしにまことにさる事にやありつらんといひし枝村袋内、舟形、石小國岩崎、片平、久保、假宿古跡、長者宮同上、柿木内、大久保、山海道。

南杉田　　ミナミスギタと訓ず同一里十丁官路の驛也北杉田に屬く以下六區皆同じ名義既にいふ古鄙草に昔は帆柱村といふ其故に此地海邊にてありしが八幡太郎義家のめされたる船の帆の干潟に殘りしに海草をよせ數年をへし故自然と陸地と成たる故の名也とありこはおもはざる外の妄説也けり枝村落合、窪田、堀ノ上、觀音堂、中ノ内、十神町、大澤、隱里古跡

舘野　　タテノと訓ず同一里二十四丁名義宮城野の近くに玉田横野のある如くこは安達野に對ひて立野といひしを文安のうつりしにや程へて江戸名所圖會を見るに武藏國立野の舊地は今の館村ならんたちとたてと呼び文字もかへたるにやとあり是則義鳴が考のいとよき方人なり枝村戸の内、宮の前、下久保、上久保、仁藤中内、岫、日向内、甲洲内、老僧内、根木内、塚田、塔ノ木、上越田、下越田、坊屋敷。

高越　　タカコシと訓ず原田迄同十五丁正法寺町迄同

二十四丁（二處皆里正の處在なり）名義杉田抔よりの越高にて遂に一村となりしよりの名か又は府下よりこゝに行くには小高き處を越ゆればかく名づけしが枝村正法寺（官道にあり）藤太郎内、松ヶ作、硯石（古跡）五本杉、堀、米山、田中、山田、下山田、新座屋戸、中里・原田、西ノ内、中ノ内、宮戸

上成田　カミナリダと訓ず同十二丁名義安積、成田の條合して知るべし枝村ニ合田、小伊佐沼（一に居蛇沼ともあり昔大蛇の住たる跡也ともいへり）長橋、屋戸、日向、根岸、作田、加吹、榎戸、上摺。

下成田　シモナリダと訓ず同十八丁名義前に同じ枝村羽石木、藤次郎内、鐙摺、石木、和ヶ作、下根岸、竹ノ内、西滿田、瀧澤（小松軍志に鎌倉なうつすと有り）木船、中條、大壇。

油井　ユヰと訓ず同一里二丁大路の驛也沿革古は今の地より十丁斗り西にありて其處を今も元油井と號するよし名義鎌倉油井ヶ濱をうつし、也と道齋記に見ゆさて仙臺の藩士保田三郎治より大屋士由へ書札の中に「奥州地に鎌倉權五郎子孫多く候に付拙者門人油井氏の事委細に書付候て上々樣へ御賴み候相認候油井は鎌倉油井濱に住候間名乘しよしに候（中略）伊達御供と稱候而錄も大進と申候有之同席　士に御座候右は末家も多く油井茂兵衞油井源五郎云々略二本松治下數里の所に油井と申處有之候付て再び考候に仙臺の油井氏は安積郡を給ひ候而居候權五郎子孫に無レ疑候其油井村の地に居住の古跡及び景政の靈祉抔も有之間敷哉能々は糺可仕成御覽候云々」とあり義鳴いへらく本邑には古館六ツありて其中に古來より住者不分明の舘跡あり蓋此油井氏の住せしにて村名も起りたるならん道齋記にも合へば疑なきこゝちせらる〇日錄に式にいはゆる陸奥國驛傳の内に湯日とあるは此所にやといへりいかゝなるべきくはしくは驛傳考にしるす枝村福岡（富翁雜話に觀音山の東の街道の端也此處風烈しく吹はらひぬる高き岡也といへり然らば吹岡なるべきにや是にて考ふるに福原稲島等なども吹の字ならん云々）初瀬堂（鎌倉よりうつすといふ）大久保・東北中、硫黃田、天月堂、中ノ内壹斗内、谷地、川久保、野邊、川口木、藤太郎内、北向臺、道光内、八番町、谷戸、備後（末にいふ）守屋敷、柿ノ作飯出（末にいふ）宮下、梨子、木師、道光内、藥師堂、持東、林、根岸、證據屋敷（末にいふ）前作、畑中作、瓦小屋、新田町、石倉。

相生集卷之第貳稿終

相生集 巻之第三稿目錄

○村邑類

府下六町

澁川（二本柳沿革 名義考附し） 鹽澤 小澤 吉倉

米澤 上川崎 下川崎 沼袋

小濱 上毛折 下毛折 西勝田

大手 平石 鈴石 西荒井

小濱成田 下太田 外木幡 針道

内木幡 南戸澤 北戸澤 西新殿

東新殿 杉澤 茂原 百目木

田澤 山木屋 小手森 上太田

八丁目 天明根 皷岡 上水原

下水原

○山川類

郡山（満谷清水 瀬奕 石烏帽子石） 小原田 日出山

笹川 久保田（走水 清水） 福原 高倉（三年坂）

八丁目 梅澤 八山田 横塚（三本杉）

笹原 荒井 片平 河内（臥牛石）

夏口長橋 富岡 早稲原 堀内

前田澤 上伊豆島 下伊豆島 安子島

大槻（槻木） 只野（温水 強清水 佛淵 疊石 朽木 風穴） 山古（木葉 瀑布）

大谷 八幡 駒屋（榎淵） 川田

成田 野田新田 鎖山 富岡

下寢屋（寢ものがたり）

以上七十九區此巻にあけたり

相生集卷之第三稿

外史 大鐘彌兵衛藤原義鳴輯

○村邑類

府下六町 本文には卷首に出したるも租税杉田に附たるをもて村鑑大概記等の諸書皆杉田の部内に入る今是に倣へり

若宮　ワカミヤと訓ず府城の南にありて六町の上方に居る【沿革】【名義】畠山氏鎌倉の地をうつしゝ也といへり加藤家の時も今の鍛冶町を若宮小路と稱せしを慶安年中町割の時こゝにうつされて古名は殘し給へり【枝村】鍛冶町、四ッ谷、壹番町。

松岡　マツヲカと訓ず若宮につゞく驛次にて娼妓をおく【沿革】【名義】町割の時始めてひらかれ鎌倉の松ケ岡の名をうつされしといへり

本町　モトマチと訓ず松岡につらなる是も驛家にて妓婦あり【沿革】【名義】始は郭内今の一ノ丁の上を本町といひ下方を中町といびしを町割の時こゝにうつされ南町を合して本町と名づくる【枝村】馬坊町、椚橋、大工町、栗ケ柵古跡

龜谷　カメガイと訓ず本町につゞきたり【沿革】【名義】町割に始めおかれ鎌倉龜ケ谷をうつされしとぞ○按るに奥相茶話に政宗の二本松城攻の條に片倉小十郎先駈にて追手栗ケ柵より池ノ入龜谷を取卷たりとあるは誤也此茶話は寛文七年の撰にて本府町割以後の事なれば今の名を混じしなるべし【枝村】池ノ入古跡御免町

竹田　タケダと訓ず龜谷町につらなる【沿革】【名義】町割の時是をおき其名は鎌倉の竹ケ谷をうつされし也といへり義鳴私におもへらく本府に鎌倉よりうつせしは若宮龜谷油井の如き多けれども皆彼地の名を其儘に取りあるは其名ならぬも文字はひとしうして唱を替たる迄也さるをこゝのみ竹の一字をとりたるはいかなる事にやおそらくは後の附會に似たり取て疑をのこしつ諸說錄は世俗は元の名塗屋町今の郭内といへしをあらためて竹田とすといへりと見ゆ享保の頃迄はこゝにも驛家ありしとなん【枝村】御堀端

根崎　ネザキと訓ず竹田町につらなる【沿革】【名義】町割に始めておかれ 以前竹田よりこなたは皆深田也しといふ今も地を穿て稻株を得る事まゝあり 府城の山の根崎なりとて町の名に呼付給ひしといへ

り諸書皆如此然るに天正十三年十月政宗大原山に陣せし俄に引拂たるにより新城彈正が下知に從て箕輪玄蕃其やうすを見て參るべしとて只一騎乘出し根崎山といふ處に乘上り引敵を見云々と古舘辨にのせたりかゝれば根崎の名は古くよりありしにやされど他書皆大原山の名のみにて根崎の名なければ古舘辨撰集の折今の名に混じたるにや錄して後勘をまつ【枝村】三森丁、寺道

澁川へ　シボカハと訓ず東國太平記にシブカハと點つけるはあやまりなり安達郡にあり二本松を去る事一里十一丁【枝村】二本柳は官道にありて驛次也【名義】澁川氏の古くより住せし地なれば村の名ともなりしならん【枝村】栗內、後座內、木明內、赤木內、大桑田、小屋中平、黑沼、取上、正法內日向、北向、山ノ入、鳥ノ巢、板橋、南板橋、上原、原

油王田古跡二本柳

二本柳沿革名義考

俚老云吾驛往昔は人烟なく廣莫の原野にして俚俗は原とのみ稱す今猶西嶽溫泉通路に原在家と稱するあるは則其舊稱の存する也又今の奧官道は例の新道にて古昔は薄石通りと稱し驛の東北羽黑山の下を往來す後天正十九卯年其薄石通を轉じて今の通路を開く猶人烟はある事なしのち歳月を經るに隨ひ漸々に人家在て終に村落をなすに至るこゝに至て八丁目驛より二本松の治下に至る道敢て近からず頗る驛傳へ勞多し故を以て新に此驛を建二本柳の驛と稱す又いふ此驛尤小なるを以て上下の傳驛に當るべからず故に上都の傳驛のめに預かる俚俗これを片次といふまた後油井町の驛を溜て吾驛一月の半を分て十五日の勞役を助しむることゝなりぬ蓋此地に柳の二大樹あり名をここにとるといふと猶其柳一株驛表に存在す又一村老のいふ我二本柳驛往古は原町と稱す此驛頗る災多し就中一年四月廿四日孫兵衛といへるものゝ家災あり其火延燒して一驛盡く灰燼と成て一戸を存せず今に至て孫兵衛燒といひ毎年四月廿四日闔村農事を廢し休息す此故なりまた此災後一の旅僧來れるを請じて火災鎭護を祈念を請ふ此僧俗に弘法大師といふ圓東寺邊の清水に柳二本を挿して加持し驛名をあらため二本柳と稱す夫よりして後此災少し此柳驛は圓遠寺寄附田の畦に挿む一は枯れ一は根を生じて今猶驛北の田邊に存在す又其清水も今もありて圓遠寺坂加持清水と稱す此清水圓東寺坂の中頃に今もありて人の能く知る處也と口碑の說にありといふ士由按るに二本柳の地名此地村老の口碑の說には前に錄

する如く近き程の火災後名付し由なれども伊達成實仙道弓矢卷天正十四年澁川戰爭の條に云八丁目より走來に味方海道を二本柳へ押切候樣に谷地越て是を見二本松衆崩れ候て追討に仕候處に云々とあるによれば二本柳の名或は古くよりありとおもふに古へ往還の地に二本柳と云地あるしを今の驛場ありて後其名をうつしたるにもあるべし柳の老樹の二株ありしより地名になりしはたがふべからず又かの災後旅僧厭災の祈禱の時用ひし柳條は本の二本柳とありし枝などを取しにて其枝を田畦にさしたるが枝葉を生じ成木して今に一樹殘りしにもや何れに古へ二本柳といひし地必あるべき事也弓矢卷を見し折に不圖思得るまゝにいふのみと日錄にあり

義鳴他日二本柳新營證書を見るに

澁川村の内二本柳にて町を立て出新地開發可仕哉に候上下の荷物其客にて爲下駄賃有來て可取之也

慶長三年七月七日　　安　江　五三衞門

石　栗　將　監

澁川平右衞門殿

とありかゝれば二本柳は慶長三年より驛次とはなりしならんこは今の地よりは別處なるべし追て可考

取上

取上と稱する地は新開發し剩旅人のために助小屋と稱するものを建けるが漸小村をなせり故に從來不穩の地なりしを文政七年新に租稅の地とはなりしとぞ

日錄

鹽澤　シホサハと訓ず表は同六七丁裏に同半道餘澁川に管す以下七邑并に同じ【沿革】今は表裏を分ちて兩村となりし也いつ頃より改まりしにや參考【名義】士由按に隣國會津耶摩郡大鹽村に鹽井あり又檜山にも山鹽あり又今は鹽池あらざれども熱鹽といふ地あると古は鹽井ありし處あるべし夢渓筆談に解州鹽澤方百二十里云々とありと鹽を產するを以て鹽澤の名ありされば此鹽澤村は會津に地近からぬ古へは鹽池鹽井の歌ありし故の名なるべし略と日錄に見ゆ富翁雜話には四尾村なるにやとありこはうけがたし○日錄また回國雜記云しほの山といふ所は山中に傳る云々關岡野洲良か標註に此道筋にさる名いまだ尋ねあたらず二本松と福島の間に山路あればそこなどにやと又鹽松といふ處あれば此松のある處をいふか尋とふべしと又此次に見えたる衣の關も

はるかに遠きかたなるを此席に入りて夫より次には又近き方抔入縺りて見ゆれば此鹽の山と衣の關は土人のかたるを聞給ひしのみにて詠じ給ふにはあらざるかこは會津の大鹽の山ならん云々と見ゆ土由案に此程官道によれば此山必鹽澤村のあたりにあるべきにや海邊へは拾里あまりあるよし記給へり此鹽澤よりは相馬にまれ岩城にまれ皆二十里をへだてたれば里數はかなはずこは定めて別處なるを聞給ひしまゝに書給ひしなるらん【枝村】中里、向子内、片貝内、浮内、七廻、細野、道場原（俗にトチヤウハラといふ古跡也）七合田、空穂坂（俗に宇通坂とも書く古跡也）大伊沼小屋敷、三本木、堂ケ作、上小屋、行人野、二股、澤井戸、窪謡、並休石（以上表鹽澤枝村）休石、空穂坂、駄子内、根木内、堂ノ入、下屋敷、上中ノ目、下中ノ目、細袋、日向山、瀧屋敷、田賀町、上原、銀杏木、金堀石、中屋敷、原屋敷、鶴巻、田越、巻田、鍛冶内、林屋敷、座川、蒲ノ作、木根坂（以上裏鹽澤枝村）

小　澤　　ヲサハと訓ず同一里半【名義】こは其まゝちいさなる濃なりしが【枝村】馬場、竹ノ内、菖蒲澤、荒屋敷、六角、清水、花ノ越、大工屋敷、上臺、中ノ内、宮ノ下、下ノ内、宮ノ脇。

吉　倉　　ヨシクラと訓ず同一里半【名義】古への往來の地なりしともいひ且信夫郡以南の租税を國府の公廨にあてられし事古記に見えたれば其地のとなりたをもてこゝに米倉を建られし所にはあらざるか毎國置屯倉といふ事推古十五年にも見えたればいふのみ【枝村】宮ノ下、中屋敷、北向、久保小屋、薬師釜、萱苅場、熊ヶ脇、廣田、田中、畑ヶ中、上延命、下延命。

米　澤　　ヨナサハと訓ず同一里半【名義】古へ澤なりし故米の宗を負せて佳名したるにや又は例の祝言なるにや【枝村】根木内、山中、大師堂、中野内、森川、原田、松ノ木内、觀音堂、桑ノ木田。

上川崎　　カミカハサキと訓ず同一里【名義】阿武隈川の水崎にあれはなるべしさて土由がいへらく富翁雑記に源頼義前九年の戰に觀音を祈り弓はつにて岸を穿ちて清水涌出し其流賀美川に落入りし程に其所を北賀美川と名付しは此所の事にやといはれしかと北上川は今現に仙臺封内にある大河にて貞任等か據りたる栗屋川の柵趾もあり南部を源とし數郡をへて石巻にて海入にる也聞老志抔に參考して其正をとるべき也とあり雑話の說取がたし【枝村】藤兵内、七島、川端、瀧田、東昆布

内、道下、中屋敷、赤坂、京瀬、宮ノ脇、宮槻木、荒井坂ノ下、岸内、三ッ石、北竹、明内、西ノ内、馬場、鹽ノ田、大將内、糸内、永作、西竹、上種田、水無、椚山山中、下種田、大將内、露無、山崎、田尻、池ノ入、入道谷、楢木、青木、畑中、北ノ内、尺内。

下川崎　シモカハサキと訓ず同二里廿八丁飯野川股道中にありて上ノ内東北といふ處に驛あり【義名】既にいふ【枝村】作馬、鍛冶屋、名目津、西ノ内、岩倉、新屋敷、宮久保、辻、阿彌陀堂、上ノ内、中北、半道内、川西、飯坂、金道谷内、石橋下、杉ノ内、大中池、三合内、北向、藤内、地下、屋戸、古城内、桶澤、小次郎内、蓬田、大畑、道ノ内、中作、杉ノ内、中屋敷、車坂、坂ノ下、水後田、岡田、五戸ノ内。

沼袋　ヌマノフクロと訓す同二里【沿革】【名義】古へ安達牧とて野馬を飼たる所なれば野馬袋と號たるをいへしが今の今になりしと諸書に見ゆ考證に沿革驅馬至此皆可得若袋然るや故以名とありさにてあるらん義鳴いへらく古へ吉野（エシヌ）と訓たる如くノとヌと相通へは野馬袋と書て猶野馬（ヌマ）の袋といひたらんを沼と云文字を書たるより其古はかくれたるなるべし【枝村】平内、越田柹崎、楢木内、北向内、杉野内（こは柵の内にて捕へたる馬を入置たる地なるべし）久木、畑中、本城内、椚林、濱井場、添戸、中ノ内、上戸ノ内、下戸ノ内、明内、多城。

小濱　ヲハマと訓ず安達郡にあり二本松去る事二里半道の驛也毎月六回（一の日五の日）市をもうけて有無を通す【沿革】【名義】城主大内家は大崎家の舊臣若州十濱の留守居たりしに大崎家の勘氣うけて石橋家の臣下となり當所へ城を築てうつる今の名は則若州小濱をうつしたるなるべしと大概記に見ゆ（奥相茶話には大内は昔の公方の庶流の咄のものにて召連下り給ひたる京家の也と有）田間漫錄に本邑はもと西勝田分の地にて小濱貝屋平太郎内といふ三在家を潰して町を開たりとありこは大内家創業の時をいふにやまた一本には小濱新田と小濱町は全くは兩名同村にて小濱町高は寛永廿年二本松領地に引渡以前の新田にて小濱成田に屬したれども別村に立て市場にて古名小濱町と稱して一たび新田町と唱替其後古名に復し今に至るまでしかりと見ゆ未知就是【枝村】鳥居町、藤町、仁井町、反町、廣惣内。

上長折　カミナカヲリと訓ず同二里半小濱に隷く（以下九邑并に同じ）【名義】此村の地勢細くして長く巽の方加藤木といふ地あり乾の方小瀬川に至りて大凡二里許幅は廣き

所半里ばかり狹き所にて十二三丁也といふ因て多の溪澗を後りて通路する故也澤り鄕と稱するよりおもへば此村狹長にして許多の山を折斷て村とせる故長折とは名付しならんと小濱町の甫生水梨沖之介の話也土由按に小濱紬小濱太織といふものは小濱町を中にして四方の數村大方小濱組一萬石の內よりおり出して計道組に至て甚少し故に近國小濱を以て稱となす（近國にては福島なともて概稱する）といふ此往古よりの事にて其權輿知れがたきよしをいへり然らば今猶地紬杯をも交織れば東鑑其外にも見ゆる處の安達絹杯いへるも此わたりより出しにや是にても强て思へば往昔此村よりおり出せる絹紬の類は丈いと長かりければ彼幅狹き布織出せる地を狹布の里と呼べるが如く長織とは名付しならずや中古の國俗文字にかかはらず同訓同音の俗借正用は常の事也見る人其說を定むべし（日錄）【枝村】移川片倉（古跡）四本杉（古跡）鈴木內、刑部內刑部內、瀧加、藤木、箱石、中作、幕坪、菖蒲田（一に勝部田）新屋敷、縫殿坊、永山內、小塚內。

日錄にいへらく古より東安達郡を四本松の店澤渡鄕と稱さるよし古へは河東の地勢小山星列して道路村落皆溪澗にあり故に自ら澤渡りの鄕名是より起るならんといへり云々田間漫錄また同し

下長折　シモナカヲリと訓ず同二里半【名義】既にいふ【枝村】除下、下移川、宮久保、下野內、藤次郎內、大垣、四合田、下荒井、谷和子、上荒井、羽黑內、久內、水梨。

西勝田　サイカチタと訓ず同三里【名義】廻村記に昔大御城作らん折御厨子處の柱の數にそこりある西海子の木伐とりしよりの名也と土人の語りしとあり（御厨子處は加藤家の造るにやといへば其時の事ならん）義鳴いへらく今も此村に皀角の大なるかありといへば御柱に伐らさる程よりの名なるべしさて皀莢を西海子と書こと心得さればおぼつかなしと大方翁いはれし義鳴本學圖解に大和本草抔に檢しかとはたして西海と書たるはなしかた〳〵疑ひおもへし折たま〳〵をたまき綱目（俳諧の書）を見しに夫には西海子と書たりしされど其例なきにしもあらず且は其木は御厨子處なる俗に大極柱なりとまた知る人のかたりしかは其木よりの名なる事疑べからず【枝村】高瀨、山中、競石、戶外山、永法內、牛坂、折橋、つゝち、山座、阪橋、世々栗、杉內、田中、供中內、大池田、楢木內。

大平　オホタヒラと訓ず平へ同一里橋本へ同二里

二處里正所在地　相馬道中の驛也【名義】土由按るに村中なるべく小山多して廣平のある事なし僅西端大くま川の邊りに邊する處往昔の安達が原の驛彼黑塚の舊趾といへるわたり平坦也此地平といふ思ふに川東の地勢敢て高山なしといへども數千の山星布して溪間村落驛舍ありて此地の如く平坦なるは强てあざらればかく名付しものなるべし然るを後に此村東へ里はかりの地西勝田に至るまで一村となしたる時始の平と稱せし地に比すれば廣大なる如し其平に對して大とは付けしなるべし會津郡に對して古くより大會津といふ稱あれば蓋其例なるらん目錄の略【枝村】野戸內、新田、根元、平供、中北向、上矢ノ戸、下矢ノ戸、上蓬田、下蓬田、長下、島ノ內、丑子內、西光內、三合內、諸越谷、蟹澤、作大師、堂島寺、西福寺、中城、木ノ崎、虎屋敷、久保田、五斗內、橋本、砌田、大竹、中井、水上、武部內、明王內、下作、荒井、遠山、杉林、大林、藏內打、竹ノ內、宮下、堀込、沼ヶ作、神明石、杉內、坂本、向屋、丸森、源內町、上針、堂ヶ作、淺川、中森、岡ノ內。

平石　ヒライシと訓ず高田へ同一里北高田へ同一里半三春道中の驛也【名義】三條目と字する地の甚助といふ農夫の屋地敷中に平なる石埋みてあり是名の起る所以也目錄くはしくは山川の部にいふ【枝村】高田、舟場、宮ノ脇、古內、粟ノ巣、權現、谷戸、一枚カセ、方入田、赤澤、大平地五郎內、太夫內、戸ノ內、中城、菖蒲谷、前山、北中ノ作、江口、中神、堀込、羽前場、屋敷、小高內、三升目針、間中、惣明內、地平內、三郎內、藤治內、次郎田內、岫、山伏坊、赤崎內、平內、田町驛家上屋敷あり

鈴石　スヾイシと訓ず同二里半【名義】惣現明神の社より乾三町斗畑の上なる岡の藪中に石あり大さ五圍斗高七尺餘形狀圓にして少しく鈴に類す中央より左の方によりて二つに割たり村人是を鈴石と稱す村名の由て起る所なりといへり里人の傳往古此名鳴く其音鈴の如しと信ずるにたらず【枝村】大久保、宮ノ脇、栗木內、蓑堂屋敷、芹ノ澤、觀音堂、岩作、中ノ內、山田、竹ノ內別當內、西勝田、梅ノ久保、稱宜內、井戸ノ上、熊ノ前、宮ノ下、米子內、引田澤、箕坊內、堀越、五百目田、松ノ作、一日田、大門、神並、時並、清水、六田。

西荒井　ニシアラキと訓ず同二里【名義】內といふは小濱にむかひての事があるひは安積荒井の條にくらべておもふべし【枝村】東荒井追考本村の西といふは此東に對しての名にて小濱に對したるにはあ

らざるにや其中内、川崎内、戸ノ内、吉池、清水、作高屋敷小濱成田　オハマナリタと訓ず同三里【沿革】【名義】小濱村昔は宮村といひ後成田村といふ大内氏若州小濱をうつしてより小濱と稱す此成田村古くは同村也たまたま分て小濱成田と稱するよし也日錄小濱にくらべて異同を知るべし【枝村】北ノ内、戸ノ内、越田、大木、柏崎、清水、中井、田場内、高屋敷、廣畑、大柴、南堀込町、田小屋。

下太田　シモオホタと訓ず同三里相馬道中の驛家也【枝村】若宮にあり【名義】上太田にならへて下といふ太田の義は青田にてらしてしるべし【枝村】菅田、仙道内棚久保、才明、高槻、鍛治内、中野、若宮、前石、田樂内、御堂内、大北、川口、柳ヶ作、も木田、糀澤、岩倉、杉内、不動田、高屋、二子塚、若林、赤土、唐柴、竹ノ内、高石。

外木幡　ソトコハタといふ岩城より同三里半布澤より同三里半道ノ所より同三里三所皆里正の所在也同斷北手の道中平田石に驛あり【名義】木幡山の麓にて外面にあればなるべしくはしくは内木幡の條にしるしつ【枝村】布澤、本郷内、橋本、海方作、東ノ内、深田、小椚、石戸屋、長澤、大町、道ノ作、館、鍛治山、戸屋ノ内

關屋、保和、茂内、中山、鶴牧、大實、取貝屋、直道馬場、黑木内、坂ノ下、御處ヶ平、中ノ内、佐戸保、小太郎内、橋本、姥ヶ懷、百々、岩城、平田石、相生、鹽ノ澤、境久保、成リ上間屋、高槻、四方北、水船、深作、笊内。

針　道　ハリミチと訓ず安積郡にあり二本松を去る事五里川俣中の驛次每月六回六の日一の日市をもふく【名義】往昔此通路開きし時墾道と名づけたるを邦語の同じきをもて今の如く書たるべしと士由は廣海とかいへり大に義鳴が考にかなへり萬葉十四信濃道者伊麻能波里美知云々眞淵翁の考に元明天皇和銅六年記に美濃信濃二國之界經道險往還難仍通吉蘇路と見ゆ此程の事故に今の墾道といへるも時代かなへり云々又人麿の歌にも新治今作る路などある其證なればうたがふべからず百貴雜話に針道村は梁道村なるや此畠殿の梁川か嶽に在せし時の街道筋にてありけん云々こはうけがたし【枝村】堤崎、合戸、下馬ノ内、鍛治屋、御堂、細久保、西ノ内、高屋敷、廣畑、上ノ内、鍛治内、杉山、五反田、新屋敷笹ノ田、柿ノ作、高介、幕ノ内、長久保、北作、杉田、富澤、戸ノ内、枕田。

内木幡　ウチコハダと訓ず竹中より同四里半平より同四里（二處皆里正の所者也）針道に管す（以下十一區并に同じ）【名義】木幡山の麓にて内面にあればなるべし土田いへらく口碑の説に源義家奥賊と戰爭の時木幡山の老杉盡く旗と見えけるまゝに賊大軍と見て敗走す故に山を木幡と名付村をも木幡と呼ぶといひつたふれども正記家錄に徵すべきものなければ恐くは木幡の家につきたる好事家の附會にはあらずや何となれば京師の里木幡山あり又岩倉といふ村あり此地にも木幡村に并て岩倉村もあれば往昔此わたりに住たりし京師の人抔の地名をうつせしにもあらん我仙臺荒井郡東山といふ處にも大原は瀬西山など村里有て古京師の人の此地に住したる時都の地名をうつせる也と村老の話也是らの例證にもしかおもへりこは強て古き傳説を破らんとにはあらねどおもひ得たるまゝにおとろかし置也と日錄に書たりおもしろし又異説ありそは考證に源義朝臣師潰止者止六人來在ニ山上ニ許多作ニ紙幡一約レ木以誘ニ官師等一且因以聚レ師遂大振得ニ以誅レ賊故名ニ木幡一今祀里民多爲レ幡登攀象ニ紙幡約レ木也案是説爲レ近始木皆變爲レ幡則亦幡爾非ニ木幡一也とあり畢竟はいかならんまた知りがたし【枝村】梨内、關場、彌藤治内、貝田、振田、櫻畑、立石、松ヶ作、ぬくい、白石、田中、圓藏、小寺山、山田、番匠内、鹽澤、池ノ坊、八合田、小山、法兩、佐彌戸、竹ノ内、西大泉、櫻本、山本、大林、玉泉、寺屋（富翁雜話にその寺下在家と唱ふるは治陸寺の近處故寺の下といふならんとおもひしに徂來氏の南留子志に云々とあれば是も寺家と書て昔は治陸寺の使奴氏家なるにやとある寺下はこゝの事なるべし）竹中、七橋、古内、貝屋、茄子石、柹ノ作、壹石出、高畑、石谷、上越田、下越田、中越田、田屋、小久田、竹ノ花、石上、折越、古内、中屋敷、瀬ノ上、繁屋敷、大輪、緣柄、温井（前にぬくいとあるは此字にて此所と同在別地なり）胡蝶山、大部、野繁、貝内、北壇、泉岫、平高屋敷、粕坂、田沖、宇田、高屋敷、朴木内、北志屋敷。

南戸澤　ミナミトサハと訓す同五里【名義】戸澤といふを人にとへば十澤にて此あたりに澤數十ある故也と云々（廻村記）【枝村】大畑、松ノ口、原、下中居、石塚、折ノ内、不動澤。

北戸澤　キタトサハと訓ず同五里相馬道中の驛なり【名義】前にいふ【枝村】梨ヶ作、道長内、袖屋敷、吉谷内、細田、熊ノ谷、鹿島町、駒ノ田、穴田、桑差根、鍛治内、石堂、松ヶ平、大畑、西高内、福田内穴田、千久田、新

屋敷、半林、月夜半、大畑、西向入、切り草、枚庇根木內、中澤、宮久保、稻葉、油月、內夜畑古跡、岫屋敷、御目戶橋、臼內、叶ヶ作、宮ノ內、北向、松ヶ作、叫井田切受平、杢少內、桑作、大內ヶ窪、菖蒲澤、川端、熊ヶ窪、谷山、池內、蟲ノ內、戶ノ脇、松切內、高屋敷、蟹澤、宮ノ脇、越卷、簗ヶ作、叶內、上屋敷、程柱、日向中屋敷、大越、上屋敷、山田、道坂、竹柄、美女、木板店、梨柵。

西新殿　ニシニヒドノと訓ず同三里半百目木小濱の通路太郎田驛あり【名義】本邑を開きし人などの新に殿舍しつらひて住たるよりの名にあらざるか【技村】太郎田、一本木、持田、池久保、泉ヶ作、七色石、立石、八木內、野竹內、山野田、寶五郎內、杢內、杢小內、竹ノ內、北母養內、新屋敷、柿木、平松林、永作、勝ノ木、西戶屋、宮ノ下、多羅田、尼ヶ平、西岩穴、丸久保、屋戶、初戶、屋幕世內、柏崎、佐那五郎內、山ノ內。

東新殿　ヒガシニヒドノと訓ず同五里三春道中にあり驛は平石田におく【名義】前にいふ【枝村】平石田、約場、石倉、浮內、五合田、與太郎內、上一丁內、中一丁內、下一丁內、黒ノ馬場、山落場（一に山々柴）荒屋敷、鹽ノ作、上祈禱堂內、中祈禱堂內、下祈禱堂內、飯森、谷地阦。

杉　澤　スギサハと訓ず同五里三春道中の驛也【名義】村中に大樹の杉あればなり【枝村】栗田、馬船、松明塚、口內、辻ノ內、柏塚、日向山、古內、舞臺畑、二元木、平戶ノ內、町俵、樂內、寺山、室合內、日向、西ノ作、込戶內、後室合內、清ノ內、北ノ內、大久保、川前、岩森隱、堀田、樋口、屋戶、吉田、馬森、中畑、泉作、清子塚、藏目戶、路井戶、棚久保、赤坂、岫屋敷、久々敷內、登戶、明張、七久保、上信田、當柏塚、土井口、朽窪、江ノ子坂。

茂　原　モバラと訓ず同六里【名義】木萱抔の茂し原なりしにや【枝村】植野、赤かや、菟田、池端、仲市、繁倉次、會津、道平、細久保、朴ヶ作、湯殿、下池內、折越、福內、大平、平澤、山口、堀ノ內、屋戶、池ノ入名目津、磯ヶ作、若林、馬船、高坊、复非、風臺、茸作大久保、紅葉畑、大土山、川口、壙林、荒根澤、怪地內、福內、南北作、磯ヶ作。

百目木　ドウメキと訓ず同六里相馬三春の道にありて驛也毎月六回（三の日六の日）市を設く【名義】日錄に會津耶麻

郡猪苗代に百目貫（ドウノキ）村あり一年會津の人東都の柳亭種彦と交りし事ありしに會津封內の郡村を錄したるを出して百目貫村の訓をとふにとうめきと唱ふるよしを答ふ種彦いへらくトヾハ物の極たる所の言なればとゝめぬきといふ事也其村にとうめきと假名かへ又とゝめぬき俗にとうめきといふを傍註せし由田中博山が話也士由按るに百をトヾとよめるは十十にてなれば則十々の義にて則吾仙臺封內にて八十一成村クケナリと唱たる類なるべし又百々をトウ々々とよみて大皷の音とするも又百の字をトヽとよめる一例也又いへらく會津の友岸五郎か卷不借卷一に封內百々貫と書てトウメキと訓ずる村所々にあり是へトヽメヌきなるべしと」野言にもトヽノツマリ抔といふ事もあればトヽは物の留なる事いかにもしかるべしとみゆ義鳴いへらく本邑の地は封內のかぎりにあれば前にいひし如く村の名は實は百目貫にてトヽメヌキの義なるべし玉井の【枝村】にも百目木といふ所ありて彼處はてはトヾノキと稱するにもおもひあはさる【枝村】上町、中町、下町、横町、名目津、堤ヶ入岩田詰、境ノ岫、樋ノ口、北野內、山部澤、菖蒲ヶ入、堀ノ內、西ノ內、折目作、赤坂、中ノ內、手倉、石苗場、荒屋敷、山桑坂、搦手、眞力坂、岳本、矢戸。

田澤　タザハと訓ず同六里半山木屋南戸澤への驛なり【名義】こゝも古は澤なりしに水田を開きたる故の名が【枝村】天神林、伊佐次場、揢入、二才久保、芝原、ぶんどう、板宮、柳か作、坊久、根ノ內、明內、臺平內畑中、池ノ入、太夫內、根木內、稻荷久保、二本木、櫻平、神田、中山、間山、小屋內町、萱田、萩平、北向宮ノ脇、高井、兩ヶ作、曲山、十駄畑、海老內、上久保沓掛、川口、福ヶ入、山口、明生內、大森、加苗作、和田、鶴ヶ作、原、臺畑、蒲田、林山、猿口、坊屋敷、大森。

山木屋　ヤマゴヤと訓ず同七里半相馬道中の驛也【沿革】【名義】一に山小屋と書たるものありもと山中に民屋あるよりの名なるべければかく書しはかへりて本宮なるべし【枝村】戸草、木根、蕨平、細畑、長橋八木古跡大澤、中島、蘆口、杉宮、甲敷、五斗、蒔田、鼠食籠作、大ぬかり、問屋、比曾根、木ノ間、赤坂、熊取、小鈴、坂下、大清水、彌次畑、萱ノ又、新屋敷、上田代下田代、石森、三道平、磯船、高屋敷、澤目、木地、切上、桑山、下桑山、北向、房良根、柄刈屋敷、廣窪

高平、壇越、馬場平、東西北境、横畑、谷地、畑小塚
行合戸、向屋敷。

小手森　ヲテノモリと訓ず東國太平記コテノモリとせしは誤也同五里【名義】手を助字の如く用ひし例あれば見な手見童な手童こゝも小森にて少しの森を伐ひらきし處なればにや又は小手指原の類にて別に小手と云意ある事にや【枝村】境田、宮の平、秋ヶ作、幕ノ内、長信田こは長信田と唱ふるより長しともかけるにや西作、堂庭、戸ノ内、入ノ内、與手五郎内、立石　花ノ作、大澤馬場ノ平、門ノ内、中ノ内。

上太田　カミオホタと訓ず同四里八丁相馬道中にて白髭に驛あり【名義】既にいふ【枝村】横木生、夜討ヶ作、古跡岡田、桑ノ久保、稲荷林、上代積、尼ヶ平、中町、田町、西谷、陣場古跡、通場、尾松場内、山上寺、三島、三鈷、屋戸、梅澤、寺坂、大篠、一地内、上ノ久保、上小田、下小田、館、小田、五福田、唐界内、あさと内、鷹巣、恵のみ内、西勝田、下田、白髭、复ヶ入、鶴木、馬乗、畑、駒込、一本木、廣瀬、高畑、澤神。

八丁目　ハツテウメと訓ず二本松を去る事二里餘官道の驛家にて毎月市をもうく娼家をおく事は上杉領の時より始まるといへり【沿革】官道の西を八丁目村といふ村中の畑に宿次と字する處あり是宿治千軒と稱して古昔の八丁目驛にて戸數千軒ありし處とぞ其餘波今猶驛傳等の役に頗る農家多しといふもと宿次より轉じて八丁目、天明、根館か岡の三村にわたりしに依て舊名のまゝに八丁目宿と稱するよし日録に見ゆ始め公の御料なりしを天保四巳年安積郡郡山ノ内なる五邑に替て給はりしなり【名義】此驛村境を去る事八丁なるを以て名付しといふ日録【枝村】向町、小金塚、日向山、秋田、熊野、田中ノ内、埋崎、百目木、竹ノ内、根岸、坂下、小池、柵屋敷、高谷、金山、木戸内。

天明根　テンメウネと訓ず同二里八丁八丁目に列りて八丁目に附し以下三村皆同じ【枝村】復昔天より二星隕て石となり今當存す故に村を天明根土中抜るに根は雲根の意かと名づくと日録に見ゆうけがたし山川の部に其事くはし

鼓岡　ツヽミガヲカと訓ず同二里天明根に列る【名義】古くは信夫岡村といへるよし村老の話也さらば名所にいはゆる信夫國は此村の中にあるべし日録【枝村】本町、石合町、新田、獨子、原、中原、木倉内、寺山、鍛冶田、石台、土台、下原。

上水原　カミヽヅハラと訓ず同二里半餘【名義】古へ

の信夫が原にはあらじや（日録名勝志にくはしくす）他日信達一統志を見るに古は信夫の郡司御山中に人家ある事を知らず一日八丁目村境川に藁のおかれ來るを見し夫よりして尋入人家を見初て一村を作り郡に屬せしむ故に水原と名を負せし也水に藁の流れ來るを取れり昔は藁字を的當に書く今原に作ると見もさもあるにや【枝村】石内・中條、石倉、山居、森與、地内、仙臺内、熊野堂、寺方

下水原　シモミヅハラと町守同一里半餘【沿革】始め上水原と一村なりしとぞ【名義】既にいふ【枝村】三島、山岸、脇久保・諏訪内・熊野堂、驛小屋、中條、三谷目、石倉、極樂寺、金入道内、日向・道内・椚田・關根、上遠谷地、中遠谷地・赤坂・小谷地、板山、露畑

○山川類

郡山

【川】夜打（古名幼稚川といふよし也）大師（本名逢瀨川にて名所也○靈櫃より出て只野河内をへてあふくま川にて終る）

【池】上（百五十六間百八十三間）下（百四十間二百二十間）荒（百十間三百間）かやの澤（三十七間百七十間）新（十一間百廿間）細沼（七十二間百四十間）仁井沼（七十二間百四十間）かやの

木、皿沼（虎丸長者が血を落せしよりの名なりといふ信じがたし）【清水】滴釜といふ處にあり土人の説に義家は東征の時弓筈をもて突かれたる處なりといふ按るに源義朝臣前九年の戰に三軍渇にくるしみたる時持所の弓の弭もて岩角を穿たるに清水涌出して渇をとゝめし事前太平記に見ゆ其地は南部にありて下流を北神川といふされはこゝのは後人の附會したるのみ【博奕石】羽山の邊にあり里俗の話に昔此あたりの無賴ものらが此處に塚あるを見て命丸長者か黄金の盃何々を埋しを聞たるはかゝる處にやあるらんいさ堀て見よ有らば博奕そといひてやう／＼堀たるに此石ありさて押のけて中を見んとせしに忽ち殺氣のぼりて無賴ものらは目くるめきて打倒れしかば其まゝやみしとなん此事より博奕石とはいふ也とぞ【烏帽石】【稱宜壇】にあり形をもて名づくといへり

小原田

【池】名倉（二丁四十間七十五間）宮の前（四十八間三十五間）荒（一丁五十間五丁）坂子（一丁十間九十四間）大根畑

日出山

【川】笹、作田【堰】成田（笹原川の水上にあり）名倉（作田川の水上にあり）

笹川

【川】滑、笹原　【池】荒四百六十間に五十二間也加藤領の時築くといふ　新二百
八十間六十七間　はか沼二百廿五間八十間　町坂、めつけられ、四ツおき
久保田
【川】久保田即安子瀬川也油川ともいふ　【池】奥室や八十四間三百八十間　金
堀、薬山、空谷地　【土水清水】羽山の麓田の中にありいまだ由來も考へず
日和田
日和田日鎌に驛南をながるゝ川を藤田川といふ流に添ふて田の多ければかならず田畦などに藤の大樹などありて此人を同
じにやと有此川の也
【池】菖蒲六十間百五十間　下福禮四十間百二十間　六反月、山田【堰】
上、中、下
福原
【池】寶澤沼五百間七十五間加藤領の時築くといふ　勝木澤百二十間二十九間　日下、
古内
高倉
【山】古館村の南にあり麓より頂まで百九十間餘晴天には山上より日光中禪寺みゆるといふ　【川】
五百古跡　【池】琵琶百二十間五十間　仁井百三十間四十間　深谷荒百五十間四十間
横森、牛鼻、日下、安濟、せと田　【堰】上堰、萩袋
三年坂・横森、新田の北官道にありて庚申塚ある僅な
る坂也此所にて轉たるものは三年を出ずして必ず死す
と土人の說あり江戸三年坂の事に似たり
八丁目
【川】門前　【池】仁井田二つ　よし、猿田、土井口、
深谷、原、山仲、岡二つ　かちか入六つ　黒磯二つ　瀧、山
田、後田、三升前、【堰】門前
【池】杉、渡田三つ　押出、向カ四つ　西ノ又、かい木作
二つ　梅澤、右衛門次郎
八ツ山田
【池】かしや七十間二百廿間　細田、殺生、村四十間百二十三門　花池
さかた、南かしや、西八方屋、預、東八方屋、勝木澤
日中、日下、向作、とふ、藤平作、午ヶ北作、表、東森
西森、二年薜、稲荷、西、地藏堂、日西、坂下、鍛治
柳、日上、押越、とろし田、日下
横塚
【池】芳賀郡山の川地　蘆【三本杉】熊野權現境内にあり元
和の頃村民熊野に詣てしもの三熊野の杉一本づゝ持參
て植たる也と大概記にみゆ
笹原
【川】笹原
荒井

【川】荒井前　【池】大（百四十間 四十間）獨文（百五十間 百間）萬海
（百二間 五十間）新（百八十間 百二十間）皿（百三十間 八十五間）【堰】成田
片平
【山】鹽入（村の西 にあり）追久曾　土計　森（天狗森 とも）額取　【川】
南山　岩倉　【池】荒（九十間 四十六間）思々（三十五間 百五十間）牛頭
天皇中村に（八十四間 百卅一間）平右衞門、鳥井戶、下館（三つ不内一間七 つ百九十一間）
瓜坪（八十間 二百間）馬轉（五十間 百六十間）介之丞、乞食、山三郎
花立、大谷地、七人ほふ作、惣右衞門、作之丞、神力
同下、庄八、おきやら、一ッ細作田、一ッ葉山、おふい
くさ、今泉作、高森前、二ノ山の井、五ッ堂の久保、三
ッ中山、五ッいく御田、四ッ彥介、七ッ田中、岩作、行屋
二ッおつくさ津、杉ノ入、四ッ矢作、三ッ林藏、二ッかしの
す、堀ノ內、山田、一ッざらめき、一ッ西ノ內、ひつうら
ち、日照田、西おへぼ、廣修寺、平ノ入、一ッ中、兎う
さき作、東、和く色、上ちく、二ッ稻葉、三ッ菊ヶ窪、
行人作、惣飛、柳作、大峯崎、一ッ舘ヶ岡、山際、境山
河內
【山】額取山（西にあ り大山）蹈倒（一に 明倒）大將旗、雞冠（一に 突坂）大森（西にあ り小山）
沓形　同　高築　同　南端田（西にあ り小山）川越（北に あり）高座　同　與

へ釜伏牛、川南、北、瀧　【池】地引、山田（百十間 五十七間）
平內、位ヶ川、高條田場、臥牛石フシウシ石といふ牛
の寢たる姿に似たりと便覽に見ゆ聞老志に苅田郡舍瀨
驛邊有臥牛石似掛牛鄕俗曰牛臥とあるに同じかるべし
復土
【山】高から（南にあ る大山）藥師岳（東にあ り小山）はやまる岳（西にあ り小山）
額取、川前　【堰】高
長橋
【山】太平（西にあ り大山）千比理谷　同　程澤（同 小山）羽　同　大杉（北 に
あり 小山）祝堂　同　廣倉（大 山）川前、池（大 六）高番、小倉、舘、小
畑、毛澤、東原
富岡
【川】堰場、前、龜田、池瓜坪（百間 四百卌八間）木葉山（六十 八間）
（八間 八間）下村（六十間 二百六間）赤沼（八十間 二百廿六間）さかさ（六十四間 二百六十四間）
ぬかも谷、下高森、上具（四十間 百六十間）いそん田、二又、三
すけ、石あみた、柳作（二 句）ミツ、行人作田、平內、上
村、松ヶ作、菖蒲田、木葉山上（中下共 三〇）追所上（中下と も三つ）い
りの久保、行人壇一、三ッ高張、うち、一ッ留東又、上
龜田、ぬりやち本又、上原田、下原田、水無、東作田

下交、二ッまり田、二ッ下たい、細田
早稲原
川前、池町頭新百間百廿間　高屋敷、大福、初□、田、防ケ
笹産、南作、大谷地
堀の内
川前、五百、地橋本、新百間三十間　松山、大谷地、杢田、
南百五十間五十間　池田、町渡
前田澤
【山】小室在西大山　【川】五間　前、加内、坂下、池西東、新
二郎、東、西、藤内、下
上伊豆島
【山】石江在西上山　川前、池柳作、さから内、坂下、かけ
作田、小倉、三ッ大穴
下伊豆島
【川】前北　【池】さつた内、明利作、外手作、京ケ
盤澤、南平、赤はけ、松ケ作、中、加茂たつ、柳井未明東田
安子ケ島
【山】鞍掛大山會津領の入會也　月平大山たやきや同　たるひ同　地
獄大　君ノ平小　小瀧小　同花小　琵琶頭大　まよせ小
强盗澤小　觀音小　まきの入小　峠の澤同　天狗澤、籠、
茶臼岩大　淤大　四の澤大　中丸小　赤澤大　額取石、中
ノ澤小　熊同　窪同　ねかほり澤同　世麥、大横座平同
大平小　ちうまいおつそ小　戸外森小　すまき北　瀧澤
大　まゆみ小　伊良久保大　花ケ岡大　風越大　高塚大　合
ノ澤大　川竹ノ内前、大峯前、五間　【池】四谷渡、山
作田、萩袋向家、同まゆみ、對面原、ばさゝ、山田堤
二ッたざ、せきはん、西原、茅ケ入、二ッ高森、市ノ澤
屋敷前
大　槻
【山】ゐ、川南、端居　【池】原田、仁井百四十間七十六間　西ノ
百廿間六百卅五間　福良澤、荒、羽山百七十一間七十間　新百四十四間五十六間
鎌兼百三十間百四間　大爪、小山、長七路、堤前、島、美女靜御
前の乳母の身を投し處也と土人はいへり百六十間百三十六間　堂山、下大谷、谷地、滑河
内、槻木、村内にあり根之廻り四丈二尺餘目通り二丈
五尺あり田間漫録
只　野
【山】高篠小　方木立小　入狐塚小　額取大　吹倒同　大
將棋同　片平、萱峠大　島かへ澤、赤澤大　三森峠同　南
澤、高幡同　十三釜同　姉森、第森小　同森小　三ノ澤大

長地小　そぬの木ぞらや同　狐塚同　戸外ノ森、しやり坂小　滑り石大　釜場澤同　大かへる子澤同　小かへる子澤同　小屋澤大　かうゝ同　二本ぶな大　大造り屋同　くるみ瀧小　けんほてなし大　子ふすへ大　大さる澤同　東岡ヶ嶽同　地獄澤小　二の澤大　帷子大　諭四郎坂同　捨貫石同　うつら坂同　幡巻平同　鷹狩湯澤同　さはめき大　源次郎釜湯、沓掛、古道同　湯入同　西小森同　つはた同　東小森同　早坂小　權太郎、たゝ大　大師石小　舟かさく同　長地、松平以上西山　炭燒堂小　御伊勢以上北上　川本宮殿、寺、塚野【池】下臺、一寸道、めた澤、池入、釜ノ入、細山、小鈴ノ、南小鈴ノ、上所小澤廿二間百四十五間　下北の澤百十間百三十間　河内取、小六峠、神明、浄土村下白石、松林、釜ノ前八十一間百四間　堰岩色、塚ノ、金屋、本宮館、中野、堰口、溫泉、大伴家持卿下り給ひて時三森峠休息ありしに此溫泉わき出たり其後絶て久しかりしに五七年前林奥ありしと便覽にみゆ此書は安永二年の作なれば夫より五七年前とあれば明和三四年の林奥なるべし家持卿の事は未可信積聚腰痛溫瘡抔に切ありといふ强清水里老の說に親は諸白子は清水といへる童謠より名付たりと遊覽志に見ゆ一書には高山の半腹少し平なる所より出るをもて其性强水なるが故にこはしみつと唱たるに附會したるなるべしとあり金巖文集に孝子水とある是也唱の近きより誤りしか佛測勝音寺の本尊を引上たる所也といふ四本聞書疊石平垣なる石上に疊の如き文ありと云未考所在朽木南澤山にあり昔大木を伐りて湖水の舟を造るに果さずして朽たり今に其朽木あり村鑑大概記風穴浄土松の邊にあり寛保の頃には穴中より風吹いて土中大にに震動せしといふ

山口

【山】高旗東西大山　石澤【川】山口【池】原田二百廿間五十間　荒、西法寺、鹽ノ入往古地中より鹽出しといふ今も水溜りて晴天には白き泡を吹出すと云神明、鶴の戸墜、山田、大久保、八幡木、在高旗山賴義朝東下ありし時山上に八幡を勸請したる時の木也といふ往公中より折たり一覽　木葉瀑未考名義

大谷

【池】深田二百二十間五十間　北の原、北澤、二ッ新寛永三年築くといふ

八幡

【川】北、前【池】松の口、黑河内

駒屋

【川】前【池】大百五十間六十間　木葉山新、南原、岡内、

【堰】高玉、向、前、岡ノ内、榎淵、川岸なる榎の木の下にあり其源はかるべからず諺に龍宮界へ通ずといふ二十年前川欠て榎測倒れ名のみなりと便覽にあり

川田

【川】前、沼、板橋【池】葉木谷地百八十間百三十間 かつき沼百六十間五十間 高野、新百八十間五十間 めかし田百二十間五十間 皿百間廿間 百門幡百間四十間【堰】小 大、上河原、神原、神原下此外にもありといふ未考

成田

【川】前【池】中百八十間百四十間 荒、小、海藏

野田新田

【川】鹽【池】太百四十間六十七間 七ツ、番ノ澤、甚右衞門菖蒲、東古【堰】懸入、上、向

鍋山

【山】人形在南小山 浮風、大豆塚【川】沼【池】深澤六十間百十間 愛宕、新七十間百十間 皿、七ツ、、四ツ長戸呂【堰】西、大學、曲田

廣岡

【山】高旗在西大山【川】前、瀨ノ入、大澤【池】三本木百五十間 原ケ作、彌七郎新、瀧ノ入、玉藏、青日【堰】殿此外十八ありといふ 葛渡し泉便覽には九十渡とあり畑中に笠松ありて其下より出るとそ未知名義

下守屋

【山】三角、高旗在西大山 横【川】前【池】體傳說に妙見備ふる神酒を此地水にて造る救の名也と 新、おふしや【堰】小田、大、迄三内、町屋、黒川、柳内、寢語、安積岩瀨の界に榎内深田原といふ在家あり諺に安積岩瀨の寢ものかたりといふに便覽にみゆ所謂美濃と近江の寢ものかたりといふ類なるべし聞老志岩瀨郡の内によみ人もらすみちのくのあさかのことを人とたゝいかゝいは瀨の森にこたへんこゝの前にはあら年と寢ものかたりの言にいとよくかなひたれば僅に引出おくのみ

相生集卷之第三稿 終

相生集巻之第四稿目録

○山川類

本宮（冥々櫻野ケ石駒石）　仁井田　荒井　關下
青田（七峯）　苗代田　羽瀨石　下樋（平尿石）
青木葉　石莚（槻清水）　高長（溫泉）　橫川
中山
糠澤（鐘淵）　高木（重石）　和田（角石繪賊石鸚鵡石硯石）　白石（白石）
長屋（連理木）　松澤　稻澤　初森
玉井（玉井折井鰻泉損瀧）　永田（折殯）　澤堀（金名水狗吠石蓐石峯石猿鼻石）
原瀨石（立石行人瀑布）　箕輪　椚山　上大江
下大江（醴水）　大江新田
北杉田（舟形石獨居水駄臀石狐石敵石）　南杉田　館野
高越（足趾卜石綸櫻硯石一本松）　上成田（磨鎌石）
下成田（大清水一石羽石烏帽子石摺禮石）　油井
若宮（藥井觀音水）　松岡　本町　龜谷
竹田（大原水）　根崎

澁川　鹽澤（八萬瀧金堀石博奕石鏡口林石覆槐石）　小津（疊石疣石）
米澤（夫婦石陰陽石）　上川崎（不澄池大養淵小卷養淵根石洗菜石格石舟石三つ石）　下川崎（鴨石）
沿袋　小濱　上長折　下長折（競石包夾）
大平（神明石）　平石　鈴石　西荒井
小濱成田　下太田（水府摺袖者窟）　外木幡（平石釜石）
針道　內木幡　南戶澤　北戶澤
西新殿（七色石）　東新殿　杉澤　茂原
白目木　田澤　山木屋　小手森
上太田
八丁目　天明根（改星石騎塗）　鼓岡（伊東泉足趾石）
上水原（疣石鏡石毘沙門石）　下水原

○關梁類

郡山（下馬橋）　小原田　日出山　笹川
福原　日和田　高倉　八丁目
梅澤　橫塚　笹原
河內　夏出　長橋
大槻　只野　山口　大谷
駒屋　川田　成田　野田新田

富岡	下寺屋		
本宮	仁井田	關下	古田
苗代田	羽瀬石	下樋	古木葉
石莚	高玉	横川	中山
糠澤	高木	和田	白岩
長屋	稲澤	神森	
玉井	永田	澤堀	箕輪
椚山	上大江		
北杉田	南杉田	飯野	高越
下成田	油井	府下六町	
澁川	鹽澤（鐵扇橋 六字紅）	小澤	吉倉
上川崎	下川崎	沼袋	
小濱（座頭橋）	上長折	下長折	大平（供中渡）
平石	鈴石（蚯蚓橋）	小濱森田	下太田
外木幡			
内木幡	南戸澤	北戸澤	西新殿
東新殿	杉澤	茂原	百目木
田澤	山木屋	小手森	上太田
八丁目		鼓念	上水原
下水原	天明根		

以上一百九十三區此卷に收めたり

相生集巻之第四稿

外史　大鐘彌兵衞藤原義鳴輯

本宮

【山】蛇鼻、杉ノ内、笊、石堂【川】安達太郎 市内をたゝ横さまに流るゝ川也 枝澤【池】關根入、同上、彌太郎内、飯谷、宮勝、同上、諏訪原、作田上、同下、堀切【堰】下谷地向、上江、下江、沼田、下川原、明俣、瀧ノ下、

冥々櫻、安達良、本宮驛冥々老人は俳諧をもて名[illegible]游内に高し最卓逸高致絶倫の人なり文政甲申九月二十二日八十四才にて沒す此老人若かりしより此驛西禰樋内といふ所の農家の邊に櫻の老樹道を犯し年々に花の盛には必同社を會して遊戯三昧會を以花になれんと誇りしに今より五十年ばかり昔にや其花の主たる農夫一朝に伐倒して薪にせんとはかりければ老人深く之を惜み身多く富ざるを以て同社に計り自他の力を合して許多の財を以て辛うじて買贖せりとぞ然りし後は彌是を愛して或は待或惜みために花にならずといふ事なし其風流雅致いふべからず然れば世にあまねく智人出來いつしか冥々櫻と稱する事にはなりしとなん 花經樵話

男郎石、名郷の管内泉崎といふにあり人の倒れたる形に似たり此山の頂に小池あり一農家の奴が空嚢にして日々醉事をうたがひ一日密にうしろに從ひ行に此山上に登り觴飼して池にのぞむ主人是を呼に愕然としてまろび落て化して石となる故に此名あり醴泉も隨て水となる地を泉崎と名づくるは此事によりてなりと村老の話なり 日録 とはたゞ形をもて名付しなるらん

雲駒松、堀切の途にあり小沼貝長 田村浪人 が政宗に參らせし馬をつなぎし邊なりといふ土人政宗松と號す 伊達南町の記に慶長九年十月政宗上郷の折罷出慶安寺に龍[illegible]獻上卑慶[illegible]西四方の駒羽の駒一疋引かせ名郷同へ披露[illegible]といふ事あり則長馬なつなぎし處なりさらば貞長松といふべき也と土人のいひし

仁井田

【川】五百、瀬戸【池】しやく臺 此外あまたありといふ【堰】譜子澤、岩色

荒井

【山】大久保森西【川】五百【池】かうじ、又泉

關下

【山】深澤東西小山 【川】五百 【池】團子森 【堰】岩色

青　田

【山】大名倉、小名倉、大作、梨木平、十地、久保、不ふつき澤、門松、瀧ヶ團鳥帽子森、中倉根、釜山、傾城久保、文右衛門久保、片面 【池】大谷二百三間百廿二間 錢神戸張百九間四十六間 年中新此外あまたありとぞ 七峯此山北斗七星の位置に似たり桂海虞衡志に云棲霞洞在七星山七星山者七峯位置如北斗又小峯在傍曰輔星とは翁往昔直田の七峯に登りたる時能似北斗位置とはおもへども輔星峯の事は心附ざりきありやなしや富翁雜記 因にいふ富翁雜話又いふ本宮の驛より苗代田村へ行くには青田村を通れり此邊は七峯原といふよし里長の物語を聞けり丘岡もなく渺々たる原なるに何故斯は名付たるを知らず然るに近頃村老のいへるは大倉山に峯七ッ連れり朝日倉夕日倉の類なり故に七くら山といふ山なり此原は大倉山の麓なればかくは名付たりとおもへり云々

苗代田

【山】大名倉、小名倉、直那坂、二ッ坂、茨荷、空石 【川】五百、谷澤 【池】權塚百廿間七十間 清水、三つ、團子森・二ッ 【堰】岩色、小室

羽瀬石

【山】湯ノ入、角合、倉津以上北 【川】五百・谷津

【堰】未た其名を考へず

下　樋

【山】牛五澤西にあり 【川】五百 【堰】未考其名 牛屎岩、其形似たるより里俗の名付しなり

青木葉

【山】大陣場東 小陣場、名倉、金ケ灘 【川】五百

【堰】日影澤

石　莚

【山】嶽、萱想、二ッ森寺屋、鶯、吠唱、駒繋、谷間峠

小次平 【川】升田、間 【堰】寶、並、場、竹ノ内

槻清水未考

高　玉

【山】深澤在西 荒戸澤同 笹大原東 七瀬在鶯北 【川】商、南・深澤、七瀬 【堰】葉山、七瀬二渡り 【温泉】當溫泉是なり元文六月吉田彌右衛門守谷本宮縣令たりしとき取立しなりくはしくは碑文に見ゆ丈毒瀑瘡の類に浴して効驗あるは世に知る所なり富翁雜話にいふ吾藩七厘在西會津へ行く道の傍に熱海といふ邊

に溫泉あり硫氣曾てなく清淨なる事鏡にうつさる如く毫末もよく見らる事なり惜哉冷氣多し浴するに堪兼たり丹鉛綠凡溫湯所在下必有硫黃其水猶有其味獨安宇湯徹見底垢自浮去不積且無硫黃不知何理也舊人見其銳出丹砂數粒乃知其下有丹砂と此の據は熱海の溫泉は丹砂地中に在て生る號ならん後周王褒溫湯銘白礬上に徹し丹砂下に沈む華淸駐老飛硫瑩といへり熱海の溫泉は予もしば〳〵浴しはべるに逆上の氣少なき溫湯なれば丹砂下沈すともいふべきなり云々名義是も片平に住せし伊東氏の其宗家の住せし伊豆の熱海をうつせしなるべし本邑は安達郡に屬するが上にこゝの堡主畠山氏は畠山の族なれば片平の伊東はものすべきにあらざるに似たれども伊東氏が片平を治しは文治年中にて追々に其所領を一族にわかちあたひしといへれこゝの古へも伊東の一派が住したらんとおもはるれば此說を作るのみ廻村記には伊豆國あたみにならひたるにてもとは左にあらずと見ゆいかなれば海といふべきいはれなしあたみはあたかの水のつまりしならん此湯はぬる水にて田中とおぼしき所にあり云々とあるされども只名をうつせし迄にてさばかり深きことはあらじとおもはる

横川

【山】深澤在西　荒戶澤同　七瀨　【川】五百

中　山

【山】峠大西　さいの澤、三川北　橫瀧、地侯、清水丈天狗荷力取、銀ケ崎、笹ケ森、鞍掛　【川】堺、三河二渡　【堰】峠川、さいの澤、三河

鎌　澤

【山】高松東禪寺山とも云ふ　北ノ作向、狸ケ平、柳の內、舟場百內、笹ノ由、中、大ふた、禮堂渡　【川】道　【池】落合、八ッ田、鴨內、八幡、そゝろ內、東の坊、才神さくら、皆、押越南、同所、おとりたん、猫石、とらゐは、柳が作、大黑石、夜討ケ作、東內、七久保、袖ケ作、つくし澤、石ケ作、狸ケ平、北谷、原ノ、北ノ作、根廻り、小林、中ノ坊、東禪寺、越田、同つま、櫻石、さる內、戶ノ內、櫻石田、宮下、堀ノ內、八幡田、禮堂南、一本木、東禪寺、切掛田、同かりま澤、鎌、笹田此地中に生る芦に更に穗なしといへり義鳴癸巳の秋公事によりて至りみる事を得しに數千莖の芦一本も穗の生るはなし一種の芦なるべし其よる處にあやしき說あるを里正はかたりしかどもわすれたり鐘淵あぶくま川にあり昔本邑觀音寺の供鐘を沈めし處なりといふ

高　木

【山】經聚 東にあり○土人の說に昔浮居者の經文を埋めし處也といふ案ずるに聞老志に經峯在宮城郡相傳有人往昔藏經不峯頂仍稱也云々とあるに同じにて則弘法の盛りし世にはかゝる事なきもいせしならん此外封内所々に經塚と稱する地あり皆此類なるべし岩城地圖亦井岳にも亦經塚有り 【池】吹戶、池ノ入、久保、前田、切掛田、水隱、田中、寺内、上瀧ノ入、二ツ、重石上中下三ヶあり水峯三つ石重たるよりの名也とぞ 諏訪原、重子石三ツ重りたる如し池邊にあり

和田

【山】白旗東 岩角、地臺坊、池返し田、白旗入二ッ水くろ内、小乘坂、熊野前、赤二ッ渡田、新、川上、中島、上百前、蛤作、櫻本、久保入、澤小屋、高師、小館、櫻木内、形ア内、江口、風呂入、山野内、金花水岩角山の洞中にあり正月初寅の日の曉天に水中に黃金のいろなすもの浮ぶと土人いへりこは地の溲旭にうつろひて然る色をあらはすなるべし角岩同所にあり角の形したる岩洞中にあり今は折たり是則山名の起る處なり縛賊石同處毘沙門堂の邊にありこは元祿の頃ある夜賊ありて山内の神佛に供せし米錢をかきあつめて去らんとせし折山上より此石轉び落て賊の裾にとゝまりし故賊去る事あたはずしてありしを夜明けて土人見とがめ追放ちしといへり夫より盜賊縛石と其事をあらましを石面にゑりて其まゝ其處にあり其文は剝滅して定かならずと土人の話なり鸚鵡石對馬内にあり其語音曲をこたふる事鸚鵡の如ししかし勢州のあふむ石は聲あつて答ふるに此石は双方一調子なり是をおほかた石といふ按るに口語り石なるべし名處詮に見ゆ土俗の話とは覆屋の如き大石にて始め二ッ相向て其間の少しへだたりしが天明卯年大地震せし時一つの石ぬけて畑中にうまりて今にありさて夫よりは言語を答ふる事更になしとは中間のやゝへだゝりし處にひゝきしならんといへり覗石路傍にありてさしのぞきたる如くなる故名付といふ今村落の家に除石といふあるは則此石によりての名なり覗と除と國韻の同じき故に用ふるのみ

向岩

【山】岳大岳ともいふ山上の遠望奇妙也 【川】白山、池あしけ沼、鏡田屋戶、貝三郎、栗平・狐石、蟹澤、林越、澤口、一本杉、こそ内、石上、柿屋敷、野中、黑田、大久保、馬場内、ねき内、屋戶ヶ入、漆ほら、作田、白岩作、白岩嶽山にあり村名のよる所なり岩石英の一種なるべし未考

花屋

【山】 二ツ未考其名 猿内、池長平五十間直十間 諏訪、瀧、坊の内原、ろば、二ッ島の作、谷戸、色法内、猿内、大畑藤苗内、猿子入、連埋木株木なり里正宅にあり古へ國々連埋木の生ずるを祥瑞として都へ奏聞せし事内記に間々見ゆ又晋の徽祥記あるは瑞應圖にも此木の入うれたれば唐山よもめてたさものとすなるはしられたり

松澤

【山】 四隣にありといふ未知其名 【川】 松澤 【池】 平内、穗待田、池ノ平、糀谷、日照田、午田、久根、内、妻、山ノ田和、宮ノ前

稲澤

【山】 前に同し 【川】 不動、百目木 【池】 品竹、胡桃ヶ作、山ノ影、桑ノ田、日照田、久保、那葉ノ内猿打、上鹿、山内

初森

【山】 前に同し 【川】 正切、横谷地、小宮戸、本郷鍛冶澤 【堰】 二ツ 未知其名

玉井

【山嶽】 森屋、高根、高松一名大名倉 【川】 馬場、角 【池】 番倉、谷澤、戸外森、中森、二ッ猿取澤、岡谷地、成又、かく石、玉ノ井、村邑の條にのせたり折井泉名も知られぬ魚の常は水底にかくれて一村の中にあしき事あらん時は浮み出で人のみるにいへり又古語なり鰻清水未考其由瀑水横勢激勁横さまはほとばしる故に名つくといふ

永田

【山嶽】 上臺 【川】 前 【池】 鷹巣、福泉田、志戸内、上關、中關、方本、上臺、折蘇坂いつの頃にや村民大なる薯蕷を堀得たるに世にめつらしければ公に奉らんとて荷ひ來たるに此坂をのぼらんとて折たる故薯蕷折坂といふとぞ

深堀

【山嶽】あわら山是也 鐵嶺、劒峰、箭筈峯、籠、立、四丁坂、

【川】 烏上野碓氷峠より出で榛名山の麓の方へめぐりて流るゝ川なり烏川といふ回國雜記の標記に是は碓氷山の北方烏石とて烏の口に似たる岩根より出るが故の名なりとみゆ此川は何の故あるにや 源堀、新田、目洗、金名小岳山の麓にある清水なりわきてひやかなるを愛るて水府黄門名付られしといふ 筑前續風土記に云夜須郡東小田村に金銘水あり是清冽なる名水なりと云々其所有と成て水は不出云々 狗吠石嶽東垣人の記に此所犬が城といふ人によりて石を犬と見て吠かまれて通り得ずとあ

る是なるべし毒石沼の平の内に有硫黄の凝たるものなり炎熱の時禽獸是れに觸れば忽斃る那須の殺生石の類なるべし警燧隨筆 累子石岳の山中にありと一本に見ゆ是は尖たる石の上に圓なるをのみ又其上に方なるを累たる抔いくらもあれば其石の事なるべし世に是を天狗の累たる也といへり猿鼻岩猿鼻といふ處に怪石寄石あるをいふなり猿鼻の義未考

原瀬

【山嶽】上臺 【川】立石 【池】大畑、寺久保、行人瀑布未考其由 立石、一片の大石路傍に屹立す山名杯のよりて出る處なり

箕輪

【山】寺澤、苗松 【川】苗松松元川ともいふ 【池】荒屋敷

椚山

【山】嶽山、苗松、【川】苗松、象目田 【池】三ケ森、澤谷

上大江

【山】嶽山、癸火氣、伊良久保 【池】あふみ 南作田、岩ケ作三ツ海色端、鷹池、羽黒、崎原、はぬき

下大江

【山】前に同じ 【池】荒、宮田、東内、澤釜二ツ 山ノ根、羽山、池田、峠二ツ 醴泉、苗松山より酒の香ある泉なり土人是をいづみ清水と呼べり醴泉の涌出たる事は靈龜三年美濃國に醴泉ありて年號を養老とあらため文德の仁壽四年に石見の國より醴泉出たれば齊衡とあらためし事舊史に見ゆ其外信濃國戸倉星名信濃地名考に 又此國岩井郡金論山の麓聞老志ににも醴泉の出たる地ありといへり猶いくらもあるべし

大江新田

【山】前に同じ 【池】頂釜三ツ

北杉田

【山】稲荷、熊野林、仙海、樂師、かうかい一名赤坂 【川】杉田 【池】新座濁池ともいふ四時水の清事なし聞老志に岩井郡濁水村に有濁水湖往古も池水未嘗有清澄之かとあるも同じ 神入、駄子内、袋内二ツ 小國、谷地 【堰】町、袋内、艨艟石其形船に彷彿たり巽根志後編に奥州姿の渡といふ處に岩船あり形舟の如しとある是なり金峩文集に艨艟石と書たり一說に鮒の形に似たれば鮒形石といふべきなりといへり其形鮒といはんも亦可なり今地名に舟形石といふも此名によりてなり獨鈷水北杉田村の一村中井無したまたま堀こゝろむれとも惡水に

て用ふるにたへず故に村中皆光恩寺境内の獨鈷水を用ゆ此清水は村老の傳說に弘法大師獨鈷を以て穿ち出す處故に獨鈷水と名付く一村數千戸日々汲取て猶有餘其水涌口ハ聊なるを數步の中に小池を穿ち之にたゝへて汲取なり叉此水の邊に蛇多し集る時は村中必凶事ありと昔よりの傳說のよし大內武淸通稱金右衞門此驛の人々日記に云享保廿一丙辰八月戊辰七日晴今に光恩寺獨鈷水の蛇四五日ふる其姿ヒナカヲの如し大樫には大靑さかふ蛇居申候右に付於ニ獨鈷水後ニ大重院幷光恩寺觀盛法印祈禱云々武淸嫡子一藤太正卿話にはこれは此より前內申年此水に蛇多く集りてとあり因て祈禱をなせし也然るに此年は災もなかりしといへりと日錄に見ゆ義鳴按るに江戸名勝志に目黑瀧泉寺の境內なる獨鈷瀧も弘法大師の獨鈷を以て穿ちしとあるにひとしきのみ鬪替石本邑あふくま川の邊關山の下にあり其形替者の臥たるに似たり傍に三紋箱に似たる石もあり里老傳に往昔此地に關あり故に山を關山といふあるとき一替者此關をこえんとす關守是をゆるさず替者其地にふして一夜をあかす遂に化して石となる因て俗に座頭石と呼ぶよし日錄に見ゆとは只形をもて名付るのみ狐坂北杉田の驛北の坂を七夜坂といふはあやまりて七夜櫻の枯株の存在するあたりの名にてなへて此坂を狐坂といふよし村老の話なり何の故なるをしらず敵石大木の幹に石の狹まりたる其さま敵を虜にしたらんやうなれば名付といへと是則地名のよる處なり

南杉田

【山】宮、七本松、大の木　【川】杉田、岩崎　【池】鳥津、石森脇、狐作、南ノ入、溫石、大なちの、にとうち內、まつたひ澤　【堰】町、川、猫石、菅田の邊にあり未知其由

館野

【堰】中、立石

高越

【山】宮戸、大森、からかい、新野、山田、硯石、一本松、屋戸、大坂　【川】堰堀、大橋正淸寺川とも　【池】槻木、西ノ入、原田入、小次郎內、東ノ入、櫻澤、宮ノ前、長下、硯石前ニッ渡久保、前久保、五百田、松ノ作四ッかんとう坂、屋戸ノ入、山田ニッ新野、下山田

【堰】北、日向、大原、足趾石、一本松に邊路上なる大石に其跡あり里俗傳ふ義經公東下し給ひし時傍の山

を的にして弓を射られたるに其踏みたる足此石中にくぼみ入たるなりといへり葦根志後編に相模國曾我の里なる曾我の屋敷跡に五郎時宗が病没力を試たりといふ足跡なりとて五指の跡まで著けて書たる如くにはあらず其間たる處足跡に彷彿たるのみ義鳴往年北遊せし時信州鹽川村を過しに射貫山に向ひて路の傍に小石あり其石に由利若大臣彼山を射貫の時踏付たる足の跡なりといふものありしおもひありそれは此石の足跡に似たり皆後人の仕出したるなら卜稔櫻硯石といふ所に二株相ならひて老木なり邑人此花を見て其年の豊凶を占ふに大方違ふことなし是を作見櫻とよぶ豊なれば花咲凶なれば花のさく事なしとぞ義鳴もしたしく所試なり硯石正清寺西一二丁にあり其形硯に類す是地名の起る處にてまた古跡なり一樹松新野に路側にあり

上成田

【山】鎌磨、早坂、細野　【川】日向　【池】とちう久保　【堰】日向川、鎌磨石草かりあるは樵夫らの此石に鎌を磨すれば必利するといふ地名の所由起なり

下成田

【山】鐙摺石、上原田、竹内、西藻田以上東　相坂、いため澤、中條、いもほり、大檀以上西　細野、小谷、愛宕、文珠以上北　羽石、喜藤次郎内以上南　【川】羽石、六角　【池】池ノ入久保、日照田　【堰】羽石、喜藤次郎内、大清水、供中の邊にあり此水中に生る鰍毒ありといへり所謂沼田の大清水是なり走り石供中の邊田の中にあり未知其田羽石一文字石近き松山の中にあり是なり地名の所由といへり何の故なるを不知但出羽國の内に鷹羽の文ある石ありと東遊雑記にみえたるに同じきにや烏帽子石供中の舟場の邊にあり其形の似たるよりいふなり山城國河内村にありといふ冠石の類なるべし摺鐙石竹の内の南一丁餘にありて四寸道ともいふ此處に鎌倉をうつされしなりと諸説錄に見ゆ按るに鎌倉誌に鐙摺山あり多古江の濱より枯戸へ通ずる道なり里老傳に昔頼朝公三浦の邊に出御の時こゝにて鐙を摺給ふ故に鐙摺山と名つけられしなり山の間せまき路なればさもありぬべし云々また仙臺封内越河のあなたにも似たる石あり聞老志に苅田郡齋川以西半腹維石巖々躑躅一高坂也土人稱破鐙坂とありこゝの地勢もやゝ相似たればかく名付しなるらん亦地名所出

油井

【山】日下、飯出、根岸以上西　一斗內、ぶな以上東　大久保、長谷堂以上南　【川】油井（油井嶽の元湯の處より出で塞鹽澤村と過てあふくま川に落るといふ金華抄に増川といふをあらためて油井濱なうつされしなりとぞ）轟、こゑ　【池】宮下、ぬろく（此外九つありといふ）　【堰】油川六月八番下川、轟川、根岸黄金泉細野の邊にあり未知其由柳井在板出未考其內濡石八番丁と福岡丁との中間路上にありて四時濡色を帶るといふ雲根志編にのせたる洛西梅宮神職より櫻町屋院へ奉りしといふ露生石の類なるべし

若　宮　　府下六町

【川】用水（市中を縦さまに行く小流なり）　【藥ノ井】寛政二年五月五日藥水を服すれば病患を治除するとて國公より藥玉をゐたり則此井浚して市中の男なにあたひられしより名付るなりこそ今松坂善右衛門が宅地なる井是なり（名處詳）觀音水未知其起原

松　岡

【川】用水前に同じ　【不動水】修驗三藏院の宅地にあり不動の神水なりとぞ今猶病災あるものは汲で用ふといへり　【神龍石】松岡寺院內にあり大嶽和尚が雩せし時のぼりし石なりとも又は祈念に依りて暴雨ふりしかば側なる丘の土崩てあらはれ出たる石ともいへり按るに雲根志に近江國妙關寺村に出石といふものあり寶暦六年九月十二日の夜大雨洪水せし時東坂村の中にいつかたともしらず方四間餘なる大石出來りて村の眞中にとゝまるとあり後說やゝ相似たり

本　町

【川】用水前に同じ　【方丈石】稱念寺境內にありしなり昔安齋宗和といふ有德の市人ありけるが求得て居宅なる軒下雨除の緣石に用たるに此石一ツ割て不足なかりしとなり今の丁子屋小右衛門が家なりしと金華抄に見ゆ今は鹿島屋某居住の地なり其以前安達遠藤氏住せり

龜　谷

【山】切通し　慈明君のひらかれし切通四ヶ所の一也

【川】用水前に同じ

竹　田

【川】用水前に同じ　【池】濠竹田門の左右にあり搦手要害のため小慈明公の築かれしなり　【大原泉】竹田町の坂街路の土中に出づ密に齋藤喜兵衛隣家（此家も元善兵衛屋敷也）に引き並び喜兵衛宅に引く清冷比なし同人の話に云往

昔竹田根崎兩街より二本柳に至て渺々たる曠野にして人家甚稀なりしに彼の鬼女始て此清水を見出て汲ける故大原清水といへるよしの傳説也又何の頃にや此清水より出るとて安綱の脇指今に予が家に傳たり又縉紳家の古歌を持傳たるに可惜池奥の災のために失ひぬるよし江戸の千蔭に人のかたりければよみてあたひし歌「大原やおぼろの清水名のみして秋は月とそすみわたりけれ」と日錄に見ゆ義鳴按るに古歌に大原やおぼろの清水とよみたるは山城國にあるをいふより此條すべておぼ津かなしと土由は喜兵衞がいふまゝに書たるならん

根　崎

【山】大原　【川】用水前に同じ

澁　川

【山】高のゝ、藤瘤、訓遣木一に奈眞木　烏帽子、日向倉、茗荷、黒森、馬越、鬼面、鎌、鎌倉、額取　【川】二俣澤、藤瘤　【池】油田、けんふつ、うは、らうかん坊、なめら田、なめし田、柳作、ふな山、法ほけ作黒沼二ッ　黒沼四　萱將

鹽　澤

【山】嶽、箕輪、仁田、惣郷、菅念、黒森、猿鼻、兎面　【川】嶽湯、三俣澤、一ノ澤　【池】中田、駄子内、七迫、新名坂、白郷内、根木内、新、入會、當ケ作　【堰】鍛冶内、赤坂、澤崎、坂ノ下、瀧ノ上、横森、上小屋、堂ノ入、字通坂、下屋敷、根木内、場川馬場内　【堰】塚、稲葉、糀屋、拾窪　【八萬瀑】未知其詳　【全堀口】未考其事實　【博奕石】細野にあり石の重りたる間に奥五六枚斗の空所あり昔此中にて博奕せし者ありしよりの名也とぞ　【鏡石】鏡石寺の舊地にあれば也江洲神戸村及同國鳥居本東海道に川驛にありて物のかけのうつらふといふ鏡石の如くはいあらず　【憩石】親重の考に日本武尊東下ありし時いこえし石なるべしこゝは歸京の御道筋也といへりと杜撰也此石は西嶽の道筋にありて便よければ行來の人の尻をかけていこひしよりの名なるべしと疑なし金峩文集及び驛燈隨筆に此石の略記ありたりけり覆椀石田池岡機織御前の社地にあり形を以て名づくる也金峩文集に餘命從奴契之奴常極長歴開兩手相抱而環之凡十有二猶其半高亦稱焉とあり是なり疣石日下石にあり石上水ありて大旱にも涸れず其水を取て疣につければ忽ちにい

ゆといふ上州榛名山大神石の中にありといふ痣水の類なるべし【糧石】天正の役軍人の尻かけて兵粮をものせし石なりといふ是則地名のよる所にして一に日下石と書くは兵粮石のつまりたるなるべし

小　澤

【川】駒寄【池】正夫澤、下屋敷、馬場、鴈俣、六角前、花立、芹ノ澤、もち田、北向、石田、まつか田五斗蒔田

吉　倉

【山】南澤【川】境信速の二神を限る所也【堰】山の神、復酒延命、梁形、坊山、奥山、礜石只野なり同じかるべし疣石前の疣石と同じかるべし

米　澤

【山】羽黒南　小林【川】境、松、核【池】山中根木内、馬主【堰】根木内前、大師堂前、廣瀬、嶽湯川、匹偶石二ッ相對するが故に俗夫婦石といふ筑前續風土記に夜次郡秋月と彌長村との間の川邊に夫婦石あり大石二ッ相對せり故に名付とあるに同じ陰陽石始て邑人土を穿ちて陽石を得後又陰石を得しといふ今某が地にありて男莖陰門の形宛然たりといふ其に陰陽石を産る地名所々にありこゝに贅せず

上川崎

【山】大山なし小山處々にありといふ【池】左青池二ッ柳澤二ッ六角、西二ッ前千八四合田、向、渡田、上ノ二ッ川前、渡三ッ大藏、脇、品槻、二反田、上田、旱魃、小、市郎、花木、蟹澤、堀込、西、芝野、入ノ、不澄池、槻木なる里正の宅より二三丁西に方二間計の池あり常に水たゝゆれども古よりのむ事なし故に名づく蛙もすむ事なしといへり鎌日大巻淵あふくま川にある水の大にうつまくる故の名なりと小巻淵測にあり水勢是に次ぐ洗菜石豁石轆石並未其故三ッ石神社の部にいふ

下川崎

【山】馬淵、三島、川松、滑津田島新田の奥琵琶首といふ所より出る【池】桶中北二ッ東北三ッ川面、大中池二ッ竹ノ作二ッ桶澤二ッ藤内地、岡田、道内、佐久間前、下屋敷、八斗蒔、いの倉、澤田、久保、滑津、九ノ田、岩倉二ッ上ノ内三ッ比丘尼澤、二合田、原、坂下、屋戸、北向古城内、杉ノ内、飯坂、大中心、鴨石、高國寺境内にあり高一丈廻り十二間ありといふ未知其由

沼　袋

【山】（大山なりと未詳）【川】松【池】本城内二ツ　平内、椚内二ツ、原明内二ツ　彌惣内、日向田、馬場、米田、向、竹花、六升蒔、杉野内、二ツうたこ、濱子五勺　大林、山ノ田、吉、みとふ内、北、柳作、二ツ七合田、半太濱井田、あけい、金塚、久根ノ内、上戸ノ内、戸屋、【堰】上戸ノ、久木

小濱

【山】（大山なりといふ）【川】小濱【池】櫻田　すけ田

上長折

【川】移、金山【池】西濱、堂ノ前、鹽ノ松【堰】瀧、耳淵、加藤木、博奕石片倉にあり大石相合て洞穴の如くなり其内十四五人を入るべしといへり是細野なるものに同じかるべし

下長折

【山】（大山なりといふ）【川】移【池】大柱、南前田、羽黒内二ツ　除越、宮久保

西勝田

【山】三本松（松木十三本あり近邊の高山也）【川】小濱、高瀬、同渡【池】午坂、ひやかしなり、供中門、林越【堰】槻木、町田、樋口、高瀬、高瀬上、むきう田、永法内、三關田、高黒、競石高さ六尺斗形方にして天然にあらず人作と見え又自然の立石にあらず人の立らるならんといへり昔何の故とはしらざれども人必こゝに至れば此立石も長をくらべける故長石をくらべ石と名付やかて地名にも負ふせたるなりと俚老かたりぬ（日録）皂莢木杉内鎭守古社の邊にあり大木なりといふ是則府城修築の折

大平

【川】神名石【池】平大、盤澤、北向、野戸内、根本、丑子内、橋本、源内打、杉内、橋本向、坊ノ屋戸、地藏堂、たしなら、大林、池ノ入、宮田、小屋入、早田（二ツ同下ニ二ツ）中森、竹ノ内、遠屋敷、面廣、道ノ入、滿中田、蓬田（上二ツ中一ツ同一ツ）大子堂、渡田、三升蒔、島ノ内平山、丑子内、根本、作荒井、藤内打、宇道、六角【堰】根丑水、澁柿、大作田、新田、水上、堰大鍬、相林、面廣、坂下、二ツ作、大森、小高内、神明石今は昔明神の守子といふもの此地を過たるに賊に追れてあやふかりし折神明を守地に打すて逊のびたりさて其神明化して石となりしを其まゝ土中に埋しとぞ其形神明に彷彿たるか二ツあるを旱する時には堀いて、雨を

新に果して験あり今其邊に神明の小祠を建たり是地名のよる處なりと土人の話なり例の誣説なるべし　追考筑前續風土記夜須郡へ石櫃村の條に村中に天神あり其昔此社の神體を道禮に納めて土中に埋め置是を祭りしといふ其所なりとて氏屋の渡にふるき塚あり故に村の名を石櫃といふとあり是をもておもへばこゝにも石もて神明の尊像を作りて殊更に地中に埋めて祭りし事のありたるに附會したるにはあらさるか

平石

【山】大山なし　【川】小　【池】池ノ内、山田ノ、一本木、仙德、大堤、南、西原、二升目、山伏坊、惣明内、四三郎、うつら田ニッ　平内、針間内、北作、赤崎、山田盤澤、前田、羽前湯、岩ノ内、菖蒲尾、梨子木跡、戸ノ内前、中ノ作、脇、太た内脇、五郎内前池、赤井澤山中、大師ノ上、鷹平脇、本屋敷、井子太、權現屋戸旱田、栗ノ澤、宮ノ脇前、上川原、高田三ッ上中下　【堰】諸田、平石、三條日と字する地の其介と云ふ農夫宅の地中に平なる石うつみてあり此石を見る時は即死すとて古より此地をほることを嚴禁す其地に小棒の老樹ありしに二十年斗以前に其介此地を買て家を營む時此老樹を伐しむるに下人壹人木の爲に打ころさる其根を堀捨んとていかにすれどもうごく事なし數十人の人を集め幸ふじて堀出し屋後より僅に前門の外に持去るに數多の怪ありて何れも奇怪の地なり其石は古より見たる人なけれども是らの奇異あるにも土中に石ある事うたがふべからずと里老かたれり　錄日釜石高田渡の邊にあり男釜女釜と二つ相並て其形實に釜の如し水涸れたる時あらはるゝといふ

所石

【山】地大坊、瀧小屋　【川】海老内、箕坊内、池松ケ作、五間田、堀越、寺ノ入、宮ノ脇、大つち、時並前、根ケ久保、西勝田渡、ねから、熊野前、千株松、里正大内覺十郎宅南信西頓丘にあり計るに四株至大の老樹約するに六圍一根大幹八章 里正宅より去る事百間餘坤の方に額陸田中にあり 次大の物約するに四圍一根大幹五本 里正宅を去ること百數十間餘巽の方東頓丘上曝稻場にあり またに中なる物二圍半一根大幹十章 同所にあり 小なるもの一圍有一尺 同所北中にあり 各小枝小幹數百千土明數に遑あらず實に奇樹なり此里正の宅は大久保と字する所の一高頓丘上にあり俗に舘といふ此其祖大内豐前備前弟の城趾にして子孫連綿こゝに住すといひ傳ふ豐前より幾世の孫なりしや佛者あり早く家産を子に傳ひ桑門に歸

して道覺といふ一庵室を草創し不動尊聖德太子凡佛等を安置す太子の像は小濱法業寺にあり ある人數十金を以て廿五菩薩來迎の畫像及び善導開光兩大佛の三幅を京師の善畫工にゑがかしめ今其切德院小濱なる西念寺にあり て收む庵も猶存す某庵といふ一年道覺僧俗多く集て生葬をなし葬儀終て一笑して棺を開きて出つ其棺を燒し跡より此松を生ず至大の老樹是なり此松靈ありて里正の家凶事災靈ある時は數日以前より梢披きて見ゆるよし東丘にある處は此老樹の實大風に飛び或は鳥などの含み去りて生じたるにかといへり其兩丘の間約するに三町斗なるべし後に至りて餘の二株は實せしといへり此松の實生の小樹同村觀音寺其外にもあり皆一根數十百枚形狀皆同じ甚奇なり日錄
鈴石明神山にありいふ鈴に 今按るに東海道品川驛鈴ヶ森にある石の他石をもてたゝけば鈴の聲ありといふ類にあらず

西荒井

【池】 うりま

小濱成田

【山】聖谷地を長已 【川】 町田 【池】 北の內、中庄、

大藤 【堰】 町田川、島田

下太田

【山】 經塚森、岩倉 【川】 小瀬小松年志に鎌倉なうつすとあり 若宮川

【池】 そら田、一代道 【堰】 堺田、越蒔、錢塚、濱井、早稲田、五反田、山木ノ田、水府土俗獺太郎淵といふ事のよしに物異類しるしは摺袖岩あぶくま川の涯にあり路せまければ行人の袖を摺る故に名なりとぞ窟あぶくま川に臨たる處に巖多くあり其中に深さ三四間入口九尺餘の岩窟あり則地名を岩倉といふ是より起りたるなり日錄

外木幡

【山】 經塚森、鳥子、石塚森、筑館 【川】 橋本、大町、小瀧、木幡 【池】 道ノ作、二明內、中の內、馬場內、關屋、谷田、八十內、平石、守子り墓、館ノ上前田、石戸屋、三所田、北ノ前、長澤、水上、六地藏

布澤 【堰】 橋本、琵琶田

針道

【山】 朽人 山上北の方廿五丁は小手は斬人網木分に東方廿一丁は當村頂紀頂は小手森分也 【川】 笹

杉內 【池】 上內此外廿ありといふ未考 【堰】 拾三 杉內川笹田川筋にあり

內木幡

【山】 木幡峯より北小森東の方針道也名前既にいふ 【川】 王泉、山田、田中

平前、小久田、川西【池】五十三未明【堰】三拾四前の川々になりといふ片枝椙滿山の杉皆片枝なり是則義家朝臣奥賊と戰し時旗と見えし樹なりと按るに開老志に白石川北路の傍に有古松一根三株郷人相傳慶長年中白石之役虬枝中略似舊以資先君之兵氣人或爲甲兵襲來之狀也とかるに其傳同じ三本杉小手御料界にあり二本枯たり氏郷の臣蒲生四郎兵衛の植しなりといふ紫石山上なる塔の礎となりて石の兩柱をいたしたるか夫なりといふ義鳴此山に登りし時塔に御閣入りて尋るに果して一石兩柱をのせたるはありしかと苔むして定かならずすべなくてやみぬ此石何の故にや其名の聞えつらんいぬるとし郡内の寺僧府下吉行寺の僧也し也都に上りし時ある殿上人にまみえ參らせたるに汝か古國なる木幡山に紫石といふものありて日本三ツのものなりときゝつ實にしかるにやと問はせ給ひしかど寺僧得知らざりし故はるゞしう御いうにもしはべらざりしとなん

南戸澤

【山】羽東峰切り田譯け商なたれ百日木北は峰荷小戸澤分也【川】小初澤、源川田謂石川といふ 沓平、馬場【池】十五ケ處未考【堰】十五ケ處小初深川を上る本新瀧殿寄舍也一ツは深田堰といふ八ケ所は沓平より六ツは馬場川より上る

北戸澤

【山】羽黒峰より南に南戸源北は田澤分【川】北戸澤退川とも 上小澤小井川といふ 熊ノ谷、油田【池】五十九ケ處未考【堰】十二六ツは退川より五は小井戸川よりは熊ノ谷よりあくる

西斉田

【山】太郎田【川】太郎田【堰】場、米澤、北

【池】西戸屋、西、南、上平、そのめい、宮下【堰】十前の川によりの不明 七名石、石昔光さしたる處なりと村鑑大概に見ゆ未審今地名となる

東新殿

【山】大山なし【川】釋迦堂、平石【池】十内、野田、新鑵、鹽ノ作、鬼瓦、石倉此外三ありといふ未考【堰】十四未詳

杉澤

【川】小宮戸【池】九ツ未考 大椙、杉平といふ處にあり根本は土際より廻り二丈四尺餘目通り一丈八尺餘高さ廿間餘但享保年中にはかりしや今は三丈餘とあるべしといへり是則村名のよる所なり

茂原

【山】同山峰切は南三春飲峰下北小山木は村分なり 雷神南北同上【川】湯ノ作

【池】赤萱、新發【堰】湯ノ作、名目津、川口

百目木

【山】羽北にあり西南は當村の内東は峯限り田澤村東北は峰切北戸澤分 【川】樋ノ口、瀧頭、山邊澤 【池】まつ坂 【堰】廿六 三ツ樋川よりは瀧頭川より廿六山邊深川より上る

田　澤

【山】羽 北西は峯切れ戸澤南は南戸澤百目木なり 同 東さはり相馬領南峰切三春領西さはり茂原なり 辰子 東さはりは山木屋分也 【川】大沓掛、明生 【池】七ツ 未考 【堰】六つは大川なり一は高井澤一は明生内川二は沓掛より

山木屋

【山】高大師 一に廣大石とも作る東にあり東は峰切り相馬領比曾村なり いぼ石 東同上 同 南にあり峰切り三春相馬田澤分北下りは當村分 【池】比曾坂、川長山 【堰】五ツ 前の川より上る

小手森

【山】栃人 北東にあり北南小手領也西のなたれ針道東のなたれ北戸澤也土人のいふ頂に大蛇及び鷲巣ありて人々の上ることなしと信達名所記に山中に大蛇ありて大蛇すむとあり尋ぬべし 白井森、川秋ケ作、立石、なげし 此外十一ありともいふ未考 堰 六 右の川より上る

八丁目

【山】室澤、南澤、川松 【池】溜 【堰】中、三本杉西光寺の舊地なり物具類にくはしくいふ

天明根

【山】前に同じ 【川】松 【堰】一ツ未考 隕星石 俗に天明根石といふ同錄にいへると官道の東皷村の南を天明根村といふ往昔天より二星隕て石となる今猶存す故に村を天明根と名づく其一は天明根町と去る事三丁計東方永田の中にあり大さ二尺斗一は同町を去る事六丁斗東南陸田の中にあり大さ筵廣の如し又二石の去る事約するに三丁斗一村中凡て地上に大石ある事なし只此二石のみ奇といふべし云々未審翳堡院川を渡り直に坂なり是を俗に信夫かくしといふ又舘かくしといふ 但信夫かくしといふは俗にて舘かくしといふは本名也御巡見使様御通の時舘かくしといふとある人いひき 右の坂僅に坂なれども坂を下れば信夫郡少々不見事妙也故に信夫はくしといふ又は八丁目東西小舘あるも不見故に舘かくしともいへり 五村雑志

皷　岡

【山】前に同じ 【川】松 【池】二未考 【堰】一未考、伊藤原、舘の腰にあり至てよき水也町家に此水をとる伊藤殿は昔の故ある人なりと見ゆれどもいかな

る人か其いはれをしらず五村雑志 足跡石稲荷社前赤子の足跡ある石あり其いはれを不知同録

上水原

【山】四三ツ前に同じ一は鳥川といふ 【川】松、疣石、鏡石、毘沙門石皆未明其所一統志

下水原

【川】松 【池】溜 【堰】二未考

關梁類

郡山

【橋】逢瀬川官道に掛りたる是也 夜打川 【津】田村郡の行合への渡なりあぶくま川あり

【下馬摺】引合渡の道にあり今も下馬をさればおやまちあり此は爾宜壇の事に付ての名なるべしと親重がいへり爾宜壇の事は墳墓類にしるす

小原田

【橋】十一、村の中程にあり【津】前に同じ

日出山

【橋】笹原川、土、作内川土 【津】田村郡金屋村の渡也あぶくま川にあり

笹川

【橋】滑川 笹原川 【津】二所あり田村郡御代田同村木賊田の渡也大くま川にあり

久保田

【橋】大師川

福原

【橋】宮澤沼高江、村内土 【津】矢續の渡といひし古渡也三春への渡也同前

日和田

【橋】日和田官道にかゝりたる也

高倉

【橋】五百川官道にかゝりたる也 【津】あぶくま川にあり菅沼渡といふ三春へかよふ

八丁目

【橋】門前川 【津】一の坪渡といふあぶくま川にあり三春へかよふ

梅澤

【津】あぶくま川にあり三春兎生田の渡也

横塚

【津】羽前國村神岡久津の渡也

笹原

【橋】笹原川

河内

【橋】土

夏出

【橋】前川
長橋
【橋】前川
大概
【橋】六十五未考
只野
【橋】二ツ同前
山口
【橋】三十同前
大谷
【橋】廿二同前
駒屋
【橋】十五同前
川田
【橋】十七同前
成田
【橋】十一同前
鴨田新田
【橋】廿三同前
鍋山

【橋】四十三同前
富岡
【橋】三十四同前
下寺屋
【橋】三十八同前
本宮
【橋】安達太良川　板澤川外に四つ　【津】二所あぶくま川にあり高木村へかよふ
仁井田
【橋】五百川官道にかゝりし也　舟本邑と本宮との間にある土橋也今是を人取橋といふは誤也
關下
【橋】十一未考
青田
【橋】人取橋渡古　日記ケ澤此外四所
苗代田
【橋】矢澤
羽瀬石
【橋】矢澤
下樋
【橋】黒岩掛
青木葉

【橋】三未考
石筵
【橋】三未考
高玉
【橋】二渡り此外二
横川
【橋】十一未考
中山
【橋】姥ケ前、二渡り
糠澤
【橋】七未考
高木
【津】あぶくま川にあり本宮へかよふ
和田
【津】同前杉田へかよふ
白岩
【橋】八未考
稻澤
【橋】十四未考
初森

【橋】三十三未考
長屋
【橋】十未考
玉井
【橋】大渡戸　陽海道
永田
【橋】一
深堀
【橋】三
箕輪
【橋】二
椚山
【橋】一
上大江
【橋】一
北杉田
【橋】杉田川大路にかゝりたる也
南杉田
【橋】三未考　【津】あぶくま川にあり菅田の渡といふ雪根志に姿の渡とあるこれ也
高越

【橋】 正法寺川官路にかゝりたるなり 日向、天ケ臺

下成田

【橋】 瀧澤一、高田、極樂西また川にかゝりたる鎌倉の極樂橋をうつすと云ふ

舘 野

【橋】 四杉田川にかゝりたる也

油 井

【橋】 福岡官道にあり是也 瓦小屋、梨木川、谷地、一斗内

府下六町

若 宮

【門】 冠木門町の上方入口にあり 【橋】 十八未考

松 岡

【橋】 十二未考

本 町

【門】 追手門坂下口といふ天保三年九月より己九月に至りて修築落成す 【橋】 椚此外十七未考

龜 谷

【橋】 十九未考

竹 田

【門】 搦手門竹田口といふ 【橋】 十五未考

根 崎

【門】 冠木門町の下方入口なり 【橋】 入口板、此外六

澁 川

【橋】 取上在官道 坂下、三大石、拂川、どつかり

田子屋、赤木内、山ノ入、日向前

鹽 澤

【橋】 檀の原、銀杏ノ木、銕摺橋種扇銕摺成興の所架なり橋側に碑あり面に種摺鐵扇成興は皆々此橋永代爲修造料上成田村榎木戸耕地宮前新田桑圃高一斗三升二合年貢上納の外一年錢壹貫文自出作人取二十年日橋木可懸替や寶暦九年九月とあり鐵扇は種橋門兵衞といふ人二子孫猶本藩にあり六字虹佛名を彫たるものなりといふ是は碑などを倒して架たるにや俗がんがら橋といふ不知何謂但弘名を唱ふる折に鉦を打音ならすによそひていふにや

小 澤

【橋】 七未考

吉 倉

【橋】 境川

上川崎

【津】 あぶくま川にあり繰り舟渡といふ

下川崎

【津】二所あぶくま川にあり一は假野へかよふ一は下太田へかよふ新舟是也

沼　袋

【橋】原、堂城、掃部、下田、畑中

小　濱

【橋】古鳥居町、本町、替橋鳥居町南方入口にある圯橋是也り俗に座頭橋といふ昔時一の瞽者橋上にあやまりて水中に落入りて死したる故の名なり此橋邊に生ず道は衆蛇ことゞヽく盲蛇なり眼の形ありて眸なく全く盲なりと村老の話也同録

上長折

【橋】瀧、此外七未考

下長折

【橋】十四未考

西勝田

【橋】座頭、柏木田、高瀬、永法内、米田

大　平

【橋】淺川此外十四未考　供中津あぶくま川にあり漫遊文草に渡　限其津救世と書たる是なり義鳴いへらく此わたり陽同眞弓觀音の行手の道にあるをもておもへば觀音の偈に所謂弘誓深如海にあるを取りて弘誓の渡と名付たるをいつかよこなまりて今の名となりて文字もあらたまりしにはあらざるか此考證前稿松藩指掌にあけて士山か知る所なり然るを此頃富翁雜話を見るに松府郊外より大平村へ行くに大隈川をわたれり即ち安達ヶ原也此津を供中といふ澤元愷か紀行には救世と記せり此津をわたして大隈川の岸觀音堂あり故に此津の名を弘誓といふなるべし法華經に弘誓深如海歷劫不思議侍多千億云々とあり即元愷が紀行を引たるまで大に愚が考に暗合したるも又不思議ならずや一日士山と此事をかたりて鼻根をうごかしたり○追考他日人和某師緣記を見るに東光坊黑塚の鬼女を退治し其時觀音を此所に藥師を油井村に勸請して弘誓山と名付しとみゆさらば弘誓山へかよう道なるからに弘誓の渡と名付けしにやとまれ弘誓のなまりたるには違ひなきこゝちぞする

平　石

【橋】十一未考　【津】あぶくま川にあり高田の渡といふ

鈴　石

歌女觀音寺を出て往還を東行する事屈曲一丁半計の小流に自然石をわたす長サ一尺有餘はゞ三尺强東端を去る事五寸計にして蚯蚓色の筋を帶ぶたゞ五寸斗り其筋

の南端五六寸をして白色を帯ぶ全然たる蚯蚓に似たり
故に名付といふ夜半に此下をくゞれば上より蛇下りて
くゞりがたしくゞり得れば瘧疾を治といひつたふとぞ
同録 舊物志結編云蚯蚓花吟地中江東謂歌女其名のおもしろければこゝに借しなり

小濱成田
【橋】さんきよ、前田

下太田
【橋】小瀬川、此外四ツ

外木幡
【橋】四屋前、此外三

内木幡
【橋】鏡石、此外四

南戸澤
【橋】小初澤、深川田、此外十三

北戸澤
【橋】八未考

西新殿
【橋】太郎田、天ケ平、此外一

東新殿
【橋】里ノ馬場、此外五

杉澤
【橋】小宮戸

茂原
【橋】一

百目木
【橋】やらい、虚空藏、此外二

田津
【橋】大、此外六

山木屋
【橋】六

小手森
【橋】前に同じ

上太田
【橋】放敦、此外六

天明根
【橋】二

八丁目
【關】口留番所 元文以前既にありしといふ 【橋】二ツ

皷岡

【關】口留番所前同【橋】十四未考

上水原【橋】二

下水原【橋】七

相生集卷之第四終

相生集巻第五稿

外史　大鐘彌兵衛藤原義鳴輯

名勝類

安積山

萬葉に所謂安積山是也今其指す所定かならずあるは安積郡中の名なりとし或は片平村なる額取山の本名なりといひあるは日和田村なるをまことなりといひて聚訟のやむことなけれど世の人大かたに其山なりとおもひるは日和田なる小丘にて聖護院の回國雜記に『ちりつもる花にせかれて淺か山』とあるも正しふ日和田のをよみたまひしなり是が外にも元和年中安積山の麓に並松を植けるを南都の重信公の見玉へて『淺きこそ安積の山の姿なれ麓の松をいかに植けん』と詠たまひしかば植たるもの感じて其松を拔すてたりと歌林尾花に見えたるも古學集に此山あさか山といふこと昔よりいひ來れり江府松月も南都の重信公も是をとられたり大雅梅月は片手なる額取山をさして安積山なりといえりしを松月が難じてまた歌の意を知らざる人なりと笑けるよし記たるも皆日和田なるをまことゝしたるなりさて前に引たる雜記は文明十八年より明年までの紀行にて天保十年に至る大凡三百年にあまり其時既に其名ありしを今更にとかういひたらんもかひなきわざながら其まゝにやみなんも本意ならねば額取山の本名なりといふをいよ〳〵と押深めて其説を定かにせんとす抑額取山のただずまひ四隣の群山にすぐれしのみならず尾上に安積神社と申すをあかめるといへり（是は安藤親重が世にいまそかりし時友人と共に此山にのぼりておろかむ處なりと其子重滿かたりき）こをあたゝら峯に安達太郎明神のしづまりたまふにくらべて思ば此上も古より安積山と唱し故安積明神も安置したるらんされば安達にありてはわきて次くれし西嶽もて安達太郎山とし安積におきては殊に秀し額取山もて安積山とせんは所謂牛角の勢なるべしましてあさか山かげさへみゆると詠し山の井も其よみ人釆女が塚もやがて此山の麓にありてそか上に片平は古くより驛家にて今も此山の腰ばかりに大路の跡ありと之は葛城王もこ

こを過玉ひつらん末に引たる蓮生法師が歌のはし書にあさか山を越はべりけるに云々あるも古の間道なりし事知るべし日和田なるは平野に孤立したる山なるを殊更に越ゆべきいはれなしもし遠眺のためならましかばあさか山にのぼりてと書べき筋なり志倉の山、越山、鈴か山を越はべりける時など古歌の詞書にかた〲そへたるもいよのつねの大路なるを越んとてよみたるなればなり是其例證にて此蓮生法師も尋常の大路なる額取山をこえんとてものしたるはうつなかるべしされば千古の惑をとかんとには此はしかきこそこよなきしるべなりけれ是によりておもはゝ葛城王とこゝを過玉へし事はうつなきにあらずや〇安積山名義考の中に日本武の尊の此山にのぼり玉ひしなるらんといひしも是れが故なりかゝればこの山もてあさか山とせんは據あるを知りて妨あるを覺えず日和田なるはいさゝかの小山にて獨りあさかの名を恣にすへき手柄なし此處にありて其所の名をおふは村山にすぐれて高ければ也近く會津なる會津根にも思ひ合すべしまして影さへみゆるといふに引合すれば彼處と此處と數里をへだてたるにいかでここの井の内に其影のうつらふべしやそが上に古の部谷田は今の村より西にありしといへれば道の程も今にたかへりければ日和田なるを夫なりといはんは妨あるを覺て據あるをしらずおもふに日和田の古名安積里といひ安積沼も其處にありしなれば土人らか夫にすがりてほど近く姿よき山なれば其名をつけて是はま事の安積山なりなんといひ出しより大かたの人は

うべなひたるならん南都の重信も招月も淺香山をあさき心とかけたるより奧まりたる其山にはあらじとおもひたるらんこは只あさかといふ名をとりて淺き心といひかけたるにて山の淺き深きの證とすべきにあらずさる例はいと多カンなるを此人にはいかに見すてつらんさて蕉翁の奧の細道似雲の窓の明灰佐久間が聞老志にあさか山と書しは皆日和田をさしていひれどこは後亡の書にて土人の言まゝにものしゝなるべければとこふの論をまたずさて我が日本に名所はいと多けれど此山釆女が歌に入りてより其名世にひろがりてまたみぬ人も其名ははやく耳にとゞまりて歌にさへつくりたるが代々の撰集にもかた〲みえていみしき名所なるを其所たる定かならぬばかりなり行しはいかに口をしき事ならずやしかはあれどもかならでいぬるとし義鳴其地に遊びて土人に問たれども知るものなくてやみしに宜長か菅笠日記にも其山を尋わびたるよしかゝれたれば都も鄙も變遷は世の習にて末の世にありてはすべなき事ながら古をおもはん人は舊をもとめ新を尋て是をあかさん事こそ

本意なるべけれさて元愷は日和田のをさして固非國歌所詠不待辨といひ野州良も開老志の説を回國雜記の標註に引て後人の附會のものと覺ゆれども此雜記の頃は此山を見玉へてにやとみゆれば僅に引置のみと書たり他邦人ながらかゝる論あるを其處にありて其古をしらてやはあらん倚博雅の人に問て其論をさたむべし○野州良か考に安積山と云も日和田驛の邊にある一孤山をいふよし觀迹志に見えたれども此も官道筋近き山を名附たる也古く安積山といひしは今の道筋よりは二里斗西の方にて當郡の西に並び立る山々をいひたる也此山より猶西は會津郡につゞけり此山下に古の官道ありて古跡多し此古跡片平村の西の半里斗に山の井の清水あり近頃釆女が碑を立たる處則安積山の麓なり」とありさすがには聞ゆれども並び立てる山々とあるはいまだしすべて山にまれ川にまれ其處の名義もて世に聞えたるは吉野郡吉野山川筑波郡の筑波山更級郡の更級川安倍郡の安倍川抔も（此外いくらもあり）皆夫とさしたる也されば並たてる山々の名ならぬは推てもおもふべし又本多廣海が考に（上略）釆女がよみたるあさか山は安達郡玉の井村なる大名倉といふ山にはあらざるや今は郡もたがひつれど延喜六年正月廿日割安積郡置安達郡とみゆれば萬葉にさはるなくはたあたし村山にひとりはなれて形もいとよき山なりけり又麓におりゐ御前と申て姫神をいはひまつれるちいさきみやしろおはせりやがて其あたりにおりゐの清水といふもありほどもなき山清水なれども名も知れざる魚の常は水底にかくれて一村の中にあしき事あらん時はうかび出て人のみるといふくすしき清水なり御前はかの釆女のみ靈をまつりしにあらずやおりゐといふ名も前の釆女といふによしある言葉也源氏物語に其ころ齋院もおりゐ玉へて云々と見ゆ是は加茂の大神のみ仕をしぞきのふをいひ大内をまかてるもころはおなじかるべし玉の井岩井鯉清水とその池などいふも皆此山のふもとにある清水なればいづれを古の跡ともいひかたけれども猶くはしき清水こそ山の井の路ならじかしといへり義鳴之したがはず又東國旅行談に日和田の右の方山の上に古木の松あり松葉たれてさながら山の如し是天智天皇の腰かけ松といひつたふ又山を淺香山といふ云云此外釆女が事など書たれども固より取るべき説なら

ねば引かず因にいふ南都成多院の後に小山ありて人是を安積山也といふこは猿澤の池に身をすてゝうせたる采女が名に引あはせん後人の名づけたる池なり猿澤にてみまかりし采女が事大和物語にみえてこゝの采女と其頃同じかるべし〔攝津國住吉の東南に淺香山淺香浦ありこは文字處も異なり又伊勢國壹志郡にもあさか山ありこは朝日とかけり混すべからず

〇國歌所詠

萬葉

安積香山影副所見山井之淺心乎吾念莫國

古今序此下の句淺くは人をおもふものかは

市原　直

同

待時而落鐘禮能雨令零收朝香山之將黃變

新拾遺集腰の句雨そゝぎよみ人しらず以上二首の歌傳は人物の條下にしるしつ

詠歌本記

淺香上影騰見苦焉山之井之淺慶者人乎惟生物歟口

古今の序の詞にてよみ侍りける歌の中に

僧正　榮海

新千載

敷島の道の奧なる安積山深きこゝろはいかでしらまし

前內大臣基

續古今

八雲たつ道は深きを淺か山あさくも人のおもひいる哉

世をのがれて後修行の序にあさか山を越はべりけるに昔の事思出てよみはべりける

新勅撰集　蓮生法師

古へのわれとはしたし安積山見えし山井の影にしあらねば

人にたまひける　光孝天皇

續後拾遺

淺か山朝ゐる雲の風をいたみたゆたふ心我はもたらし

後九條內大臣

夫木集

末遠きあかの山の峯に生る松には風もときはなるらむ

曾根好忠

夫木集

淺ましや安積の山の櫻花霞こめても見えずもあるかな

常陸丸

いかなればあさかの山のあやにくに紅ふかくも
みちしぬらん

○唐歌所詠

東國名高名積巔　曾聞釆女詠歌傳
仰顧俯察大分小　影落井中如一擧

こは鷲峯翁の詩にて其詩集巻四十五に出たる古人の詩に於て義鳴始めて見る處なればこゝに錄す

○國書所載

安積山八雲御抄尾張或は伊勢國又在陸奥陸奥は紅葉なり　安積山合類節用　安積山名寄
安積山色葉集　安積名取和歌集　安積山夫木陸奥　朝香山松葉集
安積山方角集　安積山藻鹽草　安積山秋の寢覺　安積山大和物語

にうとれり男大納言のむすめをぬすみ陸奥に下り此山にすみたる事をのせたり文長ければ不抄

安積山奥陽軍秘鈔佐竹家仙道働天正十六年六月十四日の條に政正公功者のみのあまり召れられ山王山へ御上り敵の様子くはしく御覧被成御序あさか山に於て御評定被成こと申上候是も今の山なるべし

安積沼

日和田村東勝寺のうしろなる沼田耕地其餘波なりといふ土地の名あらたまりてしらず成行のみならん變遷も又古今幾たびぞやと閑田子が書たる如く此沼もいみしき名所なるを今は大かた田となりて僅に殘りし方とても深草生茂りて水さへかれにけりかくて年月うつりなばいかさまなり行らん石碑などいふをものして後の世の標とせまほしきこゝちしたる此頃士由か花勝見通考といふ著を見るに士由按に宗久の旅日記にいふ上泉やがて此人にあない問聞て山田の里といふ方にゆきぬさは海つらに何のいたりもなく作りたる草の瓦なれど故あるさましたる庵室ありしかばそこに泊りはべりしに長月の十日あまりの事也後の山よりおろす嵐にたぐひて鹿の音近く聞ゆれば前ははる〳〵とみわたさるゝ浪の上をふけ行空の月かげうかひて友呼ちどりのしば〳〵なく聲もいと心すみて聞えけると有亡友成田友鷗の松藩捜古安積沼の頭書にいふ安積沼といへるは今日和田の里の東勝寺といへる寺の後の田面を舊跡也といふ四方の山谿つらなり中の窪かなる形勢さも有べし山田の里は今の八ツ山田村の里名なるべし中古は八俣田といひしかど山田も里名故に取て今の名にあらためしなるべし」とみえたりいかにも八山田は日和田村の沖の方につ

づきたる村なれども八山田よりもこなたにて日和田村の内に今猶大山田小山田抔いへる字の地もあれば山田は日和田の舊名にてもあるべきにやまつ沼跡にいたりて其あたりの形勢をみつるに蛇か森といふ丘より見おろす處の池沼跡にて聊の小池也其あたりなべて田面にて乾の方は菖蒲池（又會津に行くに丘路を狹く取り南の方は菖池といふもありてなべて沼の名殘處多し）を限り南は大山田小山田東は今の驛より八丁目村に至りて四方皆丘山にてまことに成田氏の說の如し猶此驛の西なる早稻原堀ノ内となどいふ處を見めぐりしに西は額取山のもとなる河内村の瀧ふち所より度出、長橋、上伊豆、下伊豆、堀の內、早稻、原、日和田の七村をへて東八丁目村に至りて三里斗の間は盡してほかは（蓋早稻原より西は地少し高くて沼には淺く日和田に至りてふかゝりしと）四邊皆短山もて打かこみ（四邊大方谷地てふものにて沼の餘波明らかに見ゆ）自ら大沼の形なれば古の淺香の沼のあとは彼沼跡のみにはあらず此七ケ村盡く沼なる事うつなくなんあるべきかくてぞ渺瀰たる湖にて家人の海つらといへあるは千鳥しはなくなとかけるにもいとよくかなひて事好める人々の沼跡のいさゝかなるをうけひかず或は猪苗代の湖ならんなどいへる疑もやう〳〵はるゝべきなりこは何の頃にかありけん八丁目村の短山を切り開きてあぶくま川に沼水を落して今の七村は出けんをなどて其事を傳ひ失ひけん今は知る人なくてさばかり名におへる沼の跡のいづしかかゝれけるはいともうれたき事なるをおのれ士由此わたりに年頃ありて成田氏の沼跡のいさかの說にぞかりて此村々の地のありかたを廣くさぐり求めてまことの淺香の沼見出つるはおのれひとりが面目のみかは古こと好める人のさち此沼のさち時にあへるさちさで〳〵限りなきさちにぞあるべきと見ゆ是なん萬代盡ぬよき標なるべきさて關岡子の考に（雜記標註）あさかの沼は安積郡二本松領室津村にあり今は室津沼といふ日和田驛の邊近流るゝ沼川といふ東也又官道の邊に福原の沼といふ大沼ありもと室津村とつゝきてともに安積沼なりといへり考に安積郡にあればさもいふべけれども古く歌によめる實地にはあらず（中略）片平村よりは一里斗南堺といふは所々に濕地多く花菖蒲眞菰なと生しげりて自然の沼跡あり此沼の間の人の通りもなりがたければ山下につきて古道の跡あり是則安積沼の實地なりしとみゆ義鳴いへらく我邦內に室津村といふは

なしまして室津沼と福原沼とはもと一つにて夫につつきたる沼もなし且室津沼は後世になりて加藤家の時築きしといへればまた〳〵妄言靈語なるを誰かさかしらに關岡子にさ告たりけん彼子がうけひかざるは幸といふべしさて又塙といふ處は云々是則片平村の里傳には今もしかいふ事にてしかも士由が說にも畧かなひたるは關岡子が傳聞の功いとも稱すべきにあらずや是か他にもくさ〴〵の說ありて其のあやまりはしかるべけれども初學のために是をとくこと左の如し

聞老志に云安積沼在日和田西去安積山西亦十里餘其塘廣二丁餘如今不生菰蒲却生蓮者云々

義鳴いへらくしこは塙あたりの舊地をおほく聞たるまゝに記したるにやとまれ其處定かならねば取るべからず

中陵錄漫云淺香沼古歌ニ詠シタル奥州淺香沼ハ今ノ會津ノ安積郡磐梯山ノ下磐梯湖是也此沼ニ花カツミト云草アリ乃チ菰ノ一種能ク實ルモノ即チ雌ナリ云々

義鳴いへらく林春富の會津士芷考に人王五十代平城天皇の大同元年丙戌猪苗湖湛也云々又崎氏か山水記にも平城天皇大同元年水初湛焉或莊云月輪云更科水濃に湧き而居民殲き二莊壞る矣なとあれば古よりの湖水なから安積沼ともいひし事の抑せず此湖は周廻百里に近きよしなれども我か安積郡に管するは十に一二には過さるべしかゝれば專ら安積の名を負すべき手柄やある且正しう此湖を安積沼也といふ舊傳のありたらんには其土人の作りし會津舊事雜考あるは四家合考なといふものに其事をもらすべしや此漫錄は水府の士俗研佐藤平三郎（中陵は則ち其號也）といふ人のものしゝ也此人博覽（わきて本草にくはしく今猶存すといへり）まゝ事物の實をあきらめしといへれば他邦にありて安積沼の舊地さゝやかなるをつたへ聞（士田のいふ如く）此湖におひよりたるらんとすれ其言とるべきにあらず

或翁の考に「日暮るればさそひしものを赤沼の眞菰かくれの獨寐ぞうき」といふ歌によりてこの沼は扶桑故事要言に陸奥にありと見えてあさの友あさかの友かなればあさかの沼の事なるべしといへり

義鳴いへらく此赤沼は三春封内田村郡にありて歌

は則鴦鴦のよみたるなりといふ其事は荒闘集に出て既に文化十二年といふ其藩士秋田勘解由といふ人其沼の涯に石碑を建んとて權中納言實秋卿に談らしてものし玉ひしといふ碑文をも見し事あり又俗の梅辻氏か近頃あらはしゝ桂冠出嶽集にも此鳥の事を漢文につゝりやのせたる皆共に田村なる赤沼の事としたれば安積の沼の事にあらざるはあきらけし

國歌所詠

飛鳥井君

狹衣の下
花かつみかつみるたにもあるものを安積の沼に水や絶なん

ものはかなけにいひなしたりけはひなどわらひたるものからいとうらだし

狹衣

年ふとも思ふこゝろし深ければあさかの沼に水は絶へせし

藤原範永

後拾遺
五月雨に見えし小笹の原もなしあさかの沼のこちのみして

紀伊

堀河百首
五月雨のひまなき頃は水増りあさかの沼の名にや立らん

よみ人しらす

夫木
草枕夢もたえぬるみちのくの安積の沼の鴨の羽風に

能因法師

頁玉
君かためなつかし駒はみちのくの安積の沼にあれどみえしを

忠見

家集
月やとる安積の沼の水清み夜も袂のなびくとぞ見る

元眞

家集
音にきくあさかの沼の朝ぼらけたえぬけぶりは名のみなりけり

〇國書所載

安積沼名寄　あさかの沼八雲御抄　淺香沼夫木　朝香沼松葉集

安積沼三角抄　安積沼藻塩草　あさかの沼和歌麓のちり　安積沼の秋寢覺　安積沼新内裏鬼の間色紙形　あさかの沼義經記奥州物語の憂にあさか沼に木戸をたて中略軍に打まけあさかの沼へ引退く云々　あさかの沼聞秘録佐竹對陣の條に政宗公惣御人數高倉に被掛出略先陣既に安積の沼へかけうつる程に近けれども後人はいまだ岩瀬の森にひかへたり云々

淺香潟

萬葉考に記また卷四神名式などにあるは伊勢の壹志郡此歌にもあれば東にも同名あるならんと古の歌に註したり義鳴いへらく安積沼のかぎりなくひろかりし事は前にもしるしゝ如くなれば潟といはんもふさはしからんされば是則安積沼の事なるや但潟には文選海の賦に海濵の廣き潟ありともあればまことには入江いふけれども越の鏡潟大がた熊がた出羽の雄湖雌湖なと海なくてもひかいひし例あればそは妨なし次にいふべし

○國家所詠　　　人麿家集

安齋可我多志保悲乃由多爾於毛敞良波宇家良我波奈乃伊呂爾氐米也母

新六　　　　　正三位知家

あさかがたうけらが花のいどゝまだいろこそ見えねけふも暮つゝ

兎玉　　　　　藤原顯仲

あさが潟にも戀しきのたづなへに片しく袖の露しぼれぬる

○國書所載

淺香潟名寄

義鳴いへらく前の歌に汐干のゆだに杯あるを見れば大ゆら海につきたる處なるべけれども前にもいひし如く此沼限りなくひろかりし宗久も海と來たる斗なれば他邦にては大よそに海なりとおもひて鹽干の事ともよみそひたるにや聞老志にもあさか潟とあさか浦とを出して不詳土地とちあれば安積沼の外にはさる湖沼はなしとみえたりければ此沼の事としてそつなきに似たれば姑く錄して後の考をまつ但六帖に常陸なるあさかの沼のもこそ引ば絶ずな我はたえせしといふ歌あれば常陸にも同名の沼ありとみゆれ此潟も彼所にあるべきにや

淺香浦
義鳴いへらく淺香潟のはだしてこゝならましかばこ
の浦もこゞなるべし
○國歌所詠　　俊　成
身にしめて明にけらしな玉もかるあさかの浦の
秋のはつ風

山の井
片平村にあり方貳間斗の秀水なりといふ聞老志に去
安積山西一里餘今市村中有小池爲廢井久後人恐失陣
迹也以竹籌閉之終存其地郷人曰之山井とあるたがへ
り日和田の古老に問ひたれども彼所にもさる井はな
しといへり但片平は日和よく大かた西にあたれば是
此井の事ながら未だ盡さぬ方のありしにや
○國歌所詠
萬葉　　釆　女
安積山影さへみゆる山の井の淺き心を我もたな
くに
蓮　生　法　師

新勅撰
古の我とはしらじ安積山みえし山井の影にしあ
らねば
續千　　爲　氏
影をだにいかでがみまし契こそうたて淺かの山
井の水
御ふみにていとねんごろにかい玉ひてかの御
はなち書なん猶見玉へまほしきとて例の中な
るには
源氏若紫
あさか山あさくも人をおもはぬになど山井の影
はなるらん
御かへし
くみそめてくやしと聞し山井の淺きながらや影
をみずべき
よみ人しらず
山の井の淺き心もおもはぬを影ばかりのみ人の
みゆらん
あひ待ちける人の久しく消息なかりければ
遣しける　紀のめのと

後選集戀
影だにも見えずなりゆく山の井は淺きよりまだ
水や絶にし
かへし　平貞文
同
淺してふ事をゆかしみ山の井はほりしにこゞに
影は見えぬぞ
同　雜
山の井の君につかはしける　讀人しらず
音にのみ聞てはやまじ淺くともいさくみてみん
山の井の水
新勅撰戀　待賢門院堀川
袖ぬるゝ山井の清水いかでかは人めもさらで影
を見るべき
戀のうたの中に　興風
續後撰戀五
淺からぬ契をたにこそおもひしが絶やはづべき
山の井乃水
弘安元年百首歌奉りし時　院大納言典侍
新後撰戀四
くやしくぞ結び初ける其儘にさで山の井のあさ
き契哉

續拾遺　信實朝臣
山の井のあかす影みる外にまだあまれる水を汲
ばにごさじ
戀の歌とて　藤原宗扶朝臣
玉葉戀
影ばかり見しをかことの契にて結ばぬ中の山の
井の水
百首歌奉りける時　藤原大納言爲世
續千載夏
山の井もまさるみかさに濁るらし影さへみえぬ
五月雨の頃
戀の歌の中に　堀川
玉葉戀
山の井の淺きこゝろをしりぬれば影見んことは
おもひたえにき
續千載戀三　源邦長
山の井の淺きながらもたのみしは影みしまでの
契なりけり
新千載戀三　壽成門院
たのむべきかだこそなけれ山の井の底のこゝろ

を汲てしるにも

新拾遺戀三　冷泉院前大政大臣

せきとむる山井の水の影にたに見ずは袂をしばらましやは

新續古今戀三　平　隆　親

見るからに人の心ぞくまれぬるあさきためしの山の井の水

同　芳陀利花院前關白

深からぬ契なからの影だにもなど山の井にみえずなりけん

夫木　慈　鎭

結ふ手に消ぬおもひや山の井のながれにすたく螢なるらん

同　信　明

そほつともとゝに慕さん山の井の戀しき人の影やみゆると

義鳴いへらく山の井は近江にも同名ありて此歌ともの中には彼所のもまちりためれば釆女が歌に緣なきは皆捨たりしを今たび聞老志に引たるを見てふたゝびこゝにあぐるなりみん人こゝろすべし

○國書所載

山井名所和歌集　山井夫木集　山井松葉集　山の井方角抄　安積井名寄　あさかの井藻鹽草奥州　山井同書山の井とのの字ありても又淺き事にいへり云々　山の井秋の寢覺　山の井大和物語ことはりなる男のめすみてあさかに住たる大納言の娘なるけ此井に身を捨たる事なのせたり又長ければはぶきつ　山の井枕草紙井の段に山の井さしも淺きためしになり始めけん春晴抄に陸奥なり猶あまたあり云々　山の井源氏若紫卷に山の井の水もことはりにそありける云々湖月抄くやしくぞくみそめてける淺ければ袖のみぬるゝ山の井の水心はあさき喩と云云々

安積里　今の日和田の古名也一說に片平村の事とすれどもさにはあらじそは搜古に八幡の寶庫に永享十一年氏祐といふものゝ出せし御幢料の古文書村什の中に上岩倉略す片手の内に上飯津島下飯島今堀の內と云安子島前田澤今の前田澤ないふ安積宿早田原今の早稻原ないふ八村を所郷と稱するをもて村須方位をはかれば日和田を以て安積宿となすなるべしとあるぞよき證なるべき

○國歌所詠

堀川百首

さ夜中におもひばかなし陸奥の安積の里に旅寢

してけり

〇國書所載

安積里名寄　あさかのさと色葉集

安積原　其地未明强ておもふに河内村に原と字する處ありてしかも安積山に遠からぬあたりなればもし其名殘にはあらじか安達原の名殘なりとて原畑といふ地あるにもおもひくらぶべし

〇國歌所詠

弘長百首

五月雨てみえし小笹の原もなし安積の沼のこゝちのみして

義鳴いへらくこは定かに安積の原の歌とのみも心得がたけれども搜古の例にまかせて引置のみ

〇國書所載

朝香原松葉集

霞　谷　秋の寢覺に古今の歌を山城國霞谷の證として陸奥に在同名あさか山霞の谷と讀しと註せりされど此名ある事土人も未だしらずといへり義鳴按るにあさか山霞の谷とつゝきたるをおもひばやがてあさか山の中なる谷の名をいひしなるらん尋ぬべし

〇國歌所詠

六帖　　　　源　養父

あさか山霞の谷し深ければ我物おもひはるるもよなし

深草のみかどの御國忌の日よめる　　康　秀

草深き霞の谷に影かくし照日の暮しけふにやはあらぬ

〇國書所載

霞谷松葉集　かすみの谷藻鹽草　霞谷秋の寢覺

逢瀬川　久保田村と大重との中間官道を横さまに流る川是なり土俗大師川といふこはアフセとオホシとひゞきの同じきまゝに訛なるならん友鷗翁は只ひろく云たる詞にて此逢瀬川を指とも見へずとて捨られしかと夫木集秋の寢覺抔にも此川陸奥にありとし其上に賴義朝臣の歌に安積山と取あはせたるをおもへば此名を負しは此川なる事うつなくなんあるべきにてこゝにかひしなり但仙臺鹽釜の邊にも逢瀬川といふものありと聞つれども聞老志にのせざるはいぶか

しこは義鳴が聞ひかめしにやありけんさて舊事考に上略大師川ともいふは本里の西天路てふ處に大師堂あれど其邊近く流るゝにもあらぬは大師てふよしもあらず或は御師川と書も謂なし或は大重川といふ是は地名にて論ずべきなし或は大重川といふ杜撰也又郡山西なる大島てふ村落を取まはして流るゝ故におほし川は大島川の約ならんかともいふ是もかならずとすべからず又一名音無川といふ是は此川の舊名ならんか音無川は諸國にもあり和州宇智郡小島村榮山寺の前なる河江村常に波たゞず水面綽なり世の人なつは音無川といふ僕按るに人生といふことあだはねば聲を發するまれなり是を啞といふ是音無の略か俗に啞をおほちとよぶ此川水綽に聲なきを以て音無川と稱せんにはおかし川ともおほし川とも俗人が混じ唱ひしならんか逢瀨おほしともおしともいふは實は啞の訛なるか一名油川といふはいはれも俗めきてたるらしみゆ所謂鑿說にて信をとるに足らず

〇國歌所詠

賴義

武家百首寫本

あさか山をもあさからぬ敵を見てあふ瀨にいはん駒の足なみ

新續古戀　　藤原盛方

程もなく流れぞとまる逢瀨川かはる心やるせきなるらむ

夫木　　大納言雅定

せきとめぬ人め堤にことよせて流れもやらぬ會瀨川なみ

同　　太宰大貳重家

逢瀨川袖つくばかり淺けれど君ゆるさねばえこそわたらね

〇國書所載

會瀨川名所和歌集　會瀨川夫木陸奥　會瀨川松葉集　會瀨川藻鹽草

會瀨川秋の寢覺陸奥

私語橋（ササヤキ）郡山と小原田との間古海道とて今の道より東横塚へ行く處の二地なる傍の橋夫也略して米拾といふとなん義鳴按るにさゝやきの橋といふは山城國男山の社地所見義鳴と備後とにもありて紛らはしけれど賴義朝臣の歌に東路のさゝやき橋とあるからは彼所に

もこゝにも其橋はあると知るべしされども信達歌考證幷信達風土記等に私語橋は福島の入口の橋をいふとあれば貳ツの内いづれにて未定深く求むべし大方翁の考證に此橋の事をねんごろに論じて取べきなしとて捨てられしかと翁はいまだ賴義朝臣の歌を見られざりし折の說なればしたがひがたし

○國歌所詠

賴義

武家百首寫本 東路のさゝやぎの橋中絕てふみたに今はかよはざりけり

懷中集 熊野なる音無川にわださばやさゝやぎのはししのび〳〵に

名所詮に此盡の句をみちのくとして引たり正しき據のありたらんにはまた考證の一助なるべし

片平越 大槻の内に惟子山といふあり夫なるか又は今の萱峠なるを片平へ越行道すちなれば斯もいひたるにや

○國歌所詠

夫木

陸奥の片平越に袖ふれて手越にみゆる吾妻山かな

猪苗代兼載

安積山片平越て來て見れば初ほどゝぎす音信ぞする

此歌一覽にみえたるなり出處未詳

以上拾壹區安積郡管内

安達太良山 萬葉に所謂吾田太良山是也又河多々羅安多太郎抔もかけり邦人らは府下の西にあるをもと西嶽ともいへり抑此山諸邑にまたがりて遠く金津嶺に肩隨し四隣の高山也日の極めてはれたらん折は尾上より富士みゆるといへり无慥か 澳遊文章 白河以東連日所仰阿達多朧山今過其下雪色來襲ふ金峩が歟以此爲天下之險恐くは非過甚之言也北山か 栗蹊集序 山勢屹然高聳雲外昨非か 驛燈隨筆 余北度越山之險南浜溟海之濤平生之壯觀以此遊爲最と書きたるも空ことにあらず名義漫遊文草に白河以東云々其秀著在西南稱二本東北稱吾妻 中略 此山並ニ秀テ仲爲伯故十二人以二本爲太郎以テ吾妻爲二郎 中略 故呼倣安達太良猶以利根川爲坂東太郎

耳此說いとよく聞えたれど郎の字をこの假名に用ひし例なればうけがたし（良の字の似たるにより俗間に何太郎など書たるまゝあれどももとより證にすべきにあらず）老證には盖全界西意安多當也多良是也と士由は思の山名の起りたらんが如し日本武尊此山にのぼりまし〳〵て橘姫を思ひ出玉ひし（碓嶺にて吾嬬者耶とのたまへし如し）嗚呼可惜と宣しよりの（あたらしとあたしと約し又俗にあつたらなどいふ皆あたらし語にちかし）名なるべしと安藤親重はあとたれあたち皆通音也と其子重满は山のたゝすまひ兼備はりたるが故に嗚呼足といふ語のうつりたるにやといへり鈴木廣精（本宮あたゝら明神の神主）安達太郎山といふ故は此わたりの群山に殊にすぐれてひさかだの天雲しのぐ高山なれば（嶽山といふも高山の轉なるべし）かくは名に負たるならんされば名の義は安達はもとより借字にて天立の意なるべし萬葉集越の立山を白雲の千重をおしわけ天そゝり高き立山と詠たる歌こゝに能くかなへりさて太郎といふもまさりおとゝをわかつ事にて今も兄を太郎弟を次郎といふといふに異る事なしたゞ此わたりの群山にすぐれたれば太郎山といふ也けり（上下を略し）何れが是なるにやまだしらず〇閑田耕筆に重厚が話に森岡の城下にあだゝら山といふあり萬葉集に根ふすしゝともあだゝら眞弓ともよめる處也といふ今獅々の社に名るは有と申す鹿子よせ有て覺ゆ鹿を俗にしゝともいへばなりといふ果して此處かしらず錄して後勘に委ぬ云々士由重厚が話を難じたる說同錄にみゆ其あやまり既にしるければこゝにくはしくせず

〇國歌所詠

安達多良乃稱爾布須思之能安里都々毛安禮伊多良牟度奈佐利曾稱

忠文が陸奥の將軍になりてくだりける時それが男なりける人を監の命婦しのひてあひかたらひけり命婦やまもゝ近やりたければ

大和物語

みちのくのあだちの山もゝろともにこえはわかれのかなしからじを

夫木

雲かゝるあだちの山を雁かねの霧にまどはていかに來つらん

〇國書所載

安達嶺（日本紀略）　あたゝ良山（藻鹽集）　安達太良峯（能因道記）　安達

太郎嶺 名寄　あだゝらね 八雲御抄　吾田多良 萬葉集　あたゝ良山 松葉集

安達原　是も其さすがた一ならず名所詮には往昔一圓の原なりし時の名也今は大平村矢戸在家の邊舊跡也と名勝志には本久寺南の山を越て若宮小路より本町龜谷西滿田の方に至りあぶくま川の邊に沿たる平地をいふと搜古には平石大平兩村の境より七島迄の川に沿たる平地を舊跡といふと也其邊の畑を原畑と唱ふるまゝ記されたり金華抄には今の沼袋安達牧の舊地をいひけるにや强て黑塚の邊にかぎるべからずとあり義鳴いへらくかく其說まち〳〵にて定かならざれども此原かぎりなくひろかりしとみゆれば西の方をしりたると東の方を覺えたるとにて畢竟は此わたりは一ツの洲原曠野也しなるべし今姑く搜古の說にしたがふべし和漢三才圖會に安達原の名を杉田の邊に記したるはあたらず

〇國歌所詠

夫木

みちのくの信夫の鷹を手にすへて安達が原を行　能因

はたか子ぞ

百首歌　寂蓮

同

男鹿なく安達が原はもみぢして色もかはらぬ武隈の松

みちのくにあだち野に侍りける女に九月はかりにつかはしける　重之

新古今戀

おもひやるよその村雲時雨つゝあだちが原にもみぢしぬらん

最勝四天王院障子に　定家

拾遺愚草、新古今秋

時雨行安達が原の薄霧にまた朽はてぬ秋ぞのこれる

末考出處

白妙のすそのゝ草のから衣あたちが原の雪のあけぼの

つかのまや窓こもるとも夕すゞみ　維舟 京の人 翁の先輩

若草や安達が原もしかの角　士由 伊勢の人 翁の門人

〇國書所載

安達原藻鹽草鬼こもるといふ　安達原名寄　あたちの原八雲抄　安達原松葉集　阿立原最勝四天王院名所御障子　安達原秋の寢覺

安達野　名所詮に原と野と別に出して安達野と申は安達郡の内の都ての事と相見申候とありこは誤也野も畢竟は一ツなりされど秋の寢覺にも異所に出したれば其例にならへり

○國歌所詠

夫木　如顯法師

安達野の秋風そよく村すゝきうきものとてや鹿のなくらん

同　前參議親隆

安達野の尾花かくれにほのみゆる麓や鹿のしるしなるらん

新後拾遺物名　親意法印

分わひぬ霧のみ深き安達野を獨かはかぬ袖しほりつゝ

○國書所載

安たゝ良野藻鹽草　安達野名寄　安達野邊色葉集　安達野松葉集

安たちの野邊義經記東下りの所に下野の室の八島をよそに見て宇津宮大明神をふしおがみ

黑　塚石窟　安達が原にあり今觀世寺の側なる塚の上松杉の古木あるを舊地なりといふめれど松坂似水の說に是は百年前に築たり實のは今川中に大石ある所なりといへり鈴木竹翁の說亦同じ　さて蒲生記氏鄕の段安達郡に公事あり其故を尋ぬるに郡の内にあぶくま川より西を安達が原とて氏鄕が領分なり川の東に黑塚あり是は其頃迄は正宗の領内也此黑塚を會津の領といふ川東のもの承引せず幸に近江のものども證據を立て論に及びける時氏鄕聞玉へて兼盛の歌に陸奥の安達原の黑塚にといふ古歌あれば安達原に付たる黑塚なりとて遂に勝にぞなりにけるとあり是をもて見る時は其頃迄安達が原の舊地といひゝたるは名勝志の說の如し黑塚は則今の地の邊をいひたるにや尋ぬべし江戸名所圖會に黑塚は大宮驛にあり世俗奥州の安達原とするは誤なるべし奥州黑塚は二本松と八丁目の間舟引山の北方にあり此所も奥州一の街道なれば混じ交へてしかいひしなるらんと書しはいみじきひが事也みちのくの安達原といふ古歌をいかにおもひしにやこゝより少しへだつて石窟あり即ち鬼女の籠りし處と

いへり翁の奥細道に黒塚の岩屋を一見してとあるは是なりさて鬼女の話は物靈類に出す如く無稽の談ながら漫遊文章に此石窟の事を大石無數相告非と石大さ不可五歩十歩而近地石極罕也是爲靈と書たる如し奇なるは則奇なり○聞老志に阿武隈上流經此原野而其河東謂之安達原其地有巨石長サ一丈石面土人呼曰白檀相傳義家朝臣東征夷時踊木履而登石上射而殪夷賊賊甚畏之去ル今履痕存石上石南印三足ノ趾于原上義家射于石上從者走テ拾其矢ヲ之痕也一歩阻十六七丁曰三歩原云々此二說今はなし此頃迄はかゝる傳說もありしにやさて拾遺集兼盛の歌の詞書に名取尋黒塚と書たるはいかなる事にや木代長が考には五十四郡にわかたざる以前は安達郡をも名取郡といひけるにやといふべけれど名取郡は或書の三十五郡に始めて見えたれども其以前より安達の彼方に信夫郡のありたるを夫をへだてゝ安達の名取につくべきやふなしこは兼盛があたじ國にありて聞あやまりしなるべければ證として論べきにあらじかし親重いへらく黒塚と名つくるは田の中にある塚なればにやとおもへと其邊いまだ田なければ今より昔あるべしとはおもほえず一わだりわが心に尋入しに日本書記景行天皇條曰豐前國速見邑石窟有二蜘蛛住其石窟一曰靑二曰白並ニ其爲人强力云々是は皆上りたる世には賊穴中に住みて民の財寶を奪取て已が住たる穴に引入る故に土蜘といふされはこゝの安達原にすみて夜となく晝となく人の物を奪取事を業とせしものゝ家なるをもて蜘蛛塚と（もとろとは音かよふ）いへるは太夫が名の靑き白きといひし類にて黒といひし類にて黒といへるかいづれにも黒は賊といへる名と覺ゆ老少口々にいひ傳へたるは女也と女にまれ男にまれ同じ事也といへりまた土由が考には世には赤塚白塚などいへる地名もあれば黒塚と其歌として穩なるべしされど强ていはく一說あり總て物をもて黒といふは古よりしか也日本記神代卷に云素盞嗚尊曰無黒心天照太神曰將何以明爾之赤心也とあるを又云若以惡心と見えて黒心は惡心を作り又欲是丹心と見えて赤心を丹心にも作りて黒は惡赤は善に用ひてキタナキキヨキの訓をつけたり又倭姫世記にも無黒心以丹心淸潔愼云々と見え又神代直指抄杯にも赤心をキヨキコヽロとよみ黒心をキタナキコヽロとよむ赤は陽の色陽はきよくあきら

かにして善也黒は陰の色陰はにごりくらくして悪なり士内按に陰陽の説は漢意にして取にたらず北方は其色黒し北をキタともよむ古には黒き色をキタナシと云ふ云々と見え又腹あしきを腹黒或は商なと人をあざむき僞りて利を得るを手黒なるわざともくらきわざともいふ倚あるべしされば古へ賊の住し塚なるからに黒塚といひしを夫になぞらひて外面如菩薩内心似夜叉にとりたはふれて鬼こもれるともよめるなるべし倚女を鬼とよめるは是のみにもあらずかの伊勢物語にかりにも鬼のたすくなりけりとよみしも同じ事也云々といへり義鳴いへらく二ツながらおもしろき考なれどもおのれがおもへるは白眞弓に對して黒塚と名づけしのみにてたとへば白河といふに向ひて黒川といふ地名あるが如しさる深きことわりあるべしとはおもひたらず倚深く求めて是をあけつらふべし

〇國歌所詠

陸奥名所尋黒塚に重之の妹あまたありと聞てよみて遣しける　　兼盛

拾遺雜

陸奥の安達か原の黒塚に鬼こもれるといふはまことか

建保百首　　乃能

我ために是や安達の黒塚に冬草わけて人は入つつ

百首歌露

夫木

小芹のむ春の山田の黒塚にあたちの眞弓霞棚引

一に山田を山内と書たり大方翁の說に此歌に山内の黒塚とよみしは黒塚山の内にはあらず所をしらずして誤りしなるべしといはれし義鳴いへらくこは山田の誤寫なるべしくろといはん料に山田と置たるのみ翁たまたまおもひ誤られたるなり

爲家

安達のゝ原の黒塚鬼こめし心にくゝも世を過さばや

〇國書所載

黒塚大和物語　黒塚藻鹽草　黒塚名寄　黒塚名取　黒塚松葉集　黒塚夫木

安達澤　こは只安達野の内なるをよみたるにて別に定

めたる地名にはあらずと見ゆれども大方翁の考に小澤の村の管内に菖蒲澤清水内杯いへる所もありて眞菅の生たらんもふさはしき名にて且は小澤の里長は早くより野澤といひしは其村の舊名なるべしとおもひて其庵の名を眞菅庵と稱するよしなれば實はしかりしにやといはれきさらば小澤のあたりも安達野の内なりしかとあれ秋の寢覺にも異處に出したれば其例にしたがふ

○國歌所詠

生駒をよめる

あたちの丶野澤の眞菅萠にけりいはゆる駒のけしきしるしも

○國書所載

安達の澤 秋の寢覺

相生集卷第五稿終

相生集卷之第六稿目錄

名勝類

俗名所

僞名所

相生集巻之第六稿

外史　大鐘彌兵衛藤原義鳴輯

名勝類

石井　青田村日記澤といふ處にある清水なり石井考に里人は一盃清水といふこはいはゐといふをなまりたるなるべし好忠朝臣安積の石井とよまれしなれば安積の内にこそあるべけれどいふ人もあれど是は古をよくも考へぬ也好忠朝臣は都にてよまれたる歌なれば古詠のまゝによまれたる也新しやかに安達の石井とはよむべしやはまた郡のわかれたるは知り玉ふべけれど安積の石井今は安達郡に屬する迄は知り玉はざるなるべし且文化十三年五月日記澤の道筋なる石橋をかけかふる時古石碑橋にわたしありしを見出したりそは文に石は石者石ゐだあり傍に正安三年九月とぞゑりたる此石文日記澤の道筋にありてかの清水は岩中よりわき出るなればまがふべくもあらず古への石井ならんとありくはしくは其文を見よいとうべきなり但此石ふみの文を石者石ゐとよみたるはひか事也おのれ義鳴しば〱此碑面を見るに今本宮驛の上方入口にたてたる是也額に梵字めきたるものありて左の肩に石者ゐとあり右には前の年月をゑりたりよつておもふにこは石ゐの印にはあらで何人か死者のために立たるにて石者ゐ何々とありたるが磨滅して上のみ字の殘しなるらん安養寺なる石文碑の杯にも例すべし且石碑は岐路にたつる習なれば實のな碑らんには石は何左は何とこそすべけれ他邦の名所に旅人の卯に木にまれ石にまれ其よしを書て道のほとりにたてたるもまゝありそはこゝより何丁行く何ありなど書たるものにて此例にあらず石井の碑もかくあらんには證とすべしされば此ふみを石の印とみたるはいともうけがたしされども此清水にしげりあふ草の中なる巖のくぼかなる方より涌かへりつゝとこしなへにたゆることなくいと清くひやゝかなるかいはんかたなきは幸彦かいひたる如しなれば古への石ゐなるはうたがふべからず一本に安積山の麓にある清水是也といふにすがりておもひまよふべからず今の安積山の麓には是にあつべき清水はふつになしと土人もいひたるものをや

○國歌所詠

名　寄

みくさ生し安積の石井夏くれば天照る影の過りてにする

義鳴いへらく今忠峰集を按るにみ草生じあさかの石井夏なりくれたふさをひろて結びくるにもあるにならびて夏の日は空さへ長くなればにやあまれる影の通りてにするとあり本文のまゝにては歌の心もうけかだければ此二首をあやまりて一首にしたるなるべし服部大人も此頃しかいはれしさて捜古に堀川百首ありとて引かれしかと好忠は冷泉帝の頃の人にて此百首の作者に入たる人にあらずいかなる誤りにや

續古今戀　　親　隆

見るからに人の心をくまれぬるあさきためしの山の井の水

定　家

手なれつゞすゝむ岩井のあやめ草けふは枕に又やむすばん

○國書所載

岩井 陸奥 夫木集　磐井 陸奥 秋の寢覺

安達牧　安達絹の評に昔は安達郡にも牧ありて野馬生ず是を取て郡司より內裏へ貢にも奉ける也さて沼袋村の野の邊を穿ちみれば馬の糞多く出るといへり昔は野馬袋といひしを民間にあやまりて沼袋村といひ自然に唱來りしと是なん安達の牧なるべしとみゆ諸書皆如斯にてまかふべくもなき舊地也さるを聞老志に安達駒以歌著之往古駿馬爲朝貢每年献之京師者也今不詳其地是亦可惜此歌（源縁の歌をいふ）亦爲往時朝貢之證也と書たるは口おしさて右は甲斐信濃陸奥等の國々に馬を養へ置て朝廷へ貢ぐなり（諸國に牧地を定め牛馬を放たしめらるゝは文武帝の四年三月に始りし也此牧も其時の令によりてものせられしなるべし）八月に駒印といふ式あるは其事也四季物語八月の條に十三日といふは甲斐の御駒迎十五日はいづれも〳〵今宵の月にめて御はしも高欄も落ぬべく酒のみもの打喰て歌など米つらぬさしからうだうめきかわし後にはねむりものするに信濃の牧の望月の駒引たでゝ參り來ぬそとて右左の馬の司人ひちもち高くつかふまつる來るもさしつとひたる月の哉とおかしかるべし廿三日は陸奥の御駒引も同し司のしわざなるべしとあり此みちのくと

あるは此牧なとより捕て奉りしなるらん

○國歌所詠

八月駒迎をよめる　源縁法師

後拾遺 陸奥の安達の駒はなつめどもけふあふ坂の關まではきつ

生駒を

名寄 安達野の野澤の眞菅萠にけりいはゆる駒のけしきしるしも

後撰 逢坂の關の杉村引ほどは尾ふちにみゆるもちつきのこま

考證に顯照云〻みちのくのをふちの駒は彼國より出來る小班の駒をいふ也是もとよりこゝより出る駒をいふと見ゆされども此國には荒野の牧といふもあればいづれの內より出たるにやわきがだければ不取の例にあれども僅に其說をのこすのみ

○國書所載

安達牧 秋の目覺

岑越山　其地未明傳考にいさゝか論じたる合みるべし

○國歌所詠

藻鹽草 尋來て我こそ君をえはたみぬこし山路をばいつか忘れん

○國書所載

岑越山 藻鹽草 安達郡

信夫岡　皷岡村は古く信夫岡村といへるよし村老の口碑に殘れり此村いかに岡と名付べき小山或はさる地勢も多ければ信夫岡必此地にあるべし目錄 皷岡といふ名はいかで負けんと思ひしに皷の胴はつゞじもて最上とするによりそこにありしつゞじを伐りて夫に作りしにあるにやよく尋て知るべし考證 名のあらたまりたる是にて知るべきにや

○國歌所詠 此二條の歌は熊坂氏が信達歌考證附錄のまゝなおぐるなり

草花をよめる　俊惠法師

何事をしのぶの岡の女郎花思ひしほれて露けかるらむ

前齋院河內

夫木堀川百首
しほるとも知る人もなき袂かな是や忍の岡のかげくさ

同
つゞじを　　　　頼圓法師
何事をしのぶの岡のいはつゞじいはでおもひのいろに出づらん

戀の歌の中に　　　　源季義
人目のみ忍の岡のまゝつ原いつあらはれて恨みそめきし

慈慎
我戀は信夫が岡に秋暮てほに出やらめしのゝをすゝき

士山いへらく信夫歌考證附錄にも其他何れともなければさだかなるはしるべからず秋疑覺にも信夫岡のわらひづゝしをみなへしすゝき抔をのせたるに誠岡はさる草木も多しといへれば亦證とすべし云々

○國書所載

忍岡 夫木集 陸奥　同名寄河内に 同名あり　信夫岡名所抄　信夫岡方角抄

しのぶ岡藻鹽草　信夫岡秋疑覺 陸奥

信夫原何原とも　信夫歌證考附錄にも信夫の名のみ擧て其地の考を載せざれば其地と覺しき原のなき故なるべし村名もて考れば福島の城西二三里佐原村あり磐谷は東鑑に所見の伊達郡澤原此地也といへり信夫か原とは此邊なるや又按るに水原村は誠岡の西にある村にて今水原と稱するは水の出る山も多く清水の出る地なればなるべけれどもし誠岡村に信夫の岡あらましかば此地もまた信夫原の遺名にはあらずや信夫岡の考にひかれてたまく\おもへ出しまゝ杜撰ながらおどろかしおく也 目錄

○國歌所詠

萬葉七
人社はおほにもいはめわがこゝたしぬる河原をしめゆふなゆめ

服部大人こはさほ川の歌也こゝのとするはうけとれず

洞院攝政の家の百首に忍戀をよめる　　　　家隆
續古今戀
人目のみ忍河原にゆふしめのこゝろのうちにく

ちやはてなん

百首歌奉りし時忍戀　深守法親王

新後拾遺戀

名取川おどになたてぞみちのくの忍か原は露あまるとも

原上露　岡屋入道前攝政

新拾遺秋

あらはれて露やこぼるゝみちのくの信夫が原に秋風ぞふく

〇國書所載

しのぶか原八雲御抄　信夫原方角集　信夫原秋寢覺陸奥

以上信夫郡部内

逢隈川　白河古事考に陸奥國白原郡白川城西六里連山斷ざる事拾餘里下野那須郡陸奥國岩瀬に跨れり白河郡にあるもの三峯中略總名を甲子山といふ白河の西南の隅にて此上より源を發する川を阿武隈川といふ此上にある瀑布を阿武隈龍といふ直下三十丈天下是に類する瀑布は少し是を雄瀑といふ云々　開考志に此河源上の奈須嶽また信夫古跡集略にも日光山の後嶽山より出るあるはあやまりなり　さてかくあれば此川正しく白河の名違なるを此集に入たらんは本意ならぬわざながら金崇文集に隈水經二本松之沿特長とある如く我が邦内を竪さまに流れ三郡にまたがりて關する處數十村なればさすがに捨がたくて姑く部門のしりへに揭たり是はた白河人に對して罪ありなはん下心也名義白河古事考に言大隈川の文字色々に出す阿武隈大熊青澳抔書す唱の同じければなるべし然とも川の名を得たる譯はつたはらず近頃思ふに奥州に大河二つあり名取宮城の方へ向ひ流るゝ宮城府にありてみれば奥の南部の方より來る川口北を源として來る故に北上川といひ下野國にとなりたる奥州西南隈白河郡より源を發して來る故に此川を名付て大隈川といふなるべしまた甲子山の條に いへらく古青澳山ありて今其名なし夫木集に昔みし人をも今は忘れ行青澳山の麓はかゝりに大隈川の條に辨せし如く陸奥國の南隅白河郡の又西南隅の山なれば此山をさして大隈山といふならん其故に此山より源を發する川も大隈川といひ此山にある瀑布を大隈瀧といひ傳へたるなるべし川と瀧とは名殘りて山の青澳といふ事失したるなるべしと見ゆ此外くさ〴〵の考あり義鳴はいかにぞやとおもへるふしは其よし註して是を試むまづ奥羽名

所歌集に有宇中將の弟有成の少將兄を尋て奥州に下り小野鄕朝日長者が娘朝日姬中將の妾と白河長逝川に行逢故に逢隈川と名づくと云々義鳴考ふるに積古故事談に續太平記狸首編に大隈川初め逢逝川といふよし記したれども是も二荒山の俗緣記に書つけたる事にて不審なる說なりとありけ本文のひかことは是にて解たり舊跡にいひらくあぶくま川の名義古今の聞くさ〳〵の說ありて今又臆說をなすべきにあらねどおのれ思ひ得たる事あり一說に上流を熊川といふ事あり又信夫郡に阿武の松原ありて金葉集にもみちのくの思ひしのぶにありながら心にかゝるあぶの松原の歌ありて此松原は桑折の驛の東南箱崎村の東にありて阿武隈川にいと近し今阿武隈川といふ稱はあらざれども阿武といふ地を流るゝ川なれば古はしかいひしもしるべからずおもへば阿武隈の名阿武川と熊川とを合したるにはあらずや義鳴いへらく既に水源に發する山に青澳の名ありたらんには川の名も夫より出たりこしられたりさらば上流を數里をへだてたる下流の名と合せて其名の起りしといふは心得がたし聞老志にいへらく林中有老熊年久産子必飮瀑布而安故稱ニ生熊瀑布一義鳴いへらく生の假名はオフにて本訓にかなはずこは次の說を備ちかひしならんとまれうけがたし一說に甲子山中の熊穴より出づよて大熊川といふ義鳴往年白河人に尋ねたるに泉源瀑布の上に熊の蹲踞したるが如き大石あるによりて此熊穴より出るにはあらずといへり是土人の說ながら古昔に安福歷と云歌によむ處皆逢といふにおよはしたるにて是もかなたをへだてればこゝ等に其水上に熊の如き石ありしより附會したるならんさて又其說の如く泉源に果して熊の如くなる石あるよりの名ならんには目の前に見ゆる處なるを古事考其事をもらすべからずといふ疑つかなし郡山舊事考に古昔阿武隈又逢隈に作るあぶくまに霧たちわたり明ぬとも君をばやらしまてはすべなし是は常陸なるあぶくま河を詠めるにやたなし川も常陸にあり又常陸なるは逢熊にて陸奥なるは阿武隈なるか義鳴いへらくすべなしにてせんすべなしといふ事也まして末とはかなもたかへるないかに心得しか併し阿武隈とも書て逢の音によみけるならん夫大熊阿武隈假名異にして音甚近し但もとはひとべにくま川といふべきを此川奥州にては大やかなる川なれば大の字かぶらしめたるにや又筑波に求麻川あれば是を殊におさんためにもあるか義鳴いへらく同所にありて同名なりましかはさる事もありなん筑波と陸奥とは數百里をへだたる國なるを何ぞかはかりこゝろすべしや此外に名の同じき山川の多からぬものかは然あれど記に貞觀五年十月廿九日陸奥國勳九等鐵大島神十等阿福麻水神等并授從五位下とし るせる神にして今安達郡田澤村に立る阿武隈明神也義鳴いへらく此水神は今の木幡山辨才天か又は川崎村に舊き水神の社あり夫なるか拆といふ說あれど此水神は亘理郡にありと延喜式に見ゆ今も同郡の田澤村にいわひまつれるよし聞老志に揭げたりされはこゝの田澤とは同名異地にして辨才天にも水神に

もなわさるざるはうたがひなしましてこゝの田澤村はあぶくま川の邊り也事もなく阿武隈明神といふもましまさぬは本文の說いみしき杜撰也されば阿武隈と稱するは古の義ならん中略蓋詩の衛風に瞻彼淇澳とあるは奥の水の澳也字彙に水の内曰澳外曰隈又澳通作奥とあれば大奥とも稱したし若は杜撰に陥らんか借又我國を奥といふ所以心得がたし西南の隅こそ奥とはいふべきか爾雅に室の西南隅曰奥東北の隅にあるを奥州と名附しは何故ぞや中略されば此川此國に著き川なれば其名の澳と言を國に名附て奥州をば稱けるか云々義鳴いへらく奥は源なりと在りていつくにまれ入の深き所をいふ山の深きを奥山といひばとて西南にのみあるをさすべしやは室によりて西南を奥といふ奥はもと主人のありますする所にて入は靜に退安すといふ意西南は地道に位して家寶を造れるなればなへての例とすべきにあらずもとより深土も家寶の製造にありてこそ西南な隅とはいひ其外擧一隅などいひし類皆其例にあらざるは多くいふなまたすかだんゝ本文とあるべきふしなきに似たり奥州と名つけし故は諸國名義考につはらなれどもこゝにはぶきぬかゝれば諸說皆據るべきふしなし姑くす串著にまかせおくべし但青澳はアヲクマ大隈オホクマにて前にいべし如く古訓にかなはずされど古へは歌人だに假名つかひ杯は今の如くなかりしをまして俗のしはざならんにはさる誤も多かりしなるべければ暫く其事を捨てゝすべからず尙後人の是正にゆだぬ讀方聞老志に阿武隈川の武ノ字於和歌者清奇於俗語濁音云々野洲良が說にあぶくま川といふ雅言にはあむくくまの如くよむべき例なりはひふへほの假名をまみむめもの如くよむは半濁なり中略此はひふへほの假字を一向に清てよむ例のあたらざれば古今集の歌の如きはあむくまにいふ如くよむ格なり新古今集の歌の如きは逢といふ事によみかけたれば此あぶくまに長門の阿武の松原等は皆すみてよみなれしやうなれども夫は逢といふ事にかゝりたる時の事也通例にはあらずと知るべし云々又歌註に古今集あぶくまに云々土民はあぶくまにておふわたりとぞ申なる云々義鳴いへらく土俗のあふくま川といふをあやまりたらんやうに心得たる人もあめれど舊史に安福麻と書たると前の說によればかへりて古へにかなひし也物靈楓軒水府小宮山氏記行に北上川源流一百阿武隈は九十九流今されば阿武隈をわたる時北上川是上川相模川の事を談ずべからず怪事ありといひつたふ云々

〇國歌所詠

古今大歌所御歌

あぶくまに霧立くもり明ぬとも君をばやらじまてはすべなし

爲仲朝臣陸奥守になりて侍りける時延任して

ときゝてつかはしける　　隆資

金葉　待われはあはれ八十年になりぬるをあぶくま川
の遠ざかりぬる

みちのくにのすけにてまかりける時範永朝臣
の許につかはしける　　高階經重

新古今　行末にあぶくま川のなかりせばいかにかせまし
けふのわかれを

かへし　　藤原範永

同　君にまたあぶくま川をまつべきに殘りすくなき
われぞ悲しき

一乗院上東門院に行幸せさせ玉ひけるに
入道前太政大臣

詞花　君か代にあぶくま川のそこ清み千歳をへつゝす
まんとぞおもふ

六帖　　喜撰

みちのくのあぶくま川のあなたにぞ人わすれず
の山はさかしき

歌枕　　人しらす

みちのくのあぶくま川の河すそに人わすれずの
山はありけり

藤原顯仲

堀川百首　名にしおはゞあぶくま川をわたりこん戀しき人
の影やうつると

權僧正永縁

同　ぬれきぬといふにつけても渡りけんあぶくま川
の名こそをしけれ

小侍従

千五百番　名にしおはゞいざ尋ね見んみちのくのあぶくま
川のほど遠くとも

經郷

同　わすれしよ又あふくまの川風にしばしなれぬと
かじかなくなり

よみ人しらず

後撰戀一　よとゝもにあぶくま川の遠ければ底なる影を見
ぬぞわびしき

女のさうしによる〳〵立よりつゝものなどいひてのち　藤原輔文

同
あふくまの霧とはなしに夜もすから立わたりつつよをもふる哉

新後撰　式部卿成範
年ふれどわたらぬ中に流るゝをあふくま川と誰かいひにけん

同　藤原秀宗
人しれぬ戀路のはてやみちのく乃あぶくま川のわたりなるらん

續後拾遺　前内大臣
君か代にあふくま川の渡し舟昔の夢のためしともかな

新拾遺雜　祝部成久
またれつる此世も過ぬ君か代にあふくま川の名をたのめども

同　戀四　二條院讃岐
いかなれば涙の雨はひまなきをあふくま川の瀨絶えしぬらん

新後拾遺秋上　權中納言爲重
立くもる霧のへたても末みえて逢くま川にあまるしらなみ

名所百首夫木集　順德院御製
あすはまたあふくま川のしからみにきのふの秋の色や殘らん

同　定家
立くもるあふくま川の霧の間に秋をややらぬ關もすゑなむ

同　大藏卿有家
冬のよを長くや契る友千鳥あふくま川の絶ぬみきはに

同　題しらす　よみ人しらす
あぶくまをいつれと人にとひぬれば名こその關のあなたなりけり

同　最勝四天王院御障子　後鳥羽院御製
風はやきあふくま川のさよちとり涙なそへぞ袖

のこほりに

最勝四天王院御障子　　參議雅經

わすれしよまたあふくまの川風にしばしなれぬと千鳥なくなり

同　　俊成卿女

さよ千鳥八千代をさそふ君か世に合くま川のしき波の聲

同　　具親朝臣

夜をさむみ妻呼千鳥うらむなり合曲川の名やたのむらん

拾遺愚草　　定家

おもひかね妻よぶ千鳥風寒むみあふくま川の名をやたつぬる

中務家集　　ある人

かくしつゝ世をや盡さんみちのくのあふくま川をいかてわたらん

かへし

あふくまをわたりもはてぬものならばかは中々に我いかにせん

重之集

あふくまに霧たてといひしから衣袖の渡に夜も明にけり

名家百首　　順德院

長月やいくあり明にめぐりきてあふくま川にやどる月かけ

定家

我君にあふくま川の小夜千鳥かきとゞめたる跡ぞうれしき

詠草　　家隆

みなはなすもろき命もはやき瀬にあふくま川のいつとたのまん

回國雜記　　道興親王

かくしても古さと人にいつかきてあふくま川のあふせにはせ舞

兵衛內待

明ぬるか遠方人もあふくまの七瀬霧に袖のみえゆく

洞岩此歌を評して案以哥句考之則此川往時有毛淵

可知奚とあれどいまだ其地をきわめず義鳴おもひらく大平村の部内あふくま川の内に七島と稱する所ありて郷人螢の名所とすこは古へ七瀬にわかれて流し故に七島ともいひしにはあらざるか螢をもて名所とよばるゝもおのづからなるべしとおもはる錄して後勘にゆだぬ

國書所載

安福麻三代實錄　安福川延喜式福の下川の字を脱す　青澳夫木　阿武隈夫木
會隈頼政集　阿武隈堀河下草集　阿武隈合類節用　阿武隈川名寄
合曲川八雲妙補　合曲川色葉集　ひのくま川是みちのくのあぶくま川を云といへるも一說なり八雲御抄　阿武隈名取　阿武隈藻鹽草川の部に奥洲安達郡　あぶくま同隈部奥
洲　阿武隈松葉集　阿武河方角抄　阿武隈川秋寢覺常陸右同名　逢隈
歌書大方如此

義鳴云此川安達郡に屬したると封内流るゝ事殊に長き明なるべし可以想

俗名所

淨土松山　只野にあり風景愛すべしとぞ山本氏が聞書には虎丸長者が遊興の地なりといへり便覽には此處に大なる足跡あり鬼人の住しとゐあやしまれ昔長者の居城也と傳しかとも實錄もみえず其謂を尋ぬるに此奥山に鬼人ありて鬼ケ城といふ此鬼の下舘にもあらんかといへり例みうけかたし是はけしきよき所なれば附會していふなるべし名義廻村記に淨土松といふ意を思ふに俗なれば極樂淨土のやふにて松ありなどいふ事かとありさもあるにや因にいふ承久記二の巻官軍出勢の條に市降淨土と云處に逆茂木を引て云々こは越後の地名也とおぼゆ極樂ならではかゝる名の又あるべしともおもはざりしをたま／＼見あたりしまゝ引出て好事者流に示す

香觸森山　石井の清水ある所より二拾丁の南にあり花經樵話二十六にいたく高き山なり予とも遠望こよなき所也間山に登れるに東北の二方は茂林なれども南西の方なべて佳麗なり巖壁にて矯松多く處々に生て仙境也然るに同遊の誰彼此山の名の佳ならざるを歎みて雅稱にかへん事を願はざるはなしおのれ土由私に地名をあらためん事尤好ざる事なれども絶勝の地の名の不佳なるは殊にありぬ事なれば唱は元の如くにして和漢に通じて字義語意倶に雅ならん事を欲し假に香觸の二字を撰で香觸峯上即事と題して諸句あり

又歌に『いさくまん齢のふてふ白菊の花に香ふれの森の下水』中略此香觸の名を人々可なりとして鹽田熊涯詩あり青柳直枝歌あり是此山の名の詩歌に入るの始なり按るに是よりして後此稱必ず此山の正稱となりて元の名のおのづからかくれ行ことあらば偏におのれ士由か罪なるべし云々

多景山　白岩村にあり又大嶽ともいへり山頂空濶四隣望中に入る實に奇絶といふべし地府下にへだゝるをもて風人韻士の登覽するもいと希なり可惜（山名の假字の多景の字を用ひしは多好景の意にて義鳴か此山を愛するの微意なり）

桃園　高木村にあり（此外高倉村原瀬村にあり）夫仙界の桃源蜀の桃園を始として唐山の人此花を愛して詩に作りしもの多しされど此花の品格櫻花の奴たるをもて本朝の人いたく不愛歌によみたるも亦まれなりしかれども金葉集連歌の中に顯經法師桃園の花をみて『ももそのゝ桃の花こそ咲にけれ』といひたることありされば桃園を開しも亦古き事なり

三雄山　箕輪村にあり三峰雄峻幷立爲伯叔怪石如削巉岩如彫然り似好手之畫地勢幽邃秋光可愛名義山本氏が闡書に熊野本宮神宮那智の三ツ山をうつして三ツの御山といふよし記たるはあやまり也こはいつの頃にや風客らが名付しなりといへれば三峰相ならひて雄峻なる故なるべし訓もてよべば則三ツの雄山なるをや

岩石山　原瀬村にあり山勢盤衍奇岩爭聳怪石競立溪水淩空青松當峰頭亦似一幅好山水義鳴評雄山幽石山潤雄山如隱士石山如俠客皆倫之徒耳名義上俗岩石山といへりある人其不雅なるをもて士由が香觸の峯にまなびて佳名にかへん事を謀る義鳴いへらく此山奇岩怪石ある事前にいひし如くなれば土人の稱するはおのづからの名なりそが上に奇石のあるを以て石山と近江呼付たる例もあれば今更ふつに改めんも中々なるべしこは只なたゝかにいは石とかひてありなんと答へし

製圖山　上長折村にあり絶巓空廓四顧無占翳昔人至此製部内輿地圖士俗因稱十萬合望封内之縣鄉之謂也

兒臺　上川崎村部内逢隈川の涯にあり奇石疊層小大各成趣石間楓葉秋來染隈水金花文集に島山兒臺孰優勢劣以純節觀之島山幽兒臺峻島山如柳下惠兒臺伯夷

要之皆聖人之徒耳游兒臺山水之勝無適不怡目云々名義往歳寄せし時此石上に棧敷を設け兒臺を舞はしめたるよりの名也といふ遊覽志

島山　大平村にあり里人島寺といふ金峩文集を隈河距府城最近可遊之地亦多中略島山在于廣洲之東數里大平村其山崔嵬西則牆ノ如ク立北則枕流至此屈曲勢亦緩云々

屏風岩　平石村にあり門書に云屏風巖在薩埵原之南不見其根水涸則在沙上高一丈計南北二丈餘東西四丈餘其末士艸木蒙籠不見石膚蓋不知其修幾十丈如數十牒屏風然上平下削自後登之則不大覺其峻實奇石也矣

望洋山　山木屋村にあり晴日山頂臨相馬之洋行舟之布帆歴可數卿人名山曰高大石蓋山上有危石高峙者歟一作廣大師轉訛耳

彩虹瀑　上太田村にあり金峩集に彩虹瀑兩山夾列樹木蒙籠不甚高潭不大深怪石束之積爲三層自潭而下山稍々遠山與水相距其數步中略日光所映則滿潤爲虹是瀑之所以得名也略稍上有堂安置不動明王像故土俗稱不動瀑其有今名實自黃庭始云々義鳴いへらく此瀑布廣瀬川の源なるをもて廣瀬瀧ともいふ黃庭が事は人物の條にいふべし

銚子飛泉　玉井村にあり源發于安達多良山至此有岩岩凹如銚以吐呑瀑水是瀑之所以取名也瀑水直下數仞兩岸稍々隘巉岩突起水觸而激左裂右剪如數之帛瀑之奇觀部內無比之者云更名猿岩未知何謂

我が封内は山々より川に傍たる地なるからに美景可愛方もいと多かれどこゝにもらしつ

僞名所

野田　野田と申所は八幡村の端郷に有之よし中頃新田開發して今は野田新田村と申少き村に相成るよしと名所詮に書て爲家卿の「里人や野田の若菜をすゝぐらん汀ぞにごるたま川の水」といふ歌をひきたりされどこは只野つらなる田をひろくいひたるにて殊更の名所にはあらず但おなじみちのくの中に野田といふ地はあれどそは別所地聞老志に見るべし

笹原　五月雨に見えし小笹の原もなしと歌にいへるは今の笹原村にても可有之哉と同書に見ゆ是も誤りなるべし此小笹の原といひしは是もひろくいひたるにて定りたる地の名也とは聞えず尚尋ぬべし

玉ノ井　同書に此井の證歌に夫木集爲相卿のおもはずにぬるるは里の名もつらしむすばで過ん玉の井の水といふを引たり玉の井は山城にも同名ありて此歌も其處のをよみ玉ひしにてこゝの證とはしかたかるべし

野中清水　此清水は油井村の内八番丁より乾にあたり街道の左の方にある清水を中傳ふと同書にのせて古の野中の清水ぬるけれどの歌を引たり義明按るに奥儀抄に野中の清水は八播磨國否みのに在りて昔はめでたき水にてありけるを末の世にぬるくなりぬれども昔を聞つたへたるものは汲けるとありまた宗祇か諸國物語又は歌林良材其外の書にも皆播州にありとしたるをこゝに引たるはいみじきひがことなり一覽に箆中清水と書て義家朝臣今の八幡社と云處より遠矢を射玉へしに其矢箆の中程落たるより涌出し清水なれば名付たりとみゆ其事は實否はとまれ是は清水の古傳なるべき又同國雜記に關の清水云々標註に云東遊行嚢抄に野中清水陸奥二本松の良野中に淨水あり播磨に同名あり此所も名所のよし里俗の語あり云々野洲良被に東遊記の野中の清水といひつたへたるも古紀に關の清水と聞玉ひしも共に土人の傳あやまりにて實は片平村の西にある安積山の山の井の事にやとおほし猶後考にまつとあり皆あやまり也

霞關　名所詮に郭外松口の上の峯をいふとて三首の古歌を引たり一本も是と同じけれども江戸名勝志に櫻田御門より四間未申の方の坂をいふ是往古の奥州海道にて東の名所なりとあり秋の寢覺にも武藏とあれば世に聞えたるは彼地なるべし私におもふに府城の笠輪門より松坂口迄は大かた四丁ばかりにて方位もまた未申に近く且は霞城といへる縁もあれば取まじへて何人か模擬したるにはあらざるかいづれ野田より以下の五國陸奥にありといふ事諸の歌枕にも見えざれば取るべきにあらず冷泉左中將爲久烏丸左少辨光榮の兩卿我封內の神祠佛宇に奉らしめ玉ひし御歌なりと言ふを取集めて石田氏が隨筆に收めたるをこゝに錄して檢閱の助とすさて此卿たちは元祿の頃世にいまそかりしにやとおもはるよし或人かたりぬいかなるゆかりにてかくはものし玉ひつらん是又つまびらかならず私におもへらく慈明公の御後室は櫛笥黄門隆之卿の御女にておはしましたれば此御緣な

にてものし玉ひしにや

太神宮　遍照尊寺

山　霞

世におほふそてもゆたかに神路山霞の衣今朝や立ら舞

春夕月

にほひそふ花の木の間をもれ出て光ほのめく夕つきのかげ

歸　雁

さく花にこゝろもとめず古郷に誰かまつらんかへるかりかね

尋　花

分のぼる心もそらに白雲のかさなるかたや花のみよしの

挿頭花

立よりし名殘もあかす櫻花かざしてかへる春の山ふみ

惜　花

よきよとはおもふもかなしあかし見る花のあたりの春の山風

暮春　藤

つれなくも立は歸りて春はけふ末の松山こゆるふぢなみ

郭　公

ほどゝぎす此神垣にゆふかけて鳴音やおのが手向なるらん

五月雨

さなきだにひるまもなみのあま衣ぬれこそ増れ浦の五月雨

江　螢

水くらき入江のあしの夕風に光すゞしきほたるとふなり

七　夕

まちえたる年のわたりの天の川棚機ひめのふねいそくらし

草花露

咲しける野邊の千種の花ごとに置そふ露のいろぞえならぬ

野　鹿

かぎりなきおもひをしれど武藏野に妻こひわびてを

しかなくなり

月出峯

立のぼる霧は麓に朝はれて峯立のぼる月のさやけさ

海邊月

蜑小舟海原遠くこぎ出てあかすや月にみるめかるらん

曉月

おしみみよたふくかげの月に猶うき雲かゝるあかつきの山

紅葉

あかずみるこゝろのいろも日にそひて染こそ増れにはの紅葉は

時雨

時の間にはるゝと見しもうき雲の又立かへりしくれ行雲

池水鳥

霜はらふ羽風をさむみゐぬなみの長き夜はたる池の水とり

深雪

尋ねべき杉のしるしもうつもれて雪に跡なき三輪の山本

忍戀

もらさじとこゝろひとつにひきかへす神の渡や音なしのたき

待戀

宵の間はしげき人目を忍ぶやとおもふか過て更る夜ぞうき

初逢戀

おもひ寝の夢かあらぬか嬉しさの新手枕にちぎり行末

別戀

又いつと契りても猶おきんかな今のわかれぞ言の葉もなし

經年戀

契りしをわするゝ中に年をへてかたみあだなる井手の下紐

嶺松

茂りそふ緑もよよにかけ深み名も高砂の峰の松か枝

名所瀧

花もみぢうつらふ色をたてぬきにおりてさらせる布引の瀧

山家

のがれ來て住かひあれや山水のたよりにむすぶ柴の假庵

述懐

思ふて事もあまたに限りある身をばわすれて盡ぬ願を

神祇

素直なる人のこゝろや又照す神の惠の光そふら舞

富士明神　鹽澤鹽澤寺

山霞

春日猶空にしかれて富士の根の霞にふかきけふり立らし

欵冬

春のいろはいはてもしるし里人のかこふ垣根の山ぶきの花

叢螢

憂くさのしげれる宿の夕暮に螢かけそふ晝のともし火

初鴈

別れこし春の霞の雲を憂聞にしのふはつかりのこゑ

擣衣

秋風に遠の砧をきそひ來て夜寒しらする聲ぞみにしむ

冬月

霜雪の光もそひて冬の夜は影すさましき月ぞさえ行く

待戀

さりともと頼むかひなくいだつらにいく夕暮をしひてまつらん

別戀

名殘猶見送る空に横雲のへたてくるしきけさのわかれぢ

曉鐘

世の夢もとく覺よかし飛鳥寺明日もや聞ん入相のかね

神祇

天地の心を種に神代より盡せぬみちのやまとことのは

稲荷明神　府下神宮寺

山花

おそくとく尚咲そろひ櫻花盛久しきみよしのゝ山

野時鳥

行かへり山の葉遠きむさし野にやとりさためずなくほどゝぎす

江月

吹わくる盧間に影はほのみえて浦風そゆるなには江の月

里雪

一筋のけふりをしるへ松杉と雪ふりうづむ遠の山さと

社頭祝

いなり山うきよの暗をてらすてふかゝげてあけの三の灯

愛宕　府下長泉寺

朝露

さいくれし雪の高ねも春の今朝霞に匂ふ空のゝどけさ

山櫻

春といへば白雲ならぬ山もなし今や櫻の花さかりかも

郭公

おもひねの夢の外にも一聲はうつゝともなき山ほどとぎす

萩霧

霧わたれる袖にうつしてあかす猶こゝろもそむる秋はぎの花

夜鹿

山とりの尾上へたてゝ住しかばひとりねる夜をうらみてやなく

時雨

一方におもひをためす中空に行てはかへる雲そしくるゝ

忍戀

せきわひてあまる涙に袖朽ちて忍ふ人めにもれなんもうし

久戀

ちきりおきて其言の葉をふしておもひ起ておもふも年をへにけり

羇旅

けふくかしらぬ野山を越きてもまた末遠きうき旅の

空
社頭の祝
あだご山さかゆく神の恵をやかざすしきみのいろにみすらん
文、殊　遍照尊寺
春　雨
ふり出でゝ恵あまねきはるさめに野邊の草葉ぞみどりそひゆく
夏　月
涼しさは夏ともわかす霜とみて眞砂の月の秋のおもかげ
秋　霧
秋ふかき千種の花のいろ〳〵に光をわくる庭の夕つゆ
冬　風
冬來ぬとさゝの一夜のそよさゝにさやくもはけし風の音信
釋　教
法のため皆子の如く仰げたしさとりの親の山のあらゝき

八幡宮　高田村
早春霞
いとはやも今朝は長閑に出る日のひかりも霞む春は來にけり
梅薫風
さそひくる深きにほひや玉たれの小簾のひまもる梅の追風
寄神祝
うごきなき國の社の柳葉もときはかきはに世を守るらし
日吉山王權現　油井村室下
時　鳥
木かくれに忍ぶ初音も山彦のこたえにもらす鳴ほどとぎす
早　苗
來ん秋のたのみをかけてみしめなばみとしろ小田に早苗とるなり
神　祇
くもりなき御代のしるしに跡たれて日吉の神も君守るらし

貴布禰明神　下淺田

卯花似月

卯のはなのさはる垣根はあけてだにまだ影のこる月とこそ見め

郊公何方

いつくとも行へさだめぬほどゝぎすたゞ一聲を雲にのこして

社頭祝

みづかきをこゝにうつして貴布禰川かけてぞ仰ぐ波の白ゆふ

白蛇明神　油井村萬福寺

新樹

花にみし梢はいつれおしなべて變をわかばの蔭ぞ凉しき

時鳥

杉の戸に山ほどゝぎす一聲をわれにはゆるせ夜半のしのび音

安達多良明神　本宮村

聲杜宇

聞つともいかにさだめん夕やみの山ほどゝぎすほのかなる聲

橘薫枕

誰かはとあやしむばかり袖の香の夜半の枕にかほるたちばな

社頭祝

あだゝらの山のいゑりをかきわけて跡たれそめし神ぞかしこき

諏訪明禪　原瀬村

題闕

たえ〴〵によみもけがれぬ薄墨の夕にわたるかりの玉章

海邊月

山のはのへだても波の舟人やあかぬみるめを月にかるら舞

神祇

すはの海神の惠のあづきをもしるや氷の上のかよひ路

八幡宮　府下香泉寺

聞擣衣

小夜ふけて音もまとふの麻衣たつ袖ふかく霧やおく

らん

水菓深

山姫のこゝろのかざりいくらしほ染ていろこき木々のもみちば

神祇

朝夕にたのむも杖の鳩の峯老の坂をば神のまに〳〵

機織御前　鶏澤村

山月

雲きりは麓にはれていや高く影すみ登る山のはの月

蟲聲

聲のあや霧のたてぬき打合て此神垣にむしやおるらん

神祇

誰もみな世をやすかれとくり返しかけてぞ祈る神のしめなば

隱津島明神　原書は本宮とありされども其村には御神ましまさねば堀の内のあやまりなるべし但元祿の頃は御神も在したるにや

初秋歌風

秋來ぬと今朝より告ていとはやも軒端の萩にそよく

初風

草花露濕

おきそひて千くさの花の枝毎にいろ〳〵みする野邊の白つゆ

湖水眺望

もしほやく恨もなくて水海のさゝ波遠くすめる月かげ

愛宕　本宮村

砧近

寐ぬ夜半は猶秋寒み衣打音を隣に聞ぞつれなき

蔦掛松

時わかぬ松をも染て己が色と梢にかくる蔦のもみち葉

寄月神祇

あきらけき神の心をうつしてや今も〳〵もらぬ月の鏡は

觀音　同所

嶺月

吹はらふ松の嵐に雲はれて峯さし登る月のさやけさ

野月

更るとも一夜かねなん野をひろみかげしく月の草のむしねに

釋　教

頼めたゞ其ことごとにみをわげてすくふ佛の深き誓を

藥師　同所誓願寺

殘　暑

吹あへぬ風まつほどは神に猶殘る暑の秋としもなし

萩　露

落ぬべき露のさかりは折らでみんみたれてなびく野邊の糸はぎ

釋　教

くるしみの世をうらみわたる我やをもすくふ佛の恵かしこき

觀　音　府下亀谷町

初　春

春にけさ出る日影も長閑なるよにあら玉の光みすらし

霞

たぐひなき何にたとえん天の原霞ににほふはるのあけぼの

鶯

吹あへぬまがきの梅に春告て聲まつにほふ梅のうぐひす

梅

晝のうちもさかりしられて玉たれの小すの隙もる庭の梅か香

櫻

待えたる庭の一木の櫻花よ所に先たつ色そめかれぬ

落　花

ちるまゝによしやはらはで後も見ん木蔭につもる花のしら雪

卯　花

所わく月の光はぬは玉の暗をばよそにはのうのはな

郭　公

おもひねの夢かあらぬか一聲はうづゝともなき山ほどゝぎす

早　苗

時來ぬといくち町田も處女子がとる手ひまなくいそ

ぐ若苗

床　夏

夕風にちりをもすゑす淺ふちの露をまちとるとこ夏の花

荒和祓

淺のはのなびくもすゝし御祓川秋風近き波の白ゆふ

初　秋

秋來ぬと夕べの空に吹かはる風にかづちる露ぞみにしむ

萩

轉寐の枕にそよぐ萩のはにむすばぬ露や夢もくだけて

鹿

山里はなれても分て小男鹿の妻こふ頃の秋ぞかなしき

月

ちりの世を思はなれて見る夜半は月に猶うき空の横雲

擣　衣

おどころがす夢もま遠に小夜更て誰がためいそぐ里の砧は

紅　葉

秋の色は何ほにそびて露霜の染るちしほの木々の紅葉は

時　雨

晴くもり定なきよの習にもよ所なる松も何時雨るらま

落　葉

ふみわけん路こそなけれ日にそひてつもるが上の庭のみちば

氷

朝な〳〵かきはらへども紅葉の氷によどむ庭のやり水

雪

つきて猶つもるをそまつ珍敷今朝ふりそむるにはの白雪

歳　暮

はては身につもるとしらで人ごとに春のためとや暮いそぐらん

初　戀

戀の山けふ入りそめて分まよふ人の心のおくはいづみま

契　戀

後の世もかはす言葉の誠あらばあどがつらなる枝もなからん

逢　戀

つらかりし此年月のうらみをもとけて逢ふ夜は言の葉もなし

別　戀

又いつとちぎりはあらて待得てもおなじつらさの今朝の別路

久　戀

袖ぬれていくとし波の貴船川逢瀬を神に祈來ぬらん

恨　戀

あふ夜は中に間遠のあま衣うらみてのみやいくよかさねん

山　家

よをうしと思捨すは山さどの松の嵐やさびしからまし

旅

さらでたに此世は旅の中宿をいくよかり寝の夢の手まくら

述　懐

よきにつけあしきにつけ世の中はかくあるものと身をや佗らん

釋　教

ほど〳〵にみをあらはして世をすくふ教あまたの誓たのもし

神　祇

曇なき人の心や天地の神とかゞみとかけうつすらん

義鳴此神佛をたてて新名處とせまくおもへるより或人にはかりしを其人難じてこは古より世に聞えたるにもあらずまして今の世に新名所など仕いたさんは都にも深く咎め玉ふ事なるよしたしかに聞つればさるまじき業なんめりおもひやむべしといひき義鳴答ひて大凡名所といふも始より其名あるにはあらずたま〳〵高貴の人や風流男や見めてゝ歌や詩に作りいてよりやう〳〵其名のひろまりてはては名所といふものになりたるは誰もしることとならずやされはこゝのも此君たちのみうたあらん

には名所としたりとて何の妨かあるべき且は新名所作り出んは罪あるわざなりといへれど此書もとより公にすべきにもあらねば心あひの人々がたま〳〵に見る事のあればとて臂おしはりて咎めのゝしるべきにはあらじといひしに或人やゝ心とけてけりされば新名所と題して信夫原も逢隈川との中間にかへまほしくおもひしをいかなる故にかあるらん隱津島の神社に神祇の御歌なければ等閑にものし玉ひしにて殊更に此神此佛とさしてよみ玉ひしにはあらざるにやとうたひおもはるまゝにこゝに出す也しかはあれども御題と御歌の意とも味ふに神々は神祇佛には釋教の御題をもうけ玉へてしかも八幡には鳩の峰愛宕にはあたご山といふやうに其神其佛のゆかりをもてめてよみ玉ひたれば始より夫と心得てものし玉ひしはいともしらるれど隱津島の御歌なきをいかゝはせんとつく〴〵おもふに神祇の御題にて曇りなき云々あるは隱津島の社頭に掛け玉ひしを取あつむる折あやまりしか又奉納の時とりたかへてこゝには掛けたるかさらでは觀音に神祇歌よみ玉ふべくもあらずまして釋教の御歌にて外の例にはかなひたるを其外に神祇の御題を入て隱津島のもらし奉ることはりはたあるべからずかた〳〵おもひばこそまさしく隱津島の歌なるべし後の人深く尋ねて義鳴かいふ如くならましかばおのれが本意のまゝにものし玉はんこそいともねかはしけれさるはおのれが私にあらず我邦のこよなき幸なるべし

相生集巻之第六稿 終

相生集 卷之第七稿目錄

古蹟類

郡山、稻荷館　諏訪館　葛城王館
河原殿　虎丸城趾　同倉庫跡
牛道　力持畑　鐘撞畑
幕內　義重　屯營
方八丁　古八幡宮　古稻荷宮
古善導寺　古如寶寺
小原田、西館　早水館　名倉館
笹川　東館　西館
久保、山王館　舛方館　慶正光寺
福原、大鏑館　陣場　矢給渡
大鏑　弦卷　長者石
古杉本橋
日和田、館　古戰場　蛇象石
棚木橋　古西方寺
高倉、五百川館　脫穴

姉ヶ茶屋
梅澤、館
八丁目、古福寺
八ッ山田、館　脫穴
橫塚、郡山舊地
荒井、館
片平、上館　下館　中村館
權賀大夫館　廣修寺　館
紀伊宮館　石田館　鹿島館
本鄉館　廢官府　額取山
掛田月松
河內、高館　轟館　栗生館
館　盤屋敷　水室
夏出、中窪館
長橋、長橋館
富田、向館　備前館　山王館
赤沼館　爪坪館
堀ノ館、館
前田澤、西館　東館
上伊豆島、上館　中館　下館

　　　古満昌寺
下伊豆島、館
安子島、亀井館
大槻、館　月齊陣場　蝦夷穴
　　　殿町　古普門寺
只野、本郷館　本宮館　家老館
　　　高旗山　十郎原　憩息石
　　　概石
山口、茶臼館　片岸館　膳部館
　　　八幡木　古溫泉　膳部
　　　稱宜內
大谷、行人堂　行人他　懸鐘山
　　　振袖　八幡　櫓場
　　　明堂　阿南町　假粧坂
　　　古護寺
駒屋、館　油內
川田、館　月齊陣場　政宮陣營
　　　古白旗明神
成田、館　政宗陣場
野田、古鼻取地藏

鍋山、鳥井戸
富岡、白山館
下守屋、館　八幡平　古八幡宮
　　　馬柵山　古祇園
本宮、菅森館　愛宕館　鹿子館
　　　掃部館　古戰場　鹿子田耕地
　　　古日輪寺
仁井田、館
荒井、三本松館　倉庫跡
關下、古養關寺
青田、青田館　館　古觀音堂
　　　古誓傳寺　古八輪寺　日記澤
　　　人取橋
苗代田、鶴根館　岩包館　小屋館
　　　古龍傳寺　倉廩跡
羽瀨石、館
石莚、席石　繋駒石　矢清水
　　　硯石　釣石　常火
高玉、館
横川、館

中山、小屋舘

糠澤、羽黑舘　下久保舘　舘

　　東禪寺舘　古東禪寺　塔ノ平

高木、田中舘　古法藏寺

和田、岩角舘　古岩角寺　古毘沙門

白岩、大葉内舘　川畑舘　根岸舘

長屋、瀧小屋舘

稲澤、那月津舘　高野舘　八幡舘

初森、一盃舘

通計一百七拾六區此冊に收めたり

相生集卷之第七稿

外史 大鐘彌兵衛藤原義鳴輯

古蹟類

郡山

稲荷館（今片平村大槻の懸令宅地是なり）　里老傳に城主伊藤攝津守といへりされども天正記には太郎左衛門尉とあり攝津守といふも太郎左衛門の別名かと古館辨に見ゆ按ずるに攝津守といべしは太郎左衛門が父なり（太郎左衛門は郡山をもて氏とす）子孫今猶仙臺にありて上郡山下郡山を氏とするよし舊事考に伊藤祐長安積を賜はり多勢大にふるひ安積邑中の舘主皆祐長の子孫ならざるは稀也しに勢やうなくおとろひ永享十一年安積備前守に至りて伊達持宗に從ひ其後太郎右衛門の時に至りては佐竹、芦名、岩城、相馬の惣軍に攻られし時政宗に從て仙臺に赴く云々義鳴案に祐長の安積郡を賜はりしより此所に住たるにはあらず彼片平にありて太郎衛門か家は其分流なりといへりさて太郎衛門佐竹杯に攻られしは天正十五六年なれども太郎左衛門は聞ゆる剛勇の士にて兩度の戰に後れをとらず十七年の夏に及んで敵勢退く郡山無事に至れり此事諸書にのせて明か也されば此役に仙臺に行しとあるは誤也且政宗の仙臺を賜はりしは天正十九年の事なるに其以前彼地におもむくとせしは年代かなはずおもふに世静になりて後遂に政宗にしたがへしなるべし　奥相茶話に天文十二年田村隆顯郡山の城主伊藤但馬を追下したる事あり此但馬も嫡流ならん又天正の頃郡山大内藏少輔あり太郎左衛門が姪弟の類にや尋ぬべし此外の履歴は舘基考にはつらなればこゝには省きつ下皆同じ

諏訪館　伊東祐時始めこゝに住し永享十一年三月十五日稲荷館にうつると舊事考に見ゆ按に前にいへる如し祐時祐長の嫡跡にて片平に住せしなればこゝにありしは誤也おもふに此伊東も片平の分派なれば祐時の片平に住せし永享年間にこゝの伊東も稲荷館にうつりし故夫に混じて祐時こゝに住せしよしあやまりつたふるにや（奥州古城集に祐時は工藤左衛門祐經の嫡男にて伊豆に住すとあり）

葛城王館趾　東下りありし葛城王の古蹟にやいとおぼつかなし

河原殿跡　橋の下流にありと一本にみゆ何れの橋にて何の所あるにや

虎丸長者宅趾　鎮守は八幡の社後上臺といふ處にあり今は畑となる其所より廢瓦を堀す事まゝあり瓦質多賀城のに比して少しもろく中に布目瓦と稱するものあり是を第一品とす舊事考に是虎丸長者の住たる

所にはあらじ又中古の堡主杯の居りしにもあるべからず或は上世に貴族の守りし城跡ならんか此邊力持鐘撞堂杯いふ畑あり是は中古の世に故ありて鐘撞堂は鐘堂ありし所ならん或云力持は主税の誤りにて主税頭の支配せし處ならんとし又力者の居りし處にや又一所焦米の出る畑あり税米を納めし廩路也但是は古へ鎮守府をおかれし城墟ならましと見ゆ是は此墟より出し古瓦によりてこゝを鎮守府の路にやと考たれば長者の古跡にはあらじといひつれども此長者がこゝに住し事は衆口に殘りて且一たび杉田にもうつり住せし事ありとて彼處を郡山臺と稱するなれば長者の古趾なる事うつなきに似たり長者が傳は人物の部にいふべし

同倉庫舊地　便覽に今の藏場是也とありされども郡山は永享年の開きし處なるに夫よりはるかの古へなる長者か古趾の今の名にかなひしもおぼつかなし是は貢收の倉庫のあるより名なるべし

牛　道　如寶寺より針生川田成田等を經て岩瀨郡のかなたに至る迄一條の道形ありこは長者か如寶寺觀音堂修造料の木を牛に負せて引たる道也といふ其跡地を左右に堀上て全く人作に出て道の形にたがふことなく針生にも岩瀨の邊にも牛道を唱ひて其傳相同じき此道は外の牛馬の往かへり妨せしとて殊更にひらきしものならんと郡山里長今泉貞一の話しなり

力持畑　鐘撞畑既にいふ

幕　內　田村丸及び賴義朝臣東征の時皆こゝに治す故に此名ありと艮齋文略に見ゆ是則出雲風土記矢內の條に云處造天下大神令殖笑給處故云矢內とあるに似たり

議重（佐竹氏）營屯　麓山にあり是則太郎左衞門を攻たる時の陣場なるべし

方八丁　其よしさだかならずおもふに是は戰國の折四方八丁の間に屯陣を營みしよりの名にはあらざるか聞老志に方八丁ノ營在盛岡以南賴義朝臣攻廚川之屯也とあるにくらぶべし

古八幡宮　幕內にあり

古稻荷宮　古城にありといふ今の稻荷舘是なるべし

古善導寺　中町東の方にあり

古如寶寺　今の郷藏の南にあり

小原田

西　舘　　伊東隱岐守住といふ按に小荒田氏をも稱せしなり政宗か仙道を蠶食するに及びて隱岐守も是に降る一覽には伊東左衛門佐義信も住すとあり小原田寺に其人の碑もありといへれば是其父祖の類なるべし

早水舘　　早水玄蕃住といふ便覽には早水彈正とあり大概記には本氏梅澤にて子孫佐竹家に仕ふとあり未明

名倉舘　　名倉舘は五郎左衛門居といふ（年代未詳）古舘辨には早水と名倉とは兩名一舘として玄蕃が事をしるす考もらしゝか

笹　　川

東　舘　　始め笹川御處後須田佐渡守（二階堂の臣）住せしといへり按に笹川御所は王代一覽に滿兼が弟滿直は奧州の管領たり篠川殿と號すとあり多本如此里老傳には源左衛門督滿隆なりといひ古舘辨には尊氏公の三男基氏の嫡左兵衛督其子滿兼弟滿直奧州管領篠川に居城す篠川殿と號すとあり舘基考に是を駁して篠川殿は鎌倉公方滿兼の弟にて滿貞といひし也滿直滿隆にも弟也といはれし又白川古事考にも應永六年滿貞を安積郡笹川に下すとありまして一覽及び異本古舘辨には滿貞の居城とも記したれば里傳にもかなひて滿貞なることうつなし

西　舘　　一覽及び大概記には須田氏こゝに住すと見ゆ未知孰是一本には寺跡也とみゆ

久　保　田

山王舘　　政宗の本陣也政宗より城代として坂野左近太夫大嶺式部少輔をおかる會津勢の中に久保田十郎とあるは此所の者かと古舘辨に見ゆ義鳴弓矢卷を按るに天正十六年佐竹と對陣の時政宗山王山を本陣とせられしはたかひなけれど其條下に窪田城へは飯坂左近太輔大嶺式部をつかはして本丸を受取べき旨命せしことあり是によれば初より舘有て何人が住せしを政宗攻下して其本丸を受取らせしが又政宗本陣とせんがために一舘を修築し落成ののち彼三人に受取らしめたるやいまださだかならず此頃醫員小此木生の話に此城主は久保田太郎といひしものにて其子孫此戰より以前會津にうつりしと里老の傳にありいへらくさらば其古趾の本丸を三人に受取しめたる也文獻の徵すべき事みるべし（太郎の子孫會津にあり後又川俣にうつりて時時先祖の葬所に來りし）

が今はさる事なし其家絶たるにやといひり又關原軍記慶長五年會津合戰の條に信夫郡福島の城には栗田青柳其外會津蒲生浪人三百餘騎岡野左内と久保田將監を組頭として云々とあり此將監も太郎が子孫なるべし

升方舘　升方十郎といふもの居ると土人いへり按るに前説久保田十郎とあるは此人の事なるべし小此木の話

慶正覺寺　山王舘の東二丁斗りあり

福　原

大鏑舘　伊東藏人又藏主又内藏允ともあり　福原主水住す古舘辨並村鑑大概記一覽皆如此　按るに時代戰功天正の記にみえず政宗陣場の内と見えて田村勢の内に福原内匠介景定といふもののあり此所の產にや舘基考に田村氏福原を領せし事年久しとみゆれば内匠介も其屬士なるべし云々　と古舘辨にみゆ義胤來るに大正七八年の頃は田村の幕下伊藤左衞門といふもの住し道齋記　政宗の手に入りし後は瀬上中務を置四家合考しなり後又仙道記をみるに田村清顯の代會津の盛氏郡山福原邊出馬の時福原内藏人といふ名あり是前の内藏介なるべし時代もまだ下られたりさて内藏介も福原を稱せしならんには主水も其子孫にて本姓は伊東なるをともに地名によりて福原と號せしなるべし伊東と書き福原と記たるより兩人別統の如く聞ゆるならん

陣　場　羽山にあり天正年中佐竹伊達の古戰場也といふ

矢給渡　矢弓渡とも書によりてヤユミの渡ともよむものあり按るに義家朝臣郡山の幕内陣所より三春を攻め玉はんとてこゝを渡り玉ふ時渡邊權太夫といふ者自らの持船にて渡し奉りしかば其賞として鏑矢を給はりしよりの名也と大概記にみゆ矢給の訓は正しからざれども俗のうわさなれば論ぜずともありなん

大鏑、弦卷　今皆地名となりて義家朝臣の舊跡也といふ其事はおして知るべし

長者石　古老傳に古跡也といへり何の故なるをしらず

古杉本橋　村邑の部にいふ

日　和　田

舘　伊東左衞門住す始め田村に屬し天正十年三月二本松へ降る一覽には馬場丹波住とあり未詳○伊東家系に伊東佐衞門佐包之屬二本松吉次々々討死之後於部谷田城與政宗合戰とあり信じたし

古戰場　延元七年奥州國司顯信田村の庄司伊達飛彈

守らと古良貞家此處に戰ふといふ舘基考
蛇象石、棚木櫻物察の條にいふ
古西方寺　今の西方寺より西五六丁にあり今其地を
宮下道場といふ

高　倉

五百川　里俗の傳に昔陸奥守に任して下れる人昨非翁は實方なるべしといはれし京より奥州迄大河小河の數をとめて下りたるに此川京より五百番にあたりし故の名なりといへり義鳴いへらく愚が西上せし時道みずからわたりたる橋の廿間にあまりたるをばおちなく日記にとめて來りしを試に數ふるに二本松より京都まで大凡五十ばかり也今是に舟わたり天龍川の類歩行渡大井川の類あるは廿間にいたらざる小川をも殘りなく加へたらんにも五倍して二百五十には過さるべしされば數百年の間いかばかり變遷沿革のありしにやしりがたけれどいかでか今に拾倍して五百に至るべしやよておもふにこの川はわきて栖魚の多ければ魚川と名付しを五百川と假名にしたるより附會の說もおこりしなるべしいともおぼつかなしさて元祿十年刊行の國家萬葉記に高倉の宿はづれに歩渡り川ありと記せしば此川なるべしさらば元祿の頃には歩にて渡りしにやされども大概記に高倉橋寛延二年十二月十三日掛直り苗代田村三本松の百姓五郎兵衞夫婦子孫彦等一統八十八人渡り初る由見ゆ寛延三年は元祿十三年より六十三年ののちなるに此時掛直りしとあるを見れば其以前橋ありしはしられたりこは萬葉記のあやまりにや又は橋ありながら淺瀨のかたを歩渡りさし事もありしにや○游東陬錄に渡ニ安達一名五百川ー水中礁石巉岩出沒而穩流爲レ異とあり實にしかなり

古　舘

畠山治部大夫政泰滿盛の子滿泰の嫡孫也けれども分早世して持重本家を相續せし故こゝにうつり住せしなり次郎滿國治部少輔晴賢近江守氏詮までこゝに住す二本松沒落の後近江守遂に伊達家に降歸す氏詮の子德萬丸後高倉五兵衞と更名して津輕家に仕ふ今子孫ありこゝに於て伊達家より富塚近江守伊東肥前守桑折攝津守を入置たり

拔　穴

舘山にあり天正の頃の大手ありし邊にて其末今の民家の庭中に出づといへり穴中に石を投てこゝろむるに其落る音久しく聞ゆるといへり

姉か茶屋

橫森新田なる是則なり古來の茶店也といふさて今も其處森々たる古木あれば夫よりの名なるべけれど萬葉第二穗積王子の歌に零雪者安播爾而落

吉隠之猪養乃岡之寒爲巻爾といふあり此吉隠とは猪ふすには草根かつら杯やうのものをかきあつめて寢處と構ふるものなればいふよし代匠記以下の註にみゆざれば此茶店古へ盛りし時客のよくこもりし故の名とせんもふさはしかるべし

梅　澤

古　舘　國分玄蕃居る倉高近江守重臣國分豐前胤氏の二男也實名を常氏と稱して和田村に住たる國分玄蕃とは同名異人也といふ

八丁目

古福壽寺　今三春八幡町にうつる今門前といふ地名あるは此寺の門前なりし故とぞ

八ッ山田

古　舘　八津治部久住すと古舘并に見ゆ村鑑には寛永の頃谷津右近といふ賊の酋長住せしに會津領の時捕れたりとあり安達絹の評にも谷の右近と號し大いたつらもの也彼のうれたるは加藤民部明利二本松知行の時にして寛永の頃也とありおもふに此右近は治部久の子孫にて共に横行したる故賊の如く人のいひしなるらん大いたつらものとある爾も實の賊ならぬは知られたり右近が事は骨不知短刀の來由といふ小册にくはし

脱　穴　世に右近が拔穴といへり

横　塚　郡山舊地今芳賀池といふは舊名芳賀の名殘なりといふ

荒　井

古　舘　伊東彈正政氏居といふ未詳

片　平

上舘、下舘　上舘下舘里老偕に伊東大和守其子介右衞門といふ按るに伊東大和守は最初の舘主也阿子島の伊東治部大輔は祖父にて田村清顯のために天正の始め攻亡されて阿子島へ引退し後田村殿となりぬ舊記に大内能登守同備前守齊義父子は四本松城主石橋治部大輔義久の長臣なりしが義久卒去ののち田村清顯へ屬しければ恩賞として大内へあたへ給ふ能登守我身は宮守になりて此舘には大内勘右衞門を城代に置能登守死去して後備前守が代になりて弟介右衞門にゆづる是より片平介右衞門といひし也里老の傳あやまると古舘辨にみゆ　寛永五年書上に片平の城主伊東大和守實子無之大内備前が弟介右衞門を娘と合せて養子とし家をゆづり元龜年中卒吉號常居守殿との常居守是なりとありたとへ清顯の領となるも古き家

柄なれば清顯かく斗らはれ其系統を存せしものなるべし阿子島も同流たれども別立して居たれば治部少輔を大和の子孫なりといへるはいぶかし何に據あるにやと舘基考にみゆ寛永五年の書上に片平の城主は伊東大和守と申す是は工藤左衞門祐經文治年中右大將家泰衡御征伐の砌無比類働致候に付安積安達の郡中にて玉井原瀨箕輪三村に伊達郡名倉村を賜はる其身は伊豆の伊東に住し二男六郎右衞門祐長安積郡に入部し片平の城に住す依て安積六郎祐長といひ其後薩摩の奉行に下向し薩播前司と改名す奥州古戰集には工藤左衞門祐經始て田村の内鬼生田を領す嫡男大和守祐時は伊豆に住し二男薩摩守祐長伊東の祖也建保元年阿淨坊安念は向狀に同じ謀叛の聲發顯し和田四郎右衞門義直を長生捕たる功によりて其子七郎右衞門祐能に安積一圓を賜ふとあり又伊東系圖には祐經泰衡征伐の時功ありしに依りて安達安積鹽松三圍を賜ふと又仙道田〻伊〻日記には工藤左衞門祐經初て奥州安積を初め田村の内鬼生田村を領せし嫡家伊東大和守祐時依爲嫡流伊豆に住す是日向伊東の祖也二男祐長安積伊東の祖也と未知孰是此祐長の嫡伊東下野守七郎祐時代々片平に住す其末葉即ち伊東大和守是なり然るを所領を追々一族に配分し其身小身となり應仁の亂より諸國大亂に及びぬれば大和守も近隣の大家に因て片平に住せりとあり以上書上片平は安積邑中の著邑にて伊東氏その鎭守神伊豆箱根三島の三社を勸請し嚴敷してこゝに住す伊東氏宗家の舊蹟たる事うたがふべからず舘基老義鳴いへらく元弘の頃は和泉庄司住すと遊覽志に見ゆ是も祐長の子孫なるべし仙道記には天正十九年蒲生式部といふもの此舘を拜領すとあり是は會津より置たるなるべし

中村舘　里老傳に城主不知按に伊東肥前守重信が一族こゝに住したるなるべしと古舘辨にみゆ按るに肥前守が墓碑の陰に天正十三年佐竹義重中略將監中邑城とある是なるべし村鑑には中村か主馬某住すとあり未詳

權賀太夫舘　里傳に城主不知と古舘辨にみゆ按るに安積沼に佐世姫を供したる權賀太夫の宅趾なりといへり

廣修寺舘　古舘前に同じ村鑑には寺地なりしとみゆおもふに今の廣修寺の舊地なるべし

紀伊宮舘　城主不知今は社地となり村鑑

石田舘　前に同じ村鑑

鹿島舘　前に同じ村鑑

本郷舘　前に同じ村鑑

廢官府　會津加藤の時片平村に役所を立仙道郡代といふもの有て仙道の事を指揮せし由其勤し人の旨にて靑木作左衞門といふ名面わたせしめ目錄石筵村里

正が許にあり右の頃は本宮組の内荒井苗代田玉井にも郷藏ありて安達の米を取納しといふ苗代田村の里正が許に安達邊村々よりの納米取立帳今にありといふ（田守漫錄）

額取山（此山實は河内村に附べし）　里俗の説に義家朝臣東下の時この山上にて額をとり玉しよりの名也といへりされども義家朝臣のは清水の神前にて元服ありし事諸書に掲置たるにこゝにてものし玉へしといふは例の誣説にやとおもひしを服部翁の説（廻村記）に額の髮をそる事元服とたがふ軍におもむき冑を着んとての用意なるべし月代そる事は鎌倉の時にはじまるよしみえたれどもたゞ額を取る事は其前にもありし事とみゆ義家朝臣の像とて新井白石の見いてゝうつし傳たるに額の髮をたてに狹くそりてあり額をとりしきみなるべし義經の像にも額の髮を義家朝臣の如くそりたるありこゝの額取の事あらぬことはりなりといふもののあれば委しくすと書たりさるためしあらんには姑く里俗の説にまかすべし親重が考には古へこゝの山下に官道ありしといへば直迦といひしがうつりたらんといへりこも捨がたし

掛冑松　義家公松の木に冑をかけしばらくしばらくといはれしよりの名也（便覽）

河　内

高　越　伊東阿波守住すといふ

轟　館　主知らず

栗生館　蒲生の臣美濃住せり（遊覽志）

館　主不知今の屋敷地（古館辨）河内の名主は古き家にて代々此處に住し熊田和泉守といひし由今は支配替りて富田へうつる按に寛永五年書上に片平城主伊東大和守の女河内の熊田和泉守へ嫁すとあり是なり（館基考）

盤屋敷　盤四郎兵衛といふ者の住たる處なりといふ安達絹の評に四郎兵衛は安達の產にて常に横脚にあるきて夜々强盜をなす故に盤四郎兵衛といふとあり

氷　室　古へ氷室を置たる處なりといふ（雜話）安積の國造に土人の献せし料ならん（古事談）

夏　出

中山屋敷　安部又次郎といふ人居といふ古館辨には安部掃部とあり一覽に掃部は又次郎が父也とあり未詳

長　橋

長橋館（本郷主あれば本郷館ともいふ）　伊東孫次郎居る

富　田

向　館　伊東主膳居る案るに仙道記に田村清顯鍛冶内彈正を攻たる時富田右近といふものに命じて昧方引上し事あり其處をば主膳の手のものとみゆれば主膳は天正年中にありて田村に屬せしなるべし伊東系圖に伊東大和守祐盛享祿三年秋移安積郡富田住是富田伊東の祖也又富田左衛門祐光住富田城天正九年於安積城討死とあり未明

備前館　里老傳に備前といふ人住すと按に大内備前片平に住せし頃の居所か又伊東備前の居所か不分明

山王館、赤沼館、爪坪館（古館辨）　三つながら住者年代未だ明かならず

堀ノ内

館　伊東信濃守邦信同左衛門邦政（館基考一覽）　住す按に邦信は天文の頃の人なり

前田澤

西　館　伊東兵部太輔居る按るに伊東祐長の二男祐光の末流也本邑に住するをもて前田澤を氏とす畠山義繼の麾下也し天正十三年五月伊達に從ひ後佐竹に屬す（下館考館基考）○伊東家系に伊東十郎祐基移前田澤とありこは永祿の頃とおもはる又田村伊達略記には伊東十郎左衛門尉祐能末葉前田澤越後守祐昌前田澤に在城すとあり未明

東　館　同人の新城也といふ

上伊豆島

上　館、中　館、下　館　里老傳に伊東彌平左衛門住すと古館辨にみゆ村鑑及び一覽等には彌平左衛門は上館に住し中下の二館は住者不知とあり按るに上館よりの砦なり故に古館辨には皆彌平左衛門が住せしとは書たるならん仙道記には平左衛門とあり彌の字を脱したるなるべし天正の末年にありし人とおもはる追考本邑鹿島社の鰐口に奉掛享祿三年庚子施主上伊豆島村藤原親祐の銘ありこの親祐は平左衛門が先祖なるべしと捜古にみゆさもあるべしかかれば親祐もこゝに住したるなり

故滿昌寺　在天神山

下伊豆島

館　二基事跡すべて詳ならず

安子島

龜井舘　伊東玄蕃居る本文　里老傳に伊東薩摩守又伊東右衛門大里藏人の人々も坂主を申たるよし一說に安子島治部少輔祐高は伊豆國伊東治部入道祐親寂心が末葉なり二本松畠山に屬したりしに此間田村に從ひ（片平）（中略）又言治部太夫祐高は工藤祐經が嫡子伊藤大和守（片平の主）祐時が後胤父右衛門太夫（安子島に住す）迄は二本松義國に隨從の身なりしが義國卒去子息義繼平石村にて討死のゝちは會津義廣の下知を重じ無二の黒川方にて安積安達の輩不殘政宗に下るといへども祐高は義を金石に比して安子島の城に楯籠ると古舘辨に見ゆ（舘基考に古書簡をみれば刑部太夫とあり本文治部少輔とあるは誤に似たり父は右衛門太夫といふ會津の麾下なり天正十七年政宗攻むれどもよく拒ざければ政宗遠藤駿河守といふものを人質にして平和しければ祐高則て會津へしりぞくとあり）善鳴按るに大概記村鑑一覽等には伊東薩摩守同治部太輔祐高同玄蕃允三代居住すとありて一ならず深く求るに伊東右衛門は二本松落城の頃城代として安子島に住せし事奥相茶話に見ゆ治部少輔が安子島に在つきて政宗と挑みたるは天正の諸記に見えたれども薩摩守と藏人と玄蕃が事いまだ見あたらず但治部太輔同玄蕃允と村鑑等にあるをもておもひは玄蕃允は治部太輔の子にて父の跡を續たるにやとおもはるされども治部大輔は天正十七年五月三日開城して會津へ退きし其跡政宗が手に入りしが玄蕃允住すべきにあらずいかゞ一わたり深く考ふるに慈恩寺境内に玄蕃允の墓ありといへれば玄蕃允は果して治部が子にて父と共に此舘に籠り居て開城以前に死したれば嫡子なるをもて玄蕃が住せし事まで里俗の口碑には殘りしにはあらじか且其墳墓今に歷然と存するが故に玄蕃はこゝに住たるは目に近く知るものゝ多ければ本文には獨玄蕃が名を出しには在さりしか又は川東に住する前こゝに在りし故大槻を氏としたるにや可考蒲生氏鄉の時には蒲生忠左衛門城代す其後梅原彌左衛門是に住す（蒲生記日支配帳東鄙草舘基考）○伊東家系には伊東祐清永仁三年八月五日賜安積安達鹽松移安積菱形庄新構城郭又伊東祐氏貞治五年九月移大槻構新城とあり未明

月齋陣營　按るに天正十年の頃月齋守屋富岡鎗山川田只野大槻八幡等を押領したれば其間の陣場なるべし

蝦夷穴　山本氏聞書に穴中に刀の折たる抔ありと便覽に麓山權現在の社地の巽に自然の岩窟ありて長元

二年と彫たりと此處なるべしさて此窟定かなるは知りがたけれども其名によりておもふに古へ夷俗の棲たる跡なるべしまづ巣窟栖穴せし土蜘の穴中に住たる上代の事は姑く置て續記延暦八年七月の條りに所謂膽澤者水陸萬頃蝦夷膺存生略天兵所加前無强敵海浦窟宅非須人烟山谷巣穴唯見鬼火又云一時凌渡且戰且焚捜賊巣穴持本營杯あるによれば蝦夷の風として延暦の頃迄も猶穴中に住たりとみゆれば此穴もまさしく其名殘りなるべし守山及び石川郡の山々にも蝦夷穴といふものありて上古異類の住たる處なりと土人のつたふるよしものにみえしなるべし又薩摩守といふは片平の始祖薩摩守祐長にて治部其氏族なれば祖先の名を混じてこゝに住たりと世にはつたふるにや郡山の舘主伊東太郎左衛門も薩摩守が末裔なるよト誤りて郡山舊事記には薩摩守を郡山の始祖としたる類なるべし藏人は何人なるや定かならざれども蒲生氏の城代にはあらざりしかその次にいふべし（）蒲生記によるに蒲生氏郷黒川を賜りし時此舘に蒲生源左衛門を置く（是巻首あげたり）を見るされども源左衛門は二本松にありてこゝを持たるとおもはるれば其折代官として大里藏人かこゝに居りしにはあらざるかこはおしあてにいふのみ

大　槻

古　舘（今は田畑となる）　里老傳に城主伊東將監高久其子三郎兵衛高行といふされども此兩人天正の記には見えず又二本松義繼の臣下に大槻中務少輔大槻内膳杯いふあり最初は此兩人が住せしにやと古舘辨にみゆ義鳴案るに高久は永正六年四月十六日卒高行は永祿五年に死したる人也（長泉寺に其碑あり）と云ひば天正の記には見ゆべからず又中務内膳共に義繼の臣にして天正年の人なれば最初の舘主にはあらんこは高行が子孫なるべしさて道齋記に丈大槻中務は川東に住すとありさらば大槻と稱するのみにてこゝたればこゝも其一なる事うたがひなし（蝦夷とは今の如く國名にあらず人にしてわろき業するをいひし也）

殿　町　　御遊獵の御殿の跡也と大槻にみゆ未明

古普門寺　　舘の北にあり

只　野

本郷舘、本宮舘、家老舘　　里老傳に城主只野十郎鹿子田和泉守と云々又只野彌兵衛とも十郎とも申ける也鹿子田は二本松義國の代に安積へ出張して檜瀬の

國界を攻とりし時こゝに住しかと古舘辨に見ゆ義鳴按に十郎後には立蕃と稱し天正の頃蘆名盛氏のために討たれしといふさて村鑑には本郷舘に只野十郎住すとし遊覽志には本宮舘に鹿子田和泉守住すとありさらば兩人の兩處に居住せしなるべし和泉守の本舘は本宮にありて出張の時こゝに住せし舘故に本宮の名を付たるなるべし家老舘とは堡主の家老が居りたるならん○一覽に本郷舘には多田野大炊頭景連同主水忠保居也景連は鎌倉權五郎景政十代の孫四本松にて伊達政宗と戰ひ討死し忠保は政宗の大軍を妨きあたはずして天正十七年沒落せりとあり異聞也されども舘基考に只野彌兵衛も景政の血統ならんと記されしは大炊頭らが同族にて此舘に居りしなるべし

高旗山　義家朝臣旗を立られし處也

十郎が原　村鑑には十郎五郎が原とありて只野十郎五郎が狩の稽古せし處也とみゆ里俗曾我兄弟の稽古したる處なりといふ十郎五郎といふよりの誤也

憩息石　在三森峠便覽に大伴家持卿の休息ありし處也と山本氏が聞書には義家朝臣の休息ありし石なりとみゆいつれが明ならずされども家持卿は延暦元年兼陸奥按察使鎮守將軍にて下られし人にて千歳の昔なればおぼつかなし聞老志に本宮郡大爪村有憩息石義家朝臣東征取途于此聊憩石上後人曰休息石ともあればこゝも義家公の古跡なるべし

櫃石　其形櫃の如し在五靈櫃峠此石をも五靈櫃石といふ里老傳に權五郎景政の子孫五派にわかる其祖御靈を祭る所の名也といふ（村鑑大概記。）未明

山口

茶臼舘　登那木丹後居る年代未明便覽には蘆名左近住すとあり亦未詳

片岸舘・膳部舘　古舘辨に山口舘里老傳に登那木丹後守住す茶臼舘と同所なりとありて片岸舘の名なし村鑑一覽には片岸を丹後が本城とし茶臼は同人の持城膳部は取置也とあり

八幡木　高旗山にあり賴家朝臣山上に八幡を勸請ありし時の木也往古中より朽たり（一覽）

古溫泉　湯前明神の社内にあり今は冷泉にて湯の香ありと元文の記に見ゆ然るに安永二年に作りし便覽に山口村に天湯山といふ溫泉あり又諸人百病を治すとありさらば安永の頃再興したるにや尋ぬべし

膳部　八幡八幡宮の神前にそなひ且は祭禮の節神人警固の賄所ありし所也便覧

禰宜内　おなじき神社案内の神官の住たる所也同書

大　谷

行人堂、行人池、掛鐘石　三ツながら谷御處明神の條にいふべし

振　袖　靜御前義經公の行方のしれざりしかば身を捨んと衣あらためてこゝを通りしさま佐世姫がひれ振山に登りしに異らずよりて其所を袖振といふ便覧うけがたし

八　幡

櫓　場　八幡の社内にあり昔流鏑射の馬場ありて物見警固の武士のありし處二階の櫓ありし所也便覧皆同

明　堂　同所にあり常燈をあげたる所也

阿南町　同所にあり茶屋ありし所也

假粧坂　神社の北にあり神樂男の支度せし所也義鳴いへらくこは鎌倉八幡に近き假粧坂を附會したるに似たり

古護國寺　今寺屋敷といふ處其舊地なり

館　伊東高行の臣阿部美濃守一に源左衞門居る

古諏訪宮　柳田在の南にあり今其地を諏訪宮といふ

川　田

館今村落となる　高仁之進居る按るにこゝの長林寺は大永年中高仁之進爲開基とあればこゝにありしは違ひなかるべし○伊東系圖に片平左衞門川田城主熊田河內守祐行之養子移川田住後熊田河內守是也とあり應仁以後の事とみゆ

末延取信

月齋陣場　按るに藤葉盛衰記永祿二年二月十五日の條に田村が千餘騎の勢を催し二手にわけ一手は月齋に附て富岡村の沿川へ馳來りしといふ事あり則此時の陣場にや又は此邊を押領したる折の事にや

政宗陣場　牛庭原にあり次にいふ

古白幡明神

成　田

館　伊東喜平治居る按るに仙道記に田村方石井豐前といふもの此館主伊東喜平治を攻たる事あり年月はさたかならされど前後の文によれば天正十一二年の頃也正しく其人なるべし蒲生氏鄕の時には山田金兵衞居りしなるべし○伊東家系には伊東祐高が子祐興

といふもの此所に住し延文四年田村郡にうつるとあり未明

政宗陣場 川田と入會地也　義鳴いへらく政宗のこゝにて合戰ありしは定かならず藤葉盛衰記に依るに天文十七年の春伊達植宗安積成田の地に勢を出して須賀川の須田備前守か居城舘岡の城に向て戰し時信達勢破れて牛庭原へ遊たる事あり是をあやまりつたふるなるべし

野　田

古鼻取地藏　在地藏山

鎖　山、鳥井戸　八幡の鳥居ありし所なり 便覽

富　岡

白山殿　二階堂の旗下須田三郎兵衞高眞盛隆の下知にてこゝに居る其後嫡今倘佐竹家にありと舘基考にみゆ便覽には下守屋妙見を負來りし受戒比丘尼の住せし處にて比丘尼舘といふとありこは此古舘に寄宿せしならん

下守屋、舘 今百姓屋敷也　須賀川の旗下濱尾豐前居る 舘基考に豐前は須賀川の東濱尾村の所生にてこゝを兼領せしかといふ人あり云々 また守屋出羽守といふ人あり此所の產か 古舘辨

八幡平　義家朝臣三ツ森峠 山口のは三森にて別所也 に在陣の時旗を立てられし大木あり 一覽

古八幡宮　八幡村八幡の舊地三ツ森峠にあり

馬柵山　相馬妙見の神例を引て此所にも古は野馬ありし所也とて馬番山といふ 便覽 今假に其名をあらたむ

古祇園　在妙見山

本　宮

菅森舘 在明神山　義繼の臣氏家新兵衞遊佐丹波守こゝに城代たり義繼生害の後兩人政宗に降る於是政宗より中島伊勢、濱田伊豆守、瀨上中務・横田右兵衞を置といふ 仙道記に天正二十年蒲生氏郷の城割せしとありこは修補を加へしなるべし ○村鑑等の諸書に始岩城正兼住すとありこの石雲寺は正兼の草創なりといへれば其人の住せしはたがひあるべからずされど正兼は何人ならん深く尋ぬるに山椒太夫榮枯物語に永保二年賊將藍澤權太郎廣行逆意を企てける時泰川勝の後胤岩城左衞門尉正房といふもの廣行を討亡ける恩賞として奥州の内津輕郡岩城郡信夫郡一圓を賜はりし事をのせたり 山椒太夫盛衰記には此人の實名を政氏とす信達名所記また同じ 又信達風土記渡利村の條下に水涯有古舘曰椿舘土俗傳曰岩城判官政氏居之ともありければ此正兼とは其

子孫か庶流かにて信夫郡の近境なる故にこゝに住せしにやされども正房が信夫郡杯を賜はりしは永保二年なるに正兼は明應以後の人と見ゆれば其間四百餘年なり其頃も正房が血統信夫にありしにや尋ぬべし

愛宕館　遊佐下總守居るといふおもふに菅森館には氏家此館には遊佐氏の住せしなるべし下總守は丹波の父也

鹿子田 今の本宮縣令宅地の後の山也土人黒山大ともいふ　鹿子田右衛門佐居ると本文其外の書にみゆ義鳴按ずるに滿泰庶兄畠山滿詮 法名得鑑 此館築き住せしかば時の人是を東宮殿と稱す夫れより左衛門佐 法名同譽 武藏守政盛武藏守村元右衛門佐家滿和泉守國胤 鹿子田天正十三年十月義經と同じく討死す 右衛門佐繼胤までここに住すさてかく右衛門佐といふもの二人あれども右衛門佐繼胤は鬼神の如く呼たる國胤の男にて武勇智謀父におとらず梅王沒落ののちは會津方に屬し伊達勢をしば〳〵なやましたる程のものなれば其名人の耳底にのこりて猶右衛門佐が住せし如く普通には心得たるなるべし

太郎丸掃部舘 今觀音堂の南にあり少し高き所の畑舊地なり　案に此人始め蘆名の旗下なりしに後政宗に從ひ天正十七年摺上原にて討死す道齋記に據るに堀江越中守も住せり越中は伊達の家臣也こは掃部の後にありしにや

古戰場　古觀音堂の邊にあり會津勢と伊達勢と戰し處なりといふこは天正十六年の事なり

鹿子田耕地　今の明神山の後に此名あり鹿子田の舘跡にやされど地勢をもて考ふれば舘を築べきにあらずと廣精の話也おもふにこは鹿子田の采邑の地なるべし

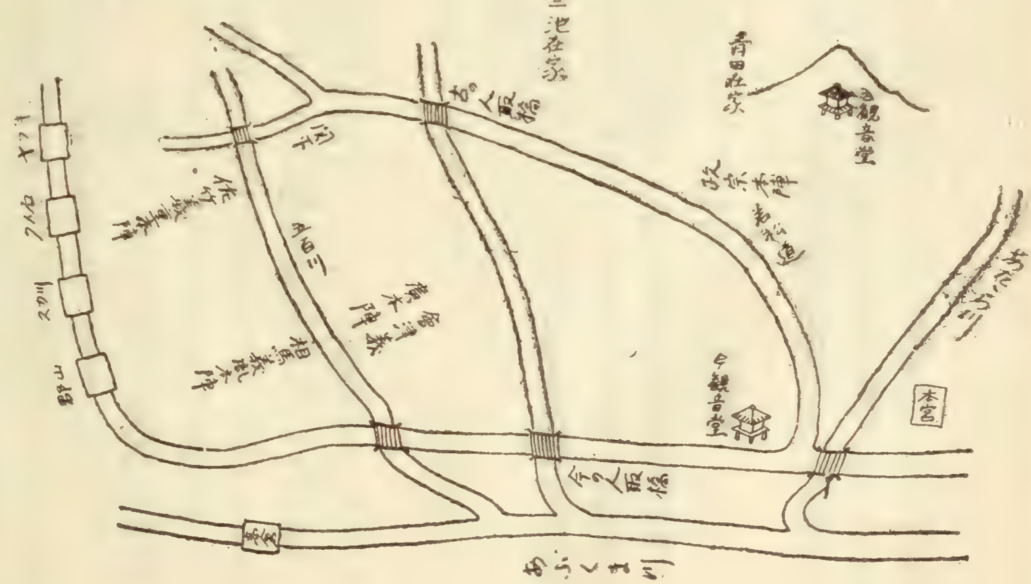
古日輪寺　北町にあり

仁井田舘　新田左衛門四郎居る是荒井李之允が弟にして高倉國分玄蕃が分家なり蘆名の旗下にて知行高八百石餘あり 町頭に其地あり 舊記に新田城も田村に屬しける事ありて城主不知此處の事にや 古館辨舘基考

荒井

三本松舘　里老傳に城主荒井新兵衛は高玉太郎右衛門常頼が聟なり天正年中高玉舘に於て太郎左衛門と一所に戰死す太郎左衛門が妹聟とあれば荒井李之允の事也以前は新兵衛といへしなるべしと古舘辨に見ゆ仙道記に田村蘆名と合戰の時荒井の三本松七郎右

衞門といふものあり是もこゝの人なるべし
倉庫跡　加藤領の時收米を入れたる倉也といふ
關　下
古養關寺　深澤にあり
青　田
青田館　里老傳に城主龍五郎といふもの也姓名不分
館（古舘明辨）　古壘集に今の大泉寺の地是なり其場所に畑となりて堀形等前にあり時代不知とあり他書に不載所なれば考によしなし
古觀音堂（古舘辨に今の三本松といふ所なりと）　天正十六年四月十八日伊達と蘆名と挑み戰ひし地なり世に所謂人取橋合戰是なり猶末にいふ
古誓傳寺、古日輪寺　此二ッ今は本宮にうづす
日記澤　五百川の條にいひし川々をとめたる日記を捨たる處なりといへり心して殊更にとめたるを何の謂ありて捨べきや附會の説なるや是にてしるべし
人取橋　前に記せし合戰の場也此橋のありし處土人の傳へならず今仙臺の茂庭氏の藏する太田原合戰の圖を縮略してしるべとす



苗代田

鶴根館今は畑となる　會津盛氏の旗下須田藏人住す一に澤田に作る非也

古館辨にいふ一説に此館には元内主水といふもの住し岩色館には須田藏人住しける云々一説に曰天正十六年四月の頃盛實つく〴〵思案しけるは苗代田は會津方の高玉安子島に近ければもし不意の變あらんとて代苗田に古き要害ありしを取繕ひ家人元内主水といふものを近邊の郷人ともを添ておきけるとあり此時たに古要害とあれば藏人といへるは舊主にして天正の頃は主水が城代たりし事明けしとあり義鳴いへらく古要害を取立て主水をおきたるは東國太平記にみえ且は盛氏の旗下なりといへれば須田は主水の前に住したるはそつなき事ながら何の故ありて須田の後絶たるにや未明

岩色館今の里正が宅の後の山なり

小屋館　大槻記村鑑に伊東彌平右衞門住すとありされども彌平右衞門は上伊豆島に住せし事諸書にみえたればこゝに居りしとは誤りなるべし又は上伊豆島より兼領したるにや退ておもふに古館辨に此邊は伊東祐長が一族ともの舊領にて今に伊東の餘類こゝに住せりとあれば伊東氏が住せしはうつなし

古龍傳寺　鶴根にあり

倉廩跡　荒井のと同し

羽瀬石

館　伊東伯耆といふもの居る時代等不分明と古館辨に見ゆ古壘集には此人の實名高喜とあり

石筵

席石　長サ丈餘義家朝臣に東下の時こゝの里正後藤平十郎といふもの此石上に筵を敷て参らせたる故の名なりといふ

繫駒石、矢ノ清水、硯石、鈎石　此四ッも義家朝臣の古跡なりといふ名義推して知るべし

常火　里正平十郎が家にあり祖先の代義家朝臣此地に來り玉へし時假屋をしつらひ暫く御滯留ありて退き玉ふ折燒捨玉ふ火を平十郎が祖先とりて竈の火としたるか今につたはりしなりといふ名所詮には御膳をさゝげし時の火と記し遊覽志には篝の火とす未知孰是○同じ里正か家に義家朝臣其時の御歌也とて短冊二葉或は□□□□□□□□□古き鍋をも持たりされど二つながら其時のものならぬは無論なれば

こゝにあげず

高玉館　高玉太郎左衛門居るといふ今案るに太郎右衛門の先祖は畠山持清の弟彈正少弼家重にて夫より彈正少弼政實紀伊守政直紀伊守村繼（法號淨圓）紀伊守家繼（法名常林）其子太郎衛左門常頼也（本文は此ことなり）されども家重以來こゝに住たるにや未詳但本邑の常圓寺は常頼の父家繼の建立といへば家繼もこゝに住したるは論なし奥相茶話には二本松沒落の頃攝津守といふものをおかれたりとみゆざれども太郎左衛門は梅王沒落の後も義を金石に比し近隣皆伊達に下りしかどもいさゝかゆるむ心なく天正十七年五月五日伊達勢を引受いたく戰ひて討死したるなりされば其時までこゝに住したるを夫より前攝津の居るべきやうなしこは常頼が後に住せしを梅王沒落ののちいくほどもなければ夫に混じたるならん

既書に士由の高玉太郎左衛門の後裔仙臺の藩士芦名氏の長臣にて代て高玉太郎左衛門と名のる傳説に云政宗公芦名は古き名家なる上親婚の因さへあればもし血統の者あらば其家を立たきよし常にいはれけるを高玉太郎左衛門聞出して芦名血脈の人幼稚にてかくれ居たるを尋出し仙臺へいざない行て其由を申ければ政宗公大に悦び一家の列に入て千五百石の朱地を賜はし館持となせり其孫栗原郡三の迫石越村北谷地に住す百有餘人の家中の内に高玉を上臣とし屋敷も居館のさし次にあり是に依ておもふに太郎左衛門討死の體にてのかれ居たるにや又其子も太郎左衛門と云しにや

横川館　遊覽志に高玉氏の臣住すとあり按るに高玉太郎左衛門の高玉石筵横川の三村を食邑としたれば郡代の類を置たるならん

中山小屋館　里老傳に佐藤大藏居る（本文）一に佐藤將監住すといへり會津勢の內に佐野主水といふあり此外佐藤氏仙道中諸士の內に不見（古館辨）又加藤將監泰政に作る按るに佐藤氏所見なし中山村の里正小池近左衛門といひるもの御入封以前よりの里正にて古き家のよし猪苗代盛種よりの證書等も持つたへたり盛種へ奉公稼あるに付ての證書なれば相應の人數も持たるなる

べしさらば中山舘を專らにせしものは是ならん 舘基考
○遊覽志には加藤兵衞重光康平の比にして義家の臣なり加藤將監泰政父將監重行高玉の臣にて中山に住す泰政弟大藏天正年中住すとあり此書さま解かたけれど同姓なるをおもへば泰政は重光の末にて重光以來こゝに住したるにやさらば本文の佐藤は加藤の誤なるべしされども加藤將監といふもの天正の諸記更にのする所なきはいぶかし 古壘集に本宮の入口に小屋舘あり佐藤住すとみゆれど他には見えぬ所なれば此舘を誤りしなるべし

糠澤

羽黑舘　大内源左衞門尉岡本松より城代としてこゝに居る天正年中田村清顯の臣石井甚七といふものにうたる

下久保舘　田村義顯の三男岡部馬之允居 此事諸書に不見我鳴癸巳の秋公の事によりてこゝに來りし時少しく地理を問あきらむるに馬之允の子孫今猶かしこにありて名右衞門と稱するが語りし也みづから其地につきて求めばかゝる事多かるべし

東禪寺　舘石橋久義 義一に吉に作る是なり 鎌倉より二本松の畠山に同じく川東の鎮守職におかれ始は此所に城郭をかまひ住せしと田間漫錄に見ゆさて久吉四本松に居し事は諸書に掲置たれどもこゝに住せし事所見なければ漫錄うたがふべしされど久吉の牌今に小濱町東禪寺にありて其ちも本邑よりうつりしといへば四本松に不住以前しばらくこゝにありしにや

古東禪寺　東禪寺耕地其舊跡也といふ今小濱にうつる

塔ノ平　昔三層の塔ありし處なり其時の瓦なりとて其邊の田畑より出る布目の瓦あり是は高松の麓にて其山繁昌の時のもの也といふ長者址の瓦に比すれば大におとれり紋形には種々あれども全瓦なし 田間漫錄搜古

高木

田中舘　蒲生氏鄉の臣小幡河内 二千石 居る 舘基考一覽

古法藏寺　本宮へうつる

和田

岩角舘 東國太平記に岩津野とある是なり　國分玄蕃居る 本文 古舘辨にいふ舊記には石橋久義の一族にて石橋玄蕃允とあり天正年中久義卒去の後田村に屬し又大内備前に一味し田村に背き政宗がために落城すとみゆ 落城は天正十三年八月の事也舘基考に高倉近江守の臣國分玄蕃常氏あれども是は梅澤に住せしよしなれば此玄蕃にはあらざるべしされば石橋の一族といふを取用しかるべき也云々 道齋記によれば玄蕃が父伊勢も住せしなり

かゝれば先祖より居しなるべし　また大内備前田村伊達の兩勢に小濱を改られたまりかねてこゝに退き居しともありさて弓矢卷に和田と中城は須田美作が抱也とあるは此處にて玄蕃亡くのちこゝに住しなるべし

白　岩

大葉内館　大内美濃守居る處遊覽志には大内を大場に作りて石橋の臣かとあり按るに大内備前が抱にて一度田村の抱ともなりし也これは美濃守は備前が氏族にはあらじか○升形の跡今猶のこれりと土人かたれり

川畑館　住者不知是も升形の如き跡ありて時として燋米を堀出す事ありといふ

根岸館（鏡田館ともいふ）　右に同じ是も堀を二重めぐらして要害の地なりといへり此三館々基考にものせずはた天正の記に所見なきはいぶかしされど皆儼然として塞壘の跡を存ずるをもて見るに川畑根岸の兩館も大内が抱にて堡主は置たれどもさして名のしられざりしものどもにて諸記にはもれたるが又は天正以前の古墟にて其記には入らざるか

長　屋

瀧小屋館　村鑑一覽には田村淸顯の臣長屋豐前守住すとあり醫生守田生（三春の人）の話に豐前初め箕輪に住し後には三春領長屋村に住して其子孫今猶彼地にありといへり此館館基考等に見えざれば守田生のいふ如くなるを村名の同じきまゝこゝにまきれたるか

稻　澤

那目津館　大内備前が抱城也（古館辨）

高野館　里老傳に蓬田伊記といふもの〻居城也といふ何れの時の人を不知（古館辨）一には壹岐守とあり

八幡館　義家朝臣下向の節假の休息所に築かれしといふ（古館辨）

初　森

一盃館（月齋物見館ともいふ）　古館辨に月齋關東の繫のために取立たもなりとゆみ仙道記には鹽松押のためとあり仙道記の說とるべきに似たり

相生集卷第七稿　終

相生集 巻之第八稿目録

古蹟類

關趾

古神宮寺

根崎町、　政宗陣場　敗走谷　古大隣寺

廢道光寺

澁川、　田小屋館　油王田

鹽澤、　田地岡館　穴穂坂　蟹屋敷

古圓東寺　古鏡石寺　古稱念寺

古八幡　古熊野　古山莊

小澤、　館

吉倉、　趁跛畑　廢吉祥寺

上川崎、　赤坂館　古眞行寺

下川崎、　大將內館　岩倉館　桶澤館

坂下館　牛房淵

惣計　一百拾五區此卷に收む

相生集 巻之第八稿

外史 大鐘彌兵衛藤原義鳴輯

古蹟類

玉井

玉井舘　大河内日向守住す本文古舘辨に天正年中の戰記には大河内日向守といふ人みえず但四本松の城主大内備前守が家中に大河内五郎といふ人一人又備前の郎徒の子に大河内九郎吉といふもの等の事は舊記に見ゆ案に天正以前の城主にして大内方へ屬して子孫備前が家に在りて大河内の氏彼家に殘りたるなるべし天正の戰記を見るに玉井には太田主膳同采女居城の義分明也私考大河内も太田も皆源三位賴政の支流也うたがふらくは主膳は大河内日向守が子なるべし此主膳が次男は仙臺に屬して今にあり嫡子采女が跡は土民となり今本宮の町人となりてありされども本家たるの間仙臺の大河内江府往來の度々信義を通ずといふ　天正十三年三月田村清顯安積表へ出張し高倉城下まで押よせられしかば高倉か勢のため兼て二本松より玉井城に敵不意に起らん時不意をしてとて太田主膳同采女といへる大剛のものを籠らせられし事舊記に明かなりとみゆ義鳴按に采女は主膳が弟也ともに手たれの强兵にて天正十六年三月廿三日高玉太郎左衛門とともに伊達勢と激戰せし事ものに見えたりさて舘基考に玉泉寺由緒に往古玉井城主大河内日向守至德年中開基せしといふをみれば其日向守は天正よりは百八九十年以前の人也其子孫も日向守と稱せしにやいぶかし扨畠山沒落以後は伊達成實持也とあり弓矢卷にも玉井城は二本松の抱にて伊達成實持也とみゆ

築舘　里老傳に是は玉井舘より以後に築といふ古舘辨一覽には玉井攝津守といふものゝ居住せしとありいづれ玉井の一族のこもりしあとなるべし

眞黑舘、花川舘　皆山入にありて住者不知ともに空濠の趾もありて古時の形勢ありと土人と話也

張弓石　義家朝臣弓勢を試し玉へし處也と村鑑に見ゆ一説には弓をはられし處也とあり其名によれば一説とるべし

折井　山本聞書に昔武衛家衛滅亡の節武衛か妻此清水に身を捨しよしみゆ村鑑には賴義朝臣下向の時

其妻釣針御前と號したるが此處にて平産し其時の産湯の清水也とありいつれもうけがたし

陣の原　玉泉寺の脇の原をいふ義家公の勢揃し玉ひし處といふ田間澳錄

舊相應寺　龜山にあり

倉廩跡　加藤領の時の郷藏也しといふ

永　田

舘　和田刑部左衛門居る本文里老傳に安達藤九郎盛長の居城なりと盛長此地を領せられし頃は安達と呼び其後武藏國足立郡を領せられし節は足立と改められしなりと古舘辨にみゆ義鳴按に奥羽春秋に文明五年八月以安達郡賜小野田藤九郎盛長と記し驛燈隨筆にも盛長頼朝公より安達郡を所領に賜はり其領地の中に菩提寺なども義鳴いへらく是は二本松の稱念寺是也おもふにこは刑部左衛門等が主家の跡をとふらはんため道場原にあり稱念寺を菩提所としたるにて新に建立したるにはあらざるべし今稱念寺の條にいふべし立たるよし聞え侍る折あるによれば盛長此邊を領せし事たがひなき事なるべけれど東鑑には見えずされば此地賜はりしかど其身は鎌倉にあり新編鎌倉志に藤九郎盛長屋敷は耳繰明神の前東の方を云ふとありこゝには司代の類を置たるなるべしされど正しく其采地なるの故に其人の住せしが如く里人は心得しならんさて本文に刑部左衛門は盛長の長子也といふ說あれどもいみじき僻事也盛長の長子は秋田城介景盛入道覺地と稱したり庶子中にも刑部左衛門といふもの東鑑に見へずおもふに刑部左衛門は盛長の郡代にしてこゝに居し人なりとしるべからず又強ていはんに刑部左衛門は盛長の氏族にて秋田を稱せしを秋和と草の手の似たるより誤りしにはあらじかこは試にいふのみ○本邑御堂内といふ聚落に盛長の嫡家なりとて甚三郎といふもの有又次男の家流なりとて忠次右衛門といへるものありて忠次右衛門が家には盛長の家系と指添付なりといふを藏せりされども盛長の孫子は連綿として鎌倉に住し景盛の孫泰盛に至りて陸奥守に任じ威を恣にせしあまり弘安八年其子宗景以下の一族らが誅せられし事東鑑に歷然たれば彼らは其家跡ならぬは論をまたずさて義鳴忠次右衛門がもちたる指添をも見し事のありしに長盛といふ銘あり古刀辨疑に正したるに美濃志摩鍛冶長盛長吉子文龜の頃長盛同子同頃とあり此外長盛といふものなしさて盛長の卒年未詳なれども文治を盛りにて建久元久の頃終りしとおぼし一本に正治二年四月廿六日卒すとあり未詳されば文龜より

三百年ばかり前の人なれば此指添を帶すべきいはれなしよつておもふに忠次右衛門らは刑部左衛門の血統にて前の指添も其子孫の中にて帶たるにはあらずや刑部左衛門此所に住したらんには其子孫なくてはあるべからずこゝをもて彼等は其氏族なるを知るのみされどこも又誠にいふなり其系圖をもねんごろに請たれど見る人あればかならず大なる害ありとて昔より取出せしことなければとていかにすれども許さゞりしかばやみぬいと口おし

深　堀

温泉　あたゝら山より出る處なり沿革元文元年嶽東隱人といふが安達嶽の記に此山大同二年に道ひらけ嶽頂に己祇貴明神を勸請し其後安達太郎明神を一祠に祭りて此山の鎭護として溫泉のわく事は山下の狩人山に入り初て見しより人知れり凡そ二百四十年いやましに繁昌すとあり（元文より二百四十年前は明應五年にあたる）然るに文政七年の八月十四日の夜烈風暴雨して銕山と名づくる半腹より崩壞して湯槽も大かたに損はれしを官の力によりて山を去る事一里斗にして平原廣陽の良地に一郭をかまへ樋をもて湯を呼び萬世不變の地とはなりぬ土俗いへらく雲堂和尚山神縛して百五十年の間は山中にて音曲すべてけがらはしき業をゆるしたると聞しに此申年は則其かぎりに至りしなりといへり不思議の事也（雲堂和尚は寛文の末こゝに來りし人なり年代も大かたかなへり）名義日本紀略に陽日溫泉とある是也さて是を朝日溫泉と稱するは何人のいつ呼初めけんしらざれどもいまだ程遠からぬ事なるべし考證には陽日訓夕日吉夕陽日也其西山中故云爾舊喧地前有坂名夕日蓋推陽日而言亦爲一證或訓朝日非是とありある人の難じて朝日なればこそいてゆとはいへ夕日ならんには入りゆといふべしといへり義鳴つら／＼おもふに日は陽の精といふより陽とあればやがて日の事にて唐文にも秋陽といひ春陽といふも皆日の事ならずやされば夕日といはんに夕陽朝日といはんに朝陽としたるはあれど陽のみにて朝とも夕ともよみたる例おのれはいまだ見あだらず（陽日とつゞけたるも又他に所見なし）萬葉集作者の中大典麿連陽春といふ名も陽春とはよみ來りしかど朝夕とよみたるも又あらずとておもへばこは二字にて陽日の溫泉にはあらじか陽能出湯は則日の出湯にて朝日といふ意なるをや（おろ／＼覺えたるをいはゞ新古今集雜の下日の歌とて天の原あかねさし出る光には云々といふも則さし

出る日といふをこめたるにて朝日のこと也深く求めは此外いくらもある也但何〳〵のぼる朝日子のとよみしはありたるやうなれどこれはのぼるとひとしくいづくとはなしよくあきらめて其證をつまびらかにすべし或人の說に陰陽を一日に配せんには朝は陽夕ハ陰なれば其意にて陽を朝といはんも違たるにはあるべからずといひしこはおもしろけれど推あての說にていまだ證據とすべきにあらず出湯といはんは殊更あきて正呼とはすべからず夕日とせんもまた允當ならざるが如し夕坂いふを證とせられしかとこは朝日湯といふに向ひたるにて陽日をおしあかしたるにはあらざるべししかりとて今よりのちかくせんといふにあらず夕日とよみ替たる說も出來ればおのれもいひて試ゐのみとまれこゝろはいづくよりも早く旭日をまちとりて所謂朝日のたゞさす地なれば其意は朝日の湯なるはしつなかるべし主治百病有効俗者集中略湯氣酷似豆州熱海潮泉云々良齋東省繼錄とある是なり

頭書追思に本文にもいふ如く其實は日の温泉なれどもはかりは俗めきたれば今は湯の字を添たるにや朝日湯ならましかば旭日温泉初日夕朝暉々杯あるべきに殊更陽の字を添べきにはならじとおもはる夕日の陽も此例によるべし

上小屋館　村鑑幷古塁集に安田筑前入道繁か居住のよしみゆ今の里正安田某が祖也しか

下小屋館　遊覽志にこゝも同人の住すとみゆ

遠藤瀑布　懸涯千尺飛泉掛其間喬木蔭森山頂峭嶮攀者手捽鐵鏈而進右有不窟堂々手如厦屋中可容數十人稍側安置不動尊明王故人迹無絕○今は昔文覺上人東國に下り封內なる杉田川をわたらんとせし時水上にはカンマンといふ梵字うかびたるをみて川上には不動明王のおはしますめりとて水原に尋ねいりついに此瀑を得て荒行を修したる處也と土人は云ひり聞老志に本吉郡荒戸濱有瀧不動釋文覺所護持也とあるに相同じさて遠藤の名は上人の俗姓をとりたる也といふ上人が事は墳墓の部にいふべし

大德坊　山の名也土人大德坊稻葉といふ驛燈隨筆に大德坊似山鬼土人稱一日負信夫郡稻來此曝之云々とあり義鳴いひらく和尙の事を大德といひ芝生の事を俗に稻葉といへば是は昔時圓東寺の住僧此芝生を觀遊の所としたるよりの名にはありじか

龍馬場　義家朝臣奥州御發向御通りありし時熱海街道の此處にて龍馬にめされ責させ玉ひし馬場の跡也といふ岳東の記に

舊相應寺　峨眉岳

原瀬

土佐舘　才木舘又茶臼舘ともいへり古舘辨には土佐といふ人住せしとみゆ大概等には原土佐守とあり未明

佐官舘　上原舘ともいふ七宮左官といふもの居城といへり按に會津方にて宮李之允といふものあり古舘辨にみゆ四家合考幷弓矢卷によるに始め蘆名盛氏の臣にてのち政宗の從たる七宮伯耆といふものあり其氏族なるべし

夕日舘　村舘に土佐が持也とあり

日照田舘　里老傳に今福與次郎が嫡子大學といふもの住せしといふ天正十七年須賀川二階堂盛義の後室籠城の時大學も其人數也日照田に住するより日照田と名のりし也高越にては今福を氏とせり（古舘辨）

諏訪舘　畠山の臣下に諏訪のコウリンといふ人昔住せし處也といへり按るに須賀川旗下の武士に高林右衛門といふありタカハヤシとよばずしてコウリンとよべるにておもふに諏訪の高林か然らば義繼の傳に高林内膳といふ人あり此内膳こゝに住して諏訪の高林と俗稱しけるなるべしと古舘辨に見ゆ村鑑等にも高林内膳住すとあり

箕輪

箕輪舘　遊覽志に高國の臣箕輪貞氏（一に義）住すと古舘辨には義繼の臣箕輪玄蕃住すとありなる玄蕃貞氏の子孫なるべし

護摩堂山（俗にゴマンドヶ山といふ）　山本開書に里老志に昔苗松太郎といふ大猪此所に出し故護摩を燒てより再び出る事なしとみゆ冑不知短刀由來には苗松太郎といふは谷右近と同時にて賊の頭なりとありされど安達絹の評にも猪の名として常に松樹の下に伏す落たる松の脂を脊に摺付土付けてかたまりたる處へ松の實こぼれて小松の脊上に生ず故に此猪を苗松太郎といふとありさらば猪といふは實なるべし

梻山

舘　新城心安居る（本文に心安を新守とす誤也）心安は信常老後の稱也按るに畠山滿泰の弟式部少輔氏泰此舘を築きて住せし故世に是を新城殿と號す夫より六郎泰時式部少輔氏重彈正少弼盛繼五郎直繼彈正少弼信常（老て心安齋常閑と號す）まで六代こゝに住す道齋記新城彈正同大和住すとあり大和は彈正の子にて父と同じくこゝに居りし也

蝦夷穴　長慶寺の邊にあり穴口二間四方ありといふ考は大概記にあげたり

上大江

下　舘　佐藤九郎右衛門居たる處（本文）他書に不見は考ふるによしなし

後川舘　二瓶源右衛門居（本文）按に源三なるべし舘基考に源三後には後川在を領して後川源三と稱せしにや天正十三年義泰よりの判物に後川源三とありしとみゆ大概記には川越正次といふもの住すとあり未明

大江新田

廢眞光寺　大江山江光寺といふ始は鹽崎山と稱せり向源僧都開基にて玉井相應寺の末也しをいつの頃にか廢寺となりしといふ

北杉田

杉田舘（空濠なとありて昔時の形勢を存するいへり）　杉田刑部左衛門居る（本文）按るに政詮（本宮の住）の男刑部太輔政滿致仕してこゝに居りし也されば刑部左衛門は此誤なるべしさて古舘辨に天正十三年三月清顯高倉へ出張の時二本松よりの固として杉田の城には杉田豐後守同石見守を入置けりとありこは畠山家系鹿子田薫の中政滿の二男に杉田豐後守其子石見守といふ人あり正しく夫れなるべし

駄子内舘　小國又四郎義操住す（道齋記金花抄）又四郎は義繼の名臣にて二本松籠城の時單騎にて群たる敵中に入り政宗を追て片政（政宗片目盲たる故也）かへし玉ひと罵りたる不敵のもの也後に仙道靜になりて政宗江戸へ參府の序杉田驛家の前に輿をとめ又四郎が元に人をやりて臣下にめさるべしといはせければ二君に仕ふる心なしとてかたく辭しければ猶昔の片意地やまざりしと笑はれて其後はさる事なかりしとなんくはしくは金華抄にみゆ此又四郎は杉田の四天王（四天王とは田中助九郎大平彌次衛門船方石小坊丸小國將監なり）と聞へし小國將監の男也子孫今猶ありて近き頃まで又四郎が持たる矢筒なりといふを傳へしに故ありて今は郡山鎮守の神庫に納めしといふ○古壘集に前の四天王の住せし舘跡今にありとみえたれどいまだ考へず

假宿　義家朝臣の暫く宿り玉へし所也といふ白川古事考に白川城の東にうたゝねの森といふあり義家朝臣此森の下に暫く假寢ありしより名は起りしとあるに似たり

虎丸長者宅趾　今其地を長者宮といふ巨者始め郡山

に住しのち此所に住せしとてこゝの一名を郡山臺ともいふ礎のあと今もありて畑をうがつに燒米を得ることまゝあり東都多藝氏の醫賸士中燒米の條に酉陽雜俎云々按に本邦奧州二本松有名長者倉土中出燋米如諸書所記金岩先生東遊之時採得而歸詳見其所著考槃堂澳錄中云々又成形圖說加禮伊比の條に奧州二本松長者が倉といふあり土中より燋米を出す按るに三代實錄に夷虜出羽國の穀糒を燒盜し事見えたり今の二本松土中より出る燒米も此分の遺種なりやとあり是も一ツの考也上州萬木の古墟より出る燋米は一粒のめば瘧疾を癒すよしを閑窓筆に見ゆこゝのはいかゞなるべき按るに筑前風土記に云燋米石上座郡須川村は並長者が宅址以笠郡四五寺の跡にあり昔米藏のありし處に米のやけたるが石になりたるなり云々

七夜櫻　昔此所に有住のもの二人あり一人は男子をもち一人は女子をもてり其二人の少男女密にかたらひて此木の下にて契らんと約し互に夜ごとにかよひしに故ありてあふ事を得ず七夜といふに至て漸く相逢ふ事を得たるよりの名なりと又一說には花七色に咲出るより七葉櫻と申けれど實は七夜櫻也東鄙草の略　又一說には黃門光圀公あだゝらの溫泉に入浴し玉はんとて此所を過玉ひしに此花並ならぬを御覽じて賞美し玉ふのあまり汝よ櫻との玉へしよりの名也といふ義鳴いへらく汝をつゝめてなといふはもど雅言にして歌などにこそ汝よとも汝はなど、いふべけれいかで賞美し玉へばとて假初め御言葉に汝よ櫻杯仰あるべしとは覺ずまして黃門公のこゝを過玉ひしは秋の事にて花の時にはあらずかた〴〵誣たる說なるはしられたりされば

脫穴　舘山にあり戰國の要害ありしといふ

掛腰石　七夜櫻坂の上にあり政宗の腰かけし所なりと名所詮にみゆ按るに天正十六年六月佐竹義重らが安積へ出張のとき政宗も宮守をいでゝこゝに陣せし事あれば腰をかけしといふは其時の事にや

關址　昔時關を据たる處也とて今も其地を關山といへりこは畠山が田村押領のため杯にものしたるにや北村の里正市川里右衞門の話にこは畠山よりはるかに昔の關址なるべしさて關山は切ひらきたる處と見えて其あたり大くま川に沿て町田といふ所又夫より上に下町と字する地又舟形石在の西一丁ばかりにかの畑といふ處ありこは鍛冶住たる處也とて今も土をうがちてふひごの跡を見る事まゝありされはかの畑といふは鍛冶畑のうつりしならんよつておもふに下町畑かの畑ともに町ありし處にてかの虎丸が住たる頃の往還あたりしなるべしといへりさもありけん

南杉田

菅田舘(在落合)　遊佐筑後守其子左馬其子掃部までこゝに住せり其時は畠山義繼公の世にて掃部が嫡孫九郎は義繼公の供して平石粟の巣にて相果ける掃部は老後の愁に沈みけり二本松は梅王殿の世になり城も既に落されければ掃部も會津に屬し妻子は菅田に指置其身一人會津に勤仕しける遂に會津にて相果けり俗に此舘を十神舘といふは非也十神の内に天滿宮は掃部が時に會津より勸請す然らば十神の名は以前になし菅田舘古來の名也(古舘辨)村鑑に此舘或は瀧口左馬介住とあるは誤なり按に掃部が次男に權八といふものありしがのち六兵衛と名をあらため瀧口六左衛門といふ浪人を聟とせし由古舘辨にみえたれば瀧口左馬介とあるは前に記せし左馬が事にて六左衛門が姓と混じてあやまりしなるべし

舘野

高小屋舘(在甲州内)　高倉近江守二本松參勤のため住するかと古舘辨にみゆ遊覽志には小幡河内住すとあり河内は高木に住せしなればおぼつかなし但其釆邑の内なりしか

坊屋敷　庭子田和泉住せしといふ說あり和泉は本宮に住せしなれ其出城の類にや

高越

松ヶ柵　里老傳に今福與次郎といふもの住すといふ畠山の家臣にて奧方へ仕へしもの也松ヶ柵四十石目照田三十石合せて七十石領すと古舘辨にみゆ按るに與次郎は嫡子大學等と共に義繼の沒後其後室をたすけてこゝにかくれしといふ說あり佛刹の部にいふを見るべし

硯石舘　里老傳に遊佐雲情といふもの住す(古舘辨)是も油井に住せし遊佐の一黨なるべし名義詮には義家公軍兵到着の處也とあり

隱里　義繼の後室の潜居たる處也といふ(其事前に同し)

硯石　義家朝臣着到の時硯に用ひられし也と土人いへり今地名となる

千貫石　新坐の松山にありくはしくは他日郭内古跡の部にあるべし

廢寺如意輪寺　佛刹の部にいふ

上成田

新安舘(兩成田入會の地也)　新安は心安にて即ち彈正信常の事な

るべし既に一覽には心安齋常閑住せし由書たりされども彈正の采地は椚山にて其地に住し本府に來る時には本丸と本町谷との中間に住し新城舘と號して今其舊地ありこゝに居しといふは更に所見なし古舘辨には此舘なし下成田に新屋敷舘といふを出して天正年中本宮合戰の時會津方の先陣鹿子田右衞門佐須田小十郎新屋敷平左衞門以下大勢相つゞきとあれば此平左衞門が舘かとありさては此新屋敷舘を信常が住せし本丸の新城舘と其間いくほどもなければ夫にまぎれて誤りつたふるにや但畠山村國の弟村尙の曾孫新城左近將監家綱を眞庵と號せしといふ說ありて其住所定かならねばもし其人こゝにありけんを其名の同じきより源正心安と誤りしか

鳥井戶舘　井上平左衞門安重居る慶長二年亥三月二十四日政宗のために亡ぶと祖栖山小林寺の緣記にみゆ按るに鳥井戶といふ地は銷山にありてこゝにさる名あるを聞かずされば安重は銷山に住したるにやとおもはるれど寺院來由等の說記には此平左衞門の孫井上五郎左衞門を上成田のものとしたれば古はこゝにも鳥井戶といふ地ありしが又平左衞門銷山沒落ののち上成田に潛で子孫も猶こゝにありしか錄して後勘をまつ

下成田

羽石舘　大塚備中といふ人居る舘基考には羽石小屋舘とあり一說には此舘は大塚氏住し小屋舘には安達平左衞門住すとありいかゞ安達平左衞門は則既に錄せし新屋敷平左衞門が事也

新庵舘、新屋敷舘　二ツながら前に註す

北向舘　村鑑等に渡邊近江守住すとあり何人なるを知らず

文字石　大橋川の邊にあり雲根志後編に奧州高越村の山上（村名はあやまる）に一文字石あり大石也文字鮮明にみゆる澳遊文草に奧西の勝也といひし文字石も是なり土人は弘法大師筆を取て投付し蹟也といへりこは自然に其形をなすのみ（例すれば山川の跡に入べきなれど澳西の勝とあるにすがりてこゝに入る）

古長泉寺、古愛宕　瀧澤にあり今根崎町にうつる

油　井

壹盃舘（福岡にあり）　里老傳に北畠中納言顯家卿上洛の時軍兵着到したる所なり故一名を着到舘ともいふよし大平記に見ゆ按に顯家公の上洛は元仁三年にて其時

の功あるによりて鎮守府將軍に任じ又當國に下られ
其翌年又上洛せられしなり軍兵着到ありしは此兩度
の中なるべし（村鑑に建武の項としてあるは誤也）

谷地館　二本松右京臣增川伊豫入道居る（本文）案に加藤次郎左衛門尉盛秀といふものゝ十代の孫也始伊豫守と號し後入道して吉田三樂齋といふ盛秀はもと勢州藤木神戸白子岡本を領し關本に住せしが北畠顯家卿に仕へ奥州へ下向し此所に代々住せといふ一說に野邊主水忠政が住所也此主水父は吉田三樂齋也此處を野邊と申けるによりて主水は野べと家號呼けり三樂死し主水家を繼で義繼に仕ふ（古館辨）

舟山館（澁川入會の地なり）　右京の臣遊佐藤右衛門居る（本文）案藤右衛門は新右衛門父也さて澁川の館に遊佐新右衛門住しといへば父子彼所と此所に別れ住せしなるべし古館辨に藤右衛門父子ともに澁川に住し此館は城主不分明としたるはうたがふべし尙澁川の條にいふべし

桑原館　松本兵庫居る（本文）古壘集一覽杯に松本帶刀とあり父子の類にや古館辨には城主古來より不分明也と見ゆ

天皇館　大內重家居ると古館辨に大概記にみゆ考に人肌樂師は重家が建立といへば彼が住せしといふも據なきにあらず○里傳に天王といふ人住せしともいふ此說はいぶかし此所牛頭天皇の社ありしに依ていふなるべし（古館辨）

宮下館　畠山の臣宮下掃部頭居る（遊覽志）其後慈明公御別業の地とし玉ひし（慈明公寛文の頃は節儉を專らとし玉ふ折ふしなれば別莊御創立の思召はありながらおもひとゞまり玉ふべきよしに仰をありしを江口三郎右門正倫承りてさらば臣が營んで參らすべし君に御費のおはしまさすは御家中の諸士誰か何と申べきやとて松の木もてしつらへて奉りし也と諸錄に見ゆ此君おはして此臣ありといふめで度例ならずや）

箟中清水　名勝の部にいふ

乙矢清水　箟中清水の邊にあり是も義家朝臣の射られし處也といふ

釜の井　坂本といふ處の民家にあり義家朝臣に參らする飯を炊たる釜沈めし井也と村鑑に見ゆこは米をしらくる水を汲たる井にはあらざるか

飯出　義家朝臣に參らせる飯を炊き出せし處なれば地名とはなしたるなりと村鑑に見ゆ按に出雲風土記飯梨郷に大國魂命天降坐時當此所而御食給故云飯成とあるに似たり

八幡芝生　既にいひし乙矢杯はこゞより射られし處也といふ

野邊細道（本文に細畑とするは誤なり）　天正十六年澁川合戰の時鹿子田左衞門佐はいつ迄敵に長追さすべきとて細道の切所に返し合せけりと四家合考に見へたるは則此所也

解鞍石（寺屋敷にあり）　片倉小十郎陣場也といふ（本文）按に天正十三年政宗二本松城を責落さんと其身は大原山に陣し諸將相分れて彼方此方に陣しける時片倉小十郎は他の勢をまじへず七曲の峯つゞき南（今油井村に南といふ處あり）に陣せし時諸勢馬の鞍をおろし此石に置て馬を休めたる所なり（古館辨）

古戰場　二本柳に小さき坂あるあたり也天正年中に二本松義繼と伊達輝宗と交戰の地也（驛燈隨筆）末考

肥後宅址　畠山道宗の妻をかくまひたる處也油井肥後が住せし處也（古舘辨）と備後屋敷といふは誤る

加持泉　圓東寺の邊にあり二本柳の條にあげたり

古船橋　谷地在にあり今民の邊なる小流其跡也といふ

古嘉慶堂　今は芝となりしといふ

府下六町

若宮　古觀音堂

本町

栗ケ柵館　義繼の臣遊佐内藏介が住所也内藏介領地は川崎村なれども常に來りて居りしといふ奥相茶話に追手栗ケ迫と書たる是なり○古舘辨に箕輪玄蕃が居所としたるは誤なり玄蕃が住所は箕輪舘とて別處也（郭内の部にいふべし）且箕輪玄蕃が反逆して伊達勢を此舘に引入しと書たるはいよ〳〵ひかへる事なり道齋記にも栗柵は堅固にもちて入る事あたはずと見しをや

いばらきの里　今の伊藤與惣兵衞宅より吉十郎宅迄の處をいひしとぞ名處詮

古追手　前に見ゆ加藤家の時もこゝ也

古三島社　今の鎭守の宮地にあり

古光現寺　栗ケ柵にあり

古愛宕　同所にありて長泉寺にうづる

古心安寺　久保町にあり

古大音院　今の心安寺舊地にあり

龜谷

池ノ入　往古林下に池ありし故名付といふ諸説録 今其跡なし町裏にたゞ池ノ入窪といふ地名ありて古池あるよし是なるべし田間澳録

下成田村長宅址　今の池の入玉屋某が宅地也といふ田間澳録 是は町割以前の事也

鶏鳴石　安西堂にあり政宗二本松城を攻むる時此石鶏鳴せし故曉也とおもひて兵を引あげし故の名也と古館辨にみゆ雲根志前に近江國大津驛逢坂山の奥にありて世みだれんとする時鶏の聲きこゆといふ鶏聲石といふものに世傳やゝ似たり○金華抄には淸右衛門が先祖藤六郎といふものゝ墓也とあり

舊狐穴　西滿田サイマタにあり往古小女郎といふ靈狐すみたりといへり○西滿田とは幸サイ神を祭れる處なる故幸神前田といふ略なりといふ

古三藏院　今の鏡石寺地にあり

古神宮寺　同所にあり

根　崎

政宗屯營　大原山にあり天正十三年十月政宗小濱よりこゝに來りて陣營をかまひ二本松城を攻む○こゝにも六兵衛といふ靈狐すみたりといふ

敗走谷　奥相茶話に天正十四年畠山の殘黨籠城の時彈正及び尾張守等上下僅に三百餘人にて政宗の御陣所八幡平 義鳴云八幡平と云は本丸の中にあり政宗の此時陣取しは大原山也本文大にあやまる へ夜討す伊達勢不圖陣して立合ける尾張は所按内なれば討損たる體をなして弱々と谷へ逃落けるを敵勝に乘りて追かくる尾張よき所に引付取て返し手いたく戰ける程に伊達勢六百餘人討れたり其骸にて谷を埋めたりとて今其處を政宗の損取谷といふは是也とあり義鳴いへらく此谷何地なるや定かならずされども政宗が陣所とあるによりてこゝに出しつされども天正十四年に彈正らか政宗の陣所へ夜討したるは他書にのせたる處也但畠山の臣箕輪玄蕃逆心して伊達勢方へ內應し天正十四年二月中旬の夜己が箕輪舘へ伊達勢を引入れ城方を夜討にせんとはかりしを彈正早く是を知りて六十餘人の勢を出して逆寄にして玄蕃が家を燒せしかば伊達勢討るゝもの多かりしに殘る士卒は矢來柵を打破り出んとしたるに多勢にて推たる故柵破れて五七間高さ崖より一度に突と落入り下は深き一間半の堀なれば動もやらず壓に討れたる事故道齋記に見えたれば此事を聞ひかめて茶話には記した

るかさらば此谷といふも此崖の事にて箕輪館の遊なるべし何れ本藩の諸記に見えざれば詳ならず

古大憐寺　松溪山と號して今の遍照尊寺の地にあり

廢東光寺　大憐寺の前遍照尊寺の地にあり安達詣の評に安達氏の建立也今は寺絶て其跡を寺屋敷とよぶ是照日姫のために造營して松溪山と號す今の遍照尊寺の後の山松溪山といふ是也とあり

遊　川

田小屋館　遊佐新左衛門居る本文 古舘辨に遊佐藤左衛門嫡子新左衛門云々按に舊記には遊佐丹波守同下總守父子住せし也とあり遊佐が一族殊に多ければ一決しがたし佐藤左衛門といふもの舊記に不見遊佐藤左衛門といふもの此所の産にて藤五郎成實に從ひ居たる此藤左衛門が事なるべし遊佐の佐の字傳寫の誤りにて一字多く書たるなるべしと見ゆされども弓矢巻四家合考ともに遊佐藤左衛門と書たれば傳寫の誤りにあらず按るに遊佐丹波守は始畠山の臣なりしに義繼の死後梅王丸にそむき隱謀を企たれども其事果さずして箕輪館にて逆臣殘らず誅せられし後はおのづから此舘他の有となり伊達藤五郎入替りて住せし也さて佐藤左衛門成實に從てこゝに在りし事諸說に見えたれば丹波守らが退きたる後に來り住して成實に從ひしかうひなるべしかゝれば本文に新左衛門とあるは新右衛門の誤りなるべし尙油井の舟山舘にて愚が考を出しつ合せみるべし

油王田　弓矢巻に成實の言に拙者陣場油和田と申二本松より北にて云々とあるは今の油王田なるべし王を和の假名に用ゆるは通例なればさも書たるを硫黄田と書しものあるは又轉りたるなり

鹽　澤

殿地岡舘　安達太郎居る本文 是慥なる義なし按に二本松嶽を安達太郎山と書たる昔のものあつて安達太郎の文字を替て姓名としていへるなるべし古舘辨 安達太郎が事古舘辨の說の如くなるべし箱台翁の說は高國より國詮まで三代の居住とす中略 愚按は左にあらず偖奥相茶話に二本松羅城の時會津より兵粮を送るに沼尻湯本にかゝつて嶽をめぐり猿が鼻より出て田地岡國司の舘にかゝり送りつゞくるよしを記せり此頃迄は國司の舘といひ傳し故なるべし國司はもと多賀の國府にあるべき筈なれども中古以來府並びおか

ず陸奥守一人にて軍國の事を兼領する事になりたれば各其使につきて住せしにや中略地勢の遠近をもて考れば田地が岡の館杯におりしも知るべからず國司の下に守介掾目あり大寶以來は通して皆國司と稱せし趣なれば守介目の住せし館にや暫く疑を記して後考をまつのみ館墓考○義鳴いへらく四本松傳記に何れの時ならん都より國司御下向ましまして田地か岡に居住ありけり其後國司北畠中納言顯家卿居住ありし由記したり顯家卿の伊達の靈山におはしたるは大平記に見えたれどもこゝに住せられしは實據なしされども福岡の一盃館は郷の軍兵を着到の館なりといへばもしくは此館にも暫くの内籠られし事のありしにや奥相茶話にも國司の館と書たる杯をみれば何れ國司たる人の居住せし事はありしなるべしさて安達太郎高國の事也の住せしといふはうけかたければ猶今人々に在るをもて一渡り深くおもひつゞくるに高日霞ケ城今の府城に在りて國司の舊館を取立て砦杯にものしたるらんも知るべからずさばかりならぬ堡主たに或は砦をかまへ或は府城を築たるもの多かるに探題たる高國何ぞ一城をのみ據とすべしやさて國司の舊館なるからに國司館とも稱し高國の砦なりし故其人の住せしといふ說と並行はるゝなるべし又四本松傳記には四本松三代の立式部友則歷應年中こゝにうつり住すとありこも又正據なし又一說には寶德年中右馬頭重理といふ人住すとあり考證にも是をのせて少しく其傳に傾かれしかと安達緒にのせたる作り物によりて附會したるにてもとよりとるべきにあらず

空穗坂　田地が岡ゝ正門にあれば武器の名を表して其館の名付し也といへり

盤屋敷　河内村に同じ

古圓東寺　猿鼻にあり

古鏡石寺

古稱念寺　道場原にあり此道場原とは此寺ありし故の名也とぞ今つゝめてドチヤウ原といふ

古八幡宮　田地岡今両社勸請の地則是也

古熊野宮

古山莊　堂ノ入といふ所にあり享保年中養雲院殿の青木某して營なましめられし山莊也しといふ世に和享亭とて興國公の御覽の處也といふは則是なり

小澤　、

館　遠藤内匠といふもの居る是今の遠藤段七が祖先なりと其家の系圖に見ゆ内匠は何人にて何の代にありしや彼家にもつたふる事なしといへり他書にみえざる處なれば考がたし

吉倉

趁跛畑（ビッコハタ）　古館辨に天正十三年の冬義繼沒後政宗二本松を責る時川上崎赤坂館の住にて義繼の臣たる安西越後眞通幷道宗狐か崎の手へ討てかゝり政宗の勢と戰しに片倉方の武者道宗にきつてかゝりしばしせり合しが遂に道宗が腰をつく道宗たまりかねて馬より落たるを眞通走り寄其敵をうち道宗を助けて退きし時道宗チンバを引てかへりたる故後世其所をビッコ畑といひけるよし見えたりされども其地未しらず退ておもふに政宗此時大原山荒井山狐ヶ崎北向山へ打つゞき透間なく陣取たるよしなるに其北向は今本邑の聚落の名にありて狐久保といへる地の名もあればそを狐崎の轉じたるならんとみればビッコ畑も其あたりにや後の是正をまつ

慶吉祥寺　今の霧寺にありし也

上川崎

赤坂館　安西太郎左衞門尉眞行住す其祖は安房國安西氏の末葉なりさて眞行は足利將軍に仕ふ其後畠山高國奥州探題として二本松へ下向せし時眞行高國を賴み下着しけり川崎の内赤坂三ッ石大將内三ヶ所を高國よりあたふ眞行の子帶刀左衞門眞通（始め眞通）其子十郎左衞門通行其子太郎高次夫より八代安西越後介道高其子眞通は畠山籠城の節も其人數に加はり二心を抱く事なくしてこゝに居る三男次郎兵衞某幼稚遂に伊達成實に仕へて其子孫今彼家にありといふ（古館辨）

下川崎

大將内館　畠山滿國以來大井田觀音坊迄五代住す（館基）

考按に滿國は畠山滿泰の庶兄なりさて其子左京太夫持久相模守持勝左京大夫政兼二郎家賴（後觀音坊と號す大井田と改む）迄住せしに宗賴謀反し義國に誅せられて其跡絶たり○因にいふ金華抄に大井田觀佛（觀一坊の事也）謀反の時西嶽土佐入道雲誓川端但馬といふもの先鋒として戰ける事あり此西嶽は今の上川崎の西竹の事なるべしさて川端といふ所も但馬守は其所に住し雲誓が住せしも其西竹なりしにや

岩倉館　遊佐内藏頭居る（本文）案るに高國の臣也二本松

家に仕へし遊佐一統の祖なるべしと古舘辨にみゆ金華抄に大井田観佛高國寺を建立の時岩倉内遊佐内藏介正賴に相謀るといふ文あり內藏介は此人か又は子孫か

桶澤舘　三川道譽居本文一覽に天正の頃の人とあり未明

坂下舘　內藏介の脇城なり村鑑

午房淵　おぶくま川にあり大井田観音坊うたれたる時其子午房丸殿の人手にかゝらじとて身を捨て死したる處也といふ金華抄　俗說には午房といへるうなぎ此淵の主となりしといへり

相生集卷之第八稿終

相生集 巻之第九稿目録

古蹟類

櫻内耕　古諏訪宮　古西光寺

置鞍石　大竹森

下水原、館　極樂寺館

以上八十九區此卷に收む

相生集巻之第九稿

外史 大鐘彌兵衛藤原義鳴輯

古蹟類

小濱

上館　大内備前守居る本文按る實名を守齋とて石橋家の舊臣也しが石橋久吉死後伊達の旗下となり後故ありて田村清顯に降りのち又會津蘆名に從ひ清顯と難を構ふ清顯政宗に援兵を請ひ守齋と合戰しば〳〵なりしに天正十三年八月二十五日遂に政宗のために落城すこゝに於て政宗の父輝宗うつと住す○伊東家系に從五位下大内備前守晴嗣應永二十五年移鹽松居大内城是爲大内祖本小濱之城主也とあり不可信

下館　政宗居る本文義鳴いへらく大内が持城なりしを責落して政宗が住せしなるべしのちに白石若狹守を城代とす政宗押領の地めし放され蒲生氏郷に賜はりし時は蒲生始谷崎氏忠右衛門をおく外地信濃守是に次で蒲生秀行の代には玉井始稲田氏數馬をおくといふ東國太平記蒲生記書上館墓考一說に政宗は上舘輝宗は下舘に住すとあれども天正十三年十月畠山義繼二本松より來て輝宗に對面したるは上舘の事なれば誤りなるべし蒲生支配帳には忠右衛門と信濃は上舘にあり數馬は下舘に住せしとみゆさもありしにや

鐘樓舊跡、觀月亭舊址　伊達の時の事也遊覽志

古慈現明神　在鳥居町

古顯法寺　今の法樂寺其舊跡也

廢大日堂　舊地未明

上長折

四本松舘　石橋修理太夫居る本文義鳴按に吉良貞家貞和四年八月下向せしより其子滿家迄こゝに住す陸奥國史○友鷗翁云吉良氏こゝに任せし時證見あたらず國史は何によりてかく記せるにや仙臺白川家所藏の古文書にて是れは名取郡に住せしとみゆれども此際を經略の使にしたがひこゝに住する事あらんとおもはる　其後宇津宮氏廣住すといふ霜名翁の記の宇津刑部大輔氏廣吉良家が舊領を賜はりこゝに住す慶永七年反謀して其子三郎我氏ともに自殺す　さて石橋家は滿博右近將監といふ氏廣舊領を賜るなりを始として其子祐義尾張守其子房義三河守迄こゝに住す滿博家系舘墓考により一本に滿博より七代久義迄こゝに住すとありこは四代目より上太田住吉山にうつりしなれども四本松は川東の惣稱となりしなれば四本松に住す

とあればこゝの事也今おせひたがひしなるなん石橋家おどろふに及んで其臣大内備前石川彈正ら謀反して田村清顯に屬して功ありしによりて清顯より彈正に四本松をあたへたるに天正十三年九月二十五日遂に政宗の手に入て白石若狹に四本松一圓をあだへしといふ此舘の事跡古舘辨に錄する所定からず舘基考に仍てあきらむべし○此舘に住せしもの異說多し

菊地系圖には

初代藤原武則天兒屋根命廿一世大職冠鎌足十五代菊地肥後守則隆十五代從五位下肥後守安武男菊地三郎從五位下掃部介後左京進應永巳卯勅命下奧州住安達郡四本松莊同七年庚申六月八日卒五十八才銕岩威公大禪定門

義鳴いへらく宇都宮氏廣吉良貞家が舊領を賜はりしより應永七年に及びたるは既にいひし如く也されば應永六年はいまだ氏廣の住せし四本松舘なるに武則の居るべきやうなし本文未審さて氏廣のこゝに住せしこと諸書に明證なしと友鷗翁もいはれしかば氏廣の居舘が其地にて武則こゝに住せしやともおもわるれど氏廣の謀反せし時石橋棟義討手の勢に加り其後棟義の男滿廣に氏廣の舊領を賜はるよし櫻雲記南朝紀傳に見えて石橋家に世々四本松を領したるを見れば氏廣のこゝに在りしも違なき心地せらるいづれ武則が事は所見なければ正據とはすべからず

二代賴來母眞野七郎隆義女畧菊地金子丸肥後三郎掃部介應永六年從父下向奧州如元同七年庚辰屬斯波持詮有軍功賜安達郡戶澤村畧文安三年丙辰三月廿六日卒云々

義鳴いへらく屬斯波持詮云々この持詮は應永七年氏廣謀反の時討手に向ひたる壹人なる事櫻雲記南朝紀傳に見えたりさて朝來それに屬すとならば父武則ともに斯波に從て東下したるか

五代武乘菊地金子丸左京亮太郎左衛門尉文明二年庚寅屬石橋房義有軍功領戶澤小手二村永正三年丙寅九月八日卒云々

義鳴いへらく屬房義云々とあれば氏廣滅亡ののち四本松は石橋の有となりたれば武乘また石橋に從ひしなるべし此屬す〳〵といふをもて見る時は武則始め惣軍の主將にはあらざりしことしられたり

さらは其住せし事も諸說にはもれたるならん○此一黨彼所こゝに住たるは其處々に是を引べし

田間澳錄に

四本松に石橋久義住せり是は鎌倉の時二本松の畠山一舊川東の守護職におかれ始は糠澤村東禪寺山に城郭をかまひ住せしよし

義鳴いひらくこは東禪寺舘の下に論ひたり合せみるべし

伊東家系には

祐經工藤左衞門尉泰衡征伐依有勳功加賜奥州安積安達鹽松三箇莊云々

義鳴いへらくこは閑なるが上に鹽松の文字本義にあらず後人僞撰の系なるべし不可依

四本松傳記には

義家云奥州の國府へ御下向の節傔仗作助兼供なし安達郡に住しけり此人津の國の生なれば攝津より松の苗四本指下し星形のうちに拜殿をしつらひ正面に掛置住吉四所明神を勸請す世人是より四本松舘といへり其後文治年中賴朝公康衡征伐の時俵藤太秀郷の孫信夫次郎秀行といふもの功あるによりて安達郡を賜り四本松舘に住けるが故ありて戌亥川向へ舘をうつし四本松四郎秀行と名のりぬ養子秀友略三代四本松式部友則に至て亡ぶ其後足利義政公の御時石橋義平四本松を領す云々

義鳴いへらく此記は何人の作なるをしらずされども無稽の說多き書なれば信すべからず姑くいはんにや助兼が義家朝臣に從ひて下りしは陸奥大治記に見えたれども安達に住せし事更に見あたらず且賴朝公の時秀行といふものにこゝを賜りしといふも亦據をしらず私におもふに蒲生秀行は俵藤太の孫にて安達郡をも領せしなれば夫らを附會したるにやおぼつかなし此外いかにやとおもはるゝふし多かれど强ていはずともありなん

また奥相茶話には菅野惣左衞門といふもの其頃四本松田村を伊勢の田村と申人下りて知行せられたり此田村下に有付しか又流浪して江府に參り秀忠公に初仕せられたり云々

義鳴いへらく此條更に考ふる處なければとくに論事あたはず錄して後勘をまつ

下 小濱町分舘にあり

古舘辨等におく古壘集に其名あれど

主不知とあり考ふべからず

唐矢館　石橋志摩守住す（村鑑古壘集一覽）古館辨に此館は上太田村西谷館の事かといひ舘基考には西新殿西東家の事なるべしとありされども村鑑等の諸書に皆上太田にも別に西谷館といふもあれば此唐矢にはあらざるべし按に弓矢卷に大内か勢も引退しかば早々追掛候へど申に付押掛候へば早皆々引退き加羅城へ乘入申候とあり加羅城といふは此唐矢館の事にやさらば大内が抱なるべし

片倉館　信達風土記に下館の東片倉館に片倉小十郎住すとあり是は今此村に片倉といふ所あればそこにありしなるべし他にはいまだみず

四本松、六本松　霜台翁の說に高國の時深渡といふ處六本の名松有其二本を城中にうつし植て二本松と名付殘り四本ある故に其地を四本松と稱す後には鹽松と書て遂に東安達の惣稱をなるといふ又六本松ありし處也とぞ六本松と唱ふる地名とあり云々田間澳錄には鹽松と書くは松をうつせし時鹽の雨ふりたる故と里老はつたへたりとみゆ鹽と書は四本の假名よりうつりたるのみ

繫舟石　舟山内にあり義家朝臣舟をつなぎし石也大さ壹丈ほど石上馬足の跡あり（大槪記）

古圓福寺　吾本松今は稻澤にうつる

觀音廢寺　今の片倉觀音堂なり

下長折

四本松舘　石橋義久居し後大内備前居る（本文）古舘辨等になし是は上長折の入會の地にて猶かの舘なるべし

西勝田

舘　西田小勝左衞門住す（遊覽志）未詳

戸外山陣場　小濱上舘の近所

柏木田陣場　日下舘の近所

伊達と大内との戰場にや此邊にはしばしば合戰ありしかば何れの時ともさだめがたし

大　平

蓬田舘、島ノ内舘、諸越谷舘　何れも主不知（本文）古舘辨には此舘なし按に安達絹の詳に里塚の中納言朝忠卿の舊領也といふ三條右大臣定方の子なり享保三年十月薨す其後三十三年ほど過て源重之朝臣住ありしと云々（義鳴いへらく拾遺集兼盛の歌のはし書に重之が妹の黑つかにあまたありといふ詞にて經營の源につきて重之こゝに居りしなるべしとおもひなりて其よし既に扮掌にあげたりしが安達絹の評大に暗合したり）さて朝忠卿の

陸奥にこられしはまた見あたらず閭老志歴代補任の内にも此人なし 但大和物語に朝忠の中將略他の國の守になりて下りければ云々朝忠は則此郷にて他の國の主となりしともあれば其名をかりてこゝに住玉ひしといふ說を作りしがおぼつかなし又重之朝臣のことも定かならず百人一首脫穂抄に源重之清和源氏貞元親王孫從五位下兼信子也從五位下相摸守左馬助冷泉院におはしましける時の帶刀也長保二年陸奥國にて卒す云々又一夕話に雅嘉がいへらく重之の集に重之朝臣むつの國に行に濱名のはしをわたらんとて來たるにはやう燒たればとて實方朝臣のもとにおくりし歌ありしかれば陸奥の椽目の中の人なるべしといへりさもありけん椽目なりし故正史にはもれたるなるべし閭老志又つまびらかにせずさて椽月なるからに國府より出てこゝに住せしならん重之陸奥守にて下りし人ならんには多賀の國府にあるべき筋なれども滿仲朝臣の武隈に住みたる例などにてこゝに居りしにやと義鳴始はおもひしかと椽目ならんには必ず國府にかぎりしはあるべからずしかれども一わたり深くもどむるに新古今重之がおもひやるよ所の村雲時雨つゝといふ歌の詞書にみちの國にあたち野に侍りける女に九月ばかりつかはしけるとあるかゝれば女をのこして重之朝臣は異所に住かへたらんやうにて其意とけがたくておもひまよひしを一夕話に兼盛朝臣が駿河守にて彼所におはせし時重之朝臣陸奥より都にのぼるとて兼盛朝臣の館に宿りし折訴訟の女に歌のかへししたる事ありとみゆされば官の事によりて折々都にかへりのぼりしとみゆれば此歌は則都にのぼりし時によみておこしになるべしかくあらば重之朝臣のこゝにすまれし事判然としうかひなし斷然とたがひなかるべし〇杉田館にありし杉田刑部左衛門が四天王の内に大平彌平左衛門といふものありて其館跡今にありと古壘集に見えたるは其地知りがたけれど大平とあるをおもへば其人こゝに住たるらんこも亦尋てしるべし

白眞弓　安達絹の評に重之朝臣の妹君の居たる館の廻りに白眞弓多く植置れし故眞弓姫といひしと也金嵗翁も黒塚の記に此女を眞弓姫といふよし書たりこは何の據あるにやとまれ古歌によみたるは皆まゆみの木にて地名をよみたるにはあらじと見ゆれば名勝の部にははふきつ

倶歸・法螺石　東光坊が鬼女を降伏せんとて追ては

さけ避けては追て三度迄かへりし地なる故三度かへりともいふ其時東光坊が捨たる法螺の石となりたるが今にありと土俗いへり

平　石

高田館　平石甲斐武頼住す石橋久義の旗下なりしに大内が非義に組せず天正十三年八月小手森と共に落城す（古館辨）按に四本松に住せし武則が孫也

菖蒲館、太夫館、小野館　何れも主不知（本文）讀書にもみえされば考によしなし

栗ノ巣　畠山義繼と伊達輝宗と生害の場也（本文）按に天正十三年十月八日義繼小濱に往て輝宗に對面し故ありて歸り路に輝宗を檎にし政宗の勢こゝに至つて追逼りしかば遂に輝宗をさし殺して自居したる所也こゝに松杉あり其皮よく瘧疾を治すといへり

斥候石　高田の山上にあり義繼栗ノ巣にて討死の時新城禪正人として其樣を見せし時此石上にのぼりし事道齋記に見ゆ

鈴石、瀧小屋館、竹ノ内館、五閒目田館、館　以上主不知（本文）他書にもいまだみあたらず

西　荒　井

西荒井館　西荒井五郎右衞門尉居大内に屬せし也（古壘集村鑑一覽大概記）

小濱成田

南館、町田館、北ノ内館　以上主不知（本文）他書にまた見あたらず

下　太　田

鍛治内館　大河内彈正居る（本文）大内の誤り也案に彈正は大内備前が甥にて梶内を氏としたればこゝに住したるなるべしされど館基考等になければ定かならず後に仙道記を見るに鹽松の内鍛治屋（今鍛治内鍛治内彈正主）小城を清顯攻られ云々とあれば禪正が居たるはうつなし

外　木　幡

築山館（鍛治山館とも）　大内備前が抱城也天正十年四月廿七日政宗川東築館迄出馬せらるゝといふは此所也（館基考）其後天館十五年政宗公此館を責落してしばらく滯留す

黑木内館、樵夫館、田子山館　以上主石知（本文）他書又是をのせず樵夫館は内木幡入會の地か

八幡石　道の傍にあり大石にて古跡也といふ名をもおもへば義家公の舊跡なるべし

針　道

舘　針道源吾住す大内に屬せしに天正十三年八月政宗の爲に責落されて其身も討死す舘墓考

内木幡

樵夫舘　大内備前が拘也天正十三年八月政宗のために落城す古舘辨一説には大内由之允といふもの住すといひつたふ屋敷址も歴然として古鐵具燋米等堀出せし事あり舘墓考

鳥子舘　主不知本文地形は樵山より少し高けれども人の住し所は見えず樵山よりの砦にもあらんかといへり舘墓考

八幡舘　主不知本文他書にも所見なし八幡の名をもて考ふれば東征の時義家朝臣當山に立願せられし事もありといへれば其時義家公の段に築れし處にや稻澤の八幡舘も義家公東征の時築かれしといふにもくらぶべし

南戸澤

築山舘　大内備前住す本文或云往昔田向の菊地か氏族ひきつれてこゝに住し大内次郎右衛門大内掃部杯と稱せしが田村清顯に責落さるゝといふ舘墓考今按るに菊地家系に十二代賴宗菊地次郎右衛門尉住于築山城とあり是大内の住せし始なるべし菊地をあらためて大内と稱せし也北戸澤にくはしく引たりさて賴宗の年代明かならねども前後によりて推す時は元龜天正の間に盛りたる人とおもはるされば清顯に責落されしといふ次郎右衛門は正しく此賴宗なるべし又いへらく菊地家に掃部とのみ稱せしものなしおもふに賴宗の祖賴來始戸澤を賜はりし人なり掃部介とも號せしなれば是を大かたに傳ひしなるらん又備前がこゝに居りし事また明かならずこは備前に屬せし故しかいふにや又は大内とまぎれて備前が事と世には心得しにや

仙石舘　田村清顯の拘城也按に天正十二年八月田村清顯大内備前と戰ひし時かまひし也

赤馬舘　武則より十代宗澄といふもの住す家系

北戸澤

田向舘古舘辨田中に作るはあらず武藤丹波守住す本文按に石橋家の舊臣也古舘辨肥後菊地氏の旗本武賴賴來といふもの南朝方の軍勢催促のため當國に下りて戸澤村を領し此舘に住す後石橋家又は田村にも屬す舘墓考今菊地の家系をみるに小異あり左の如し

二代賴來菊地金子丸肥後三郎掃部介應永六年從父下向奧

州賜戸澤村同十五年築田向城文永三年三月二十六日卒云々
義鳴いへらく此城を築しは則賴來也
四代 武傳應永三十年生菊地源次郎肥後三郎住す于田向城應仁二年二月十三日卒
五代 武乘寶徳元年生于田向城菊地金子丸左京亮太郎左衞門尉文明二年屬石橋房義有軍功領戸澤小手森二村永正三年九月八日卒
七代 乘義文明十年生于田向城菊地觀世丹左京進享祿三年十二月卒
十一代 武政永正元年生于田原城菊地大阿彌丸後大内太郎左衞門尉丹波守改菊地祖父氏稱大内永祿十一年正月二十八日卒
顯綱天文四年生于田向城始武時大内大阿彌丸左京進太郎左衞門尉屬四本松主石橋家數有軍功石橋男松丸逃四本松城其後屬三春主田村清顯天正七年十一月田村清顯之女嫁於伊達政宗以田向城爲旅館云々
北向館　大内備前住す本文同人の小屋館也古館辨
黑少内館　石川藏主住す本文内藏人の誤也黑少内にて申傳ふは館主佐久間氏也館墓考　按に石橋家の舊臣石川彈正か一族なるべし古館辨
松ケ平館　石川藏主住す本文里考傳には此館も田向の菊地か分家にて大内内藏頭といふもの住す小手森館にて討死す館墓考　内藏頭實名は武秀始三郎丸と稱して大内十三代也依家系
月夜畑柵　菊地四郎左衞門始め彦次郎と稱す八代武安住す家系○按に慶長六年正月四日の夜相馬義胤の宿老水谷式部といふもの景勝領へ夜討すべしとて草の、夜盜頭赤石喜七郎なんとといふものを欺き仙道の内月夜畑に大富貴のものあり此亂世なれば夜討してとれ迚も大きなる事をせよとかたらひて襲ひ討たる事道齋記にみえたり里老傳には田向の館を夜討せし時此道筋を通りしに後陣につゝく寄手を月夜畑のもの見付ておめ〳〵とは通すまじとて鐵砲を打かけける故田向と兩所にて戰ひけるに味方は大木を楯としたる故敵の矢玉はあたらず今に至ても大木の内には玉ともあるべしといふよし館基考にみゆいづれ是なるべき
西高内柵　菊地彦三郎後源左衞門九代目重辰住す系圖○菊地系圖

をもて推すに武安及び赤間舘に住たる宗澄らは享祿より弘治の間盛也と見え簗山舘の賴宗及び前の武秀らは元龜天正の間盛也しとおぼゆ舘基考に小手森城攻の砌菊地が一黨も籠城して田向月夜畑簗山松ヶ平赤間舘の壘壁もこと〳〵し陷されたりとあり此小手森は天正十三年八月伊達政宗田村清顯がために落城せし也さらば其同時に落たる月夜畑赤間舘杯にありし武安宗澄らの存世せしにはあらで其子孫なるべしさて又疑ふべきは田向の舘も同時に陷たりと見ゆれども菊地系圖によれば太郎左衛門顯綱後に清顯に屬し天正七年其嫁娵の旅舘たりし事みゆれば其時既に田村の味方を同じき十三年八月田村との合戰に落城したりとはいふかし此時又田村に背きしか尋ぬべし
○上杉の領せし慶長の頃は兵部少輔といふもの暫時此所を領せしと舘基考にみゆ古舘の跡に居りしにや

西新殿

十石畑　天正十二年六月田村清顯と大内備前か合戰の地也田村友顯の討死は此時なり

西　弓矢の卷に四本松の內西といふ處は白石か抱なりとあるは此所なるべし但內木幡村なる西在家の事にや

百目木

舘　石川彈正居正のよし子孫相馬家中にあり石川十太夫石川介左衛門といふ（本文）彈正は石橋久吉の家臣也久吉卒去ののち天正十年大內備前と共に謀反して田村清顯に屬す其恩賞として四本松を賜はり同十六年の頃迄は領せしが田村清顯死去ののちは四本松の白石若狹の與力に政宗より付られたるを無念におもひ逆心す（古舘辨）後會津へ參り景勝より扶持を受しが景勝沒落ののちは又流浪して百目木に忍び居て終に病死せり（奧相茶話）按に此舘彈正の父攝津守も住せしなり其前未考仙道記には石川大和といふ名ありて百目木の舘主かとあり彈正が氏族にや

田澤

古戰場　天正十六年四月百目木彈正伊達田村の勢と戰し時の舊地なるにや

山木屋

八騎　今の八木在是なり昔士八騎出して軍役を勤めたる所也といふ（村鑑一覽）按に齋明天皇六年百濟王我朝へ援兵を請たる時備中下郡一鄕より人數二萬を出せ

しかば其地を二萬の郷と名付たる類なるべし

小手森

館在愛宕　大内備前居る本文石橋家盛なりし時伊達警固のため菊地氏に命じて築かしめ城代をおき守らしむる處也石橋氏衰ふるに及んで大内の手に入り始めは小形源五兵衞石橋勘解由杯といへる士を置しがのち小野主水荒井半内をおかれたりといふ館墓考　されば大内の抱なるを例の如く其人のこゝに居りしとは世にいふなるべし天正十三年八月廿四日伊達政宗に責落さる○菊地系圖には左の如し

乘俊菊地六郎のちは右兵衞尉六代目小手森城代

義鳴いへらく是は菊地武衞乘俊の父なるべし　文明二年の戸澤小手森を領せし事家系にみえたれ館其時の城代なるべし

荒井館　大内の臣荒井半内といふもの居ると土人の話也さらば前の館と此館とに城代をおきしか又は前と同館なるにかきゝもらしたり

政宗屯營　秋が作より未申二丁ばかりにありといふ是則天正十三年の陣營なるべし

上太田

本城館住吉館とも　石橋義繼居本文文明の頃石橋左近將監義衡此館築き夫より義仲義次本文繼とするは誤り也久義迄住する久義卒す其子松丸幼稚にて相續せしに其臣大内能豐同備前石川彈正寺坂山城なといふもの逆心を企ければ美濃三河といへる二人の忠臣松丸を扶て山小屋に忍び相馬義胤を賴て中村へ落行ける後に松丸成長し石橋次郎左衞門と號しける其子孫中村に今もあり石川彈正石橋の殘黨を攻亡し清顯に其條を申せしかば其恩賞として四本松を賜はる古館辨の略

西谷館　本城館の出丸のよし本文義次の時なるべし古館辨

中町館常陸館とも　石橋常陸といふ人の居城也按に石橋家の一族に常陸介隆次入道松岸齋といふ人あり是は主人久義へ極諫して用ひられず身退き出家したるなり新介隆則入道道海が父也古館辨

新城館　寺坂山城居る

白髪館　顯氏館ともいふ田村月齋川東亂入の時こゝに住す

綱木館　田村か取立たる也付鑑

陣場山本城館の西にあり　石川彈正か石橋家を攻たる時陣取し

處か

十願廢寺　佛刹の部にいふ

高松廢寺　大竹山と號し新城山にありしが今は畑となる大概記一覽

條林慶寺

八丁目

館　伊達兵部太輔實元藤五郎の父也住す弓矢卷、奥羽軍記、古館辨　盛實の住せし事もありし也

館　天正四年の頃堀越自閑住す奥相茶話　自閑始め伊達の臣のち相馬につかふ　義鳴いへらく此二館こゝの風土記等にのせずこは則鼓關の部内なる東西の館の事なるにや尋ぬべし

鼓岡

ハチキ館松川の東にあるをもて東館ともいふ　清野備前守住す一統志の一本に青野に作るはあやまりなり　のち堀越能登住す信達名所記の他本皆此人を西館に住せしとあり

茶臼館同じ、西館ともいふ　天正中清野遠藤守居城す芦名修理介幕下伊達家のために滅亡すといふ一統志の五材雜志には伊達輝宗の臣清野備前守が子息同苗遠江守住すとあり未知孰是風土記を按るに遠江守のうち堀越能登住し其後伊達成實住すとあり此堀越は輝宗の臣とみゆれば芦名の幕下清野を輝宗亡されしのち堀越を置政宗の時に至りて成實にあづけられしなるべし雜志は夫を混じて清野をも伊達家の臣とは書たるならんさて名所記には此館を清野か隱宅の地として堀越か住したるは東館の事とす思ふに此二館は一手にて合せ持（）西館の下耕地の沿を西町といたる故相混ぜしなるべし

ふ是昔家中町也といふ雜志

吉次宅址　吉次の宅ありし事は本邑盛林寺の條もてしるべし按るに吉次は京の三條に住せしものなるにこゝに宅地あるべき筋なくおもふに是は義經記に其頃三條に住せし大福長者其名を吉次のノブタカとぞ申ける評判云吉野本にて年商人吉次〇〇といふものありけるか三條の町に住て年々みちのくに下りける云々毎年奥州に下る金商人也ける云々さて伊勢の三郎義經公の臣となり秀衡か館に供奉せんとて下野より下りし條に信夫の里の摺衣杯申ける名所々々を見玉ひて伊達郡あつかしの中山を越ひ玉ひてまだ明ぼのゝ事なるに道行通るを聞玉ひて今追付て物とはんに氏山は當國の名山にてあるなるにとて追付て見玉へば御先に立たる吉次にてもありける云々是によれば吉次はまさしく此邊を通りしとみゆればもし其時宿り馴たる家の舊地にてやあるらん又は別に吉次といふ者ありしに附會したるか深く尋ぬるに聞老志吉次宅在衣川北舊礎猶存焉吉次奥州大賈往昔在京師而會于牛若鞍馬寺約東行携之至于平泉秀衡相喜賞之以貨財及第宅此其遺址也とありかゝれば吉次か奥州の居宅は衣川にありてこゝにはあらざりし也されども白河郡

皮籠村にも吉次兄弟の社と石碑あるよし白河古事考にみゆ下野國作山の入口に吉次吉内吉六三人の石礎ありと東國旅行談に見えたれば吉次は當時の大賈にて恩顧を蒙りしもの多かりしなるべければそれら追ふくのため建し里あるべしされはこゝの宅地も別人ならて吉次か宿り馴たる家なるべし但は又此地黄金の出る山々も多かるしといへれは今の牛田山も其一つ也と夫を求め出ん便に假宅をしつらひて住たる事もありしにや

風土記雜記信夫郡平澤村の條に長者屋敷は吉次吉内が住所也土人の說に吉次吉内は炭燒藤太が子也藤太は炭燒を業とし家まづしく妻子もなし其頃京都に某中納言殿に一女あり容顏甚醜く更に娶るべき人なし父母の教のまにまに清水の觀音北野天神に日夜怠りなく祈念にしけるにある夜の夢に神告て曰汝が夫とせんものは遠き陸奥國信夫郡平澤村といふ處に藤太といふものあり是こそ汝が連そふ夫なり必ず疑ふ事なかれと彼女子其事を父母に告げれば父母は大に悦び玉ひ雜掌に命じて其藤太を尋ね玉ふに果してさるものありて家貧しく業炭燒なりけれども類ひなき美男子也云々是より藤太か妻となりて終に長者となりし事をのせたりされど佐原根ヶ記平澤村の條に水戸内の南の上方に金賣吉次の宮あり吉次吉内吉六何れも兄弟にて父の炭燒藤吉といふ大金持なりしよし母は出雲の産なり石名崎にある出雲明神は是を祭りしといふ說あり云々とみゆ一つには吉次の母を京都の人とし一つには出雲の人とし且長者となりたる故よしもおぼつかなきふしあればこゝにはとらず

櫻内耕地[俗にさくらうちといふ]　今の本陣櫻内新兵衛の祖對馬といふものゝ住たる處也といふ[同錄]

古諏訪宮　本陣の裏山にあり俗にさつ原といふ本名青は原也今町の西にうつす[目錄]

古西光寺、置鞍石　稻荷の前にあり大石也是は昔賴朝公奧州下向の時鞍を掛玉へし石也といふ[五村雜志]

大竹森　館の西に大竹森といふ山あり昔米澤領の時米澤に竹なき故米澤へ貢運びしと也今に淺川村在家には飯櫃手水鉢にしたるもの殘りてあり故に大竹といふと也時の人米澤に大竹運送をいたはりなに神やら佛やら逆さに山中へ堀うつめ詞伏してより竹枯て一本も不生今は更になし廿年以前ばかりに山の上より佛を掘出せし事あり今山神を祭りて小堂をたて淺川の地にあり是恐らくは其時うつめしものならんと皆人評議せり[同書]

下水原

館[壹本に據る]　伊達家の臣加藤右馬之丞[一に民部少輔に作るは非也]　遠藤山城守[一に丹野惣右衛門とあり]住すといふ

極樂寺館　年代住者未明一統志には仙臺侯の臣加藤民部住すとありおもふに是も加藤右馬之丞の持たるならん[但一統志抔には此舘一つのみなれば前の舘と此舘と實は一なるか尋ぬべし]

相生集卷之第九稿　終

相生集巻之第拾稿神廟類

目次

鍋山　天王　外ニ一社
富岡　白山　外ニ九社
下守屋　飯豐和氣　外ニ二社
本宮　安達太良明神　外ニ十社
仁井田　富士權現　外ニ四社
荒井　帳付明神　外ニ六社
關下　羽黑　外ニ三社
青田　帳付明神　外ニ十三社
苗代田　帳付明神　外ニ八社
羽瀨石　帳付明神
下樋　石神權現
青木葉　稻荷　外ニ三社
石筵　八幡　外ニ十社
高玉　高司　外ニ十二社
横川　帳付明神　外ニ一社
中山　熊野　外ニ二社

以上三百三十三社此卷に收入す

相生集卷之第拾稿

外史　大鐘彌兵衛藤原義鳴輯

神廟類

延喜式神名帳に所載陸奥國百社の内安積郡三社 大一座 小二座

宇奈已呂和氣神社 名神大

飯豐和氣神社

隱津島神社

此三社に二つの說あり霜臺翁はあたゝら峯の甑明神を飯豐和氣とし木幡山辨財天を隱津島とし八幡の八幡宮を宇奈已呂和氣と又一ッは下守屋村におはすを飯豐和氣とし堀の内に鎭りますを隱津島とし八幡に祝ひ祭れるを宇奈已呂和氣とす是ぞ眞事の三社におはすべけれまつ霜臺翁の說は

抑安達太郎峯の甑明神と申は本は飯豐別の神社と申て延喜式の神名帳にも安積郡年那久呂別（義鳴が見たる式には年那久呂とはなし）飯豐別の神社瀛津姬の神社（義鳴か見たるには隱津島とあり）と此三社をのせられたり安積郡と載たる事延喜式を撰ばれたる頃は兩郡未だ安積の一郡にて安達郡を分られざる以前なれば也然るを延喜の末に割分て安達を定られける時年那久呂別乃神社は安積郡に殘り留て今の八幡村の神社是也殘り二社は安達郡の内に成て飯豐別の緣に依て甑明神と名付たり甑は飯炊くの所謂也略瀛津姬神社は始め阿武隈川の邊にて安福麻水神と申けるにや神爵を授たる事古事見えたり平城帝の御宇慈覺大師今の社地に大同二年にうつさるといふ

義鳴いへらく友鷗翁の搜古其外も此三社をも式社にあてし書ありそは大方此翁の說に從ひたる也さるを淺識固陋のおのれか駁せんとする潛踰しがしきをいかゞせんしかりとて只に阿從せんも中々なるわざなれば一わたり僻案をいはんとすまづ飯豐別の緣によりて甑明神と名づく云々こは誰もいふ事ながら其祭神は別神なる事末にもいふ如し且は安達詣に此神前へ新らしき米を甑にもりて供けるに翌年の夏に至り雪とけて宮ゟ甑もうつもれけるに其年の雪つもり社僧を登らして之を見るに供御の米少も損せずして

有けると也故にこしきの明神とも稱しけるとあり是ぞ此神のかりそめの御名の起る處にて飯を炊くより此名也といふは後世のさつしことなるべし又瀛津姫云々安福河伯に神位を授し事三代實錄にも見えたるとも既にもいひし如く此神は亘理郡にありと式にものせて今も其地に其神おはすといふ事聞ししに著ければ辨才天にあてられしはひかゝる事なりおもふに是は辨才天は多く水邊鎭坐の神におはすめれば夫にもとづきて說を作りしかとまれかくまれ式に見えたる亘理郡を立て外に求むべきにあらずされば此二社を式社にあてんはみだりに從ひがたしよつて今一ツの說にいはゆる三社をたてゝ其論を作ること左の如し

宇奈己呂和氣神社

八幡村の八幡宮は古への鎭坐宇奈己呂別の神にて八幡は後世に配合したるよし（くはしく其神の條にいふ）且先輩漸く三社の說あれどいつも此御神をもうしたる事はなければうたがひおもふべきにあらずよつて今も三社の中に加へ奉る

飯豐和氣神社

下守屋に鎭坐おはします御神是也飯豐和氣と稱し奉るもいとも久しき神號にておはするは論をまたずさて其よしあるをいはんには祭神の御名御饌津（ケツ）と申饌はミアヘ又はノミクラフ杯よみて高貴の供奉を御食ともいふによれば飯豐の御名もおのづからなるべし（御饌字也）助津の津は是其よしある一つ也又豐といへるはものゝ大きくふとらかなるをふる事なれば飯豐といはんには飯をうつ高くふくらかにもりたるをいふにやさらは鎭坐の山の名飯森と飯盛の轉用にて飯豐の神のおはするは故の名なるべしましまして其山の形勢を望めば飯をもりたる如くみゆるもあやしといふべし是其よしある二つ也又其祭事に種貸の神事といふ事ありそは粳てふものを神前に納め置是を土人ら僅に借受て多の種に交へて田におろすに其粳の入りたるは必豐熟を得て違ふ事なしとて每年其時に至りぬれば遠近の百姓神前に集て是を借受る事也是飯によしあるにあらずや是三つ也又其山は森々たる古木枝を交へ蔭欝たる高山なるに每年螽あまた生て數日をふるといへども稻のなくして其むし生るゝは飯豐の神ましますなればおのづから生を受るなるべしこれ

も飯によしあるの四つ也又其祭日はいつも九月二十四日なるか其折は蒸したる米と水とを桶二つに入れて廣前に置く事也さて一夜にて必よき酒となりて一つのは味濃く一つのは味淡し是も必ずたかふ事なしといへり（一年義鳴も祭日に臨みてしたしく嘗る處なり）によしあるにあらずや是則五つ也さて古へは飯豐の御名おはするは更なりかくあやしともあやしき例ある御神を置て外にもとむるはいともかしこき業ならずやよて此御神を三社の中に加奉る按するに日本紀略に寛平九年九月七日己卯授陸奥座ス正六位上飯豐別神に安達嶺座禰宜大刀自神安達嶺座ス飯津彦神並五位云々或人此文によりて飯豐別はいよ〳〵安達嶺にいます甑明神の事也といへりとつら〳〵おもふに禰宜大刀自と飯津彦との二柱は安達嶺に坐すとあれば彼らにいはひまつりしは論なき事ながら飯豐別はたゞ陸奥とのみあるを甑明神の事なりとはいかでかあきらめ定むべきやさるを等閑に見つくして所坐も明かならぬ文もて證としたるはさかしう也是義鳴が從はざる所以也されば飯津彦も飯に縁ある御名なればかたく引合して飯豐別と申奉りしも古くよりの事なるにや安達詣甑明神の事書たる（前に引所なり）末是飯豐別の神秘也とありさらばよき證ありたる說も作りしやおぼつかなし

隱津島神社

堀之内村に鎮坐まします御神是也さて堀之内の初名隱津島といひて此神も昔古よりこゝに鎮坐あるからはまかふべくもなき御神ならずやさるを殊さらにあらぬ神社に其名をあてゝ說を作る事やはあらん此頃大方翁が說に隱津島猶言奥飯津島今爲伊豆島有上下二村西は上也由而過之故隱津島奥古者神所居別爲區云々（村邑の部にくはしくす）と考證にかゝれし如く隱津島村の隱津島神社なる事更にうたがふべきにあらずよて此御神を三社の中に加奉る〇こゝにうらむべき事とぞあれ會津領なり安積郡の福良村にも同しき名の神隱津島と唱奉る神社あり往年其神主より此神主に問かけて此方にも隱津島と唱奉る神社あり何れが式内の鎮座なるべきそなたに正しき傳のある事にやらん聞かまほしと申おこしたるに其時のこゝの神主心なき者にやありけん此方には正しき事ははべらずと答へるにぞさらばとて彼神より吉田へ申て式内鎮座の號を受て今は彼所に定まりしとなんいと口をし便覽をみる

に福良村當明神の條に當社は大原康良といへる神主神祇管領へ申立て寶永八年三月十八日卜部兼敬卿より隠津島神社の號を下し給はりしとありさらば問をおこしたるは此康良なるらん惡むべし

郡　山

八幡宮　在驛西　神主安藤太郎

坂上田村麿の勧置する處也古傳ふ延暦中田村麿東征の時阿賀山をすぐるに山上に安積國造の祠ありとて應神帝を祭りて旗旄弓矢を祠中に寄藏す其旗今に在り永承中源頼義朝臣東征の時又こゝに宿る故に其地を幕内といふ天和三年今の地にうつす良齋文略例祭九月三日始は八月十五日四月三日也神輿渡御す聞老志に膽澤郡八幡村有八幡社大同年中田村麻呂所定也藏弓矢鞭策とあるに相同じ

稻荷宮　在同所　同

祭神倉稻魂命保食神稚彦靈也古は伊東攝津守内城の鎭守にて古城に鎭座す官所を造營の時八幡を拜殿に勸請す便覽例祭前に同じ

神靈宮　在大重　別當大重院

往昔安倍頼時東國を亂りしかば康平五年頼義義家兩將軍の下られけるが朝敵降伏のため一千の僧侶をあつめ萬部の法　讀經あり法會の奉行は大納言友紀卿也此豐陀羅の供召石を銘し敵方へ法花一字一石を土中に埋み修行ありしかば安倍の一黨ことごとく敗れし東國平均し治暦三年丁未三月石碑に誓願の秘文幷役事の諸侯の姓名を彫刻し國家安全の印として爰の大乘の地をえらみ造立をしと也大乘典の恐をおもひらく院を大主と中興しはへると緣起に見ゆさて遊覽志には康平五年凶徒征伐の時建立す平忠道の靈を祭りし也とあり舊事考にも此の如し但年代不記 義鳴いへらく忠有公は夷賊追討の一人なりけれども康平五年はいまだ卒せざるうちなればあやまり也且は此時忠有公の戰功もいみじかりけれども頼義義家の二將をおきて此人を祭る也き筋なきに似たりかたがたおぼつかなしこは東國平均の後立願かへりしに一社を創立ありて賊らが靈をあつめられしにはあらざるか但は忠有公に因あるものゝ建立したるやさてこゝにて法花會を修されは定說を得これとも治暦元年禮通陸寺にて亡卒供養のため法華會を修せられし事前太平記に見えたれば其類といはんも强たりとすべからず

阿賀岐明神在驛西北
安積國造比止禰命を祭る此處を幣止内又は幕内といふ即ち鎭守は八幡の舊地也古事談大記　さて赤木とも書て稱するは賴義田村郡に出陣の夜川東の賊本陣を襲ひし時賊らが此木に火氣あるを望みて退しかば本營つゝがなきを得たり依て赤木といふ例の妄談のみこは赤木阿賀岐同訓なるまゝ適ゝ用るならん

妻乞稻荷
所謂ツマコヒイナリ也俗にメッケイと呼なるゝは妻乞より訛りしなるべし案に江戸淺草の牛込に赤城明神湯島に妻乞稻荷あり前の赤木も此社もともに彼をうつしたるに似たりさては江戸名勝志に妻乞稻荷の祭神は日本武尊立花姫倉稻魂命の三坐也ともありこゝも必其神なるべし

諏訪明神在古川例祭八月廿七日　麓山權現在驛東七月十日九月廿八日　伊豆權現在驛北九月廿九日　水神在西　地神在驛北　神明同　天神在驛東　祐長社在方八丁伊東麻を祭る也

小原田

八龍神
伊藤隱岐守建立遊覽志　祭神市杵島姫命便覽　祭事九月九日

羽山兩社權現在西九月廿八日　八幡在名倉高江四月三日　雷神舘在西　稻荷
早水天神舘在東　鹿島屋敷在東　八幡屋敷在西

日出山

山玉權現在寅位
祭神大己貴命國常立命神皇魂命正哉五勝之命國狹槌命伊奘册命伊奘諾命瓊々杵命惶根命猿田彥命高皇產命下照姫命素盞鳴命仲哀天皇瀛津島命牛尊彥火々出見命惡玉子踏鞴姫命澳津彥命澳津姫命也便覽
例祭六月九月十五日社内に葡萄石の廣第ありて古物なりといふ

二渡權現在西三月十五日　佐藤明神在星正　熊野權現在東

笹原

御處明神在東舘
御所滿貞を祭るといふ祭禮三月十五日須賀川蛭子の社人三島木紀伊守といふもの守祀せり其家の說に篠川殿も上杉安房入道の讒に依て永享十一年二月持氏と一所に鎌倉にて自殺也彼か先祖上總介といふもの遺骸を守護し篠川に下り其下着の日三月十五日を祭日とし奉祠すといふ須賀川以下舘基考　案に三島木の祖先は滿貞の附人にてこゝの三日市場といふ處に住せしとい

へば其縁によりて奉祀せしものなるべしさて此社は四十年前造立して正一位の神位をも申下しゝといへり其以前は石の祠にて其祠には天正の年號ありしとなん便覽に祭神彦仁親王の若龍りて其親王此處にしばらく御滯留あつて遷御百二代の帝位につかせ玉ふとあるは例のうけがたし

稻荷在東舘九月廿九日　雷神在菖蒲澤四月廿九日　熊野

久保田

山王權現在山王山

延暦年中坂上田村麻呂建立遊覽志　祭神日出山山王に同じ

二處權現在山王九月九日　稻荷在同所同日　麓山權現在麓山八月廿八日　水神在水神山

雷神　八藏神　神明　山王權現　若宮八幡

福原

御靈宮

權五郎景政の靈社也といふ九月九日

大鍋明神

渡邊權太夫義家朝臣より給はる鍋をあらためる也大概記此事は古部の祭にいふ

水神二社七月廿日　羽山八月廿六日　雷神五月廿六日　恵美澤稻荷社十一

山神　熊野三社　三渡明神二　白畑權現二　道納神二　鹽屋大明神　權現午頭天皇

日和田

三方荒神九月九日　八幡八月十五日九月九日　稻荷五社　十二處權現九月廿九日　蛇王權現　熊野九月廿九日　羽山權現九月廿八日　田ノ神

高倉

羽山八月十五日　午頭天皇往古正の頃山にあり天にうつすといふ　鹿島九月九日　諏訪　八幡　神明　帳付明神社傳未にあり

八丁目

聖權現二社

按るに神代卷に伊怒比賣神の御子に聖神といふ祭神といふ祭神は天なるにや

番神二社　三方荒神　稻荷四社　王子權現　貴船明神

山神

梅澤

八幡宮在白山　賴朝公を祭る一覽大概記　九月十九日

日月　山神　稻荷　熊野　湯殿　水神　神明

八山田

午頭天皇在天王林　此社中にて蝮口を開かず社中はなるれば口を開くといふ大概記　いまだ其謂をしらず祭日九月九日　鹿島鹿島

森におり九月九日　熊野八月十日　三方荒神二社　稻荷四社　熊野八月十日

横塚

福藏宮

虎丸長元の守護神なりといふ便覽鼠の神といふ蠶を養ふものは最尊信す社中鼠の干錢といふものあり是をひろひは福ありとぞ大概記社中鼠の話は物靈の條にいふ

熊野　水神　山神二　雷神　明元

笹原

山神

荒井

芝宮明神

祭神稻荷也昔狐集りて芝をあつめ社を造る此前を馬に芝つけて里人の通りしに馬あゆまされば神罰ならんとおもひて此社に奉りしは馬忽進む事を得たりといふ便覽祭日九月九日

我母神在北井

祭神は古猛烈の婦人にて伊勢へ七度熊野に七度湯殿山に四拾八度獨行して參詣せし程の奇靈の人也始め大槻村の支村針生村を開き又此所に來りて北井村を開く如此の功尤も多し其夫は伊勢の神官にて是また神に祭り白翁大明神と稱す乃我母明神の左に立る小祠是也其子を遠藤新助といふ此新助封君會津蘆名氏よりの命にて一村の長百姓にて帶刀をゆるへる此新助其母の沒後祀りし神となす右に我母明神と號す俚俗は今に我母婆樣と稱す其年暦詳ならん二百四五十年の事ならんといふ又その婦人の墳墓も茂林の側にありとて此神靈甚著然にして近き頃迄へ村夜陰に門戸をさすに賊の民戸に入る事あれば忽白衣の人顯はれ出て捕ひしとぞ今は民心不良神威も隨て薄き故にや神もまた是をいましむる事なしといふ又其子孫ありて七海長右衛門と稱して今酒肆也毎歳一族我母の社に參詣す又兩村子孫の一族幣の切替には中津川村菅船神社の神主宗像氏に行て是をなす此宗像氏の祖は元針生村山王權現の神主にて此權現かの婦人の鎭守なりしゆへといふ蓋北井村にうつりては阿邊近衛大明神を鎭守とす是矢槻の都の古別の神社をうつせる處として今猶存すといふ俚老の話也と口碑に見ゆ義鳴いへらく北井に祀れは神社は末に記せし阿邊知勝と加茂神にて山城よりうつしたるを加茂の神社は

雷神を祭りしといふ説とあれば加茂神には雷神をまつりしとて其祭事に用ゆる葵を除雷のもの也とて世にひろむる處也其説實はひが事也といへれ社傳の一とはなれり加茂神とも雷神ともいひり其實は一社なるを加りそめに我母訓同神と書たるよりかゝる誤まち説を作り出たるにはあらざるか士由は博洽多通事物の説其實をあきらめさるは少なし只此口錄は大かた俚俗の茶説にものしたるを勉て其まゝに書あつむるを字とすれば其論のこゝに至らざりしならんされど其子孫もありといへば浮たる事にはあらしなれども我母といふ名可笑にもさるましき心地そする深く尋ねて實を得べし

阿部知勝明神

前にあるが如し遊覽志には阿部繼守が靈社かとあり一本には阿部明神と知勝明神とを別神とすあり祭日九月廿八日

雷神在北井二月三十日　午頭天皇在撫子九月五日　神明同山明在西二月二日

片平

王宮伊豆權現在大宮山

祭神彦火々出見尊天智天皇葛城王也後當城主伊東大和守祐時先祖の本國の鎮守也とて伊豆箱根三島の三社を勸請す伊豆權現は王宮拜殿に祭れり大宮の號は天子の尊靈にかゝる王子とは葛城王の靈社也全く葛城王の宮を以本社とすと便覽にみゆされど天皇帝の事は末に引たる帝此所に行幸ありしといふ妄譚を取りたるに似ておぼつかなし例祭四月九日神前に釆女かもたりしといふ鏡あり圖は集古十種に入るまた神護慶雲の年號ある鰐口もありといふ何の故なるをしらず

箱根權現在箱根山

祭神彦火々出見尊便覽九月九日

三島明神在三島山

祭神大山祇命同同日此二社祐時の勸請なるべし

紀伊宮本宮にあり

祭神埿賣尊埿煮尊也元は后伊宮といふ釆女靈社にもはへるやといふ説あれともさにさらす祭神は木德神なる故に享保十八年丑神祇管領本所へ申立殿の一宮を改めて木伊宮と號すと便覽に見ゆ或人の説には祭神は五十猛命大屋津姫都麻姫にて其御神は紀伊國に鎮座まし〳〵たるをうつせしなれば紀伊宮とは號する也といへる如く此説による　按に釋日本記及神名記曰紀伊國名草郡伊大祁曾神社大屋津比賣神社都麻都姫神社事記曰五十猛神(亦曰大屋彦神)次大屋姫神次爪津姫神以上三柱坐紀伊國齋神祠也と又神代卷に五十猛

神紀伊國名草郡伊曾大祁神社なりとありとの祭神大屋津姫都麻姫五十猛命ならんには其説にかなひたれば紀伊國よりうつしたるといふとるべきに似たりさて本社に紀伊宮精進といふ事あり今は月々の廿日渡には酒を呑事を嚴禁す其由は此神俗傳に所謂權現太夫を祝ひ祭る所にて昔太夫酔臥の折ふし火のために燒れたる事ありし故也といへり此の事に似たる神事他邦にもある事と見えて神道各白類聚抄云季忌宮精進近江國滋賀郡にあり十一月廿三日江州滋賀郡江口南人此日終日爨炊のものを食せず百餘年ばかり以前に專ら行ひけると也當世は絕て季忌宮精進の名をたに知る人まれ也と古老語りき又曰此日炊くものを食せさる事にあらす此日殊更に火をたく事をつゝしむ無用の火は其まゝ是をしめす也さるを火の納を所事になりぬといひ傳へり由意いまだ詳ならず此神事四宮の神官傳來するとなりとみゆ季忌宮は何神を祭れる所にや此神事にや

鹿島明神在鹿島舘

祭神　健甕槌命三月八日

冑宮八幡

義家公冑を拭給ひし所なり便覽九月九日

若宮八幡

祭神應神天皇仁德天皇便覽八月十五日

兎渡權現在岩倉九月十五日　神明同　山王在舘西九月九日　白山九月九日　羽山

同　蛭兒十月五日　稻荷九月九日　地鎭同

河内

菅船明神在宮林　神主遠藤市正

祭神猿田彥大神也船魂の神德を以菅船と號す享保十八年正月君公丹羽氏御建立正一位の神號を奉る社傳には永保元年原創といひつたふれども傳記は絕て知る人なし便覽神領五拾俵は長貴公の御寄進也といふ例祭九月廿八日

五郎宮在關湯

芦名五郎盛時を祭るといふ民間誤て篠塚五郎といへり村鑑一覽一說に景政の靈社にて御靈宮也といふ古壘集

鹿島在向　西宮　在田中

長橋

熊野在熊野山九月九日　鹿島在戸ノ本同日

富田

山王在東寺八月十四日　山王在北向九月九日　便覽に久保田より勸請せしとある山王は此二社の內なるへし

若宮八幡在町田九月九日　諏訪在諏訪內七月廿七日　稻荷在乙路

早稲原
八幡在九月九日　大鏑明神同所九月九日　山王在角二月十五日　日月水神在北九月二十日
堀之内　隱津島
既に記せし安積三社の内也例祭九月八日
稲荷　三渡明神　二字權現
前田澤
諏訪明神在禰宜内八月廿七日　大鏑明神在向山九月九日　春日明神在北室山二月六日
稲荷舊二月十日　山神
上伊豆島
鹿島明神在鹿島
片平の館主伊東親祐の建立棟札に享保三年とあるよし或書に見ゆ　搜古に出し此社の棟札には元和七年旦那添田喜右衛門と是今の里正の先祖也といへり享保に創立せし社百年に近かりければ大破に及びたる故再興せしなるべし　鰐口の銘に奉掛享祿三庚萬歳主伊豆島村藤原親祐とありといへり　かゝれば或書に片平の館主と書たるは誤なるべし九月九日
春日明神一覽に前の棟札あるは此社也としたるはあやまり也　天神九月九日　山神在八方二月十七日
下伊豆島
諏訪明神在諏訪林七月廿七日　稲荷在館十月十日
安子島

大鏑明神在村内
祭神大山祇命時平公の靈社といふ說あれど神證には不見正說としかたし便覽例祭九月九日
午頭天皇
祭神中　素盞鳴命左　稲田姫右　八王子便覽
羽山祭神麓山祇　熊野在四谷　山神四　紀伊宮在竹ノ内
大槻
春日明神在宮林
祭神建甕槌神經津主命天兒屋根命天照太神也當城主高行寄進の舊物あり享保十八年正月十一日正一位の神號を奉る此社にて九月廿八日里人競馬の神事ありとそ便覽二月十四日〇伊東系圖には貞治六年伊東祐氏移和州　春日明神大槻城とあり
御前宮在宮林
石碑木像あり是靜御前義經公の跡をしたひ下りたるに本村の針生に至りて長途の勞に死したるを葬たる也從者小六の死したるを小六峠といふ瓶子を捨たるを瓶子沼といふ乳母か身を投げたる池を美女池といふ其袍を捨たる處を袍か沼といふ後に針生より花輪にうつる也小六は盜賊に殺されし也と一覽にみゆ又

便覽には靜御前義經公の行衛を尋たやく小六といへる男と龜といふ女とをつれて下りたるに大田山内平泉におはしますを大谷山口今泉と聞違此里まで來りて尋ねけれども知る人もなし小六は此頃の所勞によりて此山にて空しくなりぬ小六塚とて今にあり夫より小六峠といふ靜も今は氣よはり澧々たる沼を見わたしてこゝそ最期の處なりとて袍を取て捨たりけるをかつきの沼といへりされと今一里も往て問はやと大田の里に至りて尋ねけれども知る人なかりければ此世の名こそ是迄そと池水に身を投て死したるとぞ其池は美女の池といふとあり又村老の說に靜女義經朝臣の所在平泉とこゝの今泉とを聞ちかひてこゝに至りて土人に問たるにそは出羽國なる平泉といふ處にて此ほとりにはあらす平泉といへるは猶數百里阪東道なもていふ〇彼方にてたやすく行へき方たもあらずと語りしかは其及がたなきをしりて自殺したりといふかくて年月推うつりていつの頃にかありけん村民某ある夜の夢に靜女枕の上にあらはれて我亡骸かう／＼の處にありいかて一社の神に祟祭るへし捨置かはあしかりなんといひけるにそ急き其所を尋ぬるに古き墳を得たりしかはやかて一社を建立したるなりといへり其事大同小異あるのみにて皆靜女の靈社とす過々按に靜か死したるは義經評判記に靜吉野にて義經公に別れてより都に上り北白河の宿所にかへりつれにも世をうき事におもひて髮剃佛門に入つて草庵に引こもりて有りけるか其翌年空しくなりしとみゆれは東下すへきにあらずされど其註に義經公奥州にて自害の由を聞て靜は尼になり暫く嵯峨の邊にありしか後南部に住せしとも又奥州の方へ下りしともいふとあり是聞考志に靜子墳在名取郡長袋村相傳義經之哥妓靜子之墓未詳何人設之由云々又日光道中中田驛なる岩松山光了寺の什寶なりとて靜女か蛙蟆社舞衣の裂ありそは後鳥羽院より靜に賜はる所のもの也しを故あつて此寺に傳へしとぞ義鳴其圖を見し事あり其記もあり聞つれともいまた見ることなけれは其來由を知らされとも彼寺に其舞衣の傳はると聞老しなる古墳抔をもて前に引たる註に思ひ合せればもし東下したりしにや平澤氏も漫遊文章鍼生に有靜義人墓云源豫州而不能庇一婦人又令女子墓而不止其事不傳亦可やとあり此文意を味ふるに靜子か東下したるを肯た

りとおもはる何據やありけんいともゆかしき事也しかして又一わたり深くあるに遊覽志に靜堂の碑は大槻高行の妻靜の塚といへり何の故にや邑人其事を秘す笑ふへき也と記せりされとも高行の妻を靜と稱したるもまた實據なければみだりにはとりかたし依てつら／＼おもふに昔時は官の夫人を其儘呼て御前と稱したりこれに據れは誰にまれこゝの堡主の夫人死して葬りたるを臣下稱して御前の墓也と申けんをいつか其實は知らずなり行て御前とたにいへば其名のいたく聞えたるが故に靜御前の事とおもひなりてかくは傳へ來りしにや且は鬼一法眼女皆鶴姬義經朝臣の跡を追て會津藤倉といふ處に至りて義經の事を土人に問しに義經公の此處を通り給ひしは五日前なり今は追ふとも及がたかるべしといひければ姬悲にたへず難波の池に身をすてゝ死したりとて其墳墓今猶彼地にあるよし物に見えたれは是ゝ又引あはせする便とはなりしならん又一ツうたこふへきは靜堂の碑見るものあれは神罰ありとて板もて打圍たるに其板腐れ朽して取替る時に原田村なる圓壽寺の僧强て見たるに眞中に師西來意とありて脇に延文二年と題せり其外見るに文字なし師の上には祖の字ありしなるべし田間漫錄に見ゆ祖師西來意とは禪家の語にて延文は尊氏將軍の頃なれば靜か子に關係せす又小六塚といふから山口村にありて彼地に其事蹟のつたはる靜女か事にあらす小六塚の條に合せみるべしかた／＼おもへは靜か碑ならぬはあきらけくこの何ものか靜が事を作り出で此碑をしられたらんには其例說の行はるゝなしとて深く碑名を打こほして見れば害あり抔とて愚民をまどはしたるにはあらざるか

麓山在羽山九月廿八日　熊野藏の木にあり八月十五日　天神在古館二月廿五日　雷神在堤前四月十五日　諏訪明神七月廿七日　牛頭天皇在村内八月八日　西宮在陣場十月廿日

只野

御靈明神在宮森四月十七日祭例　別當眞光寺

祭神多說あり館基考に相傳ふ義家朝臣武衛征伐の時鎌倉權五郎景政將軍に從て戰功ありしかは奧州の内五郎常州の内二郡恩賞あり只野は其城地ありし所なれは安達郡は景政の領せし所也とあり　景政卒して後其父村岡山五郎平忠道の靈を合祭して御靈の宮と名付くと見ゆ便覽には祭神平忠道同景政又忠政祖父の君と合祭す堀川院勅定ありて忠道の亡靈を御靈宮と贈官せらるゝとあり舊事考忠道陣中に死す其子五流にわかれたり死後各其祖神の靈に合せ父の靈を祭り五靈と唱ひならべ

祭るといふ又は景政を祭るともいふとあり村鑑には權五郎を祭る長尾藏人忠政の建立一説に景政目を射られたる故によりて其地に生るゝもの一眼少し眇すとありかくまち／＼にていまた定説なけれども相州鎌倉にも景政の靈社ありて御靈宮と稱すればこゝも主祭は景政の靈なるべし義鳴往年故ありて長州毛利侯の家老香川又左衛門のために奥州羽州に安置する景政の靈社を考案せしものありしに安積郡に四社安達郡の三社白河郡に一社田村郡に十三社桃生郡に三社亘理郡に一社出羽國仙北郡に一社ありし也是は皆御靈又は忠靈又五郎宮などありて皆景政の靈社也といへれば本社主し、景政を祭りしなるべし香川氏は景政の子孫なる故便につきて其祖廟を求め出んとてしたる也といふ

熊野 在別所

祭神伊奘冊尊速玉男命事解男命也例祭九月九日

伊豆權現

祭神彦火々出見尊九月九日

山口

鬼渡權現

俗に仁和多利と稱す相傳縁切神といふ祭神シヤウケ神といへり此神猿田彦命なり夫婦の縁不縁事を守護し給ふ便覽

湯前明神 祭神大巳貴命四月十八日　山王 十一初甲の日　鹿島 在古舘八月廿八日　熊野 舊三月十七日　飯綱權現 九月九日　山神 二月二日

大谷

若御所明神

篠川御所滿隆の御子右衛門作持仲を若御所と號し右若御所の取立にて大峯をこゝに移し大谷峯を開て奥州五十四郡の山伏ともの大谷峯に修行せんためにとて西大谷峯東大谷峯鐘掛石行者堂行人池等の古跡今にあり若御所を祭りて右の宮ありされども笹川御所は滿隆にあらず滿貞也持仲は滿隆の猶子にて鎌倉に於て自殺せしなれば笹川の御所たる也き所謂もなく又大谷峯を開くべき事は勿論なし全く口碑のあやまり也四家合考に曰く按に盛氏の嫡子盛興父の名代として安積にありし内皆人若御所と唱ひたらんに大谷峯を開き山伏共の修行心易く致させし故沒してのち明神と崇め祭りしならんと舘基考にみゆさもあるべし

山王 四月二日　熊野 八月十二日　山神 二月二日

八幡

八幡宮　神主　大原中務

所謂安積三社の内字奈己呂別にて續日本後記又承和

十四年十一月癸亥朔丙寅奉授陸奥然位宇奈己呂別命從五位下又三代實錄に貞觀十一年三月十二日庚午授陸奥國從五位上宇奈己呂別神正五位下とある是也（義鳴いへらく從五位下を始めて奉りたるよしなるに實錄には從五位上とありければ貞觀十一年の前今一度加階ありしなるべし）（未考）尊號譽田別尊又去來妙尊共いふ太古の靈跡は瀨織津姫尊也一社に祭りしは神秘なれば畧せりさて勸請の始めは桓武天皇延曆年中按察使藤原小黑丸大伴家持當國御下向御代村に御着然るに蝦夷の惡黨烽起せし時高旗山に在ます神力によりてとう〳〵打平げたるに依て高幡山より前後の川の落合山崎に御勸請無双の大社造營畧社頭丹羽今重公御建立當地勸請の以前は遙の西禿倉とて自然の神祠あり高幡の神靈影向の所にて參詣の人も多しとなん（尊號以下便覽の此外多説あり搜古に舊跡及び迁宮の事をあげたるは本文にかなへり村鑑井一覽には元は下守屋村三ツ森峠八幡臺といふ處也建立欽明帝の十一月垂跡の寺に大伴宿禰陸奥守國道勅を蒙り延曆三年山崎に迁宮す今の八幡村也とあり遊覽志には延曆年中三森峠八幡平にあり安邊繼守高幡山に建立水承の頃源義家再興大伴國造八幡を合祭に元祿年中にうつすとあり大概記には近江源氏の嫡流佐々木三郎盛綱の末流八幡宮を持て奧州に下り山崎村の地に勸請して八幡村と號くと云々未だ何れか是なるをしらず）延喜式二百八十五座の内にあり常祀の外なりといへども應祭の時絕孫續五色薄絕木綿麻裏料抔を給するよし也かゝる名神の御坐ませば國守より四時奉幣不絕も宜なる事也．（宮翁雜話）例祭（四月三日九月十九日）

末社（便覽による）

三島（在手洗崎祭神大山祇命）　天神（祭神大日命菅原靈神）　伊豆箱根（祭神伊豆箱根兩社彦火に出見尊三島は大山祇命大權現天正年中雲峯山より此所樫へ影向し右三社の内に祭ると影向の相木今にあり）

春日明神（祭神建甕槌命經津主命天兒屋根命姫大神）　遮宮（祭神武内宿禰）　辨才天（祭神市杵島命）

雷神（祭神雷神）　武遮宮（祭神武内宿禰）　稻荷（祭神倉稻□命稚彥□命保食命御饌津命專女神）

影屋

八幡宮

俚諺には八幡の姉の宮といふ八幡の八幡宮勸請の時しばらく安休の假屋ありし處にて本宮山といふ姉の宮にはあらず（便覽）例祭（八月九月）十五日

諏訪　古の鎭守始め柳田の角であり（七月廿七日）　稻荷

伊豆權現九月三十日

川田

白幡明神

祭神武内宿禰古の社地は川田の角白旗にあり（便覽の一覽には天文六年中牛庭原よりうつすとあり）四月四日九月廿八日

三島

祭神大山祇古城主の鎭守にて往古より此所に鎭座城主信仰ありし故鎭守の號あり便覽九月廿八日

赤木明神在神子内九月廿八日　雷神在上御靈六月十六日　上御靈西　下御靈東

山王在向屋敷八月十五日

成田

諏訪在吉館七月廿七日　己渡社西

鍋山

牛頭天皇八月十五日　雷神七月十九日

富岡

白山在五山九月九日　牛頭天皇在中ノ内八月十五日　稻荷在臍川十一月一日

山王在山王山三月十七日　山神二風札の宮在中原二月廿八日　天照太神在筑館三月十五日　天神在梅田九月廿五日　雷神五月廿三日

下守屋

飯豐和氣神社

安積の三社の一也正座息長足姫尊一に息を氣に作る同訓也　右饒津神上古より飯豐山へ垂跡神龜元年妙見を配食に古世には受戒比丘尼の相馬より勸請したる也といへど神主大河原氏の話には比丘尼は只神職を負て今の神明守子といふものゝ如く村々を勸化したる迄にて夫も勸化したるにはあらざるよし社傳にありといへり　元文年中正一位の宣下あり大概記に天明九年の宣下と有こは神殿改造にして神もちともに出替のはゝしにて始めての宣下にはあらずと大河氏原いへり　古は廣大の壯嚴なりしを寬永十二年野火のために炎上し翌十三年加藤式部少輔五尺三寸の宮草創す棟札今にありといへり○本社に毎夜龍燈を點する事は物異の部にいふべし

風札宮在觀音寺

安達諳の評に山内館村にて寛文の頃雲より風祭りの札を申受て宮と號す下守屋村にも風札宮ありとみゆさらば館村に同じきなるべし三月十五日八月三日

祇園宮同所にあり　始め妙見山にあり六月十四日

本宮

安達太郎明神

祭神甑明神往古あたゝら山に垂跡久安年中こゝにうつして安達一郡の鎭守とす此時本目付をあらためて本宮と號す是一郡の本宮なればなりさてかばかりの舊社なりしを天和三年二本松熊野の神官安藝守といへるは嶽山に坐はすはあたゝら明神此祭神はあたゝら明神とて安達太郎といふ人の靈社にてもとより別神也さるを一郡の祭神鎭守とすべきやうなしと難じたるは公事となりしに當社の舊傳はありながら安藝守が佞辯に云けたれば遂に安達郡の注連頭の職を奪はれしといふされど元錄の書上は猶安達郡總鎭守とみえたればふつにそれしにはならず　夫より三百餘年のゝち寶德年中畠山持清信濃守と稱す系畠山修理太夫國氏の弟左近將監佐義　再興し鹽子田和泉守また修補す諸書に往古は和泉守建立寶德年中畠山持清再興とありされども和泉守は天正十三年十月に討死したる人

也と其建立の記ならんには夫より百二年前なる持清の再興すべきやうなしまた今あらためて持清を先とし和泉守をのちとす但再興とし修理としたるはおしはかりていひしのみ猶深く尋ぬべし宮殿に鹿子田の家紋蔦を付しは此故也とそ例祭九月十九日に也て神輿は神事に山鳥の神秘眞弓の神事といふあり神秘なれば窺ひしるべからず但眞弓の神事といふ神事の起りしは同錄に此事神代の昔より世々に傳はりありし法例當郡にかなかたる眞弓の神事世人のあまねくしる處也夫婦妹脊を定むる仲立に錦木といふ緣もまた當社法例眞結身よりぞ出し古實神代の卷曰天稚彥命鹿子弓の德によりて下照姫を娶り給ふ諸人此弓の德を妻定に用ひ神代には天弓に天鹿兒山の木を作りしなれども道遠ければ眞弓といふ木を用ひ諸人妻とせんとおもふ人あれば其旨を三十一字に書起紋にはかつら又は繩抔を結ぶ法ありて此木に結付其人の門に立ける也此木諸木に先だち初秋もみぢす又葉なき時はいろ〳〵に染なし立しかとのち〳〵には此木に不限何木にても彩り木を立ける故錦木と云々以下一社の神秘とありて略して不記とあたゝら神社の舊記の中にありと見ゆさて此神の忌給ふとのことて本邑にては苧と萱とを作る事なし就中山鳥を恐るゝ事甚しく其名をだに漫にいふ事なしこゝに産るゝもの他邦に移りても此鳥を食へば害ある事舊の如しとぞ丹波の並河村にて鯉をくらはず男山にて鳥類をいみ奈良にて鹿を恐るゝ類なるべし

末社

蛇宮青龍權現

天和の公事の折蛇の宮の前に大きなる蛇腹を破りて死し居たり是を奇として青龍權現を祀りけるよし社傳にありといへり此社古へは社頭の南にありしを寶永の頃こゝにうつすといふ蛇塚の事は物蹟の部にいふ

雷神在鹿子田館鹿子田右衛門佐崇敬之をいふ村鑑五月六日

辨財天左逢隈川岸三月十三日　諏訪

山神三

仁井田

富士權現在藤田九月十九日　羽山在羽山三月八日　十二處權現三月十三日

牛頭天皇在五百川六月十五日　王子同九月十九日

荒井

帳付明神

里俗の説に往古陸奥守に任じて下りし人驛燈遊筆には實刀なるべしの右筆京より奥州迄大河小河の數を記して有たるに

信達の境なる川に至て京より五百番にあたれり依て五百川と名づくさて其帳を付たる人此所にて病死したるを崇めたる也といへり諸説錄、大概記、村鑑、一覽既にもいひたる如くこは誣説なるべし

白旗明神在西町九月九日　羽山在三本松九月九日　熊野　白山　稻荷

關下
羽黑二月十五日　羽山在深江十一月十八日　稻荷　山神

靑田
帳付明神在東宮九月九日　社傳前に同じ熊野、權現三

苗代田
帳付明神在村内九月十五日　社傳前に同じ羽山

御靈宮在五百内
景政の靈社なる故地名にも五百内といふなるべし

水神　山神四　神明　年神

羽瀨石

下樋
帳付明神九月九日　社格前に同じ

石神權現在岩上九月九日

靑木葉
稻荷在寺前九月十九日　山神　牛頭天皇　疱瘡神

石筵
八幡八月廿五日　山神三　權現二　稻荷　熊野

高玉
高司明神
祭神太玉命高皇産尊大概記に紀州高野山の入口にも高靈大明神あり高司大明神もあれば高靈村といひて高司も高靈同訓玉ト大明神にはあらずやといへり義鳴いへらく高皇産靈の高靈の二字か又高皇産靈の高と太玉の玉とをとりて高玉村といふにやさらば神號も前説の如く高靈なるべし例祭九月九日

米藏明神在中當　祭神宇賀魂命　牛頭天皇　道陸神　神明　羽山　山神三　稻荷　熊野　湯前權現

横川
帳付明神在上ノ山九月九日　社傳前に同じ以上帳付明神六社也何れかうつしなるべし

山神在村

中山
熊野在古舘九月九日　米藏明神在村　祭神前に同じかるべし

相生集卷之第拾稿終

相生集 卷之第十一稿神廟類

目次

沼袋　黒沼明神
小濱　慈現明神
上長折　諏訪　外ニ一社
下長折　諏訪
西勝田　雷神
大平　三島　外ニ一社
平石　八幡　外ニ一社
鈴石　慈現明神　外ニ四社
西荒井　慈現明神　外ニ四社
下太田　若宮八幡　外ニ七社
外木幡　天王　外ニ四社
針道　諏訪　外ニ三社
内木幡　天女祠　外ニ十社
南戸澤　御渡明神　外ニ三社
北戸澤　白髭明神　外ニ六所
西新殿　鹿島　外ニ三社
東新殿　御渡明神　外ニ三社
杉澤　御渡明神
茂原　熊野
百目木　八幡　外ニ一社

田澤　御靈宮　外ニ六社
山木屋　八幡　外ニ六社
小手森　常磐明神
上太田　住吉明神　外ニ三社

相生集 卷之第十一稿

外史 大鐘彌兵衛藤原義鳴輯

神廟類

糠澤

羽黒權現

いづれの頃にやありけん賊ありて此神體を盜もて行けりさて其頃和田氏（藻太夫の）すなどりのために大隈川にいでたるに水中にきら〳〵しき光あるを見ていともあやしとおもひ水練をして水底を探らしむるにくすしき神像をかつぎあげけり是則此神にておはしゝかばかしこき事なりとて和田氏新に一社を創立してもとの如く崇めたる也といへり其證は社の破風に和田氏の家紋をきざみたりおのれ此社にまふて土人の話を聞たる也彼神體を盜み出したる賊にあやしき事のありしによつて打捨てはしりたるならんといへり

羽山

高木

山王社（在田中九月十日）

和田

熊野三社（在岩角）　伊勢（同）　白山（同）　稻荷（同）　諏訪

白岩

金連明神（本文に蓮に作るは誤也）

祭神金山彦命也天文十四年壬寅林鐘二十九日木幡山學頭法亮辨願主三平因幡守氏次同隼人佐裏に永祿三年卯月十日大旦那大内備前守願主三平讚岐守再興と棟札にありし三平氏は何人なることをしらずいつれ大内の屬下とみえたり○社内に古き琵琶二面ありいたくそこなはれて全形ある事なし何人の持ちたるを何故ありて當社に傳へしや神官もしらずといへり

長屋

羽黒（三月八日九月九日）　諏訪（七月廿七日九月九日）　稻荷（九月九日）

松澤

鹿島（在竹重九月九日）　三渡明神（在中里）

稻澤

春日（在春日山六月朔日九月九日）

永正十八年と慶長十八年の棟札ありといふ按に永正

十八年は史冊に不見こは十八年の八月二十三日改元大永となりしなれば此棟札は四月十日にて改元の前なればうたがひなし

初森

羽山九月九日　諏訪七月廿七日

玉井

織井明神在折井

源頼義公下向の時其妻搯針御前此所にて平産ありしを祭りしといふ村鑑に見ゆ浮說なるは論なし按に三代實錄貞觀八年壬三月の條に山城國正六位上降居神並授從五位下和漢三才圖會に大和國十市郡谷村の邊に掠橋下居の神ありかゝれば此織井も降居も是らの神と同じきにや又は聞老志に岩井郡中川村折居權現釋迦文珠普賢とあるに同じきにや織井を折井とも書たるものあれば恐らくは折居の權現に同じかるべし

羽山在羽山十一月十八日　西宮大神正月廿日

永田

盛長宮在御堂内

藤九郎盛長夫婦の木像あり何人の安置せしを知らず古館の條にもいひし如くこゝは盛長の采地なりしかば後人の追崇したるなるべし

稲荷在山上九月十九日　三渡明神同　熊野

深堀

甑明神

安達太郎明神とも申すこは山によりての名也甑と稱するは既にありたり記略に所謂安達嶺坐飯津賣の御神にて御名の似たるより飯豐にまされたるにやおぼつかなし又安達太郎といふ人の靈社也といふは既にもいひし如く俗說とるべからず〇聞老に曰吾田良嶺土人稱之二本松嶽夏六月望日祭之鄕黨守夜終宵群集未詳祭何神とあり今は其事すたれたり

船明神

谷をへだてゝ一峯あり其形船に恰も似たり其地におはするが故に此御名あり祭神未詳おもふに記略所謂安達嶺大刀自神にはあらしか

湯前宮

祭神大汝少彥命也紀畧に寬平九年九月七日巳卯授陸奥國安達嶺座陽日溫泉神正五位下ある是なり陽の訓は既にいふ

原瀨

諏訪明神
　天正十二年畠山義經建立の棟札あり一覽七月廿七日
宮平明神十一月十八日　羽山十月十八日　星明神九月九日
箕輪
三渡明神在宮脇
　會津宰相の建立なりといふ山本聞書九月朔日
箕輪權現在荒屋敷
　箕輪太夫奥義を祠る也といふ縁記山本聞書村鑑九月九日
八王寺在太子堂
　貞義崇敬の宮にて惣鎭守也大概記村鑑同日
山王在山王田
　畠山義繼建立村鑑
羽山義黑月山在苗松同日　熊野在古堂同日
山神在松本山同日　稻荷在柏木同日　地神在田中同日
椚山
山王宮在前
　祭神大已貴命也大同年中草創天正の頃畠山信常林奥遊覽志
　四月朔日
稻荷在象目田二月初午十月十日　羽山在苗松十一月十八日

上大江
六社
　祭神月山羽黑湯殿地神荒神稻荷四月九月十七日
北杉田
八幡宮
　祭神義家朝臣也といふ
南杉田
八幡宮在西
　鏡の内に鑄付たる尊像也御長四寸背に大同二年八月十五日の銘あり田村麻呂の寄進也同尚漫錄村鑑拾覽志大概記八月十五日
十神
　天神稻荷白島明神日本武尊丹後明神猿田彦　老婆神鈿女神
　地藏伊弉冊命　機織御前天照太神　阿彌陀八幡　水神山神此中天神宮
　掃部の時に會津より勸請すと古館辨に見ゆ土人は遊佐孫九郎崇敬の天神也といふ
麻利支天在隱里
館野
　三渡明神　白山權現
高越

羽黒 在社坐 九月九日

下成田

本船明神

安達太郎の臣鬼王丸の死骨を鬼面山に納め鬼面骨明神とあがむ 縁起村鑑 一說には往古あたゝら岳鎭座船明神と號せしを後世こゝにうつすといへり未詳九月九日

稲荷 在田中 疱瘡神 在日向三月廿八日

油井

白蛇明神 在湯福寺

治承年中慈覺大師 其時圓仁と號す 廻國の良飯出は間道なりしによりて其地にいこひしに白蛇來りて笈佛の腰を養たれば夫を崇たる也この本尊は則笈佛の毘沙門にて慈覺の作也といふ

三渡明神 三十番神 八幡 在南屋敷

府下六町

若宮

八幡宮 在香泉寺

畠山義國天正年中相洲鎌倉若宮八幡をうつし草創すと金華抄にみゆ小松聞志奥書には高國鶴岡八幡をうつせしとあり未詳八月十五日

天神 在香泉寺 羽山 龍泉寺 金比羅 在小林寺 三月十日 大神宮 在明王院 稲荷 龍泉寺

松岡

午頭天皇 大三藏院境内

天皇といふ不動の像は木像にて三藏院の先祖關原御陣の節君公に從ひて甲冑の上に負へたる也といふよて其像破壞せし處ありといへりさて三藏院始め加州小松にあつて先君御歸依まし〳〵たるによりて白川まで供奉して彼地にありしを慈明公本府へうつさせ玉ふに及ひて又こゝにうつし始めは今の境石寺の地にありて山中也といふさて今の宅地其頃はウチキヤ村とて民家七軒ありしを皆三藏院に歸信し山中におらんよりはこゝにうつり玉へとて今の地にうつりし也社も今のやうにはなかりしを安永六年回錄にかかりて造替たる也さて先祖三藏院の關原抔へ具足其外古文書も傳はりしに是も安永の災に失せて僅に存せしものとては午王の坂にて是には關原の頃の年號を彫付ありと今の院主の話也彼に小杉山大聖寺號あるは小杉にありし也とそ

天神 一は法輪寺 一は松岡寺

本町

八幡宮　神官　大原因幡介

八幡宮　神官　安藤筑前介

治下鎭守の御神也さて此社勸請の說多端にて實を得かたし今百方考究して是を正す（校合の書いと多ければ天書の名をひかざれども苟も無稽の說なければ見ん人うたがふべからず）

抑此兩社は畠山高國今の府城本丸の中に有て森館に叛逭す（名勝志諸錄皆々安達太郎此山に向氣白旗の如くなるを見吉地なるを知りて熊野の祠をたつ其後箕輪太夫に託宣し給ふらく八幡大神を勸請なし此城天地と共に無久ならんとありしに依りて八幡も勸請せりと一說には畠山氏は代々時宗也彼宗は熊野の夢想によりて起る故熊野を鎭護とす又畠山は源氏より出て鎌倉の產なれば八幡を信ずる事尤也と小松關志奥書には高國東國より不堂某を追討の時八幡熊野の奇瑞ありて勝利を得るに依て永く當所の鎭守とすとあり其由る所まちまちなれども高國の勸請はあきらかなりさて勸請の地定かならざるに似たれども乙森に此社を建し事あるよし名勝志に見えたれば是則高國草創地なるべし尙たづぬべし）夫より數十年ののち滿泰宮地を替て八幡を東の郭に熊野を西の郭へいはひ祭る（金花抄にまた本丸に五重の櫓をかまい東の郭に源氏の氏神なれは正八幡を勸請し八幡平と號し西の郭には本家代々紀伊の守護職なれば熊野を勸請して權現丸と號すとあり世に此社を滿泰の創建といふ是によりてなるべし）松下重綱の時に至て鹿子館に遷し參らす（今の智善院の地也大概記に其郭内に在て貴賤に便ならずとて今の栗柵へ遷座とあるは城内より鹿子館にうつしたるに混じたることゝ一本の說による）さて慈明公の寛文元年といふに敬して神威遠け玉はんとて今の栗柵に兩社修造ありて同年八月十五日遷宮の式を行はる（大概記に重綱栗柵に遷し參らせたるは敢積に及びしを慈明公思はるゝ旨ありて兩社を再興し給ふよし記したるは亦混じて誤りし也且重綱の本府へうつりしは寛永四年にて其卒去も同年なれば建立も又同じ年の内なるべしさらば寛文元年迄は三十四年なるにさばかり敗却すべきにあらずそはとまれ本町谷の記に府上兩社鎭守在雉堞内爲敵違其神戴擇收今地而新造宮殿と云文あり此記は慈明公の御在世の中雲堂和尚の撰びしなればいつはりを錄すべからず故に今これをとる）八幡の高影は益信の筆（慈明公の命による）八幡大井とせられしは慈明公の御手也といへり此時宮殿いまた狹少にて後衾（カラカミ）をもて備とし僅に壹人の額付はかり也しを元祿七年長之は拜殿を造營ありて白川以北に稀なる莊嚴となりしをいかなる火の荒ひにやありけん寶永六年四月といふ日炎上して護摩堂を始め祭器神寶ことごとく烏有となり神輿のみつゝかなく昇出し參らせたりとなん夫より同しき八年の春再興（或は享保二年といふ是は寶永八年より七年にて落成したるより誤にやといへり）ありしに明和寛政二度の回錄にうしなはれ玉ひ今の宮殿は寛政十二年の御造營也といふ兩社ともに正一位にて正德四年八月八日卜部敬卿宣旨たり社領（廿五石）づゝ　元祿十二年長之公の御寄附也拜殿に祭りしは定かならねと高國の乙森館にいはひし時は拜殿なりしを滿泰東西にわかち重綱鹿子館に遷し參らせたる時又拜殿に

祭りしやう也倘可考○名所志にいへらく此社しば〳〵宮地を相せしと見えて始め田地丘に勸請又油井村洲崎に建立す今其山の麓を宮下といふ（勸請の宮地は櫻木並立り）其のち畑野にうつり今八幡山といふは其跡也夫より城の南にうつし奉る今一ノ丁山に古跡あり此邊を霞關といふ又本城乙森舘へ勸請し夫より鹿子舘に遷宮すとあり案ずるに今田地丘に高國の建立也とて熊野・八幡の南社おはせりよつて思ふに田地丘は高國の附城の類なるより始は彼に兩社を安置したるにのち府城の内にうつし參らせたれば其舊地にまた兩社を勸請したるにやあらん又はこゝとかしことに勸請したるにや未明其外まだ考ふる所なし神幸起原例祭八月十五日（始め二月十五日なりしを中頃より八月を用ふ洛陽男山の放生會をうつす也とぞ）始め神輿の御渡はなかりしを寛文四年辰六月廿四日田町根崎町相はかりて愛宕の祭を營み初て神輿を渡し神樂太皷を打て町々を押わたり櫻谷迄至りしに木町龜谷のもの之に與せさるを本意なくおもひ同年八月十五日兩社の祭禮をいとなみしより起れり其後三年に一度祭禮を行て踊臺を出したるか中頃廢れたるを文政の年より又もとの如く踊臺を出す事とはなりぬ（三年に一度は元の如し）

さて郭内今の吉岡氏宅地の山に御旅所と稱する處あり是は古へ祭禮の折渡御の神輿を暫く安休し參らせたるよりの名也といへりされば舊代も神幸もありたる也靈異昔時兩社建立の山に周圍三間斗の神木の松ありしに八幡宮を今の地に勸請ありてのち大風のために其松折れたり神官驚きて詫宣をうかゞふに今の地にうつり玉ふ驗也と告給ふ其後元錄七年兩社拜殿の造營あるべしとて扉の込板になるへき良材を撰はんため近人らに仰て山林を求め給ふに其時奉行某ある夜の夢によりて彼の折たる松を思ひ出して山上より引出て是を用ふるに一枚の板にていづれも過不及なかりしとかや（名勝志）

拜殿の漏額（元祿七年長之公御造進日光輪寺の宮一品公竹親王の御筆也）

兩宮左右の額　同年同君の御造進

華表の額（安永六年再興の御造進有栖川織仁親王の御筆也）

鰐口　寛文元年辛丑九月十五日の銘あり

靈堂の奥山集に

肇詣二本松城下八幡宮以供法餐

六十餘州靈雲德　非庶萬古仰向親
東西南北總留跡　宜哉厥初稱應神

同供熊野神祠
熊阜双高十二宮　奥中此地闢神風
三山雲掩萬邦徧　不別南濱與海東
同記神驗
始隣神境施法餉　忽忻應現更慇懃
和光面影浮双眼　分似海瞰昇曙雲

末社
西伊勢　稲荷　荒神　天神皆石宮
元祿十一寅本町澤田孫七同孫太郎建立享保十四巳年
再建
東天神　山王　稲荷　地神　荒神　西瘡療神
國公一年疱瘡を患ふ時家臣ら彼宮此社に立願しける
に平癒ありしかばとて六番組の士祈願して寶永三年
此宮を建立す滋川村圓東寺よりうつせし也寶永六年
炎したるを八年の春再興すといふ
石動稲荷在南丘院
元祿年中醫員小柴の祖此街にありし時本國越中の石
動明神をうつせし也彼地に猶石動明神あり俗に轟稲荷といふは石
動の語に近ければ訛りたる也といふ小柴氏の話
三島明神

始今の鎮守の宮地に安置したるを兩社彼地に造立の
時今の地にうつすといふ
五社神
祭神伊勢兩宮熊野天神稲荷始め椚橋にありしを神託
によりて寛政以前こゝにうつすといふ
五社神
前の舊地椚橋へ勸請す
龜谷
山王鏡石　三拾番神蓮華寺
竹田
稲荷神宮寺にあり十月十日
根崎
太神宮遍照尊寺　三拾番本久寺　高野大明神遍照尊寺　山王在三森町
別當の猿引は古渡より來るといふ諸説録
澁川
安達太郎明神宮の前にあり
畠山高國と甑明神を合せ祭るといふ遊覽志に見ゆ按
に圓東寺始め安達太郎岳の麓にありしによつて二本
柳にうつりしのち彼の山に鎮守する處の安達太郎明
神をうつしたる迄なるへし太郎とよみたるより高國

の鹽社とは誤し也例祭九月九日
羽黑　月山　羽山在羽黑山十月十八日　熊野在栗内九月九日
疱瘡神在圓東寺　國公の建立也といふ年號未考

鹽澤

安達太良明神在田地丘四月朔日九月九日
是もあたゝらを太郎と訓したるより高國の名を混してあやまりし也

機織御前在田地丘
金葳文集に織女祠城北二十里と書たる是なり里俗の傳に高國鹽澤村に狩せし時織女下りて高國と交り遂に一子を産す是を松王丸と號すさて其子七歲の時織女再ひ天上に歸り去りしかば後世是を一社の神とあがむ又の説には昔人こゝの水流にを衣を洗しにあやまりて水中におとせしかば水底に入りて是を求るに遂に龍宮に至る一の美人機をおりて居り男の來るを見て大に悅ひて久しく君を待しとて遂に夫婦になりて其所に居る事三日にしてかへらんとするに婦人强て是をとゝむれとも男の歸心の切なるまゝに待女をして送り出せしに男家に歸りたればはやく二十五年をへたりさて其男織女を祭りて一社の神とせし也といふ安達太郎明神緣起にも天女とし四本松傳記には國司の妻の事とす　されども怪誕取るべきなしおもふにこは溪德記にのせたる南條家の祖山明山に狩せし時美女に逢て伴ひかへり夫婦となり男子をうみたるにのち其女か上天せし事の作り物語り抔によりて又作り出せしなるへし俗説辨にも相似たる話あり　義鳴おもつらく南杉田なる十神の中機織御前と稱する社ありて天照太神ことといふさらば此社も同神をいはひしなるべし此御神は齋服殿におはして神衣を織給ひし事神代卷に見えたれば機織と唱奉るもよしあり又姫神におはしたりといへければ御前の名もふさはしからずや七月二日

羽黑　羽山　月山在小屋敷十一月十八日　熊野　八幡在田地丘九月九日　富士權現在七廻六月十五日　雷神在四石五月六日

小澤

三渡明神在宮下九月十五日　明神在菖蒲澤八月十五日　稻荷在堂屋敷二月初午　熊野在中田八月廿一日　天王在大工屋敷八月八日　白山在下ノ内十一月廿五日

吉倉

太郎神在延命二月五日　稻荷在廣田二月初午　日光權現在宮下三月廿五日　諏訪在小屋七月廿七日　八幡在田中八月十五日　大明神在寺脇九月九日　淨明在畑中九月九日　荒神米澤

產前明神在脇木内九月十九日　熊野在茶畑九月十九日　稻荷在松木内二月初午

上川崎

稻荷在三ツ石

正一位也安西太郎右衛門眞行兼て稻荷を信敬しけるか我領地へ社を造立せんとて其地を尋ねけるに然るべき地なかりけるに或夜の夢に一人の老翁枕上に立て我鎭守の地には必ず驗あるべしと告て夢覺たり眞行不思議の思をなし叉領分をことくく尋ぬるに石三つ並ひある上に白狐うつくまり居たるが眞行を見るとひとしく三聲泣て走りぬさて眞行は是は鎭守の地也とて一社を造立し永く子孫の氏神とは崇敬しけるとそ辨古舘　天明年中國公より御供米拾石を附たり覽一

三月中の午

稻荷正福寺にあり二月初午　八幡九月十五日

下川崎

三島明神在宮

仁和三年建立天正十二年八月十五日遊佐内藏助建立是は再興なるべし八月十五日遊覽志

白鳥明神在坂下

坂下在家のもの共熊野並羽黑へ不詣あまつさへ熊野内社など此社の前を乘打すれば必ず落馬すいかなる事にや村鑑一覽

水神船在新

古社なり是其地をも久しく水神と稱すれば史に所謂安福麻水神なるやといふ人ありされど既にもいふ如く其神は亘理郡にありこゝとは別也

馬隱明神在飯坂九月九日

沼袋

黑沼明神本文黑沼とするは宗形と依り誤る　九月十九日

小澤

慈現明神在地神山

正一位也祭神事代主神にて宇知宮氏廣島居町に建立元祿十六年こゝにうつすといふ四本松傳記に四本松秀行之養子秀友勸請せしとあるはとるべからず　三月十五日九月十九日

上長折

諏訪明神在除田

兩長折の鎭守を祭禮七月廿七日草獅子を祭りといふ事あり今は式子とも獅子頭をかぶり太鼓を腰の前に付て拍子をとりく唄うたひながらかぶり太鼓を

參り來て是の社を見申せば四方白砂の升形なり
此宮はいかなよき日に建始め詣る人毎壽命長かれ
觀音とは神をすゝめるさゝら也あふ人ごとに壽命長かれ

さゝらといへる紙花のやうなるものを拵へ青竹の四方にいくらもさして社前に立置といへり

詣り來て是の御門を見申せば白金黄金の御門なり
詣り來て是の御館を見申せば八棟作りの屋形なり
殿様と我氏神はいしを詣る度毎恵みあるなり
十よ七か小金こき竹手に持て稲穗は八穗で八石

こき竹とは稲穗をこく竹也

十よ七か切りかけさまごに手をかけて我らが遊び花で詠める

きりかけさまこは壁を切り作りし窓なり

朝草に桔梗苅かやかり込で是の御馬や花てかゞやくしづ〳〵と賤かをだまきわくの糸くる〳〵と御待やれ御日さまに御月さまとの御かけにて萬歳樂と舞て納むる

此外もありといへども未考こはいつの頃作り出したるものにやしらざれども古質の氣習をみるべきものなり可愛

稲荷 在移川三月初午

下長折

諏訪明神

西勝田

雷神 在座頭橋山五月六日九月十九日

大平

三島明神 在下矢ノ戸

社内に假面十あり運慶の作といひつたへり其中貳つ翁姥の面とおもはるゝもの好年の作と見ゆ其余は彫刻はよろしからず右之假面の内に臨の松力坊と書付しものあり當時の別當院室院といへる修驗より十七八代先の祖なり古は邊鄙の村々にも舞樂等を奏して神を慰しものと見えて上の如く假面の類ある也 搜古八月廿日

羽山

平石

八幡宮 在宮脇六月十五日　午頭天皇 在小高内九月九日

鈴石

慈現明神 光祥寺十一月十五日

小濱成田
三島明神在戸ノ内三月廿九日九月九日　熊野在北ノ内　天神在南十一月廿五日
稻荷
下太田
若宮八幡在若宮八月十五日　祭事に獅子躍といふものをものとす
いふ　熊野三　藏王權現　三渡明神　荒神
羽黑
外木幡
午頭天皇在道ノ作六月十五日　白鳥明神在高槻三月廿二日　春日明神在戸屋ノ作
熊野小太郎内　毘沙門尊場
針道
諏訪明神在諏訪山七月七日　午頭天皇在寺脇二九月十五日　鹿島中ノ内　稻荷
內木幡
天女祠
祭神隱津島にて式社也といふ說ありくはしくは既に
いふ三月十三日九月廿九日
門神　天王　疱瘡神　山王　築山權現　離藏權現　酒
泉薹子宮　飯槓童子宮以上山田にあり
南戸澤

御渡明神九月十九日　八幡馬場にあり八月十五日　月天宮　羽山
北戸澤
白髭明神藤原明神とも
菊地賴永應永廿三年丙申祭大祖建一社稱藤原明神號
北方宮本國鎭開祭若宮八幡建一社稱南方宮家系若宮八幡いまた記
籍に附不見なり但相政なるか　永正十四年丁丑菊地乘義再興家系一覽　木幡
山學頭心海と導師とす家系三八月九日
熊野
延德二年四月八日大內備前守宗政建立棟札九三月廿九日
羽黑四月八日　天王在上戸澤六月十五日　三渡明神八月十九日　神明田向
西新殿
鹿島九月九日　稻荷太郎内にあり同日　成神野木内雷神なるべし同日　伊豆權現勝木にあり同日
東新殿
御渡明神平石田にあり九月九日
杉澤
御渡明神
茂原
熊野在堀の内三四月廿一日

百目木
八幡どふ内にあり八月十五日　稲荷堂ヶ入にあり九月九日
田澤
御靈社在宮脇
　權五郎景政を祝ふ詣安達八三月八日
熊野同處同日　稲荷同　天王在同山三八月八日　八幡板宮にあり八月十五日　羽山在羽
山四月十八日　天神在村内
山木屋
八幡甲處にあり八月十五日　天王　熊野八木
小手森
常磐明神樵明神信性明神とも號す堂にあり
一條院の御時右中將藤原實方朝臣叡慮にそむきし事ありしか中納言行成に失禮のみにてさして閑官遠流に處せらるゝ事にはなかりければ奥州の歌枕見よとて信奥寺に左迁せられ給ひけり東國に下りて名所舊跡を尋めて歌枕を撰て奏問あるべき處に阿古屋の松に限りて何ともとむれども在處しれざりしかば東安達郡に六本松といふ名木ありと聞出して其處に至りて見ゐ一とも是にてもなかりければ實方朝臣此松を得ずして歸洛して何と奏すべき此國に朽果なんと

陸奥の阿古屋の松を尋かね身は朽人となるぞ物うき

と詠されければ小手森の樵明神其心を愍み給ひて老たる樵夫に身を變して其松は出羽國にとあるに敎給ひければ實方朝臣聞給ひて此者も知らざりけると聞も入給はざれければ老人實方の袖を控ておはれ君は義鳴いへらく此句は平家物がたりなとりたるに似たり

陸奥の阿古屋の松の木高きに出つべき月の出るもやら彌そ

此古歌のこゝろをもて出羽國にはあるまじくうたがひ給ふらめと此歌は古へ陸奥出羽一國にて陸奥といひし時詠たる歌なれば陸奥の阿古屋の松とは詠けれども其後陸奥を割て出羽をおかれたる時出羽國の内になりたるをと申ければ實方朝臣げにもとおもはれ出羽國に立越て阿古屋の松を得られたり今は一時もはやく歸路をいそがれけるが宮城野笠島道祖神のたゝりにて落馬して陸奥にて失はれける略實方朝臣いまだ存命し給ひし内に彼の樵の報恩のために神とあがめて朽人明神とは祟められけり小手森の朽人が岳とは是也金花抄奥羽春秋名所詮（ ）義鳴いへらく此話正史に於て據

を得ず只平家物語あこやの松の條に見えたるは實方朝臣奥州へ流されし時當國の名所あこやの松を見んとて國の内を尋ねまはるに求めかねて既に空しくかへらんとしけれか道にてある翁に行あたり中將は御邊は古人とぞ見れ當國の名所あこやの松といふ處やしりたりやと問ふに全く國の内には候はず出羽の國にて候はんと申ければさては汝も知らざりけり今は世末になりて國の名所をもはや皆呼失ひけるぞとて既に過んとし給ひば老翁中將の袖をひかひてあはれ君は

　みちのくのあこやの松の木高きに出べき月の出もやらねば

といふ歌の心をもて當國の名所あこやの松とは尋候か夫に昔兩國の一圓なりし時よみはへりし歌也十二郡さきわかちて後は出羽の國にそあこやの松を見てけれ云々（古事談の説に同じ）とあるぞ大かた似たれども朽人の詠ばなしつうく思ふに朝臣の身は朽人となるぞものうき此朽人といふはいとめづらなる詞ぞ古人の御つきとは聞えず（業平朝臣が世人定めにとよまれし世人がことばにてあらず）是は山の名の朽人（此山の名一には口ぶと山ともいへり是ぞ此山の本名なるべしさてしか名付たるは此山のたゝずまへ餘はりいと廣かりければ山口の太き意にて名づけしならん深山を太山といふ事古歌にかく／＼みえたり）といふにもとつき平家物語の文を書替へて（其文の相似たる事あるをもてしか）里俗の作りしなるべしさて本朝事物權輿鹽釜明神の傳に曰中將實方尋阿古屋松而無知人有一翁謂實方曰阿古屋松其翁者鹽釜明神也（神社考又同じ）とあり且實方朝臣出羽よりかへりて笠島にて失られたる事古事談にも見えてこゝ迄はかへり給ばさる鄕のいへの程にか此社を建ゐふべきさて又笠島を宮城郡としたるはたかへりこは名取郡にありて岩沼より六里ばかり彼方なり中將の家も其あたりなる鹽手村といへる處にありと聞老志に見ゆかの西行法師か

　朽もせぬ其名斗をとゝめおきて枯野へ薄形見とぞみる

と詠したるもこゝにての事也といへりかゝれば朽人山の古事は實記にのせたるにあらざるはあきらけし

上太田

住吉明神（在羽山）

四本松傳記には義家公の臣伴助兼草劍とあれともいふかし（四本松館の條に合して見るべし）一説には石橋義次の再興にて東安達の鎭守なりとあり例祭は六月廿日九月十九日也

同月廿日には獅子踊といふをものす

熊野瀬 在廣

延德二年大内備前守草創 遊覽志 石川攝津守再興す 寺院來由一覽

例祭正月六日に田植の祭事といふあり氏子ども寄合田植より溝さらひ一番二番の種蒔迄の仕形をして其年の豐凶を占ふ其仕形は大柏子の大鼓を内陣に据置戸窓を鎖し暗黑にして太鼓の上へ種を投げ蒔なり其種の落やうを見て年の豐凶を知る事大略違ふ事なし 遊藝堂筆記 又神主別當の神物あり氏子打よりて苗代を作る次に祝事す其歌

一本の稻が千本になる千本の鍬を揃ひた

次に神主種を蒔く此時氏子ども神主をいはふまづ氏子ベイコ／＼と皆呼たつる牛來たる時神主鞍をかへる其祝に神主を各寄て手とり足とりうたふ其歌

ゑんめいふれば種ふれば明の淨土の種なれば蒔ても／＼も盡もせず

田植の鍬牛鞍等みな餅にて作る眞のものは用ひず事業をまゐるといひき尤此神事に年の豐凶を占ふ事ありと申き（同錄）豐前國彦山は嵯峨帝の時法蓮上人當山の中興とす由利兼大臣此上人をして丹精をこらしめ異賊を亡ほし給ひし時より毎年二月十五日神秘の祭禮を行ふ人民相傳て種子蒔祭りといへり此田植の祭もかやうの事なるべし 安達詣評

八幡 在内山

石橋義平建立 四本松傳記 八月十五日

稻荷

八丁目

天神宮 在町内

正一位也 享保十年宣下 久安年中の頃筑紫太宰府よりうつす

手扣 例祭六月廿五日神輿渡御 一統志

熊野 熊ノ田ノ山上にあり　雷神　住吉　山王、

誠岡

稻荷 鞍掛稻荷とも稱す

正一位也例祭九月十九日神輿渡御

諏訪明神

信州湖羽よりうつす例祭七月廿七日神輿渡御 一統志

上水原

鬼渡明神 三月九日　鹿島 黑沼宮下にあり　熊野 寺方にあり　白山 泉稱寺にあり

相生集卷之第十一稿 終

相生集　卷之第十二稿佛刹類

目次

成田	德成寺	延命寺	
野田新田	光傳寺	外一字	
鍋山	普賢寺	外一字	
富岡	西光寺	正福寺	
下宇屋	宇福寺	觀音寺	
本富	誓傳寺	同輪寺	寶藏寺
	善性寺	石雲寺	延命寺
	觀音堂	外三字	
仁井田	新昌寺	外二字	
荒井	神宮寺	外一字	
關下	喜關寺	外二字	
青田	大泉寺	外二字	
苗代田	藏田寺	實相寺	外二字
青木葉	弘法大師堂	外二字	
石筵	觀音寺	外二字	
高玉	常圓寺	外三字	
中山	不動		
糠澤	觀音	圓藏坊	外二字
高木	高木寺	外三字	
和田	岩角寺	眞光寺	毘沙門

	外十二字		
白岩	金禮寺	外四字	
長屋	正觀寺		
松澤	地藏	外一字	
稻澤	圓福寺	外六字	
玉井	相應寺	玉泉寺	東光寺
	正福寺	藥師	外一字
永田	正覺寺	外二字	
深堀	十一面觀音		
原瀬	油寺	毘沙門	外三字
箕輪	法德寺	外五字	
椚山	山王寺	長慶寺	
下大江	來光寺		
大江新田	眞光寺		
北杉田	光恩寺	善應寺	外二字
南杉田	藥師	外一字	
館野	大恩寺	外四字	
高越	正法寺	善性寺	外二字
上成田	十王堂	外一字	
下成田	不動		

油井　滿福寺　藥師　外四字

總計二百二十三字此册に收めたり

相生集巻之第十二稿

外史 大鐘彌兵衛藤原義鳴輯

佛刹類

郡山

善導寺 淨土

光明山護身院といふ天正年中善龍上人開基本尊阿彌陀恵心の作脇立の勢至觀音は運慶の作方丈の阿彌陀は聖徳太師の作善導大師の畫像は大師の自筆也 遊覧志に大佛の畫像は市家の屋上に毎夜光ありしかは里人怪て家根をこほちて得たる也といへり 下野國大澤圓通寺末也、さて此寺はもと中町の東裏にありといへり又舊事考になち郷葬の地菊地氏の古墓所ありて其銘に寛文五年某死して禪道寺に葬るの文あれば其頃は善道寺と號しけるを善導大師の畫像あるを以て後世善導とあらためたるにやといへり

如寶寺

高岳寺無量院といふ開基未定 義鳴頃の寺僧の墳塋をみるに中興開山看辨和尚の碑ありて寶永元年の號ありさらはいみじき古寺にはあらざるにや 始め郷藏の南にありしを元錄の頃今の地にうつすといふ江戸彌勒寺末

觀音 在如寶寺

建保七年虎丸長者の建立といへり 東鄙草には建保より遙以前の建立とあり

縁日正月七日六月十七日

愛宕 在驛西 正六月廿四日

小原田

小原寺 禪

大方山神龍院といふ永祿元年寶山和尚開基本尊釋迦大槻長泉寺末○伊東左衛門義信の碑あり

圓壽寺 一向

樂永山といふ開基末明本尊阿彌陀の影准如上人の筆西本願寺末○始長福寺といひしを當時將軍家の若君を長福丸と稱し奉りしによりて改めり圓壽は則住僧の母尼の名也といふ一には白川成瑞寺持の庵室也しを天明年中始めて本願寺にて圓壽寺の名を出せしといへり

地藏 在西三月十四日 愛宕 在愛宕山六月廿四日

日出山

高照庵 眞言

片平岩藏寺の持也昔は圓定といふ山伏の持しといへり

阿彌陀　在北　虚空藏　在東

笹川

天性寺　曹洞

來迎山といふ長沼領今泉村永祿寺二世芳旭和尚開基永祿寺末本尊阿彌陀なり

龍性寺

雲對山といふ開基未詳本尊地藏御代田領御日寺末

久保田

阿彌陀寺

無量山光明院といふ行基の開基中興は宥賢法印也本尊あみだ行基の作水戸大幢寺末

愛宕　あたこ山

福原

本栖寺　濟家

惠日山といふ延久二年九月廿六日大光禪師和尚中峰國師の法を傳へ此寺を草創して福聚寺と號す然るに田村氏歸依大かたならずして寺を三春へうつして牌所とす因て此寺を改たむ本尊釋迦弘法の作三春福聚寺末

六地藏

日和田

西方寺　天台

廣澤山正覺院といふ永正年開基始め今の地より西五六丁にあり其他宮下道場といふのち玆にうつす本尊阿彌陀護摩堂の藥師は惠心の作守山領善法院の末〇伊東左衛門の牌あり天文十五年四月廿三日卒法號鳳山瑞公大禪定門一に畠山信濃守の牌とす

東勝寺

安積寶珍院といふ開基未明一に開基久しと有羽前羽黒寂光寺い末

蛇骨地藏　在東勝寺　三八月廿四日來由は物靈の條にいふべし

藥師　石あみだ

高倉

山清寺　眞言

高生山圓壽寺といふ畠山近江守開基相應房を開山とす本尊あみだ行基の作三春領船引村盤若寺の末〇畠山沼刀少輔の牌あり法號松峯寺除齊と號す又按

に高玉村に住せし紀伊守宗繼の子實賴もこゝに葬りしなり墳墓はありや不知

不動在村内二月廿九日　親音びはこ地三月十四日　十王山清寺

八丁目

保福寺　曹洞　天正の頃は濟家也

惠日山といふ全能和尚開基本尊地藏春日の作二本松大隣寺末

太子在一ノ坪　二八月廿日　愛宕在羽山

梅澤

延命寺　眞言

向幡山地藏院といふ鏡順法印開基本尊地藏作不知船引村般若寺の末

地藏

八山田

金剛寺　眞言

風早山三寶院といふ寶叶法師開山本尊弘法大師八幡村護國寺末

藥師在寺内四月八日　地藏

横塚

常傳寺　濟家

龍光山といふ開基未詳本尊釋迦龍作藥師運慶の作中古眞言なりしを明暦三年頃三春福聚寺琢道和尚再興し改宗す福聚寺の末

藥師

荒井

寶光寺　眞言

光明山阿彌陀院といふ元龜三年見意法印開基本尊大日作不知京醍醐報恩寺の末

片平

岩藏寺　眞言

矢作山不應院といふ開基未詳本尊阿彌陀惠心の作觀音は春日の作なり　寺は飛驒の匠人が建る處といふ

常居寺　濟家

靈鷲山といふ大光禪師開基本尊釋迦運慶の作京妙心寺の末　伊東大和守碑あり元龜年中卒す法號常居寺殿

廣修寺　曹洞

深谷山といふ存榮和尚開基本尊正觀音運慶の作須賀川長祿寺の末也

十一面觀音三月十七日　地藏門口二月十五日　愛宕上館三月廿四日

河内
善昌寺 曹洞
高廣山といふ伊東阿波守建立本尊觀音德一の作須賀川長松寺の末
觀音寺 眞言
神河山泉福院といふ阿波守祈願所本尊觀音八幡村護國寺の末
來迎寺 眞言
九重山といふ永祿年中開基本尊前に同じ
藥師二 一は別所一は九十々澤二つなから惠心の作 四月八日　地藏 在地引四月八日　太子 在細谷六月廿四日
夏土
圓福寺
瑠璃光山寶性院といふ開基不知本尊藥師玉井相應寺の末
藥師 圓福寺
運慶の作昔盲人ありて此佛を起し其利生によりて日あきたるよし其盲人の持來りし琵琶あり 山本氏聞書
長橋
慈眼寺 眞言
東神山 文珠院といふ永祿の頃伊東孫次郎建立本尊十一面觀音虛空藏相應寺の末
觀音三月十八日　愛宕三月廿四日　太子在反田
富田
東福寺 天台本文禪とするはあやまり也
醫王山壽全院といふ伊東主膳正祈願所本尊藥師運慶の作田村善德院末
西光寺 曹洞
壽同山といふ同人建立本尊釋迦大槻長泉寺の末
藥師東福寺四月八日　太子乙路六月廿七日
早稻原
西泉寺 眞言
八幡山阿彌陀院をいふ天正年中慶養開基本尊地藏相應寺の末
堀ノ内
龍角寺 眞言
醫王山阿彌陀院といふ開基不知天文年中信濃守邦信左衞門佐邦政父子中興し順榮法印を開山とに本尊あみだ定賴の作邦政傳來の佛也天正年中當山へ納むといふ相應寺末

石河彌陀　藥師

前田澤

福田寺　（眞言）

小寶山龍子院といふ開基不知兵部少輔の所願所相應寺末〇什物に龍子あり故に院號とす（一覽）

虛空藏　（在福田寺）

則圓寺の本尊也行基の作脇立の觀音は德一の作（兵刀少輔守本尊也）〇安產を祈るは則此佛也（三月十三日）

上伊豆島

滿昌寺　（曹洞）

松翁山といふ往古は天神山にあり大和七年今の地にうつし久山和尙を中興開山とす本尊十一面觀音慈覺の作片平廣修寺の末

下伊豆島

阿彌陀（三月十五日）

安子島

慈恩寺　（曹洞）

清梁山といふ元和年中草創無洲吞用和尙を開山とす（或之中興開山と）本尊正觀音（伊東薩摩守守本尊也といふ）大槻長泉寺末〇遊覽志に元和年中薩摩寺建立といふされど元和の頃は一統の世となり此邊に會津蒲生の手に屬せしかば薩摩守其時こゝにあるべきにあらずこは本尊の薩摩守か守佛也といふより誤りしなるへし但吞用和尙は中興開山といふ說もあれば始め薩摩寺建立して寺本尊をも安置したるを元和年に中興したれば夫に混じて遊覽志には年代をあやまりしか

觀音（正月十七日）　藥師（四月八日）　不動（在大峯）

大槻

長泉寺　（曹洞）

盤若山といふ伊東高久開基存養和尙を開山とす本尊三尊のあみだ天笠佛也西谷龍泉寺の末（永正五年）の碑あり

善門寺　（天台）

大槻山といふ正安二年開基にて小館の北にありしを文明年中高久今の地にうつし尋海法師を中興開山とす本尊三尊のみた寺山善法院の末

千體佛（麓山權現の邊にあり）

窟中に安置す側に長元二年と刻せしといふ

愛宕（在堂山四月廿四日）

只野

勝音寺　曹洞

普門山といふ永正四年伊東安藝守開基天叟和尚を開山とす本尊觀音川より引上たる　行基の作大概長泉寺の末　開基以來長泉寺と本末定かならさりしに第五無佛山和尚の代に至て彼寺の末寺となる

直光寺　眞言

御嶽山東光院といふ只野十郎建立或は云多々野大炊頭景連大旦那として代々崇敬也とあり　これは景連以來代々の菩提所とせんため十郎か建立したるにや　本尊十一面觀音護國寺の末（）便覽に景政法號東光院圓明永通大禪門といふ其法號を納めて東光寺といふ一寺を建立す是は景政奥州左部の守護たりし時のなるべしとあり此文意明かならずおもふに景連は景政の血統なるべしといへば當山建立時祖先の諱を取りて山名としたるにや

山口

正法寺　眞言

天陽山といふ天文八年芦名城介開基秀旭法印を開山とす　或は云中興開山と　本尊阿彌陀八幡護國寺の末　城介の碑あり

大谷

萬藏院　天台

宮窪山高領寺といふ修驗にて安積年行事たり

八幡

護國寺　眞言

八幡山といふ弘法大師開基　或云行基　始め八幡宮の戌亥堰堀の北にありしを明曆年中文心といふ僧の代にこゝにうつす　始め以下便覽にあり他書不見處　始めは神宮寺といひし也本尊虚空藏行基作高野山妙輪寺の末

駒屋

廣安寺

駒屋山鏡堂院といふ開基不知本尊釋迦善法院の末

愛宕　六月廿四日

川田

長林寺　曹洞

村田山といふ大永中尊仁之を開基孤峯和尚を開山とす本尊釋迦長沼領永沼寺の末

正法寺　天台

牛庭山といふ天喜五年義家朝臣雨島巻山に陣し給ふ時に下野國宇都宮粉河寺の僧御供にてはべりしに祈願所を建立して夷賊降伏を祈らせらる時に山門の松本坊十二頭に本尊の虚空藏及び經典を負せ住す因て

牛庭山と號す天文二年四月十日の夜兵火のために燒
失す須賀川千用寺の末
愛宕
成　田
德成寺　曹洞
光法山といふ開基未明中興開山は大隣寺融峯和尚也
本尊聖觀音大隣寺の末
延命寺
金額山といふ開基未明本尊虚空藏片平岩藏寺の末
野田新田
光傳寺　眞言
來迎山あみだ院といふ開基本尊未明八幡護寺の末
阿彌陀八月十五日大概記に佛也とあり
鍋　山
普賢寺　天台
金寶山といふ開基未明本尊阿彌陀寺山善德院の末
地藏四月十四日八
畠取地藏と同じく農稼の手傳し給ふといふ古は野田
山に安置したるを八幡より土百姓野田新田開發の時
今の地にうつすといふ

富　岡
西光寺　曹洞
富岡山といふ須田三郎兵衛草創長松院六世に山連和
尙を開山とす本尊阿彌陀須賀川長松院の末○三郎兵
衞の碑あり
正福寺　天台
寶珠山といふ天正年中須田三郎兵衛開基祈願所たり
寛永十五年に至りて安樂院といふ僧中興す本尊觀音
東叡山直末
下守屋
宗福寺　曹洞
大慶山といふ慶長九年蒲生の臣川島豐前守其妻大慶
宗福大姉慶長元年死す其碑ありのために草創す長錄寺十二世吟龍
和尚を開山とす本尊藥師須賀川長錄寺の末○土人大
河原奥守の話に富山の過去帳には大慶宗福大師は太
田内記の妻とあり内記は川島氏の家老なりしといへ
りさらば豐前の妻とあるは寺院集杯の文飾したるに
や又吟龍和尚は百四五十年前の人なれば其證も語りしかと忘れたり
慶長九年に開山たるつきやうなしと同人語りき錄し
て後考の助とす

観音寺　眞言
相應山といふ行普といふ僧開基年月未明本尊聖觀音
片平普藏寺の末

本　宮

誓傳寺　淨土
願主山溢信院といふ開基未詳往古は青田にありて青田寺と號す慶長十三年にうつりて良允といふ僧を中興開山とす本尊阿彌陀行基の作三春紫雲寺の末

口輪寺　天台
臨波山花藏院といふ開基未明往古は青田村（元觀音堂の地）にありしを中頃本邑北町にうつし慶長十三年今の地にうつす本尊釋迦外に不動慈覺の作地藏徳一の作觀音行基の作也不動運慶の作府下鏡石寺の末（くはしくは末に）

寶藏寺　天台宗
福聚寺眞了院といふ了源上人開基年月未明往古高木村（今の高木寺の地也）にありしをこゝにうつす（年月不明）本尊大日羽黑寂光寺の末

善性寺　眞言
御旗山といふ實辨法師開基年月未明（相應寺は永祿三年實辨師開基とあり則得字なれは此實辨は其人なるべしさらばこゝも永祿前後の開基なるへし）本尊不動玉井相應寺の末

石雲寺　曹洞
富峯山といふ明暦七年岩城正兼造立龍泉寺二世上泉和尚を開山とす本尊文殊普賢外に觀音の秘佛あり府下龍泉の末

延命寺　眞言
本宮山法壽院といふ開基未詳（本宮の名は久安三年中に始まりしといへは夫より後の開基なる事しるべし）本尊あみだ玉井相應寺の末

観音堂
本尊古佛海印觀音といふ大永五年普海比丘菅樵を蒙（古館辯大概記）り柳の沼にて尊像を得青田村三本松へ建立す遊懸志（村鑑）のちに今の地にうつす（こゝにうつしたる年月未明大館辯には近年うつすとあり）□南町記慶長十三年新町を開し條に當町に佛閣堂場なく今は相叶申間敷由皆々願申に候て伊賀了管致し候は丶古來より北町仕置給ふ觀音并花藏院引越可然我傳へきくに鹽田の觀音は往昔文明十七年七月十七日夕方に旅僧一人來て鹽田の地頭越後り門に立一夜の宿を乞ふに慈悲のため呼入さま／＼にいたはり扨御僧はいつくより何方へ御通ぞと問ふ僧の云

く山に住普比丘と申僧なるか去二月七日の夜の夢に汝陸奥に下り一佛を建立せよと也夢想に任せ明くる八日に山を出て數百里の山川をへて此さとに下着すと語る越後之を聞て扨て難有事に感じて越後物語りするは此處に抑沼と申て古池あり近き頃此池より光物夜半に出申由にて里人とも以の外に驚き恐るゝ事限りなし希くは御僧の法身にてしづめたまはらずやと願ぬ僧是を聞夫は不思議の事なり我其池へ行き通夜して眞を見はんとて夜々此池に通ふに同二十二日夜半過るにかの光物池より水際なる柳の枝にかゝりぬ普海近より加持してみれば一の佛體となりて空に聲有て一首聞えし

南無大悲入折鹽出の觀世音海より後のしるべ也ける

と唱ふる彌不思議の思ひをなしかの佛體を取奉り越後宿所にかへり見れば金色の正觀音の御尊像也普海越後ともに禮拜仕りぬ越後申けるは扨々ケ程難有御尊體の何の御代より柳の沼には入らせ給て今迄うつもれおはしましゝ事そかなしけれとてさめ／＼と泣ければ普海是を見て主の志を感心して共に住居けるとかや越後早々本宮沼町に小庵を建此觀音を入奉り普海比丘を別當御花藏院庵と號すケ程難有異佛當地に御座候上は他所より新佛相求め申に及間敷候に進めければ人々承て信心肝に胎しさあらば建立可然と町領には御堂建立入佛いたし舟渡町中町の院に寺を立北町より華藏院を引越行貌坊を住寺と居臨波山日輪寺と改號して鏡石末山には成云々とあり是は異聞なり錄して後人の是正にゆたぬ

愛宕 六月廿四日　藥師 德一の作 四月八日　十王 運慶作 七月廿四日

仁井田

新昌寺 曹洞

藤井山天正年中新田右衛門四郎開基無洲存用和尙を開山とす本尊大日寬永元年より大槻長泉寺の末

愛宕 古屋敷 六月廿四日　十王 七月十六日

荒井

神宮寺 眞言

高松山といふ開基未明本尊不動畫像三春領舟引村鑑若寺末○行井新兵衛夫婦の牌あり新兵衛の法號草刀院一直壽惟居士妻のは後德院光安良智大姉（新兵衛の子浮の安滑したるといふ村鑑に天正七年新兵衛夫婦共高玉の城にて戰死したる非也新兵衛の妻太郎右衛門の時己の妻子共にころしたるなり）

觀音 二月十九日

養閑寺　眞言

羽黒山正法院といふ實辨法印を開山とす年代未明實辨法印の年代の既にいひし如くなるにこゝに永祿年中今の地にうつたとあれば即其時の開山なるべし實辨は彌相應寺の中興と同人なる事知べしさらば古は深し澤にありしを永祿年中新田を開きし所今の地にうつすといふ本尊あみだ玉井相應寺の末

阿彌陀在羽黒三月十五日

寺田

大泉寺　曹洞

錫杖山といふ元和二年連山和尚開基村鑑に峯美といふ僧開基連山和尚を開山とすとありこは峯美開基したれとも連山に請て開山とした事にや本尊聖觀音行基の作西谷龍泉寺末往昔文覺上人廻國の時錫杖を立られたれば其緣によりて山號とすさて民間歸依のもの上人の俗姓を與たるによりて此村の内に遠藤氏を稱するもの多しといへり

虚空藏在寺脇九月九日　地藏二

苗代田

新傳寺　曹洞

岩色山といふ古は鶴根といふ所にありて鶴根山粒田寺と號す開基未明本尊あみだ惠心の作本寺は三春領天澤寺にて寛永の頃は義鳴いへらく寛永廿年の秋より全説和尚の住たること末にあるか如くなれはこの寛永の頃とは八十九年前なるへし風正坊と云天台宗の僧居住せり寛永二十年の秋先君白川より移り給ふ時大隣寺の閑居全説和尚を白川よりうつしてしばらくこゝに居らしめられしに大隣寺全説和尚の媒にて寛文三年より龍泉寺の末とし龍泉寺八世住國和尚を開山とす

實相寺　天台

藏神山正法院といふ開基未明本尊三尊の彌陀糠澤觀音寺の末

愛宕在岩色山三月廿四日　藥師在野地四月八日

青木葉

弘法大師堂在休石九月十九日

石筵

觀音寺　眞言

夢想山普門院といふ往古夢想臺といふ所に在て觀音を安置靈德著し其後此寺にうつして觀音寺とせしに中頃炎上して今新佛を以て本尊とす開基未分玉井相應寺末

地藏在坂上　あみだ中の門にあり九月十九日

高玉

常圓寺 曹洞
高玉山といふ永祿元年畠山紀伊守家繼亡父村繼法號淨圓菩提のために建立宗連和尚を開基とす本尊虚空藏三春天澤寺の末○高玉源之丞の牌あり法號は高玉院一有宗公と號すさて此牌を太郎右衛門也と里俗はいへるよしなれども誤りなりそは太郎右衛門の子孫會津余川の村民十郎右衛門といふもの常圓寺に謀りて擬僞したる也とぞ畠山分派系圖に據るに常賴の後源之丞といひしもの二人也常賴源之丞 義賴 忠常源之丞 如此にていつれかしるべからずされども遊覽志に此牌延寶中の源之丞の也とありよつて一世三十年の例もて計るに常賴は天正年中の人なれば源之丞忠常なるべし、義鳴いへらく此寺は家繼が其亡父淨圓の爲めに建しといへば寺號も其實は淨圓なるべし
岩屋觀音在鍋倉七月十七日安達二十九番の札所 あたごあみだ
中山
不動在村内三月廿八日
糠澤
觀音寺天台古は禪寺也しを天和年中改宗
常光明山高松院といふ大同二年德一開基嘉應年中文覺上人廻國の時此地に至り山上に月山羽黑湯殿の三山をうつし中段に山王權現を建立し境内に九十九末社を勸請し學頭眞定光古前觀音寺と號せしに天正の兵火にかゝりて一山盡く燒失して學頭に退轉して別南觀音寺はかり殘れり坊中は圓藏坊の存して今觀音寺の一徒たり本尊シャカ下野國崇光寺の末
圓藏坊前に記す
藥師在高松
大同年中德一の建立佛體は弘法の作也といふ四月八日
觀音在觀音 安達三十一番の札所也三月十七日
高木 天台
經聚山地藏院といふ昔高野山の僧こゝに一宇を草創し經を納めて住せし故山號とす蒲生氏郷の時には小幡河内建立す蒲生以下は寺院來由の說也建立とは再興の事なるべし 寛永九年より羽州寂光寺の末本尊は舟板の地藏にて弘法の作里俗の傳に昔奥の濱にて風波の難に破船したる人の亡靈のため弘法大師其舟板をもて佛像をきざみたる一つにて其證佛體に釘のあとありといふ
阿彌陀 地藏二
岩角寺 天台
和田山常光院といふ慈大師開基義鳴按るに慈覺大師は下野の人壬生某の子にて逵

に佛門に入り貞觀六年正月十六日遷化したる人也されば此寺其以前の開基論なければいと古き寺也遊覽志には文德年中の事とすされど文德の年號なければこは文德帝の御字といふ事なるべしよつて再び考るに文德帝の頃は慈覺大師の頃なる程なれば其時の開基則なるべし本尊阿彌陀東叡山の末○名所歌集に此寺最明寺時頼の寄附ありし頃は白幡といふ處に建立ありし也今の岩角にうつして寺號を岩角寺と號すとあり義鳴いへらく末に記したる永錄云々の文によれば白旗よりこゝにうつしたるは則元錄庚午の年なるべし

眞光寺　眞言

花水山 白幡山とも云 西光院といふ開基不詳本尊大日三春舟引村磐若の寺像は慈覺の作堂は明門といふ處にありしを元祿年中こゝに移す 遊覽志大概志 六月初寅六月十五日

毘沙門堂 岩角にあり

觀音二　地藏三　阿彌陀

○岩角山中に三拾三番觀音の像石に彫刻せる自然石に金色の觀音を彫刻す玉峰公寄進のよし 本文

或書に據るに右觀音の像の側に右の文を刻すといふ

此正觀音尊像者大檀越後四位行侍從兼左京太夫藤原光重朝臣丹羽氏道稱性瑤玉峯隱居之安置也

元祿龍集庚午三月十八日

堂山中興天台末流豎者法印豪傳敬誌

白　岩

金禮寺　天台

白岩山松性院といふ開基未詳本尊藥師三春寶幢寺の末

觀音 寺内にあり 安達卅三番の札所藥師寺内千手觀音高概

觀音 鹽ノ崎にあり

長　屋

正觀音 九月十八日

松　澤

地藏 竹重　觀音 同

稻　澤

圓福寺　天台

慈眼山光明院といふ天正十九年大内の臣渡邊若狹守旦那として四本松よりうつり尊悅法印を開山とす府下鏡石寺の末

太子堂 在堀田　藥師 在藥師山　虛空藏　如意輪觀音　地藏　觀音

玉　井

相應寺　眞言

安達太良山遍照院といふ大同二年徳一國師眉岳に建立其後炎上せしを寶徳四年大旦那彈持清權律師長勝法印に令して龜山にうつし安達詣の評に眉岳あまりに雪深く僧侶の往來難儀也とて龜山にうすとあり○當寺に古代の瓶あり高三尺斗圍一抱半斗口僅に二尺斗りこは二百餘年前此寺を西嶽よりうつせる則みち中より堀出たるものにて其所を瓶山といふ此器當寺最一の什寶なりといへり永祿三年實辨密師又今の地にうつす往古は法相宗なりしを持清の時改宗す本尊藥師徳一の作京醍醐へ報恩院の末緣起に本づく安達の詣の評に藥師の背後に義清の二字を彫刻す是則畠山義清也此義清は高國の一族にて陸奥守に任し奥州に下向安達郷に住す此人の建立なる故義清の二字を彫たる也民間あやまつて此寺の大旦那は畠山持清といふ人なりと畧然れとも佛の背に義清の二字あれは尊像は義清の建立にて寺は持清の再興なるへし思ふに大同二年に徳一の開基なりしかのち寺は本尊も炎上しけるを持清長勝に談じて寶徳四年山入の里に相應寺を建立して本尊を刻せし由緣起に見えたれば義鳴が見たる緣起には此事なし義清陸奥守たりし時右の藥師を再興して新に尊像を刻める故に義清の二字殘りたるを其のち持清の再興なるべし持清は則義清の一族なりとあり金華抄には箕輪太夫貞義大石丸を抱てあたたら岳の深山に身を潜め畠山再興を志すあたゝらの神藥師を祈願したるに再び探題に補せられければ貞義安達太郎根の前岳に藥師の十二將神を安置し伽藍を草創す今の相應寺是也とあり末明義鳴いへらく義清は安達に任せし事所見なし按るに義清は高國の弟貞國の玄孫にて信濃守と陸奥守に任ぜし人とは明らかならざれども義清の子清貞は應永六年正月十六日に卒せし由系系見えたり義清は其前の人なるは論なしされば國氏と國詮との間に二本松に住たるやうなれども其程は二本松堂城となりし事しるべければ義清の住すべきにあらず但し別地に住したるにや不知おもふに陸奥守に住したる人なるよし安達に任せしといふ説の起りしにはあらざるかつら／＼案るに義清は持清の父清義の孫にて持清とは從弟なりければ夫らの因によりて持清の龜山にうつせる時本尊を寄進したる故其名を取り付たるにあらざるかさて義清に其子清貞の死したる應永十三年を盛年の時の事とみれば寶徳三年は七十餘歳なれば猶世にありて持清と共に其事をはかるまじきにあらずされど持清のことにありしも所見なければ此寺建立の事も必としかたし依て又深く求るに寶徳の頃は二本松に畠山持泰の住たるなれば此人を誤りて持清といふにやあらん其事を證すべき實記なきぞ口おしけれ

玉泉寺　曹洞

瑞龍山といふ玉徳年中城主大河内日向守清綱開基玉徳寺と號しけるか廢頽に及たるを享保二年龍泉寺の利雪巖益和尚を開山として再興し玉井寺と稱したるを民間誤て玉泉寺と呼替たりとや龍泉寺の末　日向

寺夫婦の牌あり法號玉井寺殿大藏全切大居士瑞龍院殿陰峯江雲大姉

眞光寺　眞言

玉井山玉城院といふ日向守祈願所也開山は相應寺の看辨法印也本尊地相應寺の末

正福寺　眞言

城主山長生院といふ相應寺寳辨法印開基（年代は前によりて概知すべし）本尊本寺前に同じ

藥師

島山國詮西山に建立其後こゝに移す開山は德一也（遊覽志四月八日）

觀音

永田

正覺寺　眞言

大日山密藏院といふ只野落城の時城主只野氏の臣某只野の女兩人を介抱して會津へ落其女を去る人に嫁せしめ其身は一世の行人となり此地に草庵を結びし也（只野以下辨遊覽志）古本尊未考二本松長泉寺末にて同寺の閑居所也

愛宕　大同

源堀

十一面觀音（小關二月十七日）

原瀨

油寺　曹洞

府下大隣寺持也開基等未明

毘沙門（九月九日）　藥師（大畑にあり九月九日）　聖德太子（九月九日）　愛宕（六月廿四日）

箕輪

法德寺　天台

箕輪山（黄松山とも）覺城院といふ開基未明本尊聖太子（箕輪太夫が髪斗を納めたる也といふ）二本松鏡石寺の末又太子堂ともいふ本尊太子なれば也

愛宕（在田中山）

山本氏聞書に此愛宕今は根崎町にうつせしと記たるはあやまり也

釋迦（在仲ノ内九月九日）　毘沙門（在田中月日）　太子二

椚山

山王寺　天台

木門山觀音院といふ（始め磐若院）永祿年中開基本尊未考鏡石寺の末

長慶寺　天台

稲荷山地藏院といふ元和年中開基本尊未考本寺前に同し

下大江

來迎寺　眞言

兎松寶院といふ相應寺看辨法印開基年代未明本尊未考相應寺の末

大江新田

眞光寺　眞言

鹽崎山といふ向源僧部開基年代本尊地藏弘法の作本寺前に同し

北杉田

光恩寺　天台

觀音山常法院といふ始は獨鈷院と號す舊地なり本尊阿彌陀鏡石寺の末

善應寺　天台

船形山藥王院といふ慈覺大師開基岩角寺の條にくらべて年代を概して知るべし本尊如意輪觀音惠心の作本寺前に同じ

藥師在船形石

慈覺大師開基本尊長七寸五分德一の作大職記四月八日

觀音　安達廿六番の札所也三月十日

南杉田

藥師在温石山

相傳て温石山といふ昔客藥師とて立給ふよしにて礎の跡のみ殘れりといつれの年といふ事を不知こゝに延寶五年村民太郎右衛門といふもの靈夢によりて此山中を穿て尊像を得其よし公に達せしかばこの堂を建立ありて太郎右衛門を堂守とせらる則太郎右衛門髪をそりて天心とあらたむ縁起の略也遊覽志に太郎右衛門を虎丸長者の事とすあやまり也庵を天心庵と號して藏泉兼帶也

觀音

館野

大恩院山伏也正年行事にて西安達の惣本山也

觀音三月十八日　あたご　地藏

高越

正法寺　曹洞

笑花山といふ一に西心山又心安山ともいひしとあり　永正十八年龍泉寺之世順學和尚開基本尊釋迦德一の作龍泉寺の末

善性寺　一向

紫雲山といふ明應年中畠山政泰の臣山田備前守入道道秋開基或は其妻妙全其女妙菊もともに願主たりしともいふ　蓮如上人の弟子眞作

を開山とす（遊覽志には親鸞上人の開基山田備前守明應年中の再興とあり未知熟是）本尊阿彌陀西本願寺門徒

地藏堂

辻堂と稱す俗に鼻取地藏といふ何の故をしらす

如意輪觀音

義繼の室の寺本尊也是も昔はありて尼公山如意輪寺といひしと古館辨にみゆ一覽等の說には義繼の後室今福の館に潛みし時安置せし由とありされとも義繼の後室は天正十四年七月迄二本松に籠城し遂に新城彈正等と會津に落たるよし諸記に見えたれはこゝに潛みしといふはいぶかし但義繼の後室尼となりて尼公山に建立す一本にみえたるとを合せ考ふれは會津へ落たると僞りてこゝにひそみて尼となりしか三月十七日

上成田

十王堂（槇戸にあり九月九日）

古へ一人の行者ありて安達信夫の山中にて大木を伐り一本にて十王並婆姥地藏を刻す東鄙草に見えたる是也寺院集に曹洞宗にて龍泉寺の配下也とあり十王とは

秦廣王（不動）　初江王（釋迦）　宗帝王（文殊）　五官王（フゲン）　閻魔王（地藏）　變牛王（彌勒）　泰山王（藥師）　平等王（觀音）　都市王（勢至）　輪轉王（阿彌陀）

地藏（小俣沼にあり九月九日）

下成田

不動（中野にあり）

同本尊をあらむといへり

油井

滿福寺　天台

飯出山吉祥院といふ源賴義義家安倍氏を征伐の時圓仁（後慈覺大師）の草創ありし院に入りて休息ある庵の名を問せ給ふに吉祥院と申す賴義安倍追討の首途によき名也とよろこび守本尊の地藏（行基の作）を給はりて當寺の秘佛とせられけり其時僧釜をもて飯を炊き新らしき折敷にもりて奉る故に飯出山とは名付たり（其釜は凡下の者の用べきにあらすとて井の内へ沈めけり故に釜の井と號す）其後高國東下の時鎌倉腰越の滿福寺の僧は高國の俗緣の人にて相伴て下向し此吉祥院に居らしむ依而腰越の滿福寺をうつして寺號とすさて嘉慶年中國氏地藏を建立し嘉慶堂と稱す今當寺の本尊地藏是也是則賴義朝臣の納められし佛也（安達

・謂の碑一本松院石寺の末也小松開志與書にも鎌倉なうつすとあり

藥師北向にあり

尊像常にあたゝかにて人の肌の如しとて世に人肌藥師ともいへり人肌の如才佛像ありし事和漢三才圖等にありしかど抄しものしたり縁起にいふ弘誓山に立せ給ふ人肌藥師如來子易の觀音の權輿を尋ぬるに昔弘誓山の城主重家と云人に男子二人ありしかいつも惡逆無道にして兄弟相爭ひ弟遂に兄の首を喰切り其身も黒色の鬼となり大隈川岸の岩屋に潜みて或其長須彌山にひとしく或は草庵をしめて美女の姿に變じ往來の人を取てくろふ其故に安達ヶ原永く荒て人馬の跡絶にけりこゝに聖武帝の御宇神龜三年の秋紀州那智の東光坊祐慶といふ人同所二人を作ひて廻國の砌此安達ヶ原に來り郷人の乞によりて此惡鬼を亡し埋ける故其所を黒塚と號し其岩屋には觀音を建立して鬼の栖ける弘誓山には御長四寸の人肌藥師如來を安置し奉り弘誓山東光寺醫王院と名らる夫より星霜を經て頼朝公奥州征代の時畠山何某當郡を領し給へしに此如來を渇信ありて伽藍を建立したるに末の世に至りて野火の爲に炎上しけるを別當某延寶二年今の御堂を再興すとあり例の誕なから錄してもて異聞をひろむ四月八日

十一面觀音在長水堂

之長谷堂の地より明暦三年にうつす安達拾六番の札所也是も鎌倉よりうつせしなるへし

同在元長水堂

今の地にうつせし所に新に木像を安置せし也といふ

地藏堂萬福寺の客殿也

大額田音坊野邊主水かために創を蒙り此堂に入て古郷へは遺狀を書たる所なれは書置堂ともいふと古館辨に見えたるは誤りなりこは嘉慶堂といふ訛りたるよりの牽强也

不動　太子　子易觀音

相生集卷之第十二稿終

相生集 卷之第十二稿佛刹類

目次

南戸澤　永昌寺　外十二字
北戸澤　最勝寺　愛藏寺　外十六字
西新殿　東福寺　西泉寺　外六字
東新殿　福田寺　外七字
杉澤　安善寺　外二字
茂原　長泉寺　外二字
百目木　長泉寺　外六字
田澤　廣澤寺　外六字
山木屋　眞福寺　外二字
小手森　あたご
上太田　息王寺　誠心寺　地福寺
外十五字
八丁目　西光寺　常念寺
皷岡　盛林寺　常岡寺　地福寺
常光寺
天明根　虚空藏
上水原　泉龍寺　瀧積寺　外五字
下水原　藏傳寺

以上二百七拾五字此本に入るゝ

相生集巻之第十三稿

外史 大鐘彌兵衛藤原義鳴輯

佛刹類

若宮

大隣寺 曹洞

巨邦山といふ國公の菩提所也始め白川にありしを先君本府にうつらせ給ふ寛永廿年の秋こゝにうつされ松溪山今の遍照尊寺の地の麓に造建し給ふ開山は越前總光寺雪山磨秀和尚或は磨秀の法嗣融峯和尚ともいへりにて則總光寺の末也本尊釋迦〇のちに松溪山より向原へうつされしに久保丁を出れは日下にありて君公御首途の折ふし杯無常のありさま見えて殊にいまはしけれはとて古記録には寛文の頃遍照尊寺の地にあり夫より向原へうつす是は御見立斗也とあり今の地にうつされ其跡を臣下和田氏に賜りしといへり寺領百石光重公の御寄附也

心安寺 曹洞

宗徳山といふ慈明公開基大隣寺の融峯磨秀和尚の法嗣本府へうつりし後こゝに閑居し長秀公の御菩提を吊奉り御法號をもて山號とす本尊釋迦大隣寺の末〇始本町にありしを文政六年の災にかゝりしのちこゝにうつす

少林寺 曹洞

祖楢山といふ慶長九年八月十五日井上五郎右衛門安廣祖父平右衛門安重島山館主慶長二年三月廿四日政宗の爲め落城すの爲に建立す其のち元和三年龍泉寺七世紋達禪師を開山とす本尊觀音徳一作龍泉寺の末寺領月俸四口起線

香泉寺

金華山金剛院といふ始め寶積庵といへり天正年中畠山義國草創古阿智達を開山とす本尊阿彌陀運慶の作本町稱念寺の末〇義國の碑あり法號金剛院殿其阿彌陀佛

龍泉寺 曹洞在西谷此寺實は上成田村の管内なれど本文の例にまかせこゝに入るゝ

永松山といふ明應元年畠山政泰直正全忠和尚の法整を實し即開山として創造し永松山と號尚國父子の菩提を吊はる其後庵號を山號とし龍泉寺と號すと始め加賀國金剛寺の末後に能州菩藏院末となる本尊正觀

音行基の作寺領廿五石加藤明利成田村の内にて廿五石寄進の證書今猶藏す慈明公の御寄附也則古に復し給ひしこと云々寺院來由抔の說皆かくの如し眞名緣起には俚俗のために是を和らく人王九十五代後醍醐帝の御宇元應二年惠燈律師といふものあり此地に遊歷す浮田と名つくる里ありて村中に一宇の堂あり行基僧正の彫刻せし聖觀音自在井の尊像あり傍に一小庵止宿する事數日夜々北峯より白光ありて庵中を貫く律師希有の思ひをなし其方を尋ねてとらんとす山を望めば則獼猴兩箇來り合掌して禮を作し人の如く立ち師に先て行き羽山權現の社にいたる偖誦經法施後所在を見す略依て邑人に告て靈像及び堂宇を山中にうつさしめ號して白光山瑞祥寺と爲す香花禮誦住居する事十二年元弘元八月十八日寂す寺の南隅に一大石あり庵中に逢ふ每に獼猴兩箇石上に來り鷄明に至れば即去る律師の徒惠乘阿闍梨其跡を續て住する事二十三年僕をして山間成田の畑を發せしめ以て觀音の供養料に備ふ今の二十五石是也略次に惠亥阿闍梨あり相次て住し二十二の夜庭安七洛に趣く其冬災にあふ唯靈像おのつから東嶺の盤若に出つ土民重て堂を營み尊像を安置すのち天臺眞言或は一世の行者等居るといへども應永十三年の難に逢て永く斷絶す然るに寛正元年の春加州金剛寺の祖超禪師上足直心禪師黑石の正法寺に過んと欲して此地を通ふる即二月八日の夜靈夢に感じて土民にとへば近里に觀音菩薩堙あり略依て號を永松山龍泉寺と改ため加州金剛寺の末葉とす下略とあり

未審〇奥相茶話天正十三年十月政宗二本松城攻の條に田村清顯は西谷へ廻り龍泉寺の前迄攻入るとあり寺寶に天狗の爪と龍の子の乾たるものあり此龍泉を取出て雨を祈るに必す驗ありとぞ爪の事は物異の部にいふ

珊瑚寺黃檗在瀧澤此寺も上成田部内にて本文にも不載とも龍泉寺の次なもてこゝに入るゝ

耳露山といふ始め法雲庵小松閑志には法禪庵とありと號す寛文五年慈明公黃檗山隱元禪師に請ひ高泉明朝の僧の名は敦和尚を招請ありて開山とせらる本尊正觀音山城宇治黃檗山滿福寺の末始め廣中今の新丁大谷式別莊の地にありて大谷式の別莊當山の境内にありしを互に地を替たるといへり諸寺餘及一覽には寛永年中こゝにうつすとあり寺院來由には元祿年中の草創にて寛文年中にうつすとあり是は本末たがへし二說には往古櫻谷西谷の湯に珊瑚寺といふ寺ありて二本松家の菩提所なり光重公其跡を追ひ給ひて當寺を建立し給ひしとあり誤り也末にいふべし さて草創と移迂との年月定かなら

ずとも御年譜に寛文五年高泉和尚を招請して當山を建立しのち珊瑚寺とあらたむとあれば其時は今の大谷氏の別莊の地へ建立ありて法雲庵小松開志奥書には此寺の創立は松坂といふ處にありしを後西谷にうつして大谷信充が山莊を穿再興すとあり一覽には始在松坂號法雲庵とありと號せしを元祿年中今の地にうつして珊瑚寺とあらたむなるべし寶永年中の事とすれは時世おくれたることちす又の説には今の寺地は初め三合田と稱せし處なれば寺號も三合寺と號せしに俗なるをいとひて高泉號を今の名にあらためしといふもし然らんには始よりこゝにありて三合寺と號せしを高泉にうつりて後寺號を改めしとせずは通ず可らず當山は雄藩雜話にて珊瑚寺御開基其外來由を始め皆御開基とあれば三合寺といふ精舍ありしに高泉がうつりたるにはあらずこゝの地名を或は三合田と稱せる其後人の附會せしのみ本領十五石則慈明公の御寄進也 高泉か負たる笈或は種々の珍寶をつたへしに近頃の災に大かた失はれたりと可惜

松壽庵本文の松岡に入られしは松岡寺の持なればなるべしされども其地にあるをもてこゝにいるゝ

五智如來を安置するをもて如來堂ともいふ開基未明大概記一覽抔には元祿の頃蜜藏といふ僧再興すといへり五智如來は

彌陀　藥師　釋迦　大日　寶性

光明庵

明和年中松坂養廉若宮街松坂善右衛門が祖といふものゝ隱宅なりしを庵室にしたる也といふ

觀音在龍泉三月十八日安達廿三番札所也外に二字あり西谷成田氏

別莊一は珊瑚寺に任り

松岡

松岡寺　濟家

神龍山といふ寛永年中光重公臣下和田式と志を一にして草創し大岳祖請禪師を開基とせらる本尊釋迦京都妙心寺の末寺領九十五石

法輪寺　同宗

正覺山といふ開基未明正保三年良岩和尚御年譜及び雄藩雜話に法輪寺揚山和尚を度々御城へめさせられしとあるは此良岩和尚の事か中興開山とす本尊本寺前に同じ月俸三口

觀音松岡寺にあり安達二十三番札所

同　法輪寺にあり同三十二番の札所

本町

稱念寺　臨宗

二松山安達院といふ當山開基の説もまたまち〳〵也今諸書を參考して是をあきらむ其例兩社に同じ

抑當山は治承年中奈良邊に住せし法相宗の尊道といひし僧東下して當部に小庵を結び住す是則當山の始め其他を今相場原

と號す　然るに其時の帝後鳥羽院御即位以前より尊道は兼而御崇敬の後なるによりて後即位以後文治年中彼所此所尋させ給へ遂に都に召上せらる尊道頓て參内して今は奥州安達郡二本松と申所に住まへるよし聞えあけしかは帝即二松山といふ勅額を賜り安達院松岡寺の號を下し給へあまつさへ寺の邊に於て二十丁餘の寄附田の綸旨をも恩賜ありしにて尊道再び本郡にかへりすみたり　緣起には畠山滿泰管領たりし時此寺を草創し京都に奏して時の帝後小松院より勅額を申下し二十餘の田税を寄附したるよしみゆ是によれば二本松の尊國の時始るといふにかなひたれども國詮の探題たりし事應永廿年なれば滿泰の探題其後なる事論に及ばず然るに應永十九年八月に後小松院は稱光帝に禪位ありしなれば滿泰其時の帝後小松院より勅額を申下したるといふは疑ふべし　然るに弘安三年の夏時宗の大祖一遍上人諸國勸化の勅許を蒙り巡歴ありし時當山の住職秀山といへるか上人の法徳をしたひ遂に隨信して念佛三昧の道場を興し松念寺を更めて稱念寺とし上人を開山とし秀山を二世とす　以上の本文永仁秘正の緣起による○村鑑に藤九郎盛長より泰盛に至るまで四代の崇敬としたるは盛長の氏族永田村にありて此寺を菩提所とし主家の跡を弔ひたるをあやまりつたふるなるべし永田村に既に論じたり　相州藤澤清淨光寺　皿丁遍上人の住たる寺なり　本尊阿彌陀恵心の作也然して畠山滿泰城山の麓にうつし其地を道場谷と號す　道場原の舊名によりてなるべし　今の三の丸是なり　畠山云々是は金華抄に氏寺を城下の麓に建立してと書て滿泰を開基とすされども當山はもと道場原にありしを又こゝに建立とあれば夫をうつしたるは論なしよつて是をあらためてうつすとす○館基考に重義の代に城内道場谷にうつし高國以來の菩提所となすとあるは畠山緣起によられしなるべけれど誤なるべし何となれば滿泰の法號を稱念寺といひて其像さへ安置せしといふによれば滿泰こゝに再興したる開祖なればなるらんもし重義是を城内へうつし高國以來の菩提としたらんには何ぞ高國以來三代を除て滿泰を稱念寺と號する事あらんや其あやまりし故は末にゆふべし　夫より數世の後重義　安達詣の評に稱念寺往古の大旦那畠山信濃守とあるは恐らくは持清の事なるべしとありこは誤也重義も信濃守と號せしなれば即此人なり　是を菩提所と定め義繼に至る迄代々崇敬す寺領も後鳥羽帝の道場ありしより數百年をふるが故にいつしか失はれたるを重義また是を寄附す　此一段文祿改正の畠山緣起によるさて重義かく當山を菩提所と定め寺領をさへ寄附したるに其時新に城下にうつりし如く後世にはいふならん且滿泰當山を城下にうつせしかども慥なる菩提所とも定めざりしによりて寺料も失はれしなるべしされば寺もやゝ衰敗に及びたるを重義修營を加へて寺料を復せしなるべければかく〳〵重義の城下にうつせしといふ說も行はるゝなるべし　さて義繼の代にも猶道場谷にありしを天正十三年義繼討死の時住僧敵の襲來て滿泰の像など奪ひ去らん事を氣遣て勅額あるは畠山家の牌其外寺寶を携て信者なる大森へ潜みたるを其領主あらはれみて内野といふ邊にて僅の田畑を寄附し畠山の祭祀をたえざらしめたり　此領何人なりしや　其のち亦數年をへて六森の稱念寺も頽壞に

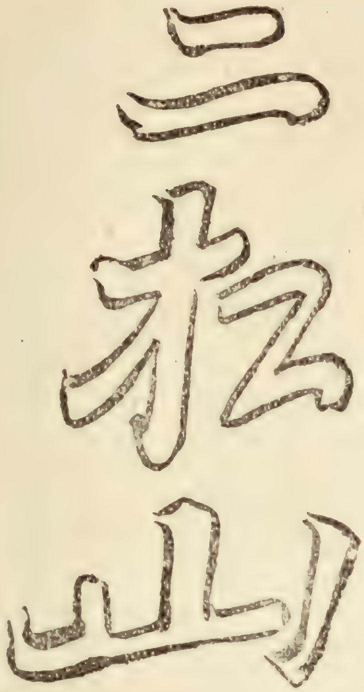
及びしかは住僧又件の寺寶等を携へて福島柳町なる寶林寺に移轉すされば大森の土民猶其寺料を納めしといへり然るに本府に當山のすたれたるをかなしみ本町に是を再建す

何の年何人の再建たるやしらず金華抄には光貞公御入部以後なるべしといへり按るに公御入部の後龍泉寺を始め古寺舊社皆再興し給ひ寺料のすたれたるもほどほどに復し給ひたる中に稱念寺の名のみみえざれば御入封後も程ありてのちこゝに再建せしなるべしさらずばかゝる舊寺なるを何ぞ興起の列にもらし給ふべしやされば金華抄にもかゝるよしあるをもて御入部後なるべしとかき其後このちより勅額と緣起はかへしたれどたるならん

も滿泰の影は彼寺にとゞめしといへり 是則大森より同配を納むるゆゑ也と

寺料月俸三口

ぞ



勅額響寫

丁正庵　淨土

佛合山と號す善性寺の屬也月俸十口〇死刑に處せらるゝ罪人のために公より仰せて常に念佛をとなひしめらるゝ國恩の下民におもふ事おもひやるべし

觀音　心寺寺の舊地にあり

長之公御草創の御志ありて逝去し給ひしによりて臣下青山安氏甚五兵衛門御志を繼き建立すといへどもしばしば火災にかゝり今は僅に厨子のみ殘るといへり

觀音　稱念寺内　安達廿番の札所

龜谷

鏡石寺　天台

玉壺山醫王院といふ慈覺大師開基年代は既にゆふ始め細野にあり今彼所に鏡石といふものあるは則當山の舊地なりのち鹿子田館にうつし今の智善院夫より池の入今の道藏ある地也に移し慶安三年今の地にうつす中頃神宮寺のありし所也故ありて大猷院殿の尊牌を安置し給ふ延寶八年八月また嚴有院殿常憲院殿の尊牌を安置しある本尊不動覺慈大師の作靈驗あらたかにて東叡山及千妙寺の記錄に者すに所也慶安年中或月の廿八日にそなひたる御供を犬の喰ひたるに

忽ち死したれば僧あやしみて毒のありしにやとさまぐ\穿鑿したるに不動の利劍血に染みてありしかば是冥罰うたがひなしとて世に犬突不動と號すといへり諸說錄寺院集の說 常州黑子千妙寺の末寺領拾五石

光現寺　曹洞

惠日山正安院といふ弘治元年秩父道閑といふもの栗柵に草創の寺郭内今の池の入安田惣右衛門宅地にうつし正保年中こゝにうつす一覽には栗柵よりこゝにうつすと有未知孰是開山は龍泉寺四世利當巖益和尚なり本尊子易觀音運慶かの作龍泉寺の末

蓮華寺　日蓮

妙法山といふ元和年中光重公御上洛の節東山上行寺に寄宿ありて住僧日秀に法華の宗要を尋給ひ其封謝に近洛淺尾勘太郎樽井庄九郎口野内藏介等を歸依せしめらる公御歸國のうち慶印寺の僧三益を招き白川大工町に一宇を造營ありて妙法山蓮華寺の號を付給へり寬永廿年公に從ひてこゝにうつる本尊中は題目左釋迦右多寶江戶淺草慶印寺の末寺領廿五石是は公の御寄附なるべし〇小松開志奧書は鎌倉の寺號をうつとあり

光覺寺　一向

照曜山無量院といふ寬永七年光重公會津浪人をかゝひさせ給ひしに正圓といふ僧其浪人をしたひ本府に來り郭内に於て地所末考を給へて光福寺を建立すさて正保三年今の地にうつり二世了圓に至て上京し光覺寺の號を受て本尊阿彌陀東本願寺の末始は西

觀音　切通しにあり

龜谷山或は弘誓山千手院といふ鏡石寺の僧榮海草創の志を果さずして遷化す其弟子法善志を繼き建立す藥壽院とあらため與樂堂と稱す今は千蔭堂と改む觀音の影は大僧正某の筆也鏡石寺兼帶す〇鰐口に寬文八年六月十七日願主法善院とありといふ其建立も寬文八年なるべし但法善院とあれば修驗者とおぼしけれど修驗宗ももと天臺なれば當山の弟子たるも妨なし六月十七日七月十日

觀音　光現寺にあり安達十九番の札所三月十八日

藥師　鏡石寺にあり四月八日

竹田　一向

鹽松山或は濱田山法王院といふ始め會津に草創のち小濱にうつる田間漫錄に此寺もと小濱法樂寺より出たる法樂寺の兄弟分れのよしもと鹽松山といひしが山號を此寺にゆづりしなりとあり慶心といふ僧の時年代末考こゝにうつる本尊あみだ西本願寺の末か藤明刹の苦據處なしといふ寺領

十一石餘是は慈明公の御寄附なるべし　明利の牌あり法號松苑院前拾遺道譽大禪定門

眞行寺　一向

赤坂山廣大院といふ始め上川崎村の聚落川の端といふ所に無住の寺ありしに同村赤坂館の住安西太郎右衛門が末葉同姓越後入道品（義國の臣其婿たる）道宗（淨土眞宗の僧）といふものを住持し眞行の菩提を吊らはしむ（一に眞行の草創とあるは非）也其のち寺を赤坂の東なる山にうつし赤坂山と號し眞行寺と名付是は眞行のために建たれば也其のちこゝにうつす（年代未考）本尊あみだ東本願寺

神宮寺　眞言

稲荷山來藏院といふ始め郭内（今の鐘樓堂山の尾崎）にありしを龜谷（今の鏡石寺の地）にうつし慶安二年此地にうつるといふ開基等未詳寺院來由には來藏院を中興すとあり亦詳ならず本尊大日相應寺の末○鎌倉の神宮寺をうつせしなるべし

根　崎

善性寺　淨土

金剛山大慈院といふ天文七年開基開山は良壽上人也始め郭内（今の鐘樓堂山）にありしを寛永二年こゝにうつす同じき七年加藤氏の母（明利の母か）葬る本尊あみだ春日の作若城神山崎專稱寺の末（加藤家の時五十三石）寺領廿六石餘是は慈明公の御寄附なるべし

長泉寺　眞言

愛宕山密藏院といふ安達次郎（國詮の事）草創（諸説録を初として是を久安年中の事とすされども久安は國詮より二百餘年の昔なればいみじき誤なり）權僧都慶仁を中興開山とす本尊弘法大師和州長泉寺小池坊の末始め瀧澤にありのち今の鷹匠町にうつりのち今の地にうつる（年號皆未考）

本久寺　日蓮

大原山通善院といふ寛永十四年加藤明利本府日蓮宗のなきによりて家臣磯邊庄右衛門小庵（又右衛門）に命じて其寺を草創すべしとの事を命せしかば小宅氏會津に赴き信淨院同相といふ僧を招請して郭内弓町（舊地未考）當山を建立す（或は會津にありしをうつせしともいへり）慈明公町割の時こゝにうつされしとぞ本尊未考江戸慶印寺の末

願德寺　淨土

紫雲山蓮生院といふ開基未祥本尊あみだ臺蓮寺の末

正慶寺　一向

棚倉山といふ始め常州部垂村にありしを元和九年先

君に從て棚倉にうつり此時正慶寺と改む初號未明寛永四年また公に從て白川にうつり本町といふ所にあり寛永廿年またこゝにうつる其時の住僧名は空純碩角本尊阿彌陀聖德太子の作東本願寺の末緣起に具く

金剛院 木幡山治陸寺の旅所

遍照尊寺 眞言 實は油井村に附く

摩尼寶山金剛院といふ國公の新願所也寛文六年秋八月高野山奥山寺の僧大嶽宗堂法印故ありて慈明公へ御願の公命を蒙り本府に下向せしかば宮下に文珠院を草創せしめ小松閣志奥書には此寺草創を寛文十二年の事とす延寶二年今の地大隣寺の舊地也にうつし始て山號等を置かれ和州仁和寺の末とせらる本尊不動弘法の作高領廿五石是は慈明公の御寄附なるべし

台運寺 淨土 實は油井村に附く

九品山大慈院といふ始め長重公白川におはせし時台德院殿の御爲に御草創ありて生譽學山上人を開山とせらる寛永廿年光重公に從てここにうつりしかば郭内今の一丁の山に一宇を建立ありて台德殿下の尊牌を安置し奉らる又文章院殿有章院殿の御靈屋ありさて町割の時こゝにうつさる本尊あみだ惠日の作　の末寺領百廿石是は秀延公の御寄附なるべし寺號は臺德殿下の尊牌を運びうつし奉るといふ意にて名附たるよし小松閣志奥書にみえたり

愛宕堂 長泉寺の後の山にあり

畠山國詮の時世には上成田瀧澤三光院といふ處にありて府下の鎭守たりのち箕輪館にうつし又栗か柵にうつし慶安三年今の地にうつすといふ栗か柵に遷坐ありし頃迄は祭禮に神輿渡御ありしに鎭守兩社の神幸あるに至りて其事すたれしといふ其像は戰國の時賊のためにうばはれしを金華抄諸說錄のみに安置すといふ○箕輪明神の緣起は箕輪村箕輪權現の本地は愛宕にて今の長泉寺あたご山是なりとあり未審六月廿四日

文珠堂 同所にあり

往古は大聖山覺母寺といふ雲堂の建立なり諸說錄六月廿五日○佛前の賽錢箱は畠山時代の米櫃なりしとて往來松平樂翁侯一覽臣下して圖せしめられしといへり

地藏 在願得寺

始め古渡の厩にありしを或人靈夢によりて白川にうつしのち本府厩馬殿加藤の時の名也今は厩町といふ安置のち願得寺に納といふ遊覽志

觀音 遍照尊寺にあり 安達十七番札所

大日 勢至皆在長泉寺
澁川
圓東寺
安達太郎山光明院といふ大同二年徳一の作一に弘法大師 あ
たゝらの麓猿鼻に建立すのちにこゝにうつる年代未明 本
尊大日玉井相應寺の末 箕輪良義おもふに此山に藥師勧請の時相應寺を學頭とし當山を別當とし京の東寺西寺なかたどり南院左右に相並へりされば當山こゝにうつるといへども相應寺と本末の爭出來たるに上裁ありて相應寺を本寺と定められしとぞ時代未明
大同 日向にあり
一世の行人照海建立 遊覧志 三月四日
十一面觀音 在二本柳三月十七日 安達十五番の札所
藥師 宮の前にあり
鹽澤
鹽澤寺 眞言 表鹽澤管内
淺間山延命院といふ寛文年中遊存開基古院を再興す
本尊不動慈覺大師の作京洛寶仁寺末
吉國寺 天台 前に同し
金剛山寶泉院といふ始め一世の行人の庵せしを杉山
大六と云もの父の吉問 一には杉山助右衛門吉道父紋右衛門遺骨を納むとあり 菩提の
ため其菩台蓮寺にありしを細野に改葬して吉國寺と
改む 一に寶永二年山號を置くとあり 本尊大日紀州本宮の末
聖觀音 在鹽澤 安達廿一番の札所
地藏 こかさ内伊佐坂 聖徳太子七廻
馬頭觀音 十一面觀音
小澤
觀音 竹の内にあり二月十七日 地藏二 藥師
吉倉
西福寺 眞言
大宮山東光院といふ開基不知 義鳴いへらく開基より今に至て四十二世也と此頃の寺僧語る 本尊不動相應寺の末（）吉倉山吉祥寺の舊地也といふ
米澤
觀音 二月十七日 大師
上川崎
正福寺 天台
稲荷山不動院といふ開基未詳本尊大日府下鏡石寺末
藥師 觀音二 あみだ 地藏
下川崎
高國寺

雲覺山といふ畠山滿國は國詮の長男なりけれと外腹なるを以て嫡腹の弟滿泰本家正統を相續す滿國の孫宗賴兼て此事口惜く思召ければ長臣遊佐内藏正賴にはかりてまつ畠山統を世にしらせんとて元祖高國の祖廟を大將内に建立し高國寺と號し永松山龍泉寺四世巖谿和尙を請して開山とす本尊聖德太子作虛空藏龍泉寺末○内藏助の牌ありといふ

藥師（在岩倉）　四月八日

小濱

東禪寺　（曹洞）

瑞松山といふ始め糠澤にあり（今東禪寺耕地といふは其舊地也とぞ）開基未明開山は普賓威禪師本尊釋迦運慶の作三春領天澤寺の末○石橋久吉の牌あり天文五年卒法號東禪寺殿活石金英大居士（久吉の牌は田間漫錄による）さて久吉の牌ある事何の故を知らす推て思に久吉始めて糠澤に住せし時當山を建立せしによりて此地へうつりても其牌安置したるなるへし

西念寺　（淨土）

菩提山願生院といふ開基未明外池信濃守良重中興す是は（慶長年中なるべし）開山は滿譽夕安上人也本尊あみだ行基の作岩城成德寺の末○宇都の宮氏綱の牌あり法號大昌院政心翁淨安大居と云慶長十二年十二月是を安置す（此牌は何人の何像によりてものしたるにや末明寺院來由には外池氏は氏綱の聟なれば其の緣によりて安置せしなるべしと見ゆされども氏綱と外池とは二百餘年をへだてし人なれば聟たるべきやうなし舘基考には二說をあげられたり一說は氏廣は氏綱の孫なれば其緣によりて安置したるなるべしと云々されど氏廣の四本松にありし時に慶長十二年とは二百餘年をへだつれば氏廣が安置すべきやうなし又一說は久安上人は俗姓宇都宮なれば氏綱の神主安置したるなるべしといへりしばらく此說にまかすべし）

蓮勝寺　（眞言）

大日山といふ外池信濃守開基宣雄法印を開山とす本尊不動京蓮臺寺の末

法樂寺

光明山といふ長察正定和尙開基年月未考本尊あみだの畫像裏に本願寺の筆にて慶長七年とあり（是は開基したる年也）西本願寺の末○當山は始め鹽松山と號せし事顯法寺の條に詳なり

千手觀音（在西念寺　六月十七日）安達拾番の札所

馬頭觀音（在東禪寺　三月十九日）安達拾壹番の札所

愛宕　藥師

上長折

観音倉在片
安達二十三番の札所昔は屛風山觀音寺とて小庵也し
といふ覽一
愛宕　藥師　地藏二　不動瀧の上にあり
下長折
長安寺眞言
稻荷山といふ延寛元年開基文智法印を開山とす本尊
不動京師智積院の末
地藏
西勝田
觀音二一は山中一は戸外山　地藏
大平
長命寺天台
龍頭山瑠璃光院といふ開基未明此尊あみだ運慶の作
鏡石寺の末
觀音寺天台
眞弓山といふ開基未明始在眞弓下故に山口寺とす本
尊あみだ行基の作羽黒寂光寺の末
觀音在向眞弓
縁起之聖徳太子守屋大臣を誅討のときこゝの白眞弓
をもて弓を作りて打亡し給ひしによりて一宇を建立
せらる中畧以後神龜三年八月東光坊祐慶尊像の力に
よりて安達原の鬼女を調伏したりければ觀音をこゝ
に安置し藥師をば北向に安置しけり二尊皆笈佛也と
云々一說には康平五年義家朝臣貞任追討の時當山へ
立願しける事ありといへり安達十四番の札所三月十七日
藥師遠山にあり四月八日　行基の作あみだ二　あたご　太子堂二
地藏八　觀音
平石
高田寺眞言
八幡山といふ開基未明本尊藥師小濱蓮勝寺の末
地藏五　藥師
鈴石
觀音寺天台
久安山慈眼院と云ふ久安年中大内氏大久保の堡主開基本尊
釋迦鏡石寺の末
如意輪觀音島田にあり二月廿八月七月十七日　安達拾三番の札所
西荒井
吉祥寺
立石田寛壽院といふ元和元年中開基正德寺と號をし

て廢頽に及たるを明暦二年花藏院といふ僧再興して今の名にあらたむ本尊不動玉井相應寺の末

地藏二

小濱成田

梅木寺　眞言

寶生山觀音院といふ石橋義仲建立實雅法印を開山とす本尊弘法大師羽前本道寺の末（一に中頃より京都蓮臺寺の末となる）

十一面觀音

下太田

滿藏寺　天台

藥王山といふ開基未詳三永法印中興開山とあり亦不明本尊觀音木幡山沼陸寺の末

高林寺　曹洞

護法山（荒神山とも）といふ永錄年中高槻四郎兵衞といふものの開基禪秀和尚を開山とす本尊釋迦仙臺七北村東雲寺の末

岩藏寺　曹洞

鹽松村と云冷英和尚開基未明本尊釋迦本寺前に同じ

極樂院

三島坊といふ年行事東安達修驗頭也

藥師（在岩倉）

緣日四月八日獅子踊といふ事をものすこゝにも河中より龍燈を點ずといへり

地藏五　太子　藥師　阿彌陀

外木幡

松泉寺　天台

熊野山明靜院といふ開基未明本尊あみだの作沼陸寺の末

愛宕　太子　十一面觀音　地藏十八

針道

善導寺　淨土

光明山悟眞院といふ慶長五年開基良藏隨天上人開山本尊阿彌陀惠心の作岩城專稱寺の末〇茲鳴いへらく郡山なる善導寺も光明山護身院（同訓）とて同宗也彼は天正年中是は慶長五年の開基にて其間も亦遠からず何ぞかく似たるやおもふに良藏は彼寺の法弟抔にて彼寺をうつしたるにやありけん又は前因ありしにや

聖觀音（善導寺にあり）　安達二番の札所

觀音　藥師　地藏三　あみだ

內木幡

治陸寺　天台

木幡山金剛院といふ古へは弘陸寺といひし比叡山の別院なりしといふ則三代實錄元慶五年十一月九日の條に以陸奥國安積郡弘隆寺爲天臺別院とある是也さて山號などの起りし故は天喜三年安部賴良の二男貞任三男宗任らを從ひ伊達信夫に出向ひて陣をはる其夜山上の木皆白旗に現じ官軍充々たる體にみえたりければ賴良丈は仰天して敵しがたくやおもひけん胄を脱きて弓を捨て降參す賴良朝臣刄に血ぬらずして陸奥既に治平したるを奏聞に及しかば是只事にあらず偏に神社の擁護にて僧侶丹精の致す所也とて山を木幡山とも陸奥を治むるといふ意にて寺を治陸寺とせられ宸筆の扁額をぞ給はりける　義鳴いへらく小松軍志奥書には義家の自筆とあり　上野國瀨良田の長樂寺の開山榮影阿闍梨に此寺を賜り常村長樂寺の末となる本尊聖德太子行基の作　天喜已下金華抄○村鑑に江戸寛永寺の末とあり古のことにや　今は國公の祈願處なり寺料百石五十石は慈明公五十石は今公　御寄附也

三層塔

草建未明延寶二年慈公修補ありしといふ塔中へ安置する釋迦文珠普賢は丹羽重明少衛成田正貞彌右衛門　和田安清彌右衛門　寄進也といふ其のち又長之公是を修補ありしといふ以下未考

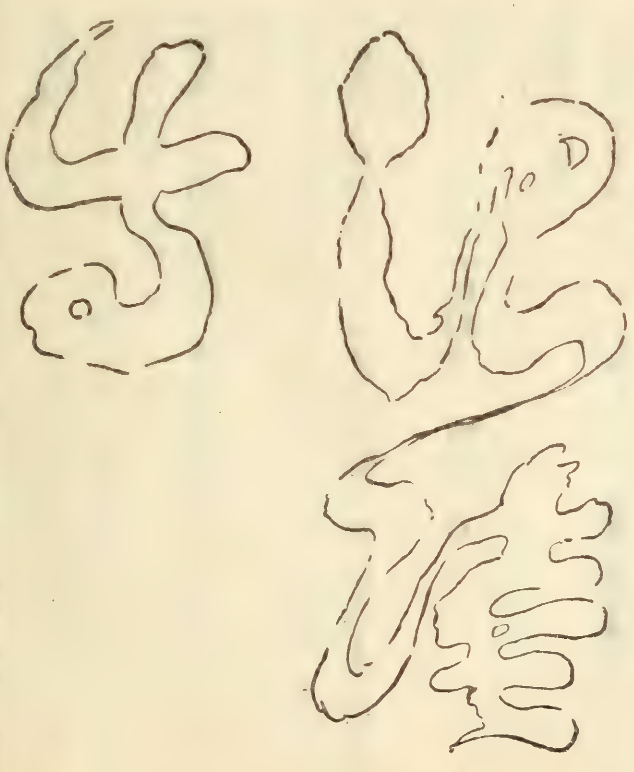
辨財天御供所

鐘樓　延寶元年慈明公御寄進御年譜

扁額影寫　縮寫して集古十種に收めたるをいたしつ

陸奥國木幡山治陸寺額

後冷泉院宸翰



南戸澤

永昌寺　曹洞

月光山といふ菊地頼宗草創（家系により元亀の頃）丹翁和尚を開山とす本尊聖観音（安達五番の札所）小濱東禪寺の末

十三佛　藥師　地藏五　観音四

北戸澤

最勝寺　天台

月夜山光照院といふ應永三十年菊地頼來草創曹洞宗徹牛和尚を（村鑑一覽等には最勝和尚とあるいかゞ）開山とす其のち天台眞言宗の僧住し明暦三年東叡山より尊社法印住職以來天台に改めて黒子の千妙寺末となる（村鑑一覽）今は東叡山の直末也と本尊十一面観音（安達三番の札所也）行基の作○菊地家系には栽松寺とあり頼來の諱號栽松寺殿と稱するによればさくべき也

愛藏寺

松尾山明星院といふ天正元年大内内藏介開基光瑜法印を開山とす本尊釋迦京都報恩院の末○菊地家系を案するに大内の氏族圓隆といへる僧諸國遍行ののち黒將内に草庵を建て住すとあり圓隆は内藏頭か子に見えたれば前文に合せ考ふるに其草庵といふは此寺にて光瑜法印とは圓隆の後なるか又は豐山廣秀の歌にて圓隆光瑜と號したる

藥師　観音

明應七年菊地太郎右衞門尉武乘藤原明神の社内に藥師観音を安置す（家系）

観音　愛藏寺にあり安達四番の札所

藥師二　虚空藏　五智如來　あみた二　不動三　地藏六

西新殿

東福寺　眞言

福壽山醫王院といふ開基未明本尊大日寺山師織院の末

西泉寺　曹洞

義松山阿彌陀院といふ開基未明本尊あみだ春日の作三春菅谷村入水寺の末

藥師（運慶の作）　あみだ　地藏三　あたご

東新殿

福田寺

新殿山といふ永祿年中開基泰寶和尚開山本尊あみだ惠心の作江戸麟昌寺の末

観音　ふとう　あみだ　地そう三

芹澤
安養寺　眞言
あみた山といふ開基未明本尊あみた運慶の作守山師
葉花の末
藥師　愛宕
茂原
長泉寺　曹洞
茂原山といふ文明十二年正月建立月叟和尚開山門前
に怪石三つあり故に門長山ともいふ本尊釋迦相馬領
圓應寺の末石川彈正の牌あり
藥師　地藏
百目木
長泉寺　曹洞
江月山といふ前に流るゝ川に月影のうつるにて名付しといふ　長享年中石川攝津
守建立來岸和尚を開山とす本尊聖觀音運慶の三春領
天澤寺の末○石川氏代々の牌あり
虛空藏
弘法の作曆仁年中信常念尊創長泉寺持一覽三月廿三日
九月廿三日
田澤
廣澤寺　曹洞
日向山といふ永正年中開基峯宜和尚開山本尊地藏本
寺前に同し
愛宕　地藏二　あみだ　藥師　觀音
山木屋
眞福寺　曹洞
保壽山といふ永正年中一に永祿とするは誤なるへし　開基檀那鴫原氏
峯寶和尚開山本尊釋迦本寺前に同じ
小手森
愛宕古館にあり　六月廿四日
上太田
息王寺　眞言
熊野山寶徳院といふ開基未明本尊不動弘法の作京服
恩寺の末
識心寺　淨土
香林山報眞院といふ石橋久義時宗信仰の志深く住吉
山十願寺を草創して多くの田領を寄附せられ川西は
稱念寺の道場川東は金山道場とて双べ稱られける金
山と名つけたる事は古は此金山より黄金おびたゝし
く出たり後には敷窟の中より水出て金を堀る事あた

はず今の世は十願寺も敗頽して其跡には淨土宗の誠心寺を建立あり是二本松の寵童西村志摩介正廣の菩提所也と金花抄に見ゆ寺院來由村鑑一覽抔には往古石橋義衡息女妙阿佛尼開基十願寺と號して時宗也のち淨土宗の僧うつりて高松山とあらたむ夫も猶衰廢して民間呼て金山道場といふ其後碩岩和尙中興す光重公の愛童西村正廣病をうけて歸泉す香譽誠心といふ則台運寺の徵秀和尙の弟子香天といふ僧に命じて正廣が牌をおさめ法號もて寺號とせさせ給ふとあり本尊あみた台運寺の末

地福寺　眞言

松利山福正院といふ開基未詳本尊不動弘法の作京報恩寺の末

觀音　長王寺にあり安達八番の札所　勢至　馬頭觀音

二　あみだ　地藏四　藥師　觀音　愛宕

八丁目

西光寺　眞言

原田山といふ開基加藤豐前（木戸内の住）大竹和尙泉開山西光坊（二百八十年前の人）本尊あみた福島眞淨院の末（手扣）

皷岡

盛林寺　曹洞

天譽山といふ金寶吉次の兄弟に吉内てん女かといふ三人の人のありしを其てん人は菩提のために佐々木伊豫といふものの代に至り吉次屋敷の邊に一字を建立す是（久所記）慶長十年開基（開基淸安居士とのみありて綱名不知）開山蕉寶隣風和尙本尊釋迦小倉陽林寺の末（一統志）（手扣）

常圓寺　曹洞

長澤山といふ天正元年奈良澤式部少輔濟盛其子主殿介盛親開基開山雪翁雲積和尙本尊釋迦米澤東源寺の末（一統志）

常念寺　淨土

唯稱山といふ寛永三年櫻内對馬（今の櫻内新兵衛祖先也）淨土宗の信者にて新に此寺を建立して功德をす開山和尙岩城山崎專稱寺の末（同緣手扣）

地福寺（天台行人派）

天德山といふ享保七年開基本尊作伊達郡東福寺の末

天明根（手控）

虛空藏（松川の涯にあり）八月十三日

上水原

泉新寺 禪宗○義鳴思ふ曹洞派なるべし

小倉滿林寺以下皆一統志のまゝ也

瀧積寺

福眞淨院末

不動 板山にあり靈佛 藥師 田中にあり 大悲堂 石内にあり 文殊 文珠山にあり御長一尺二寸作仙にて靈驗あり人清潔ならざれば山に登ることを得ず村人大に尊信す 地藏 瀧積寺にあり

下水原

龍傳寺 曹洞

洞雲山 一に水原山といふ小倉陽林寺の末

相生集卷之第十三稿 終

信達一統誌

附 伊達郡之部及人物類

信達一統志 巻之一（伊達郡之部）

目録

小手莊川胯郷

一、町飯坂邨
一、在飯坂邨

小手莊二十六邨川胯郷

杉妻莊の南東にあり、小手莊と云へる名稱は、相傳說人皇十七代　仁德天皇と申奉るは、本邦の聖神にて御座しまして三年の租税を免し給ひ民の貧窮を救給ふこと是世人の知る所なり、偖又此大御代に臣秦氏を諸國へ使はしめ、諸郡に蠶を飼せられ、絹を織て貢にせよと詔ありて、大和國高市郡川胯里の郡主庄司峰能と云へる人勅命を蒙り、一人女の小手姫と云女を伴ひはる〴〵と陸奥へ下り此伊達郡に來り給ひて、蠶を飼しめ絹を織事を教て是を貢となさしめ給ふ、偖此小手姫は當地の人は心合はずとて生涯夫を見給はず、終に大清水と云所に身を投て死せりとなん、愚按ずるに人皇十七代の御代には、山室とて今の山繭なるよし、然れば小手姫は其後の人なるべし、蠶飼は二十九代欽明天皇の御代に參渡りしと云へり、此說も又疑ふべし、何れも名稱は定かならざる事のみ多し、又川胯と云名稱は小手川、清洲川と云ふ二川あり、當地にて兩川落逢なり、故に川胯の地名は此二川の落合によりて名付しと云へり、さもありつらむ

町飯坂邨　公邑

當邨は人皇六十代　村上天皇の大御代、八條左大臣持家公の乳母伊藤攝津守賴旨と云ふ人此郡に來り、當地を開發して一邨を作れり、町步三十三町三畝步と云へり、川胯を四郡とも云ふ、賴旨は大和國飯坂の產なる故に飯坂と村名を負せしと云へり、其後慶長十八年上杉家の臣安井五郎左衞門繁家森善右衞門兼直兩人檢地す、又後に□□新田開發、檢地牒總高二千七百二十二石九斗五升四合餘、寛文十三年御代官國領半兵衞殿手代前田平右衞門生野瀨平石島庄兵衞山口權右衞門等當邨より七百四十二石五斗九升餘を分て鍋田邨となす、

今の高千九百二十一石九斗三升九合、其後享保二酉年又分郡して在飯阪郡と號せり

正一位春日宮　小手郷二十六郡總社

本社第一　天小屋根命　第二　武甕津智命

第三　齋　主　命　第四　姫大神命

抑當社は、人皇五十四代仁明天皇の　宇山蔭中納言藤原政朝卿岩瀬郡鉾衝宮に通夜し給ひ、楓山のしるべを尋深く迷ひ入らせ御座せし時、白き鹿の來顯して其嚮導せしとかや、是故に當地に春日四社を勸請し給ふ、是則白き鹿の案内せしなればなるべし、此時嘉祥三年庚午十一月十四日なり、實に下底岩根に宮柱太しく立て高天原に千木高知りて鎭座まし給ふ朱の玉垣明に垂跡の神威新にして、大君を守護し奉り國を守りいと〳〵とふとかりける、されば日月押移りて嘉永七年までに成にける、寶永庚寅二月神位を授奉る正一位、當社餘地竪三十間横二十間反別二反三畝二十四歩、三月三日四日神輿渡御九月七日より九日まで祭禮、流鏑馬修行せらる

正一位遠藤大炊之介

右祭禮御供物は　梅干、干蕨、大豆、前鮭、蓼穗、松茸、餅、是を八味の御供と云ふ又御供十二の鉢とも云へり、御供米三石、古は鎭守府將軍より賜はりしなり、近世は關東より賜ふとなむ

長　床

三間に七間隨身門なり、級長津姫命、級長津彦命、世人是を矢大臣と云へり、又雷神風神を左右に安置す

大華表

扁額は京都吉田殿御筆正一位春日大明神と書給ふ、宮前並木は伊達政宗御願に依て永祿年中栽給ひしと云傳ふ、此説誤なるべし、政宗は永祿十年の誕生なり、永祿は十二年にて元龜元年になる按ずるに此並木は政宗の父輝宗の栽給ひしなるべし、當郡の傳相違せしと思はる

石華表

銘云奉建立遷宮祝寛延四年辛未正月大吉日神主正六位遠藤長門守藤原重　愼欽白願主齋藤長右衞門、寛延四年改元ありて正德元年なり、嘉永六年までに百三年になれり

榊木、嗽水石、御手洗水、石橋、各神前に在り、此中に足跡と云ふものあり何の故か定かならず

春日宮扁額一面
保元元年三位藤原教長卿御筆嘉永六年までに七百八年になれり、當社に種々奉納の寶器あり、
奉納文壽太刀一振
嘉應二年己丑八月　日　鎭守府將軍陸奥守藤原秀衡
嘉永六年までに六百八十四年になれり
伊達大社額一面
建武二年北畠中納言源顯家卿御自筆、嘉永六年までに四百五十九年なり
奉寄附　小手四郷之事
勅使治部卿御自筆、天文八年亥三月　日伊達大膳太夫藤原植宗在判、嘉永六年までに三百十四年なり
奉寄附之書
勅使左中將殿御自筆、安元元年乙未信夫郡鵬城主佐藤庄司家信在判、嘉永六年までに六百六十七年なり
馬　場
所謂流鏑馬を行ふ馬場なり、古傳說云永承六年鎭守府將軍源賴義朝臣阿部賴時父子を征伐の時節より此神事行はると云へり、嘉永六年までに七百二十九年也、流鏑馬の乘馬は中山、八羽內、中田、上代より古例に依て出せりとなん
駒止杉　幕張槻　弓立檜
以上三樹は何れの代何れの人の栽たるか知れず
三　柳
土人相傳說に建武年中北畠顯家卿自ら栽へ給ひしと云、故に國司柳とも又御柳とも云ふなり、隋陽帝の栽へ給ひし柳を御柳と云ふが如し
神　木
千枝の梔、紅葉の頃は爛熳として秋の錦をひるがへすが如く、實に絕景なり
永祿五年戊午三月伊達大膳太夫輝宗朝臣春日宮を再造營し給ふ、奉行は牧野彈正忠、櫻田玄蕃、牧野備後執行す、嘉永六年までに二百九十一年なり
神馬厩
寬曆十辰年三月建立施主石川磯右衛門と云人なり
神主邸 竪二十三間 横二十間　除地一反五畝九步其外不納水帳名前
神巫女屋舖　一畝二十四步　權太夫
同　屋舖　一反六畝廿四步　德　助
鐘撞屋舖　三畝步　孫右衛門
笛吹屋舖　七畝步　清五郎

同　屋舖　四畝二十四步　阿波守
御供米　八斗　射手　淸右衞門
同　米　二石二斗
雜器田　祭禮の時雜器を役に出す故に斯は宇せり
納豆田　御供に納豆を作りて役に出せるなり
的板田　祭禮の節折敷に用ふる割こば廻戶より出す
的竹田　櫻柵・小綱木邨・芹澤・西五十澤・荒屋敷より出す
的　掛　中島嘉右衞門といふ人是を建る也
神樂殿
天鈿女命を祭れり、古事記に宇受女命に作れり、猿田彥命の神石と云物此說詳かならず、嘉永七年迄に百七十八年になれり
釣　鐘　貞享三年丙寅歲鑄る所なり
當定例祭は其古實社說に記せり、十一月十四日の夜は明神御歲越とて四方の氏子饗應をなす、又春秋二度の祭禮怠らず每年九月流鏑馬を修せらる
別宮八幡
相傳說云人皇七十三代堀川院天皇の御宇、寬治六年八幡太郞義家朝臣陸奧守に任國のとき勸請し給ふとなり、東征守護の神と崇め給ひり、今に寶物遺れり
奉寄附　小手庄之事
永承六年辛卯七月陸奧守賴義御判、嘉永六年までに八百十年になれり
短册二枚　賴義朝臣義家朝臣御父子の御自筆なり
梔山社奉寄附之書　永觀二年甲申四月
伊達領主田原中納言勝直卿御判、永觀は人皇六十三代圓融院天皇の御代なり、嘉永六年までに八百六十一年なり
疱瘡神
稻春脛命を祭れる者なり
人皇四十五代聖武天皇の大御代天平八年疱瘡始て筑紫より渡る、藤原氏智麿疱瘡にて薨じ、嘉永七年まで千四十六年なり
三寶荒神
加具津智神を祭る者なり
牛頭天王　須佐之男命
若宮明神
本朝子安大明神と申せり、相傳說に伊邪那岐大神を祭り奉ると云へり

機織宮

服織御前稚女姫命を祭れり、一説に小手姫の靈を祭るとも云ふ、此姫君當地へ初て來り給ひ絹を織るを事を教給ふ、今の川股絹是なり

伊雜皇太神宮

志摩國磯部宮の託宣によりて明和六年此地に移し奉る六月十八日祭禮なり、籏千五百本、米千三百俵、是を豐年祭と云ふ、一書に天照大御神教耕植之道以供生民之食自是以來聖神相承無ニ何乏ニ不爲急云々、人皇十代崇神天皇の詔に農天下之大本也云々

蠶養宮

稚產靈命を祭る者なり、舊道說に欽明天皇の御宇、天笠舊仲國霖夷大王の女金色姫と云、繼母の爲に空舟に乘て流せり、我日本常陸國豐浦郡豐浦湊に流著せり、浦人等是を助けて養ひしが程なく死せり、其靈化して蠶となる、是本邦蠶の始なりと、愚按ずるに此說蜀方志代醉記披神記等に載す、馬頭娘が事を日本の事とせる者が、馬頭娘が古事は印度怪異說抔にあり、日本記雄略天皇之御卷天皇命蜾蠃聚國內蠶、又續紀和銅七年二月辛丑始令出羽國蠶養云々、愚按ずるに雄略天皇御代などは山蠶なるよし今の山繭是なり、和銅年中始て渡りしものは今の蠶なるべき事疑なくなむ

峯能觀音

一書に三根と作れり、大悲山とも根元山とも云へり相傳說に昔秦野峯能と云ふ人持傳へし佛なり、御丈一寸八分千手觀世音、三月十七日祭禮なり、七月十六日夜天燈降ると云、靈驗の事によりて郡人尊信せり、境內に大木の松數株あり、寶永甲申年遠藤伊兵衞再建す、寶曆年中修覆す施主高橋傳吉、然るに天明年中野火にて燒失せり、寛政十二年谷崎仙右衞門再建す

服部御前宮（此說何ぞや小手姫何の恨ありて婚嫁に仇すべきや元來小手姫當國の人不祥也とて男を見ず然るに斯く云ひ傳へるは皆世事を好む者小手姫人に嫁ざさるに因て妄説を傳へしなるべし）

小手姫の靈を祭ると云へり、宮前に大清水と云あり御手洗水なり、此池水の上を婚嫁の輿入通れば水中に引入らるゝと云傳り、一說に人皇四十八代稱德天皇の御宇百濟國の女醫小手尼と云者此地に來り尼舘に居住す、此靈を祭る仍て小手莊と名負せしとも云へり、小手尼が事は國史に見へず何ぞや

牛頭天皇　須佐之男命

東根本山に鎭座す、六月十五日祭禮なり、郡人木瓜を食せず過て食する時は神の祟あり、相傳說に昔山城國瓜生石と云あり、其元より胡瓜の蔓を生ず、又瓜を結ぶ、其瓜に牛頭天皇の四字顯れり、實に奇異の事に因て胡瓜を食せずとかや、一說に天王の御紋所は木瓜なりと云は是等の說より起りし事か、何の爲か疑はし

富士權現　木花開耶比賣命

御神體と云ふものあり、石にあらず、鐵にあらず、是則本草所謂雷楔雷斧の類なるべし、五安舘の鎭守なり

觀音堂

西殿と云ふ所にあり、本尊如意輪觀音石佛なり、側に櫻の古樹あり、氏家太郎左衞門と云者の所持なり

道祖神

技神とも首途神とも稱せり、猿田彥命にて大座ます、傍に山靈神を安置せり

藥師堂

少名彥那命を祭れり、抑此神は本邦藥種の開祖にて大座すよし、法華經に藥王菩薩あり、是則藥師如來なり

阿彌陀堂

此地に古は道場ありとなむ、今は其所を印の松とて今に殘れり、文化七年再建せしと云ふ

延命神

鞍柵と云ふ所に鎭座す、天御中主神を齊き奉ると云松樅檜數樹あり、永承年中鎭守府將軍源賴義朝臣立願に因て此地に鞍を埋て堂社に祈誓す、其故に鞍かㇵ柵と名稱負せりとなん

稻荷宮

山城國藤の森より移せり、新田五百田等の堤あり

風雨兩神宮

享保六年辛丑歲石川太郎左衞門再建す、宮前に鍔口石と云あり、神木松櫻しげれり、又池水あり影向池と云、和名抄に以介と書けり、此邊小手川流通せり、郡民橋かけて通路の助となすを動橋と云へり

毘沙門天王　橋本坊

地方玄武天とも申せり、土人說に大和國信貴山より移せりと云春日作也、相傳說に佛師稽文會稽主勳は

兄弟なり、河内國春日郡の人なり、世に之を春日の作と稱せり、抑此神は北方天を祭るものにして玄武天とも申せり、子に姙み、丑に結びて、寅に太陽昇るの勢をとりて、正月初の寅日を以て祭れり、實に十種の福を世人にあたへ給はむとの誓願なり、依て世人大きに尊信す、不納一反一畝十八歩.

阿太子山權現

昔日は小松倉と云所に鎭座す、伊邪那岐大神、火産靈命を祭れり、佛說に將軍地藏の垂跡也と云ふ、此神流水の守護神と現じ給ひ又火災を退給ふとなり、今世長天和尙と云ふ神僧當地に移し奉る、六月廿四日祭禮なり、一書に伊邪那美命、遇津智神を生給ひ御帳を燒て崩給ふ、故に仇子と云へる心なるべしと云

八幡宮

勸請の年代詳ならず、むかし此處に八幡寺と云あり殿堂久しく零落すと云へ共八幡宮は絕ずして鎭座せり、相傳說に八幡平兵衞と云ふ者彼尊像を何地より か持來るを寶暦年中新に勸請すともいへり、又常泉寺臺嶽和尙八幡寺を中興し給ふ、不納地三畝三歩、又此山に三十三大士を安置せり、一說に寶永二年尊像を造立し奉るとも云ふ、八月十五日祭禮なり

岩清水

此清泉信達兩郡に稀なる水なり、唐李白詩石梵冷蒼苔寒泉湛月明とは是等の類なるべし古歌に

松も老ぬ苔むす岩清水

行末遠くつかへまつらむ　貫之

神垣や影ものどけき岩清水

住る千歲の末ぞ久しき　爲家

秋葉堂

寶暦年中興宗禪師建立し給ふ、大內平五郎と云ふ人、遠江國大居郡大登山秋葉寺三尺坊神木の板を乞請來りて七寸四分の御丈に作り奉りて此地に勸請す

登秋葉山詩　大內希則

堂閣莊嚴輝列星、來遊疑見入仙靈、日升東嶺祇林淨影落西池草露馨、玉樹鎖雲山鬱々、翠苔惠石路靑々安人護法神明化、凜冽淸風氣轉令.

天神宮

天穗日命を祭奉る、菅原道眞公の大祖なり、五條天神是なるべし、土人說に太宰府の聖廟を移し奉ると も云へり、宮前に影向松、飛梅等あり、社司佐藤山

城、八月廿五日祭禮なり、地主國府野三十郎

住吉社

上津小童命、中津小童命、底津小童命、三柱を祭れり、伊奘諾尊の御子なり、正月十四日の夜住吉の御旅とて町の筋に出て終夜童子等祭るなり

宮方赤坂觀音堂

樋口と云ふ處にあり、建武年中後醍醐天皇之御味方申せし軍勢を宮方と唱へり、當國にも宮方あり、此面々楠公が祭れる觀世音を此地に安置し祈誓せしなるべし、故に宮方と稱せしならん、此所にて硯川、靏田川落合なり

富士宮

所謂木花咲耶姫命を祭れり、何れの年勸請せしか定かならず、寛永十四年洪水の時土地は缺、社祠も流れ、樹木等絕て河原となる、是を石倉權現と稱して河原町の溝端に鎭座せり、寛永年中今の地に移せり、地主半澤彥三郎

西宮大神宮

飯坂町にあり、正月廿日十月廿日祭禮なり、緣記曰攝津國武庫郡蛭兒社西宮を移し奉る、昔は鐵砲町の裏山隱清水の傍に在り、それより此地に移せり、今は石の小祠なり

地藏堂　小手鄕二十七番順禮札所

中島と云ふ所にあり、此地追分あり、相馬、梁川等の道なり

清洲川

源水は五十澤村石山より流れ出づ、小手川に落逢也

正德五年御代官森山勘四郎殿夢の歌に

年月の願も晴るる清洲川　　春日の山の二本の杉

比賣舘　妹ケ作

右二所は小手姬の所緣によりたる名なるべし、舘中雷神を祭れり、則此舘の鎭守なりと云へり

五安舘

古傳説に山蔭中納言政朝卿居住し給ると云へり、後の世に伊達植宗住み給へり、又近き世に中島伊勢守居れり、後に甲斐兵衞と云ふ人住ると云ふ、今に畑打の農夫等瓦或は器物など掘出すと云へり、昔は壁澤川此舘の西南を流通せしと云、寛永十二年五安と西光寺との間崩れたる故に水脈替れりとなむ

二十一
五安城主の廟所なりと云々、古へ地藏尊二十一體を安置す故に字を二十一と唱へ來れり

七窪館
何人の居住せるか詳ならず、愚按ずるに建武年中相馬彌次郎光胤が住給へるか、櫻雲記に建武三年三月四日江田大館西國之下向、同月八日奥州に於て官軍廣橋經泰軍將として、相馬胤平等の諸兵を引卒して靈山の城を出て、北保川腙の城を攻る、城兵相馬彌次郎光胤等戰敗れて遁走る、此時顯家中納言に昇進すと云々、川腙城とは是等のことを云ふものなるべし

古碑
午澤と云ふ所にあり、建武元年甲戌十一月十一日仙海と記せり、嘉永六年迄に五百三十七年になれり、此碑の蔭に谿水あり小手川に落合なり

事代主命碑
産神宮殿の傍の邊にあり、東　天先生の筆なり

休石
相傳說にむかし武藏坊辨慶が休みたる所なりと云、石面に盆程の窪き所あり、辨慶は滑稽の人なりける故に武藏坊と附たるは草書の辨の字は片かなのムサなり、是をよみてムサシ坊と云へるよし、名石也

匿搦山（のゝめき山と唱へり此說詳ならず）
嘉祥年中春日の尊像天小屋根命像御影舘より飛移らせ給ふの地と春日緣記に見えたり、土人相傳說云山昔日此に大木あり、枝葉繁茂して其木の蔭、朝小神郡にさし、日中は手渡郡にさし、夕には小島郡にさす、此三郡蔭蔽て日影あたらず、則耕作田畑ともに不熟す、郡民等是を歎き終に火をかけて燒き枯すとなむ

清流山常泉寺　禪宗　不納地八畝歩
飯坂町に在り、開山頭陀六世王叟幸鐵和尚頭陀末山なり、昔は常光庵と云ひし由、赤柵と云處に在りと云、死人が作と云所あり、諸人の墓所也と云へり、其後動橋に移せり、寛文年中今の地に移すと云、當寺に立像の彌陀如來を安置す、聖德太子の御作と申傳へり、二月十五日の夜涅槃會あり、釋迦の名號を唱て團子をまき侍る、參詣の人爭て拾ふ、是を常泉寺釋迦念佛と云
按ずるに此赤柵と云は、櫻雲記に應永九年の事を引、

昔戰場の地なれば死人棚と後の世に唱ひしか、赤棚は赤播なるべし、伊達家五安舘に居住せる由にて考合すべし

大悲堂　小手郷順禮札所二番

本尊正觀音行基菩薩の御作なり、土人說大同二年の草創にして坂上田村麻呂の守本尊なりと、子安觀音一體、渡邊彌平治と云者建立す、七月十日十八日祭禮なり、此地に水月池と云ふあり、此水常に湛々として月の影は淸水に移り、池水は又月の明なるを添て實に秋興を催せり、仍て水月庵と名付たり、歌に

あり難き心は常に泉寺　今日來て深き誓をぞくむ

千部經塚碑

境内にあり、享保十四年已酉年法心大龍建立佐藤武右衞門、又西國三十三觀音を安置す、享保己亥年佐藤傳吉建、又欄干橋あり所謂小手川橋なり

百歩階　幅九尺

寶暦十壬午年常泉十世無角鐵牛和尙建立、又地藏堂を安置す、渡邊彌左衞門建立せり

釣鐘樓

銘曰妙乎法器內圓外大口呑地孤頭驚乾鳴巓谷鏜出雲煙聲徹明闇恢無有震踊地上騰梵天三濟拔衆苦倍增福田除祁消凶醒驚民進止於此晝誦夜禪策進惰懈景制謐六六早晩追轉狗留孫佛石鐘餘消釋迦文世々祇園創焉三寶宜證善神護憐鬼讐伏成奉金仙無情說法喧闐々音々聞々作大因緣觀音三味悟道慫旃廣度品彌億萬年持溪山吐月淸流永滸

偏予願四海安金藜民豐樂子孫聯綿佛日增運法輪常轉

于時明和元龍舍甲申祀冬十一月穀且伊達郡小手庄川脖鄕飯坂邑淸流山常泉寺十一世無用鐵牛謹題

小松倉常樂寺舊跡

池水ありしが今は畑となれり

氏家墓

昔氏家主膳と云ふ人あり、此人後に仙臺へ移りて志田郡中野村に住す、十四貫三百七十文を給はる、氏家又治郎と名乘れり

岩上淵

岩下水際に大日如來の石像を安置す、大日堂奧の院と云へり、水うづまきて至て深し

射手小屋

籠小屋を懸るなり、八軒在家櫻柵竹の內雜器田中島西戸內根元米子田古の例に因て此屋舖より出る也

射手卯時

小綱木邨大窪邨鶴田邨五十澤邨四邨より出る也

狸石　冠石

此二石の說未だ知らず

櫻ヶ柵

此地に櫻樹の多かりければかくは名を負せしなり、菅三品の詩に、此花非是人間種、又白居易の詩に、花下忘歸因美景樽前勸醉是春風、各花を稱す詩なり又人丸の御歌に（古今集）

見て呑や人に語らん山櫻
手ことに折て家つとにせん

櫻は本邦の花王其種六十九品、人丸の歌に

道奥の櫻ヶ柵の櫻花
ちる櫻あり咲さくらあり

春日山神宮寺　天台宗

久遠院とも云へり、本尊阿彌陀如來開山慈覺大師なるよし、土人說に慈覺大師は承和五年入唐して天台五台に登り顯密の奧儀を極め同十四年歸朝せり、引聲の彌陀經を傳へしと云、然るに彼音聲の一句を失念しければ西方に向て祈り給ひしに小像の彌陀如來船の帆上に立給ひて成就如是功德莊嚴と唱給ふ、大師大きに感涙を催しながら袈裟に移し奉りて歸朝せしと云、此說大きに誤れり、大師は弘仁十三年に自寂す、承和五年より十七年以前なり、貞觀八年に慈覺大師と謚す、嗚呼妄說なるかな、後世事を好める人大師の名を借りて斯くは傳へ世人を誤りしものならん

天台智者大師

境內に安置す、十一月廿四日則大師の忌日なり、報恩講を行へ侍る、小豆などを手向申せり

藥師如來

境內にあり、相傳說に惠心僧都の作なりと云へり

大黑天

境內に在り、開山慈覺大師の一刀三禮の作なりと云是も前の說の如くなれば誤り傳へあらむか、開山の所緣に依て妄說ならむか何れ疑はし

元山大師　不動明王　歡喜天

各々境內に安置す、歡喜天は明和年中秀純法師建立

山王宮　稻荷宮
二柱の神を勸請して當寺の鎭守と崇め奉る、當山に金剛界胎藏界の曼陀羅あり、昔は中村正道寺の什物なりしが故有て天明三年當寺の寶物となれり

大悲堂　小手順禮札所三番本尊千手觀音詠歌に

春風の吹こし付て飯坂や
花のにほへをかみの宮寺

春山大圓寺　天台宗
昔は大圓坊と云へり、境内稻荷を祭れり、郡人蠶養の願望するに其効驗靈なりと云々、不納地一反一畝步

千藏坊　修驗者　不納一反三畝步
榮林坊　驗驗者　不納一反廿四步
東岳坊　修驗者　不納一反一畝七步
五十澤藥師の別當三條院と號即ち五十澤坊なり

在飯坂邨　公邑

享保二丁酉歲三月、分邨して町と在と二邨にせり

華塚山大權現　產神
山の上に鎭座す、四月八日祭禮なり、通夜堂あり不動尊二童子を安置す、又籠居不　石等あり、又對面石と云ふ物あり、鎖にて登ると云へり

神宮寺
御室前山上に御室前と云あり、土人御室と唱へり

屏風石
六枚なり高さ三丈餘幅五尺餘

華　園
十二房の花なり

烏帽子石　胎內潛　鎭護石　姬小松　護摩檀石
各々山上にあり、慈覺大師護摩修行し給ひし石なり、各々大石なり、靈神、靈佛、天川神、國津神、たちの影向とぞ聞えけり

華塚山
小手五岳の一なり、伊達郡の名山なり、南は口太山木幡山の嶺高く聳、西は安達太郎山、北は信夫の山々續き、其間に大熊川の流れ淸く、晴天には東海の青海原天に連り、金華山或は苅田嶽杳然として隱見す實に絕景なり、初大同元年最澄法師天台宗を傳へて歸朝し給へり、後に慈覺大師と諡す、此大師東國へ下向せられ、抑當山は台宗開祖慈覺大師奧羽二州

衆生安全の勝地を尋ね給ひ、此山に登り、數日護摩を修行し給ひ、是獨我爲に修するにあらず、普く天下の人に及ぼし、上天子將軍より下庶民に至るまで平等の利益せんとの誓願なり、其時天に紫雲たなびき虚空に花ふり降りしを大師の祈念尊とくして花塚權現と現じ給ふ、邃世天忍穗耳尊、築紫の高千穗の峯に天降ませしと同前にて則其御垂跡と唱ひていいと難有かりける、かまへて信ずべし尊むべし、衆生濟度本願正しく此山にあり、或は旱魃には雨を祈り霖雨には快晴を乞ふるに其感應靈驗新なる事あげて謂べからず、旭日の山の端を昇るが如く、花園の花は十二房に咲て、十二因緣を示し、心なき草木石苔までも歸依し奉りて此山を信ず、然るに登山の人過ちて此山の草木を手折下れば晴天倉卒として雨となる又返し申せば忽然として雲散じて空晴渡る、實に奇異の事なり、偏に權現の神德と云ふなるべし

願幣山

四月頃此山に登れば木々の花寒風に閉られて咲得ず漸く暖氣に成て花一時に開く、其時は紅白枝を交て別に春を置たる心地せり、伊勢が歌に

見る人もなき山里の櫻花
　外の散なむ後ぞ咲まし

日山

山上に神を祭れり、日山權現と稱申せり、花塚、願幣、日山の三山を昔日顯と云へしあらの字を納めて今はひかし山と云へり、伊達と宇多との境也、元祿五年山論あり秣薪木等郡入會に相定決斷す、右山繪圖は秋山淸左衞門殿割元にて右郡に一枚、大久保郡に一枚、在飯坂郡に一枚あり、預り人桃木平治郎兵衞也

麓山權現　地主　佐藤市兵衞

山の上に鎭座まし金山彥命を祭れると云ふ、町在兩飯坂其外郡々の人等此山に登る是を麓山籠居と云へり、十一月十八日祭禮なり

熊野宮

葉木平と云ふ所に鎭座す、宮前華表阿階五枚なり

蠶養國社

石宮なり、二月十六日祭禮なり、郡人尊信せり

嶺水境

右兩所は元和九年の新田なり、伊達と宇多の境なり

相馬への街道、此地甚絶景なり、此邊に行基菩薩國方の石と云あり、何の石なるや詳ならず、又道の側に巖の中より清水涌出づ炎天には其水倍し清冽なり、土人相傳説に行基菩薩獨鈷を以て巖を穿ち水を出し給ふと云へり

萩平驛

此驛數度燒失せり、人皆困窮に及ぶ、御代官藤本甚助殿手代大井五郎左衛門と云ふ人、萩と云ふ字は火に禾を添たる故に其驛火災ありしならんとて葉木平と書改むべしとぞ、萩と葉木と其音通ずればなり

大悲堂

本尊十一面觀音、傍に藥師如來を安置す、此所に追分あり、右花塚山、左中村道なり、むかし佐藤市兵衛と云人東山の總主たり、今に道の傍に大きなる石塔あり其人の印と云へり

阿彌陀堂

將監臺と云へる所に安置す、むかし高橋將監と云ひし人居住すと云ふ

馬頭觀音

片平臺と云ふ所にあり松の口と云、此所に石橋あり昔神宮寺の坊中眞鏡坊と云ふ者松の口に在り其後に經塚あり、且又今世石に經の字を書たるもの有り、松の口の後櫻川の前なり

龍照庵

昔は成栗と云ふ所に在り、明和二年祖圓長老片平臺に移して永昌庵と改め頭陀寺の末庵となる

觀音堂

本尊千手菩薩本堂二間四面小手庄順禮札所卅一番傳教大師の作也と云へり、此堂元煎大豆を奉りて蠶の仇する黑蟲を降伏し給ふ、其靈驗著明し郡人尊信す

名號碑

龍門老衲筆、此碑觀音堂の側に在り、此後にて花塚川、嶺川出合なり、歌あり

法の道爲に常盤の松の口
　老來て御代の便をぞきく

大悲堂

本尊十一面觀世音、小手庄順禮札所三十二番むかし常陸國櫻川より此地に移すと云、故に櫻川觀音と稱し申せり

古　歌

常よりも春べになれば櫻川
波の花こそ間なくよるらん　貫之

地藏堂
小手庄順禮札所二十八番

櫻川觀音
本尊十一面觀世音小手庄順禮禮所三十三番

詠歌
何よりも波香しく櫻川結び取手に花ぞちりぬる

古碑
櫻川の邊にあり上に梵文あり、延慶二年九月廿八日孝子敬白百ヶ日と記せり、人皇九十四代花園院天皇之御代鎌倉將軍惟康親王御治世執權北條相模守平時宗朝臣時代なり、嘉永七年までに五百七十年なり

名號碑
米子田と云所に在り、桑折無能和尙の筆なり

古碑
宇田郡境に近き所に在り、石面に南無阿彌陀佛と書り、正和二年五月碑と記せり、人皇八十九代伏見院天皇の御代鎌倉將軍成良親王相模守高時朝臣執權たりし時なり、嘉永六年までに五百三十一年なり

庚申碑
此碑石を打てば鐘の聲を發せり、人是をかね石と云

瀧五大尊　別當萬寶院
山中に在り紀州那智山の瀧を移すと云、飛泉三丈餘なり、翠巖にそふて西へ落つ、蒼樹蓊欝として陰凉心に徹し、毛骨悚然として魂をおどろかし、銀河倒に掛る三石梁香瀑布遙相望と作れるも斯やと思はれ侍る、本尊石像なり、三月廿八日祭禮なり

諏訪宮　小手十九社　神主齋藤若狹
神社考に此神は事代主神の弟にて大座しまし、神功皇后征夷の御時天照大神の御託宣ふに以住吉諏訪爲補佐云々、前又建御名方神を祭奉るとも申せり、此宮中に御正體と云ふ物あり、鑄物にして丸き鏡の如き者なり、人皇五十三代淳和天皇の御宇天長十年癸巳七月廿七日此地に移し奉る、嘉永六年までに千十八年になれり、實に古き鎭座なり、石華表あり安政二年癸巳十一月建立大井五郎左衛門尉宗信寄進す、石燈籠、嗽手水鉢石天明二壬子七月廿七日寄進す、階十壇其次階四十六壇門階四十一壇長床二間に五間稻荷祠本社明宮なり、宮前大木榎あり、甲松と云あり、

此說定かならず、又大木の槻あり

伊豆權現

西光地と云所に鎭座す、此所の人雉子を食せず若過て食する時は神の祟を受るとなむ、當社は大山祇命にてまします伊豆國三島明神を移し申せり、斯のごときのこと信夫郡中などにもいと〳〵多かりき人夫れつゝしめや

白幡山

峯の上に譽田別命鎭座す、故に斯は山名を負せしなり、獨立したる山なり、相傳說此山地震動すと云へり

稻荷社

華表階あり、鮎野內掃部が氏神なりと云へり、此鮎野内氏は靈山國司の臣なるか

戶　石

其數六枚殿邸と云へる所に在り、各大石なり四尺四方ほどの空穴あり、むかし落人を隱せしと云へり

白山祠

一說に白山權現は諸神の御母神なりと云へり、此神に齒の痛あるもの箸を奉りて祈り申せば忽ち癒ゆるとなむ、靈驗新なり、側の木の枝に柴の箸を多くかけ置けり、郡民大きに尊信せり

阿彌陀堂

瀧澤と云ふ所に在り、相傳說に行基菩薩の御作中にて一刀三禮なりと云へり

笠　松

文治年中源家の何某陣笠を懸給へる松なり、按ずるに鎌倉殿伊達泰衡征伐の時、勿來關を越て打入給ふ、然れば此川腰鄕にかゝり給ふならむ、其節大將たる人の笠を脫て松に懸給ふなるべし、惜哉明和年中野火にて燒枯せり、今は名のみ殘れり

尼　舘　妹　柵　前にも見えたり

土人芋が作と書り、此舘何人の居所と云事を知らず、按ずるに庄司峯能が娘小手姬の居住し給ひし舊舘なるか、何れも女子に緣ある名なり、猶古老に尋ぬべし

城倉舘

伊達植宗朝臣の住給ひる舊城なり、後に天正年中飯坂右近將監宗貞居住し給へるとも云ふ、此人後に信夫郡飯坂に移り彼地にて卒去し給へり

西光地落
小手川と壁澤川と此所にて落合なり、故に今世此地の字名となせり
鮎野内　關ノ上
此地山を負ひ川を前にして要害堅固なり、むかし延元年中國司源顯家卿關を立給ひる舊跡也と云
雞足山頭陀寺　禪宗
山中に在り、開山物胡三郎栽松青牛大和尙なり、開基は伊達左京太夫從五位藤原植宗朝臣、伊達鑑に此君東奥四十餘郡を領し給ふと云、足利將軍義植公に諱し奉り御諱字を給はりしとなん、法名は
松洞院直山義天大居士　神祇
抑當山は往昔狽窟と云へる深山にて、山賊出夫の往來も良稀なり、然るに栽松禪師來給ひて一人此狽窟に三年座禪し給ふ、其時春日大明神白鹿に乘給ひて出現し給ひ佛法を擁護し當山を開闢あらせらると云ふ、大古加葉尊者入定の地に比して雞足山と號しける、彼尊者は頭陀第一世たるに依て頭陀寺と負せしとかや、時に人皇百一代小松院天皇の御宇至德元年なり、嘉永六年までに四百七十年に及べり、愚按ずるに此寺植宗の開基とすれば年號大きに相違せり、植宗朝臣は永祿八年に卒去せし人なり、至德元年は百八十年以前なり、然れば此君の開基とすれば年號に合はず、年號を證とすれば植宗の建立にあらず、又法名も合はず、後の人詳にせよ一詩に
大地山河見此世。山河大地隱此世。春天花與冬天雪。非有非無々亦無。　又律詩に
雞足山深異類叢。梵音觸耳馴尊功。擧花會越高樓至。献菓獸廻短柵通。風落天人應護笑。雲輝菩薩垂白毫。虹迦葉入三峯麓。嚢括頭陀第一宮。
斯る縁記傳説のるいは事を好む者後の世に何の考もなく作りしなれば誤も傳ふるものなり
頭陀十二景
山花堂（一名辻堂）　妙音石　紋篠溪（一名紋笹）　萬代橋（一名二枚橋）
觀流亭　禪骨石（一名坐禪石）　凌雲藤　耳露水（一名一杯清水）
雞足峯　高標松　隱里關（土人かくれ里とも云ふ）
無々窟
右の方に大神宮春日宮の鎮座あり、左に秋葉堂あり、天明年中卓祐坊建立すと云へり
指　館

辻堂

相傳說飛彈匠一夜に造立したる堂なりと、地藏妙音石等あり其謂詳かならず

馬蹄石

駒のひづめの跡ある石なりこの說も詳ならず

地藏龕

石佛なり寶曆八戊寅年七月眞牛和尙建立せりと云

觀音堂　小手順禮札所三十三番

本尊十一面觀世音扁額は空海上人の御筆なるよし、伊達植宗朝臣の守本尊なりと云ふ、歌に

雞の足の山の尾夢さめて　一聲千聲ひゞく谷峯

長養庵　寶匡印陀羅尼塔

安永年中頭陀二十一世祖匡印眞牛和尙建立す、凡此寶匡印筈の風當る人は云ふに及ばず、鳥獸草木に至るまで、佛果を得ると聞侍れば、親しく一見して結緣の輩は現在にて無量の罪を滅し、未來は三惡道を離るゝ事、更に疑なくなむ

當郡に上杉家の舊臣あり、これを上杉先鋒と云也、六十三騎の中　百石　齋藤雅樂之丞

信達一統志卷之一　終

信達一統志巻之二

目録

小手荘

小手荘

鶴田邨

小手四郷の一なり、高七百四十二石五斗九升余、土人相傳說にむかしは蔓田と書しが寛治年中八幡殿武衡誅伐の節此地に陣し給ひ鶴を放ち給ふ故に依て鶴田と改作せしと云ひ、又飯坂邨の分邨なりと云へり

伊豆大權現　産神　神主　三浦日向

大山津見命を祭り奉る三島大明神是なり、何れの年勸請せしと云ふことを知らず、されども木立物經りていと神さびたる風情いと尊し、此氏子雉子を食せず若過て食するときは其祟を蒙るとなん、此社地の字を中山と云ふ、不納四畝二十四步、八月三日祭禮なり、川俣春日の御祭式神事流鏑馬十六勢馬も此所より古例に依て出せり、宮前に大木の榎あり、むかし嘉祥年中これを栽ると云傳へり、いと〳〵珍しき大樹なり

麓山權現

何れの神を祭れるか定かならず、金毘羅權現を祭り奉るとも申せり

大悲堂　小手庄順禮札所第四番

本尊正觀世音、戸野内と云所に安置せり、二月十七日祭禮なり、詠歌に

　假の世に後の世の爲めくり來て千代の鶴田の御法にそ逢

地藏堂　小手庄順禮札所二十一番、地主　柴田甚右衛門

側に古碑あり、梵文見ゆ年月日磨滅して見えず、野梅の古木抔あり、或人の說にむかしの一里塚なりと云へり

毘沙門堂
此堂の内に勢至菩薩、秋葉權現二尊を一宇に安置せり、各靈驗なり、北方玄武大を祭る者所謂北極星也
屈地藏
細腰と云ふ所に安置す、古傳説此地藏尊像を建立せり、昔日至德年中當郡の人々或夜一同不審の夢を見たり、即ち翌日牛に乘りたる禪師の來るとなり、互に是を語りあへけるに各割符を合せたるが如く少しも違はず、實に奇異の事なりと感歎せしに其日果して牛に乘りたる法師來れり、是を請じて開眼を賴めるに法師手指を以て地藏尊の天窓を押へ頌を唱へて汝は六道の能化、我は三界の導師屈め々々と宣ひしに地藏の尊像頭を低給へり、故に今の世にも屈地藏と稱し申せり、是則頭陀寺開山青牛大和尙なりとぞ
佐藤堂
梶内と云ふ所にあり、土人相傳説に信夫郡大鵬の城主佐藤庄司基治が持佛堂なりと云へり、彼本尊の後に大法坊圓意とありとなん、愚按ずるに西行法師の事なるべし、西行は俵相模守藤原秀郷より八代の孫左衛門康淸が二男母は監物源淸經が女四條家の人なり、鳥羽院天皇に仕へ奉りし北面なり、佐藤兵衛憲淸と云へし人にて道心發信して大法坊圓意と號せり、一に大寶坊とも云ふ、後に西行と云へり、保元仁安の頃諸國修業せしとなん、然ば當本尊は憲淸入道の自ら作り給ひしものならん、嘉永六年までに六百三十九年なり、是も又昔よりの堂なり
八羽内舘
何人の居舘か定かならず、按ずるに相馬家の武士等居住せしものにもあるか、建武延元の頃なるべし
鶴産田
按ずるに住古此所に鶴の子を産し事にてもありて斯は名付しならん、郡名鶴田もこれより出るか、又榮田など云へる字も鶴の齡によりしなるべし
追　分
中島と云へる所にあり、東は川俣、西は二本松、北は福島道なりと云へり
鶴田橋
小神郡の流水と松澤郡の溪流と此橋の下にて落合ふなり、當郡の橋なれば斯く名付しなるべし
柳の窪

按ずるに窪き地に柳を栽しに因つての字名なるか、道の下にあり、清水など湧き出る名水なり、字の說詳ならず

圓鏡坊　田中坊　八幡坊

むかし三ヶ所の坊ありしとなり、今世其地定ならず、按ずるに當郡に征夷山八幡寺と云あり、何の頃か飯坂郡に移せり、相傳說に源義家朝臣鶴を放ち給へると云へる舊地なれば斯名附の寺を建立せしなるべし、右三ヶ坊は其頃の宿坊なるべし、則飯坂郡の分郡にして元は漸く家七軒なりしとかや、東西十五丁南北七丁也

松澤郡

當郡は松樹甚く繁りて澤々の熟地を開發して一邑を作れり、故に斯は郡名を負せしなるべし、高九百二十石二斗六升余、古歌に

君が代にくらべて云はば松澤の
松の葉數ぞ少なかりける

甲鍪大明神

山上に鎭座す、鎌倉源太義平朝臣を祭り奉ると云へり、むかし山の上に神靈影向ありて、予爰に宮居して永く國民を安全に守らむとの託宣ありしより此山に跡を垂れ給ひしと云、故に名附て其山を義平山と唱へり、抑義平朝臣は左馬頭源義朝公の嫡男にして英雄剛傑三軍に冠たり、康治元年戊丑生れ給ひ保元元年丙子歲十五歲にして叔父帶刀先生義賢を誅戮す、故に惡源太と稱せり、叔父を誅戮しければなり、平治の亂に父義朝待賢門の軍に利を失ひ給ひ永曆元年正月三日其臣長田忠致が爲に弑せられ給ひて義平も又生捕となり終に白刄の下に一命を落し給ふ哀むべし、應保年中太政入道平清盛公攝州布引の瀧を御覽あるべしとて彼地に赴き給ふ、平家の一門盡御供あり、侍には瀨尾十郎兼光、難波六郎經年供奉申せり、然るに其時天俄に曇り震動雷電して急雨頻に降風大木を吹倒し雷神鳴渡り天も崩るゝが如し、其時黑雲の中より義平の靈魂甲冑を著し白馬に跨がり顯れ給ひ御手をのべ給ふと見えしが經年か首筋を引抓み虛空へ昇り給ふと思ひし中に二つにさつと引裂て巖下にどふと投附給ひはつたと白眼玉ふ其顏色いと恐ろしかりし有狀也、清盛公も危く見えさせ給ひしかと

ども流石に太政の高官に大座ませせば怨靈も力屆かざるにや天に昇り給ふと見えつるが雲は忽ち晴渡り日の光をぞ拜しける、斯る奇異の事義平朝臣誅戮の時難波六郎太刀とり、義平後を顧み給ひてよく切れと睨給へし其顏いと恐ろしかりしかば六郎も不敵の士なれども常にまぼろしに離れずとなん、故に其祟にて經年は終に一命を落せりとかや、斯る神明の尊靈なれば遙々此山に跡を垂給へり、いと〳〵ふしぎの事どもにて土人の說に昔は此地禿山なりしが一夜に木生ぜりと云、因て王地とも云へり、其後家臣三浦萬三郎義平と云ふ武士主君義平の甲を携來り神靈を蒙り遠き西なる山に彼甲を埋て松を栽へ是を甲松と云ふ或人の發句に

立ものもこの三ヶ月や甲松

一說に山城國和東鄉觀音堂邨に甲の社あり、相傳說に高倉宮の御兜なりと云、宇治の合戰に利を失ひ給ひ御落命あり、其時に宮の御兜を落し給ひるを邨人等是を取揚奉りて家に納め申せしに甚く祟ありし故神社を建立し其所の產神と齋奉る、九月三日祭禮なり其例に准じて人皇七十八代二條院天皇御宇應保二年壬午九月二十五日今の地に移し奉り甲大明神と崇敬し奉る、小手十九社の一なり

御手洗清水

宮殿の側、巖より湧出る水なり、則神靈影向の御手洗水となす、所謂義平清水と號せり

神明宮

宮前に鎭座す、不納、畝二十一步、八月廿五日祭禮なり、天達大元禪師下降の日なりとて是日を以て定むと云へり、階下四十八枚　神主　三浦和泉

稻荷宮　十二御前

側に古碑あり、元享二戌年と記せり、後醐醍天皇の御宇にあたる、此元享の頃稻荷宮を祭れるか、邨老に尋ぬれども、詳かならず、嘉永六年迄に五百六十三年也、又十二御前とは何を祭れるか、信夫郡須川南にもあり其事定かならず、社内松杉なほしげりていと古々しく見ゆる實に尊とき有狀なり、其後齋藤十郎兵衞と云ふ人阿彌陀佛堂を建立せり、二月二十八日祭禮なり

雞眼山金松寺　禪宗

開山頭陀十一世里山桂村和尙なり、不納地二畝十五

歩、按ずるに此寺は金松何某殿の開基なるべし、階三十一枚庭前に松樹あり至て宜し、松は百木の長なりとて木偏に公字を書けり、和漢共に賞翫す、境内に能化尊を安置す、靈驗なるよし

大悲堂　　小手庄順禮札所十番

此地に松金氏の墳墓あり、法名年號月日ともに詳ならず、詠歌に

金松の庭の砂の月影に

蹈まで驚く夏の夜の月

古　碑

街道はたにあり、梵字のみかすかに見ゆ、年月日共に磨滅して見えず、何人の碑か定かならず

池上一本松柵

此地は桐之助と云ふ者の屋舗跡なり、此人伊達政宗卿に仕へて馬の口を取しと云へり

小屋舘

金松氏居住せしとなん、何の時の人か定かならず

大　池

一本松小屋舘等各此池の邊にあり、郡人等秋の月を見むとて此池の上に臨み終夜盃をめぐらし清光千里の外隅なき空の景色、月も宿かる廣庭の池と詠しも今更に千々に物こそ悲しけれなど或は風物微雲凉露降月明寒と謝莊か作りしも宜なるかな、本邦月を詠ずること例多し又芭蕉翁が發句に

名月や池をめぐりて夜もすがら

地藏堂　　小手庄順禮札所二十番

本堂七尺四面、此尊像を別て小手地藏と申せり、側に虛空藏菩薩を安置せり

小萑王權現

中田と云ふ所に鎭座ます、何れの神を祭れるか詳ならず、後の人考ふべし

大六天

戸の内と云へる所に鎭座す、面足命、惶根命、二柱神を祭り奉る者なり、又伊邪那岐伊邪那美二柱神を祭り奉るとも云へり、東都にも鎭座す、六月廿六日祭禮なり、此地大石又は大木の樫あり、傍に稲荷宮、辨財天の小祠を建立せり、靈驗に依て郡人尊信す

愛宕祠

篦中と云ふ所に安置す、此所に追分あり、右は福島、左は二本松道と記せり

松澤山長樂寺　眞言宗

同郡保原郡長谷寺末山なり、開山知らず、不納九畝六歩

芹　澤

此地を華表所と云へり、むかし木幡山妙音廟の華表を建し舊地なりと云

地藏尊　熊野宮

田の中に安置す、當能化尊は小手札所にあらず、熊野社は杉森の中に鎭座す

鬼頭石

此地を鬼口と云へり、鬼の首に似たる石なり、其口と覺しき所より水湧出る故に鬼口とも云へり、それを折と唱へり、今は誤て爪口と云へり

硯　石

大石なり上に凹たる所あり、硯の形に似て水溜れり、此所大石多くあり、傍に稲荷祠を安置す、硯石稲荷と稱せり、又白狐の住る穴室あり、老松枝たれて茂れり

船　石

田の中にあり、船の形によく似たり、故に斯は名附しなり

姥女石

老女の顏の如く見ゆる石なり、依て名を負せしなり

石保峙

此地に池あり、其中に在る大石なり、凹にして水溜れり、むかし此石の窪みける所に童子とも稲を植けるに風雨順時にして彼稲よく實り因て子供を保傍に得させしより石保傍と云々、享保六辛丑年閏年ありて三百八十四日なり其内三十九日穀雨を降し三百四十五日快晴なり、民三年の貯をなす、明年壬寅三十六日穀雨を降し三百十八日快晴なり、斯の如き兩年豐作は古今の奇瑞、稲粱肥稔民六年の貯あり、是又公朝の政務正しく神慮に叶はせれし仁風の餘慶四海にみち、天地の感意とは是らの治世なるべし、されば彼石上の稲も又みのりけりとなり、眞丹と云俳諧師が發句に

　豐年の秋はわすれず石保峙

新助舊館

按ずるに新助と云ふ人繩張して築し舘なるか何人の居住せしか詳かならず、當郡の土地は稲によく適し

松澤米と稱せり、事林廣記に云、凡種九穀宣成收滿平定吉以生壯長日種者多實以老惡死日種者收薄忌日種者敗腹不避忌徒勞无成黍忌寅小豆忌卯稻忌辰大麥忌戌大豆忌申麥忌子晩秫忌丙稱忌丑云々

莊嚴山南泉院　修驗者

京都聖護院宮下伊豫坊末院なり、不納九畝三歩、高九斗二升

三明院　修驗者

同郡大久保邨配下、不納四畝、高四斗

當邨明松棚と云ふ所に連理の松あり、寶暦年中大風にて吹折しとなん惜むべし

當邨に又上杉先鋒の衆あり六十三騎の内

東　大學　百五十石　齋藤十郎右衞門

中西掃部　十郎内丹後齋藤氏　中田將監渡邊氏

東西土佐高橋氏　浮西隼人　椋生地庄三

町小綱木邨　公邑

飯坂の南にあり、高六百八石八斗三升餘

稻荷社　産神　神主　矢田部土佐

食稻魂命、衣食祖神二柱を合せ祭れり、往古櫻田玄蕃御影舘を築きし時城東に此神を勸請し深く敬ひ信仰ありしとなり、安永年中今の地に移し奉る、二月初の午の日祭禮なり、地主　氏家又次郎と云人なり

大悲堂　小手庄順禮札所五番

聖觀音、千手、准胎、十一面、馬頭、不空、子安、七觀音を安置す、本堂二間四面、北見觀音と申せり、昔北見與八と云へる人所持せり、明和年中東圓寺に移し奉る故に北見大悲と申せり、右の方に法華千部塔あり、栓沓和尙の筆跡なり、左の方に百萬遍の碑あり

愛宕祠

元祿二年已巳六月二十四日再建す、不納八畝十二歩

山王宮　聖の宮

槻樫の森に鎭座す、邨民等おひぢりと唱ひり、ひじりなり、古言に比知と作れり、山王宮なればおひよしなるべきか、日吉山王と申せばなり

稻荷祠

正一位安鎭祭れり、元祿十六年御代官下島甚右衞門殿手代永澤豐平、新庄佐右衞門、二神幸八、各三人陣屋元に建立すと云、初午稻荷なるべし

三寶荒神祠

照窪と云ふ所にあり、寺久保とも書り、此地に櫻田玄蕃が一家の墓あり、大榎あり、字坊の内とも云へり、疑ふらくば廟の內なるか、後の人考みよ

住吉社

字鬼田と云ふ所に在り　地主　菅野忠兵衛

稻荷祠　地主　武藤茂兵衛　齋藤五郎兵衛

大槻と云ふ所に鎭座す、正一位小綱木邨第三社にして華表階六十五枚、老樹大槻欝々として神光彌高し

古愛宕山

此山を二峯の孤松と云へり、佳景の一なり、今古あたごは將軍地藏尊を安置す、小手庄順禮札所と定む

地主　藤兵衛

此地に作賤田、狗子淵など云あり、寛永十四年洪水して山崩川塞りて其地定かならず、是を邨民等寛永十四の水と云々

雷神祠

安永年中建立せりと云ふ、五風十雨の爲に安置し邨人尊信す

松風山東圓寺　浄土宗

開山安蓮法譽良阿上人、岩城專稱寺の末寺なり、此寺昔は舘の腰にあり、寛永年中今の地に移すと云、不納地一反七畝十五歩、本堂の額は勅額と稱せり疑ふべし、良安上人懸る所なり、山門の扁額は松風山と書けり、京都智恩院僧正の筆なり、此地清淨無塵の界境なり、春秋の松風颯然として虛空に吹き、稱名鉦の聲は幽賓に一絕景なり、境內石地藏を安置す、又十王堂をも建立せり、釣鐘は貞享三丙寅歲建立すと云へり、抑當淨土宗開祖は元三大師と申す美作國久米の南條稻岡の人なり、父は久米押領使漆間時國、母は秦氏なり、長承四年四月四日午刻に誕生せり、九歳にして同國菩提寺の室に入て學問す、久安三年二月十三日入洛して比叡山に登り北谷持寶坊源光四教義を授るに篋を挿して疑念を起さしむ兒曰天台の要論ならんと、持寶坊奇異の事に思ひ我淺才にして爭でか此兒を弟子とせんやと、同年四月八日兒を相具して阿闍梨皇圓が元に入室せしむ、同年十一月剃髮し戒壇院に大乘戒を請たり、同六年九月十二日十八歳にして西塔里谷慈眼坊叡空が元に行きて法然坊の弟子となる、其後承安五年の春四十三歳にて餘行を捨て專修念佛に歸依せり、されば法然の宗風諸方に押弘まり

しかば山門の衆徒等是を惡み大原にて問答せしかども皆念佛の理に伏せり、建久二年春二月後鳥羽院天皇の逆鱗に依て四國え左遷せられしかども承元元年十二月敕許を蒙り歸京して建暦二年正月二十五日午の刻に示寂す、享年八十歲也、毎年正月十九日より二十五日迄御忌あるは此謂なり

花林山玉泉寺　禪宗

開山頭陀六世玉叟幸鎭和尙也、則頭陀寺末山なり、古は御影舘の麓にありしと云、今に其地の字を元玉泉寺と云へり、嘉永年中今の地に移せり、不納地七畝二十七步、本尊釋迦、脇立は阿難加葉なり

金毘羅堂　釣鐘堂　八幡堂

皆境內に安置す、八幡堂とは何を祭れるか今は金毘羅堂の中に移せりと云へり

虛空藏堂

愚曰昏曉夜三明星は佛家の說也、此說は信夫郡黑石邨の條下に委しく記せり、本尊三明星あり、堂九尺四面、階十三壇、地主谷崎庄兵衞、階前手水石あり、七月二十三日祭禮なり

愛宕山長樂寺　眞言宗

本尊不動明王、同郡保原邨長谷寺末山なり、境內に大日堂を安置す、九尺四面、明和年中建立、願主高橋傳吉

御影舘

櫻田玄蕃居住せり、天正十九年伊達遠江守秀宗伊豫國宇和島に封を移さる、玄蕃御供して彼國に入る、其子孫家老職なり

御幣原

山蔭中納言卿の前驅せし鹿、御幣と現じてのゝめきと云ふ所に飛移れりと云に因み斯は名を負せぬるか、此地橋あり、大綱木小綱木の流れ此橋の下にて落合なり、又追分右の方針道、左の方山小屋道なり

名號碑

天明三年大凶作にて人民多く死せり、其追福の爲に吉井文藏と云ふ人建立せしなり

實寶院　修驗者　大久保邨大正院配下

當邨安達郡境笹嶺、大柴山、笠目澤、問答澤、城倉山峯通田邨境なり、又新田小綱木と云あり、高五百四石一斗二合餘

當莊中には此神を所々に祭れり、信夫郡には更に祭る所なし、いかなる故か詳かならず、雷神風神兩宮鎭座す

藥師堂
五器内と云所にあり、四月八日祭禮なり

大日尊
澤と云へる地に安置せり、三月廿八日祭禮なり

道陸神
闕場と云所に鎭座す、此神猿田彦命なり

帷子堂　片平とも云
宮前華表階あり、安積郡片平邨の八幡宮を移し申せりと云々、惟子と片平とは其音同じければなり、八月十五日祭禮なり

荒神宮
加貝津智神を祭れり、愛宕と同體なり、竹の花と云ふ所に鎭座す、是を竹の花荒神と稱し申せり、堂九尺四面、前に櫻樹あり五抱の大古木なり、地主重右衛門、又鳩内と云ふ所にも同神を安置す

大悲堂　小手庄順禮札所第六番　地主　甚左衛門
上の臺と云ふ所にあり、本尊千手觀音、堂九尺四面

在小綱木邨　公邑

飯坂の南に在り、高八百石

正一位御靈宮　産神　地主菅野利左衛門
小手十九社の內なり、相傳說に鎌倉權五郎景政の靈を祭ると云へり、元文二丁巳年神位を授け奉る正一位、八月朔日祭禮なり、華表階十三、側に嗽水鉢石あり、寶暦五巳亥歳三月廿四日寄進、神主齋藤大隅信之

和尙堂
芹が澤と云ふ地にあり、昔日嘉祥年中彼沙門山蔭中納言卿と同伴して此地に來りて幽棲し給ふ、一日邨人を集めて予今往生の期來れりと云ひて其儘終をとげ給ふに音樂空に聞へ異香四方に薫じ又山中の草木西えなびきしとなむ、其所に影像を安置し一宇を建立して世人尊信せり、實に靈驗新なり、何僧何國の人と云ふことを知らず、既に千年に及べとも是を傳る人なし、今に春日宮祭禮の時は山陰殿内にて流鏑馬的掛古例に依つて此地より出せるなり

麓山權現

階の岩間より清水湧出す、則菩薩の御洗手水なり、三月十八日祭禮なり、春日宮祭禮流鏑馬の乘馬は此地にて出せりと云ふ、順禮詠歌に

跡思ふ子綱木なれや上の臺登て峯の月にゆびさす

日月堂

日月堂と云ふ字の地にあり、此堂を安置する故に日月と其名を負せしなるべし、淮南子曰日者陽之主、月者陰之主、宗陽子云日以昱乎晝月以乎夜日月百南者北月者往有來日不南不北則無各無夏月不來不往則海望不成迭相交代謂之兩曜天左旋日月右旋天旋速日月轉遲故隨天左旋而實右轉王鬼柱樹云、法華經に日月燈明佛あり、これを祭れるか、又此堂中に三匹の烏、三足の兎ありしも此謂なりとぞ

太子堂

堂九尺四面、厩戸皇子を祭奉る、此地の字を太子堂と云へり、誠に此皇子の御事は日本儒神佛の三道を開き給へるの大德天地にあふれ、世人大に崇敬せり

地藏堂

九尺四面山の上にあり、此山谷中にて別に獨立したる山なり、字を細窪と云ふ

細田根掘

土人相傳說に山蔭中納言卿の栽給ひし藤の根からまりしと云、吳壺と云へる所にあり、此傳いと〳〵疑はし、當郡に梅木內、松木內など云字あり、今は梅の口、松の口と唱へり又乃金金凝目鐵屑落抔云へる地名あり、むかし寶壽中刀鍛冶此地に來り暫く滯留し劔を打しと云ふ、因て此地の字殘れり

上戶內　中戶內　下戶內

一說に上戶下戶の名は前漢の代に始れり、夷狄を防がん爲に堡城を築き高樓を造立し三段に分てり、酒を多く呑者をば上の戶口寒の所を守らしめ、少し呑者をば中に居らしめ、少しも呑ぬ者をば下の戶口を守らしむ、故に此名ありと云々、その字移して此地名を負せしならん、流鏑馬の馬古例に因て此地より出せるなり

見附

古傳說にむかし山蔭中納言卿口太山より人里を見附給ひしとて悅び給ふ地なり、故に今世それを地名に負せしとなむ

一本木

笹峠にあり、何れの木が詳かならず、西五十澤邨にも同名あつて夫婦の木なりと云へり、東一本木は其枝葉西へ繁茂し、西の一本木は東方へ枝葉をしげるとかや

當邨は小手荘辰巳の地なり、相馬境なり、小手郷四つの內也、當地に上杉家の舊士あり先鋒衆と云ふ六十三騎の內、二百石　氏家左衛門　百五十石　佐久間庄藏、二百石　佐藤與右衛門、此地行はむかし上杉家に仕へし時賜はりし者か

大綱木邨　公邑

當邨は安達郡境にて鞍太山、木幡山、境壇、藍澤等の界境あり、高六百五十七石二斗一升餘、當地に別て產神を祭らず、春日社を以て產神とするものか

口太山

小手五岳の第一なり、安達郡の境なり、峯尖にして研りたるが如し、山路嶮岨にして積雪又長なり、山嵐の風肌を徹しける、峯上に池あり、又鎮護岩と云ふ所あり二間四方程の岩窟なり、猿か首と云所あり、土人相傳說に往古山蔭卿岩瀬郡鉾衛宮に通夜し給ひ掲山のしるべを得て深く此山に迷ひ入らせおはせしに道しるべの賊古き猿に變じて中納言殿を害し奉らむとす、白鹿の神助ありて彼猿を退治し給ひ危難を遁れ給ふと云へり、委くは春日宮の緣記に見えたり、此山に深流あり滔々として石に當て下流す即ち飛泉となる、一二三段の瀑布となる、伊達郡第一の瀧と稱せり、此山反別七十五町三畝歩、山役永三百廿五文或人の詩に

峯巒一派掛長虹。　亂滔散漫烟霧中。
欻自銀河波衣出。　白龍倒下碧雲宮。
竦傑巖涯不測淵。　驚湍急硤眼如眩。
高源漲落飛氷雪。　萬馬千雷吼磵川。
飛流如雪又如虹。　入骨淸冷一望中。
高直明々奇絕處。　却疑素練落天宮。

口太山の春色を眺望して

囀ふともわらひけるにや山のいろ

瀑布泉の流れ川股川に落つ、是を廣瀬源流とも云ひ又小手川とも云ふなり

冠松
山中にあり、相傳說に山陰卿の冠を懸給ひし松なりと云へり
岩倉　花の木
花薄の誰をとまれと岩倉の　小野の明屋に入り招らん　讀人知らず
と短冊一葉あり、下樣の手跡にはあらずと云へり、此地に藥師不動等を安置す、竹內入道畑と云邸あり、定てよしある人なるべし、後世詳ならず其傳を失へばなり
松倉山常樂寺　天台宗
開山權大僧都大阿闍梨法印寬須、飯坂郡神宮寺末山なり、本尊藥師如來、天明四年辰春三月中盜賊等此本尊を盜出し同郡桑折船場迄遁行けるに藥師如來の尊像俄に大磐石の如く重く成給ふ、盜賊は夢の心地にて倒れたり、所の郡長是を見て倒者ならんと思ひしに佛像脊負し人なり、郡長彼是と責問ければ彼盜人是非なく其事を白狀し大きに恐れ當寺へ返し奉るとなり、相傳說に慈覺大師の作なりと、當寺はもと飯坂郡に在りしが今世此地に移すと云へり、境內に大きなる樫木あり、圍り十尋の餘なるよし、惜むべし安永年中大風にて吹倒せり、今は其跡のみ殘れり
古碑
境內にあり嘉元二甲辰年とのみ記せり、其外文字見えず、何人の碑なるか、嘉永六年迄に五百五十年也
大悲堂　小手庄順禮札所　地主　寺島六郎治
本尊千手觀音山上にあり、檜木杉等しげりて陰森たる地なり、三月十九日祭禮なり、詠歌に
大綱木舟引とめて小倉のせてやがて淨土に漕や著けむ
春日社
七軒在家と云ふ所に鎭座あり
稻荷社
同斷同名七軒在家とふ云地に建立せり
地藏堂
小手庄順禮札所二十四番、地主　南　幸八
十二天　不動尊　荒町大悲
堂二間四面、字を不動坂と云へり、土人說に往古丹波國大江山より此地に飛來らせ給ふと云、地主太郎兵衞　山の西の峯は木幡山に隣れり、此所口留あり荒町長三郎と云、

蛇鏑石

昔日此所に大沼あり、大蛇住めりとなん、故に斯の如き石あり、寛永十四年洪水にて此沼水溢れ堤きれて水忽ちかれ、今世沼の平と唱へり

當所にも上杉侯の先鋒衆あり六十三騎の内二百石菅野與兵衞、百五十石菅野八郎兵衞

當郡は小手莊辰の方に當りて針道に隣れり、安達郡境なり

達一統志卷之二終

信達一統志卷之三

目錄

小手莊

小手莊

東五十澤邨　公邑

東綱木の西にあり、當邨は山中にて澤の多く有る故に五十澤と云ふか、又は五十と書てイとのみ訓めり、然ればイはイヤの心有れば、澤の多くある地、即ち五十澤（イヤサハ）と云ふ義なるべし、後の人考みよ、元祿十年三月東西兩邨に分る・高千三十二石六升四合

熊野三社　產神

延喜式云紀伊國牟婁郡熊野早玉神社速玉男命、事解男命、伊册弁命三柱社之を熊野三社と祭奉る、伊册弁大神は伯耆國北羽山に葬奉りしを紀州那智山へ改葬し奉る、古事記に伊邪那美と書り、土人說に當社は養老年中こゝに勸請せりと云、人皇四十四代聖武天皇の御宇なり、嘉永六年までに千百三十七年なり、いとも〳〵古き神社にこそあれ、傍に清水出る、養老泉と云、元文年中神位を授奉る正一位、神主高橋佐渡

藥師堂

中尊日城地主醫王善遊如來、惠心僧都の作なり、額面瑠璃光殿と書り、境內大杉數株茂れり、側より靈水湧出る、此水にて目を洗へば眼疾忽ち癒ゆ靈驗あり、四月八日祭禮なり、除地五十五間四面なり

別當三條院

本堂の後に經塚あり

虛空藏堂

藥師堂の北にあり、御丈五尺餘、三月十三日祭禮なり

除地二十間四面

蛇　塚

藥師堂の西にあり、むかし此地に大蛇すみて郡民をなやましける、或時一人の僧都來りて彼大蛇を埋め封じて塚を築けり、是偏に藥師如來の靈威に因てなるべし、西にあるを首塚と云ひ、東にあるを尾塚と云ふ、其間二百歩ほどへたてり、塚のまわり三十間程水まわれり、此水を直に通さんとて塚の邊を堀切しに不審の事ありて止しとなり、此地に又伊豆權現・稻荷宮兩社を勸請せり、地主高橋多左衞門

牛頭天王

梅崎と云ふ所に鎭座す、松樹數株あり、いと尊し、六月十四日祭禮なり

大悲堂　小手庄順禮札所八番

梨が柵といふ所に安置す、大松數株あり、三月十七日祭禮なり、詠歌に

五十澤や木玉の影は梨子か作何の對えそ夕されの聲

幸　神　猿田彦命

塞神とも書り、此神前に橋あり、西五十澤、東五十澤兩郡の流水落合なり

地藏堂

香内と云ふ所にあり、此地の川中より硯石出るなり

地藏堂　小手庄順禮札所二十三番

胡桃坂と云ふ所に安置す、此尊像古佛なり、何人の作か詳ならず、霜月十五日祭禮、地主菅野庄右衞門

山靈神

光内と云ふ地に鎭座あり、靈驗なるよし

大六天

土人說に云、八百年以前に此地に勸請せりと云へり、按ずるに土人說の如くなれば治安年中ならむ、源賴信公大將軍たりし時の頃也、抑當社は面足尊惶根尊を祭奉ると云へり、藻鹽草云面足尊、惶根尊此二尊は耦生男女の御神にして土地成就の聖神に大座す、故に祭奉者成べし、神皇正統記に國常立尊の五行の德各神と現れ給ひ國常立尊を合奉りて六代なり、是に因て第六天神と稱し奉る、後に大字に改めしなり、是第と大と其音同じければなり、佛語に大六天は魔王の棟梁にして常に多化自在天に住すと云、皆これ佛家の妄說にして世人を眩惑するの謂なり、只此神は神道唯一にして、浮屠氏などの知る所にあらず

硯山
山上に硯の海の如く窪き所あり故に硯山と云、昔日木幡山辨財天此山に鎭座せる由、今に礎の如き物遺れり、又華表の蹟なりとて政所内と云へる地の前なる田の傍に印の榎あり、今の代に堂の平、堂屋敷、香出、祭田など云へる字あり、これ皆辨財天の舊鎭座に因るの謂なり
士人說に康平年中八幡太郎義家の乘り給ひし馬此地にて死したりと云へり、今に其所草木を生ぜずとなむ、此事何ぞや其謂詳かならず

西五十澤邨　公邑

元祿年中東西二邨に分てより邨名義は前に記せり高千五十六石八斗七升餘
麓山權現　産神
硯山と云ふに鎭座あり、此神は前の條にも所々に見ゆれども何を祭れるか定かならず
大悲堂　小手庄順禮札所九番、堂二間四面
永田と云ふ地に安置す、九月八日祭禮なり、此地追分あり東川股、西飯野、南小幡、北秋山と記せり
詠歌に　二筋に分る五十澤掛越して千代の永田は實成けり
地藏堂　小手庄順禮札所二十三番　堂二間四面
堀田と云へる所にあり、階は自然の石壇なり、むかし一法師此所に一夜明しけるに夢中に地藏菩薩來現ありて我此田の中に埋れて居る事年久し、急ぎ掘出し安置せしめば奇瑞あるべしと告ると思えば夢はさめにけり、旅僧も奇異の思ひをなし邨人を賴みて田を掘ければ土中より光明輝けり、果して地藏の尊像なり、やがて此所に一宇を建立し堀田地藏と崇め奉る、田を掘し故に堀田と云ふ地名を負せしなり、三月二十四日祭禮也、靈驗の事ありて邨人尊信す
稻荷社
大石自然に重りたる石室あり、此地を稻荷林と云ふ大松山なり、後世正一位を授奉る、九月九日祭禮也
地主菅野治郎左衛門
神明宮
南山田と云ふ所に鎭座す、靈驗あらたなるよしなり
天滿宮
北野と云ふ地に鎭座す、故に北野社と稱し申せり、菅公の御事は世人皆知る所なり、正暦四年正一位太

政大臣を贈官ありしなり

瀧姫明神

何れの神を祭れるか定かならず、按ずるに天照大御神の皇女多岐津比賣命を祭奉るものにもあるか、此地に名石あり、硯石、突掛石、重石、以上三つ名奇石なり、されども其謂を知らず、後の人詳かにせよ

阿彌陀堂

栗和田と云ふ所に在り、後世栗和田重左衛門と云ふ者居住せり、相傳說にむかし此地に阿部貞任が出張せし所なりと云、今に兵具矢根など掘出す事ありとなむ、さもありしか

古勝負坂

土人相傳說に昔日、康平年中阿部貞任、宗任此所にて官軍を防ぎ戰ひしが利なくして本國へ引取しと云、故に古勝負坂と名を負せしとなむ、寛文年中國領君半兵衛檢地の節小菖蒲坂と書改しとなり、古勝負と小菖蒲と其音同じければなり、天正年中此地に神尾下總と云ふ人居住せるよし、櫻田玄蕃が家の年寄なりと云へり

女夫石

路の兩傍に相向て在り、此道婚禮娶入に通行すれば果して不緣すると云ふ、斯樣の說は信達郡々にあり諸人を迷はす妄言なるべし

三本松

土人說にむかし湯の花をあけし時、松の杭を打しにその杭忽ち生付枝葉生ぜしと云々

鉾田

相傳說昔木幡山辨財天の鉾を納めし所なりと云

西作岫臺

古勝負坂の北なり、是を五十澤五在家と云
總田、佛師澤、大畑、荒屋舗此四ヶ所より春日祭流鏑馬の的掛古例によりて出せり、又此地に腹帶畑と云ふ字あり、此說詳ならず

木村山林正寺　一向宗

山田と云所にあり、開基は上杉景勝卿の家臣木村隼人と云ふ人なり、故に木村を以て山號とせり

孫惣内名號碑　秩父坂東西國百番碑

彼碑は菅野孫左衛門と云ふもの此地に建立して永く佛意に至れりと云々

道心畑　是界形　四寸道

此三ヶ所は所縁ありげに聞ゆ、されども詳ならず、
當郡は小手莊東の方に當る郡なり、安達郡に境せり、
元祿九年丙子御代官室君七郎右衞門御支配の節東西二郡に
分てり、當地にも上杉家の舊士あり六十三騎の內
百石 渡邊隼人 百五十石 渡邊助右衞門 百五十石 菅野七郎兵衞

大久保邨　公邑

一小驛とも云へり、當邨は四方山にして凹なる地なる
べし故に斯は名附しならん、高千八百七十九石六斗七
升餘、東西二十三町南北二十四町
住吉社　產神　地主關長右衞門
社內欝々として杉松茂れり、抑當社は上筒男中筒男
底筒男の三柱神を齋祭奉る者なり、筑前國那置郡に
鎭座す、人皇十五代神功皇后三韓征伐の時出現まし
まし御船を守護し奉り彼國を安々と平定あらせられ
其後神託に依て長門國に祭り奉りしが皇后攝津國に
幸し給ひし時に予住吉の國なりと神詫ある是住吉の
初なり、因て津守の浦に宮柱太しく立て齋祭り奉り
しとなむ、然るを故ありて此地に移し申て產神と尊
崇し奉つる、八月二十日祭禮なり、石華表石壇階九
枚實に舊き社なり、神主菅野大隅
和尙權現
元大掛寺の舊地に在り何れの神を祭しか定かならず
幸神社
猿田彥命也、男女所願ある時は陰莖を作り神前に捧
げ祈る時は果して願望成就すと云々
京松稻荷社　地主三浦彥兵衞
相傳說にむかし山城國藤森より一つの松を持來りて
石上に栽けり、其松枝葉繁茂して大木となれり、故
に斯の如きの名を負せ申せり、實に希代の松なり
馬頭大悲堂
松本と云ふ所に安置す
高　石
境と云ふ所にありて大石なり、其謂を知らず
椿　澤　椿　木　地主　佐藤宇之助
莊子には八千年を以て一年となすと說けり、此樹花
を稱するのみならず實は油となして人の用を爲也
水渡明神
當社本殿國常立尊、左は瓊々杵尊、右は建御名方命
三柱命を祭りて當所の鎭座と崇め奉る、椿澤、水渡或

は雲渡明神とも申せり、八月十九日祭禮なり、此地に境川と云ふ橋かけて通路の便となせり

熊野宮

折内と云ふ所に鎭座ます

瑞雲山大桂寺　濟家宗

當寺開山禪師奥羽の兩國佛化釋教未だ盛に行はれざる事を歎かれ當國に下り給ひけるが、下野國陸奥國の境白川の關山に登給ひ、北天に當りて瑞雲の立覆るを眺望し給ひて偖は此瑞氣こそ不思議なり其下必ず佛法の靈地衆生利益の神區なりとて既に當郡に來り給ひしに彼瑞雲正しく五十澤の邊に靆けり、偖は佛法昌隆の土地なるべしとて彼處に至り見れば彼雲氣の立登る下に其丈百丈餘の桂の古木あり、是ぞ奇異の靈樹なりとて其樹のみ殘雜木陰森たるを伐拂一宇の精舍を建立せられ端雲山大桂寺と名附たり、長暦三卯年巳大檀那安倍貞任斯なむ記せり、いと〳〵古き寺なり、按ずるに長暦の頃は禪師など云號なし又濟家宗などもなし、大槩は眞言天台なるべし、實に疑はし、是等の事は好事の人、古を稱して斯は妄説せしなるべし、相傳説に開基より百五十一年を經て文治五年兵火の爲に焦土となりしを建久元年庚戌三月五十澤邨より大久保邨に移す、後百六十四年を經て文和癸巳八月今の地に移すと云ふ、嘉永六年まで四百八十九年なり、庭前櫻の古木あり、花の時は世の塵を忘れ仙境に遊ぶの心地せり、又古き松あり蟠龍松と云ふ、其幹龍のわだかまりたる如くなれば斯は名附しなり、米澤法泉寺末山也、不納地二段二十七歩

小手地藏　小手庄順禮札所十四番

境内に安置す、千體地藏とも申せり

大悲堂　小手庄順禮札所十四番

堂九尺四面なり、土人説、此觀音は安倍貞任が守本尊なりと云へり、千體佛を安置す、堂中左右に在り、詠歌に　日は暮て月　光は大桂寺庭の氣色は淨土なるらん

地藏尊　小手庄順禮札所四番

觀音堂中に安置す、又鎭守の宮、釣鐘堂あり、又舖石山門あり

萬代橋

大桂寺前川の石橋なり、磐石礎地に入ること一尋、切石の柱二本桁踏板欄干までこと〳〵く石なり、故萬代橋と云、明和七年戊十一月橋供養碑を建立す

福聚山慈眼寺　濟家宗　米澤法泉寺末山なり

觀音堂　小手庄順禮札所十二番
境内にあり、不納地一石二斗六升餘、詠歌に
あり難き代に大久保や憐みの寺の情に身をば任せて

狐石稻荷宮　馬石　鞍懸石　鐙石
狐に似たる石故にいなりを祭れるか、相傳說に、むかし八幡殿寵愛の乘馬此所にて落死せり、其馬石になりしと云、鐙石、鞍懸石も馬の死するに寄せて名附しとなむ

皷音石
ポンポコ石、此石の上にあがりて中ほどを打ては皷の音のやうに遠くまで聞こゆ、故にかくは名を負せたりと云ふ

越中館
むかし阿曾越中守と云ふ人居住せり、何れの代の人が詳かならず

鼠館舊跡
此館は惡源太義平嫡子太郎爲平と云人、爰に來りて築き給ひしが仕課せずして終に卒去せりと云、疑ふべし、義平朝臣は十九歲にして亡ひ給ひし人なり、其子あることをきかず、此地に來るべき謂なし、しかし平家の暴惡を避て其乳母幼君を懷き參らせ當國に降り給ひし者なるべし、古傳說なれば是に記す

白幡八幡宮
土人說に人皇七十二代後冷泉院天皇之御宇康平年中伊豫守源賴義朝臣御父子當國に下向ありて、安倍賴時父子を誅伐の刻此地に八幡宮を造營あり白幡を奉納給ひ、又一宇を建立し祈願あらせられ山を白幡山と號し、寺を治外寺と名附給ひ、朝敵退散の祈願あらせらる八月十五日祭禮なり、不納地五反七畝十八步

白幡大正院　修驗者年行事
聖護院宮伊豫坊支配なり、相傳說に人皇七十八代二條院天皇の御宇永曆元年庚辰三月廿日義平朝臣京六條にて誅せらる、其子爰に來りて當窟に入る、治圓庵と受法せり、爾來五十五世連綿として相續す、いとめづらしき家なれば、修驗の法燈照せし事偏に開祖の德たるべし

競　石
道の傍にあり、往來の人木の板或は篠竹などにて長をくらべ吉凶を占ふと云へり

赤岩山稻荷
二月初午祭禮なり、本尊十一面觀世音

狸　石　蛇塚石
石上に松木生茂れり、大石なり、按ずるにむかし大蛇を殺して此地に埋たる塚なるべし、故に斯く名附しとなん

無名石　冠　石　荷鞍石　胎內潜石
其外奇石老松數多あり、小手郷風景隨一なり、又峯の上に麓山權現を安置せり

常門松
昔より門口に松二本栽てあり、後三郷、前三郷と云

雷神宮
此地の字をいか津智と云ふ、五月六日祭禮なり

菅　平
昔慶長年中梁川城沒落の時、須田相模と云ふ人小國郡宮ノ內と云ふ所に落居せり、其後此所に移りしと云、郡民等諺にいふ大名一本道具と、何の故にか斯云ひ傳たり

八幡社
字やはたと云ふ地にしづまります、此所に姥石、烏帽子石など云へる所あり、其謂を未だ詳にせず

舊　舘
石宮なり、此地に舘跡あり、又なお太郎と云人居住せりと、何人なるか更に分明ならず、後の世に地藏尊・秋葉宮を安置せり

八幡宮
小谷野と云ふ所の谷中の石上に鎭座ます

逆　川
凡水は東流すべきものなり、西流するを逆流と云へり、橋二ヶ所在り、因云上野國邑樂郡利根川筋に大久保郡と云ふあり、日向國に大久保驛とあり、伊豫國海邊に大久保郡と有あり、何れの國より移せるか定かならず、

當郡に佐夜戶外記と云ふ人昔永祿九年小濱責の時、伊達大膳輝宗朝臣に一宿させまいらせしに其謝禮として二百石の諸役御免の書附を所持せしと云へり、今の名は何と云ふか詳かならず
當郡は小手莊未申に在りて、外小幡郡に隣れり、又當地に上杉家の舊臣あり六十三騎中なり
二百石高野備中、二百石高野丹後、二百石佐藤源內、

百石佐藤新右衞、二百石高野藏之助、百五十石高野治郎兵衞、

飯野郡　公邑

大熊川の東にあり、郡名詳ならず、高二千九百六十四石一斗九升餘、後相分ち東西兩郡となす、西千六百五十七石三斗三升三合二勺、東千三百十八石七斗三升九合三勺

伊勢國に飯野郡と云あり、上總國に飯野と云城下あり又上野國に飯野と云郡あり、何國より移したるか又此地より、彼地に移せしか猶後の人考合すべし、此は小手莊申の方に當れり、安達郡境盟野に隣れり

大宮神社　産神

小手郷十九社の一なり、何れの神を祭れるか定かならず、大槩は大鷦鷯命を齋祭奉るか、仁德天皇にて大座ます、八月十九日祭禮なり、石華表あり、石燈籠二基建立せり

八幡宮

張木戸といふ所に鎭座す、八月十五日祭禮なり

諏訪宮

社内大木の杉あり、五月五日此地に高馬くらべとて大勢馬をひきて參るなり、加茂の競馬に準ずるか、七月廿七日祭禮なり

八幡宮

古舘の蹟にしづまります、此地笠の內、竹の內と云へる八幡宮に因ある地名あり、たけ內大臣を祭れるか

觀音堂　小手庄順禮札所十三番

堂二間四面、古傳說に文治元甲辰歲建立せりと云、人皇七十代白河院天皇の御宇なり、嘉永六年までに七百三十年なり、實に古き堂なり

大悲閣　藥師堂

此地谷の戶、白山、盲人轉など云、むづかしき地名あり、由ありげに聞ゆ、又飯野川、下飯野川とて溪水ありこれに橋かけて通路の便となすなり

大悲堂

宮川と云ふ所に安置す、絕景なり、此處數十丈の岩窟有り、大日如來の尊像現はる、是則自然の天工にして人作及所にあらず、實に尊しと云べし

大悲堂　小手庄順禮札所十四番

本尊正觀音、東光寺境內にあり、堂九尺四面、詠歌に

夜も更て東も光る寺の鐘長きゆめ路をかへす一聲

地藏尊　小手庄順禮札所十二番

鍛冶子内に安置す、靈驗なり　地主　谷之丞

地藏堂　小手庄順禮札所十三番　別當　觀音堂

藤柄明神

宮前池水あり、御手洗水なるよし、水穴と云ふなり、當社明神は何神を祭れるか詳ならず

刈松田舘

假滿太とも云へり、永祿九年伊達政宗、同成實、刈松田の人靑木修理太夫を導嚮者として、四本松大内備前小濱荒井半内小野主水を攻ると云、此說誤れり、永祿九年の頃は伊達政宗は未だ生ざる人なり、成實は政宗より歲おとれる人なり、大榮輝宗の事なるべし、成實は基實なるべし、後の人考みよ

古　碑

建武四年と記せり、又彌陀の稱號あり、是は南朝年號延元二年に當る、嘉永六年までに五百十六年なり、又傍に地藏尊を安置す、西飯野地主大明院と云へり

八龍山觀音寺　天台宗

境内地藏堂あり、所謂小手地藏なり、江戶上野東叡山末寺不納八畝六步

德日山東光寺　臨濟宗

境内秋葉權現を祭れり、羽州米澤法泉院末寺、不納地一段一畝步、釣鐘堂あり、その銘に曰

奧州伊達郡德日山東光寺　一丸銅場　百練作鯨
聞長夜夢　渡若海生　三千界響　二六時聲　國土
安穩　寺門繁昌　安永四未稔八月如意昧日　前法
泉當寺興定戒堂誌焉

當郡西の方大熊川流通す、天井瀧、水神石、烏帽子石など云あり、皆川中の名勝なり、又津頭あり飯野船場と云、此津頭より下部方、藍瀧の津と云へり、そこに至れば南山嶮岨にして怪巖峙立て、急流殊に逼り、舟行に難し、巖石峨然として屛風を立たるが如く、龍の昇るが如く、獅子の踞るが如し、萬古の姿今に變らず、其絕景勝て云ふべからず、又筆の及ぶ所にあらず、大熊川の古歌二三首爰に記す、餘は信夫郡福島郡の條下に出せり

順德院天皇御製

明日も又逢隈川のしからみに
昨日の秋の色や殘らん

高階俊重朝臣

行末に逢隈川のなかりせば
手でかせまじ今日の別れを
同定家中納言
立込る逢隈川の霧の間に秋をばやらぬ關も少なく
三位家隆卿
長月の幾有明にめぐり來て
逢隈川にやどるつきかげ

岩角山
此山に安達郡岩角の三十三觀音を移せり、故に斯は山名を負せしなるべし

境　山
山下に谿水あり、これに橋かけて通路とす、此橋下にて境川、逆川雨水落合て大熊川に流れ出るなり

御立林
所謂用木なり、竪二十間、横百五十間

東聖山五大院　修驗者
京都積善院末院なり、不納六畝步、境内秋葉堂あり

天照院　修驗者　大久保貴見院配下
當郡は東西十五丁、南北二十四丁、邑中に虛空藏、金鑄神、熊野愛宕、彌陀、文珠等所々に安置せり、上杉家舊臣先鋒組六十三騎の中、二百石　關帶刀、百石二同金五郎、二百石　同太郎左衞門、百石　高野九左衞門、二百石　同馬之介、百五十石　朝倉六郎左右衞、門百石　小和田彥作

立子山邨　公邑

大熊川境の邨なり、東西一里南北二里、高二千二十二石八斗四升七合餘、按ずるに山中を開發して一邑を作る地なれば立木山なるべし、木と子と其音通ずれば後の世に子の字に書かへたる者ならん、古き歌に、立木も知らぬ山中にをぼつかなくも呼小鳥、など詠めるを考見れば立木山なること疑なし、一說に昔佐藤基治が一族信夫小太郎治重と云ふ人、大きなる惡龍を殺せし故に龍子山と名を負せしと云々、龍は大蛇の變なればなり

八所八幡宮　產神
舊館八ケ所あり、後處に鎭座す、抑八幡宮は豐前國宇佐郡馬上峯に臨幸し給ふ神社なり、考に人皇五十五代淸和天皇の御宇貞觀元年八月大安寺沙門奏聞して山城國男山に移し奉る、其後延元二年北畠顯家卿男山より當邨八所館へ移し奉りて鎭護の神と仰ぎ給

ふと云、後世郡内產神と尊信し八月十五日祭禮なり

駒込舘　桐口舘　澤尻舘　本内舘　北裏舘

大　舘　藍瀧舘　三久保舘

以上八ヶ所舊舘、舘中各々八幡宮鎭座す、又釋迦尊を舘每に安置す、後の世にこれを八所釋迦と申せり、按ずるに延元年中北畠顯家卿陸奧國司たりしとき家臣等の居住せるよし、北畠家武運長久の爲に舘々へ勸請せし者なるべし、其後天正年中駒込北裏の兩舘石橋九市郞居住す、桐口舘には仙臺駒ヶ峯の城主宮內因幡守が家臣大內要人と云ふ人居住す、今に其子孫ありと云ふ

竹下八幡　御代手釋迦堂

此地柿の名產なり、御代手柿と稱せり、一に味能出柿とも云へり、ミヨデと訓せり、又銀杏の大木あり、郡人等一圓寺の銀杏と夫婦なりと云へり、廣記に曰銀杏樹有雌雄有三稜雌有二稜雄須合種之臨池而照影亦能結實云々

一本木戶釋迦堂　濱居場釋迦堂

此地に野城と云所あり、伊達輝宗朝臣小濱を討し時陣し給ふ所なりと云へり

太鼓石　淡　石

此石上にて日尊上人法華經を演說し給し舊跡なり、此地にて今の一圓寺を見立給ふと古老傳ふ

舟　石

道の傍にあり、舟の形なる大石なり、三間餘あり、石上に南無妙法蓮華經一圓精舍　明和七年庚寅四月廿八日隨喜阿闍梨日仁、宇田坊日吉、陽雲庵芳誓と記せり、未だ其謂を知らず

松尾山一圓寺　法華宗　京都要法寺末寺

土人相傳說當寺は弘安五壬午年奉建立なり、開山は日蓮上人の孫子日尊奧州の國司北畠顯家の孫なりと云へり、此說大きに誤れり、北畠殿は文保元年以前なり、然るを日尊は顯家卿の孫とは大きなる妄說なり、日尊を顯家の孫とせば年號相違せり、年號を本とすれば日尊は以前の人てに北畠顯家殿の孫にあらず、日蓮は弘安五年に寂せる僧なり、凡て神社佛閣の緣記等は世代をも考得ずして唯年古きを稱して妄說のみ多し、後世事を好む者の所爲なり、後の人考ふべし、境內三十萬神を祭りて鎭護となし又七面明神鎭座す經宗擁護の神なり、又鬼子母神、釋迦尊、愛

宕権現を安置す、峯の松風水聲梵音の響き香煙天にひるがへり、いと〳〵尊し．當代四十七世ほどなり、又池あり是に住める鮒皆半盲なりと云へり

釣鐘堂

富大石師駿河阿闍梨日仁明和五年九月吉日

大悲堂　小手庄順禮札所十五番

本尊正觀音御丈五寸、堂九尺四面、大同年中建立、行基菩薩一刀三禮の作也と云傳へり、靈驗によりて世人尊信す、是亦疑ふべし、行基は大同年中より既に百年に近き以前の僧なり、此人何ぞ大同年中建立の觀音像をきざむべきや、則傳者の誤大なる者なり．後人考みよ、詠歌に

横雲の東の空に立子山朝日の影に染る藍籠

後世事を好む者何も角も行基と慈覺とを佛工師と心得、みだりに此人々の作と云ふらし、世人を計りし事其罪大也

藍飛泉

岩上の流十四丈流色藍をそゝぐが如く故に斯は名付しなるべし、一説に年魚瀧とも云ふ、年魚此瀧まで游ぎ來れ共登ることを得ず、故に鮎の止るを以て斯は名を負はせしならん．風土記に春景左宜母之花杜鵑之頃は郡人單士殿隱者遊興于玆酌酒作詩詠歌之情斜日十人有十景百人有百景云々

村上山

郡西逢隈川の水中にあり藥師如來を安置す、是を村上藥師と稱せり、堂一丈四面也、四月四日祭禮、古傳説に云天暦年中阿武隈川の中に一夜に涌出たる岩山なりと、高さ數十丈鳥も翔かだく古松枝を垂れ藤蔦花を洗ひて蒼苔の露なめらか也、岩下隈水を帶び白浪岩を碎くの勢あり、流水の委曲龍蛇に似たり、伊達第一の勝地にして千巖神秀を競ひ萬壑流を爭ひたるは山水の美と云ふべし、岩窟ある所土人蝦夷穴と云ふ、上代穴居巣の古き跡か、其由所を知らず、實に絶景なり

大平山天正寺　禪宗

開山は頭陀八世日慶傳朔和尙、むかしは龍王山と號せり、寶暦年中火災にて燒失せり、其後大平山と改めたり、頭陀寺末山、不納地三段三畝十五歩

御立林

公朝薪木山なり、竪九百間、横二百六十間、反別七

十九町
舘岩明神　愛宕權現　月山權現
鎭座あり、人尊信す
往生院　宅寶院　各修驗者　大久保貴見院配下
紋笹澤
此澤に生ず佐々の葉皆紋ある故に如此の澤名を負はす、渡利郡と當郡との境にあり、其下流を十八越と云、土人說にむかし此所に笹姫と云女あり、此地頭の息女なるよし、嫉妬の恨により其靈大蛇となり此澤中に住める由、後の世に十八越の內笹ヶ淵と云に住むとなむ、按ずるに信夫小太郎が退治せし大蛇なるか
當郡は小手莊西の方に當れり、信夫郡渡利郡に隣り、上杉家舊臣六十三騎の中無知行　小貫太郎左衞門、百石　橋本內藏介、　百石　阿倍四郎兵衞、　百石本田作兵衞、　百石　佐久間治郎右衞門

青木郡　公邑

立子山の巽に在り、東西二十四町三十間南北十三町四十間、高千四百九十四石一斗九升九合餘、相傳說に往古當郡の山中に綠の龜住めり、今の青木嶺の事なるべし、故に綠龜と名を負せりとなむ、後世青木と書替り、綠龜と青木と其訓相似たればなり、一說に當郡に大きなる棒あり、是に因て郡名を青木と唱へしとも云へり、今の荒井と云ふ所に在りしとぞ、筑前國にも青木と云へる地あり、何れよりか移せしなるべし
男出神明社　產神
山の上に鎭座なり、何れの神を祭れるか詳ならず、華表額面總鎭守小手神大明神と記せり、階八十五枚左右に雷神風神を安置せり、拜殿本社末社疱瘡神を祭れり、伊弉那岐命を祭る者なり、寄進階建立延享三年丙寅八月朔日と記す、本社神主齋藤左京同藏之介、祭禮は八月朔日より三日迄なり
青木峯　小手五岳
此山を男神と云ひ、糠田の山を女神と云ふ、土人說に常陸國筑波山の男體女體を移して陰陽の山となせり當山中松樹蓊欝としてしげり峯上常に白雲横たはりて登路を封ず、又旭日の昇る事遲し、靈水湧出で心穢を洗ふ、山頭に麓山權現の鎭座あり、其傍に寶珠の紋ある石ありと云、希有に拾へり、則ち公朝薪山

なり、竪千三百二十間横二百七十間反別百十八町八
反歩、古歌に讀人知らず
牛ちる花の梢を眺れば青木の山の雪の村消
稲荷社
岩窟の中に鎮座ます是を岩窟いなりと稱せり、むか
し此岩に白狐の住けるを祭れりと云ふ
觀音堂　小手庄順禮札所十六番
竹の內と云ふ所に安置す、詠歌に
萬代の其名は青木竹の內何國も同じ冬の白妙
地藏堂
九尺四面、竹の內に安置せり
釋迦堂
一間四面、靈佛なり、郡人尊信す、地主藤兵衞
地藏堂　小手庄順禮札所十一番　地主作右衞門
此地に大石あり、其下に穴あり白狐住と云ふ、石上
に松樹茂りてさながら繪に書るが如し
藥師堂
九尺四面、六道六ツの街なり、地主貞右衞門
內山御林
竪四百三十間横二百六十間反別三十七町二反六畝二
十一歩
竹林山妙泉寺　法華宗　一圓寺末山
境內三十番神を祭れり、則當寺の鎮守となし尊信す
冥加山東榮寺　同宗　同末山
吉壽院　修驗者　大久保貴見院配下
上杉家舊臣六十三騎先鋒組　百五十石　齋藤縫之丞、
百五十石　同丹波、　百五十石　阿曾藏之介、
百五十石　同平治、

羽田郡　公邑

大久保郡の北にあり、高千二百三十三石二斗八升三合、
郡名産神の條下に記せり
春日社　産神　小手十九社
古傳說に昔在大和國添上郡三笠山より神靈白鷺と化
して此地に飛移らせ給ふとなん、因て當社を白鷺社
と云へり、其鷺の羽の落たる所田なりとて郡名羽田
と負せしとなん、元和六年庚申歳吉田殿家司菅野權
之進鈴鹿治郎左右門兩人初めて奥州に下降し神社を
相改む、其節當社神主吉田氏を賜はると云、寛文九
年巳酉再建寶暦八年戊寅再三建立せり、元文四年巳

未歳幣勧請、天明三卯年二月七日社位を授奉る正一位宣旨なり、華表扁額勅許正一位春日大明神と記せり、吉田正二位殿御筆なり、九月二十九日より十月朔日まで祭禮なり、武者田、羽の形田と云あり、當神事時は彼田より取揚たる米を以て御供飯と成吉例に依て奉る

産石明神

笛吹田と云所に安置す、此地に諏訪田、甘酒田、納豆田など云あり、六月十五日祭禮の節此田より取揚し米を以て御供飯を奉ると云へり

十二社權現　月山　神主吉田攝津

按ずるに九重天に黄赤白の三輪天を合せて祭れる是則十二天なり、不納地六畝歩

地藏堂　小手庄順禮札所十五番　地主佐藤平治

稲荷社

蜥蜴石と云ふ所に鎭座なりしを山の上に移し申しければ祟ありて元の蜥蜴石に返し奉りけると云、松杉などしげれる所に白狐の住ると云へる室あり

八幡宮

社内と云ふ所に鎭座ます、宮前に衣懸松と云あり、此説詳ならず、一説昔此處に寶物を埋めしと云、因て塚の松とも云へり、字名は塚腰と云ふ、八月十五日祭禮なり、地主佐藤千代介、廣町佐藤土佐が末葉か

加老宮

武内大臣を祭る者高良明神と申せり、武内宿彌は三百餘歳天子數代に仕奉りて長壽の神也、日本記に三百七歳と記せり、公卿補佐に三百十二歳、貝原が説に三百十七歳と云、一書に三百二十歳と記せり

赤城明神

經津主命を祭れり、上州木崎より移せりとなむ、殿邨と云ふに鎭座まし地主二階堂傳右衛門、二階堂土佐が子孫なるか、三月十八日祭禮なり

藥師堂　愛宕堂

糠内と云地に在少名彦那命を奉れりと云々

大悲閣　小手庄順禮札所十七番　地主九右衛門

堂九尺四面、本尊馬頭觀音、九月十九日祭禮なり、千歩と云所に安置せり、詠歌に

一歩より千歩に至る道の程明日、賴みて今日を忘るな

地藏堂　小手庄順禮札所十六番

中野內と云ふ所に安置す、地主木內淸兵衞

稻荷宮

當郡五穀成就の守護神に祭れりと云、近年神位を授奉る正一位

古　舘

山中にあり高橋外記と云ふ人居住す、時代詳かならず、山上に天照大神並稻荷・藏王の三祠を祭りて其所の里社と崇め奉る、宮前の傍に大石あり、むかし平ら場に家作せば此石祟をなす、故に石上に庚申大黑天を安置す、夫より祟なしと云へり、其所の老人語りき、又舘の中に十王堂を建立す、寬延三庚午年羽田村丁快道者と記せり、又柿か柵と云ふ所に坂あり、秋山郡境まで二丁餘

兜　石

田の中にあり兜に似たる石なり

鞦　石

相傳說にむかし八幡太郎義家朝臣奧州任國のとき御馬の鞦を捨させ給ふ所なりと云、石面に鞦に似たる形の紋今に遺れり、又兜石是も八幡殿古事に困て說たる名なるべし、兜に似たる石也

水溜井泉　二十一個所　土橋　三個所

水源は秋山より流れ出で松澤郡へ流れ入る、土橋の下にて落合なり

羽田山圓正寺　禪宗

本尊釋迦尊開山頭陀六世玉叟幸鎭和尙頭陀寺末山なり、不納三畝六步、境內白山權現を祭りて當寺の產神と尊崇せり、又別に寺屋舖と云ありそこに大槻しげれり

當郡にも上杉家の舊臣あり六十三騎の內、　百五十石佐藤彥右衞門、　同平左衞門、　同治郞兵衞

小神郡　封邑

上手戶の南にあり、高九百三十二石六斗二升

春日明神　產神

山の上に鎭座す、古傳說に昔日天兒屋根命此山の木の上に影向あらせ給ふ故に山木上と云へり、後の世に小神と書替て郡名とせしとぞ、小神は木上と其音同じければなり、神の木の上に出現し給ふ故なれば木神とこそ唱ふべきに小神とは心得ず、社山は松杉など古木生茂り枝垂れていと〳〵古き社地なり、九

月朔日祭禮なり、神主高橋近江

羽黒山權現

信夫郡御山邨羽黒山を移せしと云へり、三月二十八日祭禮也

苗代地藏堂　　小手庄順禮札所十九番

邨人等常に尊信しければ一夜の内に多くの苗のしろをかき給ひしとぞ、今世苗代の時其例に准じて尊像に泥をぬり申せりとなん

阿彌陀堂

荒屋敷と云ふ所に在り行屋の内に安置す、勝道上人の作なり、靈驗によりて邨人尊信す、補陀洛山碑に云有沙門勝道者下野芳賀人也俗姓若田氏云、神護慶雲の頃の人なり、嘉永六年までにて千五十七年なり

麓山權現

唐松山と云ふ所に鎭座す、宮前池水あり別當社の御手洗水なるよし

大悲堂　　小手庄順禮札所十八番

鍛冶内と云ふ所に安置せり、本尊正觀音、詠歌に

つほむ花小袖にあるを哀みてかぢ内開く春は來にけり

地藏堂　　小手庄順禮札所十八番

杉の内と云ふ所に在り、地主傳兵衛

東蓮寺舊跡

後世寺の跡に阿彌陀堂のみ遺れりと云ふ、相傳說に東蓮寺は藤原秀衡一郡一梵を建立し給ふ其時の寺なりと云ふ、文治の兵亂に一炬の煙となれり、又東蓮坂と云ふあり、土人說に往來の人此坂にて轉ぶ時は必ず大なる禍事ありと云、邨人に尋ぬれども其謂を知る人なし、按ずるに信夫郡八丁目驛の裡にも東蓮寺坂と云ふあり、彼地の東蓮寺坂も昔の寺跡信夫郡の東蓮寺なるべし、天正年中櫻田玄蕃東蓮寺の古跡を彼の地に移し東圓寺と改めしと云へり

雷神宮

傍に古き木の石になりし物あり、實に奇物なりと云

地藏堂　　小手庄順禮札所十七番　　地主市右衛門

大悲堂　　同　　十九番　　同

詠歌

月の舟西に漕行夜も更て小神の惠む寺に有明

十王堂

むかし森内と云ふ所にありしを爰に移せり

名號碑

伊達郡無能和尙の筆なり

道郷内古館
寺島淡路と云ふ人住すと云ふ
鱣内古館
土湯孫兵衛と云ふ人住す、此人上杉家に屬して北越に赴き戰場に臨み手柄せしと云傳へり
女石
宮下といふ所にあり、女の陰に似たる石か
狐石
大石なり道の傍にありと云
伽羅陀山延命院泉福寺　天台宗
釋迦文伽羅陀山に延命地藏經を説給へし因縁に依て山號を斯は名附しなりと云々、此寺に琵琶の抱の如くなる石あり實に奇石也、當寺本尊釋迦牟尼佛なり。當邨に四つ作、六つ橋、八つ内と云ふあり何の謂か知らず
天ヶ作、柳ヶ作、清水ヶ作、中ノ作、以上四作也
川原田橋、二本柳橋、道合内橋、森内橋、正道橋、猪耕地橋、以上六橋也
板倉内、宮根内、室内、森内、鶴内、柳城内、鍛冶内、城野内、以上八内也

信達一統志卷之三終

信達一統志巻之四

小手荘

秋山邨　公邑

立子山邨の東にあり、高七百九十三石九斗五升二合餘
古事記中之巻に日秋山の下氷壯夫神座す、按ずるに是
等に依りて名付し邨名なるか、其近隣に男手神など云
へる山あるを思へば疑もあるまじきものならん

正一位稻荷宮　産神

本殿　宇賀御魂命　第二　須佐之男命
第三　大市寸姫命　近年神位を授奉る正一位
抑當社は人皇四十三代　光明天皇之御宇和銅四年二
月十一日午の日山城國三つの峯に出現し給ふ、後年
當邨の人故有て其御靈代を此地に移し奉り二月初め
午日祭禮也

古き歌に

稻荷山印の杉を尋ね來て
あまねく人のかざす今日哉　顯仲朝臣

同歌に

稻荷山杉門の紅葉來て見れば
只靑地なる錦なりけり　周防内侍

社内靈杉生茂りて木立も年ふり神さびたる景いと
いと尊し、永く稷を守り給ふ實に靈驗新なり、四月
十八日を以て改祭れり、宿廣齋藤播摩

小手地藏堂

順禮札所十四番、堂二間四面、地主三右衞門新治郎
兩人にて所持せり、此堂むかしは境前と云ふ所に在
り、今世爰に移し申せり、古堂と云ふ

麓山權現　月山

親子不見山と云あり、其說詳ならず、叉月山と云ふ
あり、山中に鎭座す、此地に出羽國月山を移せるか
或は月に對して名付しか

小莚王權現

御坂階並杉あり、堂三間四面、三月十四日祭禮なり
釣鐘あり、銘曰奉寄進小莚大權現明和九年壬辰九月
吉祥日奥州伊達郡小手秋山菴主淸覺常休と記せり

幸神

小屋場と云所に鎭座なり、塞神とも書り所謂道神也
猿出彥命を祭れり、抑此大神は日子番能邇々藝命天

降ませし時天宇受賣神とはかりて道嚮し給ひしなりと云、古事記曰吾御子爲ニ天降ニ之道誰如此而居故問賜之時答白僕者國神名猿田毘古神也所ニ以出居ニ者聞ニ天神御子天降座ニ故仕ニ奉御前ニ而參問之侍云々

水雲大明神

古木の櫻あり又老松數株茂り高皇産靈神を祭れり、此地足の股、天笠など云ふ絶景あり、何を以て天笠など云へる名を付けしかいぶかし

愛宕權現

靈驗の事あり郡人尊信す、世人之を養老と申せり、養老元年出現し給ふ故なるべし、山上に安置す、六月廿四日祭禮なり

大悲堂

本堂二間四面階八枚あり、高屋鋪と云ふ所に安置せり、靈驗なり、詠歌に（讀人知らず）

木の葉ふる音高屋鋪夢覺て時雨に迷ふ月の秋山

古　館

飯野と云ふ所にあり、何人の居住せしか詳ならず

堀内館

此館も何人の住へるか定かならず、疑ふらくは永祿天正の頃堀内何某殿住給ひし舊蹟ならむ、或は靈山國司の家人等居住せしか

這松馬場

霧か久保と云ふ處にあり、切岳坊とも書り、むかし舊館の盛なりし時家の人々等馬乘りし地なるべし

天上坂　一貫森

各々高山なり、天上坂は川俣への通路なり、一に千貫森とも云へり、天上坂の山の頂に池あり眞井と云、古傳說に昔日此所に天女降りて池水に浴す、其時或人行掛りしに天女おどろきて羽衣著せずして昇る故に後世天上せし故になど云へるもありとなん

金毘羅堂

寛延年中郡人等此神を尊信して讃州より移奉るとなむ、三月十日十月十日祭禮なり

地藏尊

道の上に安置す、石佛也、眼疾平癒の願を掛る靈驗也

秋山山正覺寺　濟家宗

開山定かならず、本尊釋迦牟尼佛、むかしは阿彌陀如來なるよし、

此に石崎舘と云ふあり何人の住み給ふか定かならず
當邨に奥州津輕之大守津輕越中之守殿封地三百石あり代官として高橋清左衞門と云へる人居住せり、又米澤上杉家の舊士四人あり是を上杉先鋒組と云ふ
今野九左衞門百石神野與兵衞百五十石高橋内藏介百五十石高橋清四郎二百石以上四人の内高橋清四郎が父太左衞門と云者會津若松之證人に差登せらる、其身は妻子と共に梁川へ籠城せり、掛田責の時一類の面々數度の高名に依て須田大炊介長義より右二百石を下さる、今に判形所持せり
川面、椚平、作の入、以上秋山の三家と云

上小國邨　公邑

秋山邨の北にあり、高千三百五十石五斗一升餘、當邨は山と山との際に在りて其境國内の形に似たり、故に上下を分て斯は名付しか、又出羽國にも小國と云所あり蓋彼地より移せし者か、或は彼處より來りて舊邨開發せしにや、未だ定かならず

熊野三所社　産神

小手郷十九社、往古上下兩邨の土神なるよし、後の世に下の小國邨にて當社へ移し奉りて産神と仰ぎ奉る、祭禮は十月九日より、神主千葉主水、當邨に神田と云ふ字あり是は産神へ御供米を奉る田なるべし故に神田と名附しならん

地藏堂

山の神と云ふ處に安置す、小手郷順禮札所第九番なり

地藏尊

八つ根入と云ふ所に安置す、同じき順禮札所七番也並て觀世音を安置せり、邨人尊信す

吉備明神

山城國上御臺八所の一神なり、是より移し奉る、年月詳ならず、抑當明神は正二位右大臣吉備公を齋祭り奉るものなり、本朝無双の才博と云へり、人皇四十三代元正天皇之御宇遣唐使となり、野馬臺の詩を讀むとするに其意味曉り難し、時に初瀨觀音を心中に祈念し給ひしに天井より蜘蛛降りて糸を引ければ容易に讀給へしとかや、此說妄れり取に足らず、此公天平五年に歸朝し給ひ四十八代光仁天皇の御宇寶龜六年十月薨じ給ふ、歳八十二、御父は下道國勝公、

初名は眞備と申し給へり、靈龜二年入唐研覽經史軍術象藝相傳て歸朝すと云々、今の世に行はるゝ片假字は此公の御作なりと云へり

稻荷社

別當坂と云所にあり、此處鐘ケ作、駒場、宮內など云へる景色の地あり、又宮脇腰卷とて朝霧の山の腰に棚引し風景いとよろしき名勝地あり

大悲堂

水口と云所に安置す、堂九尺四面小手庄順禮札所二十一番、杉樹茂りて欝々たり、櫻の古木あり、八月廿七日祭禮なり、詠歌に

小國川下は濁れど水口は綿の糸なみまはる影より

直坂

未坂とも云へり此所に馬場あり、又小梅など云地あり

煙草石

淡波古葉石とも云へり猶內と云ふ所にあり、石面に煙草葉の樣なる紋あり、たばこの價高き年は隱れ又價安き年には見ると云へり、實に奇異なる石なり、常郡にも天上坂と云ふあり前に云へる天女の古事なるべし、又三保と云ふ地名あれば天女の古說疑なくなむ

良善院　光正院　各修、者　大久保郡貴見院配下な

當郡は眞綿の名產あり、信達品物類に委しく顯せり、又米澤上杉家の舊士あり犬飼彥左衞門と云ふ百石

下小國郡　公邑

御代田郡の西に在り、高千三十石八斗五升餘

熊野宮　產神

本殿伊弉那美命、第二事解男命、第三速玉勇命三柱鎭座す

牛頭天王

巖窟の中に鎭座す、六月七日十四日祭禮なり、此地の人も木瓜を食せざるか

八幡宮　觀音堂　愛宕堂

山の峯に安置す、松樹欝々として數株あり

淸水　片眼梨

荒屋敷と云ふ所にあり、此地の梨かためつぶれてなるなり、因て字名とせり

若宮

舊館の中に鎭座す、仁德天皇を祭奉る者なるべし、大波藏人と云ふ人信心深かりしとかや

大悲堂　小手庄順禮札所二十三番

山田と云へる所に安置す、本尊千手觀音堂七尺四面山中に安座し、獨立したる山なり御坂二丁餘詠歌に

雲晴て西へ山田の入日影寶の庭に露の玉たれ

舊　館

山の中に在り、むかし大波藏人と云ふ人居住せり、其子孫大波伊賀守が親族なるべし、伊達政宗卿に屬し其後孫今仙臺に大波と云ありとなむ

瑞雲山龍德寺　禪宗

開山頭陀二世秦山祥安和尙、相傳說に往古此所に猫またと云物住みて人をなやまし是を退治して爰に埋め一字を建立し猫塚山と號す、中頃古虎山と改む、近き世龍德の寺號に合せて瑞雲山と負せしなり、川股頭陀寺末山なり

朝日山小國寺　禪宗

開山頭陀三世梁山惠棟和尙、川股頭陀寺末山なり、此所に寺下、宮女、夫清水など云絕景あり

照明院　修驗者　大久保貴見院配下なり

如來堂　馬上內　玄蕃內

此地名は按ずるに大波氏が家の子郎等どもの住める所なるか

堤山御竹林　一町六畝五步

當郡土地宜竹曰小國竹志林曰竹有雌雄雌者筆多故栽竹擇雌凡物不逃於陰陽不可不信也凡欲識雌雄當自根上第一枝觀之有双者乃爲雌竹獨枝者爲雄竹云々

當郡は東西十八丁南北六丁、小手莊北方に當る掛田郡に隣れり

大　波　邨　封邑

上小國邨の西北にあり、當邨は參州苅屋の城主土井淡路守殿別封邑なり、其治同郡湯野邨に在り、高千三十石八斗五升餘、むかし天正年中此地に大波伊賀守と云ふ人住給へると云へり、故に大波邨と云ふか、又は小さき山とも打續きて波の打來る如くに見ゆれば大波と邨名を負はせしか

水雲社　祝廊木邨美濃

國常立尊、瓊々杵尊、建御名方命三柱神を祭り奉ると云々、土人說に大波伊賀守再建すと云へり、九月

十九日祭禮なり、宮前石橋あり階六十七、大華表石燈籠一基享和二年亥九月建立とあり、故人の發句に

八束穂の稻の穗見ろべ御供殿　等舟
紅葉する中やますく　同じ幣　故白

住吉明神　産神　祝廣齋藤對馬

杉森中に鎭座す、此地の字を住吉と云へり、一休禪師の歌に

來て見れば爰も火宅の門なれど何住吉と誰か云らむ

其返しに

來て見ればこゝも火宅の門なれど心を留て住めば住吉

此二歌當社にて詠ぜしにあらず、されども名にし負ふ歌なれば爰に記して人に知らしむ

雷神宮

山上に鎭座なり、階八十一、五月六日祭禮なり

地藏堂　小手庄順禮札所

九尺四面、地主　三四郎

大悲山成願寺　禪宗

羽州米澤下郡正眼寺末山なり、境內阿彌陀如來を安置せり、堂一間四面、靈佛なるよし郡人尊信す

大悲閣　小手庄順禮札所

堂七尺四面、本尊正觀音、詠歌に

大波も靜にすめる御代なれば國木の町に慈悲の帆

國木町

此地大波伊賀守住み給ひし時の古き城蹟なりと土人の古傳說なり、さもあるか

星宮權現

槻の大木あり、此地の字を星の宮と云ふ、むかし大波氏北極星を信じ給ひて爰に祭り給ふなるべし

疣　石　上染屋　下染屋

此地の土色皆赤くして朱の如し是に因て斯は字せり並ぶ北向淵の地など云へる勝地あり

龍寶院　修驗者　大久保郡貴見院配下なり

當郡は小手莊乾の方にありて信夫郡山口郡に隣れり、此地栗の名產地也大波栗と云ふ、毛詩陸疏廣要に云倭國栗大如雞卵又短是本邦丹波國の事か、上杉家の舊士あり六十三騎の內栗原新左衞門二百石 慶長五年父新兵衞會津へ證人に差出し其身は梁川へ籠城數度の高名あるに依て須田大炊介より右二百石の黑印今に所持なり、

御代田郡　封邑

下小國郡の東に在り、高千三百十八石三斗一升餘、橘長門守殿當郡へ封を移され則此地に御舘構遊ばし御在城と定め給ひ當郡を治め給へり、領一萬石を賜ふ

宇賀神　里社

抑當社は遠江國長上郡大蔵神社を此地に移せしと云相傳說に大蔵神白鶴に化して稲の穂を含みて此處に來現し給へり、則蔵德大善神五穀成就の神是也、五穀を以て御代を治るの義を取りて御代田と郡名を負はせしと云へり、一說に蔵德明の方と云ふは秋の穂と云ふ儀なりとぞ、明と秋と其訓同じければ也、方と穂と其音相似たる故に說を立しならん

正一位稲荷社　里社　神主　大田相模

天滿宮　同社　同　前

宮祠二間四面山の上に鎭座なり、階三十四壇、社内杉松數株ありて欝乎としていと〳〵淒し、三月二十五日祭禮なり

觀音堂　小手庄順禮札所

本尊十一面觀世音、御光山と云ふ所に安置す、本堂三間四面、側に釣鐘有り、天明七年未十一月十七日建立、詠歌に

鐘の聲またきに人を驚かす御光の峯に朝日かゞやく

藥師堂　堂前　小關　篠田　各勝地なり

毘沙門　舞柳　大平　境目　坊屋舗

右は此地に佛閣守護の坊中の建てありし所なるか

松林山眞法寺　禪宗

開山頭陀四世足峯柱芳和尙、川股頭陀寺末山なり、境内鐘堂天明七年丁未九月十八日建立

五幸山

小手五岳の一也、杉樹數千株茂りて常に霧深くして谷幽なり、夏日群鴉蚊を避て塒となすと云へり

門神石小祠

山中にあり、御坂十八丁、三月十七日祭禮也、何神をいつき祭りしか定かならず

成龍院　觀音院　各修驗者　大久保郡貴見院配下

當郡は米穀に宜しき土地なり、唐土の種子を蒔積りを以て日本の種積りを考合すべき爲に左に記せり、種穀二月上旬桃初華爲上時、三月上旬桐始華爲中時、一畝用子一斗、四月上旬爲下時、毎畝用子一斗二升、種大麥八月中戊社前爲上時、毎畝二升半爲用子三升、九月爲下時、一畝用子三升半、種小麥八月上戊前爲上時、

毎畝用子一升半、中戌爲中時、毎畝用子二升、下戌爲下時、用子二升半云々

下糠田邨　封邑

御代田邨の南に有り、大和國山邊郡額田邨又平郡額田邨和名抄に奴加多と書り、然れば當邨も額田邨なる事疑なし、後世糠の字に替しならむ、日本記允恭天皇之御代獻額田馬天皇勅此馬額加田町故に糠田と書しかと、是等によれば當地も額田邨と名を負せしものなるべし、後の人詳にせよ

赤坂明神　産神　神主　伊藤讃岐

經津主神を祭奉る、小手郷十九社の一なり、古傳説に人皇八十一代土御門院天皇之御宇元久年中上野國細布と云ふ處より飛來り給ひて此地に鎭座す、安政二年までに六百五十一年なり、元久二丁卯歳神位を授奉る正一位、當社は専らに武運長久弓箭の守護にて大座ます、同郡掛田邨東島氏宮殿鍵持なりと云へり、華表の扁額は石にて作れり、末社に蠶養神を安置す此地を細布と云ふなり、上州の細布を移せし故か字名ありと云々、細布は東奥の古事なり、此地も古は細布をおりし事も有しか

天滿宮　地主　菅野新左衞門

石宮なり、天明二丑歳筑紫太宰府より移し奉る、邨人大きに尊信す、三月二十五日祭禮なり

愛宕權現　本尊將軍地藏尊

堂二間半四面、山上に鎭座あり、抑當山は地藏龍樹權化の地として唐土の五臺山に似たり、大唐日羅の變作れり、扨又將軍地藏尊は修羅闘爭の瞋志を調伏し、太平靜謐を加へ給ふ忍辱慈悲の尊體なれば、其利生遍く衆生に施し給ひ其德いよ〳〵尊とくして太平安全を守り給ふとかや、世の人此山に登りて眺望すれば悉く絶景なり、石階二百九十七壇いと〳〵高し、徒歩ならでは登る事難し、六月廿四日祭禮なり

石燈籠二基　天明三年六月吉日　施主　菅野五郎
同　二基　同　八年戊申六月　同　同新四郞

清水寺　修驗者

當社別當なり、同郡大久保貴光院配下なり

築舘山眞德寺　禪宗

開山頭陀八世慶傳朔和尙、川股頭陀寺末山なり

寶篋印陀羅尼塔

境内に在り、寛政二戌年建立、施主菅野氏某

觀音堂　小手庄順禮札所二十六番

安永年中三十三觀音を安置す、是を淸淨庵と號せり

詠歌に

爰に來てめくろ月舘淸淨の鐘の響に明ろしのゝめ

淸淨庵鐘銘曰奥州伊達郡簗舘町淸淨庵二代安達郡二本松澁川郡日向火斷木食壽福院月照上人于時享保八年癸卯天九月晦日寄進菅野新左衞門

稻荷社　石華表　石　額

十王堂一間四面閻魔の廳を安置す、十王十體なり、

大法院　正善院　各修驗者　同郡大久保邨貴見院配下

包　石

道の側にあり、むかし此石落たりしに一夜の中に元の如くに居直りしと土人傳なり、各發句あり

神秘ぞと包みし石のこころかな　比君庵

琵琶石

びはの名や石吹風もあきのこゑ　畫水

座頭石

笑にはさくろ手もありよろの石　一拍

傳女石

傳女石のうしろむすぶや菖の節　藏六

傾城石

噓吹や傾城石にこけのあな　水掛老人龜六

以上石數五つなり、去ながら何の故に斯る名を負せしか其說未だ定かならず、後の人詳にせよ

目論木山御林

町步詳ならず

西　舘

須田伯耆守居住す、東の方大手のよし、北の方社あり、むかし此舘に三本杉とて有りしと云、今はなし、一說に元曆年中信夫郡大鳥の城主佐藤庄司基治が一門同苗民部と云人居住せるよし。此地片葉の草生ると云ふ、又合葭と云ふて草葉の合て生ずる葭あり

簗　舘

月舘とも作れり、慶長年中上杉景勝卿の臣津田某居住せり

古　碑

貞治六年二月三日建立

信達歌云利蝕一字不存可惜、按北朝貞治六年當南朝正平二十二年、是時南朝將帥新田公楠公及義興等已

戰死而唯正儀存焉如我信達間亦既奉北朝正朔者可以相見時勢云々、安政二乙卯歳迄に四百五十八年也、

當郡にも上杉家の先鋒あり、六十三騎の内 知行二百石 足輕五十人添 田代五郎左衛門

布野川郡　封邑

下糠田郡の東に在り、延喜式越後國頸城郡奴奈川神社あり、是より出たる名なるか、和名抄に同郡沼川鄕奴の川と作れり、當郡も古は沼川と書しが後の世に布と云字に書替しならむ、又は昔日布などを曝したる事ありて斯は名を負せし者なるべし、高千百五十三石、

熊野宮　產神

岡上に鎭座す、石華表長床二十五間、階四十一、三月朔日九月十九日祭禮なり、神主松本若狹

愛宕堂　本堂七尺四面　神主　加藤茂兵衛

西原と云ふ處にあり、此地三戸野返と云字あり、彼處に橋あり相馬へ通路なり、岩川の流絶景なり

古　舘

山の麓にあり、むかし小梁川太郎左衛門居住せり

不動堂　二間四面

織女堂　二間四面

小手姫の靈を祭れる者なるべし、又織女は天に懸れる星なり、天の七機姫是也、是を祭しにや定かならず、土人說に往古當郡より狹布を織て貢しとかや、依て布川と郡名を負すとも云へり、狹布岡經の里は同郡國見山の邊なりと云へり、當時の郡行本には經ケ岡と書けり、是は阿津賀志山の邊にありと云ふ、然るに南部より狹布を獻上す、按ずるに多賀郡壺の碑に蝦夷國界去一百二十里と記せり、小道の百二十里大道の二十里なり、多賀城より二十里奥は往古は蝦夷と見えたり、何ぞ蝦夷の地より錦木塚狹布の細布有るべき樣なし、又錦木塚は同郡塚野目郡に其塚二つ有り是なり、後拾遺集　能因法師の歌に

仁志幾々波多天奈賀羅古曾久智爾計禮計不能保曾奴乃武念阿波之登耆

後伏見院天皇御製

夜登與毛爾武爾阿比賀太起和賀古比農多具比毛志羅奴計不能保曾奴乃

○　讀人知らず

布川に曝す細布さら／＼に

むかしの人の戀しきやなぞ

或人の發句に

卯の花にしろまぬけふのさらしかな

大悲閣

竹の内と云ふ所に安置す、三月十七日祭禮なり、詠歌に

布川や波おり來てし水上のいと澄渡るあや竹の内

鶯の二十五聲や竹の內　或人の發句なり

地藏堂　小手庄順禮札所五番　地主　五郎兵衛 五兵衛

觀音堂

久保と云ふ所に安置す

萬松山茂林寺　禪宗

當寺開山頭陀九世金室金菊和尙、開基は稻邨周防と云へる人なり、何地の人か定かならず、庭前の松は龍の如く九天の氣を吐するの象なり

地藏堂　小手庄順禮札所六番　地主　七郎兵衛 助右衛門

當邨に笹野田夫女坂など云へる絕景あり

上杉家の舊士六十三騎の內 知行二百石 加藤仁右衛門

上糠田邨　封邑

布野川邨の東南に在り、高千四百二石五斗一升餘

熊野宮　產神　神主　伊藤紀伊

相傳說に紀伊國三熊野より三の鳥飛來りて當邨に止り、人にのりて紀伊國三熊野の神使なるよし、是を祭りて熊野權現と崇め奉る、三熊野より飛來る鳥なれば愚按するに南朝正平年中北畠源顯家卿熊野宮を信じ給ひぬれば信達兩郡邨に熊野社を祭れる者多し、さもあるか

女神山　小手鄕五岳の一つ也

土人相傳說に云昔日信夫城主佐藤庄司基治が娘藥師の尊像を背負奉りて此峯に登りぬ、其頃糠田邨の土民僅に十八軒なりしが一同に靈夢を蒙りて互に奇異の思をなし人々等絕頂に登りて見るに靈夢に少しも違はず嬋娟たる一美女藥師如來を負奉り居給ける、邨民等是を勞はり、即假に草の庵を結び姬諸共是に入れ奉る、其後藥師堂を建立せりとなむ、然るに建武年中奧州の國司北畠中納言顯家卿靈山在城の時今の眉間山に移せしと云ふ、此女神山を青木邨嶺と陰陽合體の山にして筑波山の女體を移せしと云へり、三月十五日祭禮なり、古歌あり左に記す

女神山繁き小笹の露分て入そむるより濡るゝそで哉　（讀人知らず）

山の名を紛はしすそのはな模樣　呂角

すき通ふる女神の山の若葉かな　眞舟

笑ふ音たまもよるなり山さくら　胄大

花の香に猶奥ゆかし女かみやま　帒兒

蛇石　釜石　東物見石　西物見石

此石女神山の中にあり、以上四石皆名石なり、此山東は糠田、南は手渡、西は秋山、北は小國、以上四ケ郡に根の張たる山なり、東王塚女神、東王塚麓山御代田、五光山まで相續ぐなり

麓山權現　勢至堂　地主　佐藤彌右衞門

大悲閣　小手庄順禮札所二十七番

上の坊と云ふ所にあり、本堂三間四面、石燈籠二基延享三年同四年齋藤藏人同苗淸右衞門建立せり、

おも稻の草を糠田と詣て來て人の心の實のらざらめや

此地柏の大木數株あり又銀杏の古木あり

眉間山藥師寺　眞言宗

古傳說に建武年中郡人藥師如來の靈夢に依て女神山の絕頂より此地に移しけるとかや、其頃は醫王山と號しけるに藥師如來の眉間より放光の瑞相ありて眉間山と改めしとなむ、四月八日祭禮なり、人群集す

觀音堂

柳平入山と云處に安置せり

地藏堂　小手庄順禮札所第三番　地主與右衞門

古碑

躍坊と云ふ所に在り、元曆元年甲辰と記せり、其外文字見えず、何人の碑なるか、此年攝津國一ノ谷城沒落あり、安政二年乙卯までに六百七十一年なり

地藏堂　小手庄順禮札所第四番

方山院　淨法院　淸淨院　不納三畝　各修驗者

當郡に八藤と云ふ地あり、むかし藤原氏の人八軒居住せしとなん、故に地名を八藤と負せしと云へり

當郡は小豆に宜しき土地なり、大豆生於申壯於子長於壬老於丑死於寅惡甲乙忌寅卯種大豆夏至以前十日

上杉家舊士六十三騎の內　二百石　佐藤彌右衞門

下手渡郡　封邑

下糠田郡の東にあり、高六百石七斗六升六合、當郡は立花長門守殿御在所、文化二乙丑歲筑後國三池より當

地に封ぜらる、所領一百石

熊野宮　産神　地主　菅野助太夫

宮社相續きて松樹數株あり、不納地六畝歩

龜居舘

漆窪と云ふ所に在り、昔日此窪にある龜住て人を惱せり、慶長年中上杉家の手渡周防守と云人、其龜を土中に封じ籠め是に舘を築きて居住しける故龜居と云名を負せしなり、又當郡に手渡を名付しと云へり、此人後に氏を改て大内と云へるよし

觀音堂　小手庄順禮札所二十八番

植の臺と云處に安置す、本尊正觀音、堂七尺四面、故有て今は絶破に及べり、當時は耕雲寺十王堂の中に安置せり、詠歌に

法の花根越て爰に植の臺深き色香を手折てぞ知る

稻荷社　地主　菅野庄太夫

搦手と云ふ所に鎭座す、郡人是を搦手稻荷と稱し申せり、此地龜居舘の搦手なるべし、無税地一反歩、當社は蠶養守護の神と現じ給ふ、蠶飼の夜風除等祈願すれば、其家に御使として蠶守護の爲め蛇を差下さる、其蛇鼠を防ぐ事實に靈驗あり、郡人大に尊信す

御影稻荷社

樋口と云所に在り、むかし當郡舘主の影像を納めし故に御影像と云、土人過ておゑん像と云へり、此舘主は手渡周防なるか、郡人其影像を尊びて稻荷と崇めしものなるべし

地藏堂　小手庄順禮札所第一番

同能化尊　同所同斷札所第二番

天平と云ふ所に安置す、地主善八と云者守護す、又文殊菩薩を安置せり

東光山耕雲寺　禪宗

開山頭陀九世金室金菊和尚なり、古は加羅陀山と號せり、中頃は高廣山とも云へり、頭陀寺末山なり、扨右に記す所の地藏尊は當寺淵大和尚、寶暦十一辛巳年九月三十三番札所地藏を始め給ひしと云々

阿彌陀堂

原のあみだと申せり、古傳記に行基菩薩の御作なりと云、抑此僧は百濟國王の孫なり、天平二十一年に菩薩號を賜ふ、二月二日自寂す八十二歳とぞ、其因にて此地名を天平と云へるよし、さもあるか、何れ天

平と云地名はよしありげなり
御竹林　二段四畝歩
朝日地藏
土人相傳說に木曾殿御內㠀某此地に來り亡君の爲に建立せりと云、いと〳〵古し、坂本と云所の田と畑との間一本杉の木の下に建てり
當郡驛の端に石あり二尺計なり、此石を繩もてしばれば小兒の雞咳をまぬかると云、故に世人祈誓す、其靈驗妙なり

小島邨

下手渡の南に在り、當郡は山上より眺望すれば、春秋霞棚引海上に島を見るが如くなれば小島と名を負せしならむ、高千四百七十五石二斗二升餘
御靈宮　産神　祝府　菅野因幡
植田社とも申せり、天御中主神を祭奉ると云へり、宮前に御手洗池あり、其滴水下流して水田の養水と成れり、其水甚く宜し
藥師堂　地主　高橋源右衛門
參河國鳳來寺峯藥師を移し申せり、二菩薩十二神を安置す、本尊四寸八分傳教大師の御作なりと申傳へり、四月八日祭禮なり、近年梅松寺の持となる
內宮外宮　熊　野　伊頭權現　深海地藏
地主　高橋彌兵衛
虛空藏堂
土人說に往古ある僧都求聞持の法を修せむとて、先此山に一百日山籠しけるに、五月頃皓月西山に隱れ、明星東天に昇る時に彼僧都前川に出て閼伽水を汲けるに光明頻りに耀きて明星一宇の內に來現し、忽虛空菩薩と現れ給ふ、むかしは五月十三日に祭れり、近代は三月二十三日を以て祭禮となせり
阿彌陀堂
本堂五間四面、額面に往生山と書り、四方林樹茂り修竹ありて幽閑なる地なり、昔日康平年中阿部宗任が開基にして七堂伽籃なりしと云へり、物換り星移り今は山崩れ谷埋れて其所も定かならず、あみだ堂のみ存せり、今世田の字と成り、中の御堂と唱へて印の榎木あり、又此寺の鐘は兵亂に依て一宇の梵刹と共に燒失しける時賊徒ども是を盜取て木幡山へ遁行しが俄に風雨烈しく此鐘自然に聲を發し小島戀し

と音しける、又樣々の不審議有けるに依て木幡山より當寺へ送り返せしと土人の傳説なり、いと不審也

八幡宮

龜岡山と云處に鎭座す、伊達俊宗の勸請し給ひし由、此君深く敬ひ尊信ありしと云へり、後世仙臺へ移し申て龜岡山八幡宮とあがめ奉るとなん

觀音堂　小手庄順禮札所二十番

山の上にあり、本尊如意輪觀音、本堂九尺四面、松山なり、櫻の古木あり、詠歌に

慈悲の身は小島に寄居萬代に詣でる人は松の村丘

蠶養神

倉稻御魂命を祭れりと云ふ、二月十六日祭禮なり

富士權現

岩人と云處に安置す、木花開耶姫命を祭奉者也、此地至て美なりといへども、水不足にして熟せず、小手川の水を爰に受むとて岩をくりぬきて水を田地にそゝぐ其功大なり、何人の作れるか其傳絶てなし、昔は岩くると云ひしをるの字を省きて岩久と云へり爰に橋かけて通路の便とす、是を岩久橋と云

觀音堂　秋葉堂

天明元辛丑年初めて建立せり

十三佛

一風和尚と云ふ人建立すと云へり

天の逆石

石面に手のひらのあとあり、何の故か此謂を知らず天の邪鬼に似たるものにや、又天の逆矛の古事か、未だ詳ならず、又南と云所に大槻樹あり

狐石

四角なる石なり、下に空虚あり、按ずるに此石下にむかし狐の住みし事もありしにや詳ならず

古内館、館中地藏尊を安置す、地主高橋傳右衞門

天正年中伊達家臣古内備後と云ふ人居住せりと云、今は堀形僅に殘れり、此人仙臺に移りて加美郡宮崎郡に居住し所領三千二百八十石餘を代々賜はると云

舊館　八幡宮

池の入と云ふ處にあり、何人の居住せるか其事を知らず、今は八幡宮のみ鎭座せり、土人の説に此館の鎭守なりとぞ

槐樹橋

加耆深海など云へる水の流此所にて小手川に落合也

小志貴宮
何神を祭れるか未だ定かならず
巖窟
池の入にあり、二間四面程の岩屋なり、むかし蝦夷の住ける穴なりと云へ傳へり、此邊橋本橋・壁屋橋など云へる橋あり、所謂小手川の橋なり
古　舘
梅松君の住給へると云、此人は伊達俊宗朝臣の子と云へり、此舘の北にて手渡川と小手川と落合なり、爰に佐須奈部稲荷社あり、むかし此舘の盛なりし時の産神なりとぞ、左もあるか
熊野宮　　伊邪那美大神　　神主　菅野因幡
經塚山梅松寺
古は上の橋の南にあり、今は古碑のみ殘れり、後の世に今の地に移せり、むかしは梅松山梅松寺と云ひしに近世經塚山と改めしなり、客殿の東に異石怪樹を竝て庭上の造化四時風光玄妙にして比類なく、寶物石摺の觀音我が朝に三幅渡りし其一つなり、懷姙の婦女産屋に此御影を安置すれば必安産ならむ、實に靈驗なり、境内大乘妙典の碑あり、享保元甲辰年南呂吉祥日新關茂兵衞建立と記せり、階十五枚、左の方に名號石あり、無能和尙の筆なり、並杉數株あり、又右の方に古碑あり、文字缺て見え難し、五輪其外に古碑多し、又地紙形の手水鉢石あり
熊野宮　　神主　菅野因幡
念佛堂
京都知恩院末庵なり、開山定かならず
上橋下橋兩橋の間則小島驛なり
瑞光山安養寺　眞言宗
本尊藥師如來、傳教大師の御作一寸八分の尊像なり、釣鐘銘云、奥州伊達郡小手之鄕往生山安養寺願主別當法印大僧都實誘享保三戊戌年春三月四日
小島山興隆寺　禪宗
開山頭陀四世足峯桂芳和尙、川又頭陀寺末山なり、開基大檀那藤原俊宗朝臣、境内稲荷宮を祭れり、別堂寺の鎭護なり
寄居舘
相傳説に伊達俊宗の居住し給ひしと云へり、本丸の内庭上と覺しき所に御坪の松とて大木あり、古墳あり、今に此松の根に手を入れば其手痛腫上ると云

御檀松
藤原俊宗朝臣を葬り申せし御墓なるよし、今は碑もなく唯印の松のみ存せり、或年郡人此塚をあばきて金銀を得たると云、さもあるべし

梅松宮
三百田と云ふ所に在り、俊宗朝臣の子息梅松君を神にいつきて宮を建立せしと云へり

妙香院　修驗者　同郡大久保郡貴見院配下
大寺院　同　同
大中院　同　同
地藏堂　小手庄順禮札所廿九番　地主甚四郎
鳴石川　鳴石橋
此川の水流れて岩に當りて瀨音高く白浪みなぎりて太皷などのやうに聞ふるなり

蛇塚山
むかし此山に大きなる蛇住みて人をなやましけるを麓山權現地藏尊の御加護を以て其大蛇退治山中に埋めしとかや、故に此神佛を祭れると古傳說なり

細腰橋
此處に石馬と云ふ石あり、馬に似たる石なり

内野山御林
上杉家封郡の時、此山より鷹を獲て奉りければ、鷹の住所ならば深山なるべしとて寬永十六年御林となるなり

御林
太郎坊山と云ふ、此邊小山續きて其峯、波の寄來る如くなれば峯波と云へる字なり
當郡は小手莊東の方に當る郡なり、則相馬境なり
上杉家舊士六十三騎の中　佐藤久兵衞

上手渡郡

小島郡の西南にあり、高五百六十八石二斗三升五合

正一位飯敷明神　産神　神主　渡邊薩摩
天兒屋根命を祭れる者なり、むかし飯敷内と云ふ所より光明輝きて託宣あるにより則是に祭れり、故飯敷宮と稱し奉る、所謂春日大明神なり、土人說に當郡にて飯敷を用ゐず、若又用る時は禍事あり、此謂なりとぞ、左右に松二本あり、華表松と云、此地を華表處と名字す、石華表扁額小志貴宮と記せり、安永四乙未年建立なり、拜殿二間に五間掛作階十九段、

三月十九日祭禮なり
麓山權現　秋葉權現
地藏堂　小手庄順禮札所三十一番　地主作兵衛
道祖神
猿田彦命、伊勢國渡會郡大工公の神社を移せり
觀音堂　小手庄順所札禮二十九番
するすの田と云ふ所に安置す、境内地藏尊を安置す、詠歌に
音もせず挽かあらぬかするすの田名のみも米の大悲なるらむ
月讀宮
長屋と云所に鎭座す、日本紀に生月神月神一書月弓尊月夜見尊月讀尊其光彩亞日可以配日而治故又送之于天記し玉ふ、土人お月宮と稱せり、文德實錄に云伊勢國度會郡月讀社又山城國葛野郡月讀社を松尾の南に移すよし、人皇五十四代文德天皇之御宇仁壽三癸酉年疱瘡大に流行し諸人是を愁ふ、此時神託有て其害を救給ふ、是よりして貴賤疱瘡の禍をまぬかれん爲めに此神社に詣ふて祈誓するよし、三代實錄に見えたり、此因にて當郡の社も疱瘡の難を救給ひて小兒を助け給ふとなん、何の頃より此地に移し奉るか詳ならず、古歌に
影見れば秋に限らぬ名なりけり花面白き月讀の森
番匠内小屋
相傳說曰嘉祥年中、川又春日宮建立の砌、當郡にて材木を伐り杣取木挽の小屋補理たるに依て字を小屋と云ひ、大工の居たる所を番匠内と云へりとなむ
地藏堂　小手庄順禮札所三十二番
番匠内と云ふ所に在り、地主權右衛門守護せるか
聖　歸
一聖坊家ある事を尋得ずして歸りし故に斯は名附しと云へり、一說に僧徒還俗して此處に住居せし故に地名とせしと云へり、此邊に經塚あるよし
稻荷社
此處に舘石と云ふ大石あり、織女御前の舊蹟と云へり、去ながら此說未だ詳ならず
地藏堂　小手庄順禮札所三十一番
總善宮　庚申堂　秋葉堂
比叡山三猿堂傳敎大師天台の不見不聞不言の理を以て三諦に表し工の猿を作り給ふ、不見不聞不言の語を以て猿の形となす、此形を作りて庚申とす、歌に

見ずきかず言ざるまでは繫げ共
　思はざる社繫れもせず
聞けばこそ喜しくもあり腹も立ち
　きかざるは實にまさるなるべし

舊　舘

何人の居住せるか定かならず
當郁は元祿九年丙子歲室七郎右衞門殿御代官なりし時上下兩郁に分ると云ふ

信達一統志卷之四　終　（伊達郡之部終）

信達一統志人物類

凡例

一此編は上寶龜の頃より下つかたに到り今の御代の文政年中まで千年餘の間我信達に生れし英雄豪傑や丶記せり末の卷は儒者劍法者沙門畫工等に及べり

一永祿天正の間足利氏漸々衰へ其政事を失ひ四方の海分ち裂け國々の英雄雲の起る如くに起り小なれば郡を得大なれば城を得てその主となり分國定かならず

一慶長年中に及び東照太神君天の命を受給へ美濃國關ヶ原に於て凶賊を誅罰あらせられ遂に四海を定め給へ諸國の俊傑各其職につき一國一城を守り太平を樂む事かけまくも畏くも惟神なる大御代のしるしとこそ云ふべけれ

一我信達兩郡は京を却ること二百餘里實に僻鄉の地なり昔より俊秀たる人なしされども亦英雄豪傑の生れざるにもあらず所謂天より我信達にあたふる者なりそは仁義禮智の性を以て人に與ふるときは假令田舍の地に生れし人なりとも志をこれに發する者また少ながらず新羅義光は宮城郡に生れ給へども信達を治め給はず佐藤基治は信達を治むといへども其事實に詳ならず北畠顯家本庄繁長等は此地に生れ給はず又住み給へしことも久しからずされども武威を東奥に輝し其國民を安ず伊達正宗は梁川郡に生れ給へ英名を道奥に震ひ給ふ信達を治め給ふことは論ずるに及ばず是を以て彼三傑を載て此書の綱領となす

一偖其餘の存亡曲直一々に詳ならず又善惡をも擇びつくさず唯後の世の人々に其事實所行を知らせむと欲するのみ

一近世降て俊傑杯と言擧する者は僅に藝に遊ざる輩也或は儒道を以て隣郡を鳴し或は劍術を以て勇名をふるひ其他怪奇一二を舉てこれを記し題して信達人物志と云ふ

一凡て人の氣質は天より受たる物なれども其心面のかはるが如し故に古今より其性の善を全ふする人甚少し殊に僻鄉の兩郡也天正以前の俊傑は格別其下の方の人は其才古今人に及ばずされども鳥獸草木魚鼈すら其良能を稱する者なれば其得失に拘はらずして是を錄せり庶は見る人其闕謬正し給へ

信達一統志人物類

卷之一目錄

卷之二目錄

劍術者衆

儒者衆

沙門衆

圍碁衆

檢校衆

畫工衆

目次終

信達一統志人物類 巻之一

安達八郎

諱しらず信夫の產なり、同郡鎌田村に住居す、又土湯村に居るとも云へり、信達歌云安達八郎蓋信夫郡之人初事攻掠屈節仕征東大使中納言從三位藤原繼縄卿蓋卿者桓武天皇朝之人也、前々太平記云安達八郎は仙道七郡を横行し凶賊を所行として郡民を苦しましむ、然るに一年心を改め征東大使に仕へて伊知呰丸を討ずるとき計策を用て又凶賊となり、繼縄卿の着長を盜取り兵士等に生得られ卒に禁牢せらる、八郎又謀りて牢を破り呰丸が陣に奔り大使を見限りしなど云ふて僞をかまひ呰丸に仕へける、呰丸信なりと思ひ兼て八郎が英雄を感じければ腹心と賴みける八郎却て官軍に內通し表に忠臣と見せ呰丸をはかり軍よを城際までひた〳〵と押寄させ、八郎ひそかに官き郎り木戸をひらき官軍を忍ばせ表裏一度に鯨波を揚げゝれば城中の軍兵ども度を失なひ敗走す、其中と本八城に乘城込み遂に呰丸を討亡し東國平均せしと云々、嗚呼凶賊の名を得たる八郎遂に本心に飜り大使に仕へ奉り大臣となりしと希有のことなりき、論語曰改過無憚とはこの謂なるか

新羅三郎

諱義光將軍賴義朝臣の三男なり、此時鎭守將軍を熊坂君實曰蓋義光者以天喜三年生鎭守府天喜寬治之間信夫郡宮城郡之城壘爲之鎭守府云々、然れば賴義朝臣御父子は今の宮城郡に居住し給へしとき生れし人なるべし、治曆元年義光十五才その祖父賴信朝臣新羅明神の宮前に於て元服なさしめ給へ新羅三郎義光名乘らせらると云ふ、義光は性質其心正しからぬ人なれどもされども多藝にして笙を好み給へよくその妙を得られ豐原時秋の笙の大事を授け給へしと著聞集に見えたり、さて義光の孫後世相分ち一條、板垣、武田等の人々は皆其裔なり、今世宮城郡、鎌田郡の兩郡に臺と唱ふる地名あり、これ古の鎭守府臺なりと云へり、白虎通曰笙者中之氣萬物生於毛形僇也笙也故謂之笙云々

佐藤莊司

諱基治一名家信とも稱せり、信夫郡永井川にて生し給へしと云、又出羽國置賜郡永井郷の産なりとも云へり、永井川と永居郷との音通して相似たる故なる歟藤原師綱が男なり、平泉基衡朝臣が同族なるか故に基治と呼びしこそ是なるへし、飯坂郡大鳥城に住居せり、故に湯の庄司とも云へしなり、東鑑に鎌倉右大將殿伊達泰衡を討し玉ふとき基治は一門一家の軍兵を引卒して同郡石那坂に堡壘を築き東兵を拒みしが卒に利を失へ生得られ鎌倉にめさるされども罪なきを以て御ゆるしを蒙り國に歸り鵬城に卒去し醫王寺に葬る古碑今に遺れり、そのことは佐場野郡の條下に悉く云へり

佐藤三郎兵衞

諱嗣信大鵬城中に生れ給へし人なり、一年源判官殿に從へ奉りて西上す、信達歌云基治餞之于信夫國府臺意氣慷慨涕數行下遂令二子從云、元暦元年三月十八日讃岐國八島の合戰に先鋒して卒に陣亡す、平家物語云能登殿の矢先に回る者の射落さずといふことなし中にも奥州佐藤三郎兵衞嗣信は弓手の肩より馬手の脇へづつと射ぬかれて暫しもたまらず馬より倒て嚏と落つと云々、又云源判官殿問給ふに思置ことはなきかとのたまへば別に何事をか思ひ置く事の候べきやさは候得共君の御代に渡らせ給はむを見まへらせずして死候こそ心にかゝり候得ば弓矢取身の敵の矢に中て死ぬること元より期する所にこそ候へ就中源平の御合戰に奥州の佐藤三郎兵衞嗣信と云けむもの讃岐國八島の礒にて主の御命に代りて射られたりと末代にての物語に申されんこと今生の面目冥途の思ひ出なるべしなど云けるはいと／＼哀れにこそ聞へける云々、今の代にも八島の浦にに嗣信が故墳あり、高家の人なりも馬或は轎に乘りて通る事あたはずとなん、信夫郡醫王寺にも墓碑を移せり、瘧を病むせの此碑をけつり服すれば忽ち平癒すと云、後世まで其威名雄々しくこそ聞えけれとなん、論語曰人將死其言葉とはこれ等の事なるべし

佐藤四郎兵衞

諱忠信基治か四男なり、文治五年九月二十二日京都に討死す、義經勳功記云忠信は都に徘徊し堀川邊に於て一女子に契りけるに奸しき心の女にて又他し男に馴そめける女は忠信が怒らむ事を怖れ竊に謀をめぐらし僞て忠信をもてなし酒を强て進め大きに醉しめ其夜かの男子が徒黨を集め醉中を討しむ其時忠信あり合の碁盤を以て其賊徒數多撃殺し卒に劒に伏して死すと云々、嗚呼女に膚をするすべからずとは是なり、忠信ほどの勇士も一女子の爲めに斯る死をとげしとなむ、論語曰謹在色と畏るべし謹むべし

佐藤市郎

諱義信嗣信の一子なり、大鵬城中に生る、文治五年八月七日祖父庄司基治石那坂の合戰に利を失ひ敵の爲めに生得られ給へしかば是を取返さむとて出陣せしが鎌倉の大軍に當りがたく卒に叶はず歸城して本丸を守る、大軍又襲ひ來り九月十三日の夜陷落せしと云、時に歳十六

佐藤小市郎

諱義忠忠信の男なり、事は前に同じ、大鵬城沒落のとき歳十五義信義忠其祖母其母と共に出羽國最上に奔り慈恩寺に住居しける、冬の日の事なるか庭前に出で雪を丸め樂み居る處に鎌倉の御使來り二人を召具し上りしとなむ、或時大將軍の召給へる荒馬放ちけるを彼二人これを捕ひ大將軍へ奉りしと云、大將軍御感淺からず、又彼等罪なきを以て御免を蒙り一度本國へ歸され其後義信を越後國高田へ封せられ、義忠をば南部千木へ封せられしと云傳へり、將慈恩寺の庭前に義信義忠が丸めし雪消ずして石となり、今に手の跡付て遺れり不審の事なり、又二人が著せし鎧二領慈恩寺に納め置けり、一領は黑革縅、一領は小櫻縅なりと云々、實に希代の寶器なりと世人稱せり

金商橘治

諱信隆信夫郡平澤邨の產、炭燒藤太が子なり、母は堂上方の女なるよし、信達歌云吉治從來驚金者俠氣還與季布同一諾能成牛兒志土人猶祀平澤東云々義經勳功記云吉治は京都の人なり、一日源三位賴政卿の

内意に依て牛若殿を奥州へ供奉せしと云へり、又熊坂の謠に三條の吉治信隆とて毎年數多の寶をあつめ高荷を作て奥へ下るとあり、されば吉治は信夫郡の産にあらず、然はあれども信夫郡平澤邨に其古き傳へ今に遺れり、又其邨跡等あり是れ疑なかるべし、今世長者邸と稱し吉治を祭りし祠あり、邨人等福を祈る神なりと云々

杉妻太郎

諱行信信夫郡杉妻城に居住す、今の福島の城是なり熊坂君實云義經居東奥藤渡館凡九年至治承四年冬十月聞兄頼朝起兵於關東也辭秀衡而西上乃過信夫杉妻太郎行信佐藤庄司基治而告別焉、行信は英雄豪傑の人なりしが杉妻城を保ちがたく文治五年八月下旬城陥落に及び其身も卒に討死せしと云

五十目七郎

諱高重佐藤基治が叔父なりと東鑑に見えたり、信夫郡五十部邨の人なり、この人の住み給へし古き館跡今にのこれり、文治五年八月朔の基治に従軍して石那坂に出張し卒に陣亡すと云へり

信夫小太郎

諱治重信夫郡鳥渡邨朝日舘に居住す、土人說に此人伊達郡辰子山邨に到りしとき、山中にすめる大蛇ありて邨民のなげきとなりしを、治重豪傑なれば事ともせず何の苦もなくこれを撃殺し、邨民の愁を救しとなむ、されども微運にして文治五年八月首將基治等と共に石那坂に於て討死す

中邨常陸之介

諱宗村藤原氏大職冠鎌足公より十六代中邨太郎朝宗が男なり、文治五年八月源右大將殿伊達泰衡征伐のとき從軍し奉り奥州に下向し、泰衡が一族佐藤庄司基治が栖籠りし信夫郡石那坂の堡城を一戰に驅破り基治以下の人々を討取り、鎌倉殿の感賞に預り、伊達郡萬正寺西舘の城を賜はり、此地に封せられしと云々、承元元年十月二日卒し玉ふ、法名は萬正寺殿淨心念西大居士と號せり、墳墓は海道より西の方にあり、今の仙臺侯の先祖なり、故に侯歸國のとき廟

參あるなり

伊達大膳太夫

諱政宗伊達郡梁川邨にて生れ給へし人なり、常陸之介より八代の孫なり、文武二道に上達あり、英雄豪傑東奥に双なし、殊に和歌を嗜み給へり、伊達鑑云大膳太夫政宗と申奉るは良將の器に叶ひ、仁愛を以て人をなづけ、武略を以て無道をしりぞけ、和歌の道を專らとし、風俗をやはらげ、好惡歡樂を衆と共にし、民をいつくしみ、人慾の私なく、賞罰を正しうし給ふに依て家治國富て士卒人民靡き從はざるものなく、遂に出羽國永居庄まで御手に入り國郡あまた領せらる、是より伊達家盛にして隣國の將士等招かざるに來り隨ふこと恰も膏雨の赤土をうるほし東風の春風をなびかすが如し、應永二年乙亥行年九十四歳にて逝去す、法名は東光寺殿儀山圓孝大居士と號せらる、此君和歌を好み給へければ一代の秀句數多あり中に三四首こゝに記す

山家の霧　　藤原政宗

山際のきりはさながら海に似て浪かと聞けば松風の音

山家の雪

中々に九折なる道絶えて雪はとなりの近きやまさと

此二首を都へつかはされし時

書捨る藻鹽なれども此度は返さで留よ和歌のうら人

大將軍足利義持公この歌を御褒美ありて天子へ奏問を經給へしかば後に新續古今集撰ばれしに此歌ともを集へ入られしとなり、政宗逝去のとき義持公より紺地金泥の法華經を送り給はるとて

武士の跡こそあらぬ敷島の道さへ絶えむ事ぞかなしき

朽果ぬかざしともなれ言の葉の添て書やる法の花房

とあそばして下さる、幽魂の尊靈もいかばかりかうれしくおぼしめさるべき

是よりして伊達家連綿として相續き、皆英雄にして仙道七郡に威名を震ひ、植宗の代に至りて其倍々盛なり、既四十餘郡を領し且奥州の探題と成る、其子孫晴宗、輝宗各々足利家へ謁し、代々御諱の一字を賜はり、義植公の植字、義晴公の晴字、義輝公の輝字など各一字づゝ賜はり忠勤怠なしと云々、此人々の墳墓は小倉陽林福島寶積寺等にあり、今の仙臺侯の先祖なり、白虎通曰天命已成とは此謂なり

靈山國司

諱顯家姓源氏從三位北畠中納言伊達郡大石郷靈山に城き給ふ、故に靈山國司と號す、太平記云奥州國司北畠顯家卿は去る元弘三年正月園城寺合戰のとき上洛せられ、新田義貞に力を加ひ足利尊氏を西海に漂はしめ比類なき大功なりとて鎭守府將軍に任せられ又奥州へ下られける、主上は吉野へ潜幸なり、義貞は北國へ打出給ふと披露あれは、又心替りて催促に從人多かりける、顯家卿は時を得たりと悦び給へ、廻文を以て便宜の輩を催さる、結城入道道忠を始として信夫、伊達兩郡の軍兵とも六千餘騎にて驅加はる、國司は則其勢を合せて三萬餘騎白川の關を出給へ五十四郡の勢を催さる、程なく十萬餘騎にぞ成にける、已に美濃國靑野原につき給ふ時ははや六十萬餘騎と聞えたり、此時新田殿と力を合せ軍せば忽に天下を定むべきに、顯家卿は新田殿の下につかむことを本意なく思食自ら大功を立て天下を掌握せむことを思ひ拔驅し給ふ、されども微運にして天命の致す所にや卒に利を失ひ給へ一統の功も立給はす延元二年五月二十二日泉州安部野に於て討死し給ふ哀むべし、此君英雄無双なれども天運循環せずして素懷を遂たまはずこれ命なるかな、後世伊達郡靈山に國司の住玉へる壘址遺れり、熊坂君實云建武二年奥州國司北畠源中納言顯家率信達勤王之兵數萬而入洛伊達郡靈山今猶有國司遺址焉

本莊越前守

諱繁長其先畠山重忠の末子平政長之裔平房長之男也繁長實記云繁長母の胎内に在りしとき父房長頓死す其叔父小川右衞門が爲めに家を奪はれ諸士みな小川に從ふ、繁長が母は生質美人なり心ざし貞婦にして更に小川が心に從はず、小川怒て槍を以て婦人を突く婦人遁れて死せず、遂に平産す、繁長之れなり、生れて額に疵あり胎内にありしとき小川に突れし槍疵なりと云ふ、十三才のとき其讎小川を討つ、十六才にして長尾景虎に仕ふ、十八才にして能州合戰に先鋒す、十九才のとき關東出陣、二十五才のとき川中島にて軍功あり、信玄の舍弟左馬守を討取る、二十六才の時鬼遠江守を討とる、二十七才にして東前

司右馬頭兄弟を亡す、其歳法體して兩巡齋全長と號す、景虎逝去の後上杉景勝に仕へ、新發田因幡守が逆心を平らげ上杉家の一門となる、是時竹に雀の紋を賜はる、其後軍功多く七十餘度の合戰に敵に後を見せず、或は朝鮮へ渡海す、關ケ原御陣のとき單馬して三日三夜に濃州へ走り上り上杉家の無事をあがなふ、則德川殿に拜謁す、慶長十八年十二月卒す、歳七十五、天文三年を以て生れし人なり、其後八幡といつき祭れり、靈驗のことありて士民大に尊信す

伊達藤五郎

諱成實後に安房守と號す、伊達兵庫頭基實の男なり信夫郡大森邨城山にて生る、英雄無双にして所々の砦城を破り二本松の城を責め、又小手森の砦を落す其外の武勇勝てかぞいがたし、寛永九年壬申歳に卒す、享年六十四なり、政宗卿仙臺へ封を移されしより成實も伊具郡亘理邨に築き居住す、其孫今に盛にして伊達家一門筆頭なり、成實嗣子なく政宗卿の末子を用て其家を嗣ぎ、其の身は城址鹿島邨と云ふ所に隱居し太平の閑を樂しみ給ふと云々

本莊出羽守

諱充長繁長の長子なり、父と共に福島城を守り軍功數多し、伊達家亂入のとき摺上川まで出張し大に血戰し敵を拒き追返し城中に歸る、父繁長僧の雲勝と碁を圍む更に防禦の方便もなし、充長父に告て曰白石城もはや陷落せしと父顧みずして白石落なば黑石をとるべしとて少も驚き給はず僧も更に事ともせず碁を圍むこともとの如し、充長は其臣小島左近と供に松川まで取て返し遂に伊達家の大軍を防ぎ、且政宗卿を深田の中へ追込苦しめしが大將をば討べからずとして其危難を助け只追返しぬと云々、實に父子ともに豪傑ならびなし故に福島城陷落せずとなむ、元和九年八月十八日卒す享年五十一歳

志田對島

志田氏系譜云對島諱正信常源氏越後國岩船郡村上の產なり、壯にして本庄繁長に仕ひしば〳〵忠を盡す慶長年中本庄氏信夫郡福島に封せらる、對島相從て同郡鎌田邨に住居す、是より先に繁長出羽國坂田城

主東禪寺右馬頭を討す、對島も從軍せり、右馬頭利を失ひ敗北す、一日首將繁長陣中に在て床机にかゝり座す、その時一人の鎧武者敵の首一つを提げ繁長の前に進み來る、側に在るもの呼て云く敵か味方かと、對曰味方の中にも大忠臣なり首實檢にまかり通るそこ退給へと云へながら忽ち進より持たる首を首將を目當て投げつけ太刀を拔て切てかゝる、次に控し志田對馬すは曲者と躍出後より組留たり、右馬頭ふりはなさむとあせれども對馬が力まさりけん遂に組伏せ刀もぎとりすぐに首を揚たりける、繁長實記云文六と云ふ者走來り二人にて組伏しと繁長かの首を實檢あるに果して右馬頭なり依て大きに悅び諸軍勝鯨波を三度まで揚げたりける、偖右馬頭が手よりもぎ取りし太刀を見給へしに五郎正宗なり、越前守殿倍々悅び給へ東禪寺正宗と號し秘藏せられしが後に大將軍家に獻上せしと云、且對島が働き拔群なりとて厚く恩賞ありければ猶も忠勤相はげみ卒に鎌田郁の家に死す、歲七十四寛永元曆十月五日詩云赴武夫侯干城この謂乎

兒島左近

相傳說云左近諱常隆備前國兒島の產なりと、壯にして本庄氏に仕へしば〳〵忠戰す福島に住居せり、伊達家亂入のとき適々充長に從へ松川邊まで出張しける伊達家の大軍雲の屯するが如く乘揚る、その時充長眞先に進み川を渡させまじと防ぎ戰、大將を深田の中へ追込しに、政宗運强くおはしけむ充長の仁心を以てこれを討たず、伊達勢は雲霞の如く追重り充長が勇戰を防ぐ、充長猶も進まんとす、此時左近馬の手綱に取付君一時の勝利にほこり漫に進み給ふまじ寄手は大勢雲霞の如し味方小勢當るべからず早々城中に返り給へ父君へ委細言上しあれかし某こゝに踏止り一防の合戰仕るべし城中の防禦こそ專要なり疾々歸らせたまへと馬の頭を引返せば出羽守も爲方なく其諫に從ひ軍をまとめて城中に引返す、左近は心靜かに馬廻の兵士六七人相從ひ川邊に乘出し大軍を防ぎ思のまゝに血戰し敵數多討取りしが其身も槍七本にてつらぬかれ卒に討死す、嗟呼惜むべし、本庄家に一人當千の剛者なれども運つたなく松川の藻

屑とはなりし、此時充長左近の諫を用へざれば危かるべし、彼が一言にて其功を治むと云、白虎通曰所以有諫君之義何盡忠納誠忠也是忠臣の道也

茂庭周防

諱實良伊達郡茂庭邨の人なり、菅沼實記云周防は下野國佐野の產なりと、平氏の亂を避て蟄居せしが建久三年茂庭邨に參り菅沼の大蛇を退治し民の苦難を救へり、實に大功の人なり、後孫に至りて伊達家に仕へ忠勤す、今世その家繁昌し松山と云處にて一萬三千石を食邑せり、詩云子々孫々勿替引之云々

飯坂右近將監

諱衆貞信夫郡飯坂村の人なり、今の土城町と云處の東に宗貞の住み給へると云古壘あり、此人嗣子なく伊達政宗の四男を以て養子とせしか此人も早世して終に其家斷絕す、唯存するものは宗貞の再建ありし天王寺のみなり、其寺の南山の麓に宗貞の墳墓と覺しきもの今に遺れり、法名位牌等は寺中に安置すと云

信達一統志人物類 卷之二

此篇は享保年中より以下の人々劍法家儒家等の諸名家或釋門畫工等の名家に及べり

劍術者衆

板垣嘉右衞門

諱正重甲斐源氏信夫郡鎌田郁の人なり、壯にして劍法を好み無相流の妙術を得門人數多ありて高名隣郡に震ふ、一年正重一僕を打連れ仙臺へ赴きけるが其歸るさ丸森と梁川の際山中にさしかゝる殊に夜中に及べり、時に兇賊等五人道路に横はりて夜毎に旅人をなやます、正重事ともせずずつと通らんとす、一人の賊正重が袖を取て酒代を差置き通るべしと云、正重色々詫けれども更に合點せず、正重是非なく一僕を大松の下に忍ばせ置き、偖一人邪魔なれども汝等ごときに刃物はいらず、さアかゝれと大手をひろげ立あがる、盜賊どもはこしやくなりと五人一度に拔連れ切てかゝる、正重得たりと先に進みし盜人を引摑み深田の中へ遙に投退げ、四人のもの共を二人づゝ襟がみ摑み首を打付々々突倒す、續てかゝる二人も亦同じく打付蹈のめす、半死半生兇賊ども此勇猛に大きに恐れ何人なればかくの如きの御働をし給ふぞや、我々ども甚だ見恐申たり命をば助け給はるべしと詫たりける、正重曰吾は信夫の板垣嘉右衞門と云ふ者なり、盜賊どもこれを聞て、偖ては兼て承り及びたる板垣先生にておはせしか、眞平御免これあるべし、我等今より心を改め盜賊を止め元の人間に立歸り先生の德に從ふべしと云、正重曰然らば先に深田の中へなげ込し男をこゝに引立て來れと、盜人ども彼田の中に漕ぎ行見れば打込れたる賊早死してぞ居たりける、二人の賊等これを肩に引かけ來る正重は死たる賊の體中を撫で活を入れければ忽ち息吹返し蘇生る、正重戒て曰汝今より善心に立返りなば命は助け遣はすべし必ず〳〵發心せよ、さなきに於ては卒に非業の死をとげ父母妻子に歎を掛むこと眼前なり、是等の道理をよく〳〵考て身を愼み心を正せと、種々敎訓しければ五人一度に九拜しければ正重もあはれと思ひながら別を告て古郷へ歸りぬ、

倍それより五人のものども善心を發し其身を修め先非を悔ひ道に心ざし、且正重の德を慕ひ鎌田村に尋來り、劍法を學び各其術を得て一生惡業を起さず、其家をも齊ひしと云、嗚呼板垣正重が劍法英雄德風ともに著明し、子孫今の代に存せり、詩云既見君子我心則休

舟波木市兵衞

諱知らず信夫郡福島村の人なり、壯にして劍法を好み柳生流の奥儀を極め其技を得たり、一年福島大守槍術の先生を召抱へ給ひて諸士の師範となし給ふ、ある時市兵衞泉湯に浴す、町家の人も共に浴しながら市兵衞に向て問て曰、今度當太守に於かれて槍術先生を召抱られ諸士衆專に稽古す、其術いかなるものにや、市兵衞答て吾らが眼にて見るときは小蠅が燈心をつかふ樣なもの也と、時に泉湯の中に足輕一人浴し居たり、此話を悉く聞きその夜の中に彼槍術先生に斯と告げれば先生大きに怒り彼奴吾術を嘲弄こと存外なり、一槍に突通し諸士に手なみを見せむと思ひ、大守へかくと言上し、眞劍の勝負を願ふ、大守早速許容あり、即ち市兵衞を召出され何の御糺しもなく槍術先生と眞劍の勝負すべき旨嚴命なり、市兵衞大きに恐懼し樣々と御詫を申上御免を願けれども槍術師の怒にや大守聞召入給はず、市兵衞是非なく御受申上既に勝負に及ぶ、其時先生大きに悅び紅の襷をかけ袴のすそを高々と取り、槍の鞘をはらへて立向ふ、警固の人々前後を圍むこと嚴重なり、門弟は勿論家中の諸士かたづを呑で見物す、市兵衞は袴の裾をとらず鐵扇一本携へしほ〳〵として一禮す、是時大守仰せられけるは市兵汝一刀はなぜ帶びざるやと、市兵衞謹て私流儀に於ては鐵扇一本にて外に入物無き由し言上し、直に其場に進みて座に着す、先生曰早々立ち揚て勝負を定むべし、市兵衞曰某立つに及ばず爰に座して勝負を決すべしと、莞爾として笑ければ先生怒てきやつ一突にして大守の御賞に預り諸士をも驚さんと槍をひねりて突かけたり市兵衞事ともせず彼鐵扇を以てはつしと打つば槍の鹽首よりポツキと打折たり、先生案に相違しこはいかにと無念の齒がみをなし赤面して引退く、市兵衞は少しも慟せずさあらぬ體にて控たり、先生再言上

し十文字槍の術一手殘し候段願ければ大守も御無念の餘りにや御許容あり、御氣色を替給へて御覽ある先生は憤怒の相を現はし今度は是非に突留め面目を顯さんと獅子の勢をなして突かけたり、市兵衛すかさず亦もとの如く何の苦もなく槍の柄を打折たり、市兵衛曰御前の槍を蟲のつみけるにや是太平の前表なりと嘲笑ふ、大守御覽あり勝負は見えたり双方大義なりと仰せあり御氣色惡しく御立あり、市兵衛は取譯て御賞しも有るべきに却て大守の御心に憤りを蒙りけるこそ浮世の有狀と云ふなるべし、槍術先生は面目を失ひ夜中に逐電しけると云、其後市兵衛聊かの罪を蒙り刑に行はる、嗚呼惜むべし、寶永正德の間仙道七郡に肩を双ぶる者なき劒法者なれども口言謹しまざる故に恨の端起り卒に刃の下に死せるも亦天の命と云ふべし、大守もまた其人を見ることを知り給はず小過を以て大八を刑すること如何ぞや日を同じうして論ずべからず、詩云臭言自口又諺云口は禍の門なり、實に愼むべし古き歌に

口故に父は長柄の橋柱雉子も啼ずは討れまじもの
雀ほど囀づる口は禍の門のあけたて用心をせよ

矢萱金之丞

諱正春信夫郡赤川邨の人なり、その先矢萱薩摩守光晴が末葉なり、幼にして劒法を好み眞極流の達人半澤莊兵衛賴隆が弟子となり、遂に其妙術を得て特に柔術に達し近郡に其名を著せり、寛政三年十月二十四日病を得て家に死去す、享年七十四

板垣嘉兵衛

諱光綱信夫郡鎌田邨の人なり、其先板垣主膳光高が末葉なり、幼にして劍術を好み本間小介秀久が弟子となりて其術を習熟し遂に奥儀を悟り特に新蔭流の柔術の秘事を得て後世の名人なり、寶暦十二年光綱十三才桑折縣令久保田君（十左衛門）に仕へ佐渡國に趣き居ること二年其父少童の遠國に在らんことを歎き終にこれを迎ひ其家を讓る、光綱壯にして桑折縣令竹内君（平右衛門）に仕へ給事すること一年又家に歸りよく其家を齊ふと云々、文化九年二月十九日卒去す享年六十一

本間榮吉

諱秀隆後に五郎左衛門と稱す、信夫郡鎌田邨の人なり、其先本間木本齋入道が末葉なり、秀隆壯にして無相流の劍法に通達し隣郡肩を双ぶるものなし、門人數百人に及べり、此人性質溫和にして殊に俳諧を好めり羅州齋と號す、文政五年七月二十六日死去す享年七十

儒者

石金多仲

諱宣明信夫郡瀨上邨の人なり、天賦學を好み壯にして江都に到り熊耳先生の門に入り其名三都に高し、先哲叢談云名宣明字子諒號瀨濱高祖宣常以射術仕于武田晴信以勇武聞於世所謂甲斐强弓石金左馬之介是也晴信嘗欲試其技叠堅甲於石上射焉宣常乃抽一矢從容進一發貫洞法著石鏃入寸餘晴信嘆曰古之善射有蘘祖陸奥守（八幡太郎也）及鎭西爲朝（八郎也）而未聞穿石者賜氏石金按野史作石金非也至勝賴時不遇而去隱奥之瀨上邨自耕給食以其後甲斐亡身不得歸之爲耻以謂失士之義因戒子孫勿出仕故世爲農家至宣明初好學遊于江都以其同鄉之故學於餘熊耳教授爲業矣瀨濱自修石金爲石不啻文辭之上於通俗概稱石多仲故當時之人無知複姓者或難之曰於文辭上截復爲單不爲無例於通俗單自是蔑其姓系者也瀨濱笑曰我輩賤丈夫何管家先之世貫乎金舊爲雜亦其類不少較焉瀨濱寓于熊耳塾十年日夜誦讀貫串經史其對凡座下足著兩磚處皆爲之穿瀨濱記性過人每年至臘月必買曆子一册糊塗之厠中壁上之厠十二次而暗記來歲十二月自支干運動時令至晝夜長短節氣旺相之事而後去其糊以爲曆子展卷任之則間不別費寸晷瀨濱經義文章主護園二十九才下惟芝三田生徒稍集其名顯於時業將大行寶曆八年戊寅病疫而歿歲三十八不娶無子門人相議護其遺骸送葬鄉里云所著有嘉隆文文體四卷修辭緒言一卷瀨濱遺草六卷皆門人所輯錄未全脫蘘者也

寶曆二年朝鮮人來朝のとき、石宣明撰ばれて譯舘に入り、正使南秋月と云へる人に應對したる贈答の詩文あり、これを譯舘應報酬錄と題して一卷の書となせり、世に行はると云

熊坂宇右衛門

諱定邦字子彥熊坂氏本姓兒島伊達郡高子邨の人なり其先佐々木三郎盛綱の末葉なり、子彥性質穎敏にして五歳のとき文字を知り八歳のとき句讀を受け能く文章に屬す、寶曆十年江戶に遊學し、明年京都に遊び、天下の豪傑に交る、特に酒井侯阿部侯に知遇せり、子彥著述の書數篇あり西遊紀行信達歌文章諸論白雲館文埜詩眼律詩天眼永慕編等世に行はる、享和三月二十一日歿す享年六十五、高子山中に葬る則碑を建立す

從二位清原宣光卿碑文を撰み給へ、烏山城主從五位下大久保佐渡守藤原忠成書し給ふ、近世の大家なりと人々稱せり

中邨忠七

諱以貞字正夫信夫郡福島邨の人なり、其先常陸國眞壁之人なり、佐竹宣義の藩中中邨伊豫の末孫なり、正夫幼にして學を好み其道を悟り壯に及び風流磊落意氣忼慨にして大志あり、又大に酒を好み飮如長鯨吸百川と唐人の詠ずるが如し、明和三年正月二日高子熊坂氏が宅に到り留飮三日又桑折小野氏が家に赴き飮むこと又三日卒に秋田に行く、同三月十五日水に溺れて歿す享年三十八、秋田城下橫手光明寺に葬る、著す所の書數編あり國朝爔譚萊蕪園遺稿信達府志等なり、世に行はる

小野隆庵

諱常建字子業伊達郡伏黑村の人なり、質賦學を好み寶曆年中江戶に遊學し望月三英に從て醫學館に入りて遂に其道を學び醫術を以て世に鳴る、著す所の書古方選世に行はる、子葉生涯獨身にして妻子なし殊に風雅を好み曾て世事を云はず近世の奇人なりと云

桑島之立

諱　伊達桑折邨の人なり、幼にして醫學を好み初福島の醫官佐藤三建が弟子となりて其道を學べり、安永六年福島を去て江戶に趣き醫學館に入り遂に醫の妙術を極め、その名江戶に鳴る、門人數百人に及べり殊に信達兩郡醫を好める者皆桑島氏が門に入る

此人嗣子なくして其家卒に斷絶すと云々

渡邊甚七

諱綱信字退石鳳山と號す、幼にして學を好み五歳の時より書をよくせり、壯にして六經に通じ異物を見て移らず、寛政年中桑折縣令岸本君（彌三郎）に仕へて給事す、其行清潔なり、時の人賢なりと稱す、此人芭蕉氏の門に遊び松窓乙二に學び其妙を得たり、發句數多あり、老て佛說を好み法華楞嚴維摩等の佛書に通じよく禪法を悟れり、文政七年四月十二日死去す享年八十四、此人病中醫藥を用ひずとなむ

阿部吉彌

諱貞範字三伯信夫郡下野寺村の人なり、十四歳にして初て書を讀み、十五歳の時金幾先生の門に入り、十六歳にして六經に通じ、十八歳にして文章を悟り其英才實に秀徹なり、惜哉安永二年二十歳にして病を得て家に死去す、詩文數編遺れり、論語曰不幸短命死とは是等の事を云ふもの歟

石金佐治兵衞

諱音圭信夫郡瀨上邨の人なり、其先上杉家の臣江川氏音圭が父のとき石金氏を冒すと云、音圭性質德實溫和にして私の慾更になし、常に書を讀世事に拘はらず、初は徘諧を好めり、後に皇國風を學び本居氏の門に入り假字格の法を極め和歌の道を悟り著す所の書本音考世に行はる

沙門衆

雲勝和尙

姓氏を知らず傑山と號す、福島長樂寺住職なり、壯にして國中を行脚す、永祿八年出羽の國酒田の邊に到りけるが此國大に亂れ本庄越前守繁長東前司右馬頭を討ず、此時雲勝山上に登りて双方の軍手配を見る、元來此僧武を好みければ何となく軍配を羨しく思ひ、我世にあるものならば斷ることにも預るべきなど云へて是に見とれて日の落るを知らず山上に在りしが兩陣合戰まとめ互に陣をひく、雲勝も山を下

り繁長の歸陣に會し、且人を以て云はしめけるは某は雲水の僧なり大將に謁見仕たしと云、繁長不審に思ひ給へども早速對面ある、繁長問曰汝旅僧の身として何の爲に某に見ゆるぞ、雲勝笑て對て曰我は雲水の身なり、されども兵道を好めり、我今日山上に在て大將の軍配を見るに十に七八分の勝軍なり、されどもあの軍配にては城を落すこと難し、隊伍未だ整はず、大將其事を知るや、繁長聞て倍て僧に似合はぬ廣言なり、併し旅僧其術を知るや、雲勝對て某其術を盡すこと孫呉に耻ず、願は明日の合戰に軍配を許し給へ、某一度釋門に入りたれども軍を指麾すること掌中にありと云ふ、流石は明智の繁長其機を見て彼旅僧に軍配を許す、雲勝承り翌日の合戰に黑衣をぬぎすて物具取て打懸、大將の乘替に打跨り兼て嗜みたる軍法を施し一日一夜に城を乘取り忽ち東前司を打滅す、其神機妙算繁長曾て及ばずと云々、是よりして雲勝は釋衣を着しながら繁長に從軍しける、繁長もまた師として仕へしとなり、文祿年中繁長朝鮮渡海の時雲勝從軍す、繁長の軍配は偏に雲勝が胸中より出たるよし、此僧軍配に秀たるを以て關白秀吉公より陣羽織を賜へしとなん、慶長年中信夫郡福島の城内に一寺を建立し雲勝を住職せしむ、其後又同郡腰濱邨に一寺を建て雲勝こゝに閑居して此寺に示寂すと云ふ

悟融和尚

志田氏なり、信夫郡鎌田村志田久右衞門信鄕が次男なり、幼にして出家をとげ、壯にして能禪法を悟り又書をよくす、仙臺の黑石正法寺住職す名僧なり、或日諸僧と問答す、和尚問て曰僧等大海に霜の降れるを見るをやと、諸僧答ふるものなし、其時和尚忽然として雲を呼その中に飛入りしと見えしが其行方をしらずと云、法華經妙莊嚴王本地品曰踊在虛空高七多羅樹現種々神變於虛空中行住坐臥この謂なり

無能和尚

其姓氏を知らず、伊達郡金原田邨の人なり、桑折無能寺を建立す、此僧性質學才あり、孝感名勝錄を著す世に行はる、近世奇人傳云、和尚壯なりし時、中國に行脚す或傳舍に宿す、傳舍に一女子あり美人な

り、和尚又美男子なり、一女子これを見て心醉たるが如し、其夜ひそかに無能僧が寢所に忍び入る、燈火未だ消やらず有ければ心强くも和尚の側へ立寄見れば和尚は黑染の衣にて嚴然として座禪す、女は堪兼ね衣の袖を引けれども更に動かず、手を以て推ども引とも磐石の如し、女は之を見て大きに恐れ、又和尚の大德に感じ、其夜の中に髮を切り落し尼と成り、一生男子に合はず、貞正に身を守りしと云、實に無能和尚の大德と云ふべきのみ、勸心詠歌附錄云一師一生の化緣既に盡きて享保四年正月二日逝年三十七歲にして奥州伊達郡北半田郡塞耳庵において示寂せられし、則顧命に任せて庵室の境內に地をトして遺骸を土葬し侍る、然るに六年を經て享保九年夏の末つかた聊障難ありて遺跡を同郡桑折の大安寺に移すことになりしかば法澤を蒙りし遠近の緇素相議して遺骸を荼毘し移さむとて同年七月一日墳墓をあばき棺を開き侍りしに遺骸嚴然として初葬りしときの如く更に臭穢の事なし、群集の人感歎せずと云ことなし、其日黃昏に及びて庵の庭前に荼毘し侍るに西方の天朗然として金色の雲たなびきたり、見る人奇異の思ひをなし侍る、翌日遺骨を收めんとするに光輝ある舍利數百顆を得たり、その色或は白く或は紫なり其色每に皓潔にして光あり、是則多年實修實行せられしが然しむる所ならんと申あへり、偖右の舍利を瓶に納めて大安寺に安置し寺中に石碑を建侍る、師の遺體を改葬して其奇瑞現はれしことを聞遠近の諸人競ひ來りて之れを拜しぬ、又嘗て師を誹謗せし族又敵對せしもの念佛の信心なきものも大小となく既往の咎を悔み正信を發し念佛者になりけるは最も殊勝に聞え侍りし、是等の事元祖大師滅後の事蹟により符合せり、大權者の所行凡慮の窺ひ測る所にあらず歌に

朝顏の花をもろしと思ふかな咲きたつ露の身をは忘れて

月泉和尚

其姓名詳ならず、伊達郡の人なり、又相馬の產とも云へり、土人說に父は信夫郡の人相馬に行きて一女子に交りて生みしとも云へり、山口郡常圓寺に住職す、江岸と號す、詠歌集に云月泉和尚は智道兼備の高僧にて遠近其德を知る所なり、然るに無能和尚の

教化を慕ひ他力往生を願ひ稱名念佛せられ、倍寺の傍に草堂をかまへ彌陀の三尊を安置す常に念佛怠ることとなし、此度同門の人より師の舍利を乞求めこれを寶堂に安置し尊重珍敬せられける、一夜舍利に向て訴願すらく、我元來自力修業の事を學びて未だ他力本願の案內を知らず、慈訓を守りて一向に名號を唱へ奉るのみなり、此旨果して佛意に叶ひて順次に決定往生すべくは今夜の中に御舍利倍增し給へと一心に念佛して祈誓せらる、翌朝に至りて塔を開き拜すれば一小顆の舍利一夜の中に倍增して多く分顆しける、和尙は信心肝に徹し益々往生の信を口稱の一行に結歸せられしとなむ、月泉和尙は學才世に勝れ且禪法を悟りし人なり、大般若經の文字を添删せしと云々、寶曆年中常圓寺に示寂す

此人諸書をよく諳す、何れの書にても一度見れば暗誦す、人を以て曆を求むればこれを一度讀む正月より十二月迄支干は何々上段下段皆諳じ二十四節四土用何月某の日と、曆は其求來る人に與しとなむ、稀代の人なり

大通和尙

姓山本不山と號す、伊達郡大波邨の產なり、父は貧窮にせまり其子をも養育し難く是非なく剃髮して染衣の身となし初めは同郡岡邨金秀寺の弟子となる、學ぶこと甚く疎し、常に不善をなす、仍て師の怒を蒙り、山城國に奔り、宇治郡興聖寺の弟子となり、卒に禪法を悟り故鄉に歸り信夫郡福島長樂寺に住すること三年、遂に寺を辭して伊達郡山戶田村に住居す、既に二年にして信夫郡鎌田村に隱居す、此僧一代の有功勝て計へ難し、隨身の僧徒多數あり、天明四年八月二十七日示寂す享年八十六

勇猛和尙

齋藤氏なり、信夫郡北澤股邨の人、幼にして頓世し念佛三昧の身となり、卒に佛法の眞密を悟り且法華經に通じ東屋嶽の峰上に一字一石の經塚を築き時氣變嵐の災を除き邨民の憂を救ひたり、同郡大笹生邨に一寺を建立し光明山蓮光寺と號す、又一切經を安置す、此僧一代の有功多くあり、是世人の知る所な

り

義伯和尚

信夫郡下邨の人、學才を以て世に鳴る、殊に禪法を得たり、心經註和歌集等を著述す世に行はる、壯にして同郡鎌田邨鎌秀院に住居す、夫より江都に趣き深川の靈雲院に住職す、常に和歌を詠ず、野ざらしの繪にと云ふ題して

誰も皆斯くなるものと白骨の包める皮に迷ふ愚さ

と云ふ歌よみし人なり、老て靈雲院にて示寂す、博識多才の人なりとなむ

古鑑和尚

信夫郡の產なれども其邨其素姓定かならず、能く禪法を悟り其道を極めり、然れども性質博奕を好み常に夜遊して博徒に交り賭をなす、されども其元を損せず夜遊して歸りしとき山門にて一喝を下す事每夜なり、壯なりし時伊達郡松原邨松原寺を再建す、又同郡大波邨常願寺を再建せり、遷化の後牀下に金二百兩を遺す、生涯弟子を持たず一僕一婢を置かず、自ら炊しぎ爐邊にて讀經せしと云々

金學院

諱眞秀、姓織田氏、信夫郡五十邊村の人、修驗者此人なり、壯なりし時に放蕩無賴取る所なし、三十六才のとき始めて其過を改め修驗道に入り其法を得むと欲し出羽國湯殿山に登り麓なる玄界清水と云ふ所に一千日山籠す、權行終て故鄕に歸り信夫山の麓に草庵を結び居住す、老て又湯殿山に入り山居すること三年遂に其行を終り又故鄕に歸り同じき草庵に住居す、其法力神の如し種々の瑞相を現し其門を過れども其家に入らず、八十餘にして卒す、孟子云昔禹在外治水八年過其門三不入其家云々

圍碁衆

本因坊

諱周伯、通稱甚四郎、信夫郡飯坂邨の人なり、幼にして圍碁を好み五才のとき其父と同郡瀬上村に來り或人と其日碁を圍む其妙手神の如し、或人彼幼童が

秀徹風神なるを憎み勝負なき中に盤中の石を謾に掻きちらせり、幼童大きに怒り歎き悲む、側にある人人もこれをにくむ、其父次席より來りて何故に悲しむぞと問、幼童答て此人勝負未だ決せざるに盤中の石を掻亂せり、吾を幼童とあなどりて己が石多く死せるを悲み斯は爲せりと云ふ、傍の人云然らば吾等幼童の相手と成て一勝負決し快く樂しむべしと云ふ幼童これに機嫌直り其石を黒白共に元の多くに並べたり、彼が秀才なること實に大人の及ぶ所にあらず座中の人々感歎しけるとかや、其後十一歳のとき江都に登り、圍碁の妙を得成人して本因坊の家を嗣ぎ俸祿を賜り圍碁の名を天下に揚し人なり、寛文年中の事とぞ

檢校衆

鎌田檢校

姓志田氏名順介、信夫郡鎌田村の人なり、幼にして盲目となる、殊に家貧なり、早く父に離れ、母と共に暮しけるが盲なれば其業なり難く彌倍貧苦にせまり朝夕を終ふること能はず、又老母を養ふべき便なければ竊に家を忍び出で或墓所に松杉の茂りて有けにるに繩もて松の枝に結ひ付け縊れて死なむとす、されども盲人なる故松の枯枝に繩を結ひしかば枝折れて死することを得ず、是非なく存命けるが、益貧苦に迫りける、其翌年八月大熊川洪水の時中夜に家を忍び出で水邊に到り左右の袖に石を入れ水中に淹死せんとす、されども盲人なれば袖中の石小さくして沈み得ず、卒に流れて川中の洲に著く、其夜母は我子の見えざるを悲み泣叫びければ邨人等これを感じ大勢にて水邊を尋ねしに遙に川の中洲にて念佛の聲聞えければ偖は水中に入りしならむとて皆々船に打乘り漕行き見れば、果して彼盲人なり、未だ死せざるこそ奉なれとて船に助け乘せ家に歸り、親類どもよりそれ〴〵の手當をなし扶助しけるが程なく母も身まかりける、此年寛保二冬十一月盲人東都に登り彌貧なれば冬のことなれども袷一つに身を纏ひさまよひ歩行けるが兼て學び得たる三絃を以て業となしける、或時水戸殿の御覽に入り、三絃上達なるを御感あり、遂に御引立を蒙り其檢校にせらる、是を鎌田

検校と云ふ、或年故郷船戸の親族友人等拾人程伊勢參宮に上り江都に到り彼検校が家に行き賂若干金を貰ひ且種々の料理を以て饗應せられしとなむ、嗟呼人の幸不幸量り知るべからず、此人縊れ死せむとすれども死せず、入水しても溺死せず、これ亦天より賜はりし命なる故、其後伊達郡山崎検校同郡保原検校等あり、されども是は近世の事なれば此篇に記さず

畫工衆

矢萱文助

諱友甫信夫郡下郁の人なり、幼にして畫を好み江戸に登り、狩野安仙の門に入り、遂に其妙を得て後に安仙が家を嗣ぐと云、實は狩野梅笑の弟子なり、玉養齋と號す、後に元適齋と云へり、其先矢萱時重より七世の孫なり、文政九年正月江都に死す享年六十九金杉萬德寺に葬ると云

佐原佐治兵衞

諱式信信夫郡福島郁の人なり、幼にして畫を好み寛政年中江戸に遊び狩野玉元の門に入り遂に其畫の妙術を悟り世人の目を驚せり、此人溫和にして無慾なり、笑適齋玉山と號す、文政二年十一月十一日家に死去す享年八十四

信達一統志人物類 終

福島城相傳

福島城相傳

一杉目城主（杉の妻ともいふ）　杉目太郎行信

信達歌に云義經東奥磐井郡藤の渡の舘に居る事凡九年の冬十月に至りて兄頼朝兵を關東に起すと聞て秀衡を辭して西上す乃ち信夫の杉の目太郎行信佐藤莊司元治に遇て別をつぐ元治これを信夫の國府臺に餞けすと云

一同　城主　伊達治郎直之

直之は（又眞之ともある）奥州秀衡の一族が伊達念西の一類なるや歴數推移り時代詳ならず後の考をまつ

一大佛城（杉の妻城とも籠城なり）　伊達松犬丸

縣田播摩守

積達舘基考補正に寄て記す

一奥州安達郡二本松の城畠山上野介高國住す（暦應三年に奥州へ下向と云）同郡上長居村（長折とも）四本松の城（今鹽の松と書く）吉良左京大夫貞家（貞和の始下向と云）此頃畠山吉良奥州兩探題たり然るに高國の一族四郎太郎直宗足利家にて誅せらるゝに依て高國其子中務太輔國氏も亦武家を叛て南朝へ降り吉良貞家と戰て同二年二月十二日二本松を攻取れて高國其子國氏幷遊佐等自害從類百餘人自殺其後此城空城となる故に伊達が家僕茲に籠る時に管領持氏の命に因て（或説に國氏の郎等箕輪左衛門貞氏と云る者國氏の嫡大石丸を伴ひ會津に遁る犬鳴山を越え耶麻郡婆堂と云所にかくれたりといふ）畠山宮内少輔（修理とも）國詮（大石丸なり此國詮後相州鎌倉へ行しか）大軍を率ひ發向し奥州に至り數日を經て伊達が家僕の籠れる二本松の城を拔く松犬丸縣田播摩守大佛の城（信夫郡杉の妻城也後福島城と云ふ）を守り能く拒むと云ども國詮勇を奮て攻し故支ゆる事能はず力ら盡て出奔すと云國詮此戰により二本松に歸住し再び父の職を嗣ぎ探題となると云

櫻雲記に云

一應永十九年八月　主上位を讓る稱光院と號し　奉る時に至て　南帝後龜山法皇の太子寛成親王御即位の望有と云ども武家是を擧用せず故に伊勢國司及和州紀州河州奥州の兵士南朝に志し有る族悉く是を訴へ背かんと欲す然るに應永二十年奥州に於て官方伊達松犬丸（後大膳大夫持宗と云）縣田播摩守定勝（後芸當入道と云）軍士を催し大佛城に楯籠る亦鎌倉管領持氏命じて大軍を卒し畠山國詮發向す奥州に至て對陣す双軍矢を發せず戈を

振ひ數日を經る而已にして二本松城伊達が家僕守る是を圍で急に攻城を拔く松犬丸大佛の城を守て能拒む畠山勇力を勵す故に城陷る松犬丸城を出奔すと云

喜連川判鑑に云

一應永二十年四月十八日二階堂信濃守信夫常陸介が方より伊達大膳入道が子松犬丸懸田播摩守定勝入道玄昌と相議し大佛城に籠る由告來る玆に因て畠山修理を差向られ同年十二月廿一日大佛の城兵糧盡て落去す畠山鎌倉に歸陣すと云

讀史餘論に云

一應永二十年八月　稱光院御即位後小松皇子十二歲此時伏見殿も南帝の太子も御位の事を望給ひしかど武家實仁をたて申せしによりて伊勢の國司并大和紀伊河內陸奧の宮方一同に訴しかど御即位事成し故にことごとく謀叛すといふ十二月奧の宮方伊達松犬丸懸田播摩守大佛の城に籠る持氏畠山修理大夫國詮に二本松命じて攻め落す

中納言山蔭之後孫藤原朝宗
十四代伊達左京大夫植宗男

一大佛城杉の妻城とも　伊達左京大夫晴宗

晴宗は天文十一年頃信夫郡大森城に纔の間住居して羽州置賜郡長井鄉米澤へ歸城す又天正の始め當城に住居して同五丑年十二月卒す其後伊達輝宗同政宗米澤城矢子の城と云に住居し信達を領す天正十九卯年秋迄

天正十九卯年秋より會津蒲生飛驒守氏鄉當所を領す文祿四未年迄同男飛驒守秀行文祿四年より慶長二酉年迄領す

一同　城代　木村伊勢守重次

重次は江州佐々木の一族なり若年の頃明智光秀の家人となり光秀逆心の時諫めしかど光秀用ひず依て光秀を棄て浪人す後ち年を歷て大閤秀吉の家人となる然るに天正十八年秋中秀吉は會津へ下向の刻み木村重次をして伊達政宗が手より會津の城を受取らしむ會津仙道并越後國小河の庄凡十二郡の地蒲生飛彈守氏鄉に賜ひて陸奧守護とし木村重次には奧の葛西大崎を給ふ斯て同月下旬秀吉は會津より都に歸陣なりされば其年の冬葛西大崎の地爰かしこ逆族蜂起して重次が城を攻落したると聞へしかば氏鄉急ぎ馳向て一揆を打亡ぼし重次を引て會津へ歸陣す其翌年夏より九戸左近七戸彥七郎等謀叛を企て去寅年大崎一揆の餘黨なり南部に背きしかば秀吉江州佐和山迄下向なりしが九戸沒落の注進聞給ひて歸洛なり今度も氏鄉の働き比類な

き事なりと感じ玉ひ兩度の勳賞に加增地として刈田伊達信夫出羽の永井を賜る

亦伊勢守は仔細あつて後ち蒲生に隨ひ文祿年中杉妻大佛城を取立住居す時に重次思惟して曰く大佛の鄕は我が舘名に恐れありとて則ち改めて福島と號す其以來福島城と云

慶長三戌年正月より會津上杉中納言勝領

一同　城代　（島山庄司次郎平重忠十五代後胤藤田左衛門佐重利男）藤田能登守信吉（又忠秀とも重信ともある）

元久二年六月重忠幷嫡男重保父子討れし時二男小治郎重秀はまぬかれて武藏國秩父六十六鄕藤田十二鄕二つの庄を傳領し（是より秩父とも藤田共名乘しなり）藤田右衛門佐重利が時に至て鉢形の城に住して用土七鄕の庄を打したがへ八王子天神山等の城をかまへて移り住し關東管領上杉に屬しける其後用土新左右衛門尉重利と名乘る重利永祿三年八月死す重利に實子二人あり兄は用土彌八郎（後には新左衛門）弟は同彌六郎と云彌八郎成人の後新左衛門尉重連と名乘天正六年の春上杉彈正入道鎌信卒して後上野國沼田の城安房守重氏に降る左京大夫氏政（氏康）の嫡子重氏（重氏が兄なり）用土重連に沼田の城を守らしむ重氏是を恨んで重連を毒を進めて殺しぬ重連が弟彌六郎信吉兄が跡を繼せて沼田の城を守らしむ其後信吉讒言の爲に北條家を立退き武田勝賴に屬し前田能登守信吉と名乘上野國金剛院の舘をかまへて移り住む然るに北條家の沼田城を責取て楯籠り上杉の加勢を請て軍をすべしとて越後の國に使を立て景勝に斯としらせ手勢五千餘引具して沼田城に押寄る織田信長の大將瀧川左近將監二萬餘騎馳來る信吉案に相違して同十年六月十三日の夜にまぎれて引返し家子郞等八十三騎引連て越後國に赴き景勝に見參し同十月廿七日新發田城の戰に首八十切て參らす景勝大に感じて此年十二月長島の城を賜る其後所々の戰に功あり慶長三年の春景勝越後より會津へ所替の砌り信吉當大佛城の（杉妻城とも云）代となる大森城にも住居と云同年夏會津の津川城代となる同五子年三月中故あつて急に會津立除江戶に至り德川家康に仕へ一萬八千石にて野州烏山城主となる後大阪夏陣に榊原遠江守康勝ともに天王寺に向ひ戰て功ありと云

同　景勝代　（下野守源滿快多田滿仲苗裔泉小治郎親平の後孫尾崎重元の男）

一同　城代　　尾崎三郎右衛門尉重譽（初め三四郎又半平と云）

甲陽軍鑑末書に云

●天正八辰年九月十八日家康駿河へ入松平甚太郎家忠牧野右馬允康成等に命じて用宗の城（持船の城とも云）を拔しむ一色左京は城主三浦兵部を討尾崎半平は向井伊賀守を討取る廿五日勝賴北條をば押へを置駿河へむこう家康蒲原より退て伊良に陣取る廿六日家康遠州路に入れば勝賴大井川端に至る

○信州飯山の城主尾崎重元（又勝平とも）の男三四郎重譽武者道修行す同志四人と共に諸州を廻る時に家康頻りに三四郎を招く故に三州に行く三四郎更に半平と號す天正七年（八年とも）九月家康駿州持舟城責らるゝの刻み半平は向井伊賀を討取る依て賞として秩祿を賜ふ後ち半平飯山にかへると云半平名を改めて三郎左衛門と號す重譽後ち信州小布施の城に住居して飯山城勤加番をなす然るに上杉景勝の命に依て慶長三戌年の春小布旋の城より羽州置賜の郡北條郷宮内の畢下に來り同年の夏當國信夫郡杉の妻の城（大佛城なり）に移住す同年十一月當城にて卒すと云

同　景勝代　　重譽の男

一同　城代　　尾崎土佐重雪

慶長三戌年十一月より同四亥年中羽州置賜郡米澤へ移る

同　景勝代　　畠山庄司平繁能の三男秩父畠山六郎重宗の後孫本庄大和守房長男

一福島城代　　本庄越前守繁長

慶長五年頃より杉の妻城とも大佛の城とも唱ひなくして福島城と云けるか

本庄彌治郎繁長は後ち越前守と云是は大和守房長が子也胎内にて父房長に離れ十三歲にて一族の小川紀八郎鮎川因幡守か逆心せしを討平け幼少よりの氣象剛强無雙の兵なり謙信に七つの歲劣なり天文廿三年八月十八日信州河中島にて謙信と武田信玄と合戰の時も繁長十九歲にて謙信の先手いたし武田が陣を突崩しすぐれたる手柄のほまれあり其外越後の逆心の輩黑田金津昭田一類を謙信より退治の時も繁長が戰功すぐれたる働度々之あり其後景勝代に至り慶長三年春越後國より奥州會津へ國替の後は繁長同國田村郡仙道（上杉領）守山城代也慶長五子年の春信夫郡當福島城に移る同十八丑年八月當城にて卒す

同　景勝代　　繁長男

一同　城代　　本庄出羽守充長（實は繁長の次男）

慶長十八丑年より元和九亥年八月當城にて卒す

伊達鑑に云

一伊達正宗居城大崎の内玉造郡岩手山に候へども居城へも引込ず上方より馳せ下り宮城郡國分の地背に少逗留して大崎葛西の人數を集め上杉景勝領白石の城へ押寄る此は慶長五年七月也白石の城主甘糟備後守は會津へ行く留主の甥の登城式部と云者大將にて籠城せしが終に落城す直に政宗福島へ出陣にて櫻町まで先手押入働く處に福島城代は本庄出羽守防戰にて政宗松川迄押かへされしが又押込みさん〴〵に責戰ふかかる處に白石より兵糧を運び人夫とも飯米以下馬の飼料など背負ひ通りしを梁川の城に籠りたる者共是を見て跡先に人のつゝかぬを見すまし兵糧運送の人夫を打ころさんとす其頃武者修行して諸國をめぐる車丹波と云者梁川の城に籠り居たりしが猪のはたをさし馬上十騎足輕百人斗り引連れ梁川をかけ大隈川を渡り藤田と桑折の間にて小荷駄勢の兵を數多打殺す先は福島の方へ迯げ味方へ加る跡は白石へ迯げかへる數人の内一兩人のがれ其外悉く打殺さる故に食物これ無く何れも迷惑致し福島在陣ならずして其夜に白石まで歸陣なり其時分梁川城主は須田大炊と云者なり長尾の家にては代々覺のある者の由なる故に政宗を押へに梁川に差置しが心ばせなる働きして政宗を押かへせし事時にとつての名譽なり兵糧つゝき在陣有ならば福島も終には責落すべき事なりと何も申あへり其後重て福島梁川兩城に働きあるへしとて引にけりと云

仙臺家譜に云

一慶長五年十月三日伊達政宗名取郡北目の城を出馬ありて刈田郡白石へ着陣す一日逗留あり同五日上杉景勝領伊達郡國見山に陣取り桑折へ出馬の節一番茂庭石見延元並嫡子主小良元二番片倉備中景綱嫡子小十郎重綱三番高野壹岐親兼四番屋代勘解由兵衞景頼五番桑折播摩入道點了也其外舟山伊賀瀨成田市之丞津田民部景康等也扨伊達郡梁川の城は景勝家來須田大炊介と云者代々覺の者にて政宗押として入置たり又後藤肥前信康黑木肥前宗元石川彌平實光氏家新兵衞兼次遠藤但馬川島豐前景康守屋伊豆俊重金森隱岐一廻伊豆高實今泉丹波此十人に母衣を掛させ此内後藤肥前は黃母衣を掛る武功の者にて黃の後藤と申習し

たり其外何も紺地の母衣なり石見備中勘解由兵衛人數三千餘武頭山岸修理定康松岡淸右衛門長時組鐵砲百挺相そへる勘解由兵衛其外給士馬上三十騎與力馬上二十騎自分馬上二十騎野伏三十九騎政宗旗本より相附る馬上濱尾右衛門行康入道肝齊黑澤豐前義任白石主膳綱信都合馬上百十六騎長柄五拾本弓五拾張鐵砲二百五拾挺なり扨福島城には本庄出羽守重長並子息同苗彌治郎大將分は靑木隼人川田玄蕃武者奉行齋藤伊豆入道道二等數百騎籠城なり茂庭石見人數を以て敵を瀨上へ追入候所町を持こらへ兼るを石見人數にて追詰數多討取る此節政宗家來安田淸七重勝鎌田にて景勝武頭高力圖書を討取る齋入道に殿かり致すへしと云を圖書申には其方武者奉行討死然るへからす我等殿かり致し討死致すべき由申て圖書子供所左衛門十六歲に成を最前に退せ道二を賴み圖書の着せし猩々緋の羽織を形見として遣す又敵兵齋入道二岡の左内永井善左衛門靑木新兵衛瀨の上より松川迄の間にて三度小返しいたす善左衛門新兵衛黑母衣懸け十文字の鑓を持ち道二殿りいたす所に勘解由兵衛家來庄子隼人と太刀打なりしが引退く隼人熊毛の羽織着し有しよし道二承り福島へ歸り政宗と太刀打致したりとは荒言云しよし他所にては岡の左内も政宗と太刀打致せし由を申せとも空說なり富塚近江二男小平治宗綱拾八歲能き敵を討取べしと心掛ある所に敵方に步立の侍働きの樣子見事成者あり守屋伊豆是を見とめ小平治に討取べしと云ば其方討取べしと言捨て馬をはやめ景勝の武頭安田勘介と馬上にと相戰ひ勘介を打取る勘解由兵衛與力眞山三三郎重純拾七歲五十邊の東裏にて景勝武頭小川傳右衛門と馬上にて相戰ひ三三郎內の者跡より追付鑓を以て傳右衛門の馬を突倒し三三郎馬より飛下り傳右衛門討取る傳右衛門は弓の上手にて靑羽小狐と云弓所持なり此時小狐を持出し三三郎に分捕になる子孫今に所持なり斯て勘解由兵手にて與力馬上松木主馬今村監物大河內佐藤兵衛鹿又圖書給士馬上又五郎右衛門片平五郎兵衛桑島治太夫家來馬上茂庭兵吉和田又佐山內彥七筒井八右衛門松本半之允步武者小島戶兵衛紺野十郎佐藤權七高名致す首級八十九討取る夫より福島へ捕詰總鐵砲つるべ打に打せ總人數引揚る皆敵兵布旋治郎右衛門武田彌之助以上五人討取る首數三百餘の內

馬上百騎計り打取る本庄出羽守も攻來らば討死いたすべしと心掛の所惣手よりつるべに鐵砲打掛るを承り物は人數打揚るを見て城内より一人も出間敷よし申渡せし由し亦政宗家來宮崎内藏之助旨元と申者國見の陣取て仕廻幕等を人夫に持せ參る所人數續かざるを梁川城主須田大炊介承り討取べきよし申に付其頃武者修行の車丹波と云者馬上十騎足輕百人斗り召つれ梁川の城より出大隈川を越し藤田と桑折の間へ打出政宗人夫にもて掛り歩卒跡先へ迯散内藏助は討死す此時政宗幕を奪取られぬと云亦亘理右近定家の荷物に有し幕を奪ひ取られぬと兩說ありと云

東國太平記に云

一伊達政宗上杉領福島城を取らんと心ざし片倉小十郎茂庭兵藏に申しけるは此度上杉勢最上へ押向ひ過半手を負候はん殊に討死も多ければ福島梁川城にさのみ人數は有まじければ此透間に攻取んと相談し慶長五年十月六日の晩方に瀬の上よりぞ寄りたりける此城には本庄越前守繁長在城せり嫡子出羽守勝長岡野左内栗生美濃守に貳千餘人相添切て出で爰を最後と相戰ふ終に政宗こらへずして城下を引取り雀原に陣を取り日々物見を出し互へ矢軍にて日を送りけるが次第に雪ふかくなるべし寒氣の淺き内に引取るべしとて勢を引入れける繁長嫡子出羽守を福島の留守居に殘し置き其身は七千餘人を引卒し政宗の跡を慕ひ古須吾迄打出少々燒働して引入けると云同六年三月伊達政宗二萬餘騎を卒して信夫郡へ働き在々に放火し民百姓共始め當るを幸に切弃ける其時木幡四郎右衛門手勢百騎にて福島城近く打廻りける處に鈴木彦九郎岡野左内に申けるは今日の大物見の内には政宗が實元成實の内一人是有るべしと思ひ候や手輕き若者共の馬强なる輩遣し打止め給へと云ければ誠に我も左樣に覺えたり我駈向て討取らんとて矢倉より飛で下り門を開きて懸け出透間もなく鐵砲を打懸ければ二十騎の小幡が勢迯げ退いて二陣に加はらんとす岡野左内七十餘人にて追ひ懸たり其中に鈴木彦九郎諸勢より懸ぬけ追詰ければ木幡馬を引返し爰にて防ぎ戰はんと下知しけれども士卒大分崩迯ければ岡野左内は大將と見るより鎗を取り懸付木幡と鑓を合せて火花を散して戰ふ所へ鈴木彦九郎大身の鑓を振廻し脇鑓に懸けつゝ木幡が左の脇壺を通しければ馬よ

り下へ落ける處を押て首を取て指上たり福島の城中矢倉の上にて塀裏よりも是を見て皆一同に咄とぞ悦びける本庄繁長は高櫓より麾を振て左内討たすな繼けや者共と下知しけり尻高左京手塚長右衛門宇佐美民部西條治部大平佐吉等八十騎西の木戸を開て駈せ出木幡が陣へ切て懸る大將四郎右衛門討れけるにより一支もせず川を渡して引退く尻高宇佐美等追懸しかども政宗方早々引取りける故にて手に合はずして皆福島の城へぞ歸りける又政宗木幡が討死しけるを無念に思ひけるにや福島へは取懸らずして逢隈川に傍て梁川城へ取懸け須田大炊介長義を攻めんとぞ謀りけると也同年四月十七日片倉小十郎景綱伊達兵部太夫成實同右京亮成重伊達阿波守屋代勘解由左右衛門茂庭石見守高野壹岐守桑折點了等二萬五千餘騎にて白石城に着にける扨て福島の城を攻めんと相談し同二十一日白石城を立伊達郡へ出張す上杉方杉原常陸介甘糟備後守本庄出羽守岩井備中守鐵上野介栗生美濃守岡野左内五千人牢人千人餘人合て六千人にて城を立松川に陣を取る政宗は密に閑の使を入れ松川百姓共に金銀取らせ相圖を定めて上杉勢の油斷を窺はせり上杉方は度々の勝軍になれて政宗をば何とも思はずして士卒大に油斷をなしにけり政宗日々物見を出し百姓共の松川の相圖の旗を見て天の與へと悦て柴田小平治中目大學石川彌兵衛等五千餘騎を梁川をさへに置き政宗二萬餘騎にて瀬の上を通り廿六日の未明に松川さして押寄る上杉方の物見は乘歸り政宗の軍勢寄來ると注進す陣所々々皆騷いで支度せり此時政宗が川を越す所を半途にて討んと評定して河端より二三町しさりて備を立敵勢川を渡すを待かけたり岡野左内は手勢五十騎計りにて軍法を破り川を乘越て松川向ひ備たり續いて岩井備中守瀬對馬守横井太郎兵衛深尾市左衛門北川圖書小田切所左衛門志賀與惣左衛門高力圖書安田勘介外池甚五左衛門等二十騎斗り左内が思ふ處を恥て軍法を破りて川を越す左内が陣へ駈加はる是を見て後陣の兵共追々に河を越して駈加る者七八十騎に及ぶ去る程に政宗は片倉小十郎伊達阿波等十二段に備ひて川一面に成りて眞黑に懸り來る時しも西風吹來て霧を吹拂ひければ目に掛る陰もなし岡野左内僅に四百人計りにて川を越え同勢を離れて備ひけり政宗は使を遣はし降參の人

か又一戰の志かと問せけり左内大音上げて合戰仕る者なりと云やひとしく鐵砲を放ちかけ鬨を咄と上る政宗か先手片倉桑折茂庭等四千餘人東西より左内が勢を取包で一人も餘さじと攻戰ふ左内は兩刄の長刀を持爰を最後と相戰ふ岩井備中守布施次郎左衞門小田切外池高力北川等大勢の敵の中へ懸入り爰を馳拔け彼こに乘廻し火花を散して戰ひけれども多勢に無勢叶はずして皆押隔られ討るゝ者過半なり左内も矢四筋まで射立られ鑓疵太刀疵三ヶ所負ひけれども薄手なれば安田小田切相共に二百餘の兵にて十重廿重の圍を切拂ひ河の渡り場さして引て行く政宗の大軍勝に乘て追懸たり北川圖書は馬を引返し鎧ふんばり大音上げ名乘けるは我は是景勝が侍に北川圖書と云兵也只今討死するぞ首取て政宗に見せよと云まゝに大勢の中へ懸入縱横に切て廻り六騎に手を負せ五騎切て落し遂に討死したりける布施次郎左衞門安田勘介高力圖書は皆上杉の精兵にして日頃北川と懇志に通せしが北川討死するを見て年來の朋友にて如何でか見捨べきやいざや引返し北川と枕を並べて死んとて馬の鼻を取て戻し大勢の中へ駈入火花を散し戰ひける今を最後の戰ひなれば面を向る者はなし只遠矢に弓鐵砲を打立射立しかば三騎の兵敵十二人討取皆枕を並べて討死す是等に懸立られ政宗の先手村立て控へたり政宗大きに怒りをなし只一騎にて先手へ乘込只追ひ打に川を越せといらい云ければ岡野左内長刀を打折て太刀を拔て返し合せて戰ふ所に大將と見ぼしき武者なりしが政宗自ら乘て左内が總角付て二刀たたみかけて切付たり左内ふり皈り鍔元まで血に成たる二尺七寸の貞宗の刀にて片手打に丁と切る政宗の冑の眉びをしより膝がしら鞍の前輪へかけて切先はつれに切付弱る所を左内太刀にて政宗を薙ければ政宗二三間引退く左内は政宗と知りたらば組て打べかりけれども物の具麁相に見えければ葉武者と心得馬を川へ打ひてゝ跡を見ずして渡しける伊達の兵共政宗左内に切立られたるを見て廿騎斗り駈付たり政宗力を得て指添の壹尺八寸の太刀を拔左内を追かけ引返し勝負せよ卑怯なりと呼ばりけれども向へ岸ゝ乘り上り跡を見れば敵大勢駈來て返せ々々と呼はりたり左内聞て大音上け眼の利き剛の者は左樣の大勢の中へ返さぬ物ぞかしとて味方の陣へ引入ける後

日政宗なりけると聞傳へ政宗ならば組て成りとも討取るべき物をと後悔すれど甲斐ぞなし上杉勢の先懸大方河を渡り戰ふて引取る中に岩井備中甲付の首二つ打取り川越の土産に候とて本庄出羽守が前へ投けるは由々しくぞ見えにける大舘左馬進宇佐美兵左衞門拾七歳何も首一つ宛打とり川の向ひ岸に下りける政宗の大軍已に松川へ打入りて渡し來る栗生美濃守備へ厚くして待けるが政宗の勢過半渡りたる處を美濃守麾を振りて一度に鎗を入れたりける片倉が勢川へ追ひだされ流るゝ者數を知らず栗生勝に乘て川へ乘入々々追打にしたりける本庄出羽守杉原常陸介甘糟備後守切かゝり政宗の先勢を追立松川を乘渡し二陣の伊達阿波守は片倉を助けんともせずしづ〳〵と引取る杉原是を見て敵は引と見えたり長追するなと下知しける案の如く伊達阿波守四千餘騎政宗の旗本と一手に成て眞しくらにぞ懸け來り川中まで追かゝる上杉勢引返して此方の岸へ上る處を片倉小十郎桑折點了伊達成實屋代勘解由左衞門茂庭石見守一同に川へ打ひてゝ乘渡りければ味方は六千餘騎政宗は二萬騎なれば遂に懸負て總敗軍になりにける鐵上野介杉原常陸介本庄出羽守等乘下り返し合せ味方退ぞかせり岩井備中守杉原常陸介本庄出羽守青木新兵衞永井善右衞門小田切所左衞門千坂與市郎井上隼人正市川太郎西條彌三郎寺尾源藏大室兵部大狹惣八郎下條與五郎秋山伊豆守安田牧太郎甘糟惣五郎西方次郎右衞門川田玄蕃正木大膳木戸小七郎山吉圖書恩田越中守志賀與惣右衞門外池甚五左右衞門簗井圖書五十騎計りにて諸軍の跡に引下り返し合せて戰ひける政宗勢駿馬に鞭て當急に追ひ來りければ上杉勢長柄を持事叶はず持鑓さへ大方持たりけるいはんや肥太りたる人も馬も皆息をきらして倒れ死す返し合する者共討るゝ多者く助かる者は少し松川より福島の城迄死骸と鑓長刀にて地を敷けり冑小手を解て捨る者多かりける青木新兵衞は年頃小だけ馬に乘り鑓も短く十文字を持て少もひるまず馬に乘り引返し戻して追拂ふ其外鐵上野介本庄出羽守甘糟備後守等馬を立直し所々にて返し防ぎ退きければ松川より福島迄の間に二十八度まで戰ひける政宗の兵四竃縫殿助と云者大剛の兵成が鐘のほろをかけ眞先に追來りけるを上杉方の簗川圖書引返し四竃と引組て馬より下へ落重り

四竈上に成り簗川組伏ける處に圖書が郎等に長市郎左衛門居り合て四竈が首を取て主人を引立歸りける福島の川へかかる處にて甘糟備後守三十騎ばかりにて立こらへ政宗勢を六度迄突崩しける其隙に皆々福島勢川を渡しける政宗勢茂庭羽田屋代桑折四備追來りければ殿り五十騎ばかり川を渡りける小田切所左衛門先へ渡し續て永井善左衛門渡しける所へ政宗の侍三騎追來り永井を三刀まで切けれども二十八度の戰に草臥果て其上數千の人馬川を乘渡す水の音をめきさけぶ聲にて敵の追付けたるも知らざる所に青木新兵衛三人の敵を追拂ふ其内に永井が縨に太刀あと三ヶ所鞍の後輪にも二刀切付られければ青木是をふせげば敵退く時に永井は青木に向ひ貴殿に助けられたりと挨拶あつて駈りしが川の堤きはにて小田切所左衛門馬より下り立ち敵五人に取籠られ既に討れんと見へける所に青木新兵衛乘付二人の敵を追ひ拂ひ小田切を助けたり津田彈正宇佐美民部父子金澤新兵衛吉江喜右衛門等川を渡り上りて返し合度々政宗勢を突しりぞけしかば川中に立ち止り是よりは追はざりけり岡野左内は羽黒山跡に旗を立敗軍を立直しければ政宗の先手も川半ばより引返しける本庄出羽守杉原常陸介甘糟備後守等の諸將は福島城の門外にて皆馬より下り將机に腰をかけ敗軍の人數を城へ入れければ殿りの二十騎計り左内が跡に付て城へ越しけるが是より七八町餘り來て左内は最早城へ入らんとしける時政宗三百餘騎ばかりにて歩武者一人もなく眞先に成て追來る甘糟栗生岡野も敗軍の勢を引まとめて城へ入り柵の木戸口を打ければ殿の十騎ばかり柵の外に立出されて殘りける宇佐美民部は嫡子兵右衛門が乘馬を乘倒し歩立に成りけるを馬上より馬をひいて柵のきはへ來る時政宗近々と追來りければ永井善左衛門馬より下り宇佐美兵左衛門を抱上鞍つぼに立せ夫をふまひて柵の内へ推入ける善左衛門と民部は柵を乘り越へ入にける津川彈正大舘左馬進は搦手の門へ廻り入りにける青木新兵衛は七福七尺の大縨大鳥毛なりければ柵を越す事なりがたく彼方此方とイみ何方より入べき所ありと尋ける處へ只一騎政宗乘り來りければ是を見て青木は十文字の鑓を以て內冑を目掛け突けれども冑の立物に當て三日月の方の爪を突折て政宗は叶はじと思へけん馬を一散に駈

て退きけり福島の城主本庄繁長は二千餘騎にて西の門より打て出信夫山の方より政宗の右の方へ推廻りけるを見て早々政宗引取ける繁長は小高き所に陣を立政宗と對陣せり簗川の城主須田大炊介長義横田大學築地修理車野丹波守に申けるは政宗今朝松川の陣を破て味方の勢追て福島の城下に迄推來ると云いざ逢隈川を渡りきそひて人數を追ひ散し政宗が跡より切かゝらんとて六千餘人の兵を率し簗川の城を推し出し大炊介人數を二手に分けて懸りければ政宗方柴田小平治中目大學石川彌兵衞五千餘騎にて逢隈川の向ひに扣へたり此川は出羽奥州第一の大河なり然れども大炊介は渡り口を知りければ車野丹波守が二千餘騎を中備として正面より本瀨へ向はせけり須田は川上へ推し廻しけるを政宗方是を見て二手に分れて川の上下へ廻らんとして政宗の備ひ亂れ旗色もめて見へけるを須田遙に見て兩方の瀨より打出でて渡しつゝ左右より切かゝりしかば政宗方咄と敗軍し我先にと迯たりける大炊介勝に乘て追ひ懸け首三百餘を討取りすぐに政宗の本陣小屋小山の陣屋を押入燒拂ひ夫より政宗の跡を追て後陣へ切てかゝり散散に切崩し政宗の後陣倔強の兵四百十三人小荷駄兵糧玉薬を奪ひ剩へ伊達家の陣幕九曜星の紋の幕並に家什物紺地の絹に黄糸にて法華經二十八品縫ふたる看經の幕をば須田大炊介が組曾田宇平治中村仙右衞門奪取る此旨福島の城へ注進す大炊介が手柄申も中中疎なり政宗後陣の軍勢共須田に追崩され政宗出陣先福島近處の陣所へ迯來りしが政宗大に仰天し驚き騒く所へ本庄繁長は旗を進めて懸りければ甘糟備後守鐵上野介福島より推出し立狹て攻かゝる政宗は後陣の敗軍を聞き色めく處を繁長陣中よりも面もふらず切て懸り二百餘人討取りしかば政宗も計略叶はずして本道を除く事なりがたく人數を引上け信夫山へ取除ければ本庄繁長甘糟備後守鐵上野介等も追懸て信夫山に對陣し夜明ば切かゝらんと支度せり時に政宗上杉勢に敵し難く取物も取あいず總人數をば本道を引取らせ我が身は僅二十騎計りにて本道はよけ飯坂の佐藤庄司が屋敷跡へかゝり摺神川を越へ茂庭山を通り湯の原へ出關を經て渡瀨より白石の城へ入りにける總軍は本道を行けるを本庄繁長父子杉原常陸介以下上杉勢勝に乘て追ひ討に打ける程に首七百餘

討取り瀬の上を追ひ通し桑折村に至て追ひ止けり信夫山より桑折まで三里餘の間政宗の人馬死骸旗指物鑓長刀にて足の踏所なかりけり此度政宗方を討取る首數千二百九十餘討取りけると云

同定勝、同綱勝代　充長男

一同　城代　本庄出羽重長（實は繁長六男）

元和九亥年より承應三年十月當城にて卒す

同　綱勝代　重長男

一同　城代　本庄出羽政長

承應三午年より寛文四辰年七月羽州置賜郡米澤へ移り後同郡鮎貝に住す

舊幕府

一福島代官　伊奈半十郎

寛文四辰年八月より同六年迄

同　半十郎男

一同　代官　伊奈半左衛門

寛文六年より同十年迄

同

一同　代官　國領半兵衛

寛文十戌年六月より延寶七未年迄

一福島城主　本多中務太輔政長（內大臣藤原鎌足大連公後胤本多平八郎助時八代本多内記政勝男）

實本多甲斐守政朝男

延寶七未年八月和州郡山より當城へ移る天和二戌年播州姫路へ所替

舊幕府

一福島代官　柘植傳兵衛

天和二戌年より貞享三寅年迄

一福島城主　堀田下總守正仲（武內大臣末葉尾張守之高後胤堀田筑前守紀正俊男）

貞享三寅年七月羽州山形より當城へ移る元祿六酉年迄

一同　城主　堀田伊豆守正虎（實筑前守正俊二男正仲弟）

元祿六酉年より同十三辰年福島より又羽州山形へ所替

舊幕府

一福島代官　竹村惣左衛門

元祿十三辰年十月より同十五辰年迄

同

一同　代官　池田新兵衛

元祿十五午年より同十六未年春迄

陸奥守源義家五代孫足利宮内少輔泰氏男板倉五郎義顯後胤板倉伊賀守勝重次男内膳正重昌三代石見守重種男

一福島城主　板倉甲斐守重寛

元祿十六未年春信州坂本より所替にて當城へ移る享保二酉年迄

重寛男

一同　城主　板倉出雲守重泰

享保二酉年より同三戌年迄

重泰男

一同　城主　板倉甲斐守勝里　實高木主水正正陳次男

享保三戌年より寛保三亥年迄勝里男

一同　城主　板倉内膳正勝承

寛保三亥年明和二酉年迄

勝承男

一同　城主　板倉兵庫勝任　實勝承弟

明和二酉年より同三戌年迄

勝任男

一同　城主　板倉備中守勝行　實板倉周防守勝澄四男

明和三戌年より安永二巳年迄

勝行男

一同　城主　板倉河内守勝矩　實板倉佐渡守勝清五男

安永二巳年より同四未年迄

勝矩男

一同　城主　板倉内膳正勝長

安永五申年より文化十二亥年迄

勝長男

一同　城主　板倉甲斐守勝俊

文化十二亥年より天保五午年迄

勝俊男

一同　城主　板倉内膳正勝顯

天保五午年より慶應二寅年迄

勝顯男

一同　城主　板倉甲斐守勝尚

慶應二寅年より明治二巳年春三州重原へ所替

天平年中當信夫郡杉の妻の庄へ大佛安置す然るに何れの頃にか大佛を廓内にして城を築く故に大佛城と名附く今城内に古碑の殘りあるを見れば正に福島城は元大佛の伽藍ありし地所なるべし然れども大佛の

由來緣記等書藏せざれば大佛城と名附し所以解し難からんが爰に其大概を記す

大佛緣記に寄て記す

夫杉妻山杉妻大佛は天平年中　聖武天皇（人皇四十五代なり）の勅命に依て行基僧正日本六十餘州巡遊の時諸國に於て梵字を建つ彼の遺跡の一つなりと云（大佛は大日如來にして行基の直刀大悲毘盧遮那佛なり蓋し行基僧正は天平勝寶元年に勅して大菩薩の號を賜ふと云）此地に大佛安置以來風土開け年を追て繁昌す故に他の人々此地を呼て大佛の里と名附し事年久し大佛は杉の妻の鎭守として昔は七寶莊嚴なりき城廓は正に其靈趾なり中頃慶長五年の合戰の後殿閣破れ佛像すたれぬ城主歎き給ひて大佛腹籠りの大日（立像丈ヶ二尺二寸なり）慶長十三戊申年中到岸寺一可和尚へ附屬し給と云とも機緣時到らず百有餘年蔓艸佛壇を埋むと云其後寶永年中洛陽より大日の大佛造立して京保四亥年御山荒井村の內愛宕山の地をはかり大佛の佛殿建立し故に其來歷緣起の大むねを記す

抑人皇七十六代　近衞院の御宇宮裏に妖きあり公卿相議して終に耆にたゞす陰陽のかみ阿部某是を占てまうして申さく杉精なり陸奥信夫の郡小室の鄉にあるべし依て安井源太重宗をして是を問はしむ重宗勅をうけてここに下向す杉あり舊き事其いく千歲と云事をしらず靑影日をかすめ數郡に蔽ふ即ち諸司に命じて是をきらしむ終日切る所夜は即ち合す重宗課役につのり鐵鋸を加るに夜を以て日に次ぐ王事もろき事なくして遂に斷つ事を得たりをもいらく常材にあらざれば佛に寄附してよろしく橋となすべし匠をあつめてはかる然るに此杉ひけどもゆかず押せども動かず衆工手をつかねて大に恐怖す重宗術つきて是を奏す阿部の某再び占て曰く樹靈通婦の恩愛年久し今や別れを惜しむ重宗鄉里に觸訪するに寡婦あり懼然として歎じて曰く一夫夜々來て爰に年あり且二人の子を設くかなしひかな久しく來らず妾未だ其杉なる事をしらず之れに命ずるに前事を以てす婦これをひかんとして樹に依てしばらくさゝやく而して後輕き事自ら行くかとうたがふ此杉を以て佛橋となすに速に成すさゝやきの橋是なり婦一首の和歌をとゝむ

杉の目化女

さゝやいて挽てかけたる橋なれは
あらさで渡れ信夫うき人

里民二つ子の人にあらざる事をうたがつて之を埋む

今二子塚是なり然しより此かた大佛郷を杉妻大佛の郷と申すとかや誠なるかな愛着の道みなもと遠く其根ふかし非情なりといへども若しくは是あらんか況んや情なきにあらずつゝしむべし恐るべしと云

一もとは荒町内にて今東裏三丁目さゝやき橋北の方廓内屋敷は世俗に代官屋敷と云て板倉家時代以前より代官役の者住居して役屋敷なり此西の方裏合い屋敷は日陰町と字して有り此近傍は大樹しげりて日陰なりしが今伐木と成て日陰町の字なし昔金剛山遍照寺弘法大師の遺跡也の舊地なり然るに慶長寛永頃に沙門あり快翁と云俗性上杉の臣平林氏の產にて時の郡司平林藏人の仲子なり慶長年中遍照寺此遍照寺數百年歷の間に往々無住となつて寺も破壞して寺跡のみ取立東奧信夫郡眞言宗本寺檜林羽黒山眞淨院と改め再建有て元荒町西裏今西裏一丁目也へ引寺となる此眞淨院舊地代官屋敷土中に埋もれ有し古碑二つ百五十年前頃に畑中より堀出たり左に記す

一古碑立三尺五寸横幅一尺四寸厚さ五寸五分上に金剛界大日の梵字あり其下に小ふりに切て延曆二年二月二十一日とある此年代數ふれば當明治九年迄千九十五年になる

一同立三尺五寸横幅一尺四寸厚さ上は四寸五分下は八寸の碑の表上に阿閦如來の梵字あり年號なき故に其時代知れずと雖ども何百年前の古碑なるや梵字も磨滅してかすかに見へるなり此兩碑眞淨院へ引取表門内南の方に立置なり

一天平年中當地へ杉妻大佛造營大日如來なりありし時の坊中四五ヶ寺有し由なれども唱ひのみ有て其寺跡舊地詳かならず然れども其内眞淨院元遍照寺と云若や大佛殿草創在し時の坊中なるや曆數古くして其證知れずと云ども遍照寺の舊地より延曆二年の古碑出たるを見れば也若し遍照寺は其場所と云古寺と云往古大佛堂城内にありし時の坊中の內かと思はる後人の考をまつ

一寶曆年中舊領主板倉家臺所より戌亥の方に少し隔て土藏普請ありしが土中より古碑出たり到岸寺は大佛の緣ありし寺なるに依て領主より同寺へ與へられしと也此碑左に記す

一古碑立二尺四寸横幅一尺厚さ五寸五分也上に金剛院大日の梵字あり此碑の裏に到岸寺十世良接和尚の彫付あれども處々文字磨滅して見へざる所もあり其銘左の如し

此石碑也寶曆三□春御城内御勝手土藏御普請之砌大杉之近所被堀出□也□於往古大佛殿堂有之□傳來□所今得此□大佛堂舊跡無疑慮者也故從官府□

置者也

寶暦三癸□七月日　到岸寺十世良　接　代

此古碑今信夫山の麓御山荒井村大佛堂内にあり

一古石碑立四尺一寸横幅壹尺六寸厚サ右壹尺に左は一尺四寸なり

此碑のある場所は城中本丸築地堀構の内にてありしが舊冬以來新道普請の爲に堀構の土手をくづす然るに其下より文永十年と見へる古碑出たり上には阿彌陀の梵字あり其左右に文字あり其内石磨滅して見へざる處もあり昔此近邊皆以大佛安置の靈場也委細は本文にあり亦寶暦三年の春に堀出たる古碑も此邊より出たる供養の石碑なり向年又々六七百年乃至千年前後の古碑も土中より出るも知るべからず若し出し事もあらば年代古くして珍らしき古碑と云べし故に石垣石等に割ずして何れにか建置きたきものなり

一大化以來の年號の内引格少くして永と云文字下にある年號は天永元永文永大永也天永は三年にて終る元永は二年にて終る文永は十一年つゞく大永は七年にて終る然らは文字微かなれども文永十年なるべし此十年より當明治十五年迄に年代六百八年になる明治十五午年三月前文の通り追加す

一當城本丸東の方元稻荷の社あり此近傍に古碑あり數百年土中に倒れ埋もれありしが安政二卯年中此石用ゆべきこと有て壺井某と云者堀出し裏をかへし見れば上に胎藏界大日の梵字あり故に用ゆる事止みぬ此碑左に記

右碑立六尺横幅三尺上下少しすぼみある故に幅二尺三寸の處もあり厚さ壹尺五寸より壹尺二三寸の處もあり

此古石牌は明治十四巳年中醫學校普請に付右土臺石等に切りわりし由なり大石故に割し成るべし大石故に猶以いたみ入なり

明治十五年三月　亥巳年大碑打わり失し故其次第を追加し置なり

一當城本丸通路の東門と唱ゆる門構ひありしが南の方大隈川端に先年より數間のあいだ石垣也此の石の内に梵字ありし石數々交りありし由なれども洪水毎に此石垣追々崩れ水中に沒す其内の古碑壹つ自然と水に押れころぎ來り渡利船場北方の水際に永く夫成に成てあり此碑いき石にして丸く長みありて上に梵字

あり年號あるなし知れず人々船に乘る時此石に片足かけて乘し石なり明治六年頃の洪水の爲に又々水に押れて水中にころげ入り今はなし

元板倉家殿中裏通堀端に大石の古碑こけむしてあるなり上に梵字の外は年號のあるなし

庭を築きありし處近年に至り此庭取拂となる其砌り石數の內より梵字ある古碑出たり同所裏道の傍らに片付あり

此兩碑謂の爲に其場所尋るに見へず其次第を聞くに何者か城內の大石の分取集め市中へ持出し賣し由也明治三年年八月中同所門構ひ並土臺石等取拂に付元荒町眞淨院引受寺中へ引取りしが此數石の內より古碑出たり左に記す

一古碑立は二尺五六寸もありし碑と見へる樣子なれども中程より折れ幅もかけてあり下は有れども上は無し依て梵字の有處も缺てなし故に時代は知れずと云とも城內より出し碑なれば何れ昔大佛堂城內にありし時の古碑なるべし今眞淨院表門南の方に建てあり

一板倉家本城筋金門外にて南の方は元蓮堀なり此堀へ西より流れ入る小堀の石橋二枚あり此間西の方の石橋一枚は釋迦の梵字あり左に記す

古碑立四尺四寸橫幅一尺九寸厚サ五寸也此石橋今夫成に掛てあるなり

此古牌の石橋は明治十一十二年中醫學校普請に付石垣石又は土臺石等所々より取集の節より見へず何れに成りしや知る人なし定めて石垣石か土臺石かなりしならん(明治十五年三月)

釋迦の梵字ある石碑橋に架り在りしを失ひし次第を追加す

一元大手門東の方石垣の內に大いなる石にて橫に積てあるなり上に金剛界大日の梵字あり左に記す

明治十一寅年の夏中より同十二卯年中迄病院普請に付元當城表門の左右の石垣取拂になる（表門は明治十丑年三月中入札拂になつて買人方にて取くづす）其刻み普請方人歩の手にて此石碑既に石垣石に切り割りに成るべき所愚老より兼て福島城相傳の調方縣廳より御賴に付調成つて明治九年に廳へ差出し置し故を以て大佛堂昔城中に安置ありし次第且は古碑の無事片付方を某掛中へ申立の處早速評議の上二月中廳より命令あつて大佛ゆかりある到岸寺へ下げ賜ふ仍而石垣石に割らるゝ事をまぬかれたり此碑大石にして寺迄運人足十六人持也

明治十二卯年三月　金剛界大日の大碑其始末方の次第を追加し置也

一古碑立五尺五寸横幅二尺九寸此幅下に成て有る處丸み有て石垣になぢみ惡きが故に壹二寸も切りし樣に見へる亦上下幅すぼみある故に上は二尺六寸位下は二尺四寸位なり厚サ石垣の內故に知れず

此碑は今夫成りに石垣と成て有る也

如此今城中亦は廓內に有りし處の供養の古碑を舉るは千有餘年の昔より大日如來の大佛城內に安置ある故に大佛城と云ふ也其證とも成るべしと記載する處なり扨時として廓內より古碑の出たるを見れば後年迚も埋もれある古碑の又々出るものにや

一往古大隈川は南方より流れ來り渡利村椿舘の麓へ廻り寅卯の方に向ひ七所の宮の南方流れて（今は七所の宮の北方流れて渡利船場となる也）同村佛眼寺（此寺造營以前昔の時代を云）近傍より北に向て流るゝと云

一須葛田川（スガタ川とも云けるが後年略語して須川と云此川吾妻源水よりして須川の名あり今洲川と書くはあやまりなり須川とかくべし）は元柳町東裏寶林寺（此寺造營以前昔の時代の場所をさしていふ）境內ぎは西南の間地窪を流れ北に廻ぐりて大佛伽藍（大佛城也）の前流れて東山近く至り大隈川と合流するなり（昔し大佛の安置の靈場は中頃板倉家領地の砌り本丸にて殿中なりしが今は縣廳となる）

其後元板倉家にて櫻の馬場と唱ひし場所並其近邊一圓に普請あつて明治十三辰年十月十日是に廳を移さる舊縣廳は明家となつて番人を附らる然るに同十四年二月廿六日午後三時頃東の方より火出で舊廳殘らず燒失なり

明治十四年二月右之次第を追加し置なり

一大佛殿前に橋あり密語橋と云（サヽヤキ橋は古語の說に從木の村小針の大杉にて掛けしなれば大橋なるべしといふ）

一袖ノ渡り（袖ノ渡りは大隈川未だ城下にて須川と合流成らざる先の須川の船渡なるべし密語橋は其袖の渡し場へ掛く樹なりといふ）

古歌に

東路の袖の渡りに渡さばやさゝやきの橋しのび〳〵に

一今より五百年前頃稀なる洪水（五百年前の大洪水ありしと云共其の年號詳ならず）にて大隈川椿舘の麓流れずして南方より北に向て須川へ押切一流となる此水先强くして密語橋押し流し其舊地を失ふと云其後大隈川追々洪水あつて其爲城地欠け崩れ大隈川中央迄は昔の大佛城の地所なるべしと云

一當城東丸南の方に先年より樅の大樹あり昔は城の中央なりと云傳へしが大隈川洪水每に連々と城地崩れ既に三十年前頃水損にて地所欠け落ち此樅大隈川に

倒れ失せぬ

一大隈川昔椿舘の麓流れし時代に信夫の渡しありと云又一説には腰濱村昔腰濱宿にして往來なりし時代を云内に昔より三本木渡と云て大隈川の渡し場あり是信夫の渡りと云然らば何れを是とせん渡の考をまつのみ

浅茅原あれたる宿は昔見し人を信夫の渡りなりけり　能因法師

一前に擧る如く大隈川は椿舘の麓流れ須川は大佛城の南岸流れ其中間に往來の道ありしと云是郷野目村より腰濱宿への往來の道なりしが大洪水の爲に大隈川須川へ押し切りし後は此往來の道絶ると云椿舘の麓に昔し大隈川流れし川路地窪となつて今にあり

一郷野目村より渡利村にかゝり腰濱宿への往來の道絶し後は郷野目村より當時の須川橋邊より元柳町東裏川岸通り町もなく人家稀なる昔の時代をおして云にて今の密語橋昔の密語橋は城内の佛堂前を流れし須川の橋なり往昔大洪水の爲に押流し其後同所に橋なし然るに後年に至り茲に小橋を掛て昔に唱た取てさゝやき橋と名付けしものかより當村の城の北方杉並通り昔杉並などなき時代をさして云也近傍より東に向て長樂寺此寺造營以前の昔の時代をさして云邊より寶積寺此寺造營以前の時代をさして云境内に赤坂と唱ひし小坂あり此邊より腰濱宿へ通りし由なり其後に至り天正年中頃より福島町は追々に家作も多くなり市中も自然に賑ひ奥羽の往來道となりしと云

一到岸寺字は一可諱は良憲の草創也傳ひ聞く生國陸奥の國楢葉郡岩城なり俗姓猪狩氏と云同郡知機山成德寺にて剃髪す其後一可和尚求法勸化の爲に天正六戊寅年より慶長の初め兩度當國杉の妻へ下來す然るに大衆跡を慕ひ尋來る是に於て其時の奉行者柳藤左衛門片桐安藝上杉の臣なり其由を尋問すれば衆僧答て曰く上人の知道兼備の學匠故に求法の爲に跡を慕ひ來と云兩人聞て智者是れ國の寶なりとて尊敬す幸ひ城内杉の妻大佛と號する行基菩薩の刻作にて靈驗崇とき大日如來の堂あり先此内に移し弘法勸化せしむ然る所慶長五年仙臺伊達政宗兵を起し當所に責來る上杉景勝の領地たるに依て數多の武士爰に加勢す此時城内迫迮故に大佛の惣體打破れ堂は衰廢す時に一可和尚は戰爭と成ては青葉山口と云處に移り居住せしむ無程一戰も靜り慶長十三申年中城の邊に紙ぐらと唱る地へ一宇建立し究竟山一乘院到岸寺と號し大日如來安置す其後奉行安井五郎右衛門上杉臣なり歸依檀那にし

て元和二辰年寺再建立願主なり（今當所十丁目到岸寺なり）然りといへども本尊は宗門の阿彌陀如來にあらざる故本尊の無き事を愁へしが其後慈覺大師直刀三尊阿彌陀如來其機縁在て本堂に安置す故に行基菩薩の直刀腹籠の大日如來は到岸寺境內へ寶庫を建て是に移し秘佛とす（洛陽造立の大佛は享保年中御山の麓に建立なり）

明治十四巳年四月廿五日當市壹丁目に寄留にて二階堂某（鳥渡村の者なり）より出火の所折節南風大に烈しく忽ち北をさして燒來り拾丁目到岸寺も此時類燒なり然るに同寺境內に大日如來の尊像安置の寶庫へ火入て大日尊も寶庫と共に燒失にて殘念なり再び得難き千百餘年の秘佛の尊像此度の回祿にかゝり燒けうせ玉ふは勿體なし時節とは申ながら實に歎息の至りなるべし

明治十四巳年五月　大日尊の燒失の次第を追加し置なり

一往昔より城內安全の大日如來は前にも擧るが如く慶長十三年時の領主より到岸寺く可和倘へ授與と成る依て城內に大日安置なし伽藍は破ぎやくとなる然しより此かた大佛城の唱ひなくして福島城と唱へしなり

寶暦の始め當市中に日下兼延編める所の風土雜記に福城相傳あり亦天保十二年中當郡鎌田村志田正德の編める信達一統志に同じく相傳あり是を閲するに粗數人記すと云とも其傳說前後違漏あつて委細せず今愚老若干の傳を探し以て城主城代の小說を擧け因みに廓內安全の大日如來（大佛なり）の由來を載て見るに便りすと云々とあり爾り

明治九年子四月日　福島　金澤椿山誌

福島城相傳　終

源忠公御常行記

源忠公御常行記

板倉内膳正重矩若年より起臥にも武道に懈らず文事を忘れず軍法は更なり弓馬劍術居合彌和羅組討等其外鐵砲水練書法詩歌の道にもたづさわり弓は家來水上十左衞門に學び後又水府黄門の臣小篠意閑座父子に學劍術は眞影流（戸田流ともいふ）を山崎次郎兵衞に學び鎗は寶藏院を浪人林半平に學寸鎗は木下淡路守に學び文事は山田道達に學又松平新太郎光政の儒臣熊澤治郎八に學び馬は紀州の臣松野宗太郎及松平阿波守の臣上田吉之丞又兒周防守所師原大藏に大坪流を學軍馬は松平外齋に學軍術并小笠原の諸禮を板坂桃庵に學又軍法を山鹿甚五右衞門及山田道悅に學鐵砲は家來相田七郎右衞門に學書法を久保吉右衞門に尋水練は稻葉伊勢守に學大抵如此餘は是を畧す又好まざるは酒、煙草、盤上、三絃、尺八、能、囃子、の類嫌ひ家中の者にも是を制禁し只弓馬などの諸藝油斷なく勵むべきよふに申付る

重矩平生夜戌亥の刻に寢所に入朝は寅の下刻に起夫より浴し畢て髪を結ひ此うち兒小姓等に毎朝經書又は七書の類をよませ或は盛すい記平家物語東鑑太平記甲陽軍鑑太閤記三河記等を讀せて朝夕是を聞少しも所作なき物をばしかりて能さとしけり經書を好ものには經書又無學なる者には假名物を讀せて常々是を聞けり重矩平生四書五經近思錄等の書をよみ又登城の朝は大學孝經を頂戴し其上にて是を讀けり常々假令にも疊の上に置くにも扇子をひらきのせ置けり

父内膳正重昌の家督仰付られし砌一橋御門外の屋敷に住居の折から思惟なせしは人皆時所位あり今我小身にして爰に居るべき時にあらず迚一橋の屋敷を差上深川の下屋敷に移り閑居の折には時々經書を講習せり或とき官醫野間三竹來りしに重矩曰此所は只菜園の瓜茄子を食のみ聊富貴榮耀の求めなし此所にて題額あらんや三竹答へて曰朱子の小學に咬得菜根則百事可做とあり言は人若し飲食衣服の欲をはなれ義を專らにするときは知しき日々に發し家に有ても恥る事なく國にありても憚る事なし貧けれども常に豐によく疏食を安くして勤學則百事なるべしと也

重矩心に應じ其居に額をかけて咬菜軒と名づくまた

もとめなき心も事もおのづから任せて過す身こそ安けれ

と自詠せりある時重矩かたりけるはむかし北條泰時天下の政に預りしとき諸國飢饉せしに民の疲勞をかなしみ諸大名の捧げ物を輕くし課役を省き貢税を薄くし身に花美をなさずはげたる烏帽子を三年まで着したりある時扇子に

欲ふかき淵にのぞめば底もなしあさき瀬川の渡りやすさよ

と一首の歌を書付て吟じ玉ひしに近習の人々書寫し其心を察し爰かしこにて諷しければ大小名泰時のけんをうやまひ恥恐れて奢をやめたがひに禮讓を專らとし民を憐みけるゆへに國家も豐なりしとなん又重矩も此歌心に叶ひしや常々吟じたりし又或時重矩家語を讀み

芝蘭生於深林不以無人而不芳君子修道立
徳不爲窮困而改節爲之者人也生死者命也

といふ語を深く感じ

見る人のなきもいとわで深山邊にこころのまゝに咲るあらゝき

また孟子を讀て士窮不失義達不離道と云心を

まつしきもとみも求めすいとわれは義も失はす道もはなれす

と自詠せり假そめの口すさみにも清淨寡欲の事がちにして人を惠むを以て心とす有時人高野山に日牌を立て然るべくなど言けるに供養は何も同じ辻捨子を拾ひて人に遣はし養はしむ又三州にて鷹野に出けるに老婦の饑つかれて道にありしを見て故をとはしむ老婦答て曰夫にははなれかつ二人の子を失ひ無緣の身と成れり一日だに養ふものもなくと云ければ重矩不便に思ひ臺所にて扶助せしめ其身を終らしめけり重矩住居の次の間に卓廿脚斗り置て兒小姓に手習をなさしめけりまた時々課書を申付し又箱の上にすかしをなして錠をおろし無用の書札を入置月末に至りて取出し近習の者にあたへ一ぺんづゝかゝせ夫を表の小坊主共にとらせ手習致させ扨反古を的の下張に用ひさせけりまた兒小姓並掃除坊主などに素本の孝經を與へよませけり寛永十五戊寅の正月元日父内膳正重昌自筆を援て

去年の元日は江城にして烏帽子の緒をしめ今日は島原におひて冑の緒をしめ早打立候何事も替り行世の習ひ今更に候

あら玉の年にまかせて咲花の名のみ殘らは先かけとしれ

正月元日　　板倉内膳正重昌

と殘して陣屋の柱におして殘し置る事有しとて重矩閑居の折ふしに側近き者どもにかたりて涕泣のさませつなりしが年へし後とてもかわる事なかりしとぞ重矩屋

舗の内に祠堂を建二季の祭りをなし供物を供へ神酒を灑て拜禮し一門且近親のもの寄合配膳の助をなしける屋敷類燒有し後は小座敷にて此事あり必寅の上刻に執行す此砌は家老用人共年ながをなせしとぞ重矩一年のうちには二三度づゝ家中の士徒迄も呼出し勤方諸事懇に言葉をかけ候上にて我公儀の事大切に相勤め一分不行跡無之樣に心懸るなり然れども心の儘の行跡または我ためあしき事是あれば何事によらず見及び聞及ぶにおひては誰にても密に知らすべし左あらば速にあらたむべし又汝等惡き行跡あらば內證にて異見を加ふべし其上とも用ひずして惡事あらば宜しく仕置に申付べし少しも依怙なる事は無之兼て申付る條目いよ〳〵相守るべしと申聞けり又一年の內一兩度宛料理をあたえその間には四季に應じ瓜柿蜜柑の類を外樣の者までも手づからあたへける又家中の者の出會或は婚姻のせつ一汁三菜酒三獻に過べからず佛事喪禮も分限相應に輕く執行すべしと兼て申付けり又毎年夏に至り一度宛日付を以家中の武具を改めさせり扨又士樣のものは勿論老親或は妻子など煩ふ事あれば折々是を尋役柄又は筋目により使を以て是を尋ねまたは同役のものなどに委しく尋る事ありし扨誰に寄らず奇効の妙藥覺えたる者あれば曲に尋て調合を申付丹藥丸藥を貯へて小夫賤隷に施して病難をすくひ藥鍋等までも手當をなして取せけり又領分の內に於ては鰥寡孤獨の者を憐よく儉約を守り農業偸らざる樣に申渡し貧窮のものを吟味致しては糧米をあたへまた在所へ醫師を差遣し貧富のものをわかたず療治念をいるべき旨申聞たり

重矩島原歸陣の後從臣等が戰功を賞し役替或祿米を加増す其中赤羽源兵衞其功にほこり主を蔑にし侍輩を侮り其罪重疊せりゆへにゆるしがたく思ひ正保丁亥の年印具佐太夫荒井善右衞門の二人に申付て是を討しむ兩人用意のため宅へ歸る此折節重矩饗應役の池田新兵衞川村小兵衞を呼けるに小兵衞は詰合さず新兵衞に命じて赤羽が罪ゆるしがたきにより印具荒井に討つべき旨申付たり若きものはかかる事は見遁べき事なりと言新節新兵衞思ひけるは兩人討もらして爰に來り遁べき處にあらずと言葉を懸て拔討にす源兵衞心得たりとそりたる刀を打拔合せ池田の小鬢を切りしに刀の平にて打ければ薄手なりし程に池田踏込て只一討に切殺す赤羽

日頃は用心して着込を着しけるに運の極にや着ざりけるとて新兵衛赤羽を討たるよしを重矩に達しければ感賞斜ならず此時御用人役中根半兵衛早速かの場へ馳行ける處に赤羽に留めあらず依半兵衛留とめをさすとなりかかる處に印具荒井馳來り此樣子を見て大に驚きいきどほり其趣を重矩に達せしに兩人をなだめ彼は見物に出しぬ然るに汝らうちもらせしと心得て討たり此義我爲に堪忍せよ意趣を含む事なかれと申聞せしかば畏服して事なかりき此節川村小兵衛歸宅して此手に逢ざる事を悔池田川村諸事同樣に召仕玉ひながら我に知らせ玉はざる事を憤り意趣を書置屋敷を立退上野黑門前に姓名を記し居たり重矩いかりて他家の奉公を嚴しく構ひしが其志ある事を感たり三州大崎の主中島與五郎よりかれの合力金と稱し拾兩宛十二年の間扶助しけり十三年めに至りて板倉重直より取持を以歸參をゆるせり後平沼右衛門吉成といふ

寛永十九壬午年重矩承臺命駿府御加番を相勤此節叔父板倉忠重が十七の年忌にあたれり今年夏に至り天下饑饉し餓死のもの溝壑に轉ず重矩曰千部萬部の供養をなさずとも追福の志に餓死のものを救ふにしかじとて旅行の手當をなし一汁一菜と定めたり然るに家僕等此設をなさんに今在番中の事なれば器皿もととのひがたし故を以米三合に菜汁の料として錢貳拾四銅を以旅行す餓死たるもの是を得て家に歸り老たる父母にあるひは幼子に分ちあたへ或は右の汁菜の價を以渡世の便としあるひは江戸下り奉公に出るものも有けり此事を見聞して施行なす人多く出來餓死をまぬがるゝもの多かりしとなり重矩此折から家來に問言我領地の民の飢饉こそ心元なき事なれ家來の者飛脚を以其よしを可尋とは答ふ重矩曰今天下周く飢饉のよし風聞せりかかる事には少しも遲滯すべからず是郡主國主の憂なり急ぎ國に下り餓死に及ぶ者を救ふべしと家來に申含め仍て急に三州中島におもむき見分するに今四五日を過なば悉く餓死に及んとす此ゆへに先村々の名主等を呼集め細々と言聞せ餓死に及ばんものは老若男女にかぎらず奉公に出すべし迚悉く帳面に記し奉公人と定め先扶持方として雜穀を分ちあとふ爰を以饑餓の者悉く蘇生し乞丐に及ぶものなし其後又五穀の種を求めてあたへけり去程に麥粒など漸くみのり百姓等大に力を得て悅事かぎりなし猶飢をまぬがれがたく或は子ども多きものは强

弱飢渡の構なく足輕中間とし扶助して其程に召仕ければ家中以下百姓に至るまで悦服なせしとぞ重矩廿六の年なり又三州中島へ下りける事有りしに折々纔の供を連遠乘りまたは殺生など記し鐵砲など持せ領中險難の地又は民の困窮勞苦をも自試みられり或時戸田主膳忠昌（因幡守忠能の子也後山城守と云）同國田原に居られけるが中島より程近き所なれば重矩を招き饗應の餘り遊獵有りしに折節重矩の側へ鹿一疋はせ來り重矩拔打に兩斷となしぬ諸人驚てその早業を感ぜり後に重矩言けるはかかる事重ねてなすべき事にあらず若鹿をきり得ざる時は大場にて拔たる刀治るに手持あしからん若き者ともかならずよしと思ふべからずといひき石谷將監貞清重矩と交情厚かりし有時來りて四方山の物語の序に貞清申けるは其元百姓に深く慈惠を施し玉ふは如何なる事にて候哉事の難に臨では侍こそ主の用にも立べき儀なり然れば家中の士どもこそ慈を施し給べき事なりひそかに諌めたりしに重矩答て尤の儀なり乍去百姓を憐むは家中の者共をよく惠んためなり其故は足輕以下中間又もの皆領分の百姓にては是なくやほのかに老人の物語りを聞傳へ侍るに亂世遠國在陣など是あらん時かの人夫日頃哀憐なければ其恨深きまま迯はしり諸侍武具を取られなどして皆身獨に成よし承りぬ百姓等日頃恨みあれば落目に及では士共の妻子をはぎ取り申事古より皆然り然れば泰平の御代に百姓共を惠み士民常に情あらば自然亂世に及んとき諸士の妻子を百姓ともに預る事も是あらんかかる時日頃の恩をわすれて士どもの妻子を剝取事あるべからず士と百姓と親みあらば亂世に民も山林に隱る事あらんに諸士の妻子も百姓等とともに隱れ居共犯され奪わるるの憂なかるべしなど細々と言ければ將監も甚其理を感ぜりかつて明曆三年丁酉の正月十八日十九日江戸大火にて御城を初邸第民屋悉く燒亡し火災に死するもの幾箇を知らず是只事に非じと萬民心安からず上下疑をいたし此時重矩領地下總の百姓等此大へんを望みて是兵亂成べし地頭の御恩今こそ報じ申べきなり迚惣百姓一日の内に米百五十石を集め兵糧の爲とて船にて江戸へ積來り又三河の百姓等は此變を聞て重矩方役人共より未下知させざるに一日の内に金三百兩を集め軍用の爲とて代官迄持來り其後世上靜になり諸人安堵の心出來し折から又小屋がけの爲迚索をなひて持來れり翌年萬治元年と改る此年湯島天神下におひ

て屋舗拝領す三千九百九拾坪也

重矩領内過分に竿違ひ石代高き所をば盡く吟味をなし高を引て是を與ふ如何となれば往昔檢地の時奉行賄に耽り或は依怙を以取計ひ百姓等子孫迄苦しむ事尤不便なりとて赦しあたへけり又竿のひたるも有べし又本高減ずと言て延竿有らば惣高の内少し免を上へしといへりその故に平にして隱田是なし重矩言けるは未進の事たとへば年内皆濟すべきは大法なり去ながら大人も小人も故あれば借金する事人世の常なりかかる儀百姓等にも有べき事なり年内皆濟あらば利金をかり質物を置ても皆濟すべし然れども如此ならば以來迚も貧苦を避るべからずかよふの者は今少しの不足あらば先未進とし來春までに手柄次第上納さすべしいかんとなれば貧しき者今少しに皆濟仕兼年越も心易は越られまじ既に春にも至りなば外のかせぎをなし女は糸をとり男は日雇等をもかせぎいつとなく未進はすますべし迚其懸りの役人に其よしを申付しかば領内の者却て未進するもの稀なりき又百姓長病をうれい成人して世帶をなさゞるもの或は老衰に及べるもの又牛馬を多く失ふもの火災に逢る者は免をゆるしあたへ或は所により與ふる事もあり凶年饑歳の事常々慮り郡代代官に常々心得を申渡置り祖父板倉伊賀守勝重三州所領の節言しは既に此地に於て年貢止納す然るに茶の上まへ紅花竹木菓物をとれば二重になりぬ地頭の非義也迚赦免す重矩もその跡をおふて聊非義の課役を申付ず重矩所領三州の内境内山あれて竹木稀なりき重矩言るは山林しげりぬれば俄水を出さず山林潤ふときは旱魃の患もなしとて時を以て荒山に松杉の類を植させたり數年のうちに山林しげり又領地の山林にある松杉に時を以て下枝を伐らせ家中の者にあたへて薪となさしむ又百姓等に申付て薪をきらしむるに其賃として薪をあたふ又是を運ぶものにもしかり人馬十度運ぶ時は遠近に依て一駄或は二駄宛是を與ふ又枝葉のそだ木を拂はしむるに百姓十餘人を集め一人づゝ呼出し枝葉一駄を幾錢に買求めたきやと尋るに百文にもとめ度しといひ或は十錢又は五十錢六十錢に求むべきといふもあり故に其中分をとりて七十二錢に定めかひ求め度ものあらばかふべきよしを申渡す木を伐て後船場へ出すには人足一人に粮米一升をあたふ又奉行代官等領内の民家に宿するには朝夕の旅籠賃侍は米二升足輕中間は一升五合

と定めあたふ膳部は香のもの共に二菜とさだめ申渡す重矩所領三州土呂の百姓己が屋敷地に於て金二枚を堀出せり是蛭金といふものなりかれ正直なる者にて其儘是を重矩に差出す重矩其正直を感て則是をかのものにあたふ又相州を領せし時しほみ村の百姓金子四兩をひろひて是を有まゝに重矩へうつとふ重矩きひて律義なる者なり迚則米一俵をあたへ金主知れなば是を返すべしと申付たり領分の百姓ども迄も律義正直を守れりとぞ是は執事職に成りての後也相州の領分陶陵郡の內梅澤のあたりは海邊にて土地高く水なくして古來より里民これを苦む重矩深く憫みいかんぞ水なからんや民力つたなき故なりとて則代官に申付て材木を集め江戸より井戸堀をつれ行かしめ井をほらしむるに果して清水滾々として涌出たり則井を二所ほらせてあたへたり里民及旅人に至るまで炎暑にも清水を呑事終になかりけるに今かかる事よと喜ぶ事かぎりなし人家の用は水火より急なるはなし迚其後又屋敷は言に及ず民家の水遠き所々には井をほらせたり又領地の材木を伐しむるに農の時を妨べからずとて百姓閑敷時は一人に付一日糧米三升を與ふべし隙なる時は二升を與ふべしと沙汰し役人に吟味さするに木のわたり一寸に付六厘と定めたりたとへば渡り一尺に錢六文と定めよく木を伐るものは鳥目百錢或は百二三十錢にあたれり手廻しおそき者迚も七八十錢にあたると扨又下總の領分は江戸へ近しといへども正月のもちむしろ門松或は蓬菖蒲又草藁等の小役を悉く許し遣はせり況や鈎役門役など言非分の課役祖父勝重の時より曾てなさざりし寛文五己正月重矩大阪御定番相勤たりし時同二日戌の中刻より天守雷火にて燒失せし砌江戸より以奉書上意を蒙り且酒井雅樂頭殿より直書到來せしに家來のものへ申聞けるは我等功勤方宜く相聞へ候義家來の面々精出し勤吳候ゆへ我等功もたち祝着せしむるとぞ申せし重矩常々挾箱の內へ鎗の替鞘（寸鎗は白檀十文字は栗色是は御老中役の節忍の折用意）鐺印早糊（小はんせんへい）硯料紙（硯へ海綿ないれ置）蠟燭熨斗等を入置り旅途には半弓二挺（長持のごとし皮籠に入）腰指の鐵砲二十挺（藥箱の如になして持す）持具足の外疊具足一領（風呂敷に包み）弩俵二（一五百入 一百入）箱提灯の外揚提灯竿を添外に竿を添外に籠松明待繩細引等是は川越の時用意なり川を渡る時川下に是を張人數の流れざるためなり（右の待繩細引の類は引馬の鞍に附るよふに爲す）また泥障の裏縦横に布を以さし袋になし馬の飼ものを入る旅宿の寢間には有明を置枕近く强盜提燈

鎖頭巾着込又風呂敷包小袋に軍馬道具火打道具松明相圖の笛遠眼鏡人馬息合の藥等を入差置また人數の者に腰札相印をなし半弓幷に荷印等を附またどらを持せたり若異變も是有ては本陣にて是を敲くべしと豫て是を下知す往還の旅人同宿に泊たる時の備とすまた本陣の臺所に不寢の足輕兩人宛相詰させたり是又非常の備也或時重矩家老其他重立たる役人を集めて申けるは其方共役向のときは主人たるものの手足なり其末は指なり其内にも大指中指小指とその品々有て天理皆備れり然れば何程の怪き者迚も輕んじむべき行成がたししかれ共惡事をなす者は科の輕重に隨ひ夫々に罪科行ふべし是偏に戒め教るの理なり善惡の理を辨へざるは誠に愚蒙の至りなりいかようの輕きものに至るまで支配改心を附善をあげ褒美すべし世上の盜人といふもの金銀衣服の類器財竹木等を取るもの斗を盜人と思ふは誤りなり是にかぎらず主人にも盜人あり下萬民善をなすに其德を擧ず鬭斗を行ふ是下の善を盜といふものなり此盜は上下親子兄弟朋友にもこれあり人の善事を見て不見體をなし聞て不聞體をなし可言していわざるなど本々一心のなすなり然ば頭だつもの是を能く辨へよきものをば主人へ訴へ擧忠勤の品に隨ひそれぞれに褒美を沙汰し誠の志を以て諸事を行ふ時はおのづから惡き者は更なり義を忘れ利慾深く立身のみを心懸る者は其願に任せ何方へも遣すべし名聞多きものは不實なる者なり既に松倉豐後守は武勇世に勝れたりと言ども忠義をわすれ名聞利欲の士と聞えたり分限に過ぎて城普請結構を盡し百姓をしぼり取金銀を貯へ武具分限より多く集め持つ故に領中困窮して怨をふくむといへども威勢さかんなるにおそれ異儀に及す或時十萬石の軍役を勤め異國攻べきよし願といへども叶ずして死せり其子長門守は父に替り武威きわめて弱く偏に蒙將たりし故百姓時を得て領地の男女悉く切支丹の邪教にかたむきて黨をなし島原有馬の古城に取籠る者三萬餘人城普請は豐後守存生の内に仕習ひたるゆへいかよふなる英士たりとも即時に攻落す事かたかるべし此故に暫城はたもちしなれども糧盡て落城せり如此の趣を考る時は文を知らずして武而已を勵むゆへ如此旨を以て古語に文を左にし武を右にすとたとへば文武は車の兩輪のごとし不偏不倚といふも此理なり此道理を知らずんば名聞利欲に落入べし吾是等の事を言といへども元來凡人たり口

にのみ言て身に行わざるは盜人なり誰によらずわが惡事あらん時はすみやかに告知らすべし是何寄の忠義なり又良藥口ににがく忠言耳にさからふとて我惡をいさむる時は忌きらふもの多し是大なるひがごとなり吾惡事を諫るは是第一の忠たりまた都て人には得たる事得ざる事有正直なるもの奸曲なるものあり隨分我心をみがき正敷する時は明鏡に萬物の寫が如し是非邪正よく見ゆるものなり吾不明なれば善惡邪正の理見へざる者なり主人家老其外重だちぬるもの第一に知るべき事なり一家の主たる者其家を我ものと思ひ我儘を振舞はひが事なり古語に普天の下王土にあらざることなしと言時は我家も已れ一人の家にはあらずかし又君はふね臣は水水能くふねを浮ぶといへば君は臣を惠み臣は君に忠を盡し君臣合併する時は萬事功なつて天下にあらわるものぞ忠孝を常にわすれず君臣父子夫婦兄弟朋友の交りを正しくして民を憐むときは上下睦まじく恨をいだくものなし扨人の性をうくる所についていふ時は各少しも替りなき者なれども仕合よきは上となり仕合あしきは下となり筋目有なきは時の仕合なり然ば支配有者は勿論其外のものまでもかならずもつて私なく事を正路に勤行ふべし世の中に依怙贔負荷擔偏頗といふ事ありしかれども贔負といふ事義の内にも有り心得違て依怙に交る贔負は聊すまじき事なり又簡略と吝と紛るるものなり簡略とは諸事ついへをいとひて遣ふべき時には財をおしまざるは簡略なり又しわきといふは是非邪正ともに出し入りの吝なるをしわきといふ又人に佞姦なる者あり人の好む事を以て取入ものなり縱は善事を好むものにはよき事を以て取入なり明なるものはよく夫を知り僞りて好むまねをなせば夫を宜とほめなして惡事に趣かざるやうに仕ふゆへ終には善に至るものなり又欲多き者には利欲の事をもつて取入ゆへ家中及び百姓までも痛を辨へず後には家を潰すものなり手前明かならざれば我と挨拶よきものゝ言ふ事は何事も急度めかず聞ゆへ萬端を闇なし又は其者の行跡恰好より過たる事も目に見ぬ物なりまたさしめなる者の言事は道理成る事をかへして言共かへつて慮外と聞なすゆへ理非分明ならず依怙贔負非道の行ひ多かるべし斯くの如く事をよく／＼辨へ知るべき事なり元來時を得たる者が上となり時を得ざる者が下となる然ば上下元一にして時を得ると得ざるとの間なり上として下を侮ら

ず下として不忠不義の行ひなすべからずあるひは主人の威をかりて私を行ひ下を苦しむべからず蒙將幼主などの後見をなすもの右の趣を能く心得べき人なり近くは豐臣秀頼蒙將成りしに執權の者われ〳〵になり家治らずして終に滅亡せしを以て考知るべし然ば大家小家共に心得べき事なり過たるものは扣へ不足ものはおしへ導き我子の如く思ふて捨べからず我隨分愼とすれ共元來凡人なれば宜からず行跡多からんが左あるに於ては早々に申聞ん事是第一の忠義ぞかし我大樹へ對し奉り少しも御怨がましき事を存るが又御後くらき所存も有之は幾度も諫べし又我家來共へ依怙がましき事毛頭すべからず元來君臣の間は放れたるものにはあらず士分は言ふに及ばず輕き末々に至るまで大切に思ふなり家の作法をよく守り皆々丁寧に相勤むべしと申聞せしかば何れも泪を流して退出せりとぞ

重矩家老用人へ度々申けるは面々は吾手足なる程に互に挨拶よく諸事に我を立す申合無事に事を捌き忠孝專に相勤むべしと言けり又召仕ふ内に出頭たるものなく其器量に應じて仕ひ四功の者末々の子まで筋目を立勤仕なさしめけり家中の給帳を認めさせ奉公の年數子共の類迄も書しるし折々是を披見なしけり

重矩二男重道への遺書

我病付死に近く覺候間其方へ諫むべき事書付候是を見て勤めば忠たり孝たり其身全からん

一、忠孝の事は古人悉く言置候今更いわんに暇なし人の主たる身の學文なくては政道なりがたし四書五經七書の類文字は見知らず共よませて聞其理を具にすべし讀人をゑらむべし今時學者は口利口の爲にして我身持とはせず下々は身邊の爲にして人柄惡しき者多し心得べし

一、其方生付賢實成故物事へん屈成事有べし能く人をしたしみ異見を請下々迄懇に言葉をかけ我にものいひ能きよふにして身のうへをいはせ聞て時々其人の才智を知るべし家老並に氣に入仕ふものの依怙贔負しておのれが縁類など取成し其人に合ざる役事などさせ欲にふけり音物にめでなどする家老は逆臣同前と知るべし然る時は手前にも依怙なる心あらば身を亡す敵と思ひ知べし世間の主人此事を辨へず家に久しき者の子又筋目有ものの子迚其身に應せぬ奉公させ取立て同じ奉公さすれども

贔負の心得を以てつかふ下々も是を知て不足に思ふ奉公人多しただ其人を見知りて仕ふる肝要なり情を普代相傳と思ふべしと良將多く言置れしなり人を見知らざるは是我恥を顯はし世間に嘲けられ家人もおもひ付ずひいき〳〵にしてへつらい奉公人多し

一、主人たる者は賞罰正しき所にあり然るに多くは其惡をあらため是を罰する斗にて善人を尋出し賞を與ふる事稀なり第一善人を可賞事如法成べし上に善人を愛すれば下自ら善に可歸となり世間は取立たる者の罰をば輕くして同じ事なれども外樣者或は心に合さるものゝ罰を重くする事愚なるゆへなり懇に遣ひたるもの法度を背くは一入惡事なり此等の心入能々吟味して心得べし又軍法常に心懸先戰心を知て一所にこりかたまらぬやうにして法は正しく可勤尤も身の上を人にいわせて聞我心を穿さくせよ能しるるものなるまゝ惡を直すべし惣して善事は人よりも言聞せよくおもひ我も聞能者也我とわが善惡をせんさくすべし家人の沙汰は善事斗を賞すべし是兵法の第一なり軍法は軍の法を定め鐵砲功者なる者には鐵砲を預け弓功者なるものには弓を預け鑓功者には鑓をあづけ是皆軍法なり大將は兵法を專要として人を能見知り士卒は劒術鑓弓馬を以本とすべし惣じて主人の好事を家中に勤るものなれば弓を射させ見鑓小刀を遣はせ見心に入て勤るもの褒美をすればおのずから勤るものなり只恥しめ道理を以勤るものは稀なり物の師となる者を馳走賞祿を出せば心有るなきも勵むなり主人の心に違んと思ふものはなき物なれども主人の心入を以一家一國直をせるべし當代の學者軍法は風俗惡く上下人から惡くなる人多し不審すべし

一、人は恥を知るをたからとすと見へたり尤なり家人のさげすみおもはく專要と恥べし他の聞へを悦び外を能せんとする人多し已を正しくしてよく治めば一天下に其沙汰有らん何と外を求とも一家に惡き時は其沙汰有りて終に家を失わん返す〳〵も家人を親しくして遠き侍に至迄呼出し夜はなしなどさせ古今の人の噂家中の風俗相尋よきをば其儘まねへしわるかしこき人は人まねとて新しく我言

出し拵へたがるなり學文をなして古人の眞似をせよ一代まねとくれば則賢人なり今時は座頭猿樂をあつめてとほふなき沙汰我身になき譽れを悦ぶ人多し人にさま〳〵の生質あり夫々を見ゆるしつかふべし大切なるは人なりまして一藝も有ものをば少々の事はゆるし求むべし天下の靜謐なるまゝ武士道嗜なく我儘斗多くいやしき志出來下々共に機嫌取の奉公人多く集る先年の御法令にも文を左武を右にしてとも被仰出そのはげみはなく身代ならず拜借の願我身を樂からする心入斗朝夕思ふ人多し口惜からずや大分の所領を遺し人の欲をも知らず淺間しき事共なり何程の書を讀ても愼ざれば益なし日々に新に又日々に新なりといへり三略にも英雄の心を取て衆と好みを同すと言へど一切の兵ゑの沙汰は分明なり右に書しるし候は久々余が心持をいひ傳へ候まゝ諸事口上に申述べをく者なり

月　日　板倉内膳正重矩

正保二乙酉年大阪御加番被　仰付之青屋口相勤

承應二癸巳年大阪御加番被　仰付之青屋口相勤

萬治元戊戌年大阪御加番被　仰付之鷹木坂相勤此時に重矩四十二歳にて厄年なり此節家中の者へ申聞けるは厄年にて凶事有之と言傳彌以小屋の火之元其外萬端を愼むべし若我身の上不圖凶變有におひては其方共暫も御城内に差置れず故に兼て水野出羽守初猪飼半左衞門松平助之進等へ書置を渡し置ぬ右之衆の下知次第御城外へ出我領地士師神堂寺平川梨子間等へ退き夫より三州へ下るとも勝手次第に可致旨兼て申付置けり凡在番之内諸事の裁許明なりしゆへ諸人大に感じ小家たりと言へども諸士浪人までも重矩に仕ん事を望めりとぞ聞べし

萬治三年庚子十一月廿一日大阪御定番被仰付

上意に右内膳正御用相立殊に其方勤方

御感被思食所也依之此度大阪之定番被仰付能可相勤旨被仰出其上壹萬石御加増被下置（郡合二萬石也）且領地何方に而も望次第可被仰付之旨被仰出し候重矩申上げるは土地善惡を不撰大阪御城之近壹里之内にて拜領仕度旨相願候所住吉郡並天滿の邊にて被下置此時重矩申上候は凡大阪御定番幷に諸役人之事大役被仰付候得ども遠國ゆ

へ皆流人內意に存るなり其子細は久敷遠國に罷在參勤仕る事無之次第は
御前遠く江戸不案內に罷成諸役人怪く威を失ひ申候願くば三年に一度參勤仕諸事の御用をも御直々申上候はば諸人への下知もきゝ御爲にも相成候はん唯今までは町奉行のみ參勤し定地は參勤不仕候ゆへ御用を町奉行に言傳て或は次飛脚にて申上るゆへ不分明之事多有之且又町奉行に威を奪はれ諸事の相談決し難く候此儀心付候に付申上候と有しかば則達上聞三年に一度參勤し且大阪御用の儀定番兩人の差圖次第に可任旨被仰出之重矩申上候は諸事御用之儀かねて御條目無之候ては難斗候と申上ければ條目とは如何と有りけるに付申上げるは小事はて候得ども先年有馬左衞門佐參府之節播州室の湊にて頓死す家來共大阪定番衆迄申達けるは左衞門佐於船中吐血し頓死仕候近國の儀に候ゆへ申上候御檢使を可給哉死骸を國元へ引取可申哉御下知に任せ可申旨申出候處其時の定番衆個樣之儀可爲差圖謂れなし町奉行計ひ可申と有けるに町奉行にても計ひ可申謂れなし然らば御目付衆如何と有しかば御目付衆は各々差圖次第と有し個樣の小事と言へ共兼而御條目無之故に人々猶豫し申候
臺德院樣の御代には西三十三ヶ國急用之儀は板倉周防守指圖次第と被仰付候故個樣の儀とも差圖仕候ひき泰平の御代にも急々言上難成事時として有之況や亂世ならん折をや國々急用に限らず兼て御定有度奉願之由申上ければ御老中尤と被同右之趣達
上聞けるに近國西國筋諸事大阪定番差圖次第に仕へし事重々急に言上難成事あらば大阪町奉行壹人御目付壹人淀城へ遣し京都より所司代牧野佐渡守出合永井信濟相談の上宜敷是を裁許し日數へて不苦事をば繼飛脚を以伺可申旨上意有り依之西國異國までも關東の御威光かがやき京都大阪兩輪之御仕置御嚴重とこそ聞へし

重矩此節家老共へ以誓伺申聞候趣

一、君雖不君臣不可以不臣我等事此度不存寄結構之御役被仰付殊に一倍之御加恩被下置古內膳正重昌御用に相立候儀迄被仰出右之通被仰付候上は如何樣にも御奉公可仕事候若忘御厚恩御後くらき不義行跡有之に於は各身命捨幾度も諫可申候少も及違亂間敷偏可爲忠義候

一、御城之儀御爲を疏に不存大切に守可申事

一、公儀諸役人幷組與力同心に至る迄私意を立致依怙贔負申間敷候於御用之儀者隨分麁略無之樣入念可申事

附各者不及申對家中之面々致非道之行跡間敷候

尤諸事依怙ヶ間敷事聊以致間敷事

右之條々於相背者

右之通相認判形血判をなし家老共へ相渡となり萬治四辛丑年四月十一日大阪への御暇被下置黄金拾枚御給拜領且御黒印御下知狀を拜受す同廿一日重矩江戶出立箱根山にて

故郷をおもひませとやほとときす聲しきりなる足柄の山

小夜の中山を通りけるに往し島原一揆の時父重昌に伴ひ通りし事思ひ出て

たらちれの父と越へしもむかしにておもへはかなし小夜の中山

同廿八日三州中島に至て五月十一日迄滯留し家中幷領分百姓其外諸事の仕置を沙汰し同十二日中島を立十六日大津に止宿翌十七日早且に石川播磨守綱長と伴ひ入京し諸司代牧野佐渡守正親に對面し公用の儀を談じ未之刻伏見へ出川船にて淀の城に至りしかば永井信齋色々饗應あり公用の事對談數刻に及び其夜亥刻に大阪へ着船同廿二日重矩京橋口を請取重矩此節先相尋候は御矢倉數幷に狹間數兵粮鹽噌の有高幷に武器一切藥矢數火繩之有高且諸役人由緒書勤向等の事

右之儀側右筆の者壹人承之尤外へもれざる樣誓伺申付

御朱印の寺社幷に惣寺社數江戶廻し船數諸職人何人出人扶持遣は町家のもの何人同醫師何人同刀鍛冶何人同浪人何人且先主誰と申儀是は參勤の節御尋有之言上仕候事、重矩大阪へ登たる砌新參之家士ならびに與力同心の面を見知らんため五節句朔日十五日には心禮を請日の出より料理の間へ出當番の年寄壹人披露にて留守居奏者旗奉行鎗奉行物頭迄は言葉をかく外樣給人祐筆中小姓代官諸役人は言葉なし右何も獨禮なり又近習頭用人持筒頭徒士頭醫師共は詰之間にて出仕之節目見を受みな出たるかと言葉をかく又出入之時は廣間當番之者にも居るかとかならず言葉をかく

三拾人の與力には朝五時より料理の間におひて年寄三人替る〳〵披露す獨禮なり片名に言葉をかく百人の同心には五節句斗廣間にて同心頭三人列之年寄共披露す惣禮也皆成るかと言葉をかく重矩家士共を料理の間へ

集め度々教訓なしけるは汝等諸法を守り諸番等をも能相勤候よし聞及び滿足せり彌二心なく相勤めべし大樹よりかかる大事の御城を御預之事我壹人にては難守汝等われと心を合せ守らずんは如何してか君の御爲に成べくや我不肖なれば汝らに對し心の付ざる事のみ成べし乍去士の義に高下あるべからずこゝろは一つなるべし身の上の高下有れども貧福に至ては命也君きみたらずと言ども臣以臣たらずんば有べからず順なる君に忠なるは忠と言がたし順なる父に孝とはいふべきがたし不順の君父に能つかへてこそ忠孝とはいふべきか然はいささか不足有りと云へ共少しも恨なくよく相勤るを以忠とすべきなり扨又陣役軍功の事士のさだまれる儀なり第一恩義のため又は身の爲め子孫の爲名のためなればいふに及ばず今泰平の御代なり士は常を愼しみ作法正しく義を專らとし聊不足の心なく能相勤むるを以て士の道とすべし但し吾言付に不義有て諸人の痛も有之は汝等存寄を年寄共迄申聞すべし或は書付を以て直々成共申達すべし是又奉公の第一なり扨法度仕置日付等の事は諸人且汝等を痛ましむるにあらず是皆人を善に向はしめ不義に陷らさらしめんが爲なり人若不義なれば我是を罰せずとも天より是を罰す故に教のために法を立教の外に法なし法は道の爲にたつ道の外に又法もなし然共法に大小あり壹人法を背き萬人痛むの法有り先賢既に是を論ぜり道を破る法有といへども法をやぶる道なしといへり又軍法は則國家榮衰のよる所なり故に品により嚴しく罰を行ふ事も有之然りといへども泰平の小事に愚痴の下民を輕く命を絶べき事不便の事也ゆへに士は其みち多しといへども能法を守を以第一とすべき事なり此むね能々心得よと細々と言ければ舊臣を始め新參の士あるひは與力同心迄も心腑に銘じ初は恐懼しけれ共次第に德に起しけるとぞ

重矩又馬を家中幷與力の子供に乘らせけり一月に六日の乘日を定め一日は近習の者一日は外樣のもの一日は與力と定め月々常に次の間に居合力幷鉛筒五十目鐵砲を置近習の者に習はせけり又古き具足大小五領差置熱き茶を取寄せ此茶を喫する內近習幷に兒小姓等早く具足を着し出る者をば褒美し遲く出る者をば能着習ひ候樣にて常に言ける故重矩留守と言へども常に着習ひける又折々甲冑の名所をいはせ聞ける又家士等に具足を着せさせ弓馬或は竹刀を持馬上の働き迄習はせ折々的

前見物有り射中るものには手自扇子或は的矢の羽などを與ふ依之彌稽古に油斷なく相勸めけり鑓劍術等の稽古あれ共是は見物なし徒士足輕等も弓鐵砲幷に棒を稽古せり又ものまでも武藝を心懸け能習熟の者も出來けり

重矩今度攝州におひて御加恩の地十年以來の旱損水損と豐年との高下をならして春より定めに定む故如何となればたとへ何程の豐年たりとも是より高を上ぐべからず百姓共手柄次第農業精出すべし定めたりとも旱拔水損あれば檢見を出し高を引てとらすべしと言ければ領民等いよ〳〵いさみ豐年を願ひ耕作に精力を出し一入勵みけり世上の地頭は豐年なれば彌免を上取故に百姓の勇もなく息をつくべきよふもなし

定免の事十年以來の旱損水損豐年の高下をならし大概中分に當り百姓も不痛地頭も過分の違ひなく誠に宜き儀なり然れども今まで役人等稠敷取れたるもあり又容赦あるもあり然れば十年ならしても又甲乙あるべき義なり故に手前にて先十年以來をならし惣百姓に何程にて定免にさだめ上納すべきや正直に差出すべしとて書付を取手前にてのならしと百姓共の書とを以て引合せ又損益ありたとへば百姓等六つ三つ出上るも一分二分赦し或は一分二分取上るも有けり如此理非明白なりければ百姓も悅び又恥恐れておのづから慈悲正直に成けるとなん重矩又曰地頭と百姓と四分六分の積り古來の定なり地頭へ四分取り百姓へ六分あたふ此法宜し其故は民六分を取り二分を食とし二分は牛馬農具とし又二つを以家宅修理し衣服を調故に高百石に四十石と定るも此法なり今四分六分を取違へ地頭へ六分取り民に四分を與ふ是を以飢寒に苦む其地頭の非なり又樣々吟味有りけるは檢見事此里十分豐年なり共免を上る小品有べし兩年或は三年續て凶年に逢たらばたとへ豐年成とも以前の痛み未たくつろくまじ然ば豐年たりとも免を上まじと言へり大阪諸役人內に行跡宜からずと聞へければ重矩寄々異見し或は竊に告ぐべき人に便り教訓しけるは爰は遠國陰の御奉公なれば善惡の詮義も無之事と思わるべし然ば我等かよふの御役儀被仰付し上は右の御奉公以來は可申上左あらば各の子孫までも宜しかるべき事なりなど細々教訓しければ重矩の德に化し互に恥恐れ惡を改め善に移る人多かりけり遊山放埒に身をゆだね夜は終夜淫樂博奕に耽り老親妻子のなげき深

かりし人も能くあやまちを改し程に老親妻子を始ゆかりの者までも偏に重矩の恩也迚京橋の方を拜しけるとなん此時迄は諸役人大番の中より被仰付役料二百俵づつ賜り御免の節は役料上りける重矩參勤の砌委細に申上先諸役人の二男三男等大番或は小十人に召出され屋敷無ものは是を被下翌年渡邊丹後守參勤の節諸役人に御加增有之御鐵砲奉行に御加增二百石外に役料二百俵御弓奉行に御加增百石外に役料二百俵御具足奉行御金奉行各右同斷の御加增なり御籠奉行諸代官は御加增無之其故は日頃非分の儀有之故とぞ如此賞罸明かなりければ諸人悦び勵むやうになりし其外町奉行及び與力同心までもおのづから廉直になり仁義に起るもの多かりしとぞ重矩申けるは當所は名城なればたやすく責べき樣なし然れども往し慶安年中の如き奸賊不意の謀計あらば難儀成べし御城外非常の騷動大火事等の節は家中の者幷に與力同心御城內へ引入べし兼て相印なくては不可叶迚人積りを以て相印を渡し置ぬ手掛段々筋扇子（割あり帶に結び付るやうに緒を付）脚半（花色に白く水玉付る）うちかひ（內に早繩干飯等を入帶に結付る）男は十二己下印なし士は具足一領鑓一筋にて御城中に可相詰旨申渡置若右體不慮の騷動あらん時は家中の者幷に與力同心妻子を捨て其身一人城中へ入事なれば心がかりなきやうに迚右の妻子共近隣の領知の百姓等に預くべしと兼て定め置ける又百姓等には不慮の騷動有之ば家中幷に與力同心の妻子共迎に參るべしと內々相印を渡し置たり相印は木札又は竹を一節込て二つに割り或蛤貝等を割符とす扨夫へ姓名を書一片は妻子に渡し一片は百姓に渡し置依之一統に安堵せしとぞ

重矩參勤の節留守中火の用心等閑ならん事を恐れ家中者上下共皆鳴の下屋敷へ出し支度の時節は替りて番を勤しむ又萬一不意の騷動有ん時家中のもの與力同心等の兵粮の爲迚白米拾餘石御城內へ殘し置けり是はたとへ騷動の事有とも一兩日を過ぎなば公儀より兵粮渡るべし其內上下俄に黑米を食しては苦しむものなりとて非常備とせり又常に徒大頭持筒頭等に申付遠乘になぞらへ大阪近邊古戰場或は嶮難平易の地形を委しく見せしめ繪圖になし徒士又は持筒等の足輕等に知らせ置又五幾內幷に西國海陸の繪圖を屛風にゑがゝしめて常に是を見又御城要害の事を家中の者に便り尋る族有之とも決してもらすべからずと堅く制禁し誓伺をなさしめけり

御城方角并所々道程の事

追手御門冠木	大門南向
玉造口御門冠木	大門東向
京橋御門冠木戌之方向	大門北向
青屋口御門此御門ホウアラ有故常に不明丑之方向	
御本丸櫻御門冠木南向	大門西向
山里へ出る御門冠木南向	大門西向
極樂橋御門冠木北向	大門西向

左の道程二三の丸御門よりの里數なり

小濱民部屋敷迄	三十町
眞田出丸迄	十一町二反
越前衆築山迄	十四町六反
加賀衆築山迄	十五町四反
野口へ	十七町
岡山へ	廿五町四反
天王寺へ	廿九町八反
住吉へ	二里
堺へ	三里
岸和田へ	七里
金剛山へ	峯迄十里 麓迄八里
和歌山へ	十六里
森口へ	二里
牧方へ	五里
高へ	五里
八幡へ	八里
山崎へ	八里
淀へ	九里
宇治へ	十里
京へ	十二里半
平野へ	二里
久寶寺へ	二里半
八尾へ	三里
平岡へ	三里半
郡山へ	七里
神崎へ	二里
奈良へ	八里
國分へ	四里半
尼崎へ	三里
西宮へ	五里
兵庫へ	十里

明石へ　十二里
姫路へ　海陸共廿四里
伊丹へ　四里
茨木へ　五里
郡山へ　六里
多田里へ　六里
湯山へ　九里

大阪より能方角を知る歌家來立花正信をして作らしむ
卯は大和巳寅京に子は丹波酉は中國辰巳紀伊國
生駒山峰より出る朝日影西は海にて入と見へたり
酉戌の間に行は尼ケ崎十艘神崎舟渡りして
天王寺大阪よりは南にて鳥居は東西にむきけり
住吉や堺の浦は未申峯の向ひは淡路島やま
淀川の下は三筋（神崎川 中津川 天滿川）ながれけり落行末は同じ大海
木津川は伊賀山城を流れ來て淀の大橋末は淀川
河内より流る水は大井川扨其末は京ばしにおつ
淀川の其水上を尋るに瀬田より落て宇治川の末
尼ケ崎わき道行は渡り三ッ野里や細に神崎の下
河内より大和へ越る道筋は七筋ありと兼て知るべし
水越こへ　國分越（大阪御陣の節人數通三組 瀬は不細有りて不通圓明を云）

十三越　下り越
中鹽道越　清瀧越（大阪御陣の節此道筋より御出陣）
八幡より東を通る道筋は河内へ出る高野街道
豐渡橋わたりて行は奈良道や右へわかれて河内ほら田へ
牧方の町より南細道を行ば河内の砂に出けり

大阪堀の數
土佐堀江戸堀伏見堀此道筋は千場より横堀夫より下西へ流長堀道頓堀此二筋は高らい橋より流土佐江戸や伏見阿波座に鼬堀長堀越て道頓と知れ
一内横堀の橋今橋高橋平野橋思案橋本町橋農人橋久寶橋安土橋しゆもく橋何れも東西の橋なり
一船場横堀
一土佐堀の筋京橋天滿橋梅栢木橋淀屋橋肥後橋筑前橋田邊橋豐前橋何れも南北の橋なり
一堺筋長堀橋日本橋其餘略之

攝津國堤間數
合十二萬三千六百九十三間大川堤五十七里但三十六町一里右の外二十二里小川堤

河内國堤間數
合十萬八千九百七十三間大川堤五十里半右の外八里

小川堤

京橋の屋敷居間と小書院の間又料理の間の間に大なる築山を作らしむ爰に上れば尼ヶ崎川口の船の出入間近く見ゆる塀裏武者走高塀の外よりは見へず是は近邊を望又は異變の節石火矢臺の用意とす

又重矩構の矢倉に東西南北を記し丸き板におゐその方角の所に所の名を記しけり竹十文字に曲尺を引中に南北を立十二支を書付其方角の所に名を記置けり又堺住吉天王寺川口或は矢尾久寶寺天滿等へ巡行の節は十町に足輕二人づゝ置たり是は急用異變の節の備とせり京橋の屋敷の井極めて深くして急用立がたし迚内堀に水汲の車井を棧作にさせ若急火杯の節長屋の内へ水取樣にとて箱樋を作らせ置けり後に是を見習ひ所々に車井出來けるとぞ

重矩此砌家中へ衣類は紬紬木綿を常に着すべし身持居宅までも花麗を致傍輩の出會三人或は五人に不可過料理は一汁二菜爲べしと申付たり寛文四年甲辰八月廿八日重矩參勤して大阪を發途し同九月十二日江戸へ着同十五日登城奉拜

台顏此刻御太刀銀馬代幷時服三獻上す同十一月十日御鷹の雁拜領の其披露として御老中請待あり又御老中

よりも重矩を御招有て饗應尋常ならずと言へり重矩賜ふ所の雁の羽を以て矢貳手を矯石川丈山をして其事を識さしむ

寛文甲辰冬應

召上ニ　台殿㆒御手賜鳴鵝稽首

被㆑恩眷榮幸永不㆑讓用㆑翼制ニ四

篝㆒魯連與ニ仁貴厥功併相見

大樹㆒賜㆑鴈其羽作㆑矢安ニ置床頭㆒欲ス

報ニ恩旨㆒

寛文乙巳八月四日　　六六山人

重矩大阪におひての裁許諸事明かにして文武兼備せりと世擧て稱譽なしけると又諸向御仕置の事とも御尋ありけるに明敏なりとて僉感心有しとなん酒井雅樂頭忠清を始皆々被ニ申聞ニけるは其元久々にての參府に候へば妻子方へも緩々と對面有之越年し大阪へ登り玉へと有ければ重矩申候は大樹の御機嫌を奉伺ひ諸事の御用相達候上は御預の場所も無覺束一刻も早く御暇被下置候樣仕度旨申上しかば雅樂頭殿をはじめ皆尤のよし被申候とぞ同十一月廿一日に重矩登　城於　御座の間御懇の上意を蒙り大阪への御暇被下置

御手自御腰物（幸光代金十三枚）拜領并時服五ツ御羽織一ツ黄金十枚被下置同十二月三日江戸出立同十六日大阪へ到着す

同年十月下旬の頃より彗星出る迚爰かしこにてささやき合ける毎夜寅之刻斗に辰巳の方より戌亥の方へ草箒の如く長さ一丈程に白布を引たるごとく見へけり諸人不思議の思ひをなし貴賤男女是を見ん迚終夜どよめき合ける後には次第に早くなり十二月上旬には日暮ぬれば月とひとしくかがやき星の形も大小見へ横壹貳丈長四五丈に及びける是只事に非じとて野人村老迄も言けるは古より彗星見ゆれば惡事兵亂など不起となし何事も出來らば隱家を求めいかなる山林へも身を寄すべきなどゝ私語し程に各薄氷をふむ心地してあやぶみ恐れけり又側より言けるは今仁惠の御代に何事かあらん彗星の出べき時節よといふ族も有りて巷說區々たり重矩も此天變を見て御預けの場所も心元なき迚旅行も少し急きけるとなん

翌寛文五年乙巳の正月二日天氣は少し薄曇り俄に溫にして宛も彌生の半のごとくなりければ諸人あやしみを成しけるが初は淡路の脊戸の方にて雷微し鳴けるが次第に強く鳴近づき戌刻より亥の中刻に及び迅雷暴雨車軸を流し雷光ひらめき渡り激聲山の崩るごとなりし無程雨止たちまち晴天となれ鞠何所に落けるにやと皆人疑をなしぬ然所に京橋御門番の與力重矩方へ來りて言天守五重目上に鞠程の光り物轉ひ候故に注進なすよし當番にて廣間に相詰し家老鈴木兵右衛門季令是を承り鈴木多兵衛を呼んで此旨を重矩に達しければ重矩聞あへず寢所より次の間の緣へ出で是を見光り物にはなし是雷火なり迚兵右衛門を呼て急き御城代青山因州へ告しむ夫より重矩支度なせし所へ御目付坪内平左衛門來て雷火のよし告て歸りぬ重矩手廻り斗にて出扨雷火初めは光り物のごとく又は燈の如くなりけるが漸くに火に成り五重目にもへ付き次第に炎つよく成ければ大阪中は言も更なり天王寺住吉三里が間は白晝にことならず依之諸人騷動し川口傳法木津難波よりしまなどを志し思ひ〳〵退く者多かりき又焰硝倉に火移り矢倉々に燃付程ならば大阪中の者命助るものはあらじと訇さわぎ武家民屋の動亂ものにたとへんやふなしかくて重矩手廻り斗にて青山因幡守宗俊の館へ赴きけるに宗俊子息民之助を初家臣を引具し門前へ出天守の方を望居ら

れたり重矩門の側なる松の邊りへ寄挨拶なせしかと口上不聞付よつて鈴木多兵衛宗俊の側へより内膳正參り候と言しかば漸く挨拶あり重矩申けるは御覽の通り吾等手廻り斗召連候御小屋の火の元を大事に候へば民之助殿を御名代に上差置御手廻り斗にて御出可然と申ければ宗俊尤と言て息男及び大勢を殘し置手廻りの者相連られ重矩と同道に而出られける渡邊丹後守吉綱も來れり三人同伴にて先櫻の御門に扣けりかかる所に加番衆仙石越前守政明遠藤備前守常友松平佐渡守長尙土井信濃守利直より以使者被申けるは加番の面々不殘山里丸に相詰罷在候御差圖次第御用可承由被申越ければ宗俊重矩吉綱言各の御小屋火の元能く申付らるべし御用の事追て是より可申入由の返答なり扨大番頭には岡部丹波等松平豐前守御目付には渡邊筑後守坪内平左衞門各櫻の御門へ馳集り如何致し候半と僉議區々也重矩申けるは先事の子細江戸表へ注進仕べし故は先年島原一揆のせつ父内膳正彼地へ上使たりしに徒黨一揆の樣子追々注進申けるに彼近國に細川家のごとき諸大名公儀の繼飛脚より先達て早速注進ありけるゆへ内膳正油斷之樣に聞し召されたり今此近國にも本多内記政勝青山大膳亮ごとき物早き衆餘多候へ者最早注進せらるべし此方遲りせば各周章たりと思召さるべしと申ければ各尤と同じ先繼飛脚を以注進せらる又夜半に大番榊原源兵衞早速にて注進なり（此節一番の繼飛脚月番の御老中の門内に入ける所に其跡より青山幸利が尼ヶ崎よりの注進いたりしとなり）扨御本丸は大番の番所なれば先御番頭宗俊はじめ重矩吉綱より以使者申けるは天守やけ上り候へば此後何とならんも知れがたし然れ共風も烈しからず候へば天守斗は是非に及ず外へ移らざる樣に手立可有之と存候各の御番所にて候得ば御組中として被防候哉但し此方より斗ひ可申やと申ければ御番頭より被申しは御存知の通組中小身に候へば中々可罷成儀にあらず各の御斗ひに任せ候半との儀なりしかば先仙石越州遠藤備州人數を御連れ御本丸へ入玉ふべし松平佐州土井信州には山里丸加番屋敷を防玉へ爰は足場も狹く候間重て荒手にかわり可被申御本丸にて働き玉ふと同意に可申上と申達扨大手京橋玉造の御門をば各家中幷與力同心是を警固したり青山宗俊板倉重矩渡邊吉綱馳廻りて見るに天守より東西に繼て八十間の多門有れば半より引切然べしと申ける程に仙石政明遠藤常友東西にわかれ各下知成しけれ

ば家中のものども階子を打懸てはせ上り瓦を引起し即時に引崩さんと働ども金鐵をのべたるごとき多門なれば輙く引切へきやうなく炎は次第に強くなり既に難儀に見えし所に大工山村與助と言者町大工百餘人引具し大手に扣居ければ是社究竟の事なりとて御城内へ呼入れ仙石越州遠藤備州の手に差かへかかる時の備へにや重矩兼て御城内に大綱を拵へ置ければ彼大綱を結ひかけ大工共輕々と走り上り元より得たる業なれば詰り詰り打放して三時間斗りに引切ける依之天守乾飯藏蠟燭藏は燒落て翌三日の卯の刻に燒留りける其後松平佐州土井信州へ御城代青山宗俊より以使者仙石氏遠藤氏に替り荒手にて防ぎ玉へと被申ければ佐州信州承ぬと各人夫を引具し御本丸へ引入れてここのつまりかしこのつまりに人數を配り燃下りの材木共を引退く防れたり町中は彦坂壹岐守石丸石見守諸人の騷動を愼られ川口は小濱左衛門船手を固めらる御城代より追々江戸表へ繼飛脚を以て注進あり火も漸々愼りければ同日の午之刻に大番衆兩人早駕籠にて委細の儀口上にて注進申上られける扨彼引切し多門は天守より東西に折屈し千疊敷に續きければ千疊敷に火移り矢倉〳〵に燃付程ならば御本丸はいふに不及二の丸焔硝藏に火入城中は勿論近隣の民家までも悉くはねくづされ數萬の人民命をたたん然るに今度御城代城番の面々諸事を宜しく斗ひ下知し有り故に諸向恙なく一統に靜りたり加番の衆中其外諸役人等私なく勤役有し程に手筈都合して前後の働きよかりし趣曲に達
上聞御感不斜と聞へし
かくて翌三日辰巳之刻雷火燒止るといへども二三日之間は火氣猶しづまらず炎天を衝煙雲空に横たわりければ猶も民家の騷き止ざりければ御城代幷に重矩吉綱よりかわる〳〵人夫を出し火をしめしけり追々御城代幷に定番衆加番の面々今度の働御感に被思食よしの奉書到來有て各頂戴せり誠に各家の面目とぞ聞べし又酒井雅樂頭殿より重矩へ舊冬御下り節緩々と休息越年候て御登り候へと何れも申候所御役所御大切に被存早々御登り此度諸事御働の儀各共申出し御忠心感じ入候旨自筆之書到來候扨火も消えければ大番家より人夫を出し灰を除けられける依之大番頭組中は骨折の旨重て奉書頂戴せりと扨天守五重目に火の手見えける節諸人周章なせしかど重矩兼而定め置ければ家老池田新兵衛邦佾

松原作右衛門仲吕一番に京橋御門に駈付御門を堅く固め家士幷に雜兵組與力同心に至る迄相印を以て靜に御城內へ引入與力同心は頭諸奉行とも役所々々番所々々に馳集り働きけり鈴木兵右衛門季令は京橋口屋敷を固め廣間に相詰て諸人に下知をなす其夜俄の事なれば御城內も御城外も騷動しきりにして大手京橋玉造口面々家士雜兵諸役人に至るまで我先におし入らんと揉合ける然るに重矩兼て心懸て置けるゆへ其身は御本丸にて諸人に下知し京橋口土橋の先に柵門を付べしといゝ遣れば日頃拵置し柵木を家中の者どもかつぎ出し相紋に合せ土橋の先一二間斗引退き高さ一丈斗に組立半時斗に堀立半分折かけて木戶を附池田新兵衛邦佾爰に相詰出入の者を改けり扨升形御門をおし開き働きければ出入最も安く假令矢倉升形御門等へ火移りたりとも心の儘に働くやうに拵へたり又は不慮の事有り共輙く押破るべきやうなし重矩心懸深きこと皆人感心なしけるとぞ重矩かつて仲間列座の時言けるは萬治三年六月當城雷火にて炎上の節焔硝へ火移り靑屋口御門の扉はねてくらがり峠迄飛行き京橋御門ひすみ晝夜とづる事なく暫く明通しに有しと聞傳へ候然ればかやうの事も兼て覺悟有べき事なり迚柵門を切組せ置けるとぞ扨此時家老池田新兵衛諸士共を下知し自身も共に柵木を持運び立けり然るに尼崎より靑山大膳亮雷火を見て馳來り此柵門を見て大に感じ使を以て新兵衛に言けるは重矩の日頃の心懸感入候不遠慮成事に候へ共其場へ行て一覽致度と有りけるゆへ御越御覽可被成と答へしかば靑山幸利柵際へ來り徒士に申付て動かさしめけるに控柱までも付ければ少しも動かざれば幸利懇々感心せられけるとなん扨重矩近領の百姓等兼ての下知を守り手に〳〵相印を持家中幷に與力同心等が家に馳來り用心きびしく守り事出來るとも諸士共の妻子を引具し何方へも退べき心懸なり依て諸士其外に至る迄跡に心を引されず働けり扨手明の名主共は小百姓等を引連れ京橋御門の前に控たり重矩能く士を懷け民を憐みけるゆへかかる急難の砌にも上下一致し兼て定め置事迄も違はざりしと申けるよし

此節重矩家中士幷に與力等具足一領鎗一筋宛たづさへ其役所々に相詰る鈴木新助は腹卷を着し長刀を持重矩の側近く相隨ひ或人不審をなし彼は何者ならんと言しに重矩顧てかれは吾家來にて候と答しかば其後は咎む

る者もなかりけり扨百姓等家中の妻子共を迎に來れるよし御本丸へ告越ければ重矩日頃の申付を不違來るを悦び是より下知をかゝる迄相待べきよし申送りける其後火鎮りけるゆへ郡奉行を以て其村々の名主年寄へ此度日頃の約を守り早速來る事神妙のよし褒美なしたり

重矩御本丸より家老鈴木兵右衛門に申送りけるは青山大膳亮藏屋敷へ天守雷火にて炎上の事告知らせ可申由言ければ其旨兵右衛門より青山大膳亮藏屋敷へ告知らす大膳亮は雷火を望みて尼ヶ崎より走上りけるが神崎の邊にて藏屋敷の告使に逢けるとなん他日重矩へ參會の節同氏因幡守よりこそ知らすべき儀に候を其元より早速御知らせの程厚情淺からずの旨を謝しける

天守炎上により煙雲天に横たわり炎虚空にかがやきければすべての騒動大方ならず老若男女二里三里の外へ逃走れり猶焔硝藏へ火移るべきかと諸人あやぶみ恐れ躁亂やまざりけるに天守三重目で燒ける時重矩自分の持口京橋口曲輪に數千斤の焔硝こめたる藏有りけるが與力同心に申付脇へ除申べし若二の丸へ火移りなば手に餘る所は御堀へすつべしと下知しければ與力同心ことごとく取出し今少しに成り御堀のうちへ捨ける扨火は鎮りけれども町中焔硝を恐れ騒動倘を止ざりければ重矩町奉行彦坂壹岐守石丸石見守へ申合せ焔硝は御堀の內へ捨たり二三日の內は川水呑まじきよし町々を觸させければ近國隣鄕に迯去りたる者悉く歸宿安堵せしとぞ

重矩勝手向近年物入繁きゆへにや諸事心に任せざる事のみ多かりし重役の者をはじめ是を歎き自分には勿論徒士足輕等の給分迄も少しづゝ省き返上すべきよし家老を以て一同に申達しければ重矩悅着して曰甚滿足する所の志なり去りながら取續べきよふも有之べし受納するに同じきぞと有しに家來共達て勸めけれども承引せず自分儉約をこととし衣服は絹紬羽織等はふた木綿等を着し朝夕の食膳一汁二菜と極め假初にも珍膳の事は好まざりき重矩寛文の初より御定番被仰付既に五年に及べり重矩其位に居て裁許不滯遠近其沙汰しきりに且去春雷火の節の斗ひ人ごとに稱嘆しける然所に同年十一月廿二日奉書到來して參府仕べきの趣なり依之同十二月三日大阪を發途し同十三日江戶着同登　城御熟の蒙、上意御老中役被仰付候て四品に叙此時年四十九歲也

板倉內膳正重矩萬治三年庚子十一月廿一日大阪京橋口御定番被仰付相勤罷在候處寛文五年乙巳十一月廿二日

奉書到來す依之同十二月三日大阪を發途し同十三日江戸へ着同十五日登城（御系譜には廿三日とあり）奉拜台顏此日御老中役被仰付之同六年丙午二月於龍口屋鋪拜領す（本多中務太輔屋鋪此節長屋斗有之）普請料として金五千兩を賜（寛文六年二月）龍の口御屋敷御拜領同三月事始有之同七月成就同月廿五日御移徙なり　同年七月廿八日相州武州の内にて二萬石御加増都合四萬石被下置寛文八年戊申正月廿九日被爲召所司代牧野佐渡守正親依病氣追付跡役申付候迄其方罷登京都の仕置無遠慮可申付之旨被仰出之依之早速出立可仕之處江戸大火に付事及延引同年十一月廿五日登城御暇之　上意を蒙り京都への御暇被下置且於御座之間御次御料理頂戴之半に至り松平民部少輔松平因幡守を以蒙上意頂戴相濟て後々於御圍　御手自御茶頂戴し尤御手自御花を被爲生御炭をつがせ給ふ

御數寄屋御飾

御懸物（定家七首和歌）　御茶入（大隅肩衝）　御水指（縄簾）　御茶碗（三刄はけ目）

御茶杓（利休）　御花入（青滋きぬた）　御香合（青貝飛龍）　御釜（織部筋）

右終て御馬一匹（鹿毛三寸五才）黄金五十枚時服十拜領之

此度京都御仕置被仰付候に付家中申渡之覺

道中法度之條々

一、兼而如申付　公儀御法度可相守事

一、兼而如申付荷物　公儀御定之外少も重く仕間敷事

一、公儀如御法度押買押賣諸狼藉仕間敷事

一、兼而如申付　上様衆へ少も無禮仕間敷候道中にて逢申候刻者何時も下馬仕存知候衆に候はゞつくはひ可申候不見知方にても下馬仕脇へ寄被通候以渡可被通候事

一、兼而如申付法度幷覺書之趣堅可相守事

一、他所の往還人幷宿の者は不及申傍輩たり共喧嘩口論仕間敷事

附り問屋馬差船頭馬方何樣の輕き者に至る迄非分の儀勿論かまへ申間敷事

一、兼而如申付宿札次第旅宿可仕候幷亭主へ少しも非分仕間敷候　附り駄賃錢急度相濟せ可申事

一、兼而如申付本陣の外無用而旅宿を出他所へ參間敷候幷門は惣而旅中少も不作法仕間敷候附り用有之出候刻は年寄共へ斷斷又は頭へ斷斷無之者目付に斷り出可申事

一、兼而如申付宿の内に火事有之ば役人は其役儀支配可

仕候其外の輩は本陣へ馳集可受下知事
一兼而如申付路次往還の方無之方を傍輩中一列片付可被通事
一兼而如申付馬繼舟渡他の往還人は不及言傍輩たり共先次第可仕事
一若馬無之ば有次第跡より可參候又不通而不叶刻は荷物問屋に預け置手形を取可相通事
一晝休又於泊之宿内他所の者喧嘩口論仕候共無下知一切出申間敷事
一諸事に付御役儀の御威光を以毛頭驕り申間敷事
一右ヶ條之内又者に申聞候儀は其主人堅く可申付事
右之條々堅可相守若於相背者可爲曲事者也
寛文八年申十一月日

江戸京都家中の者へ申渡の覺

一今度儉約の御仕置被仰付候上は彌以萬事輕く仕分限に不可過事
一武具身上相應より輕く可仕候持來候分は其通に仕以來具足惣けひき金銀のかな物惣て不入榮耀の飾一切致無用利用の方第一可仕候梨子地幷金銀之かながひ結構成惣蒔繪鞍鐙に仕間敷候紫鞦熊之皮泥障無用の事
一祝言道具分限より別而輕く可仕候硯箱の類惣黑塗溜塗を用ひ少も蒔繪無用に可仕候葛籠長持爲持候共溜塗木地より外可致無用に候惣而硯箱櫛箱葛籠長持身上より右之内可致用捨候差當り所帶道具之外一切無用之事
一衣類羽二重絹紬木綿紬布之外可爲無用候輕き物を第一に可着候羽織袴同前幷熨斗目白帷子不可着之但し公用に付着候而可然時節は可任差圖事
一妻子娘等の衣類唯今迄持合候者其儘可致着用以來紗綾羽二重絹紬木綿布𦅜と布の類其外は無用に可仕候幷縮縫結鹿子入候分紅染裏表とも不可着輕きを專可用事
一不足の武具等幷差當入候所帶道具の外無益の者堅く不可求事
一振舞一切可爲無用事
一祝言相整候而出會候とも親子兄弟舅姑小舅小姑兩方の媒之者より外一切無用可爲候右出會の節雜煮吸物斗にて亂酢に不及候其節祝儀の事百石より四百石迄

樽代百疋二百疋幷女中へも可爲同前五百石より千石迄太刀目錄銀馬代女中取やり樽代三百疋に不可過候双方召仕の者へ祝儀取らせ候儀右之積りを以輕く可仕候其外親類縁者連々に出會可申事

一聟引出物の刀脇差は三百石より以上は可遣申候其より以下は可爲無用候

一食物依身上の高下一汁三菜より外不可過候事

一掃除防主役人足輕衣類絹紬木綿帷と布の類可用事
附右妻子衣類只今迄持來り候衣類は此儘以來は絹紬ふと布の類可着中間ふと布木綿無地染色可着事

一以來召仕の衣類若黨は絹紬木綿帷と布の類可着下女は唯今まで持來り候衣類は其儘可着以來は絹紬帷と布可用帶候金入の類可爲無用候中間の分は木綿帷と布無地染色着せ可申事

一萬事心の及ぶ程は致簡略武具不足の者は來酉年より亥年迄の內に可相調候知行は高下武具之品者重て書付出し可申事

男女共に人により諸道具衣類の分品可有之候得ば家中の者勝手殊の外不如意にて大分の借金有之上は分品よりも成程輕く隨分勝手諸借金をも相濟候樣に可仕候且以後諸道具衣類分品の定重而考可申付者なり

月　日

途中召連候人數百三十三人內騎馬五十騎鐵砲百二十挺弓三十張長柄八十筋雜兵一千三百餘人なり

寬文八申十一月廿一日登　城京都の仕置心の儘可仕旨蒙上意御召御羽織幷八丈島十端を被下置且爲御役料一萬俵被下置來年よりは三萬俵可被下置旨翌廿二日丑之刻江戶發途

行列の次第

鹿毛馬拜領　尾花鹿毛松平加賀守綱紀より所贈　梅澤月毛松平陸奧守綱宗より所贈　手筒五挺立弓　弩俵　胄立　具足　挾箱　對の鎗　鈎鎗　直鎗　大身鎗　十文字鑓　寸鎗　長刀挾箱　山駕馬廿疋不殘條懸　中筒一荷　小筒一荷　半弓長持一掉　矢箱具足　貝　太鼓　茶辨當　藥箱　合羽箱　押の足輕

夫よりまた

神主の長持　公儀御用長持　御用簞笥　刀箱　八丈島の長持　御茶壺姫爪り名

夫よりまた

持筒廿挺　玉藥箱二荷　持弓十張　矢箱一荷　長柄廿筋　家中惣乘懸同廿八日御老中連名の奉書を以て旅途御尋　上意を蒙る此砌大津御代官は小野宗右衞門なり

然るに大津の宿内路次の掃除忽せ成り宗右衞門重矩が旅宿に來り上京を賀す重矩不悦して曰く今度予上京の事御政道の御名代たり故に海道の地頭代官大身の歴々城下は言ふ不及旅泊山野に至るまで掃除等不尋常是皆上を重せらるゝ故なり然るに大津に至りては掃除を不申付る段日頃　上を輕んじ奉るの故なり兼て非道の旨は於江府聞及べり此趣き注進に可及と申聞しかば大に恐怖して言少しも上を輕じ奉るに非ず掃除等の事兼而永井日向守殿に承り候に內膳正殿には慈非を專にし給ふ儀なれば定めて民の費はあしからんと宣ひしゆへ兼て不申付と答ければ重矩然ば此處永井日向守の下知を守る哉と言ければ宗右衞門大に恐れ其子半助及伯父長左衞門三人白洲へ相詰樣にわひ言せり其夜俄に町中を掃除し盛砂をし日の岡峠迄松明をたつ重矩旅中騎馬供三人前後に召連る其夜直に大津を立同十二月六日の曉天に三條へかかり石橋より下馬し二條の屋敷へ入此砌京都の人々粟田口に出向ひ上京を賀す重矩旅宿迄出られざるを結類同十二日重矩女院の御所へ參上し從

大樹被進る姬衆といふ御茶壺八丈島紬五十端持參上意の趣申上しかば則衿御所御料理を下し賜り同十三日重矩二條御城中御城外迄を巡見し與力五十人同心百人の禮法を定め武具を改め不足を調へ鐵砲玉藥をあたへ每日鐵砲を習はしむ扨重矩可被任侍從の旨度々勅令ありしかども其段難有奉存候乍去關東に於て先輩久世大和守土屋但馬守未四品にて罷在候得ば此任御免可被成下御用の儀は以御出器奏聞申上べしと再三辭し申上ければ女院御所より右の趣委敷大樹へ被仰進ければ補任の事叡慮に任せ奉べき旨關東より奉書到來せしかば同月廿三日服部備後守案內にて重矩施藥院に於て裝束をあらため束帶諸司代牧野佐渡守正親同道にて參內す御太刀一腰御馬代黃金壹枚是を奉献時に傳奏飛鳥井大納言雅章公正親大納言實豐公御挨拶有て重矩殿上の間に候ず侍從に任し從四位下に被叙飛鳥井雅章卿の曰重矩今日より蹴鞠の門弟とすと有て紫の掛緒を授られしかば是を掛て昇殿し奉拜龍顏天盃を頂戴して退出す扨奉拜

龍顏の事舊例たりと雖名あつて其實なし故に重矩其儀を奏聞せしかば高く御簾を捲て拜し奉る事を得たり夫より服部備後守野々山肥前守松平伊賀守鈴木淡路守同道せしめ衣冠にあらため又兩傳奏同道し院參をなす

仙洞御所へ御太刀一腰御馬代黃金壹枚献上

御目見被仰付御盃頂戴して退出すまた兩傳奏同道有之

新院御所へ御太刀一腰御馬代黃金壹枚献上

御目見被仰付御盃頂戴して退出す

女院御所へも右の御旁同道成し玉ひ御院を頂戴して退出す此時半袴着又本院の御所へ服部備後守野々山肥前守松平伊賀守鈴木淡路守同道此時は長上下着夫より退出して右の人々同道に而兩傳奏衆へ至り謝禮に及び夫より又關白殿下へ行て御禮を申上二條の屋敷へ歸る重矩上京の後上方諸奉行諸代官皆來り賀し且號令を承りぬ京師の雜色等も皆來り賀す重矩雜色等に向ひ汝等今が祖父伊賀守勝重幷に周防守重宗代々の筋目有事なれば最も不便を加ふべき事也といへども町人以下に對し不義の事有が私欲の行跡あるにおひては少も用捨有べからず又天下の御爲不義の行跡有之候於ては近國西國の大名といへ共其遠慮あるべからず此後彌正路に役儀勤むべし筋目不違におひては其奉公空しかるまじと言ければ夫より諸役人與力同心に至る迄恐れ各忠義を守るとぞ聞へけり重矩其役々其列の高下を正しくし小吏下司に至る迄其品を越へず小吏の令を正し其後町人に及けり依之月ならずして品秩自然に定りしとぞ又重矩家中の者下々幷に又者迄も御威光を以町人諸職人に對し押買等仕まじ若相背に於ては急度死罪に可行と嚴命を示す

拾遺家乘に

一　如此一日に禁裏仙洞本院女院新院御所参禮相濟天盃を頂戴是武士の面目希代の例也と云々是天子の御政直にして公方の御威光不輕に依而重矩又時に逢て冥加に叶之由世人喝之

火事の節定の事

一洛中火事有之時は下屋敷に而早鐘をつくべし此時壹番備某池田新兵衛　貳番備某鈴木兵右衛門　三番備松原作右衛門物頭足輕中間召連有之家老に隨ひ與力同心順々に出何も革羽織を着し候事

一禁中近き出火の節は上屋敷にて早鐘を撞べし此時重矩出馬供の侍其外醫師外科より足輕中間都而火事場

へ出る物相印をなし張笠を着し金銀腰に付くべからず且懐中すべからず火事の内何れにてもひろひ取る事なかれ違犯之輩は打捨たるへし歸宅之時下々致吟味掟を背くもの於有之は急度可乞處罪科事

一登り階子大繩はしこ鋸鎌鍬鶴の觜鐵てこ熊手幷鳶口かけや籠手桶長柄杓釣瓶右之類不殘持參なすべし家老物頭の鎗の鞘を目に立候樣に拵支配のもの兼而見知り有之樣に可致また夜中提挑燈備の前後左右見分け候樣に持せ可申事

一大挑燈は巴紋家中の挑燈は面々の紋の上に墨にて三寸程に巴を付可申事

拾遺家乘に

一 大提灯紋巴家中の提灯面々の紋墨にて書自分の紋の上朱にて小さく巴を出相印に可仕事

以上

重矩京都七口の道筋を見分し民の難儀を察し其筋の山谷幷に道橋の惡きを作らせ石をうがち堤をきづき其廣狹を考へて宜しく令を下しければ山人野老も往來の礙りなく牛馬の通も安らかに或は四至傍樂を正ふし商家市町寺社山林堺を正し宮寺破損するをば修理を加へ掃除等能きは褒美しあしきは禁遏をなしければ諸寺諸社人等恐れ愼み勤行不怠勉けるとぞ又家中の者に弓馬兵法等の武藝惰怠なく申付片岡助十郎といふ弓師を山科より招き家士に習はしむ又下屋敷におひて諸儒を招三宅道乙などをして毎月三度づゝ四書五經七書等を講せしめ晡時より上屋敷にて易經の講釋をなさしむ中院大納言通茂卿來臨有之是を聽聞し玉ひけりかよふの事

仙洞御所にも御沙汰有て公家の歌道疏なりと思召けるにや源氏の御講釋御奥行有けるとなん重矩上京の後諸寺諸社の僧徒神職の者の奢を罰し或は奉行頭人の非をあらため或町人の不義を退けおごりを罰せしかば自然と

禁裡仙洞の公卿殿上人を禮法を正しく惡を改め善に移り風俗自から淳素に歸しけるとなり

仙洞女院の御所躑躅花紅葉の盛り或は御茸狩の御遊迚岩倉長谷修學寺邊御幸有りけるが其節々には重矩必ず御幸前に其所へ行て見分をなし諸事下知をなして歸り家老物頭幷與力同心を御先へ遣し警固せしめ還幸以後に必以使者御菓子を献上なしけり御遊の内は在宅なれども上下を着し夜に至れども不寢還幸を聞て裝束を脱平服になり安寢せり重矩此頃新に甲冑を

製す此事牧野一齊（俗名傳藏島原陣の御目附役勤し人也）石川丈山（俗名加右衛門重之大神君御兒姓於大阪有軍功渡有故蒙御勘氣）に謀て是をなす成就の上官醫野間三竹をして其事を記せしむ

冑銘曰　其形唐輪也

鞮鍪也者、隱士一齊牧野氏所ㇾ製者也牧野氏武功人皆所ㇾ識者也故巧二武備一製ㇾ之以呈二執事源重矩一重矩賞玩不ㇾ輟使ㇾ不佞書二歲月其匣上一云安而不ㇾ忘ㇾ危之格言今亦見ㇾ之云

寛文十年八月日　　柳谷書

甲銘曰（黑糸縅胴黃革包腹有左巴紋）

緑沈也者微士石川丈山氏所ㇾ製者也丈山之武功人皆所ㇾ識者也故巧二武備一製ㇾ之以呈二執事源重矩一重矩賞玩不ㇾ輟使ㇾ不佞書二歲月其匣上一云安而不ㇾ忘ㇾ危之格言今亦見ㇾ之云

寛文十年八月日　　柳谷書

右の趣

仙洞御所奉達

御聞仰曰鎧匣の上に前の字書事は大ひに有古實事也世人多く其據ところを不知と被爲染

御筆を前の一字を重矩に賜る重矩感戴稽首拜賜之愼て裝潢を加へ一軸となし揭て拜其辱

御筆を以鎧匣或は革覆に摹書する事甚恐れ有により別に純子を以覆をなし其上へ

御筆の前の字を餘摹するに刺繡を用ひ是を以永く子孫に相傳ひ後世をして

恩光の渥をしらしめんがため野間三竹をして其事を記さしむ

先是故京兆尹源重宗所ㇾ被之甲冑有ㇾ故而經二御覽一俗所藏甲冑之匣上書二前一字一

前　太上天皇　曰前字有書法人未二之識一

寛文十年執事源重矩蒙二

臺命一治二京師一

前　太上天皇新書二前一字一而賜二重矩一重矩不ㇾ勝二感戴之至一別裝二潢

宸翰一而揭之拜之以景二仰之一翌十一年重矩歸ㇾ武而後使下不佞書中其事上遂再拜而書ㇾ之

寛文十一年夏六月日　　野子苞父拜書

寛文十二年下野國烏山の城地拜領の砌右の甲冑烏山へ差遣し奉崇城内之守護神候重矩卒後嫡孫越中守重宣へ相傳へ重宣又是を越中守重高へ傳へ重高備中庭瀬拜領の節彼地へ差遣し今に至りて代々崇敬す

寛文九己酉年十月十四日
禁裡和歌の御會有之
主上踐祚の後初而の御會たり
御製　三首
宸翰の御懐紙幷關白殿以下諸卿之懐紙こと〳〵く重矩に下し賜る
勅使は園大納言基福卿東園大納言基賢卿兩卿也重矩謹而拜受
宸翰は新に裝潢をなして是を藏諸卿の懐紙は別に裱裝をくはふ外函は中院通茂卿の筆尙野間三竹をして匣上に年月事實を記さしむ

寛文九年閏十月某日

皇上
命ニ群臣ニ使レ題ニ和歌ニ蓋
即位之後初所レ
レ命者也使ニ園大納言基福東園大納言基賢二人齎來ニ以ニ其懐紙百葉ニ賜ニ之源重矩ニ重矩百拜頓首不レ勝ニ感戴之至ニ以爲ニ一家之榮使下中院通茂題中其事於其上上使下余不佞書中歲月於其匣上上云

寛文九年居諸　野子苞拜書

從
女皇瓶中に花を挿み下し賜ふ事あり野間三竹をして其事を記せしむ
女皇挿ニ句麥數品于瓶中ニ花與瓶共賜ニ之板倉重矩ニ重矩不レ勝ニ感佩ニ再拜爲ニ几上之壯觀ニ

寛文十年四月日　野子苞拜書

又或時從
皇太后庸慮を以作れる所の菓籠を賜れり野間三竹をして此歲月を記せしむ
葦亦曰レ葭爾雅所謂即蘆也振古蘆有數品未レ聞ニ有ニ如レ亘ニ竹者ニ
皇太后用下蘆之如ニ亘竹ニ者上爲ニ菓籠ニ賜ニ之源重矩ニ重矩感戴以爲ニ奇品ニ藏ニ之家ニ乃令ニ不佞書ニ歲月其上ニ云

寛文十年二月日　野子苞拜書

女院御所より柚子の御茶入御手製也を賜る又野間三竹をして其事を記せしむ
皇太后取レ櫞以爲ニ茶器ニ其奇殆驚ニ凡眼ニ賜ニ之源重矩ニ重矩百拜頓首藏ニ之巾笥ニ使下不佞書中歲月其下上云

寛文九年居諸　　野子苞拜書

法皇御所より鳴渡を號する所嗜景の蒔繪御硯箱是又重矩に下し賜る

法皇御所より御印籠巾着又或時瓢簞の御菓子入（御手製すまでば花葉糸を以てかざり御菓子色々入）其外度々賜物拜領供御の御料理被下置

新院御所より御筆の和歌集の軸物拜領

東宮御遊の折柄（御）笛を吹せられ管絃を催させ給ひ重矩に拜聽せしめ玉ひけるとなん（系譜に帝自から御笛を被遊と有之）此時節凶年打續殊に寛文七丁未の年は諸國旱魃し饑莩野に滿ち死する者其數を知らず京師別而飢餓する者多く洛中洛外その端々に倒伏重矩是を見るに不忍小吏に申付て毎朝一斗五升の燒飯をこしらへ餓莩にあたへ或は古き駕籠數十挺買はしめ凍るものをやとらしめて風霜を防がしむ又古衣類を買調しめ曉天に足輕に命じ端々を廻らせ裸成る非人共に竊にあたへしむ同己酉の正月に至て餓飢の非人彌多く幾萬人と言事を知らず道路に伏まろび呻吟の聲やまず重矩是を患て江府に訴へ東山河原北野七本松に假屋を設貧人出家乞食癩人四段にわかち壹所に混雜せざらしめ同月廿日より御施行として粥を與へしむ御代官鈴木伊兵衛重辰其事を司る凡非人三拾萬七千七百七十一人とぞ聞えし（粥米三百九十二石八斗八升一合）其後又三月二日三日御施行あり其米千拾五石貳斗となん人の品を四段にわかちける故に出家浪人といへ共受る事更に恥とせざりし扨重矩今年御料理三萬俵大津御藏に於て拜受し重役の者を初め家中の者どもに配分しまた飢餓のもの救ひの爲に三條の別墅（堀川通り町[illegible]數也是は祖父重勝隱居所也）に於て價三分一を減じ貧窮の者に是を賣しむ五升を限りとし其上を望むもの有共賣ざりけり或は目付横目付を付米穀を安くし民間の飢をすくひける其後家業なく死を脱るべき便りなきものは其本國を吟味しその國々へ歸しける此砌西國邊御領私領の士民少なき所など或は諸侯より望事あれば京都の者と雖家業を取付出來ざる飢餓人をば遣したり既に松浦紀州の領へ洛の西陣のもの住けるに羽二重などを織て甚其所の調法と成たるよし此時嵯峨天龍寺自濟院健長老窮民御施行を感じ文を作嘆美す

題　官廩濟飢圖

夫物盛者衰之漸也散者積之極也陽舒陰翕否泰互移

理之常也顧惟
本朝從
東照宮膺籙治隆俗美聖々相承海內之民
日富月盛无溢寰區家々安業戶々樂生
月久歲尙而民忘生產之艱殆乎負子育之恩日競
豪奢苟荒淫樂昔在篳門圭竇者今處華檐廣
廈猶未爲足矣曩者藜藿粟飯者今飽膏粱滋味
猶未爲甘矣昔者鶉衣百結者今被綾羅五彩未
爲華矣曩者汙樽杯飲者今啣象箸玉杯未爲美矣
下民猶然而況貴介公子哉徒騁無窮情欲以殫有
限貨財外如冠玉內侶懸磬者滔々皆是也嗚呼
列國群侯非莫俊介群牧縣尹非不公廉然而至
如此則何也所以承平日久時勢令然歟屬者東都
嚴降儉約之 令禁奢華弊令天下諸侯節用愛
人此誠傾否爲恭之秋也吁非新斯民而追還
三代淳風時
命板倉重矩來鎭洛城雒者萬世不易之
天朝而四海輻湊之洪都也民庶悉囿於和氣熏蒸之中
而士無貢家免丁俗尙奢靡視之他邦豈翅百
千倍蓰也哉人々忘已量所稱而夸榮鬪靡人馬騈
塡物價如湧商賈各爭奇貨狗巨贏宛如六博梟
一擲百萬賤買貴鬻則富者彌富較多萬碩薪桂
炊玉則貧者益貧餬口四方積又有年矣況又歲
歉不給衆將謂歲晚賊起矣啻
嘆逑乎重矩負天下元老之任而入雒滋未賊一
夫民威於鈇鉞關不擊柝里無驚狗越奉 東都
之優卹嘉惠而發
官廩以濟飢仍令屬縣尉鈴木重辰監賑濟之事
辰揭榜四衢普募窶民設繚垣於雒東雒北之野
外且爲縛茆茨數百間棲止鰥寡孤獨及躃者瞽者
聾者啞者於其中丕爲糜粥以哺餓者於是寒乞
之民無遠不臻或嬰稚孩於胸或負老媼於背或
肩藍縷而露其體或頂箬笠以掩其面與病
而息者縋杖而羸者接踵交趾躡如集雲如委各携
土甕捧瓦盆而恐敢後辰擇下士慈愛者一齊
行施焉至厭癈疾不獲趨供者捆載饘粥於笭揭
以運施者海如量山如斗受者不知其幾千萬歡
呼之聲振于山野日々亦然洎乎踰月病者以瘥瘵者
以起竛竮之客得走鄉流離之子得歸家所謂肉于白
骨此之謂歟匪啻輦下豪猾奸傀之輩自懲陸梁向

節儉悉革舊習服仁慈假令四達邊之臣亦聽ニ斯優卹一
孰不ニ振起一矣若又有ニ藩鎭一爾ニ綏其民一者得レ不ニ恐
且愧一哉噫神化之速豈唯置郵而傳レ命哉令ニ四海之
民悉躋ニ仁壽之域一者在ニ斯一擧而已京師舊雅命工レ
繪爲ニ一圖一徵ニ之題識予展ニ閲之一而愕ニ其功横逼眞
若夫餒而將レ斃之態渴而慶喘之形痩骨如レ柴面色似
菜之品提携絡繹臨場之勢皃邊擧器底鶴頸受賜底其
色晬然ニ底其含ニ哺皷レ腹一憂一歡千態萬貌寫得精
鈔歟即之親遊ニ施場一而所目擊不レ知ニ孰眞假一唯怪
不听嗷々聲吁目之所レ視而思從レ之矣未レ有下視之而
不レ動ニ惻隱之心一者上也如彼貴戚華族目染黼黻之色
耳濡ニ管絃之聲一牽黃臂蒼以事ニ畋遊一者下民寒饑未
ニ嘗夢見一雖レ欲レ發ニ之仁卹一未レ由也而已今一得レ觀ニ
此圖一則豈不レ擴ニ充之一端一即性不文雖レ不レ足レ形ニ
容
聖化之萬乙一粗記顚末以備他日史館之採錄且欲友
生之用互與ニ古昔豳風畊織流民折屋一等ニ畫軸一傳ニ
之不朽ニ系以ニ六章
猗歟
聖澤如レ海不レ波涵泳萬化鰲抃龜歌

承平歳久國饒民驕孰憶ニ凍餒一金柱斗杓不ニ發ニ
公倉一振ニ濟窶民一德及枯骨不慮不春
上親ニ節儉一俗革ニ奢縱一惠流何速於變時雍顧諟清時
在泰九三安不忘危與天地參民沐ニ優渥一其樂洋々多
男有レ祝萬壽無疆

寛文第九仲春日　　龜峰逍遙遊民艸

當春の飢饉に依て洛中の町人商賣する事能はず妻子を養ふ事成難き程なりしかば重矩是を憐この事を江府へ訴へ米穀二萬石町人共に貸しあたへしかば皆々商賣に元氣つきけり然ども素より貧窮の者は朝夕も送りがたかりければ幸ひ加茂川淺くして洪水の節は堤を押切　禁裡仙洞の御築地へ惡水入り商家民家を押破る田畠欠損し多年此うれひ有りければ重矩此時を幸ひに江戸府へ伺ひ鈴木伊兵衞重辰を奉行として老若男女の隔なく鳥目をあたへ砂石をさらへ持運ばしめ白川より加茂川四條の邊り迄五十餘町の大堤を築てさらへ土をあげしかば堤は高く流は深くなり水難永く除き剩へ加茂の方へ萬石餘の新田出來たり貧窮の者飢渴を凌ぎ商家民屋も安堵し悦ぶ事限なし古は悲田院施藥院薫堤院などいふ有て鰥寡孤獨の者を

すくひ養ひ玉ひし例有しかれ共是もいつしか廢れて年久しく此例なく數千の非人雨露霜雪に侵れ爰の辻かしこの橋詰又或は緣の下等に倒れ臥す重矩是を憐み江府へ窺ひ四條河原今出川兩所に高さ五尺梁間七尺長さ廿間屋根は瓦葺にし三方は板を打付土座にし非人堂と名附非人を宿して寒暑を防しむ是は

大樹御上洛か或は非常の爲に馬たての備とせり扨又重矩平且より洛中洛外の公事訴訟の事町奉行雨宮對馬守宮崎若狹守と會し其事を明辯し日々江戸への注進飛脚往來間斷もなかりけり或時重矩不快の事ありて服藥せしに手振ひけるにや兩度藥をこぼしたりしに人問て曰何とてかく御手振ひ給ふや重矩答に今般

禁裡より大切の御用被仰付自問自答に心を苦しめ江府へ心を移せるゆゑか不覺してかく有しと言けり是より以前卿相雲客禮法猥にして長劍を帶し又は遊獵をなし其道にあらぬ業のみ多かりけるに重矩入京より禮法を匡し罪の輕重に依て閉門或は死刑に及ぶものも有けるに公卿僉議有りて閉門遠流重きは遠流に處する例有れども死刑に及の例未だきかず重矩が振舞過分なりとありしに曰公家は上に禮法を守りて猥りなる事あるべからず然るに其家にあらぬ長劍を好み博奕非禮の例を不聞全く我意に任せて罪するに有らず

大樹の　令を奉て不正を匡す唯罪をぞ罰すれ公家をば不刑と言て貴賤を不擇非禮極罪の者を罰して君臣の義を正し父子の恩儀をわかち夫婦男女の道を明かにして一事一言人倫の本を立て或は僞巧を以直を惑し或は博奕の棟梁凶惡のものを悉く死刑に行ひしかば上に朝禮正しく下不正のものは恐怖して心を改めまたは逃匿などして京師は勿論伏見大阪奈良堺畿內關西津々浦々の奉行頭人悉く其政令を守れり寛文十年庚戌正月朔日は重矩亡父內膳正重昌三十三年忌にあたれり故に重矩鞍馬へ詣けるが市原をすぎけるに三町斗の淺き流れ有りて渡りける重矩思ひけるは往來の者冬此流を渡りなば嘸や難儀なるべし亡父追福の爲に此患を救ふべし迚加茂領の田地を買て山手の方へ道を付かへ通らしむ彼の所の者は言に及ばず鞍馬近邊往來のもの大きに寒苦を脱れ喜ぶ事限りなし老若男女等其恩をわすれず重矩卒後北山市原村に如意山補陀落寺といふ眞言寺有しに彼寺に重矩の位牌を

立て毎年忌日にはその近邊の者集りて恩謝のため迚念佛せしとなり

京師の町家に孝行成もの有りて其近所隣町にても其孝を稱美せり重矩是を聞て感心をなし其者を呼び其孝を褒美し且米穀をあたへ彌無倫怠孝を可盡と言て歸さしむ又それが隣に至て不孝のもの有り親子家を異にしまして物言事もなかりけるに重矩かの孝子を褒美し米穀を與へけるを見て俄に其親と中直りして朝夕孝を盡しけり其町のもの共かれが慾深く亦米穀をむさぼらんためかくすると心得大に惡みて是を重矩に訴へしかば僞にても善を學ぶは善人なり善人にても惡を學ぶは惡人なり不孝を改め孝子と成は誠に奇特の事也迚則かの者を呼て米穀を與へ自今彌孝行を盡すべし不孝をなすにおひては急度可申付と言て歸らしむ後果して有がたき孝子と成りける町人榮葉屋十右衛門と言もの分外の奢をなせし故先諸所司代牧野佐渡守御役中入牢せしめたり此者金銀財貨の富に任せて樣々の奢り強く居宅美麗を盡しの間迚四方の襖天鵞絨にて包その中に綿を入て鋪など又三寶院御門主峯入の節十右衛門儀帶劒をなし大名の風情を學びて供奉すかやうの事超過せし故也重矩彼を命じ出牢首代として宇治橋を掛させたり此義を利勘なる御仕置也と江戸にて取沙汰有之風聞なりしかば重矩聞傳へて是偏に利勘の意にてなせし事ならず若利簡を思はゞ彼者を追放し家財雜具等可闕所左あらば及難儀もの多かるべし故にかやうに申付候事なり又彼の者が名を擬寶珠に記し置く時は橋のあらん限りは往來貴賤の見せしめとなり御仕置も永く立にあらずやむかしも首代に橋を懸るといふ事其ためし有之事也と答しまた寺町通りにすはや九郎右衛門といふ豪富の者有り手代數多抱へ置國々所々へ遣し博奕をなさしめ是を以業とし世を渡りける重矩是を穿さくして成敗せしめ其同類幷に盜賊數十人を死刑に處せしかば近國所々其黨類大に恐れ町中幷に諸寺諸山に至迄作法正しくなりぬ又御室も妙心寺と山の爭ひありて數年理非決せず重矩入京の砌是を京師の令に訴重矩判斷して妙心寺の理とす因茲御室の坊官怒て前代年久く御室の山たり然に今度妙心寺に附らる事奇怪也再裁許なきにおひては江府へ訴んと言て敢て不服重矩坊官數人を呼て諷じて言今度山爭論の事最早理

非決斷す然るに江府へ訴んと言條可任其意但し御政道の事既に決せり然るに御所の尊位をかり不義の事有之ば釋位は常の儀非儀は罸せずんば不可有然ば不及是非遺流に處し奉り汝の輩死刑に可行また余が非義に於ては自殺に及ぶべし此旨能々可被心得しといひしかば坊官大に驚き一言にも不及兎も角も御裁許の理に任せ候と言へり夫より寺社山林の爭論我意を發するものなし或時重矩巡行の折から祇園の邊を通りけるに社內の橋折損し掃除等疎にして落葉社邊に散亂せり彼社人日頃の行跡も惡しと聞ゆ奉行衆御目付衆各また巡見の後彼社人等閉門せしむ則責て汝等神明の德に依て眷屬を養ふにあらずや然れば神は社人等の主君なりされば社內廊廡を掃除し路橋を作るを以奉公とすべき儀なり然るに唯身の奢を極め君を無がしらにするの條甚不忠の至りなり破損に及なば早く修理を可加に左はなくして漸く大破に及ぬれば上を貪て建立修理を乞事國家の不忠にあらずやと申聞たり是に付て稻荷清水加茂小野其外洛陽の寺社悉く是を傳へ聞俄に社內佛閣等を掃除し或は廊下階椽門塀に至るまで小破の所は修理を加へ寺僧社人も奢不儀をやめしとなん神樂岡邊に吉田寺と言眞言宗の寺有るかの住侍

禁裡女院本院の御所幷公家衆の內證迄祈禱加持し時めきあへりける其身不行跡の事のみ多かりける故彼僧をとらへ成敗せしめ寺を破却したり是より不行跡の僧徒恐怖し能く其道を守りけるとぞ其餘また如斯の取斗多し故に略す重矩在京三年寬文十年庚戌七月永井伊賀守尙庸代として入京依之重矩三條堀川の屋敷へ移り（此屋敷後重隱居所也後重昌にゆづられしなり）同十一月廿三日京都を發途し（系譜に十一月日不相知○イに十月廿一日京發足江府に歸ると有十一月三日江戶着と有之）扨途中より阿部豐後守正秋の方へ不苦思召候はゞ品川より直に貴宅へ罷越奉伺

大樹の御機嫌伺度旨以飛脚札申遣せし處尤の儀勝手次第可相越との儀也故に着府の日直に阿部豐後守殿へ相越

寬文十一年辛亥二月十日登城（系譜に三月五日と有之）御懇之蒙

上意其上一萬石御加增被下置都合五萬石に相成

同十二年壬子六月三日下野國那須郡烏山の城拜領也（天神下書面には閏六月三日と有之此天神下とあるは備中庭瀨板倉家の上屋敷を云也）

御常行記抜書

重矩公御實母者林氏元和三年丁巳十月廿四日御誕生従御幼稚御心さとく御才智御勝れ諸藝に御達し學問は野間三竹御門弟にて津田道達と言る八歳にして一夜の内に詩百句作れり依之
仙洞様被遊御詠覽と云々此人年長御指南之由歌學も御聞詩文の學御嗜の所御年三十餘りより景氣の事不宜と思召御止候て經學を專御學熊澤次郎八と云仁松平新太郎様御家來也此人御招聖賢の道御志深く毎日四書五經或は近思錄被成御讀書武藝御幼少より品々被遊御稽古弓は御家來水上十右衛門御相傳後に水戸黄門様の御家來小笹意閑齊息伊織と言者御小姓の節よりあたり射手なり父意閑齊は吉田大藏と言射手也常帳にも記有之也息伊織御暇達而願には身上御構依之一度御長屋被遊御貸候て被遊御稽古候浪人の内熊谷興齊と言諸大名方被致指南候二十年御構被遊御免と早速此人松平安藝守様へ五百石にて弓の淺留軍御使番に被召出候馬は大坪流紀伊大納言様賴宣公御家臣松野宗太郎に御習ひ同流松平阿波守様御家臣上田吉之丞父子に半年御習有之所に其後板倉重宗公の御信仰に付原大藏と言人に被遊御習候軍馬の儀者浪人松尾外齊と言者に被遊御習候尤伯耆守様新右衛門様石見守様板倉阿波守様御家來に山口治右衛門小寺七兵衛の兩人に馬御習ひ被遊候（此兩人松野宗太郎弟子也）兵法者眞影流山崎次郎兵衛と云浪人に被遊御習此仁松平加賀守様へ被召出候後者御家來山内甚五兵衛に被成御聞候元來戸田流の所無敵流と名付る也鎗は寶藏院流十文字林半平といふ浪人に年久敷被成御稽古候寸鑓は木下淡路守様に御稽古有之也是によつて御持鎗淡路守様御相傳之かんな目なり居合取手組打柔等は荊木專齊といふ浪人に被遊御習候軍の事者板坂桃廣に初御稽古被遊候尤同人に小笠原の禮式迄御稽古尤書札の事者久保吉右衛門殿に被遊御聞候其後軍の事山鹿甚五右衛門殿に被遊御稽古前に浪人由井正雪にも被遊御聞候重宗公被成御信仰被成候由にて山田道悦と言浪人にも軍の事被遊御聞候重宗公御信仰に付也道悦後に松平新太郎様へ被召出千石を被下置候京都にて重宗被成御座候節彼者御見舞に被參暫の内逼留の節御近習重立候者に物見の事日々爲御習被成候鐵砲は家臣相田七郎右衛門に被遊御習候て御功者に御座候御茶の湯の事は前々金森

宗和樣に被遊御聞片桐石見守樣にも被遊御聞候第一御慈悲深く御家來を御惠み被遊候依之上中下至る迄病苦の事迄段々幾日限りと日數定り其日に至り申上候尤其支配頭より能改養生候樣自分と不及醫療は上より被成下候藥など自分と才覺出來かね候者へは被下置候足輕以下の者へは看病人被仰付藥は勿論食物迄自分に成兼候者には被下置候

毎朝寅之刻卯之刻前後御行水御髮被爲結候間御近習の兒小姓十八九迄毎朝於御前孝經より四經五經古文七書近思錄の類讀の後は和書樣々の假名書又は太平記盛衰記平家物語三河記太閤記德川記甲陽軍鑑朝夕御聞被遊候付近習大小人共に壹人へ卓子一宛被差置反古御出し手習仕候樣被仰付依之不調法成者は無之武藝弓は御次に卷藁有之弦音不絶樣に被仰付候鑓兵法も其通也馬弓も稽古日定り不殘稽古居合鐵砲五十目百目の筒木筒重目付抱の稽古古具足大小五領被差置近習早く着御前へ出候事は草鞋迄はき罷出候又躾方等も師匠被仰付習也重矩武道の御心懸起臥にも無御忘常の御寢間有明强盗挑燈御枕元に着込其外風呂敷包小袋に軍馬道具火打道具松明相圖の鹿笛遠目鏡人馬息合の諸藥被成御嗜候旅宿往來は猶以之事也

寛永十九年壬午重矩駿府御番御勤同年十一月朝鮮人來朝正使白鹿任統副使東諠金世濂從事官青丘黄　此時重矩御馳走被仰付

慶安三年庚寅春重矩日光火之番五十日御勤被遊候

大猷院樣御治世の內矩矩御門番切支丹御番御勤此年月不詳また公家衆御馳走御勤

明暦元年乙未九月朝鮮人來朝（信使趙珩瑜瑒南龍翼學士李明術）此時重矩重直御兄弟遠州新居晝休御馳走役御勤此時新居御番三宅半七殿佐橋甚兵衛殿御賄之御代官者秋鹿內匠殿也六尺の紋鞠狹冬袷裏無地夏者帷子也（鞠狹重矩御母方の御紋七曜星也林氏之紋七曜な丸な抜ける跡のりと言へり）泥障の裏縱横布を指袋に被仰付是は馬の飼入物の御心得也道中御供の人數腰札相印乘掛に半弓幷荷印有之故紛物難成候

大阪御在勤の節天滿天神の祭禮の節重矩夜中御櫓へ御上り天滿の方を被成御覽提燈舟の往來夥敷相見へ候重矩被仰候は夜中人數の馳引見樣有之何れが去り何れが來る皆々あて候へと有りしかば皆々言葉區々にして其譯不分明也重矩御矢倉の窓に見當を御立見當を越すを去と知見當より內へ越るは來ると知れと被仰付皆々感

心す
重矩御次に卓廿脚斗被差置兒小姓に手習をさせられ時
時仰書御申付被成候
重矩毎朝御對客の砌廣間上の間障子の後水野金右衛門
村雨三郎右衛門隔日に相詰鈴木孫平治毎日相詰也御書
役天野惣右衛門朝比奈武兵衛淺井平助右筆大宮利右衛
門早能岡右衛門平井勘助井上權左衛門相詰御用向記之
小納戸役御腰之物を持相詰其外に近習は間を隔て相詰
御時計之間廊下に相詰
毎年夏一度宛以目代武具被成御改候
重矩誰によらず奇功の藥覺たる者有之ば則御尋平人下
賤の言も御用ひ調合難成丹藥など御調合常々被仰付家
中は不及申百姓等迄御施し給候又藥鍋數々御調置足輕
以下煩の節御貸常は支配頭に御預置被成御惠候
領地の百姓等鰥寡孤獨之者を憐み儉約を守農業不怠樣
に被仰付百姓の爲に醫師を御呼寄貧富共に療治入念候
樣に御申付貧究の者を御吟味の上糧米を給り御惠み被
成候十一月十九日寅の刻家老池田新兵衛旗奉行相田七
郎右衛門弓鐵砲頭吉田權太夫吉川平右衛門平給人仲小
姓乘懸一組江戸發足同廿日寅の刻家老鈴木兵右衛門鎗
奉行淺井六兵衛弓鐵砲頭岩田元右衛門小林九兵衛平給
人仲小姓江戸發足同廿一日丑之刻重矩御發駕御先へ稻
垣權兵衛持筒持弓持鎗其次鈴木新助騎馬鈴木傳右衛門
騎馬此三人は替々前後騎馬にて供奉重矩は鹿毛馬此度御拜
領の馬也御乘其次家老松原十郎右衛門近習頭水野金右衛門
奏者取次使番等其次早能岡右衛門大宮理右門平井甚助
以上右筆三人の内一人つゝ騎馬にて供奉近習頭一人鈴木孫平治者徒士大頭
御免近習頭諸事申合近習頭差合等の仰付近習の者差配
可仕旨被仰付從是定御先へ罷越高橋八兵衛小林一郎右
衛門兩人の内一人宛目付也晝休御泊迄參本陣下陣迄見
近火の用心等申付る町田郷右衛門戸田彦左衛門平井半
右衛門伊藤六之丞島村彌兵衛大川孫市小川彌五右衛門
以上七人石川十太夫細井新八田邊茂右衛門羽太勘八小
笠原角左衛門松島伊右衛門矢井瀬太夫以上七人隔日に
本陣廣間へ相詰井上權右詰門勝八郎右衛門荒木角兵衛
三人の内二人を騎馬にて供奉一人は持筒頭同道にて御
先へ參歩行頭使番二人宛替々歩行之道中道橋を作り宿
々泊々の掃除等御領幷に自領の御馳走絶言語事共也廿
一日神奈川廿二日大磯廿三日箱根廿四日蒲原廿五日鞠
子廿六日日坂廿七日濱松御止宿此時從江戸上意にて御

老中（酒井雅樂頭殿阿部豐後守殿稻葉美濃守殿久世大和守殿土屋但馬守殿）御連名の御奉書御到來御奉出之趣道中無事に罷越候哉被爲聞召度旨之上意也重矩御頂戴拜見畢而松原十郎右衞門へ右之趣被仰御喜悅不斜御奉書家中の面々にも爲致拜見彌以道中諸事相愼申候樣に被仰付道中御料私領馳走の趣具に令言上廿八日赤坂御止宿中島與五郎殿御旅宿へ御出有御對面廿九日宮御泊本陣手狹に付て尾張中納言殿より本陣隣家を一つに御しつらひ疊等迄も表替被仰付爲御音物白米酒肴薪炭馬の飼料等迄被進又爲御名代松平出雲守殿宮の旅宿迄（尾張中納言殿旅館也）御出重矩を御招請被成といへども御辭退有之依之出雲守殿重矩の本陣へ御越し御對面に御家來の面々も伺公す十二月朔日乘船其日桑名に御止宿二日關三日石部に御止宿重矩御頭に吹出物有之依御不快二日御逗留有之五日大津へ御着の所此宿中路掃除等無之を御覽尤御供の面々へ御尋の上にて重矩被仰者江戶發足以來御領私領共に宿々掃除馳走有之其上濱松迄御奉書到來此段著偏に我等への馳走にあらず公方へ成す事なり小野惣左衞門（大津の御奉行なり）心得如何之譯に候哉我々身にかかりたる所も有之直に申付也と被付宗左衞門被申候は掃除の段永井日向守殿へ御相談申候得ば御馳走は却而內膳殿御心に叶申間敷と被仰付掃除不申候と被申候へ者重矩被仰は日向守殿に諸事窺候樣にと被仰付候や了簡違へたる事に候と被仰候得者宗左衞門殿父子理に伏し宗左衞門殿半助殿（宗右衞門子なり）長左衞門（宗左衞門伯父なり）三人白洲へ相詰樣々御詫言被申其夜俄に大津町中掃除盛砂等致し日の岡峠迄松明を立御馳走有之（此宗右衞門は板倉重宗公の御取立の者に候へば別而御馳走可有之處不案內成る仕方な御立腹也）古へ多賀豐後守殿京入へ牛吼候へば牛の首を刎候由京中の者目を驚すと云々今重矩宗右衞門を御叱被成候は是に似たりと京童共口號と云云

六日曉天に京着三條通り行列の次第

鹿毛馬（御拜領の御馬也）尾花鹿毛（松平加賀守殿より到來）梅澤月毛（松平陸奧守殿より到來）手筒五挺　竪弓弩俵甲立具足挾箱對之鎗鑓鎗直鎗大身鎗十文字鎗寸鑓長刀步行（先年三十人）　駕籠　狹箱山駕籠共不殘乘懸中筒一荷　小筒一荷　半弓、長持一棹、矢箱、具足貝、太皷、茶辨當、藥箱、合羽籠、押足輕騎馬供水野金右衞門足立平左衞門鈴木孫平治中根利左衞門戶田彥左衞門石川十太夫細井新八早能岡右衞門大宮利右衞門井上權左衞門勝八郎右衞門荒木角兵衞平井半右衞門田邊茂右衞門平井勘助相山助左衞門渡邊藤左衞門大河內

又七山岸藤兵衛淺井六左衛門村雨三郎右衛門神主の長
持公儀御用長持御用箪笥刀箱八丈島の長持御茶壺稻垣
權兵衛持筒廿挺玉藥二荷鈴木新助持弓十張矢箱一荷鈴
木傳右衛門長柄廿本松原十郎右衛門家中惣騎馬乘懸上
原市郎左衛門醫師不殘中小姓不殘歩行供三條石橋より
下馬二條御屋敷へ
重矩在京中度々京七口御見分の節石川丈山俗名左近又加右衛門後剃髪
於東山隱遁 三廣并野間三竹法印儒醫なり 下屋敷鷹が峰などへ御立
寄の折柄も御供三百人餘騎馬五六騎竪弓鐵砲二挺外へ
不知六匁の小筒拾挺三匁の小筒拾挺半弓廿挺疊具足一
領御用箪笥御茶箱爲御持道々一町に二人宛足輕被差置
御急用の御備也扨重矩洛外七口の道筋御見分有之民の
艱苦を救ひ宮寺破壞等被成御修復掃除等能きに御褒美
惡しきは御しかり被成候依之諸寺諸社勤行無懈怠相勤
申候右七口の內に有之浪人の慥成者には捨扶持被遣諸
事之事を御聞被成候
重矩御奥方小出伊勢守殿の御息女慶安四年六月御卒去其後廿年餘御
獨身にて被成御座候所御姉春松院殿小笠原土佐守殿御母儀又蕃山了
戒俗名熊澤治郎八儒者御師範也 御異見によつて冷泉侍從殿御姉を御娶
此御腹に女子御壹人御出生有 於梅相馬出羽守殿室女子御壹人御出生相馬殿御卒去之後於

久と御改被成候御母鷹司關白殿御由緒に依而綱吉公御臺樣より彼息女へ御通有之由 後譯有之御離別な
され候
重矩家中の者共へ一兩月に一度程菓子抔を玉り其序に
諸事勤方の樣子感悅に被思召之由御懇に被仰依之皆々
抛身命諸事相勤
一重矩一生出頭人と申者無之各々同前に被召仕其人々
の器量に應じ舊功之者には末々の子共迄筋目を立被
成御仕候又家中給帳を御認奉公の年月子供の類迄御
書記し折々御披見有之候は常に御居間に被爲置
一寬文十二年壬子七月廿二日下野國那須郡烏山城重矩
拜領壹萬石御加恩都合五萬石也先城主堀美作守親昌
者信州伊奈郡飯田の城に移重矩京都にて威し立給ふ
甲冑唐輪の御兜黑糸縅の御鎧也を烏山城被遣城之爲鎭守又拜領也鹿
毛馬御上京の節御拜領也 烏山へ被遣爲文馬次に花輪鹿毛は池田
新兵衛に賜ふて新兵衛を烏山之城代に被遣
一重矩御嫡子伯耆守重良御病氣に付御逼塞左京殿重良御嫡
子後越中守重相と號御母は池田備後守殿御女なり 幼少其上重矩にも御病身に被爲
成
御公用漸被成御勤候御家の御仕置等も疏に被思召御
次男石見守殿重道筑後守重直重矩の御舍弟なり へ御養子に被

遣候を御取返し御家督を譲り被成候節重矩石見守殿へ仰被候は伯耆守儀病身にて引込候事無是非仕合に候故伊賀守殿初て御家へ被召出段々御奉公御勤京都諸司代迄被仰付諸事慈惠の御心故如此繁昌今に至り及五萬石事是伊賀守殿御陰德と存候然に周防守御別れは段々に惣領闕候て庶子相續候然に我も德も無之執權役被仰付大祿を拜領し其上侍從に被任城主罷成段々結構になり子供多く誠に冥加恐敷事に候陰德も左樣者不續事に候得共伯耆守病氣にて引込候事偏に早く御罸と存候越中守未幼少なり我等事は近年病氣にて漸御用も相勤候依之家中の仕置等も不得勤候故其方越中守後見に呼事に候次男家督爲繼候事本意ならざる事に候此上御手前第一慈悲を本とし心を正路に持能々相愼御奉公可被相勤候陰德日々長じ一家子孫も可爲繁昌候必右の心懸專要に存候

一重矩家老衆へ被成御物語候は周防守殿（重宗板倉勝重の御嫡子重矩の伯父也）先年我等へ被仰候は我等事京都諸司代被付候節伊賀守殿被仰候者其方事大切之御役儀可相勤共相勤間敷共我等は不存候所に今度大切の御役儀被仰付候隨分入念相勤可上申候我等も久敷御諸司役相勤候得共定而功者の勤方も可有之旨可被得候得共臨機應變の衆ゆへ仕覺申事も無之候乍去近頃心付候事有之候先人々生れ付に惡敷顏のもの人愛能く見ゆる者有之惡敷顏の者を見ては我心に拒む心有之故に能事を申候とも惡しく聞なし其上理屈が間敷事を申候得ば急怒の心出で非道の樣に聞なすものなり又人愛能者の申候事は非道の事にても能聞なすもの也依之公事訴訟の者其者の顏を見るべからず只其理を能言せ又かへして聞候へば誤り有之者は言葉違ふ者也個樣の事肝要の事に候よし御物語候き我等此事感心に存候と度々御物語也

一延寶元年癸丑重矩御病氣依之爲
上使萬年作左衛門殿（御小納戸）御越渡
上使松平民部少輔（御側衆）被成御越御老中酒井雅樂頭殿阿部豐後守殿稻葉美濃守殿久世大和守殿土屋但馬守殿度々御見舞御出御對面若御年寄大井能登守殿內藤大和守殿等も被成御出候
延寶元年五月廿九日御逝去御年五十七歲
家綱公より御香奠として賜白銀五拾枚

一重矩御逝去の御悼として

　　　　　　中院大納言通茂卿
ありしその春をかぎりのわかれとも
　しらではかなく過し悔しさ
日にそへてあらはと人のしたふにぞ
　あかぬわかれもさらにかなしき
君がため世のためしたふわかれこそ
　かゝるなげきのたぐひにも似ぬ
伊か斗木の下露のしけからん
　馴し朝たにつきぬなげきを
なき世にも朽せんものか君がため
　身をしれてしなひとの誠は

一板倉市正様より源忠様へ御老中に被遊御成龍之口御屋敷へ御移徙被遊候砌板倉伊賀守様御所持の御長刀銘關孫六兼元也渡
源忠様御逝去被遊候て又板倉周防守様へ御遺物被進候

　重矩常行記序

重矩者即板倉従四位下行侍従兼内膳正朝臣源忠君之諱也常行記者蓋故鈴木孫平治政證常所集記

源忠君平常之賢徳善行乃其秘翰實錄外人之所レ未ニ嘗識一也當時政證自ニ幼年一擢ニ召近事一
源忠君之側傍常陪侍面ニ窺其起居動靜一如レ是長隨時直觀其如學遊藝如レ是至レ若レ戌ニ難波一石壘料京都之諸司參ニ東武之大政一不レ得ニ一日半時離于
君邊一也是以寐憶レ之霑筆レ之或認ニ赫號一或寫ニ繭紙日累月積交撫撫遂以爲レ編焉然後孫平治正職以其嚴父之遺書手澤自虔以校訂終飾焉又因ニ其簡帙疊厚一故判爲兩冊惟夫盡レ己之心無レ私謂ニ之忠一發ニ之於言行一謂ニ之信一此乃凡爲ニ人臣一者之職分也今政證父子之於ニ此書一悉掲ニ其心之誠一曲顯ニ
先君之徳功一以貽ニ諸末代一延及ニ乎無朽一忠信孰大ニ於焉一然而將來
當家之孝嗣慈孫鳳雛龍駒荐出似續熟ニ誦斯編一深味ニ斯文一則以レ之反レ身爲ニ德行一以レ之臨レ民爲ニ仁政一而後輝ニ聲名於一世一昌ニ邦家於千歳一豈可ニ敢庶幾一乎
　　　備中庭瀨記室本多光風頓首拜

一寶永年中三年歟　大樹　綱吉公命諸大名令書先祖武功有上覽板倉甲斐守重寛より進獻之寫

慶長二十年難波之役

神君陣二茶臼山一時城中請二和議一與豐臣秀頼盟二於是一

神君使下重昌至二城中一而見上豐臣之下筆盟文一既了曰

將呈請　神君

台德公兩尊乎重昌曰吾父子之名不所題如何也重昌曰臣未

有此　命臣乃一君之使而非二君之使故避　台德公而

不所載也

神君以爲レ有二深意一與其所思而如レ合二一契一喜悅益深

源忠公御常行記終

東奥標葉記

東奥標葉記

上巻

抑當家者平姓氏にて氏は海東後に號二標葉一昔日高祖は人王五十代桓武天皇第五の王子一品式部卿葛原親王より三代の孫高望王寛平元年五月十二日從二宇多天皇一始賜二平の姓一王氏を出で忽人臣に連る從五位下号二上總介一男子有二六人一本朝の平氏は都て此末葉に無二不レ有者一其嫡子鎭守府將軍平朝臣良望號二常陸大椽國香一關東を領而常州府中與二土浦一兩城に兼住せり長子鎭守府將軍從四位下陸奥守平朝臣貞盛と云是は大政の入道清盛と與二北條家一大祖なり次に鎭守府將軍從五位上上總守平朝臣繁盛是當家之元祖なり其頃朱雀院の外舅成故藤原忠平爲二攝政一時に國香舍弟下總介良將の嫡子相馬小次良將門攝政家に使せしむ使の宣旨を雖レ望と彼に不二之許賜一故憤を懷み關東に下向して叛逆す先づ攻二伯父常陸大椽國香一國香自殺す益威を坂東に振ひ下總國相馬郡に居住して爲レ都自稱二平親王一官爵を家臣に成し與ふ此時天下騷動す於是陸奥守平朝臣貞盛大將軍として小鳥の太刀唐革の鎧此時從二天子賜レ之下總國住人俵藤太藤原秀卿副將軍として共に關東に對陣して及二合戰一承平五年二月より天慶三年至二三月一其間已に六年於レ爰參議民部卿衞門督藤原忠文任二征夷將軍一上野守源朝臣經基是清和源氏の元祖なり藤原朝臣仲舒是忠文の舍弟なり兩氏副將軍として既に發二向關東一故に貞盛と與二秀卿一一レ心而誅二將門一奉二其首一依レ之諸將駿河國浮島原より京都に歸ると云也此時の大將平朝臣貞盛常陸下總兩國被レ任二太守一舍弟平朝臣繁盛は將門蜂起之時承平七年十一月七日下總國宇志久野合戰同十三日藤城川の合戰等抽二軍功一天慶三年三月相馬の爲レ固レ津文屋の好兼亦爲二繁盛一被二責破一相馬の內裏終に使二沒落一此外於二所々一抽二軍功一故に朱雀天皇より賜二數ケ所所領一依二勅命一移二常州府中一嫡子海東出羽權守平朝臣安忠尙住二府中一其頃海東一番大家の爲二平氏一故に世の人是を稱二海東平民一安忠四代の嫡傳海東太良忠衡號二府中庄司一舍弟海東次郎忠淸後號二三休入道一是讓二府中一忠衡の嫡子海東小太良平朝臣成衡常陸大椽號東奥に下向して常州多河郡奥州菊田郡岩崎郡標葉郡四郡並行方郡の中領レ是岩崎郡住二大舘一當時從二平城一十町餘南也而

して五十一歲永曆元年二月廿五日卒す妻は藤原朝臣基衡の息女也後號ニ德尼御一男子五人女子二人產レ之嫡子楢葉太良隆祐（法名常信）楢葉の庄を領す二男岩城二郎隆衡號ニ左衞門太夫一立ニ嫡家一住ニ大館一此世々の庶流は絹谷岩間顯谷鹽鎌田片寄大森狐塚石森小川玉山會谷好間富岡（富岡大和守は今の岩城忠右衞門隆恭六代の先祖なり）此外白土大須賀共に大名並にして大須賀氏は昔祖千葉六黨の其一也後二岩城の幕下と成て准ニ一族列一根本新妻（一說に新妻は千葉の分流と云り下總國佐倉の近所に新妻と云村有り）志賀猪苅是岩城四殿の重臣也元祖隆衡十六代の後胤岩城忠次良貞隆實は佐竹常陸介義重の三男にて岩城左京大夫重隆の遺跡を領す慶長五年關ケ原一亂の時石田治部少輔三成に與力して源家康公より累代相傳の所領十八萬石被ニ召離一內十二萬石は鳥井左京亮餘は土方河內守內藤豐後守水戶黃門拜ニ領之一貞隆於ニ出羽國龜田一高二萬石宛行はる當岩崎伊豫守伊隆は此嫡孫也三男岩崎三良隆久彈正忠法名永祐號領ニ岩崎郡一此家の種族は西鄉北鄉田中長谷管波幕內鯨岡駒木根境下舟尾越田東鄉舟尾水谷荒川中山住吉是也水谷氏は常州に住して領高五萬石將軍家の依レ命慶長年中水谷左京亮備中國松山城に移す嫡孫水谷出羽守は公方綱吉公に仕へ無ニ嗣胤一

而元祿十年此家斷絕水谷の元祖より至ニ出羽守一凡十九代と云々四山標葉四郎隆義左京大夫法名昌信と號後白河院の御宇に保元年中標葉一郡を分領請戶の御舘に移す大平寺の向へ請戶の濱近所也當時田畠と成跡地不ニ分明一此時請戶大明神當家の氏神として奉り社領を寄附而當社鈴木志摩守正重同淡路守廣重の先祖一郡の社家頭として補ニ別當職一古老傳曰此大明神は往昔從ニ新羅國一請戶小島に出現し給（御神體は女神也と云云）其時阿部荒兩氏始奉レ拜レ之然阿部氏は雖レ無レ所レ志荒氏社其島に經營而奉ニ安置一其後當家の氏神と奉レ敬故に御神殿を結構す經レ年小島海波に崩る於レ爰今奉ニ御社地移一社司鈴木家の傳記に曰當社は養老元丁巳年此小島に出現し玉ふと然時は彼年號は人王四十四代元正天皇の御宇也當家に奉レ尊保元年中迄其間四百三十餘歲請戶棚鹽兩濱の民家の鞏鎭守と奉レ敬とぞ其保元より至ニ長享元年一當家尊敬此間三百三十餘年此年嫡家滅却せり貴布稱と稱號すること近代也謹で言す神は天地の靈無色無形にして元來生而坐す有ニ道理一神靈の妙と奉レ申也當社の由來雖レ非レ無レ傳昔より神事奉レ秘事にして猥に異說を唱る事神慮をも可レ恐事也（神出現より保元まで四百三十五年此時より長享元年に至三百三十一年也と云）

祈願所は八景山安樂寺院號は觀音院龍燈山大聖寺院號は西光院高畠山寶珠院寺號は無量寺此三ヶ寺は醍醐三寶院の末寺と而標葉累代の願寺也長享年中東家滅亡之の安樂寺大聖寺は泉田村に移す然るに安樂寺は追㆑日貧寺と成本寺の規式も覚に斷絶大聖寺は泉田家の護持の寺と成故に繁昌し今に一郡の爲㆓本寺㆒雖㆑然何れの時か法流斷絶して當寺は岩迫山歡喜寺の末寺と成れり寶珠院は藤橋村に移而天正年中權大僧都黄尊住世に至る迄本寺の規式無㆓斷絶㆒毎年三月廿一日御影供を執行し於㆓寺西坂㆒建㆑市然有故天正四年以來是も本寺の規式斷絶す里老見然として覺㆑之所㆑傳也當時大聖寺の撞鐘は往古安樂寺の鐘也其銘に曰大旦那平朝臣清隆安樂寺當願主知慶永享七乙卯天八月廿一日と有り是且昔廻國の僞僧鐘の銘を一見して云く安樂寺と云寺の字の間切て不吉也此寺退轉すべしと評判せしとぞ然るに何の時歟此鐘大聖寺に掛たり于時寛文十二年二月廿八日大聖寺住堅齋法印鐘を新に被㆑直時古銘寺號を除きて往持の名計記し爲㆑被㆑置永享七年より寛文十二年迄は二百卅八年也去は昔は世柄質朴にして鄙抔には突鐘等も少きと也當時眞言三ヶ寺の鐘も古鐘は各、寺に有來る

鐘とは不㆑見是質朴の現證也菩提所は香積山華光院或說に曰此寺は大守清隆嘉吉年中以來開建而寺領七貫文地是を寄附して嫡子隆成迄兩代に至ると云々開山は維山良大和尚二世は淮山的大和尚三世大通徹大和尚なり是又長享以來は無緣の寺と成于時大正二年此寺失火し法流使㆓燒亡㆒於㆑爰往代の改㆓本寺㆒行方郡小谷村豐池山國應寺者文明十年の頃開建にして雖㆑爲㆓後起寺㆒彼寺の第三世大準的大和尚を以爲㆓中興開山㆒故に當時は成㆓　應寺の末寺當家世々の種族は郡山室原下浦泉田藤橋是也藤橋は近代の在名也此家藤橋村に不㆑移以前は藤橋村居㆓住之㆒泉田の家を藤橋と號す其後亦藤橋出羽守胤平此所に移して當在名を用ゆ五男行方五郎隆行は行方郡之中小高鄕並に中鄕の中是を領して堀內の御館に住す右小高氏は此家の種族也牛越村釋迦堂是德尼御の開建なり昔於㆓此所㆒尼御塚と云塚有今は其場不㆓分明㆒標葉郡丈六山に阿彌陀堂釋迦堂尼御開建す兩堂零落己後三尊の彌陀は樋渡村法蓮寺に安置す釋迦の像は境村東醫寺に安置す岩崎郡白水の觀音堂と云在白水は即泉の字也岩城の城下を平と名づく是尼御の奥の平泉を被㆑移也此外五郡の中所々に堂社を尼御被㆓建立㆒

結ニ構之一云々二人の女子は藤原安信の妻佐藤忠信妻（忠信の兄繼信妻は河越家の娘也）此徳尼御の先祖は大織冠より七代の孫從四位下武藏守藤原秀鄉平の將門使ニ退治一之時武藏下野兩國の住ニ大守一六代の嫡胤御舘五郎藤原基衡嫡子出羽奥州兩國の主鎭守府將軍從五位上陸奥守藤原秀衡之妹也其妹は信夫郡主佐藤庄司藤原元治に嫁す是を世人稱ニ尼公一則繼信忠信兄弟の母也行方五郎隆行より七代の後胤行方五良胤勝嗣胤無レ是元享年中此家斷絶す鎌倉の將軍守邦親王の御治世北條尊時入道副將軍の時にして相馬孫五良重胤に胤勝の賜ニ遺跡一關東より行方郡小高に下向す此重胤は相馬次良師常より六代の嫡傳也其頃亦相馬二次左衛門尉胤氏は太田村の城に居住す當時妙見の社在此家の氏神也此胤氏は重胤の父相馬彦次良師胤の大兄也中の兄は岡田五郎胤繼也胤氏の嫡子師胤の時此家斷絶す（此父子は行方郡之内太田村吉村名宮城郡内赤沼村を領す）遺跡は北條高時の執事長崎入道圓喜の舍弟思元入道拜ニ知之一於レ爰重胤より有ニ訴訟一故流道の上賜ニ重胤一海道の下は鎌倉の建長寺の寺領と成る彼地の百姓年貢一石の米を以て毎年是を收ニ鎌倉一此時建長寺の納所請取の證文二通殘傳り今に存す中津氏朝睡入道直見之由也文治五年源賴

朝鄉藤原泰衡兄弟御誅伐の時も當家は母方の親族なれども泰衡が不義に不レ與故に當家は本領無ニ相違一也累祖隆義八代の嫡傳標葉紀伊守平朝臣持隆（法名は行圓）一郡を領して住ニ請戸一元弘の亂には屬ニ北條高時一從ニ建武二年ニ南朝の天子後醍醐天皇に奉レ順其年十月奥州の國司北畠中納言源顯家卿の手に屬而上方へ參陣す建武三年の正月中旬近江國大舘中務太輔佐々木判官等が所ニ楯籠一觀音寺の城是を責落す至ニ三井寺一細川卿の律師定禪高の大和守等に對して合戰す並に京都の合戰迄於ニ所々一得ニ軍功一事勝レ他云へり此合戰は官軍得ニ大利一將軍源尊氏卿去レ京筑紫に落故に國司顯家卿鎭守府將軍に被レ任至ニ建武三年の春一南朝の年號延元元年と改む三月廿四日後醍醐天皇第六の宮義良親王後に南朝の天子に立給ふ顯家是を供奉して伊達の郡靈山の城に下着す三月廿二日靈山の軍將廣橋修理亮經春近郡の官軍を相催して行方郡小高の城に押寄合戰に及ぶ然るに同廿四日寄手失ニ勝利一下浦の舘主標葉孫四郎隆實（此時五十余歳と也）郡山の舘主標葉孫十郎隆秀舍弟孫九郎隆利以下の氏族並に郎等多く討死す同廿六日武家の軍將大泉平九良教重近郡の軍勢を引率し請戸御舘に押寄雖レ戰と寄手無ニ

勝利二而退陣す當家は遠近の國郡於二所々一度々抽二軍功一故に從二南朝天子一於近郡二所々關所の地を賜と也同年五月廿四日國司顯家卿取二掛數萬の軍勢一責二落小高城一於レ爰相馬孫五郎重胤の二男相馬彌次良光胤を始一族郎從共に多く討死す于時重胤は屬二斯波陸長奥守家が手一在二府鎌倉一嫡子出羽權守親胤は屬二將軍尊氏一在京親胤の嫡子相馬松鶴丸胤賴此時十三歳にして小高城に伯父充胤相共に在りしが落城の後は延元二年正月迄八九ケ月の間胤賴は山林に被二隱住一云々小高の城は重胤の依レ命建武三年二月三月兩月の間彌次良光胤是を被レ築也家長と重胤は奥州勢二度目上洛之時鎌倉の戰に討死し給ふ平朝臣持隆は延元二年八月顯家卿の手に屬して上方參陣す上野國利根川合戰に打勝同十二月下旬攻二落鎌倉一延元三年正月中旬美濃國青野ケ原大合戰同二月十六日伊勢國小屋松の合戰同三月十三日山城國八幡の合戰等に於二所々一得二勝利一雖レ多二軍功一其次第略レ爰同月十六日高野武藏守師直と及二合戰一顯家卿失二勝利一覺被二討死一此時持隆攝州天王寺濱手に向て自身武勇を勵し數ケ所蒙レ疵御二爲に南朝一深抽二軍忠一云々舍弟標葉彦三良隆光（法名行清）舍兄爲二持隆代官一住二請戸御舘一度々發二向近郡一强敵を擒にして舘城を追出し其謀は武勇如二猛虎一云々其頃泉田の城主標葉小五良隆連の嫡子標葉孫三良教隆は背二嫡家一屬二將軍家一建武三年三月十六日白川結城上野入道道忠の氏族中村六郎楯二籠宇多郡熊野堂の城一押寄合戰すと云々於レ爰爲二嫡家一此家滅亡彦三郎隆光此遺跡を領して移二泉田城一云り從此時二三の宮社（明神は彼家の氏神と崇敬す一の宮は小丸村二の宮は新田村三の宮は泉田村三ケ所に社在レ之）崇敬而爲二彼家の氏神一當泉田掃部胤冬は隆光より十代の嫡流也昔宇多郡中村の庄は熊野堂の社領にして社人鈴木雅樂頭先祖支二配是一或舊記曰伊達郡靈山は貞觀元巳卯年清和天皇の御宇慈覺大師開山にて峯には山王廿一社是を被二建立一被レ置二三千六百衆徒一無双の靈地にて伊達葛田宇多此三郡寺領と云々然時には熊野堂開基の時節は靈山の可レ爲二末社一歟元弘建武以來は亂世にて國司顯家卿暫靈山を城廓とせらる此頃宇多郡は依レ爲二搦手一白川結城入道道忠是を下知す故に中村六郎於二中野村一築レ城爰に居住す今の古城是也八幡の社亦此時の建立也若王寺妙德寺此時の寺也今南町は從二此所一是を移す故に熊野堂町と云菅野佐々木荒氏等の三氏は彼中村六郎が被官筋也荒氏は標葉の被官家にも亦有也

于時延元三年改號歷應元年此年官軍の棟梁北畠顯家卿新田左中將義貞共に都に於て被ニ生害一故に都鄙の官軍の侍多く屬ニ將軍家一上方參陣の奥州勢於ニ所々一討死す本國の武士は少也と云々當家の軍士皆被レ討大將持隆漸々標葉に下着す氏族標葉四郎右衛門尉清隆（或人云是室原家の先祖也此人軍功の證文彼家に于今有と云り）嫡家に相具して上方に參陣す度々顯ニ武勇一と云ふ當家は曆應二年屬ニ將軍家一從ニ此時一岩城岩崎の兩家是又附ニ屬將軍一同年舍弟隆光嫡家の陣代と而標葉の軍士を引率し隨ニ將軍家一出陣於ニ伊豆國一有ニ軍功一也觀應二年屬ニ將軍一名取郡廣瀬川に參陣し抽ニ戰忠一云り元弘建武以來の合戰に發ニ向遠近の國郡一度々の軍功有事略して爰には不レ記累祖標葉平四郎隆連は持隆の三男也左衛門尉法名號ニ連祐一母は岩崎の郡主岩崎左馬助平朝臣隆時の二女岩崎彈正左衛門隆久の妹也舍兄標葉左京亮盛隆と同腹也妾腹の兄標葉二郎清基は十六歲にて卒す隆連は父持隆の依レ命同郡新山の城に移住す嫡子標葉平四良隆重（出羽守と號す）尙新山の城主たり（新山の城は此隆連と隆重二代居レ之此時西館には元老猪苅播磨を令レ居と古書に見ゆ長享年中より相馬領と成此時より青田氏山澤より移して移して城代となる其後相馬三胤殿城主となる富岡へ移さる以後樋渡攝津守城代す永祿六年より本丸に木幡大隅門馬彦左衛門兩士城代す西館城代は酒井將監也是より後明城となつて于今しかり青田木幡門馬は三七共に家斷絶して子孫なし酒井は爲ニ鄕士一而子孫于今有之也）

其頃總領盛隆の長子標葉左京大夫嘉吉年中請戸を去て本條の御館に移す其昔秀衡の居所號ニ御館一故に德尼御以來標葉家の在所是を御館と代々稱號す于時嫡家の郎等に新谷與ニ半谷一云有ニ二氏士一累祖隆重有ニ宿意一本條の城下に押寄終に彼兩氏を討亡す新谷が嫡子十二歲なるを川中に引出し殺レ是云り彼屋敷本條川の北也氏神西宮の社有レ于レ今于レ時新谷氏の嫡流斷絶し當社修覆依レ無レ之神の怒有嫡子至ニ亂平代一社を藤橋に移し奉ニ信仰一故に當家又世々爲ニ福貴一古老の談話也（半谷屋舖半同所也彼も谷な葬りたる塚于今半谷塚と云有り）於レ爰嫡家清隆怒て責ニ新山の城一隆重遁ニ居城一岩城に走る岩城の氏族駒木根主水正隆資は依レ爲ニ妹聟一也一兩年を經て卒す嫡子標葉小四良隆豐若年たり於レ爰家老牛渡九良兵衛（本名は猪苅）山内但馬栃本五良右衛門隆豐を介抱すと云々爰に持隆より當家に傳る重代の太刀有レ之豐後國定秀（貳尺四寸五分と云り）備前三郎國宗（貳尺七寸）（有銘）是鞘の文曰黑澤丸の太刀者備前三郎國宗作レ焉平姓氏隆豐幼少にして未レ及ニ十歲一時不レ堪ニ九夏三伏の炎レ熱一到レ川邊ニ太刀於桑木一入水而浴時老少群聚而見ニ青大蛇擁レ木忽成ニ奇異の思一與レ臣共近而見レ之本の太刀

也此時名二黒澤丸一黒澤丸と云意は劒は水色也黒は取レ水澤は充金の謂也古人も有レ譬二水流於蛇一故に黒澤丸と號す莫レ怪然則此太刀は靈劒也子々孫々爲二家珍一猥莫レ傳二他人一平隆豐記レ焉云々標葉左京大夫淸隆嫡とに子左馬助隆成二代相馬出羽守高胤長子大膳大夫盛胤と武威を爭と云は五十年至二嘉吉文安年中の比一淸隆八道得臺於二權現堂一築二陣城一是に住す此淸隆は智仁勇を兼備して武威を近郡に振ふ永享十二年下野國本結城合戰之時將軍義教公依レ命淸隆結城の城に參陣而抽二軍功一云々此合戰は結城中務太輔氏朝本結城の於レ城鎌倉の公方持氏公の末子春王丸を奉レ入從二永享十年十二年まで三年籠城す此時關東奥州の大名小名參陣而責レ是故に落城而結城父子三人自殺す今有二古城一此合戰の時岩城下總介親隆長子左京亮常隆父子抽二軍忠一將軍義教公の預二御感一從レ是岩城成二强威一近郡を蔑し岩崎隆久十代の嫡流岩崎三良隆綱を責亡す于時岩城親隆は姉聟也岩城大身の氏族悉是を討亡す此時に當て淸隆入道得臺は及二老衰一隆成朝臣は大將の無二器量一標葉の家既に及二滅盡一於レ爰淸隆家の重臣を名二六旗七人衆一六旗は標葉の補二悉皆職一井土川大隅守傳に曰自身八騎大隅守三代の孫井土川將監元龜元年四月十三日伊達領伊具の郡責二丸森城一時討死也井土川旗の紋は白地に赤如意半月也今の末永仁兵衛井土川閑齋兄弟將監四代の嫡傳也山田和泉守嫡傳山田源兵衛旗紋は地水色に白丸此源兵衛尉天正四年四月十六日金山合戰の軍依二勝利一盛胤公義胤公兩將より宇田郡石上村高七十餘貫文の中三十五貫文賜レ之石上村に移自レ此號二石上源兵衛一此高古書に見えたり當二舘の北一于今屋舖有然に天正九年八月十九日黒木中務と相共に逆心して伊達に走る小丸主水七騎當時室原村に住す小丸勘十郎も嫡流也小丸氏旗紋は赤地に爪白也下浦氏部凡自身五騎是本名は標葉代々爲レ勝武勇の家也下浦源七良嫡流也下浦氏旗紋は黒地に金色丸なり熊右衛門尉自身五騎熊左次兵衛血脈相續の正流也熊川村の住熊次良右衛門雖レ爲二嫡家一血脈斷絶す熊淸兵衛は庶流の名跡也熊氏旗紋は白地に赤半月也上野兵庫五騎旗紋赤地に白釘拔居二舘谷田村一嫡子但馬有レ故移二泉田村一之時知領三十餘貫に滅此高古支配に見長子上野内藏允慶長七年に所領亡失す今上野齊兵衛尉嫡流也此六家を號二六旗一室原伊勢守自身六騎本名標葉家にして代々爲レ勝武勇の家なり室原の權右衛門嫡傳也或

人曰室原の先祖は標葉郡の中三ヶ村を領して標葉旗下と成者也上代は鎌倉の直參也其頃は號二標葉一于時正安二年嫡子父の名代として鎌倉に參勤は於二其跡一父卒す然るに所領の讓狀を繼母是を次男に渡す故に兄弟公事に及び鎌倉以二御裁許一室原所領內下浦村を二男に分知す此時の證狀今に室原の家に是を傳と云々私に曰文祿年中の古支配に室原家の所領六十貫文餘下浦家の知領五十貫文餘と記せり兩家の所領都て及二百廿貫文一愚案るに上代は室原氏一人而是を領し鎌倉直參と相聞え正安年中二男に分知の證文既に室原家に傳レ之時は下浦氏は彼家の爲二分流一雖然下浦の譜は標葉與行方南郡の境にて相馬の重臣青田が居城山澤に對して無下に程近き標葉方の要城也從二正安年中一長享年中迄は年數已に及二百九十年一定て下浦氏五六代も可レ爲二相續一其間爲二亂世一境目の要城難レ守器量人も可レ有歟亦幼年の世も可有然時は室原氏の庶流無二斷絕一下浦の要城に相續究て不審餘の一族の後亂雖レ難レ計室原下浦兩家の系圖斷絕故に其の傳有二異說一不二分明一郡山織部允是は標葉孫十良隆秀の後胤也旗紋黑地に白半月子孫流牢して家斷絕六旗七人衆は各騎馬は五六騎或は七八騎宛也樋渡氏

嫡孫樋渡攝津守永祿年中新山の城代也同六年逆心而伊達に走也樋渡氏旗紋は黑地四方也苅屋戶能登守自身六騎嫡孫苅宿出雲永祿年中流浪而嫡流當時宇多郡住二石上村一苅宿權左衛門一族これ也苅宿村白旗大明神社司阿部伊豆守是も彼家の氏族也と苅宿氏旗紋は白地に赤自在也熊川美濃七騎熊川兵庫嫡傳也中祖熊川左衛門尉は草野の城代岡田兵庫聟也兵庫嫡子至二主膳代一急死故に家斷絕於レ爰主膳遺跡姉聟左衛門尉に給る不名跡故熊川家名不改熊川氏旗紋は赤地に白搔槌也其頃大膳亮利胤御代也瀧の迫日向守遺跡を賜二堀內半右衛門小濱寸助遺跡を木村久右衛門門馬次右衛門遺跡を伊藤太兵衛一此外にも有と云り中村兵衛大夫當富田善大夫嫡流也昔は上浦中村に住宇多郡中村城下と成る故に此氏族改二名字一富田或は村田と云村田助之進村田十左衛門村田久太夫富田作兵衛富田彦太夫是皆此氏族也中村氏旗紋は白地赤鳥居也牛渡美濃守五騎本名は猪苅也眞子牛渡治部丞同近江兄弟は爲レ勝武勇人也今牛渡源五右衛門同太郎左衛門嫡家也牛渡作太夫牛渡茂左衛門等は近江後胤にて庶流也牛渡氏旗紋は地紫金の鳥居也是を號二七人衆一續二六旗一重臣也于時岩城不義に而舊族を亡す

事舊慣の次第也所詮從レ屬レ彼相馬隨附而以可レ保レ家標葉隆光三代の嫡孫泉田隱岐守隆眞幷六騎七人衆內多相馬に寄レ志也泉田氏旗紋は黑地白半月七星也于時相馬出羽守高胤權現堂の陣城に押寄藤橋村に戰陣して嚴く合戰す然に高胤陣中に急死し玉ふ故に相馬勢退散す當時常照寺屋敷は天魔森と云是開基以來の本屋敷なり近代大日那依レ爲二小身一成二貧寺一古舘の東に移す此時の住僧三代續きて煩二痢病一遷化有其後閑所の下地より石箱を堀出す其中に甲鎧太刀等有之若高胤公の御尊骸葬りし所かと疑しと古人談話す其嫡子相馬大膳大夫盛胤此時十七八歳となり長享元年の至レ冬又發レ兵權現堂に進發し城下の於二澁井一張レ陣及二合戰一此時泉田隆直加二相馬一先陣而責レ城六旗七人衆多分は隨二相馬一也累祖標葉小四郎隆豐は其頃牢人也本領安堵して於二權現堂一可二籠城一旨嫡家より隨レ謂籠二權現堂城一然所屬二相馬一於レ有二忠節一可レ准二一家一旨度々有レ是二內通一折節雖二陣間近一大寄降人馬の通路不レ叶於レ爰家老牛渡九良兵衛尉于時七十餘才日比武畧の達者也隆豐と一レ心城門の鎰を寄の上に取落し其寸法を計是を相馬方え送る則調レ鎰遣二城內一定二日限一相圖固而開二城門一相馬勢を引入る不二思寄一急事城中騷動す且又於二城內一三ヶの祈願所陣の勤二祈禱一其夜寶球院の住僧心變じて屋形に放レ火城兵悉失レ度進退爰極兩大將自殺終落城標葉嫡流十一代三百有餘年而家滅兩大守號二清臺院殿天鏡宗得大居士寒松院殿雪庭秀白大居士一于レ爰大守清隆の御守り伽羅佛の觀音あり奉レ納二香積山一于今傳れり室原郡山の兩氏は不レ隨二相馬一岩城に走顯胤公至二御代一兩士相馬に歸參すと云牛渡美濃守有レ故所領被二召離一流牢也子息牛渡治部同近江兄弟は岩城に住せしが大守顯胤公の御代富岡城暫く相馬領時（此城大永五年より元龜元年迄の間相馬領レ之此內四十六年也）夜討而治部丞討死舍弟近江守は後蒙二赦免一歸參すと然ども永く所領離ると云當時三春領成鎌倉嶽西領にては是を宇津志嶽と云峯の觀音堂は往古請戸の御舘より建立せらると也是高瀨川水上にて東の方は水落次第嶽の峰まで標葉郡にして當家の領地なり當郡相馬の御手に入て太守顯胤公の姬君三春の城主田村大膳太夫清顯へ嫁し玉ふ於レ爰姬君假莊の料として古道岩井澤葛尾南津島を田村え附玉ふ故に至レ今三春領也此四ヶ村共に標葉郡にして古來より葛尾村の藥師寺は泉田村大聖寺の門中也清顯の曩祖田村丸と申すは桓武天皇の御宇人也爲

二東夷征罰一延暦十四乙亥年被レ任ニ征夷將軍一奥州下向在り安積郡赤頭四郎と云山賊の岩窟を堀て居廓となし近郡に雖レ振レ威爲ニ田村丸一誠却す今鬼の岩屋と云は是也同廿辛巳年に至て將軍悉東夷を平げ玉ふ此田村庄に不屑女將軍御子を懐胎して男を産む然ども賤女なる故世の人是を不レ信竟に赤子山野に棄つ奇哉鶴二羽飛じ來り夜白彼赤子を守護す諸人驚き疑を散じて養ニ育之一成長の後此子孫相續して清顯公に至る然に嗣胤無して天正十六年此家斷絶す延暦廿年より天正十六年までは大概八百年前後歟倘き相續の家にして三春も亦古蹟也此因緣を以て田村の家には鶴を不喰と也當所田村大越兩氏は此家の種族也標葉郡仲禪寺は往古は天台宗大同二年田村將軍建立し玉ふ云云昔西行法師諸國修行の時當郡に來り詠歌二首在とて于今傳レ焉歌に云陸奥の標葉の郡きて見れば雲井に隔つ筑波山哉。陸奥の高瀨の清水きてみれば葵の岫の北にこそあれ。西行は俗名を佐藤兵衛尉憲清と云後鳥羽院の北面の侍也廿五才にて出家し建久九年二月十五日八十歳に及で往生すと云標葉家沒落の後權現堂の城代として岡田氏被レ移彼家の傳に曰岡田の元祖相馬五郎胤顯十代の後胤岡田安房守義胤太守盛胤の從レ命高仁百七十貫文の以ニ家督一嫡子治部太輔茂胤に讓り高八十三貫文を領而二男將監を相見し（于時二歳）權現堂の城に移すと云り將監成長而後於ニ標葉郡一被レ補ニ悉皆職一嫡子岡田攝津守泉田胤清堀内胤政兩士の姉聟也其長子岡田左衛門尉胤政是は藤橋胤重妹聟也後に改ニ與惣右衛門尉一相續而權現堂城に住し標葉郡の悉皆職也權現堂氏旗の紋は赤地に白三圓相也自身八騎與力七騎凡十五騎士大將なり胤政與力の士は矢馳氏木幡休月岡田左馬允志賀仁右衛門横田氏今村氏小野田刑部丞是也刑部は爲レ勝武勇人なり先祖は標葉家の郎等也所領所持人に不レ有歟權現堂勤仕の時節文祿二年於ニ古支配一小野田太郎左衛門尉より外に又小野田氏不レ見へ太郎左衛門尉又一向小身に而高貳貫文の內也新山村に住す小野太郎左衛門此子孫成と云へり予幼年の頃彼刑部種族の古老閑談せらるは刑部は瘠形にして小器量の人なりしが一筋に愛宕を信念し一生鳥を不食祈ニ武運一不ニ尋常ニ吾指物は赤提燈也釣燈は人の跡に不レ立物也と常に話せり如云武功爲レ勝と云へり胤政は慶長七年流浪也嫡子至ニ岡田吉十郎代一太守利胤公新高二十六貫文の賜ニ所領一雖レ然無ニ男子一故家斷絶す次男岡

田輪太郎牢人の内於二加賀國一卒三男岡田權三郎平日依レ爲二不行跡一給二少知一小高鄕小谷木村に住而卒す嫡子岡田與三右衞門常清其嫡子岡田孫六相續して至レ今岡田攝津守舍弟岡田右馬助は酒井將監忠興の後室に入夫し二代目の將監を守立る父忠興は參河國の牢人也大守義胤公の時小高に來て高十九貫文余を領すと古支配に有新山西館城代也忠興室は村田助之進先祖中村助右衞門法名通句の女也東舘は木幡大隅守門馬彦左衞門兩士城代す忠興元龜元年四月十三日丸森於二合戰一討死也忠興女藤橋刑部丞胤重妻也酒井氏嫡流當時酒井新之丞行方郡大原村に住す右馬助實子所レ賜二岡田傳左衞門尉清重所領高十五貫文相續の嫡子岡田丹下武清法名空名是也右馬助舍兄岡田十右衞門永祿年中從二彈正大弼盛胤公一給二立谷村一雖レ然流牢而嫡孫岡田喜右衞門繼二高野家一故に使二家流斷絕一泉田は忠義に依り本領安領剩へ被レ准二相馬一家一胤一字或給二繫馬の幕紋等一標葉郡補二旗頭一而尙居二住泉田城一號二桃林入道胤直一嫡子泉田右近太夫胤淸法名通泉其嫡子泉田小太郎胤雪號二雪齋入道一直子泉田右近太輔胤淸法名心安相續而泉田の城住に而標葉郡の旗頭也自身廿七騎其頃は高十貫文に一騎づゝ軍役なり高貳百七十貫文を領す文祿二年の古支配に有り然に胤淸早世也嫡女は岡田八兵衞尉重胤に嫁す當時岡田監物知胤家老鎌田又兵衞尉淸乘は此娘の奧老の末孫也泉田の重臣鎌田右京進一族也男子泉田掃部此時二歲也于爰慶長五年關ヶ原一亂に大守義胤公利胤公石田三成依レ被二與力一同七年丑の五月宇田行方標葉三郡從二源家康公一被二召離一至二十月一御歸郡後天下公役依レ難レ勤家中於二諸士一被レ當二役金一依二此訴詔一所領百五十石不レ滿小身士五百餘人所知被二召離一時節掃部も成人而以後可レ及二沙汰一旨有て行方郡於二江井村一給二少知一故移レ是泉田の館には泉藤右衞門尉胤政被レ移胤淸後室は泉胤政の妹也二歲の男子を具而江井村に蟄居す二男泉田勘解由允懷胎の時也此節家老鎌田右京進悉皆に而深二忠節一云々勘解由允は成長後所領高二百石給るといへども無レ子而跡斷たり泉胤政初名は左京亮と云實は田村氏族中津川大膳亮嫡子にて藤原氏也母は仙道小濱の城主石橋大藏太輔源尙義の氏族岩角舘主岩角伊勢守妹也伊勢守は嫡家尙義沒落之以後相馬に來り大工町升形の外海道より一町程東に屋鋪す于今字岩角屋敷と云へり鎮守の宮地の木立も在當所石橋氏と四本松氏

は此子孫也胤政は泉家の名跡を嗣若年の內は實父大膳亮是を守立る故に改ニ中津川一號ニ泉大膳亮一云云胤政は雖レ爲ニ執權職一爲レ差取持依無之胤清後室憤是掃部三歲の時相共に太守義胤公へ奉レ謁先祖依ニ忠義一本領安堵して被レ准ニ御一家一以來代々相續而亡夫至ニ胤清一掃部幼少たりとも所レ被ニ捨置一無ニ面目ニ次第也哀れ如ニ先規一被レ加ニ御一家列一給ニ本領一度旨直訴に是を申す太守聞召被レ分標葉郡兩竹村給レ是高七百七十石餘なり故に兩竹の館に移す泉田掃部胤隆法名剛岩是なり祈願所は大聖寺昔より家の願寺は神宮寺壽性寺知命寺此三ヶ寺なり菩提所は龍圓寺家の一族は辻尾張齋藤左馬助當時胤冬家老齋藤又兵衛清次是嫡傳也泉田筑前當時兩竹村に住す泉田茂左衛門先祖也辻齋藤泉田各所領十貫文之餘といへども高の多少不ニ分明一家重臣は目迫氏鎌田右京進是なり從ニ累祖隆光一傳レ家有ニ重代太刀一三條宗近作なり昔隆光上方參陣而於ニ鎌倉一合戰之時有ニ奇妙義一此劍號ニ礒丸と一至レ今此家の重寶なり而後胤隆は去ニ兩竹一中村城下に移し長子泉田掃部胤淸入道而號ニ雲齊一嫡子泉田內匠胤連雖レ受ニ家督一中年にして卒す故に二男主殿胤治兄の繼ニ遺跡一後に號ニ不立軒一眞子泉田掃部胤冬相續而相馬の一家也古老曰昔岡田氏の庶流大井高九十貫を領す權現堂八十三貫文を領す水谷廿八貫五百文を領す泉氏の庶流金澤高七十餘貫文を領す大內寺內等は一家の分流にて胤の一字是を名乘る繫馬の幕紋等是を雖レ用是皆一家の格式には非ず此外世々の一家庶流凡て准レ是此類公方家には御連枝と曰ふ也伊達家には及懸と唱ふ大悲山氏は相馬直の分流にて上代は御一家の列也と云り記する所の知領は文祿二年の有ニ古支配に一元祿十三年秋分大守昌胤公の依レ命岡田堀內泉泉田の四家繫馬の幕の紋は改ニ下黑の紋一相馬將監胤延此家獨如ニ先規一繫馬の紋用レ之也繫馬の幕紋は古人傳曰一家の中岡田家獨上布に少かけて紋を付るなり其外の一家は各上布を除くなり且一家の分流は又其家々の本家を敬ふ大法故悉皆下三布を用二布え少し掛て紋を付るなり昔は義も立理速なり胤延祖父相馬左近及胤は大膳亮利胤の御舍弟なり始は雖ニ公方家へ仕と一依レ爲ニ不行跡一爲ニ利胤公の一行方郡津佐原村に籠居而萬治三庚子年九月十日於ニ彼所一卒す長子相馬主計安胤三男相馬將監胤延其嫡子は號ニ相馬金五郎胤賢一次男武岡外記延充には新領知給ニ二百石一是武岡の家を立る也

下卷

累祖標葉小四郎隆豐は權現堂沒落爲ニ忠賞ニ相馬准ニ一家ニ胤一字繫馬幕紋給レ之所領標葉郡中坂田村田尻村藤橋村牛渡氏關所地牛渡高瀬兩村千倉庄隬村給レ是此外雖レ有ニ知領ニ一圓無レ之故畧レ是長享元年十二月下旬居館藤橋に移而號ニ出羽守胤平ニ神明西宮兩社是を建立而爲ニ鎭守ニ並三箇所祈願所二一箇の菩提所爲ニ累代ニ開ニ建之ニ寶珠院山號高畠山寺號無量寺本尊三尊阿彌陀德一大師眞作也此寺は標葉一郡本寺三ケの中而嫡家累代の願寺也有レ故胤平藤橋村に移而山號改ニ藤橋山ニ云云當院に昔は三寶院殿兩朱印有レ之然承應三甲午年正月歡喜寺權大僧都堅祐法印の時此朱印を捕上らると亡父覺書に見へたり大聖寺にも同く朱印有也故に天正年中黃尊法印職に住至る迄本寺規式雖レ未ニ斷絶ニ天正四年以來大日那小身成故次第貧院と成法印不ニ住職ニ故古例悉退轉す昔於ニ此寺ニ駒繪有ニ一幅ニ金岡書レ之此金岡寛平年中宇多天皇御宇人也奇妙義有レ之と語傳櫻林山正壽院此寺は至ニ明曆四年ニ滅亡す不動寺山號無レ傳於ニ此寺ニ堂を建而不動像奉ニ安置ニ故世人別當房と唱此寺も元和年中滅亡す依レ之寶珠院西坂脇に堂を經營而不動像奉レ移然所寛文十二年秋尊像を被ニ盜取ニ是德一大師直作而度々奇妙義有と傳此像近年西光寺內證佛壇安置し奉里老傳は德一作云へども慈覺と作見へたり杉木像也昔故有りて御後の方燒る此三ケ寺は眞言宗也常照寺山號天于山開山は花光院の三世大通徹大和尙也東林寺山號無レ傳此年元和年中亡す此寺屋敷常照寺東泉田藤橋兩村境舊跡在當時新田となる此二ケ寺は曹洞斷絶而寺跡當時山伏の成ニ住居ニ此寺支配田畠今百姓地と成て高百石に及て有レ之と也開基等不ニ分明ニ胤平永正十一年二月三日卒す法名岱靈貴山大居士是也藤橋村臺西の方は館也泉田境東留不動寺屋敷也其西は正壽院屋敷也東南は高缺也兩寺北門也と云是に指向て小路一つ隔て北東方左京屋敷と云字地在此地明曆二年より泉田村內に入る今泉田より支配す此屋敷昔泉田左京亮とて泉田村之內高十二三貫文領上代より住レ爲泉田十左衛門同彌市父子先祖也於レ是胤平藤橋館に不レ移以前少身たりと云へ共此家を世人藤橋殿と唱也慶長七年流浪し此屋敷を立除也當家天正四年少身と成る祖父胤重彼家と同村に同居する事天正四年より慶長七年五月迄二十七年也胤

重は同年藤橋村を去て小高村八景に移す故末代に至て當家と彼家と間違たる咄多し中津朝睡作書茶話記始は彼家と悉間違たれども後に解したると見へて自筆に書改たり昔事を後代に記たる故に家々の正説に非これば異説多かるべし彼藤橋居住の泉田氏も小身たりと云ども始より相馬に志深忠節の家也其證據古書分明也永き故に畧レ焉嫡子標葉彦四郎胤高號二紀伊守一母は相馬九郎五郎胤景嫡孫西右衛門尉胤宣が息女也文龜三年十月七日卒號二空寶眞公大禪定尼一傳曰相馬讃岐守顯胤公は御妾腹也御母公妹也と云へり御舍弟堀内次郎太夫相馬三郎入道相三には會津盛舜の姬君の御腹也胤宣嫡子西右衛門尉（名乘不見）大永五年顯胤公岩城左京大夫重隆入道明徹と及二合戰一時岩崎郡於二新田川一討死也有二一女一男子一女子は太守の依レ命後佐藤伊勢守に嫁す男子は西河内守（名乘不見）其長子西右近允胤親相馬の氏族に而行方郡の内高平村に住す自身三騎高三十三貫三百四十文領レ是古支配に見レ是嫡子西九左衛門尉胤廣は藤橋胤重の聟也流牢而經レ年寛永十八年七月朔日卒す子孫斷絕す荒川太郎兵衛西與三左衛門是皆此家庶流なり佐藤伊勢は岩城の一族舟尾氏の家臣なり顯胤公の至二御代一相馬

に來る以レ爲二器量人一次第に立身而加二家老職一宇多郡磯部村富澤村並立谷越前守闕所地給二立谷村是一磯部館住す其頃磯部館の東方海波に崩る於爰伊勢守立谷館移す或時立谷越前守立谷村を過る節古鄕の立谷をかへり見てあれば我社には伊勢のかみ建と有二一首歌一云々立谷氏は元來は黑木一家と古人の云へり立谷の館主也町西に有二館山館は伊勢守後築レ焉此館は磯部村の內也伊勢守直子佐藤宮內丞永祿八年至レ冬伊具郡小佐井の城に移す天正九年四月十一日逆心而屬二伊達一時輝宗の依レ命一倍の加增を給高二百貫文可二宛行一旨也雖レ然所領如二本知一一族被レ爲レ准可レ給由宮內丞以二望所一領知は今百貫也當小佐井城主佐藤伊勢此嫡孫也當所佐藤彦七良佐藤勘兵衛等此氏族也或人曰佐藤彦七良先祖勘解由尉は伊勢守が嫡子也從二岩城一父に相具し相馬に來伊勢守初妻卒去の後太守依レ命西右衛門尉息女に嫁し宮內允彌平兵衛兄弟を出生母は太守御母公姪也故に宮內允嫡子に立て家督を受次男彌平兵衛は舍兄宮內允逆心後三十貫文給二所領一暫磯部村に住す當二磯部館北一在家の中にて今有二屋敷跡一彌平兵衛是に居住すと云へり佐藤勘兵門此後胤也累祖胤高は永正三年八月十七日卒す

法名本覺道空大居士是也一女一男在男子は天性異風に而出家を遂る法印權大僧都忠賢是也其比坂東の名智識にて爲ニ悟道僧ニ云云此時は根來本寺也常式の出家は法印官難レ成時節也天正十八年七十餘歳にて遷化也於レ爰泉田桃林入道胤直の二男泉田三良守號ニ松鶴ー是を嫡女に嫁して使レ繼レ家實妹也藤橋紀伊守胤恭是也爰に宇多郡北方の領主黑木彈正忠同大膳亮兄弟相馬の與力にて彈正忠は黑木城に住す大膳亮は中村城に住す先祖無レ傳當時黑木伴右衞門黑木十郎右衞門等此後胤也天文十一年秋大守顯胤公黑木兄弟を被レ爲ニ誅戮ー時黑木城代は青田信州中村城代は草野城代草野式部允也此兩家先祖關東より供奉の士にて相馬代々の重臣也式部允本は名增尾中村移而號ニ中村式部允ー當時增尾猿子草野等の名字皆是枝葉也青田信州は相馬四殿の臣中青田の嫡流行方郡山澤城主青田右衞門尉が庶流也後孫號ニ新舘山城守とー嫡傳住ニ仙臺ー先祖胤恭顯胤公の依レ命累代相傳所領標葉郡中坂田村田尻村牛渡村高瀨村四ヶ村黑木闕所地宇多郡中石上新沼兩村給是を替ニ天文十一年石上舘に移す藤橋鹽崎兩村は如レ本是を領拾石上奉ニ鎭守三社建立ニ神明社は舘の艮の方也八幡社は初舘乾二の丸の隅也至ニ石上胤長代ー舘の東に奉レ移蒙ニ神罸ー及ニ滅亡ーと古人是を傳鹿島社は舘の西也右三社別當其比は寶珠院也從レ爲ニ遠所ー鹿島社於ニ鳥居脇ー小人宗右衞門と云者を令ニ居住ー彼御戸開闔勤レ是於レ爰世人稱ニ鹿島宗右衞門ー至ニ永祿八年ー胤恭新築ニ金山城ー時爲ニ境目ー故大守の從レ命岡田攝津守室原左衞門尉番頭として標葉郡の士卒を引連來普請を警固す此金山は峰高く本丸水不足なり於ニ伊達方ー是を察同郡丸森城主黑木左馬尉（彈正弟なり）軍將にて近郡散在の士以ニ多勢ー押寄水手取切んとす彼宗右衞門古き世の計略をや聞傳けん於ニ本丸ー馬を多く引出し白米を以大柄杓に入是を其馬に懸湯洗の體成此時敵の大將黑木は冥加山に陣取と云り舍兄彈正外膳被レ討時天文十一年より屬ニ伊達ーなり敵方遙に見曰此城水無不足ニ不レ有レ可ニ攻落ー迚拂ニ人數ー退散す此丸森城は從ニ天文十二年ー伊達稙宗居城也然に永祿八年六月十九日逝去し給故に黑木成ニ城代ー天文十二年より永祿八年迄廿三年也

永祿八年より元龜元年迄六年黑木城代宗右衞門は不レ有ニ是而已ー武功覺度々也依レ之胤恭成ニ是を士ー改ニ名今野源兵衞ー天正四年胤恭金山退去の節今野も直參に被ニ

召出一也此比より鹿島宮別當暫令二退轉一然所に寶珠院黄尊法印門弟春正法印是吉名山證覺院住持而從二小高一寺小泉山に移す當時地藏院寺屋敷是也里人以二此僧一成開山自性院開建し鹿島宮別當亦是令レ職春正法印寶永三丙子年四月七日七十餘歲而遷化此僧栃本藏人舍弟也天文十一年顯胤御舅伊達左京大夫藤原稙宗與二嫡子晴宗一父子御中依二不和一伊達郡從二桑織城一稙宗を小高へ引取給へて堀内の於二屋敷二一年餘居住在す其後伊達相馬和談有レ之稙宗伊具郡丸森城に被レ移上下百人前後を以居城在す然兵粮賂續事不堪伊達從二不快在す御隱居領の外は不レ被二相贈一世拊質朴にて從二相馬一被二相續一義又難し胤恭平日從レ爲二有德一兵粮每度七八十駄宛從二石上村一奉レ贈レ是此報謝而天文十五年伊具郡島田村を從二稙宗一給二之胤恭一相馬彈正大弼盛胤至二永祿六年秋末一黑木城代靑田左衛門尉（信州嫡子也）中村式部丞逆心して伊達方土坂本城主並舟山豐前守大谷地掃部允此外大勢宇多郡に引入及二合戰一時中村式部丞舟山大谷地等大守爲二盛胤公一被レ討靑田信州同左衛門尉父子走二田村一此時胤恭石上舘に居住せしが多勢の敵に前後を妨られ防戰難レ叶故居舘に火を掛け妻子相具し濱邊に懸り小高に退けり於レ爰中村城代は義胤御舍弟相馬兵部太輔隆胤也十三歲にて若年に在す故泉田雪齋胤雪舍弟泉田甲斐守式部允後室に嫁而後見也或人曰彼後室は浦村住中村兵衛太夫が娘也と云り黑木城代は相馬三郎入道相三也西南方二の丸には井土川將監居なり此時天神社造立す將監は井土川大隅が嫡孫なり此時大守の依レ命胤恭宇多郡谷地小屋城に移る古老云夜中に此舘に移す時坂本より敵俄に寄來則城中人數を出し是を追退く時に茶道天野宗澤鐵砲に中る玉咽脇に留疵愈る亡父胤清幼年の頃に至迄尙存命也其比の老人彼宗澤が無二年知者一と云り先祖日向國牢人也と云嫡子彥四郎胤淸は猶石上に住次男玄蕃允胤長順レ父永祿八年五月七日伊具郡古佐井城主古齋七良兵衛此人義を不レ重八度變レ心故に近郡其姓を不レ呼して名二八替七良兵衛一と云へり

谷地小屋城に招請饗應有胤恭語曰伊達相相雖レ及二合戰一貴方與レ某無二遺恨近郡に住す向後於二何事一心底を不レ殘可二申合一伊達居城は米澤也行程遙て急事可レ難二助成一背レ近賴レ遠計略似レ不レ足所詮被レ屬二相馬一ば爲二未々身一可レ善と詞を雖レ盡曾不二承諾一其時怒二胤恭一然は汝固く伊達方可レ成と云より早く古齋が眞額伐割次男

玄蕃允續て是を討留る于時胤長十五歳重代の定秀の以ニ太刀一是を討と云へり此太刀至ニ胤重代一有レ故會津城主是を買取給と云云小佐井家來不殘城門を塞で是を討殺小高中村に注進す依レ是則盛胤義胤古佐井の城に進發し給と亘理元庵齋も又出馬也古佐井城主被レ討と聞て伊達方柴田士大將小山田筑前と云る强者急古佐井馳來る其外近郡爲ニ散在一武士共古佐井城に雖ニ楯籠一終に沒落也於レ爰胤恭古佐井城代と成る此時谷地小屋の城をば破却して新地の城を被レ築一兩年門馬雅樂助城代なり次に田村石見守城代也其後泉田甲斐守城代の時天正十七年五月十九日爲ニ政宗一依レ被ニ責落一是より永く成ニ伊達領一伊具郡金山は元來伊達領にて四十九院と云者の地士を下知而黑森と云所の執出を守りける井土川將監爲ニ相知一者成れば樣々策を巡し四十九院を竟に身方に引入ける永祿七年八月下旬大風雨夥敷夜に紛れ相馬勢を金山の地に引入黑森の執出を安々と乘取ける黑森と云は本丸より四五町隔て當良城山の尾先也今執出の有レ形出水有と云り盛胤公胤恭を被召金山は境目肝要の地なれば堅固の無ニ能城一しては難ニ抱胤恭平日有德成れば自分にて普請する共輙覽築レ城居城として金山靑葉兩村を永代可ニ領知一旨蒙レ命ける古齋城代には從ニ磯部一佐藤宮內丞被レ移（此時宮內は立谷町の南海道の東の山舘に住す磯部村の內なり）永祿八年十一月下旬胤恭移ニ金山一嫡子彥四郞石上の舘を去て金山に同居故號ニ金山彥四良一次男玄蕃允從レ是石上の舘に住す故に號ニ石上玄蕃允一其頃金山城は古木鬱茂の荒山也伐開て成ニ城廓一城下は平原也農具を求て普代の家人並に地の者に與ふ思思に田畠を令レ開從レ是城下の町屋村里等爰に出來せり胤恭は是金山の開基也自身騎馬卅騎其頃は高十貫文一騎の軍役也足輕小人等四五十人此外諸牢人五十餘人令ニ扶助一城を堅むると云り金山丸森古佐井新地駒ヶ峯黑木草野新山此八箇所城は爲ニ境目一故與力廿五騎宛被レ附故胤恭與力被官合て五十五騎の大將也家の一族には山田佐渡牛渡九良兵衞尉是なり佐渡先祖は標葉六良隆常號ニ右馬尉一當家分流たり領ニ下山田村一住ニ羽鳥舘一嫡子山田六良隆屋父子二代羽鳥舘主なり隆屋母は標葉六旗の內山田和泉守光秀女也隆屋嫡子山田佐藤右衞門後室は小屋木村鄕士の女也と云り亡父胤淸幼年時三月三日庭鳥依レ事彼後室令ニ座狂一亡父立腹而爲レ帶以ニ脇指一是を突く雖レ爲ニ十歲前後一家傳天國の爲ニ九寸五分一故深手にて卒於レ爰男子兩人

遂ニ出家一兄辨香弟辨慶と云ふ是至レ今當家の成ニ怨靈一牛渡九良兵衞尉先祖猪苅播磨は嫡家相傳の重臣なり新山西舘に住し當家の後見たり此家至ニ胤平代一准ニ一族一と云へり委此先祖尋る二人皇世一代敏達天皇六代の後胤參議右大辨小野姓篁の末葉也仙道小野大明神是篁靈廟にて猪苅黨の氏神也此末葉從ニ小野庄一出岩城標葉に散在すと云り爰に記する所の九良兵衞尉養子と成て一跡を讓る家の重臣は山内丹波但馬が嫡孫家老職也横山越中佐藤美濃栃本五良右衞門山内栃本横山佐藤是四家は昔從ニ本家一相傳の重臣にて號ニ宿老一荒小丸志賀高橋渡邊平間阿部鈴木和田山大和田菅野天野堀川今野但野森松本織笠横田菊地蓬田鎌田對馬父は號ニ將監一本名二階堂伊達輝宗の士にて高二百貫文を領す于時流牢して岩沼の城主長谷右京大夫景時被ニ介抱一病死する也長谷氏は須賀川二階堂の氏族にて藤原姓也將監又爲ニ同姓一故に如レ此對馬は有レ故岩沼に立退き杉目參河守爲ニ親族一故杉目に住す彼以ニ才覺一胤恭被官と成る有レ敵故に從レ初藤橋村に住す今に子孫是有予が家に傳備州長船長重の太刀は此家の重代也鹿股是深谷郷住人鹿股氏の種族伊達牢人也胤恭小佐非の城に住する時從ニ永祿八年一被ニ扶助一苅宿出雲守永祿年中岡田攝津守に對して知領の境有ニ公事一非分に而使ニ牢流一金山城下に來て被ニ扶助一此外も可レ有レ亦不レ遑レ計是皆當家の騎馬役の士也其頃は他國共に諸士牢人する時は多くは其國一家並大身備を借りて扶助せられ武功を積て終に本領安堵ず故に出雲守も金山の城家に來て扶助せらる本名阿部氏天正四年直參に不成普代の士並小人等石上村並塚邊村の中所領立退輩を先の退と云成ニ直參一同十二年迄金山に住して本所へ退たる輩を跡退と云天正四年迄は末の森下山田蓬田川子塚の邊五ヶ所にも當家の知行有之也或時金山彥四良胤清舍弟玄蕃允胤長居所石上舘に來て鷹野に出で及ニ日暗一新沼海道還路の時其頃號ニ新沼道海一名高き一世の行人有折節胤清の馬の脇を行過る爲ニ何者一か不ニ見分一案外者成とて從ニ馬上一重代の以ニ黑澤丸一拔討仕ける是家の怨靈と成る至ニ胤重代一祭ニ之神一藤橋村の天魔が森の荒人神の社是也又其比靑葉村に號ニ西念坊一有レ僧於ニ庵室中一阿彌陀像奉ニ安置一故に世人號而阿彌陀堂と云俗姓は有レ筋者武勇にして身强健也故に從ニ永祿七年一於ニ石上舘下一建レ庵此僧を移し菴領高仁貫七百文の餘を寄附す合戰の時は六具を鎧い雲生

の太刀を帶長刀持加㆓騎馬㆒度度名譽を顯と云へりかくして天正三年秋石上胤長卒す秋榮常公大禪定門是也彼爲㆓菩提㆒阿彌陀堂庵號を改て號㆓常圓寺㆒と則舊庵の以㆓知領㆒此寺に寄附す新祥寺三世茂巖景繁大和尚成㆓開山㆒同年十一月七日吉辰にて使㆓入院㆒當時字號㆓寺田の五六十石地舘北有㆓石上川近所㆒昔は高仁貫七百文餘地也阿彌陀堂は此地從㆓永祿七年㆒至㆓天正三年㆒十二年領㆑是常圓寺從㆓天正三年㆒同四年三月下旬至る迄是を領す西念房は從㆓天正三年秋㆒金山城下に移て胤恭同所退去後亦加㆓金山衆㆒度々有㆓武勇働㆒と云り

天正十二年金山伊達に被㆑返故に大守盛胤中村城於㆓二の丸㆒庵を建て阿彌陀堂を召被㆓移置㆒于時五十餘歳常々軍物語是を申上る奥相茶話記曰天正十二年金山の地伊達え被返の時阿彌陀堂と號する出家も又彼地を立除の間於㆓石上村㆒寺領給㆓一貫文是㆒此僧の庵室を改㆓常圓寺㆒と至㆓彼僧老後㆒大守盛胤中村城㆓於㆓二の丸㆒建㆑庵被㆓移置㆒常に軍物語是を申上る慶長十九年八十餘歳にて遷化すと書㆑是是胤恭所㆓寄附㆒寺領と至㆓末代㆒所㆑爲㆓間違㆒也是を論ずるに第一には如㆑載㆓茶話記㆒說は常圓寺は天正十二年以來の開基也是先づ相違也彼寺は天正三年の開基也往代の過去帳に曰永祿六年新祥寺に移て號㆓三世㆒經㆓十三年㆒常圓寺に移て開山と成る法流等も如㆑此第二には天正十二年以來於㆓石上村㆒庵領給㆓阿彌陀堂㆒其以後常圓寺爲㆓相續㆒時は文祿二年の古支配に寺社領等に至る迄悉是を記す雖㆑然阿彌陀堂庵領も不㆑見無㆓常圓寺寺領㆒從㆓天正十二年㆒至㆓文祿二年㆒十年也然時は文祿從㆓以前㆒阿彌陀堂無㆓庵領㆒常圓寺亦無緣の寺必定也第三には若文祿二年以來阿彌陀堂寺領給㆑是常圓寺使㆓相續㆒其以後寛永二年の古支配に載て常圓寺は可㆑爲㆓寺頭所㆒義也文祿以來開基而是を見る時は寺の舊記等も又廿餘年の相違也所㆑載㆓茶話記㆒說悉皆不實の證據なり不及㆓之信㆒彼記至㆓末代㆒集書なり其家の非㆓正說㆒異說可㆑多本書に記する處是當家の古老の正傳也常圓寺寺領祖父胤重父胤清兩代雖㆑使㆓中絕㆒予元祿四年初夏吉辰現住秋岸廣祝大和尚の時常照寺寺の領を分て彼寺に寄附す常圓寺の本尊は阿彌陀佛なり西念房從㆓青葉村㆒是を奉㆑移雖㆑然不㆓權作㆒故予が實母實身明性大禪定尼存命時の以㆑志元祿年中慈覺大師眞作阿彌陀の像是を奉㆓安置㆒當本尊是也明性大禪定尼は栗崎八郎右衞門尉乘勝入道一安が息女也舍兄は

栗崎七郎右衛門尉重乘法名良眞高二百石を領而足輕大將也舍弟は服部伴左衛門尉經乘當時家老職也天正四年至二初春一金山彦四郎胤清卒す法名淨元道海天禪定門是也于時胤泰七十一歳大守盛胤公は御隱居て於二中村一居城在す義胤公は於二小高一御在城也胤泰願を奉レ詔曰從二去秋一至二當春一先二男子兩人一老衰殊朦昧爲體境目要城に難居冀可レ被二是免許一旨雖二申上一兎角して有二延引一胤泰其性短慮にて急に剃髪と成り標葉に欲二蟄居一而天正四年三月下旬金山の城を立除く與力の士の中にも志深き輩は少々相加て黑木に至る迄は騎馬三十餘騎附來ると也盛胤公此由を聞召近習の十二騎黑木村に被二相出一胤泰中村に被召老衰雖レ爲二朦昧一境目の要城を明除條大踈忽の至也雖レ然從二顯胤一以來毎度忠功の士可被二免許一哉の旨小高義胤公と有二演達一先づ胤泰は於二標葉二可二蟄居二旨依命從二中村一纔に騎馬三騎と成り密に小高をりて通籠二居藤橋一騎馬は山内丹波（家老職也）横山越中荒彦左衛門尉（縫殿舍弟也）此時に當て相傳の所領是を亡する其村々は鹽崎村是胤平代より相傳の所領なり石上村新沼村是標葉郡所領に替給りて天文十一年より至二天正四年二三十五年領レ之石上村は其比高七十餘貫文也内三十五貫文從二天正四年七月一同八年八月十八日迄山田源兵衛尉是を領す此高古書に見へたり舘の北に當て今に屋敷有レ之此子孫當時石上と號す金山村當時佐野村昔は金山村の中也と云々靑葉村是兩村は從二永祿七年一到二天正四年一十三年是を領す藤橋村を添て六ケ村其比は高三百貫文の餘也今時にして是を見る時は高七千石餘也伊具郡島田村其頃高百貫文是は大村にて當時民家三百軒の餘也從二伊達一給レ是從二天文十五年一至二天正四年二三十一年是を領す僅に藤橋村一ヶ村相殘て悉く皆是を亡失す亦譜代の士廿七騎石上金山城下の足輕百餘人直參に被二召出一或は金山與力に加り或は北方に散在すと也于時山内丹波柄本五郎右工門尉横山越中佐藤美濃が曰く今度當家の家中大守義胤公の直參に雖レ被二召出一抑昔より臣下に有二三品一一宗廟の臣二には社稷の臣三には客臣是也扨宗廟の臣と云は時の主人は善くても惡くても其家を一筋に守て主君の家盛ん成れば我家も繁昌也主君の家亡る時は共に滅亡す是を號二譜代一社稷の臣と云は其主君其家に無レ構其國其所を守る當家にて廿五騎の與人被二扶助一諸牢人等是也我等四人の先祖は從二往古一世々標葉大守に雖レ奉レ仕至へ平の朝臣持

隆公の時ニ御次男標葉左衞門尉隆連公へ被レ附候て新山城下に移し當家の號ニ宿老一至レ今家中の爲ニ上座一是宗廟臣の可レ爲ニ隨一一何そ主君を捨て可レ成ニ直參とて各藤橋へ退けり一族山田佐渡は老衰にて長男六郎に殿れ幼年の孫（字は七郎）後に號ニ山田佐渡右衞門尉一相具して藤橋え退けり牛渡九郎兵衞は其身岩城爲ニ牢人一成ニ直參一しが野伏の成ニ大將一柄本五郎が嫡子藏人是も成ニ直參一當時北方郷士足輕等は天正四年同十二年金山の退衆にて多分彼二十七騎後胤並百餘人之足輕の末孫にて當家の普代筋也と佐藤美濃信義其外古老の正傳也信義は天正四年廿歳にて金山を退去承應元壬辰年十二月廿八日春秋九十六歳にて卒す法名號ニ來空淨本信士一信義九十三歳慶安二年の春大守大膳亮義胤公の依レ命從ニ藤橋村ニ中村の城下に被ニ召出一往古儀在ニ御尋ニ美濃直傳亡父胤清覺書の末に富澤八郎左衞門村田與左衞門中津吉兵衞三人を以御尋有とあり昔は都鄙爲ニ亂世一故以レ人成レ寶於レ爰に大守を奉レ始諸士分限に隨て手作領の外は都て家人の知領に宛行也當家雖レ爲ニ少身一天正四年迄は高十貫文の餘領する士六人也山田九貫八百文牛渡十三貫文山内柄本横山佐藤各十貫文を領す也胤泰金山居城の比は二百五十人以ニ人夫一手作を成すと也當家の古老語て曰當詩於ニ石上村鹽崎村一郷士足輕等多き事は石上村は舘下にて家人多く是を知領す鹽崎村は手作領にて明地多し依レ之天正十一年同十二年丸森金山兩所の退衆を多く是を被レ移故今至御士足輕等是多しと云り

金山の城代は天正四年四月より佐藤河内守を被移同年七月十七日矢野目合戰の時討死也嫡子將監相續て城代是を勤む此地元來伊達領也從ニ永祿七年一至ニ天正十二年一二十四年相馬領と成る佐竹岩城田村從ニ三家一伊達相馬の和平を執扱給ひて彼地を伊達に被レ返故に將監を城明け退く也同郡丸森は元龜元年四月十三日より相馬の手に入れ至ニ天正十一年一是を被レ返和平の使者佐竹より助川周防守從ニ岩城一荒川大膳亮從ニ田村一田村石見守と云り其時城代は堀内播摩守胤政也胤政實は泉田雪齋入道胤雪の次男也藤田齋庵入道晴近の妾腹の末女に嫁して堀内の家を相續す當堀内玄蕃允辰胤は五代の後胤也佐藤河内守は仙臺牢人也一年中村式部永與力の時今の大工町橋際に屋敷たり常に羽黒を信じ毎朝川原より奉レ拜レ是依ニ信心一雖レ爲ニ少身ニ次第に立身して金山の城代に成たると古老の有ニ談話一由亡父度度閑談也

佐藤將監後號ニ忠右衛門ニ三代の嫡孫佐藤忠右衛門法名圓也無子佐々木鄉左衛門（先祖は澁田見と）舍弟八郎右衛門爲ニ名跡ニ令ニ家相續ニ然延寶元丑年十一月有ㇾ故太田新右衛門を討て其身も切腹し家斷滅す將監舍弟佐衛左近信綱後號ニ丹波ニ或人云信綱嫡子は忠兵衛と云次男甚十郎と號守多郡高松に住す佐藤忠兵衛嫡孫也と云り甚十郎を號ニ長兵衛尉法名閑齋ニ無ニ嗣胤ニ此家名跡となる當佐藤長兵衛尉重信は閑齋三代の家孫也其後太守義胤胤恭を被ニ召出ニ不幸に而男子兩人に後れ老衰朦昧以ニ彼是ニ境目の居城苦勞は爲ニ至極ニ雖ㇾ然城代を被ㇾ選に中境目の要城を卒爾に明け退く條不ㇾ能ニ是非ニ義也每度の以ニ忠功ニ被ニ赦免ニ間從ㇾ今老苦を可ㇾ延忝蒙ニ御意ニ相傳所領中藤橋村當時三百石餘其比高十七貫三百文餘也新に下浦村の内高五貫文の所是を給ふ今藤橋村より是を支配す於ㇾ爰聟木幡出羽守政清以ニ次男ニ養子と成して家を繼しむ藤橋刑部丞胤重也胤泰は七十二歲にて天正七年十二月五日に卒す玉山照公大禪定門是也老士の曰く木幡家は昔日大織冠末裔信田浮島の後胤にて藤原の姓也累祖平將門に奉ㇾ仕以來無ニ斷絕ニ嫡傳相續し來て至ニ出羽守政清ニ迄代々相馬の重臣なり此家の世々雖ㇾ多ニ氏族ニ其分れ無ニ知る人ニ從ㇾ今二百五六十年以前政清先祖木幡周防入道爲清行方郡の中高村米々澤村を領す故に米々澤周防入道道張と云相馬治部少輔重胤の元老也重胤依ニ御病痾ニ嫡子出羽守高胤雖ㇾ爲ニ幼稚ニ御家督被ㇾ讓行方郡中拾五臺山奧ニ隱遁し釋門に被ㇾ入也此時道張入道高胤公の爲ニ後見ニ小高城の東輪曲に居住す而相馬世々の證文等是を彼被ニ預置至ニ文正二年ニ長男木幡越前守貞清時に廿一歲於ㇾ爰御證文等不ㇾ殘奉ニ引渡ニ旨大守對ニ高胤公ニ自筆獻ニ證文予見ㇾ是於ニ此書面ニ又相馬代々重臣米々澤藤原道張書ㇾ是至ㇾ今御證文其中也胤重は慶長七年（此時三十九歲）小高鄉被ㇾ補ニ悉皆職ニ移ニ八景ニ當御殿屋敷是也荒神稻荷兩社鎭守と成て是を經營す此時下浦村五貫文の所領八景荻迫の地に移す家中の士小人共十三人藤橋より爰に移す一族彼官山田佐藤右衛門尉是家悉皆也鎌田横山佐藤織笠菊池松本渡邊菅野等の子孫八景藤橋に多し胤重は六十二歲而寬永二乙丑年十二月十日に卒す號ニ空岩山公大禪定門ニ直藤作右衛門尉胤清廿八歲于時寬永十三丙子年中村の城下に移す家臣佐藤六左衛門直信小人菊地禰左衛門兩人中村に移す胤清不屑により繫馬幕紋老後に至て辭ㇾ之蓋標葉家の紋は引兩筋

也是將軍家の爲レ紋故足利左大臣 源義教郷の 時岩城下總介親隆標葉左京太夫清隆從ニ永享十二年比一兩引兩筋の紋を辭而岩城は引兩崩して用當家は引兩筋九曜星相交て幕の紋に是を用ると云り累祖胤平屬ニ相馬の幕下一以來輪九曜は相馬爲レ紋故角九曜の紋是を用て至レ今家の旗紋は地水色に白圓相四幅也馬印は金唐人笠黑吹拔也大守長門守勝胤公時に至て明暦二年胤淸所領藤橋八景の兩村小高郷中飯崎の村に移而御判形を給ふ祖父胤重所領文祿二年の古支配に二十貫五百文と是を記す胤重胤淸兩代間川缺損亡而當時減少す亡父胤淸は六十四歳に而寛文十二年十一月廿日卒す號ニ常安祖淸 大禪定門一此時予十七歳家督を相續氏神諸戸大明神祭禮九月廿九日神前祈禱の守り神主鈴木氏是を送る藤橋村三社の鎭守別當寶珠院石上村三社の鎭守別當自性院並大藏院小高二社の 別當飯崎村 覺法院是は 祈禱所也常照禪寺常圓禪寺は菩提所也或は寺領或は修理田是を寄附す從ニ往昔一當家雖ニ傳多一有ニ異說一不ニ分明一宜哉予纔に聞傳る所も短才淺智して 具に是を爲ニ判斷一不レ 能故に其大概を記す爲ニ子孫一者先祖の善否を不レ知不レ可レ有若不レ然不義の至り依レ是無レ之儒佛雖レ異祭ニ先祖一其姥妣の考は一なり我無ニ男子一泉田主殿胤治次男入れて 成ニ聟養子一使レ繼レ家號ニ藤橋四良左衞門尉常隆一泉田藤橋兩氏元は雖レ爲ニ同姓一兩家に分て 年尙世々の 相傳軍功等は雖レ見ニ家傳書一彼不レ戴說且つ所領盛衰等亡父並古老談話以託して常隆使知是克子孫令レ無ニ斷絕一珍重于時元祿十三庚辰年大寒吉辰平の姓藤橋氏隆重集ニ錄焉一

畢

標葉記跋

粤携ニ一書令ニ于予見一在レ友探而瞻レ之其濫出ニ一品式部鄉葛原親王一而暨ニ當代之治世一也其間世系武勇戰功盛衰存亡備載書レ此凡八百年來以如レ指レ掌矣夫往者日遠々者易レ忘輯錄而彰ニ其先祖誡ニ其子孫一所レ慮寔遠信友隆重之志感レ淺爲ニ嗣子一者豈可レ忽レ之因而鄙語陋毫强而不辭田中氏久重跋レ焉旹寶永戊子夏林鐘中浣也

大凡事物之品採而思レ之則近有ニ於此一捨而不レ思レ之則遠去捨彼是即當然之窮理人視而可レ見レ焉于玆藤橋氏隆重督先祖之舊元且又代々之武功軍忠猛勇名譽之義載ニ一卷之書一而細明レ之矣可レ謂克思ニ先祖之本一克

思㆓子孫之末㆒其思慮之高也可㆑攀㆑天感㆑之宣㆑之言盡爲㆓其繼嗣㆒者請備㆓家龜鏡㆒而珍㆑焉寶永戊子大暑吉辰門馬氏經清隱名一隅述焉

夫天下國家之盛衰事變者人世之常而天運循環有㆑時而興有㆑時亡盡㆑思㆑之奧藤橋氏常隆不幸而家泯絕嗚嗚惜哉舊臣亡也好他任堯舜唯名而已存況於㆓士庶人㆒乎豈足㆑恨㆑之乎今也微㆓兹言㆒則又以㆑何得㆑觀㆓先祖之事跡㆒文武聖微㆓孔孟㆒則誰得㆑知㆑之孔孟德無㆓朱程㆒則有㆑誰察㆓知其淵奥㆒嚴父隆重悉記㆓斯書㆒而垂不朽其功不㆑可㆓勝計㆒僕感㆓進遠至孝㆒謾染㆓禿毫㆒云爾しるしをく此一卷の無は代の遠きゆかりの末も知られすをして猶盛り衰ふ人の世を代に傳ふるは水莖の跡

納常圓禪寺東奥標葉記跋

東奥標葉記者予祖父隆重之所編錄也先祖平胤泰嘗天正三年冬於㆓宇多郡石上村㆒開㆓創一寺㆒號㆓石上山常圓禪寺㆒其艸創來由載㆓斯記㆒當初有㆓遠祖寄附寺產若于㆒厥后一兩代有㆑故其事退廢及㆓祖父隆重㆒抽㆓追遠之志㆒重寄㆓附佛餉料及修覆金若干㆒至㆓予先考常隆㆒而相繼爲當寺大擅越㆒然常隆不幸享保元年十月爲㆓轗軻浪窂之身㆒同三年遂春秋三十七歲而卒矣予也是常隆之一子稱㆓藤橋平四郎㆑秋隆㆒聊有㆓志願㆒同六年四月十五日入㆑於㆓釋門㆒剃染出家流號秋隆時年九歲於㆑此父祖累代之家名遂以斷絕嗚呼時乎命乎可㆓以大息㆒焉蓋當寺者先祖平胤泰之本願而胤泰以來累葉先靈悉爲㆓當寺大擅那㆒其始末如㆓本書㆒及當寺過去帳所㆑載㆒後來當山住持主盟冀知㆓此一段因緣㆒朝課夕梵以懇見㆑回㆓先凶之冥福㆒者永爲㆓本懷㆒此書以㆓當寺本緣分明㆒故別寫㆓錄一本㆒鎭㆓藏于當山㆒以擬㆓寺記㆒庶幾令㆑不㆑朽㆓來歷於永世㆒之微意と云爾時享保十一丙午稔初穐望日

未葉桑門釋秋隆謹誌

東奥標葉記 終

會津孝子傳

附會津續孝子傳

會津孝子傳

序

會津孝子傳は當郡の森雪翁著はせる處寛永の末に發りて寶永五年に至る迄凡て百二十九人翁卒して其子守命續きて記せる所享保九年に至る迄又五十二人を得たり前後八十三年にして共に一百八十人に余れり其盛ん成る事列國の未だ不聞所なり翁自ら是に序して其多き事を述り誠に然り誠に然りと云ども會津一方と言ひど廿餘萬石の地寛永近しといへど八十年に越えたり人々親あり人々子あり人々性ありて忠孝を具しぬれば是のみを以て多しと云ふに足らんや去れと其記せる所多くは至貧極難の逆境に處して孝心を遂け操を失はざるものなれば一人として當世の人のたやすく成得べき所にあらず異域本朝代々の明史にも多く見得らさる處なれば此の書の載する處は皆其迹の殊更に能顯われて純粹なる者のみ若し夫順境に在て和順なる事他邦の孝と稱せるにも増

る者は家ことに戸ことに可然此に依て思ひ見れば世中の父母に德色を示し兄弟田を爭ひ抔して罪えたる者多き國は大やう孝也と譽めわたる者と云共此國のなへらの民にもたくらふべけんや是れ偏に土津靈神の能孝悌を本とし玉へし風化の致せる所誠に仰き尊さらんや斯くて今の會津侯のよく

靈神の御志を繼かせ賜ひる守命か能く翁の事を述る上好む所あれば下必ず甚しき事有るのしるし國を集め世を重ぬとも類ひ有るべけんや一と歲守命其國の元より我相知れる人によりて此記を予に贈りて是を潤色し且序を作り子と求められける窃に思ふに此書多くは民間の事なりと云と皆忠孝の善人にして森父子の孝心も亦世に類ひ待らぬを我不孝なる筆を以て汚し待らん事誠に空恐しきとのみ固く辭し侍れと百たひ求めて許されざりければ止むを得侍らてやゝ其のてにをはの違かへるに似たる所を校正して暫く其責を塞き侍る思ふに此記あるにあらすば多くの孝子の實行世に傳われる事かたくして

靈神の風化の代々蒼生に及べる事を不知者猶あるべし然れは森父子の忠孝も亦大なるに非ずや我此父子に於て半面の識なしと其記によりて其心をおすに是によく違ふ事あらんや是れより後續きて記せる筆あらば必ず此父子の傳作りて委く記し止め後の世に傳わらん事は言わんも愚かなるべし嗚呼此書偏に民間の事のみ思ふべからす凡そ人君も此を讀みて感じ玉へる所あらば比屋可封の美をなして太平實に至しむわらんや雪翁俗稱與一郎父の職を襲きて今は恙かなし並に志を聖學に篤くすと云ふ

享保十六年辛亥三月乾齋希賢謹て筆を噬臍室の南窓の下に取る

會津孝子傳叙

過し比京洛藤井懶齋翁の編集せられし本朝孝子傳を見侍りしに其言葉約かにして花の色香香たいに動けは金玉の聲ありとは是等をや況んや世に藻鹽草かき集めたる文の卷きの中に汗せする程あれ共詞巻言葉の類ひのみにして斯か

る善行の事稀なれば目覺しく覺ひ繰返しぬる内列國に勝れ備の前列州に孝子多きは其國君善を好み玉ふ故なりと見えたり爰に於て暫く書を措き歎じて思ひらく往昔は不知寛永二十年

土津靈神會津を知し召し給ひてより以來孝子善人を揚げ玉ひ難有御政道にて目のあたり賜のもの黎首數多侍れは藤井氏傳ひて彼傳記に載せ加ひ度事を去れと都鄙の境ひ遼かに遠く隔りたり且吾儕老ひて病める上道に志薄ふして荒增のみに年月を送りぬ然るに

當君中將正容君なり彌增に善行を賞し玉ひて其人繁多になりて記憶する事あたわず從來才乏しく筆拙たなけれど只遺忘に備へんか爲め一人二人と書きつゝり見れは百有余人に及ひぬ名けて會津孝子傳と云色をも香をも知る人そ識りて書洩らしぬる事を增加し玉はゝ世に於て少しく補へ無くんばあらじとしか云ふ

東奥會津市隱　森　雪　翁謹記

寛永七年庚寅林鐘八日

會津孝子傳目錄

一、雨宮八右衛門
一、融通寺町喜平次妻
一、石川藤次右衛門母
一、本郷村八藏
一、高額村半左衛門

梶原傳九郎景信

景信は甲斐國の人なり鎌倉殿の御內梶原平三景時か末なり其先きは世々甲源武田公に仕う勝頼公亡ひ玉ふに就て身退きて民間に隱くる是より家貧く朝夕の煙も絕え絕えにして親を養うよすかなし或時景信弟の景久と相謀りて曰我家かく衰ろへ親をして飢餧に至らしめんとす股をさきて奉養す共何そ飢を救わんや去れば身を殺して親を養しなはんには如かじ今國家幸に耶蘇の術を禁し玉ふ告る者には常の賞あり我僞りて耶蘇のまねせんと思ふ汝官に訴へ金を得て親を養育すべし弟云若し身を殺して親に奉るべくは何そ是のかみに讓つらん我耶蘇となるべしこのかみ出て訴へよと景信いかりて云汝不孝なること甚し我年老たり勤て奉養せんと思ても力の足らさるを見る汝は齡ひ若かし金を得て親を養なはゝ是我　　いなれと終に相約して出て訴ふ時の奉行加賀爪甲斐守殿彼のはらかたを召して對せしめ玉ふにこのかみ伏せす弟あらは寸決せさるに及ひて各聲をのむと雖とも双淚玉の如くつらなり頭をもたへる事あたはす甲斐守殿あやしみ玉ひ思へらくはらからあはたを見れば是れはかなしむべからす又かなしむ時はあはくべからす必故あるべしとて彼是委く問尋玉ふ事度重さなり竟に其實を得たり甲斐守殿　上聞に達し金若干を玉わり門閭を顯はし玉ふ

中將樣此こと聞こし召し及はせ玉へ大に御感則召出され祿玉り親を養しめ玉ふ此時寬永十九年なり有難かりし爲なり其後父母共に天年を以て身まかりし景信も寬文年中行年六十三にして終る其子傳九郞景明緣を世々にして會津に仕ふ甲州の湯前寺は先祖の寺なりければ若干の田地を買ふて此寺によせ父母の冥福を祈ると云へり是又孝行成るべし

或人の曰會津の士林忠孝多かるべき中に分て景信獨り顯はしぬるは何そや曰しかり氏すらかく德行の者數多あれは士たる人はをして知へし景信一人を記すことは先立て武州の中村氏勘右衞門と云人書に顯はすを以てなり爰には其大かいを記るし侍る

蒲原郡小川庄永谷村次郎右衞門

蒲原郡小川庄永溪村　郎右衛門と云農民は其の里の長なり能く其所を治め得てもろ〱の爭論なからしめける故に訴へ稀にして罪人少なく男女の風俗もこど里に勝くれ平らかなり此事書にも見えず語り傳ふ者も絶々なり去れ共大かい聞傳へ侍るは次郎右衛門父母に仕へて孝行なり朝またきより起出父母の寢所を伺へはまた目寢めされはぬき足して立歸ることあまた度にして父母起きんとするを聞て則迎へに出手を引て爐邊に坐せしめ暫らく有て手水をすゝめ髮を結うことを常とす夕べには冬は床を暖かにしていと和らかにし己れふして試みふさしむ夏は凉うして枕を仰ぎ父母ねむらざる間は四方山の物語りして機嫌をよくし朝暮の飮食自ら調へ二便に出るにも心をつけ冬は先立ち雪を拂ひ夜は自ら澄火をとり暫くも離るゝことなし他へ出するには其ことを告て親か云ふに任せ歸ては又先きにての始終を語り聞て何事成共私に行ひ決することなし父母隣里へ夜咄し杯に出ぬる時は次郎右衛門自ら向ひに行門外にイみ窺ひ父物語りしてしみやかなる時は其樂みを防けんことを恐れて速かに內にいらす歸ては行きゆきてはうかひ歸りを催うすを見て迎へに來るをつけ靜かに相伴ひて歸る次郎右衛門偶々膝下を離れて遊會することある時ひねもす席を安んせず前を見後ろを見る傍人怪しみて其故を問へば答て云親鄕里に有恐らくは我後に當らんかと此故に坐を安んぜずと聞人感を催さずと云ふことなしつら〱思ふに孝と云ふは他のことに非ずいとゝさへかはかりの親の心に叶ふことなりしかあるに泰山を狹きはさみて北海を越よといわるゝ如く思ふこと吾人いかなる迷ひぞや或は萬卷の書を讀ても智惠秀て僞有世の中にいかなれは次郎右衛門は山家そたちの生れながらにして能く孝行を盡すことよ又一村を治ると聞にも古人云わずや人を新たにせんと欲するには先身を治よと誠に次郎右衛門能身を治むるにあらずはいかにして一村の民穩やか成るべきや此等の趣

上に達し正保三年奉行所へ召出され其孝行を褒美し玉ふ其時に次郎右衛門か曰孝行を仕たる覺へ侍らす若し他人成とも愛敬し御褒美か下さるべきと愼み申上ければ　公儀の賜もの辭すること恐れ有へしと重ねて仰られ御意に隨ふ則津川の御藏にて米の數俵を積重ね急ぎ船を出さんとす時に次郎右衛門叺と云物を求め來り俵ことより米少しつゞ取て彼の叺に入れぬ是は如何なる

故そと人の尋ければ曰津川より永谷迄は五六里の船路なり此舟もし水中に沈みなは恐らく　上の賜もの我親に頂かす事なし故に我陸を持行拜さしめん爲なりと是にて又次郎右衛門が孝名世に顯はるゝ是より年毎に老養米下さる難有ためし成るべし或人の云候ことより米を取り一時も早く親を悦ばしめんと思ふは德より出たる才也返す〳〵も類ひなき孝心なりと人皆感じあへり

小平深村淸十郎

耶麻郡猪苗代小平潟といへる里に淸十郎といへる者あり家貧しければ詮方なく遠山伊右衛門と云る士の方へ中間奉公を約する時主人に云ふよう我に母あり齢ひ既に老ぬ一日も見されば心更に安からず晝は君しことを勤めて怠るべからず願くば夜る〳〵母を見る事を許し玉はゞ仕へんと云主し其志を感じて其言に任ず淸十郎僕の事を能く勤て主人の心に叶ふ又傍輩共のすることをも兼て勤め越して勞に替る故に此等共睦しく夜に入れば小平潟へ行く跡にて我更りをも勤めんと云或は主の方へ客のあれば客の立つ迄勤めて肴のはし〳〵貰ひてつとにし夫より小平潟へ行て母にあう母も彼が夜ことに來ることに思ひ柴の戸に風の音つるゝも今や淸十郎かと待詫侍るかたの如く孝養して夫より立歸るに夜未だ明けず主しの門も未だ開かず獨り廬前に掃除をすること常なり會城下と小平潟とはかみ道五里余りもや侍らん然るに夜ことに行ては歸りかへりては雪の降夜も雨の夜も月にも行暗みにも行て彼の昔百夜通ひし戀慕の袖いかめしく思ひはこそ今の世迄も傳へけめ夫れは人慾亂氣の噂是は道德君子の心譬ふべきにあらね共古への聖人も德を好むこと色を好むが如き物を見ずと侍れは暫く爰に類ひみる夫れは間近き都の內行も歸るもやすけれど百夜となれば胸ねくるし是は遙かの山道の登り降りのさかしきを十年許り通ひけり何れも忘れぬ心の內せん方なきは似たれ共眞妄遙かに隔りて類ひ稀れなり淸十郎か孝德四方に傳へて　上に此事聞召明曆二年の秋の頃米の俵の數々に其孝行を賞し給ふ御政道こそ尊ふどけれ　御意に彼を召出し似合の奉公をさせよ乍去彼は必出ましき者ぞ先づ云ふて見よと仰下さればれば彼人其趣かの者に傳ふ御察の如く御歸りこと申ければ難有貴き儀背き奉ること恐れ入候へ共御奉公仕らんば中々母に仕へ候こと成難し御許を蒙り度由申

上げればこそとて親子一生御扶持を玉はりとも〳〵に己か在所に侍り孝行盡しぬる御惠みこそ難有抑此小平潟は他に勝ぐれたる景地なれ仁者願へは磐梯山智者樂むに湖水あり四方に通へる深き惠みは風誘ふ身木の梅の香ひにたくへ君が代は名にしあう根上り松の影に小松の緑りつゝき千代に八千代にさゝれ石の巖となりて磐梯の龜は萬つの年をへてかゝる目出度所なり彼兼栽翁も是より出たれば又奇特の孝子も生れけるにやと申人も侍りし

伊南長薫

長薫は伊南の郷黒澤と云る里に住盲人なり家貧窮にして然かも兩親の老衰して歩行若しきあり彼長薫小歌三味線の藝なきか故に村々里々あるきてするすと云物を引き石うす杯を回はし日ことに費用をとりて世を渡りける先き〳〵にて食する物をなかは分けて持ち來り親を養ふよすかとす親を愛するの心言葉にも筆にも盡しかたし或は親酒を好む故に常にふくべを腰につけて人酒を與ふれば己れ飲まずしてふくべえ移し家に歸て親に進む里人等あわれみ夫はのめよ食せよ持行のは別に與へんと云は受けず故なうしてあたゆるも貰わず誠に是等をや義有て淸貧と云べき晝は傭賃をとり夜は歸て食事を自らすゝめ且先き〳〵にて聞きたる世上のこと抔物語りして父母を慰め又暗の夜も月の夜にも峯に登り谷に下り薪をこり木の葉を拾ひ寒夜には是を燒てあたらしめ兩手にて兩親の脊中を撫さすり濁酒にても參るやと問て親望む時は則求てすゝむ夏は凉しき所に負て行あをきながら閑談は殊勝と云もあまりあり又彼れが往來の道に只見といへる大河あり橋あれ共終に渡らず何つも川下へさがりて歩ち渡りす冬に成ても此のことし或人其故を問へば云橋下水甚だ深し若あやまつて落うせなば老親いかゝはせん身ひゆる共淺瀨を渡るにしかしと誠に一度足を揚ぐるにも親を忘れずといへる古き言葉に露も違かはず身を愼しむこと又如レ此彼か至孝　會城に達し親子三人一生御扶持に預るいともかしこき御慈愛なり父は行年八十六歳にて身まかり母八十五歳にて終る夫孝に百行の源とかや古へより賢き人の富るは稀なり富て驕ることなくとも貧ふしてへつらはぬは堅かるべきにいかなれは長薫は故なふして與ふるをも受すと侍れば返す〳〵ゆかし善惡のむくひは

影の形に随ふか如く御恵に逢ふことは明暦三年の秋にして人は昔しに成ぬれと名はとゝまりて今迄も伊南の小笹の幾世とか徳花の香ひ長く薫やん

磨屋關本彦右衛門妻

鶴城下桂林寺町節婦は關本彦右衛門か妻なり能く舅姑に仕へ又夫に順従なり夫病有て早く身まかりぬ男子三人みなし子と成彼等幼弱にして刀を磨くことをしらず身邊正さに絶なんとす彼婦甲斐々々しく刀とき様兼て見習ひ能く三子に教へ磨かしむされば終に夫の家を興す珍らしき婦人なり彼婦寛文六年の春病死す此婦人愚ならば三人の子と秋の葉ちり／＼になり家をも失ふべきにかく徳有て各々家を保たしむ夫れ若し精靈あらば豈悦びさらんや誠に婦人たる者思はさらんや

居合村藤三郎妻

會津郡居合と云里に藤三郎と云る者の妻は類ひなき婦人なり其頃他國より來れる茶商人此村に久敷居住せしに或時藤三郎が家にあらざるを窺ひ忍びて彼婦を犯かさんとす婦貞烈にして中々いらいもせず淫夫己れが不義を顧みず却ていかりを發し既に彼婦を害せんとして脇差をぬいて散々に疵つくるよう／＼辛らきめにして遁る里人出逢ひ彼の淫夫を捕へ奉行所へ訴ふ則死罪に行わる婦人疵癒たり此趣　上に達して寛文四年の春黄金若干下され其貞固を褒賞し玉ふ難有事共なり誠に義によつて命を輕んじける賢女の心ぞ殊勝なれ世の中の婦人豈是を耻ざらんや

勢至村孝婦 （昔は勢至堂と云今は勢至村といへり）

岩瀬郡勢至村庄三郎と云者は家貧しうして近里遠村をあるきて費用をとり世を渡りけり家に老父あり盲人にして行歩叶へがたし然かあるに庄三郎が妻かひ／＼しくも孝行にて朝夕心を盡さずと云事なし常に盲人の側を離れず立つときは靜かに手を引き居る時は座を定む定省溫淸さながら古人の語に露も違はず夫と多くは家にをらず假令をると雖も夫にかけず二便自らとり治め更に厭はし氣なることなくひたすら赤子を保つが如く日毎の飲食能き所を親にすゝめ惡しき所は夫妻食す夫も初はなをさり成し共妻が德に依て孝行まめやかに成ぬ嫁が至孝のよし　會城に達し米若干を玉わる是延寶

年中也有難かりしこと共なり誠に孝は男子たも行ひ難し況んや貧賤の身をやいかに況や老の盲人なるをやあゝ立居苦しき老の波の夜晝共に離れずして孝行を盡しけん嫁が賢德ぞ世に稀なり大體世上にて高きも賤きも婦人にさゝへられ其言行にうつりて夫の人柄わろく成者多し是こそ牝鷄朝夕に鳴とは古き見へ侍るしかあるに此孝婦は己が善行にて夫も化せられけるとなればさり共珍らしき女德なり後の世にも聞く人感ぜざるべけんや

鹽庭村兄弟

河沼郡鹽庭といへる里に兄弟ありこのかみを久右衛門と名づけ弟を孫作と云何れも農事を營み同じくすみ侍る父は早く身まかり母ひとり殘れり共にはらから妻を持たず貧しきが故に弟身を賣て兄の助けをなす或時村人兄に告て云其方年もやゝふけたり妻を呼て然るべしと云我に老母あり他人來る時は我ごとく母に事ること難し且弟も家にありされば妻を迎へんこと心よからずと云て過ぬ其後弟身請して家に歸る又人來て曰幸ひ兄弟相集る是妻を求むべき時にあらずや兄の曰我年老ぬ我が弟春秋富り彼が爲に求むべしと又弟に告ること兄に告るごとし弟云兄未だ妻なしいかにして我求めんやと相讓ること久し所の長親しきから諫むれ共何れも聞きも內れざりけり母へ孝行はをして知るべし恒々彼等が申しけるは我々かくすりきり母へ孝養心の如くならずと歎きけるを聞て所の者も感じけるとぞ父母共に身まかりし後は忌日々々にはらからの身を淸め火を改め食物の初尾をさゝげ年忌には僧を請じ誠敬を盡して在すが如し或ははらからの內何方へ出るにも互に告しらせ若し急の用在て出るに告ざれば宿に居る者尋ね其居所を見屆て歸る兄弟互に如此或時兄出で外に遊ぶこと侍りき弟歸て來れ共見えす既にして思らく遊ぶ事程遠からじ必村の內ならんと夜半に尋ねて人の門戶を伺かごう家々大形燈くらし時にある村老の家に至れば燈をかゞげ家人及び兄居てしめやかに物語す弟其樂をさまたげんことを恐れて立ち戾り歸ては行又窺ひ兄歸る時弟出で迎へ相伴ひて道すがらしづかに語り歸るさま睦ましくこそ見へ侍れ或は若松杯へ行時は少し成とも其食事菓子の如き物携へ來り何れ成共宿に居るものゝ方へ土產として親切成ことかくの如く朝夕の食物は弟

調へ食せしめ平生このかみの前にて膝をなをしひらに座すること更になし下民として禮義あること又如此されば此はらから共に愚かにみべしとなり然れ共其言行を見るに親に仕へて孝行兄弟に對して親しく友に交はりて信に衆人にも睦ましく公事露怠らず年貢能く納め何成共足らざる事なし是を以て見る時は更に愚かならず子夏の所謂未だ學ずと云共我は必ず學びたりと云ふべき人からなり大概世上體にては德あれば才少く才あるもの德少なし才を願う人は多く德を好む人は稀なり此等の眼より見る時は彼のはらからか有樣を愚かなりとや云ふらん誠に彼等が賤しき身を譬ふべきにはあらね共孔門の弟子三千人の其中に曾參は魯を以て得玉ふは何かなる故か侍りけん返す〳〵はらからか心の内こそゆかしけれかれがこと上聞に達し天和三年の秋米若干下さるる有難かりしこと共なり此時久右衛門六十二歳孫作五十七歳なり貧しけれ共心ゆだかに一生を送り命日西山に傾く迄互に相讓りて妻をも持たす有けること世にめつらかに語り傳へ侍りける

吉津村市郎兵衛

蒲原郡小川庄吉津村の農民市郎兵衛と云者あり親は長右衛門といへり市郎兵衛幼年の時より何事によらす親の命背きたることとなし朝夕兩親の傍らに有りと雖も終に不禮の體みえず誠に敬み深かゝりき市郎兵衛母身まかり繼母に仕うといへ共實母に露替らす孝養いとまめやかなり每夜兩親の床をとり朝つとに起きいろりに火を焼つけ湯をわかし家内掃除し爐邊に半疊をしき親の居能樣にしてさて寢所へ行親目さむるや否やと窺ひ未だ熟睡なればぬき足して立ぬき暫く有て又うかゝひ親の目さむるを待いかゝをき玉へるやと云へは親も兼てよき行儀にて朝寢なとうかとせざれば聲に應じて起出則市郎兵衛手を引て彼の半疊の上に居らしむ自ら手水を進め髮を結ふ每朝如此此父子禮義有て髮ゆわざるをみたる者あらじと云へり朝夕の膳市郎兵衛自らすべ又父隣里へ出る時は市郎兵衛送りて出夜に入向ひに行ときは先其家の門外にイみうかこう親機嫌能しみやかに物語するを聞ては其興を妨げんことを恐れて靜かに立退き其隣にやすらへ居り暫らく有て一度も二度も窺ひ立歸るべき樣體にみへ迎に來りたる由を云親も其儘立時ははきものを直し杖を持たする歸る道すがら物語し

て睦ましき様かくの如し彼の孝子何方へ行くにも事々親の意を得歸りては又親に聞かせ或は遠方へ商ないに行ては其先にての様子具に物語し其國の珍物みやげにすること勿論なり或は公用にて奉行役人此村へ泊りの時は父子身を清め神明を拜し所に於て首尾能きやうにと祈る平生公儀を重しぬること其實是にても謀りつべし市郎兵衞か孝行上に達し天和三年の秋米若干玉はり其孝行を賞し玉ひぬさいつ比にかありけん市郎兵衞用のこと有て越後の新發田領へ行けるに海邊にて數多荷物積みたる舟のくつかへらんとするを見る彼者しのひさるの心發して則はたかにて飛入其船を救ひける故に恙なかりけり其荷物新發田大守の荷物なり則船中に役人も居りける故市郎兵衞方へ音物を以て禮謝す市郎兵衞辭して申けるは某し生得水邊の者にて舟に馴たる者にて幸爰へ通り當り空しく過ぎかたく手傳申たるにてこそ候へ何の禮物入申べきとて立さる船中の人々是非なく彼が名住居を聞て別る其后新發田より使者來り音物をもて禮を云内證てに禮物受かたく則若松奉行所へ告げ許しを得て受しとなり一と方ならぬ者かなと人皆感しあいりぬ

大石村亮賢法印

大沼郡大石村天台宗熊野山神宮寺住職亮賢法印と云る人あり西尾岐の産なり父は行人と成て源海上人と名つく越國へ行て病死す母あり盲人にて且老衰なり亮賢仕ひて孝行なり朝暮の食事小僧小者の族らには早く食せしめて食味を調へ亮賢は未だ食せずして母が傍らに侍り魚肉の類は自ら箸をとり骨をさり進むさなから嬰兒を保つか如くにして母食し終て後に食す母食せさる前に終に食することなし母寢所には床に箱をこしらへ其中へ藁を柔かにして入其上へ敷物をしき法印いねて試みふさしむ天氣能時は自ら毎日其わらくつを干し冬は心を盡し暖かにし夏は自身涼しき所へ負て行傍らにてあふき二便にも手を引又は負或は隣里に行時は一の弟子兵部卿と云を賴て我等居さる間は母に仕へ樣自らが如くすべし必ず僕などにかくるなと云て出弟子も師の命露たかうことなし亮賢酒は好み假令沈醉すといへども他より歸ては母かこと露忘れず寢所へ行機嫌を伺ひ物語す亮賢他の家に泊ることなし且門弟を戒めて云親に孝養あらん者故なくして他に泊るへからすいかんと

なれば火事出來其外何の騒動あらんも謀りかたし就中寺なと持たらん坊主曉の勤行なる者なと怠らは所の者疑ひもあらんかといへり是を守りて彼兵部郷も後に寺を持といへども十八年の間他に泊ることとなしと云り或は亮賢の母慰みの爲に村の内へ出ることあり其歸ざる間は法印他行せずして母を待むかへに參らんかと弟子かいへば我もさは思い共たまさか樂み居たらん時妨げと成ては中々曲なし歸るさには亭主疎意あるまし返す／＼迎へに行ことなかれと云り萬つに心を付て至孝なれば揚げて筆にも盡しがたし此寺は前に川ありて魚多く集り後口は山にて雉子山鳥もきたる故にさいつ頃にか有けん田中三郎兵衛正玄殺生の序て此寺に立寄し事侍りき正玄の従者寺中にて魚鳥の料理せんこと恐れ入ける處に亮賢か曰我に老母有故に檀方又は親類の方より魚鳥を送り我も折々は求めて食はしむる間露苦しからすと夫より正玄心を付てみるに類ひ稀なる孝子にありけり其后は此寺へ來る毎とに魚鳥の余り老母か方へ送り家來も傍に有て饗應をなす住持にと又酒をすゝむ正玄兩親の忌日一月に二度此僧を招き讀經せしむ夫故にこそ孝行四方へ聞へ偏ねく念頃の士も多かりけめ有る時　筑前守様御逍遥の御時此寺へ御立寄被レ遊し折節彼僧孝行御聽に達し御感淺からず住持には酒を下され母には魚物を玉わる其后何つの年かとよ頃はきさらき中はなるに御使者として御酒御菓子なと持たせ彼母か方へ下さる其后又御殺生の御歸るさに此寺へ御立寄被遊御遊宴の有しに亮賢にも御酒下され數盃の上小哥御所望有けるに山家そたちにて聲言葉もふつゝか也けるか山方ふし一つ謠ひければ皆々興を增させ玉へけるとそ凡此寺への御立寄十九度たび殊に俸金を玉はり其數五兩頂戴せし也上にもかくの如く御愛敬なる故下民もかくの如く敬ひける或は檀那初尾なと持參すれば其者を母か前へ連れたち其所の誰かし此初尾を持て來れりと云て逢はせけり幾くたり來ると雖ども如是或は此寺の建立の時山より材木を望み訴へけるに百姓には家々下さるゝ例あり尤寺方へも田地の付たる方へはとさもあることとも有れど此寺へは如何と役人申けれ共乍去上にも折々御腰をかけられ住持も德ある故にや誠大石山は云にや及ぶ羽黒山其外目に立たる材木伐りとり心の儘に建立せり住持も是偏へに母を持たる故かゝる御悳みにあいぬる迚彌々孝を盡しぬ母歳八十四にして身

まかりぬ病中には世事萬事を抛ち病床を暫も離れずして看病云はかりなし身まかりては明暮黒の衣をぬらし余所の見るめ迄皆涙を流すかくて貞享三年五月八日行年六十八にして亮賢も終ぬ傳聞釋尊は御文の喪に棺の元を離れず哀しみ御母摩耶夫人の御爲には安否の法を聽き阿難に對して恩重經を說玉ふ亮賢も源三の流を汲てかく孝行有しにや侍らん又寺中にて魚鳥を自ら整へ母に進むることかたし假令世の常親を思ふ共他の疑ひをもあるべきに我心清淨にして外物をもて心を煩わさす誠に類ひ少はき高僧なるべし

藤生村太郎右衛門

太郎右衛門は南山藤生村の農民なり父は老衰して且病あり太郎右衛門が妻も早世し子五人有ふたりは長く煩ひ獨りは盲目なり殘の童は幼けなくて營みの助けともなるもの獨りもなし玆に依て家やゝ貧しくなりけれ共更に勞ともせす親に孝行彌々深かりけれ親いかなる病にか有けん人に逢ふことを嫌ひて常は土藏に引籠り戸を立て窓を塞き暗ふして打臥してのみ有けり太郎右衛門いとま有ときは朝夕となく土藏の內に有て親の傍を離れず夏は凉しく冬は暖かにし風の吹にも雨の降にも氣色いかにやと伺ひ二便の時は孝子手を引き日々の飲食自ら調べすゝめ偶々食饗に趣く時は己れ食せざる前に肴を袋にし猶以我が耕作の初尾は先親にすゝめて后にこそ皆食し侍る故有て他へ出るときは今日は此事彼事にて何つくへ行をしらせ其時何成共親の意に隨ひ又歸りても其日の始終委しく語る耕作に出るをすら告て今日は何作何種をまく迄親に窺ひ暮に歸て又勤を告げるとなし親作毛をみまくほしく思ふときは晝は人に逢事を嫌ふ故月出て親を負東田に西疇に夜もすから稻葉の露にそほちつゝ心のまゝにみせあるき靜かに家路へ歸りける或は牛馬を買にも土藏の邊□□へ行求るにも求めさるにも親の命に隨ふ家貧しき故奴僕の一人も有らざれば親しきやから打寄妻を呼かしと諫めければ太郎右衛門か曰幼年より對したる妻だも親への勤め我心に叶わず況んや新に迎へずへたゝらんは中々心のまゝならし且病ある子供を見かねるを見んも心うし猶り居るにはしかしとて其后はいらへもせざりき此者かくれなき田地の功者故か世上なへて不作の年も彼が田は能秀てみのるといへりさもあらん天帝孝心に感し玉ひて

他にすぐれたる者ならん爰を以てこそ只一人のかせぎにて老父及子五人養育せしなり彼か孝行郷頭百姓共外の里々迄も隠れなきにより貞享年中會津城に達し米若干下さるる御慈愛の忝き世以てためし少くなかるべし此時父が年八十八子は行年五十三なり昔もろこしにて五十にして父母を慕ふは古人も珍らかに思召しけりつく／＼をもんみるに彼が孝德天に通じなは富貴にてもあるべきにかように傾くなる病父を持且病女盲子を養ひ妻は早く身まかり本より家は貧しく萬つうい／＼しけれど天地の大父母何か成る故を以てかゝる境界に逢ふも謀りかたし貧賤憂戚はなんぢをなすに玉にすとは是張子の言葉ならずや太郎右衛門平生辛苦を勞ともせず坦かに蕩々として親に仕へ心安らかにして人にも能く思われける故に上の御恵みを蒙り又孝子傳にものり後世に名を顯はすをもて見れば父が頑孝子か幸と云ても可ならんか

三宮村與四右衛門

耶麻郡三宮村與四右衛門と云者あり家貧してせん方なく若松大和町鹽問屋か方へ身を賣り彼律義にして能主人に仕へ其心すなをにして主人もよき者にぞ覺へける或時彼與四右衛門鹽俵を負て行けるに路中に紙包落てあり彼金成ることを知るといへども開きみん心露もなく取て歸り包みたる儘にて主人に與ふ主人ひらき見れば金拾兩なり則奉行所へ訴ふ其折出來今市と云處の商人勘右衛門と云者金を落して訴ふ彼が拾ひたる金は彼勘右衛門が金なり則ち主に返さしめ玉ふ勘右衛門悦び金子貳兩を與へて禮謝す誠にか樣にす切りの身を賣體も其金を露心なきは奇特なり此事　上に達し元祿二年の春御褒美として青銅若干を下さるゝこと有りき古人も常の産なき時は恒の心なしと仰けれとかゝる心もあるならじ

桂林寺町半三郎

若松桂林寺町田部甚次郎と云ふ者あり彼が僕を半三郎と云主人の方へまめやかに仕へ侍りけり彼田部氏初は國中隠れなき富者なり一榮一落の世の習とて後は至て貧しかりければ昔花やかなる時は晝夜衆人集りしか共財盡きては盧前寂寥としてことと問ふ人もかれ／＼なり彼が恩顧を蒙る者しかり況んや他人をや然るに半三郎

平生誠を以て仕へ鹽を賣ることを業として朝夕の煙をたひ或は主人病する時は撫育怠らず饘粥のあさらけき野菜の甘き願ひ應ぜずと云ふことなし主人も忠を得て辭せず僕も己れが功にほこらず却て不及と思へり半三郎が忠義上に達し元祿二年己巳正月靑銅若干を下さるゝ御慈愛にて彼が名彌々世にあらはる

木地小屋節婦

元祿二年の秋此節婦か德行上に達し米若干下され其德を賞し玉ふ其事委く尋侍るに彼婦は耶麻郡猪苗代木地小屋といへる里の長に太郎作と云者の妻なり此妻十七歲にして男子を産む小右衞門と名づく婦二十五歲の時夫に後れ夫れより孀となりて舅の裏屋に住居淋しき營みをして獨り子を養しなひ育て野に出ればすそは露にしほれ家に歸れば袖は淚にぬれ夜は燈を友として柴の戶の明暮歎きながらもながらひて幾春秋をか送りけん心の內こそ哀れなれ麻草の糸をくり返して歸らぬ昔を慕ひ稻穗を干してはかわかぬ袂を恨み會津山の峯に寢覺がちに東山の嵐に夢も結びがたし美目さま抔もあしからぬ故さそう水あれ共中々否ともせず媒して小田村渡りの里境野の里揚枝村眞行の里坪下邊より富める家所の長とり〴〵に望けれ共露いらいもせず只何ともして男子成長せしめ夫の跡を立てまほしき願より外他事なかりしされ共若き女の獨り住親も舅もなげかわしく思ひけるにや他に行んことをしいて諫めければ婦申けるはかく申せば親の仰を背くもさふらへども人は義を以て人たるべし義なくは鳥獸に異ならぬ誠に東西をも辨きまへざる子を捨置何方へ行べき聲もをしまず淚きければせん方なくて打過ぬ其後同村かの婦人のあたりに六兵衞と云者妻身まかりて鰥なりければ親類又は處の長なども加はり諫めけるは他鄕は子を離るゝに忍びざることとむべなり是は同じ家にすむとひとし殊更に六兵衞老なしき器量なれば小右衞門爲めにもよろしかるべしと樣々云あへりけれども露いらへもせざれは其後は言出す者もなし又彼婦廿九歲の頃福島領土湯村の商人此里へ折々來たる故或時彼寡婦が家に見舞ひとて立寄り音物とて鳥目を持參し暮に及び茶のみにこんとて歸る婦怪しく思ひ親しき者共にかくとしられせて音物を返し彼淫夫を追出しけり近里に於てかくれなかりき誠に子を慈み夫に貞ある賢婦なり國中たかきも

賤しきも感じあへり世上欲にふけりて心を動かし富にめでゝ道を違ふ女人の誡めと成るべし

阿久津孫右衛門

孫右衛門は大沼郡阿久津と云里の農民なり男子三人有り兄は清十郎次は孫四郎弟を市三郎と云各々三人のあと娵ありてかそいろもはらからも同じ家に住み侍る親かふしとなるほどやわらかにしてふさしめ寒暑怠らず□冬になれば父母未だ起きざる前に炬燵と云物に火を置靜かに寢處へ行て是を告げ恐らくは親が熟睡を妨げんかと朝ことに心を盡す親病ある時は醫禱を頼みひねもす夜もすがら親切に看病し又萬づ營なみをする時は父には骨折業をせざる樣にと心をつけてはらから勞にかわる娵もとは能勤て姑の安んぜんことを思ひ我も〳〵と相はげむ故其間の和せずと云ふことなし第一四時の營み怠らずまきもの馬の沓などは父兄に作らせず弟共作ることとす是又父兄をたうとぶ心なり父子の者共所の者に對し忠信有り假令ば田の水をかけに出ぬる時は自他を隔てず水の干たる田へはかけて通り又種もの抔もらひにきたれば我方を顧りみず與へぬ此父子禮義あつて市町へ行時は似合しき物を買調へ父母の方へみやげとし又はらからの内若松又は山野其外何方へ行ても暮に及ぶ迄歸らざれば殘る者食物を懷中し其道へ迎へに出迎へ其睦ましきことかくの如し孫右衛門慈愛深き故諸人あしくも思わず彼らがこと上に達し父及び子三人共に召出されて元祿二年の秋米若干下されけり有難きためし成べし凡世の中は高きも卑きも人の善を樂みとする者なく人の憂へをよしと思へるは多し是他なし己れにまさるをそねみ我に劣るを悅ぶ故なり然るに此父子田の水をかくるに自他を隔てず道すがら干たる田に水をかけて通ることそ奇特なれ夫れ萬物を育し玉ふは天のみ身なり人々うけ得て性とす此性に隨はゞ皆愛有て隔心すくなく上下和通すべきに氣質人欲の雲霧にさいられ私することになれり彼父子が如きは恐れながらも天心にかなひて兩親兄弟相娵數多集り居て和らぎ睦ましく　上にも奇特に思召諸民にも愛敬せらるゝは是等や山彦のことふる聲の如ぐといへる成るべし

大原新田村長作

耶麻郡猪苗代大原新田村に長作といへる者幼けなうし

てみなし子となる伯父是を養育して人となれり同村長右衞門と云者あり長作を聟名跡とす彼養父に仕へて至孝なり養父家貧ふして晨た夕べも煙たへぬれば長作其長が方へ身を賣りかひ〴〵しくも父母を孝養す父母老衰へ營みならざる故主人の元より隙を窺ひ來りて親に逢て歸る節句休み日抔には幸として精力を盡し狩野畑と云ふものを開き月夜には山へ上りて薪をこり親が方へ送る白木城と云る里と大原村と一里餘隔り曾て長作此白木城に身を賣り有し時も折々大原へ通ひて親が助けとなせしなり大原の主人も彼が孝心を感じて時々暇をとらせ孝行を盡さしむ又猪苗代の市日若松抔へ行時酒茶を買ひ菓餅を求めて親にすゝめ主人方にて珍しき肴など有時は己れ食せずして親へみやげとす親願ふものあれば風雨を嫌はず是を求め快く食するを見て甚悦ぶ誠に母が幼なきに對するが如し若願望のもの遲く持來る時は父腹あしくていかり甚しく或は追ひ或は打ち抔すれ共露恨みたるけしきなくて返て己れが不才覺を看み一入迷惑がりけるを人々皆感じて長作が才覺に及ばざることは助けてとらすること度々なり父夏天に煩らいて重かりければ晝は隙なきにより夜々帶をもとかず終夜ねぶらず看病す食品の望をかなへ孝養あけて數へがたし父が齡ひ九十歳を以て終る愁涙更にかわくまもなし母に仕て又孝行撫育更らに怠らず且親類にも睦しかりければ此趣　上に達し米若干下さるゝ是れ元祿二年の秋なりつら〳〵思ふに親の爲に身を賣ても是をさへいかめしく思ふべきに況んや養父をや親が方へ心をよせなば主人の方をろそか成べきに主人の心にも叶ひ又終日田野の勤辛勞なるべきに月夜には幸として薪をこり遊ひ日には狩野畑をひらき是皆親を思ふの誠より出たり彼是れ思ひくらふるに常の人の心とは大に違がへり人の子たるもの是を聞て豈かへりみざるべけんや

洲走村孫三郎

河沼郡洲走村次郎右衞門と云者の子孫三郎と云者あり親家貧しきが故に孫三郎十四五歳の比より方々に身を賣家にもあらざりけり其頃より孝心深く主人方より堀田物など云ものを貰ひぬる時は猥りにつかわずして兩親の助けとす晝は勤の隙なきにより夜々暇を貰ひ父母の機嫌を窺ひける其親切の孝心主人も感じ身の代の內

をゆるし彌々孝を勵ませとて親が方へ返しける情さけ有を聞へ侍る主人は古坂村勘四郎と云者なり孫三郎故有て他出する時は今日は何方へ此事に出るを聞せ歸ては先きにての樣子など物語りして樂しましめやゝ夜寒になる時は寢所へ藁をしき寢よくし又火箱と云物をいだかせ夜の中二度三度火消るや否やはたいはひへはせずやと問ふ餘り度重さならば親目をさまさんことを痛み窃かに肌へをさぐり火消を肌へひへぬるをつけ火箱へ火を加う朝夕の食物自ら整へ玉へさせ夫より田野に行夜に入歸りては水を汲み鍋を洗ひて母が勞なき樣にと心をつけ又村送り觸狀などあれば孫三郎少煩らはしき時も親にかけず勤めもし他行の折節村送りなど當ればば親辛勞にならんことを兼て思ひ謀かりて常に人の當り前を勤めこして置故所の者共孫三郎他行の時は必ず觸狀村送り勤めしなり又孫三郎ふるまい抔に行時は珍らしき物あれば先初尾を別にして親が方へみやげとし兩親茶酒飴など好むにより市町へ行時は歸りには買求め親にすゝむ親病ある時は食事に何成共願はなきやと尋望の物なき時は大に心を盡し及ぶ程は才覺す及ばざることとなれば叶はざることを愁へぬるにより傍より人々感じて才覺の助けを成せり取分母病者なる故重ききは母と一つ所にふせりて夜すがらいねず看病す母村の內へ行んと云時は孫三郎負て東西南北母が心に隨ふ是等の趣　上に達し元祿二年の秋若干を玉わる難有かりしこと共なり孝子行年三十八なり德行國中に聞ゆ人の子たるもの豈かゞみざるべけんや

古坂下村勘四郎

勘四郎は古坂下と云る里の農民なり前に出し彌三郎が主也彼が孝行を感じて身代金の內をゆるし家に返し親に孝を盡させけり誠に人の善を賞するは我も善ある心なり此越　上に達し勘四郎を奇特に思召れ元祿二年の秋米を玉はり其善を褒美し給ふぞ有がたき

上林村兄弟

山三郷木曾輿上林と云る里にはらから有兄を小左衞門と云弟を淸右衞門と名付く小左衞門行年七十一婦も同じく七十一貳人の男子あり各々娶りて子四人あり弟の淸右衞門行年五十九婦も同く五十九ひとりの男子あり是も妻を持て子三人あり彼是十七人の者一つ家にすみ

て何れを祖何れを親と隔つる心夢もなし露へたてなきこそ断りなれ假令幼さなきか何やら願て泣なとすれば其母を呼ぶに及ばず其ほとりに居合せたる者負かへていたはる間子は何れをも親と思ひ親はいつれをも子と思ひそたで更に心のへたてなく幾年久しく住するは世に珍しき中ならめ或時兄弟相謀りけるは我等なからふる内は一つ家にても過行なん我々なく成て後はあまたの心移り替りて分つ願のあるまぐきにもあらずさあらんに於ては豫かじめにとて貳間半梁に長さ拾貳間の家を建て中に垣して六間に住居けるに何れも纔か望みの露なければ又元の如く一つに住居ひけり弟の清右衛門あまたの孫子引連れ田野に出れば兄云日々の耕作疲れもやせん今日我こそ出んと弟の云さにあらず老の身は家に在て夫々のことを申付けられよ我日毎に行て農事をろそかにすべからず兄隨ひて或は弟の田より歸るべき暮つ方には手足洗ふべき湯をわかし寒き時は火を焼て今やくるやと待ときもあり或は隣里にて振舞抔催すときは兄行まじきと云時も弟諫めて樂しましめ弟は作場へ出て怠らず兄先きにて肴などあれば懐中して弟及ひ孫子に與へて悦ぶ又はらから耕作の隙々に紙をすき市場へひさくか様の辛勞なる方へは兄をやらすして風雨を厭はす弟必す行違ひにても又珍しき物あれは買求て兄に與ふ誠に兄弟かく道に叶ひても妻子不道ならば一つに住しかたかるべけれ共恒に夫の善行を見習ひ兄の妻は弟の妻を愛し弟が妻は兄の妻を敬ひ明けても暮ても相和するによつて娶共も又々道を正しうして更に求ることとなし此故に幼き者に至る迄も爭ひいさかうことなし是偏へに兄德あつて威儀ある故にや弟及孫子も敬ひ禮儀有故如此又彼等兄弟律義にて一村の者に對しても他の里人に向ひても遂に物云へことしたる事なし或は村中隣里に於ては水論或は境目などにことあらんとする時は彼等兄弟出る時はとにもかくにも斗らひに任せて退く是常に德を信ずるにあらずやいかにとしてかくあらんや第一耕作功者にて年々ことに他に勝れてみのるれり諸人も是を知て上林の田地を通る時能秀でたるを見ては彼の兄弟が田なるべしと云程なり又は年ごとに治る貢き物抔も他の百姓は收納日と云に其筋の小役人觸わたしたる數ならでは治めざるに彼兄弟は日の限りをまたず一收納日に他の二度三度分を治る故になへてより早く濟み切るなり是平生公儀を重んずる

心故かくの如し此趣上に達し元祿二年七月晦日兄弟に米若干給わる

利田村彦三郎

河沼郡利田村彦三郎と云者齡五十八に成る頃誠に世に勝れたる孝行　上に達し元祿二年の秋米若干下さるゝ十八年以前に父病死す三年前に母身まかりぬ父母存生の内彼が孝行いと親切なり彦三郎耕作に行時も度々に云聞せ歸ては又兩親が安否を伺ひ田かへすにも草きるにも一時も早く仕廻歸て親に逢はやと思ふ九夏の天も暑を忘れ嚴冬の日も我身のこゝゆるをも構はずひたすら親の事のみを思ひて寢處へは藁をやわらかにして先彦三郎ふし心み床を暖ため親をやすませ或は宴席に趣く時は肴其外何にても有合するものをみやげとし進め若し親願あれば雪の降にも雨の降るにも厭はずして是を求て與へ父身まかりし後は彌々母に孝心深く食事抔は望に任せ力の及程は心を盡さずと云事なし夫婦の者母が前後に居てきけんを伺ひ母何方へも行度願あれば彦三郎が婦かろ〳〵と負往來し何事成共凡て母の心の儘にし露も逆ふことなし彦三郎が弟久兵衛と云者是も妻有て同じ家に住別に庵を詰てをかまほしく母が云けんと彦三郎思らく母がいけらん内は一つに居りとにも角にも孝を盡さめとて更にわけざりけり弟も兄に隨へ待りけり兄弟山野に出て農をすれば相娶めは奴婢の如くして孝行を盡し兩親身まかりし後は忌日々に夫婦水をあび茶湯を備へ香華を手向けまめやかなるさま兩親います時に替らず御褒美として米を玉わりし時と同じくはか様の難有ことを父母ながらひて聞ならばいかばかり嬉しかるべきとて歎きけるとなん類ひ稀なる孝子なり

幕内村佐瀬與次右衛門

會津郡の内に幕の内と云へる里あり其處の長を佐瀬與次右衛門と云なり世々此村に住せり能農作に精ふして會津農書と云書を三卷世に顯せり其書たるや山と里とを分ち其土の色其土の味ひ各々試むることありて上下のならし農功の者爰につらぬるは何ぞや曰農は天下の本なり且孝經に曰天の道を用地の利により用を節して父母を養ふは庶人の孝なりと彼が事　上に達し元祿二

年の秋米抔給はりぬ過し頃も河沼郡谷地村吉兵衞猪苗代白津市郎兵衞安積郡濱坪村久五郎崎川村次郎左衞門と云ふや又は耶麻郡川前村六左衞門など其功衆民に勝れたりしかば上に聞え若干の米を下され褒賞し玉ふ其大概をいへば田畠の内石倉或は大石などあれば己れが人夫にて費も厭わずさはりなきようにし或は川かけなどあれば此も人足にて川よけをし川をさくり川押の難なき樣にし又ごみ深うして下田なればわきより土を入上田にし假令新田を起すにも山林の内人の障りならざる地を開き或は本田の内水つき年ごとに稻腐り捨たる處あれば己が田にも有らざるに地主の方へ金子を取せ我上田と取かへ深さ壹丈五尺長さ百五十間の處是も自分の人夫にて末代迄も水つかざる樣にせしなり此時は金二十兩餘も入わつかの上田にす我損益の考くなく只空地を厭ひ平生國土の調寶を要とす其外農器は云ふにや及ぶ或はかつさ金でこ鶴はしとう鍬こときき色々の物を求め人にかし斯の如く世の爲め人の爲めをなし費をいとはず無用の地をひらきし故に上より御褒美下さるゝにて國中隱れなかりき此六人の農民は大かた類せるを以て同じく書入けり

漆村遠藤庄七郎

若松城の北耶麻郡漆村に遠藤庄七郎と云者あり初めは岩崎と云る里の長たり父母に仕て孝行なり父は七十の齡をすぎ子は行年五十有餘なれ共公命あれば父に告家事あれば父に問て盡く皆令從して更に自ら決することなし庄七曾て曰つらつら世の中をみるに胎内を下ると等としくあけずして殺さるゝ子もまゝ是有りしがあれば十歲迄もながらうれば十年の恩二十歲になれば二十年の慈悲たり我身を我身と思ふによつて我と云ものに成夫より私の心生すとかく此身は元來父母の身と思はば何事も皆親の命に隨うべしと觸發してより利害得喪を辨することなく死生存亡を論ずる如く東西南北露もとることとなし又父母退休の爲に屋の東數歩をへだてゝ庵を結びてあり父すこやかにして朝またきから起出庄七が宅へ行て指揮するを常とす冬來り雪の積りぬる夜さりは暗き内に庄七起て父かしらざるように雪を踏み道を平らかにす是れ父が歩みよからんが爲めなり孝心の深きをしはかりつべし世の常の者わづかの善をなして親にしらせんと思ふには反せり人と成誠に居て驕

りをきらひ實に人の爲を思ひて諫をなし又人より諫めを成時はよく容て忝なく思へり道に於て受用多し且一村を治めて功あり晝は汝行て第かれ夜は汝ち素なへと云へる古語をしば〳〵誦じて農夫をすゝめ營みに怠る者は甚誡め顏色はいかり罰れ共心に慈愛あるにや所の者ども露根むことなく親しみなつく又作業のいとま或は遊び日などには釋氏の說法するが如く村の內老翁幼弱の輩を集め御高札の趣御條目の品々讀聞せいひ教へける故に人の風俗こと里にすぐれ平らかにして爭論自ら少なく縲絏の罪人更に稀なり是ひといに職分の誠を盡し最負の私なかりし故なり是等の趣　上に達し元祿二年の秋庄七郎漆村へ移りし幾村の鄉頭職になし玉ふ有難き事共なり誠に愛敬なくば和すべからず驕爭除かずば平かなるべからず俗を化することは德を以てし人を治むるに身を以てせずばいかにとして斯くの如くならんや

賢人次郎左衞門

鶴城下竪三日町賢人次郎左衞門と云者あり鞘工を業とす細工上手にて作料安し日限一日もたがへず是によりあつらへぬる者多けれ共先だち受取ぬる鞘出來ねは假令歷々の方より云付ても更に受けず貴賤上下を云はす先たつのを渡して後にぞ約束し侍る仕賃世並より安きによつて侍中などより祝ひなりとて米又は金子など與へぬれば露悅びたるけしきなくして曰仕賃とりて細工するに何の祝か入べき賃の安きは我が分際を謀りてなり貴殿へ何のへつらひてまげ申べきやとて手にだにとらず剩へ禮をたも云はず第一家業を専らとして禮日節供にも禮を勤て歸るやいなや其まゝ細工をするなり是日限を違うまじきの故なり慰みこと餘情らしき事露もなく且父母に仕へて孝行なり人となり正直にして律義に露僞りなく善行ある故にや世上に於て賢人次郎左衞門と云又去ぬる承應三年臘月のこと成るに父無常を觀じて道心をおこし斯くとしらせずして家を出て歸らず國中あまねく尋ぬれ共行方をしらす國々尋ねに出んとすれ共家貧しければ跡にて母朝夕を過すべきようもなし先春迄細工して賃など取り集め母に預け逢すは夫より日本をも回るべき覺悟なりける所に親は道心者と成名を願譽淨誓と改め鎌倉に居る由聞へしかばきさらぎの頃霞と共に立出侍りける處に武州松戶と云處の茶や

に出家三人並居たり其一人は我父なり次郎左衛門が喜び云ばかりなし父が曰我舊里を出し時歸らんと誓ひき汝は歸るべし我は國々めぐらんと云り次郎左衛門黙然として涙を流し母あり歸らんことを歎く其心哀れとや思ひけんつれの遁世者申けるはか程迄國々を尋んと心さしにて出ぬるに情なくも何國へ行へき慈悲なくては佛道にも至るべからずさなくは連れにも成るまじきぞ乍去此度三人下ることは陸奥の松島を見ん爲めなり是より歸るさには必ず會津へ伴ひ行へしと云次郎左衛門疑ふ心なくあれにて待申さんといへて別る果して伴ひ來る其後幾春秋をか孝養し親天年をもて終りぬ母老衰し且病ありて立居叶ひがたし朝暮の食事自ら調へ母が心に叶ふ樣にし寢ぬるにも立離れず介抱し二便手づから取治め又母酒を好む次郎左衛門下戸なれ共怠らす是を進む妻も奴僕もあらされば次郎左衛門夕暮に自ら酒やに行調う酒家の亭主彼が聲をきゝ知て秤りを能くすれば再び買に行かずとなん孝心上げて數へがたし母行年八十六にて身まかりぬ又次郎左衛門か姉は或奉公人の妻なり病者なる故にや四才になる男子を添て離別して次郎左衛門が方へ遣す此婦人長煩し足もたちい叶はず三十七年が間介抱し親切母にひとし姉が子を七助と云り廿五歳になる迄養育し同職を教へ別に家を持するしかはあれ共是も病者にてともしき故次郎左衛門が助家に預る父母存生の時より親類朋友諫めけるは其方ひとり身にて病人の介抱なりがたし似合の妻を呼且は子孫相續の心も可然やと次郎左衛門が曰貧家に病人多し新たに來る者の勤め心に叶ふべからず我夫をみんも心苦し持たさらんにはしかし迚聞入ざりけるが父母も身まかり姉獨り有ける故今年五十八歳にして始めて妻を持ちたり類ひ稀なる善人なり彼がこと上に達し元祿三年の春米若干を下さるゝ夫故名にしをいたる賢人の德四方に隱れなかりき

濱坪村六之助

安積郡濱坪村農家に孝子あり六之助と名づく父母に仕へて孝行なり貞享年中煩ひて母身まかりぬかつて母生ける時六之助遠く行て遊びたわむれける時も母が事思ひ出れば其處に居ともなくして樂み中かはに速かに歸り母にあう或時母が曰何を以て我を死うするやうに思ひて歸るやもし先きも遊樂の事あらば時を移し假令明

日に至ると云ふ共苦しからじ今より早く歸ることなかれと母酒を好む孝子偶々隣里に行て美酒を得れば携ひ來り夜と云共あたゝめそろ／＼母が寢室を窺ひ酒を進む母が曰夜すでに深けたり寒ふして床を離れがたし子が云く我心試むるに酒あまうしてよしと母起て樂みのむ己れたしみてすゝむる者は多けれ共彼れが如く下戸にしてすゝむる者は稀なりけめ又昔も小搖にはとかを待大杖には則ち逃れにくるとかや侍る然るに此孝子幼年より父に事へてさからはず小搖大杖二二つながら得ず德ありと云つべし母身まかり姉存せり形ち有樣相似たり折々行てみて母にあうが如くにして歸る寢てもさめても思ひ愁て露のまも忘れることなくはたい憔悴とかしけて眩暈怔忡等の病起れり醫師の方へ親類相伴ひ來り語るによつて人皆知る孝子豈自らてらわんや或人孝子に曰以レ死無レ傷レ生毀れども不□レ生吾子是を聞や答て曰今より勤めて是を忘るべし我思ひ妻にたに語らずしかはあれ共ねむれば夢にみへさむればうつゝに見ると是を聞者涙を落さずと云ことなし六之助が孝徳上に達し元祿三年二月米若干を玉わり其孝を賞し玉ふぞとうとけれ

重都

會津城下馬場二の竪町に瞽者あり重都と名づく父母に仕へて孝あり重都出る時は此事にて何方へ行をしらせ歸ては又先きにてのことを詳らかに物語す父病める時は重都暫しも離れず溲器を取り溷穢を洗ひ母が勞をいたわりて露手に觸れさらしむ父は早く身まかり母ひとり存す家貧ふして餅を賣ことを業とす重都またきから起出母に替りて餅をうすつき大豆を粉にし或は水を汲み薪をわり或は庵前や庵後の雪を拂へ塵をさり又公役露怠たることなし第一母が心を悦ばしむるを以て己が勤としをかしきことなど云て笑わせ他より歸りても母が傍らに有て四方山の物語して更にうむことなし又高らか聲して賑やかなるたさり隣家にては客の有るかと思ひて行て見れば只母子ふたりのみなり睦ましきことかくの如し彼が孝心の誠なること上に達し元祿四年の冬米若干下さるゝ且町々在々への勸進の御ゆるしを蒙り其筋の役人も下民へ觸れける故彌々其孝を感じあまたの力にて勾當にも成るべしと世上あまねく申あへり淺からざりしことどもなり誠に貧や瞽や一事と雖も

人の苦しむ所なり然るに重都二つながら忘れて坦らかに蕩々とし日夜母が心を悦ばすること常人の及ぶべからざる所なり親に仕ふのみならず世上に對して理知儀にかしこき者なり或時重都半兵衛町と云處を通りし時一方に牛馬數多つなぎけれは有者云ようこちらには牛馬ありさけて通られよと重都忝けなしとて頭巾をぬき腰をかがめて禮をなせりとぞか様の心故衆人にも愛敬せられ行末目出度かるべき重都かなと出入も侍りし

竪三日町土屋五右衛門

鶴城下竪三日町土屋五右衛門と云者は至れる孝子なり幼年より能兩親に仕へ父沒して後も母五右衛門に妻を呼んことを願へ共行年四十七迄聞も入さりけり友人其故を問へは答へて云もし妻不幸にして母に順從ならすは如何せんと母愁て人をして云はしむ且親類朋友しいて母の心に隨へと諌められて妻を呼ひぬ母常に酒を樂む孝子折々酒をすゝめすと云ふことなししかはあれと母は子の貧にして酒價の繼へからさることを知てのむこと心よからす孝子其心を得て昔し親か代に召仕ひし家來市右衛門と云者あり五右衛門彼か宅へ行てしかしかと語をして酒錢を與へ市右衛門か求たるにしてぞ母にすゝめけるとなん是等常の人の心とは替れり夏は床の凉きようにし冬は肌へのあたゝか成ようにと事ことに母の心の安からん事を願ふ母齢衰へ床に安臥しかたき時は綿を集め蒲團となし柔らかに是をしき飲食のたくい自ら調へ朝昏心を盡さすと云ことなし或は佳宴に趣く時はわつかの物成共懐にして歸て母に進む又折々母寺方へ詣てんと云へば五郎右衛門自ら負て往來すること度々なり又天寧山の温泉に浴せんと云ふときは晝はいとなみの暇なき故暮に向つて母を負て浴せしめ冬月はそりに乘せて引て行母其至誠を感して人に逢ては必ず物語す母夜々厨へ行く時は子いつも手を引て伴ふ母或は彼か勞を思ひて靜かに起出しらせさる時は子取物も取合す起き助けをなす幾夜成共母か起きぬるをしらすと云事なし此頃母中風煩て立居叶わされば五右衛門自から溲器を洗ひて妻たにふれさらしむ湯藥心を盡すと云へ共母八十一を天年として終りぬ又悲しみの涙袂かわかす朝には香花を備へ夕べには酒茶を手向けまめやか成る有様聞人感を催さすと云事なし且衆人愛敬有て處の者共獨りとしてあしきと云なし人となり律義

にして露僞りなかりしは檢斷名主打寄り此孝子を段々上に達し元祿四年の冬米若干給わり其孝行を賞し玉ふそ有難き其日則五右衞門親か墓所へ詣て涙を流し念頃に此事を告け夫より歸りて人に逢て云にはか樣の御慈悲を親なからへ承るならは何か斗り嬉しかるべきとて泣て打伏けるとなん

大町與兵衞

大町材木町小島源右衞門と云者の譜代の者與兵衞と云あり家貧しき故かの僕日每に傭賃を取り世を渡るよすかとして主し夫婦も朝夕を過行ける第一律義にて主人のことををろそかならす私欲の心露斗りなし朝ことに費用に出るに未明に起出主人の食物いろりに仕逐け其ほとりに薪付け木火打なと取添へ夫婦勞なかれの心なり夫より出て暮に歸りて夜明ても棚のもの取しまい糧をきり薪をわり或は米をつき明朝の用意をし大方夜半にふして朝ことと夜ことの營みかくの如し主人の家のみか費用に行たる他の家にもて人にすくれかせき私成ることなく萬つの始末人々の心に叶ふ故段々先約をして雇ふ故更に隙もあらざりけり何事にも主人の心に戻ることなき故夫婦の者も感じてせめては衣類なり共新らしき物きすへしといへは僕か云ことには日每に費用の働らきする身の何に飾りの入るへしや飢寒にさへ逢されはこと足りて更に願ひもなしと何つも破れたる衣裳にてぞ有ける或は雇はれたる先々にて肴の類ひか菓子なと貰ひぬる時は歸て主人に進むるにも善き處を主人に次を主人の妻に與へけるとなん下部として上下の禮義をしると斯の如し又主人も時折ふし錢なと取らせぬれは猥りにつかはす貯置或は夫婦の病氣或は雨中のつれ／＼なる夜なと酒肴を調へ慰めける僕上戶なれ共晝は一切禁酒し若し先にて酒を振舞ひぬれはかせき治まり夜に入たへぬる樣に愼み又は節供其外遊ひ日なとには何方へ行ても氣を延へよと主人云へとも僕宿の不如意を見るに忍ひす終に浮かと出ることなし或は風雨烈しき比費用にも出されは宿に居主人細工の手傳又は先々にて古板古とばの捨れたるを貰ひ隙の折々主人の家を修覆し或は畑作を耕し又掃除なとして萬端事の缺けぬ樣にと心を盡し侍る此僕か昔して聞侍るに母は彼か幼けなき時沒し父は彼か十三歲の時身かりぬ若年にても孝行の心深く或は人の方より貰ひぬる物あれは己れ

食せずして親へみやげとし父病中には二便取をさめ心底まめやかに侍りけりとなん誠に忠臣は孝子の門より出るとは古き言葉にしられたり此僕行年四十四歲の頃孝心忠義上に達し元祿四年の冬米若干下されて其功を賞し玉ふ御政道こそ尊うとけれ世間を窺ひみるにぞねみねたみある人は假令能事を聞てもさはいへと如何あらんと疑ふこと多けれと此與兵衛か聞へは誰もかもをしなへて兼てより能者なれはさも有なんと皆人感してそみる族ひとりもなし一方によしと云へ共一方にうけられす思わるゝは未た至善の人をはあしさまには言かたしとみへたりと或人申されし

高田村孝子兄弟

大沼郡高田村の農家に兄弟あり兄を利三郎と云弟を吉十郎といへり何れも老父に仕ひて孝行なり農の事はこと〳〵く老父に問て其言に隨ひ更に己か損益を顧みることなし又此父好て餅を食す孝子十四五年以前より此方市日ことに朝くらきより起出て自ら餅やへ行て調ふ是暖か成るをすゝめんか爲なり又彼の者鍛冶職を營みとす老父も若き時は同職成る故或時は彼の細工所へ出て孫ともを押のけ相鎚を打行年八十三の老衰なれは眼もかすみて手足も弱き故に中々細工の障りなれ共露いとわし氣なるけしきなく只父か機嫌のよきを悅ひ餘念なく咄なとして父に相和し或は細工の仕樣を敎ゆれは實に習ひ又朝夕の食物老父食せされは子も食せす父か口もとを守り心よく食するを見て甚た悅ぶ過し頃父春より秋迄痢病を煩ふことありしに樣々養生を盡すといへ共やや弱り行或醫師の日老病なれば藥力叶ひ難し此上は食事の禁物撰ふへからす何成共父か願に任せよと家内の者もさ思ひけるに孝子は禁物をいとひて妻子にも堅く日含め父が心にさはらぬ樣に伺へすゝめ萬つ心を盡し終に病癒てけり天命未だ至らずと云なから醫の敎にも任せざる子の心こそ淺からぬ吉十郎は並より勝れて力强よかりける然るに老父彼とうてをしせんと云ふ吉十郎をしまけて父の力落ちざると云へば高言いへて悅ぶ又老父若き時より將棊を好む今迄も吉十郎相手にして吉十郎まけぬれば父悅びぬなにかにつけて親が樂しむやうにと心を盡し侍る彼らがこと近里に隱れなく其孝心深ければ元祿四年の冬所の長共書付其筋の役人へ訴けり例稀なる孝子なり

佐久間治右衛門

次右衛門は大沼郡高田といへる里の農民にして獨の母ありける老衰して且痰症なり次右衛門仕て孝行なり母寢る時は夫婦床を成ほと臥しよくし母安んじ寢ぬる時は孝子も休み若し眠らずして痰發る時には夜すがら寢ねずして母が枕元に侍りて甚いたはる兼ては母と一つに寢ねんと願へ共母返つて勞とすれば詮方なく障子ひとひを隔て臥すかすかにもしわふきの聲すれば耳をそはだて愁て暫も眠ることなし或は人來りて常に物語することあるにも母わつかにせき出れば孝子顏色も替り客の物云答をも止て驚く有様也又母常に莨菪を好む痰發る時是をのめば快き思へる心くせありかるが故に孝子煙草道具と丹藥とそろへ置平生母が傍を離れず或は食物など奴僕の族にかけず自ら調へ又願ひぬる者あれば母が心に叶ふ樣にと心を盡し家の營みは云ふに及ぶ皆母が云に隨ひ更に自ら決することなし又故あつて近隣へ出ることあるにも母が事床しく忘れざる故先樣の用事も心にそまぬ體にみえ侍る或は母親しき方抔へ行て日を經て泊ること有時傍人の云郷里にて嘸ぞ次郎右衛門案じもそするらんと母か云さにあらず我かく慰みてとゝまれば是を悦ぶらめと母子相通ずることかくの如し又或夜秋風烈しく庭前の栗の落ること侍りしに母夜半に起出拾はんとする折節次郎右衛門聞付て云今宵夜寒なり風にあてられなばいかゝもせん某行て拾はんと母が云我ねむられぬ故慰みに拾はんと思ふ汝は入てらすらいよと孝子せんかたなく母か云うに任せ下女に火を持たせ我はうかいして神明を拜し何とぞ今夜風にも犯されず機嫌よく歸れかしと祈る誠に孝心のまめやか成事又斯の如し此等の趣近隣に隱れなく所の長共も難捨置其筋へ訴へ出たり元祿四年の冬なりかの次郎右衛門平生律義にして道に於て受用多く信深し分て孝心は身をもつて親にかわらん程なり妻も夫の德によつて孝行いやましつら〳〵思ふに吾も人も子に對してはぬれたる方に我は寢てかはけるしと子をば置き九夏の暑夜には夢も結はず枕をあうき嚴冬の寒夜には肌へにそへて身を暖ため終日夜もすがら忘れへぬは親の情なり去れと親に對して此恩を報ぜんと思う子は稀なりしかあるに次郎右衛門は起臥動靜母を忘れぬ有樣なり人の子たる者是を思へや

材木町雨宮八右衛門

彼八右衛門は生國甲斐國の者なり彼が由來を委く尋ね侍るに親は本八郎右衛門と云て是も同じく甲府の者にして家は柳丁三丁目なり八郎右衛門行年二十六の頃進退哀い本より賣人なればもとでなくして身も立かたく萬つあじきなく思ひける折節剩さへ謀らざるに彼が妻二十一歳にして病て身まかりぬ其頃寒松とて四歳の男子ありけれ共歎きの餘り無常心を起し彼寒松をば弟の貞六と云者に預けて其年に甲府を立出で道心者と成り名を念信と改め山々寺々執行し西國中國北國夫より越後へ出で齡ひ三十八にして會津に來り杉山村圓成寺といへるを尋ね彼住僧抓秀和尚といへるは念信徒弟成る故暫く逗留し侍りけるに何と思ひけん更に道心さめて還俗せばやと思ひける折節に天寧寺門前に住ける五兵衛と云者の母孀にて居けるに媒有て彼者の方へ後家入に行しかあるに甲州の故郷に殘し置ぬる四歳の寒松成長するに隨ひ父を戀しくなつかしく明ても暮ても思ひしかども何くいかなる所成親が有家しれざればせんかたなくて年月を送りぬるこそ哀れなれ歎きながらもながらいて行年四十に成ける頃或者彼に語りしは其方か父は東の方へ趣出ぬると聞て其年ふと尋ねに思ひ立こそ殊勝なれ幼さな心に思ひけるは先武州江戸は多くの人の集りなれば若しや逢事もかな二三年の間東西南北回り／＼て道すがら旅の出家に逢時はもし我親かと思ひ立寄り其人甲斐の言葉かと聞き或は旅人に伴ひて若し甲斐國より出たる道心者はしり玉はぬかと問へ朝夕心を盡しつゝ荒ら炭のまされ共胸こがれ劍をふりまされ共腹わたたつが如し神に祈り佛を賴めども更に行衞のしれざればとやせんかたもなく涙の露の命の危きは路銀も今はあらざれば是非なく渡り奉公四五年も勤てありけるに江戸本郷六丁目の人宿にて彼五郎兵衛に逢ふ五郎兵衛は前に書きし天寧寺門前にありし道心者が妻の子なり兄弟分なること夢にもしるべきにあらねば扨のみ空しく過行けり爰に諸國のまじはり故寒松父甲斐國より出たる道心者しり玉はぬかと折々云ひけるに彼の五郎兵衛是を聞いて怪しく思ひ我會津の繼父本は甲斐の道心者と聞し若も是やと思ひ合せ委く仔細を尋ぬれば疑もなき寒松か父にてあり則五郎兵衛詳かに云い教へ繼父か方へ遣しけり寒松夫より則會津へ下り彼

親に尋ね逢ふ夫とは互へに見知侍らね共舊里の事彼是尋ね見るに露疑もあらざれば誠に親子嬉しさを譬へて云んこともなし親云ければ汝年月心を盡し行衛もしらぬ我を尋逢ふこそ奇特なれ乍去今見る如くかく家まとしく淺ましき營みせんも不便なれば親と子の逢ぬるを幸として甲府成共江戸へなり共歸りて身をも立よかしと云ば子が曰我はる〴〵と尋來るも傍らにて父に事へんが爲なり何かなる辛き營みをする共再び舊里へ歸るべからずとて今は西材木町の傍に假やして纔かの營みをなし日月を送りけるとなん元祿五年の春つかたは此事近きあたり所の長もほの聞けるとなん傳へ聞にもかるる孝子は稀なりけれ彼の親の念信八郎右衛門と名を改め寒松と八右衛門と云或僧曰孝悌の至りは四海に明らかに神明に通ずと經にもみへたり寒松至孝天に感じ玉ひかゝる御惠みありとこそ覺ゆれいかんと成ればあれ程人多き江戸にて五郎兵衛に逢しは妙なり彼の孟宗が雪中の筝を得しに何れが劣るやと

融通寺町喜平次妻

岩城城下融通寺町喜平次と云て巧みを業とする者あり彼が妻は類ひ稀なる貞節なり夫若かりし時は人の厭ふ惡疫を煩ふやゝ顏色も見苦しく成れば自らも身を顧み見て人にまじはることを止て退て侍りけるが或時つくづく思ひけるは我が憔悴して有りながら齢またしき妻を一生苦しますることは不慈の至り成るべし若き内に他へ嫁せしめんにはしかじと有時彼の妻里へ行たる時幸として跡より調度共取揃へ暇の文添て念頃に云つかはしけるに妻は賢にして兩夫にまみへん心露もなければ速に歸て恨みくとき枕席を治め藥餌を與へ親切彌增しなれば夫感じて後又暇をやりけれ共更に變ぜず天に祈り神を賴む心のいとまめやか成しるしにや終に夫の病癒て本にかへり今はやんことなき家々へも行て細工の上手國中に隱れあらねば弟子共あまた持て朝夕のかまどの烟いと賑やかなりけり唐土蔡人の妻に露劣るへからず恨らくば筆つたなうして其德を詳らかに盡すことの難きことをされども紅ひは園生に植ても隱れなく元祿五年の春風や町のあちこち其所の役人へも音をこそ聞へ來にけめ

石川藤次右衛門母

鶴城下石川藤次右衛門と云る者の母は名をくらと云齢今は八十とせ餘りにも成ぬらん人となり順貞にして義あり其昔は足達氏と云る士の婢たりし足達氏は會城前の大守加藤明成公に仕ひしなり彼の倉女足達氏の寢食に侍ること十三年の春秋を送る怠らず能勤めける故に足達氏の室人も彼をかはゆがりていと惠み深し足達氏夫妻の盛んなりし時花の晨た月の夕べに逍遙する時は常に其傍らに侍りて醉をすゝむ或時は今樣を歌ひ或時は談笑して慰むれば夫妻興に入て樂しめり斯くて樂盡て悲み來る人世の有樣とて足達氏も身まかりぬ倉女其室人に仕ひて露怠らず更に二君に事るの心さしなし斯く哀れなる中に又室人も病の床に臥て朝夕の霜と消たり倉女が歎き云許りなし扨有へきにあらねば涙と共に興德寺の傍に葬る家に歸て倉女聲もをしまず泣けるこそ哀れなり其後明成公の家衰ろひ諸士悉く離散彼の足達氏か子孫も絶果跡吊はん人もなければ墓には春の草のみ生ひ繁りたへの嵐夜るの月のみそ事問よすかなりける然かあるに倉女存亡をもて心を返さす盛衰を以て操はを變せす誠に丈夫も更に及ふへからす心なりかひかひしくも年こと七月十四日彼の主人の墓所へ自ら酒をもて行きもすそは苔地の露にぬれ袂は涙かわかずして夕陽影移るをもほへず餘りのことに墓のしるしにとて榎を手つから植けるか今は老木ど成て雲を凌ぐ斗りにぞ見へ侍る誠に主人の昔の春をしたひ其時の思へ出られけるにや老のしはかれたるこはねにて今樣を謠ひなとし醉をすゝむる心にて酒を墓上にそゝぎ泣ては拜し拜しては泣き名殘をしけに行やらず榎の梢に隱るゝ迄に跡はる〴〵と見かへりて家路に歸る道芝の露の命のつれなくながらうるを恨み顔なる姥か心の內ぞせん方なき元より興德寺にては石表に葷酒を禁ずとしるし堅き戒にて山門より內へは露も酒を入ることなかりしか共姥か手つから持てる一瓶は年々許して入けるとなり是至誠は物に感ずると云いるは是成るべし是をしるしとして爰に書付侍るつら〳〵思ふに誰か彼れ盛なる主人の目前にては能勤むる人多けれ共落ふれては飛鳥川の淵は瀨とせしも變る心多かるにやさしくも此姥盛□其上より遂のなき跡迄念頃に弔らひけるこそ返す〳〵も殊勝なれ是や松柏のしほめるに後るるなるべし

本郷村八藏

大沼郡本郷村瀬戸右衛門と云る者の僕八藏と云者ありつらら岡と云里の産なり彼者主人か方へ金子五兩に身を賣り年季二年三年と定めて主は僕を慕ひ僕は主をしたひて相離れず既に廿三年の春秋を送る彼か忠信の大概を聞侍るに主人か母老衰して且中氣を煩ふ或醫師來りて病體をうかゞへ病人夜中にもふと氣を失はんも計りがたし必ず油斷有べからずと彼僕窃かに是を聞てより以來三とせ餘り迄夜ことに露怠らず病床の傍らに侍り看病の志深かりき病者氣短くとや角怒れ共更に逆らはす萬つ心のまゝに從ひ病人晝は寢て夜は寢覺めかち成るまゝ氣六けしく或は鼠のあるる夜は鼠を追はせ猫のをらざれば猫を尋させぬれは家のあたりを呼廻りいぬる間更にあらね共露勞共せず晝は主人の家業にいとまなく夜は病人にかくの如し或は已れか在所へ行ても彼病人をゆかしがりて夜の内に歸り終に泊ることなし是のみならす家内に病する者あれは主人よりも精を出し早く醫療を求め幾夜寢るとも見へざりき快氣なれば實に悦び若又命限り有て愁ふる時は人にすぐれて歎き誠に憂樂を共にする者なり又主人田地あれ共御用瓦など燒て露隙しあらされ共彼れ八藏萬々心を盡し傍輩をもいさめ農事怠らず苅草薪抔にも事缺ぬ樣にし或は節供うら盆又は遊ひ日なとにも主人にしらせ田畑へ行て働けば主人餘その見るめ耻て度々休めと云にぞ日の中には歸る時もあり定たる遊ひ日にも主し何と云ふても浮かと休むことなし又は故有て主人夫れの所へ行を聞てはかくと云わざれ共冬はわらくつを夜の間にもつくり夏は鞋を柔かにして其儘はきて出る樣にし又主人若松抔へくると足袋などもだすれば何つの間にかうちふところに暖ため置てはかするにより主人事々に痛み朝暮親切數々にて語るも盡しがたしと主しも人に語りき主しのみにあらず何方へ賴まれ行ても人々の心に叶ふ主人彼れか心に感じて身代五兩をゆるしていかにもして身を立よと云僕か言某し歲四十にも餘りぬれば在所へ歸るにも及ばず同じくは此儘にてとて今も瀬戸右衛門か家に有けり是を聞く人感ぜずと云事なし

高額村半右衛門

耶麻郡高額といへる里半左衛門と云者あり幼年より父母に孝行なり親家貧しき故に彼か十六歲の時當村或者方へ身をうり親へ助けをなす主人の心に叶ひ能勤めけ

る故春秋の六年居て隙々を窺ひ親か方へ勤めけるとなん行年廿四にて始て添島氏と云る士の方へ二季の奉公に出で半年ほど居るや則彼れか正直を知て土藏の内物置などへも心安く入年期明ても留められ三年目より切米に直し凡て四年勤めけれに何迄も主人をしみぬれ共己か伯父いさいけるは餘りに主人の氣に入る心元なし能き頃に暇を取れかしと夫より廿七歳の時井深氏へ二季の奉公に出是も三年目より切米になり主人の子共を守りぬる故主人のほとりに有り度々鳥目なと貰ひて四五年勤む三十二歳の時内藤氏へ二季の奉公に出留られ三年目より切米に成り江戸上下度々供をして道中にても折々褒美として鳥目を貰ひ三十九歳にて岡田淡路殿へ一季奉公に出けるに何かなる故にや傍輩二三人欠落しぬれと彼の者は氣に入定めの通勤て歸るさには錢若干貰ひ又四十歳にて小野田氏江戸定詰の比道具持となり度々褒美を貰ひ次の年を留られかたひら抔を得たり四十三の年中山氏へ一季の奉公に出褒美度々得て次の年もとめられ俸金壹分を貰ふ四十八歳加須屋氏へ一季の奉公に出次の年もとめて居よかしなれ共年もよるによつて是より奉公を止て在所へ歸る彼の者若年の昔よりかくの如く奉公して老親及若輩の弟を養育しぬ凡そ三十一年の間數多の家に事ると雖も遂に主人のしかりを得ず何方にても氣に入褒寵せられ又傍輩共中よく事更らに一村の者共あしきと云者ひとりもなし或はかつて奉公勤むるとき折々親か方へくるに紺の衣裳を着髪をも撫なり振りをつくろへ共親を思ひはこそ道すから枯木なと拾ひ集め身の見苦しきも顧りみず抱きかゝへて薪となす又里人と同く山にて薪をこり歸ると有しに先立たる者の脊負ひたる薪の拔けて落つるをもしらざるに彼者跡より拾ひて或は休み居たる所へもて來て此由云てうしろへさしなとする心の者なりさいつ頃かとよ或時御年貢籾治る時村にて其籾の少しうせぬること侍りし如何さま五三人も怪き者有しとや斯疑ひし時も是半左衞門にてはなきかと總百姓一同に申ける故に彼れは何の云わけもなく過ぎ侍りき是平生律義にあらずはいかにして斯の如くならんや夫世の中は誠に色々質有て一方よしと云あれは又惡くとも云氣合不氣合取々さま〳〵にしてなへてほまれ有事は稀なるにいかなれは半左衞門は多くの主人によしと思われ又一村に於ても老若共にあしきと云者獨りもなければ彼れか實ある

ことは云わずして知られ侍る又大雪降たる頃或者故有て他行し家に雪をろすべき者なきに半左衛門さのみ親しからねど夜行て屋上の雪を掃ひ内へはかくとも知らせず歸り時過て彼と知らるゝよう成こと度々なり又田野を通る時稻穗なとの道へふしてあれば我田ならねと段々をこして行なる陰德の者なり珍しき善人なり鄕頭所の長も彼の德行を感じて有けるに幸い善行の者は申出よと御觸ある故元祿五年の春其筋の役人訴へ出けり

會津孝子傳 終

會津續孝子傳

目錄

川原町勘右衛門並姉

若松城西川原町と云ふ渡りに勘右衛門と云て爰かしこの村市へ行木綿抔買求め夫を賣りて産業とする者有彼か姉は官税の庫を守る勘助と云へるか母也此兄弟か母古稀に三つの齡を餘し起居も不自由成に貳人か孝を盡しぬる樣を聞くに勘右衛門朝夕の飲食は云にたらず夏は枕を涼しく冬は褥ねを温にし姉か先へ行たきと云へは妻や子に灯を提れさせて自から負ひ母少しく酒を嗜みぬれは吸筒を懷にし肴取揃へ持行己もたべて進め機嫌を伺ひ睡につくを待て退き歸らん頃は迎に行姉も又勘右衛門か家へ母戻りぬれば如此してかたみに雨の夜風の夕べに怠らず雪の日霜の朝夕よりあるごとに菓子如き少の物にても幸に貰ひ有合ぬる抔云遣して安否を問ひ母を愛する樣をうよう此類ひ也兄弟の家内も彼らか孝に見習ひて和睦に一類隣家へも親しき篤實の聞へを其筋により達せしかば享保五年の皐月米若干をもて貳人が善行を賞賜し玉ふ忠臣孝子あれば下必ず公に申上夫れを顯し玉ふ遠き世はしらす難有事なるべし此時勘右衛門四十八歳姉は五十一歳也

當摩町左次右衛門

若松當摩町惣兵衛といへるが借屋に左次右衛門と云し者老たる母を持ちけり其身大工を業として貧しかりけるか母に仕る其大概は朝毎手水をさゝげ己は垢離をとり佛神を拜し食事慇懃に設けて細工に出て夕べに歸りては機嫌を問ひ藥を進め足を洗はせ或時は行水させ垢を流しなから老の膚も衰ひさるなと云て慰め暮ては他へ出ることとなし冬のいと寒きにも夏のいぶせく暑きにも傍に侍り寢ずして母もろ共に伏せりぬる迄は賑々しく物語して隣ほどりにては珍らしき客もありやと思う斗りなり二便に出れば幾度迚も附添て是を助けぬ姉聟に喜兵衛と云あり極めて乏しき者なるに左次右衛門も從來事足れず身にしあれど己が衣類二つの內一つを脱ひて與ふる程に親しみ又猪苗氏に祖母ありしが年老ひ其衰ひぬるよしを母うち聞とく行て其形勢を伺ひ度と云ければ左次右衛門聞くとひとしく古衣樣の物買求め洗ひ濯て火にほし其夜の內に綿を入れ男の自ら縫ひくけ土産とさせ母を伴ひ町迦れより脊中さしむけ搔負て猪苗氏へ行志遂さしめ又うら盆會時正の頃は菩提寺へ

手を引道しあしき所をは抱き負てそ參らずるかく事々に心を盡し衆人にも睦敷過し頃身まかりける父に親き友とちをは安否を問ふて怠らず左次右衛門齡三十に余りければ妻を呼ばせ度由を母願ひけるに孝子は家貧しくうけひく心はなけれ共似合しきもあるならば娶るべしなど云て聊悖ふ氣色なく彼是常人に勝れぬるを同鄕殘らず感心して訴出ければ上より享保五年の夏稱揚して物賜ひけり夫孝は富る家さへ盡し難かるべきにかくせわし〱しき營みを勤めなから母を愛するの親切なる返す〲もやさしけれ

新町孝女

孝女は若松新町の檢斷坂內喜右衛門と云へるか娘にて今年三十三なりし彼が事實上に達し享保五年の神無月米幾許をもて稱美し玉ふ其荒增を聞侍るに喜右衛門女ひとり持て甥の喜野右衛門と云るを名跡としめあわせける此娘幼きよりさとく孝の心深うして召仕も多けれど朝夕の飲食他の手に觸れしめず厚く調じ父母兼て食後に早く茶飲むことを好みければ己か食事をも忘れて先茶を烹てすゝめ父に親しき族隔てぬ友尋來る時は其折々の饗應を自分持出もてなし寬々と咄しをもして父が機嫌の能き樣にと心をはこび他へ出るには寒暖を配り衣服を備へ紙入扇子こときの調度取揃へ假初のことにも父が心を安するように伺ひ出行每に端近く迄送り歸るさには出迎へて衣裳をも命に應して取かへ又夜更迄歸らざれば燈を提け儲けて用事を告げ先の物語りを聞よく休ませて後己が寢室に入るを常とすかゝる所に初夏の頃より父心地あしく見へければ孝女は晝夜坐のほとりに居て手を取り腰をかゝへ步せて扶持奉養怠らず旦暮に父の快復をのみ神佛に祈り至誠を盡すさま筆にも及びかたし然るに病彌增すあつしく成ければ其傍ら立離れず藥女先づなめ粥先試みてなん進め二便の穢れをも奴婢にしらしめず自ら淸めすゝき心の限り看病せしかゝる事共云はゞつきめや幾程なく病重りて中冬夫の日世の常なき習ひに昔語りとなし終りけり孝女限りなく愁へにふし沈みぬに有樣よその袂も朽ぬへしされば僕從もなき族は身ら孝養を成すことも自づからなり此婦は富家に人となり召仕へも多く況やひとり子のいつくしみ手の裏の玉とや云んなれど幼けなきより樂く孝心のまめやか成又類ひ稀成るべし

東岐村三十郎

安積郡赤津村の端郷東岐村に三十郎と云る有り幼少より父母に孝行にして親が家貧き故廿歳の年福良村の長泉寺に身を鬻き其金をもて助けとなし明る年の暮は若松城下に來り奉公して主人の心に叶ひ春秋四年か間能仕へ行年廿五歳の暮より渡邊多門と云る人の方へ一季の奉公に出けるが主人食祿わづか成るに家に養ふ人多ければ炊烟もやゝ絶々ならむとするに三十郎力を勵し勤めぬる其有増は日ことに嶮岨を凌き難所をへて山々分上り薪を採り柴をかり世の常四五人してになう程成を獨りして樵集め山近き方に主人忘形の友ありければ其家迄脊負へ來り喩へは三つある物二つを賴み誂て積置天氣の惡しきか又は勤めの透隙に主家へ運ばし志にて殘りし三つ一つの薪も二人して荷ふ程成を主人の方へ持歸りぬる事常なれば彼友に三十郎か主の爲に身を惜まず働きぬるを甚感心し絶へず待設けて食を與へ酒抔能々のませねぎらいする事度々なり多門のたらちねを玄養と云へるは白川の大守公に事へしか病に罹りし由檄を飛し多門の許へ告來りければ速に白川へ馳行老父の病容をうかゝひ衣帶を解かす療養心をそ盡しけるかかる所に跡に殘りし多門の祖母は白川にて子病急成と聞明暮案し煩ひ秋の夜長きに夢も結ばず萩吹風の音信をも其便かと待詫てせん方もなき消息を三十郎見るにたへず僅かに鳥目十疋を腰に纒ひ余れる足をば跡の雜用に備ひ會津より白河迄は行程百廿里の所を秋の日短なるに日高に玄養の疾を伺ひ問て翌日は立歸り祖母へ安否をしらすと八度往來凡て十六度なりかく志を運びぬる忠心成は其余はをして知るべし多門孝養のまめやか成る驗にや父が危急の病再度快復し鄕へ歸りて三十郎か勞をも懇に褒賞して暇を取らせければ其翌年より二とせは舊里に居て左次兵衞と云繼兄に農業薪水の助けをして又廿八歲に成ぬに暮には主人をとり一季仕へ其明る年より或方へ奉公せしか主人は三十郎を惜み三十郎は主人を慕ひて六とせか程能く勤め身を人に委ぬる事凡て十五年なれは給金身の代も多けれど私に用ゆること一向兄に渡して貢物なとの滞らさるようにて斗ひける田畑の高も兼て兄弟二つに分置しか二親を兄に養わせぬれば夫れに不及とて公に達し己が持高殘らず左次兵衞に渡しぬ母は七年先きに七十にて身まかり

父は七十七歳にて四年前に終りけるか兩親生けりし日は仕への隙を伺せ主人に暇を乞ひ黄昏の頃より舊里へ行酒なとを携へ土産とし姿の見若きをも身の艱難をも厭はず終夜瀧澤坂のけはしき山路遙々と辿り行兩親に逢て悦をとり翌日は又東雲の明離れざるに主家へ歸りて仕ふ父母身まかりて後は萬つあぢきなく兄か家の勞をいとひ時々衣服の洗濯することも居かゝりし處にて調ふ又先に仕ひし方々にて吉凶の變事を聞度に見廻て偏へに働き寒暑の折節につけて機嫌を伺ひ假にも疎成心なく私欲の溺れなければ數多の家に仕ふると雖も叱りを得ず年期明ぬること惜まれをる内は寵せられ出る時は慕わるゝ程の實行なればわたりほとりには馴染ありて奇特の者也と沙汰し稱せられけり何かさま郡の名にしあう安積の沼の淺からぬ善人ならんと思ひるに其事四方に隱れなく享保五年の神無月中の七月米をもて賞し玉ふ今年三十郎三十六歳なりしとそ

沼木村萬右衛門

會津郡の内沼木村の長を萬右衛門と云て篤實の聞へ有りし其荒增は職分を大切に守り一村の農夫を能くなつけ萬に心を盡して年々の官税怠りなく上納せしめ一とせ同し郡下荒久田村の庄屋變事有りて其假役を兼預りけるにも手當向ほ宜しく秋收の期己か里とひとしく皆濟をなさしめ他鄉の支配をなしては勞費も多かりぬれと聊貧着なく約まやかに勤め殊に彼邑に當りたる庄屋か役料をは己か方へ受納すべき筈を前役人が貢物不納せし米金の爲めに殘らず納めて纔かたも受けず誠に古より唐の大和のためしを聞傳へ侍るに小吏の輩に私なきは稀なり上遠ふして掠むるにかたからず下亦暴ひ安くひたすら利する心にまどひ取るまじきをも貪る習なるに淳直なる萬右衛門か行跡顯れて享保五年若干の米をもて褒賞し給ふ

遠藤彌五兵衛

耶麻郡五目村に往める其組一萬石の鄉頭を遠藤彌五兵衛と云り其質性敦厚に職分の勤勝れて己か司りたる數多の村邑を丁寧に撫育し公納怠りなからんことを教へ導き宜く取行ひける由上に達し享保五年米穀若干をもて賞賜し玉ふ鄉頭職と云事昔時會津幾代々の大守の時も不聞及役義なり然るに　土津靈神此國に封を移し玉

ひて上下の間遠く民情の速かに上達しかたきことを愁玉ひ始めて一萬斛の地に一人つゝ立玉ふ他郷にて大庄屋といへるに似たる者か彌五兵衞も幾時々を支配して職役の預りぬること多けれは善行も數々多かりぬれど陰德の行ひて顯れず況や筆拙うして書洩しぬることのあらん而巳ぞ遺憾なる

材木町八左衞門

若松材木町住吉社の畔り東黑川分の百姓に名を八左衞門と呼て勝れし行跡の者有其あらましを聞侍るに一家七人同居し農業を務めしか貧しけれ共牛馬を飼をき耕耘の透隙には駄賃をとり又は土砂を運ひ賣りて世渡りとす彼は大小のことによらず御政道を能愼み守り輕き事にても約を違へす年々貢稅其季に後れず納め同鄕の中皆濟成兼る者有れば憂れを同じて貢賦怠らさるように勵まし春に至り市鄽に普請あらんと思ふ所へは冬より懇々賴みよりて土沙の前金を受取窮したる人に貸して助けをして高利の金錢なと借りし人あれば賤利を才覺し濟し替さすこと數多度なり若家事に怠る族あれば諫めて業をなさしめ又風俗宜しからざる者をは教戒を加へて改めさせ組の中六ケしきこと發りぬれば精を出し扱ひ和睦せしめて取靜め從來いつくしみも深く乏しくつゞき兼ぬる輩を見及ぶ時は古き衣裳や味噌の類取せしことも度々なり八左衞門今年七十三なりけるが人に秀て好事多く其子八兵衞こと云へるも篤實成れば父子美を同うして人の規範にも成べき由を一鄕より達しければ享保六年の五月米若干を下されて褒稱し玉ふ

實相寺門前武右衞門僕 八兵衞

若松城北安吉山實相寺の門前武右衞門は親を與左衞門と云て元は馬場三の町に紺屋の業を營みける時廿五年前に猪苗代坪下村より八兵衞と云るを僕とし召仕ひけるか與左衞門微運なるにや困窮し七年先に家屋敷を拂ひて借金を濟し實相寺門を借り引移し少の殘金ありけるを八兵衞に渡し産業心のまゝならば其方か身上を取立度と思ひしに見る通りなれば是非なく八年以來給金をもとらせさる事本意なし纔かなから此金をもて何かようにも身を立つべしと云ければ八兵衞答へければ主家の勢ひよき内は十ケ年餘り給分をも貰ひしなり其後

も給を受べき覺悟なれば古郷に田圃も有殊に祖父甥なとか方より久々の仕へも勞ならむにまして給金をたに取らて年も五十を越ぬれば早く歸りて家をたてよと折折云除しぬれと主人の不幸打續き剰へ病身に成り玉ふに世繼は未だ幼く我等力を合せずは世渡りいとゝ心元なければ退き難しと云越せしと聊心を變せず東奔西走して染物を受取働きぬること怠らず主人三とせか中病惱みしに湯藥は云にや及ぶ朝夕の食物に心を盡し嗜好の品あれば求め調べ望みに任かせかしつき事へんか過し年空しく成ければ跡に殘れる妻は歎きに沈み子は未だ微弱にて細工もうい〳〵しかりけるに力を添へ勵まし何卒我等が働きもて渡世のよすかに成へきまゝ必安かれと諫めて晝夜身を捨染物誂る人薄き時は山野に行て薪を樵り又は人に雇われ其賃錢にて主家の助けをし暫も油斷なくそ勤めけるかゝる處に其年の夏後家も身まかり武右衛門十九歲に成りけるを八兵衛獨りの稼をもて取つゝけ二十五年の春秋怠りなく事へし志の厚きを感じて實相寺の現住北漸和尙備さに彼か行跡記し上へ訴ければ享保六年の水無月米穀を下され稱美し玉ひける御慈みにて八兵衛が名彌々顯はれけり

角田彦右衛門

若松大町に一老翁あり彦右衛門と名づく昔時蒲生氏鄉公會津を領し玉ひ黑川を改め若松と稱し文祿元年の夏六月市廛を開せられし彼時が曾祖角田藤右衛門大町二ノ堅町に屋敷を賜はり家富しければ屋宅倉廩を造りゆたかに營みける其頃に世間靜かにして人のさまも潤はしく茶の會席專ら流行せしに藤右衛門も名ある數寄人にて雪の晨月の夕此樂に心をよせ友とち多く交り遊びし藤右衛門か子を源右衛門と云篤實成生れにて一生の中爭論などし公に及すことなく數多の奴婢を哀れみ平生己をつゝまやかにして驕を嫌ひ綿服のみを着しける且屋敷に附たる田畑ありて秋穀多く苅取しが此稻一年は其儘に米藏の下敷となし次の年は籾にして下敷に重ね幾年も斯の如く積貯へ畑には大豆を作らせ其葉を取り置麥小豆に限らず凡ての穀類價の賤ければ若干調べ飢饉の糧と覺悟しけるに案の如く一と年秋實らず空きこと有ければ家擧て十四五人一粟も他に求めず常の通りに養ひ惣して用意よき人也其子を權三郞といへ是も父祖の志を繼ぎ律義成る名有りしが不幸にも早く身ま

かりぬ權三郎が子は彦右衛門にして其性質淳朴に才智頓智有て物の當否を裁斷する事速か也寛文十二年上下の情滯なく通達せん事を土浦靈神謀り思召て御出され始て町に名主職を置かれけるに彦右衛門二十一歳の時選擧に逢ひ今に至り五十餘年間斷なく勤め來れり兼て上の御惠み深く惣町の者共貧富となく歳の暮毎に貳萬俵を御救ひの貸米有るに春を迎ふる助けんと迚先觸下へ貸渡已が分をば末に拜借しければ人々喜び服しけり凡て慈愛の心深く孤獨の乏しき輩には鹽味增や或は薪飯米など贈り飢害を救ひし事數多度なる内支配に窮したる者有て歎き訴けるは妻をば奉公に出しぬれど稚き子共二人跡に殘り渡世なり難ければ御行政に定め置れし貧人扶助米を頂戴して露命を繼ぎ度旨を願ひ出しに彦右衛門つく〴〵と彼が愁を聞き忍びず米を貸與へ是をもて渇命を凌ぎ年立歸る春と成りなば營み安かるべしといへ慰れば双涙を浮べ禮謝し米を荷ひ家に歸り其助けにて辛き命を取續き再ば家を起し今に安住しけるとなり彦右衛門は代々酒屋にて手代奴僕も數多あり富祐成しに近比酒釀する事御停止ありければ彦右衛門思ひけるは心有者公法を恐るゝは尋常なり況んや小役をも命ぜらるゝをや迚酒造をひしと止ける故渡世漸く薄く程なく望性を失ひけり此人は自分の利欲に耽らず他の危急を救ふ心の切成れば零落ぬるばむべ也知る人いたまさるはなし然れども貧しきにも迫らず衆人に交り愛敬ありて桃李物言はね共下自ら蹊を成すとかや舊知新識にもてはやされて老を樂みぬ又盛道山高巖寺は蘆名盛高公の御建立にて御諱の字を山號寺稱に冠たらしめ莊嚴巍々たる精舍成とも山額の欠けたるを彦右衛門常に愁て遙々心を盡しゝか長崎に住せし能林筆道榮に傳を求めて言遣り望みの如く書かしめ佛殿に扁額を掲ぬるは思ひを千里の外に廻らしたると云べし過し年彦右衛門他部へ行ぬる跡にて父病に罹り空しく成ければ其終焉に逢わざることを怨慕し今も父か噂に及ぶ時は涙を流し憂うる色其際の如く成を餘所のみる目も哀れなりせめて彼追善にとて双觀經を書寫し信州善光寺の佛閣に捧げ又淨土の三部妙典を玉軸金襴にて表補し袖裡ことに父母の法名を記し菩提所高岩寺に納めしは孝行の至りまめやかならずや彦右衛門五十年來上を敬ひ下をなつけ職分宜く勤めぬるより其筋より言上せしかば右の趣難有も公聽を動かし享保六年の十二月御褒美

しを蒙りけり兼て齡の後は役を辭し退隱すべきと思ひ設しが公命の辱きを感じ涙を催し一日も世にながらいん程は職分を大切に勤めなんことを思ひ入今年七十二歲成れ共猶矍鑠たり惡には疎く善には進み多ければ天道昭昭として私なし必末頼母しくめでたからむことを見つべしと世人皆言へり

甲賀町小七

若松甲賀町に大工を業として傳兵衞と云るあり瀧澤町の小七と云者十四歲成る時弟子の約して同居しけるに若年より假にも師の心に悖うことなし親しく事へけり傳兵衞四十に餘れる頃中症の病に臥し妻は若くをさなき子供三人に老たる母有て一家六七人成を小七獨りが稼ぎてまめやかに養育し家内は云ふに足らず近隣も睦まじく傳兵衞長く煩ひ朝夕つゞき難けれどしらせぬ樣にとり行ひ寒暑に篤く心を盡し良醫を求め其藥の通ひをたに人にかけず朝まだきに起出て調劑を賴み家に歸り夫より細工に行こと怠らず先にも珍しき飲食の類あれば土産として悅びて取ること常なり師病める初より此方終日の己が草臥をも顧りみず夜なよな帶をとかず丸寢し起居心に隨ひて看病し又病の床の寢覺かちに退屈しぬければ小七も起きて四方の物語りなどし慰め溫泉に入らまく願ひぬれど天寧寺溫泉へ負ひて浴せしめ或は四十二の厄年と云に當りぬれ頃は竊かに己れが一衣を脫き賣拂聊か一類明友を招き歲重の祝を催し日待して至誠を凝らし病の快復せんことをのみ祈ける志こそいみじけれ近く城北法算寺の建立ありしに小七が細工精きにより師壇の方より賴まれ多くの大工の棟梁と成て普請成就しければ年若くして擧れ成る由取々いへわたりぬるに金吾が功ならず師道馴染の巧みの手傳をえし故勤めしなり是と云も只師の恩なりと少もほこれる心なし疾より別家に業を建べけれ共師が家のよすかなき有樣を見離し難く思ひ晝夜の療養撫育に怠りなく奇特成事其ほとりの人々感心して享保七年の春訴へ出ければ上に達し米をもて褒揚し玉ふ小七今年二十八歲なり誠に師弟は他人交り成るにかく懇切に仕ひしは稀成べし世の不實たる者恥さらんや是親に孝成れば必す君に忠なり忠のみに非ず五倫の輩に於て其法を得るといへるも此類ならんか

谷地村増右衛門

河沼郡谷地村の庄屋を増右衛門と云へり其生れ律義に公事の勤め堅く御代官の元より觸など至りぬれば速かに言聞け平日の行ひ篤く支配へまめやかに教へ諭とし ける嗟呼一人の心は千萬人の心とや彼に化せられこと里より勝れて人柄も實體に上の御掟を能く守り耕耘に精を入れて年税の貢物近郷に抽て皆納すること常なり此村は田畑の高四百石餘り百姓二十四五人有て開化しけれ共往來薄地の所にて土色よろしからざるを増右衛門常に患ひ農業に力を勵まし雪の中よりこやしを運はせやゝ雲消ぬれば一村を語らひ水道を見回り損したる所をつくろはせ田面に水を配り公務の外は日夜思ひを回らし共に勞を同うしければ瘠土も今は土肥し上もろ〳〵の作徳あらんことを懇に教へ差圖する故村中年毎の秋實全く取收めぬれば偏に彼が功しなりかゝりければ増右衛門が農功四方に隱れず其筋へ聞へて享保七年の彌生若干の米を下し賞し玉へり

甲賀町與八郎

若松甲賀町次右衛門と云か借屋に與八郎とて紺屋の形付る事を業とする者有けり父は喜兵衛と云しかはたとせ程先に身まかり母も永く煩ひしが十とせ斗に成ぬかそいろ生る內彼が事へしさま今更云ふも更ら也與八郎が兄に新右衛門と云あり同じ業を勤め三十年餘り先きに他邦へ營みに行年こへて歸らざりしかば與八郎色々心を腦まし尋ねしが其行方しれ兼ける故止むことを得ず欠落したる由上へ達しけるに其後傳る者ありて新右衛門は旅行の先にて眼を患へ醫療にも驗あらで目しいと成り故郷へ歸らんよすかもさまよいありきて飢渴に及べる由與八郎ほの聞と等しく公へ歎き兄が歸國の元をえて迎に行伴ひ歸りぬ與八郎は冬木澤村熊野堂村六丁原など云る十里十五里滿ちたる里々の紺屋方へ雇はれ勤めしに兄は齡六十に及び元より病身成る上目も見へず起居六けしく朝け夕けの設け成かねければ夫より與八郎暮ごとに歸りて食を進め晨は晝の餉迄を望みに任せて認め置出所先に珍らしき物あれば家つととし酒肴を求め育みけり新右衛門は盲人となり步行危くいつこいも出す宿にのみ居て晝夜眠に就く行を業としければ夜々いと寢覺がちなるに弟は里通ひして終日の働き

にうらふれぬれど其色を顯さず夜もすがら物語し湯茶の望に應じ二便の度ごとに手を引助け少しも倦みたる氣しきなく夏は涼しき木陰を求め冬は暖成る座敷を設け窮して衣薄けれど兄には寒からざるように計ひ着せ己れが膚のひとへ成共迫らずうからやから共に酒を嗜みしが其代なき頃も兎角して絶えず酒を貯ひ進め己れも酔に滿ちぬる體にてもなし樂ましむ兄も與八郎を一子の如く育て杖とも柱とも頼みて或時は身の愼みを戒しめ或時は病る心の短くなり叱りなとすれど少も恨み悖はず親とも兄共外になければ萬に心を添へ異見し給はるべしと質にうけて悦び唯兄か機嫌の宜きようことのみ思ひを廻らしけり家內唯二人成れば兄が助けもせよかしとほとりの者計ひて七八年先さに與八郎妻を呼しか其頃思ひしは家貧しければ返て兄を養ふ障ならんとためらひしが共人の心も默止がたくや暫く隨へをきしが程なく暇を出し新右衛門は齡かたむき身も憔けてなやましく成ければ近き頃は與八郎營みにもゆかで藥を求め夜る晝となくいたはりける其孝悌の至れるさま見聞する者感じて訴へけるは速に上に達し享保九年の夏若干の賜ありて與八郎を褒美し給ひけり

白澤村平左工門

會津郡南山御料の內伊南鄉白澤村に平左衛門と云者あり彼村の名主市郎左衛門が伯父なり僻邑に生れ土民の身ながら文學を好み神儒の道をも尊信し常に一村の者をひきいて正しき道のことはりを田夫の詞に移し心に得安きように語り敎へければ自から民の心淳朴にして治め安しとぞ其荒增を聞侍るに嚮きに會津へ御料を御預り有し頃國法にて他領へ出ぬ土產の品々間道を通ずべき旨會津の役人より觸遣しけるを百姓共承知し南山の儀昔年土津靈神の御代より御恩澤を蒙り今に各業をたて妻子を安ずること難有ためしなればと殘らず鎭守の祠につとひ他鄉はしらず此里に於ては會津の仰を背くましきと誓約しかたく相守りければ上にも奇特に思召し年々金子を下され勞をねぎらひ玉ひぬ其後又御料を被召上ける時一邑の夫食米五十俵を兼て會津より貸置れしを返納に及ばざる由被仰渡けるに平左衛門思ひらく此米一村へ分散しては少宛にて御恩を子孫へ殘しがたく會津の御仁置に社倉米と云を設け置れぬ恐れながら是に習ひ今般下し玉はりぬる米を內々にて社倉に

淮じ貯へてはと此趣をいへ含ましめしかば皆同じく少利をもて貸渡し其里の民用に備へ年ごとに會津より被下たる米金をもためて增加し是を以て大公儀へ上納の秋税諸鄉に先立皆濟し會津の支配を離れし時も猶其御恩を忘れかたくや一里の男女月次に鎭守の社へ詣でゝ會津の御繁榮を祈り御城の方を拜す其上年ごと伊勢太神宮にて小神樂を奏し會津大守御武運長久の祓を三日市太夫が許より贈りこしぬるを密に若松鎭守諏訪の社大税が方へ納む又享保七年の秋南山御料五萬石餘の百姓徒黨をたて一列して騷がしきことといへわたり御代官にも鎭めかね玉ひし時も白澤村のみ一人として狂惡の輩に與せず寄特の名顯れけり是皆平左衞門が素志をもて一鄉を倡う實行の可及しるし也惜哉去りし年の春七十二歲にして病死す其子六郎左衞門父に劣らず志を勵まし村中順和せること其筋より會津へ訴へければ上に達し平左衞門が行へ民間の手本たるべき也と重ねて名主市郎右衞門に貳俵六郎右衞門に三俵一邑へ貳十俵の米を賜ひて其寄特成ることを賞し玉ふ此平左衞門は已れが志をもて甥が職分の助けとなり一村の俗をうるわしうし人信服すれ共誇ることなゝ積善の餘慶子に殘すのみならず鄉里に及ぼし死後に其名高くして上中下に稱せらるゝは誠に芳を萬世に傳ふと云る類成るべし

會津續孝子傳　終

會津續忠孝傳

附　會津續々忠孝傳

會津續々忠孝傳

序

先人雪翁寛永年中より寛永寅の項迄當國にけやけき忠臣孝子節婦淸廉の族總て一百四十四人を輯錄し前編の會津孝子傳後編をは會津讀忠孝傳と題號して官府に納ぬ夫より正德卯の年此方相續きて行實の人里巷歌謠に著しく當御代彌增善行を賞し給ふ然りと雖も僕箕裘を續くべき程の才にあらねば身の拙きを顧み書きつゝるべきようもなく居諸を空しうして打過ぬかゝる處に親しき友の諫めしは前の御代より古を好み玉ひ國に大小の學校を設け五倫の道正しき御教導怠らず聖の御代に均しく少しき善也と雖も稱揚し若干の賜をもて褒せらるれば不孝不忠の者も悔ひ恐れて其行を改め善に遷らざるは少なし斯く難有御政道千世萬世も君に仕ひかそいろはに事まつる源もとすめる御惠みに潤ふ流の末の民種なるべし誠に孝あるは幸を受け忠ならざるは殃にあうこと

影闇の如し人しうてやは有るべきなれと願くはとく書して先人の素充を繼ぎ後の君子の草稿にも備ひよかしとあまたゝび責られ辭するに詞なうして鈍毫を染ければ又爰に予忘年の友棚木氏守安此編を讀み節を撃て嘆息し從來善を好める人なれば傳ことに行ひのけにくしきことを模寫し出せるにより彌觀感の益切にして自ら君を敬ひ親を愛するの心激發せずんば不ㇾ可ㇾ有只恨くは某が評論の固陋なる罪を識者にうべき理りはしれ共三十五人か篤實のよつかす目出度其大槩を享保五年庚子春三月中旬市井臣森與市郎守命謹記

會津續々忠孝傳目錄

上巻

下巻

一、大町三の町庄三郎
一、出戸田澤村右衞門
一、高田村市太郎
一、坂井勘四郎
一、赤城惣兵衞

花畑權七郎

南町花畑山本太右衛門と云る人の借屋權七郎は四十余り迄妻をも持す古稀を越へたる母有りしに孝養まめやかに事うること隱れなきより隣家の者連名を以て所の長に訴出しかは速かに公に達し正德元和の彌生米若干被下賞し玉う其孝行を聞侍るに母は甚老て腰に梓の弓を張り杖にすかりても起居不自由なる故剰へ五六年此方兩眼見えねば權七一とかた成らず愁を懷き常に母の傍を離れず暑き日は寢ねより床をかまいて凉風を招ぎ寒き夜は己が衣裳を脫て母か襖に重ね睡りぬる迄は四方山の物語して更に倦む事なし元より權七貧しく豆腐を家業として朝夕の煙絕なんとするを漸々とつゝけ營みけるに友人渡世の助けとも成べければ似合しき妻を呼かしと勸めしを權七云けるは妻若し母に順從ならずば如何せんとて求る心なし且つ甕牖繩樞の危き家雨に風に過ち杯母に有てはと案じ冬に至り雪少しも積りぬれば屋上へ登りて拂へ捨る其日は業を止めぬるにより萬事足らざる故自づからは食をもせざる體なれど母にはいと懇に調して進め我身は飽ぬる風情にもてなし知らせ何ことに寄らず機嫌を伺ひ指揮をえて己が心に任せぬること聊かなし世人父母の教に戻る族耻しからぬかは扨又地主の山本太右衛門も其生得律義にして閭門は云や及ふ親類に睦しく交りを結ひ衆くの人にも愛敬有て實直成質はあらしと世に唱らへれるゝこと少なからず太右衛門始廿三歳になりし頃召出され折にふれては御褒美に預り御加增を拜戴して公に仕ふること凡五十九年遂に些の叱をえし事なく平日只寐て寢ても上の御惠みの難有事をのみ妻にも云聞かせ子供には能く教へ行年八十四にて身まかりけり子を庄左衛門と云て今は宜しき役に任し父の實行を學ひ勸めしとぞ太右衛門生けりし時は權十郎か朝な夕な母に事ふるを深く感じ何とぞ彼が孝の遂げやすからん樣にと人知らず心を盡し助けを成ことしけければ近きほとりにも是をもて稱する人多かりけり芝蘭の室に入ものは其香に化する事をしらずとや此權七もかゝるためしを云うならん

水根澤村久七

伊南古町組水根澤村の農民市郎右衛門か家の譜代久七と云者は行跡其大概を聞侍るに主人市右衛門は七歳の

時父に後れ母は他に嫁しけるにより祖父の十郎左衛門に養育せられ孤獨の思を共にして年月をこそ重ねけれ然るに十郎左衛門は病身となり四五年行歩のならざるを久七篤く介抱し夏の溽暑には涼しげに臥所を設け冬の嚴寒には火箱を彼わたりに稀成を求めいたかせて膚を煖め己か終日耘耕の疲れを顧みず十郎左衛門か寢や近く侍りて二便ながら心に叶ふように看病しけり十郎左衛門も久七か信實の志を忝けなく思ひけるにや死期に及びて譜代の暇をとらせ此末迚も懇にすべき由孫の市右衛門に云聞て終りけり其頃は市右衛門も成長し耕作に怠らず勤むると雖も從來家貧して公納の貢物なり兼ければ久七是を見て假令暇を給わる共舊主のかく貧賤憂戚に處するを見捨べきやとて同村勘兵衛と云者の方へ金四兩貳分に身を鬻きて暮の皆濟を遂させけり市右衛門も彼が年季の果るを待ち身の代を調べしかとも足らざる故久七又同邑太左衛門か處へ一季の給取に居り悉く返金し今は立歸り市右衛門に身を任せ先き／＼にてのほまち作り物抔主人が方の助けとし萬につけて身を勞し主家を大切に思ひける奇特の善行隱れなかりしかば郷長正德二年辰二月上へ訴るにより穀をもて其忠心を褒し玉ふぞありがたき

中明村權右衛門 並子又助

權右衛門は高久組中明の村の農民にて三人の子持しが嫡子の又助には孫三人次の左次兵衛に女子貳人三男の勘兵衛にも孫獨り凡て十四人同居して十八石余りの田地を作り營みけるが家內親しく父鍾愛し子供は孝悌成事隱れなし其有增を聞侍るに何れも律義と唱へられ年年の租稅怠らす皆納し權右衛門は病身にて耕耘の働き成兼ぬれば三人の子供日每に作場へ出て力を盡し進退を兎も角もして親の心の安んずる樣にと勵ましけり殊更三人が妻の交り世にこゑ舅姑に能事へ睦しくして聊か逆ふことなく我子人の子の隔てせず居合せぬる妯娌か乳をも飲ますするようなれば幼けなき童共も菓子鏞の類迄獨りにては食せずして互に配分するも常なりき是皆親に物をなく行義心ばい正しからずばいかにとしてかくあらんや權右衛門は兼て多葉粉を好みければ夜の中も寢所へ火をとめおき烟草を吸ぬる便よきようにいたわれる上娶は起出て更る／＼火を持行慰めて寒さ暑さの否をとひ朝夕の飲食は妯娌とり／＼に炊け共飯盛

事は姑か策配を待もし姑の留主には嫂に計らわせ物毎に先き立心なし或は兄の又助公私の用に付きて市中へ出歸るべきと思ふ比は弟も湯を設けて足を洗わせ勞を休め又弟共の他行には兄の又助右の如くし假令は末の弟勘兵衛舅の處へ趣く折節は兄の左次兵衛酒を調て此一樽を土産げとして行靜に歸るべし跡の仕業は我に勤むべきと懇々云聞けつ兄か舅の方へ往時は弟又如此して疎なることなし適々兩親炊しきも有れば弟共に垢離をとり佛神に祈誓し良樂を求め進めて本復の速かならんことを願ふの切なるは見る人感を催しけり郷村の習はしにて親に養われ一家に居る内は堀田物と云を遊日に耕し其作德を己がほまちとせり然るに此兄弟はかばかりのことに頓着なけれ共倍々又助弟共に誡めけるは纔かの堀田に隙を費やしぬるは自分本田の障りに成べきと思ひは休みの手間をもて水の影げほし暇なく精を入れ然るべからんと父にもうかゝひ專ら紙は使うに任て渡しけり又助平生の言種に數多の子供を育み家の煙立つゞけぬるは誠に親の惠み弟共の助け成りと云て惣領抔に誇る心親には孝を盡し弟をば慈しみ室家よく相和らぎ一村への交り懇切成りければ其里の吏言上せしにより此事廳へ達し正德二年辰の彌生米幾許をもて彼等が善行を美し給う

鈴木靭負 今の名大和

會陽城西に住吉大明神の祠あり中古花の本の兼栽翁初年の頃此神を尊とみ日毎に詣て敷島の道にかしこく佳名を天下に播し玉ふとぞ境地他に勝れたる宮居なり弓手は向羽黒山層巒翠を聳かし宗像の神の鎭坐をわしましめての方には飯豐の嶺五社權現の靈嶽にて殘の雪は時しらぬ山かと斗り疑はれ見るに人骨を清ふせり前の流れは大川を堰分ちぬる一筋の水光天に接りて神の惠みは國民を名にし應湖の川波に心のちりや洗うらん誠に山水目前に仁智の人の樂しを重子て目出度地なればにや其わたりの生出として彌生の末の一日を祭式と定め氏子の翟踵をつき幾年月をふる鈴の宜稱か袂を離し祝詞奉弊懈らず神慮をすゝしめ奉る貴賤男女の參詣は神につらね裔を引き河原面に風流の破籠小竹筒をとり〴〵にさながら難波津住の江の汐ことを移す遊興は所せき迄賑わしけれ扨宮奴に靭負とて社の方へに侍り朝清めし神事秡を勤けるが天性質素にして母に孝順なり

從來恒の產なければ家貧しく神符やうのものを偶々一人求めに應じて與へ纔の初穗をもてつゝきけるかくせわ〳〵しき營みなれども當社の司蠶養國津神の神官佐瀨氏某の元へひたすら通ひて神の學ひに親しく小藝にも涉りて心を盡せり且生れつき清廉なりし其一つの端をあけらいわはさいつ頃年の暮しける人へ行物語の序に家乏しくて他の物抔かり歲末に至りても返納成がたく自ら義理を失ひ人並に繼き難き由いへければ主し慈しみて速に頼母しの合力を催さんことを進むれば靭負宜しく禮謝して歸り間もなく友をもて云越しけるは夫れの志は忝なけれ共此事に於ては許し玉わるべしと故なうして一毛も人より得べき心なしいとわびしき身過に曾て迫らず家に八旬の母と妻子彼是四人を扶助し養へ共母に事ること世の並ひなく夫婦は萬に氣をつけ纂を絶へず調へ置念を入れ揉み日々に寢室にしきかへ若しわらの强き所も有りやと先づ己が膚をもて試み休ませぬること常なり冬の夜殊更寒さ覺ゆる時は夜中曉と云わず起きて己が衣を脫て母か衾に加へ夏の極めて暑き日は社の封彊の凉しき木陰に席を設て母を負行妻は茶烟草ようの物持運び慰めてあうきなからの閑談は時科せ共倦ことなし母は老衰て手足も不叶目もうとく我子夫婦の見分けもさたかならねば折節は氣色につれて挨拶の違ふことあれば靭負妻もろ共に聊かさかわす朝夕の飯なと軟わらかに炊き玉へ能きように調べ己等は冷暖を厭わず其余りを妻子共食さしめ何とぞ母の壽の永からんことをのみ外なく懇に勞はりけり靭負か愛子勝之助も父母が孝養を見習ひ祖母に仕うる手傳を能くして幼きには奇特の事也と聞及べる人每に感心し善行隱れなかりしかば所の檢斷名主官へ訴ければ正德三年己の中秋廿八日米許多下されて其孝行を旌わし玉ふ靭負今は吉田の裁許狀を得て大和と改稱しけり彼が事實誠にあらわれも深く浮たることにあらねば人の子たる者をして感激せしむるに足んか

寺町五兵衛僕仁藏

會津城下寺町に住し五兵衛と云人元は行人町に紺屋を業として其比河沼郡八田野村より仁藏と云るを質券となし年經て使しに五兵衛微運なるにや困窮し彼が給金四季施をも人並々にとらせ去共仁藏律義なる生れつきにて家の相續を願ひ主人へも詞を勵まし力を添へ働け

り然るに五兵衛寶永年中若松兩度の火災にかゝり居宅細工の道具迄類燒し家業を失ひしと行迫りけるに仁藏こゝはと精を出し寺町に抱の地ありけるを少しの家に營み引移させ主從からき月日を送りし内に剰へ主人の五兵衛中氣を煩ひ正德五年の秋身まかりいやますせん方もあらざるを仁藏東西に走回り洗濯物或に黑染はり返し抔ようの物を受取來て五兵衛が母や後家にあらはせ自分も夜晝となく彼細工を勤め纔の賃をもて主家を育み朝夕の烟り絶る斗りなるを立つづけらるいさをしは殊勝と云も余りあり仁藏やゝ幾春秋をふりし霜を頂き六十の年波を額にたゝみぬれば多年の辛苦みる日もいとわしゝ田園に歸りて老を養ひかしと舊里の親しき友のいへば仁藏答けるは主人の家盛なる内は慇懃に隨身し今貧敷なられぬるを見捨て退きなんこと尊鄙品替れ共人の本意ならず我等は跡を見屆け度と云ぬるに親族重ねて諫めしをも聞入ず樣に心を盡し仕ること今年迄凡そ十五年とかやかく間斷々く忠義せしを鄕黨隣里の人感にたへしる處のあらまし謂出ける儀役人上へ訴ければ享保元年二月廿五日彼が善行をあけて米若干を賜う難有御政道なるべし誠に孝悌忠義の輩ありと云は褒して物玉わずと云ふことなければ此國の風俗日々に善に遷りて忠孝を見聞く人家に多くは其國よりしてをほけなく天か下にも及ぶまじきやは

馬場三の竪町寡婦

馬場三の竪町に六右衛門と云て生國は近江の人成りしか年久しく椀に繪をかくことを業として有けり子をも六右衛門と呼で父には後くれ獨の母を養しに過ぎし寶永丑の夏回錄の難に逢て家財悉く燒失ひ迷惑しけと平生篤實に細工をしけるにより商人共力を勠せて助なし小屋かけなど補理ひ舊業再び勤めさせしに六右衛門勞症の病發り日を追て厚しくなやみ六年前卯の末の秋身まかりければ家の貧しき猶一入にそ有りける其頃六右衛門が妻は廿七歳にて貳人の子あり兄は松太郎とて十二歳弟は鐵次郎と云て十歳に成りけるに姑は六十余り八年を重ぬ杖柱共賴み子を先にたてつれなく殘る老か身の寢られずいとど長き夜の愁の床に伏沈み干難き袖の露の間もながらへ果べき消息に非ず妻は連理の技かれて比翼の鴛の獨りのみ浮き子の衾冷しく假令は渡海に揖をたゑ闇夜に燈を失ひたる心地して明暮歎き悲み

しが夫より節を守り操をたて自ら繪をかき淋しき營みながら二人の子供にうきを慰みきのうと送り明日を迎へし心の中こそ哀なれ然りと雖も老たる姑には懇に孝順し幼けなき子には能く敎育し寒辛冷苦に艱みて夫が跡をつゝけざるを近き邊りの親戚もみるに絶ず似合の後夫を招ぎ身安く渡世を過させ度と計へしに寡婦つや〳〵承引の氣色なく涙ながらにいへけるようは今更他人を呼いれぬることは朝た夕べも期し難き姑心よかるまじ殊に二人の子供も不便なり第一兩夫にふるゝ罪をばいかゞせん此事重て云出し玉はるまじといと敬やうやしく一禮し凛然たる貞固其愼み少も人に怪まるゝことなく夫々の交易家業を二子に見習せいつしか生し立ぬるをみる人聞く人感稱しければ所の吏聽に達せしにより享保元年申の水無月公所へ婆を召出され御褒美の米下さるゝ仰蒙りけるぞ難有し樣なり此婦は貞心節義の法則なるべし生れ愚かならば姑は養ひに迷ひ二人の子は秋の木葉のちり〳〵になり家をも失うべきに亡夫精靈あらば豈悦びさらんや

堂畑村六兵衛

耶麻郡熊倉組堂畑村の民六兵衛母には早う別れ父は次右衛門とて八十四歳の老たる親なり彼は田地もなく水呑と云者にて家貧しかりけるに六兵衛若き頃より兩親に孝行を盡し奉養の爲め十八歳の暮同じ組布流村の與右衛門と云る方へ金五兩に身をひさぎ十五年怠りなく能仕ひ暇あきて出ければ主人もいつくしみて親しく出入さすれば昔を慕ひて折々古主の與右衛門を貧家へ招ぎ心計の饗應をせしとなり又三十三歳の時は常世と云村に身を委ね主人に惜まれて春秋四とせ仕へけり三十八歳の暮には或士の家へ一季を宜しく勤めて暇を貰ひ舊里に歸り荒籬と云う物を拵へ營みとし且散田をとりて耕作にも精を出し渡世をぞ送りける彼が性質公を重んじ村吏招呼ぬれば取物もとりあいず速に行御觸を愼みて承知し貢物小割錢聊無滯よう正し殊更此村は用水不足の處にて百姓の水論もしけ〳〵にあれど他の障りに成ざるように相應の水をまかせて淳直にすれば疑心えしとなし又父は酒を嗜みぬるにより小荒井小田村の市ごとには必人を雇ひ酒を調へてすゝめ自ら行時は己は下戸にて好まされ共一樽をしやけとなし慰めぬ機嫌の宜きを聞ぬればとく早く履を倒にして出迎へやさし

く介抱し伴ふ事度々也六兵衛平日妻や弟にも親の心に叶ひぬるやうを懇に教戒し家内の交り睦しきことを官へ訴出ければ享保二年酉の夏米の俵物賜はりて賞し給ふ此時六十二歳也孝子あまた書つらね侍る中に母に孝ある人の進みて見へぬる事は膝下の親しみ深く父親よりは事へ安きにや然るに六兵衛は六十二歳父は八十歳に四とせを重ねぬれば氣も心も短くして共に頭には雪霜を頂き何れを親子の別ちもさだかならぬ老の身にかく許り至り盡せる孝行の難有さよ五十にして親を慕うものは大舜に於て是れを見ると聖人も稱し玉ふ

新舘村忠三郎

河沼郡靑津組新館村に忠三郎と云孝子あり親は平右衛門と云る百姓にて四人の子を持ち彼も律義の聞ありて多年の貢征滯りなく納め子供にも能教へ嫡子は善右衛門次男をば儀右衛門と呼けるが過し比夫々〳〵田宅を譲り三子は娘にて同村の市右衛門と云る方へ嫁させ末の子忠三郎と一所に有りて營みけり然るに忠三郎質性正直にして兩親は云ふにや及ぶ兄姉にも悌に他人へ睦敷第一上を重んじ奉ること世に越御掟を里の長云聞けぬれば其愼み守事かたし或は路次にて役人中へ行逢ぬるに聊か不敬のけしきなく又粗米も人に勝れてとく納め其繩俵念を入ぬれば吏人の叱をえしことなく御藏へ出るにも鄕普請を勤むるも人並よりは精を出し若し相伴ふ內年若か足弱の者有りて受前の勤めをくれぬる時は手傳て助けをなし殊に耕作も名ある功者にて日々に田面を見回り水をかけぬるにも己が田と水口は一つにて隣の田面水なければ兩方等分に漑り落して私なく猶手近かの田をば自他の隔てなく水をまかせ通り水至りて涸れぬる處をば地主村長へも告しらするを常なれば如何よう旱魃にも水を爭うべきことなく淳直にする天の惠みにや年々稻穗こと田に秀てみのるとぞ其外いとけなき頃より凡て物を爭はねば今に至りて出入六けかし殊に預れる例なし父には早く後れ母のみ有りしに老衰へぬれば起臥動靜に心をつけ寢やへは藁を揉みいれ衷うらへこさと云物を當てゝ柔らかに拵へしかせ藁堅まりぬると思ふ時は取替〳〵ねよきように設け己も傍近く侍りしげ〳〵安否を伺へ母寢さめがちなれば四方の雜談をして慰め或は雪多く降埋みぬる夕厠へ行度と云いても足たとたとしく見ゆれば扃にかけし菰を切落し

通りの道へしきて手を以て押付歩よきようにする介抱は見る人感心を催さずと云ことなし忠三郎平日他へ出る時はたらちねに暇を乞ひ若松又は在邊の市場へ行ては饋くた物に限らず嗜好の物を調て家つとゝなし用事足りぬれば少も早く母に逢ばやと思ふて一時一念親に非すと云ふことなければこと里によらずして宿へ歸りみやげを進め先き〳〵にての應接の咄をして親切に事へぬるは殊勝と云も餘りあり母は行歩の成兼ても姉方へ行度といへば急がはしきことの有るを打捨て自ら母を負へ道すがら機嫌をとり戯れをもいへ悦ばせて送り迎を疾くし或は彼岸の念佛躍り太神樂舞抔云うもの里に來れは母は兼て物見ることを好むにより己が庭へ呼入れ躍らせ人の家にても舞躍せぬれば又負ひ行て樂ましむかく物毎に心を盡し孝養怠らざりしに人世常ならぬ習ひとて近き頃は母が心地惡しく見へければ夫婦もろ共世事萬事を抛ち病床を離れずして醫療を加へしに母言けるは我等も八十の外五とせを重ねぬれば命葉の落るも惜しからず其上跡に迄心にかゝると露もなく且病になやみもなければ藥を用ひまじきと云へば忠三郎は色を失ひ肝魂も身にそはず甚だ痛める顔はせのせちなるを母つく〳〵と見て涙を浮べ左程見苦しく思うならば藥を與へてよといへるにぞ悦び勇み晝夜の看病云はかりなく藥をなめ粥をこゝろみ至れる誠をもて療養しけれど病日に添重りつゝ過し丑の神無月末の七日終に空しく成にけり孝子なへてならざる歎きにてからを納めし野邊へは悲みの涙かわくまなく日毎に通ひ茶湯を備へ香華を手向け亡母生けりし時溫飩を好きけるにより折にてうして靈前にさゝげ母に後れし後は萬うけくや思ひけん念佛をとり神樂舞村を通りても踊らせ見ることなく還て昔慕ひ堪がたき有樣なれば餘所の見る目も哀れみて其孝心をぞ譽めにける忠三郎は男子二人に娘ひとり持てさのみ家の富めるにはあらねど朝夕の烟り賑しく家内相和して亂りの子供愚ならざれば近きわたりの人々にも羨まれなき跡迄も孝行成ることを里の長美して訴ければ享保二年の六月米五俵下され褒美し玉ふ彼が善事揭げて數ひがたけれ共わけて田面の水をかくるに自他の隔てをせざるこそ奇特なれ夫萬物を生育し玉ふは天の御心とかや忠三郎が如き恐れながら天心にも叶ふ一端ならんか誠に人の及びがたき性へと思はるゝ忠三郎今は權右衛門と改稱し齡は五十三歳な

りとぞ

上高額村四郎兵衛

耶麻郡上高額村四郎兵衛と云るは賢きと稟性にて農業に委敷田をうち畑をうなふにも其時を怠らず從者夫々に指圖して己も一つに交り働きければ諸の作も人先きに營み餘れる手間をもてば山林に薪をこらせ事に緩みなければ四郎兵衛か作業か近村迄も見習ひ鏡とせし也或は炎天の頃田面の水かれて一村爭ひさはぐ折からは物いへることを氣つかへて夜更け人靜まり餘所の障りとならざるように水上遠く堰を上げ己が精力にて水をまかすれは難波入江のよしあしに公事沙汰などせしようなし同村に長右衛門といへる甥ありけるが生得病身成るに家も貧しく貢物怠りぬる時は金子の五六兩をも立替長右衛門か田地を預り置此作徳にて三四圓も消ぬべきと思う頃ほひは彼に返し作らせて見屆ぬる事度々成り去共長右衛門益々家つゞき難く子供の喜三郎をさりし己の暮五兩の金をかり奉公に出しければ四郎兵衛見るに忍びがたく其金を合力し身受けさせ百姓を立さする也四郎兵衛は進退兎も角もすれど我分際を守りて驕りかましきこと聊かなく奴婢も四五人隨へけるか彼等をも惠みて風雨の烈しき晨たやいたうこうじたる夕には濁酒或は鹽肴ようの物を買ひ求め與へ或は客ありて自ら味ある物を相伴する折節は召仕う者共麁食を餐しぬることを痛める有樣色々にしみる程の慈みに深ければ僮僕に至る迄能くなつきて身をも惜まず働きけりかく身持質朴に親類他人へも睦しく一と方ならぬ善行多ければ四郎兵衛行年七十一歲の時所の長達しぬるにより享保酉の水無月米若干賜りて賞し玉ふぞ有がたき

野澤原町清衛右門

河沼郡野澤原町清右衛門と云ふ農民世に勝れたる行跡上へ達し享保二年の夏米小許下さるゝ其大槪を聞侍るに父は身まかり母なん極めて老衰し行步も叶わざる有りけるに孝行せしこと隱れなし夏簞に涼をいれ冬室に暖を向すことを計り平日母の枕近くより臥し厠に往く時はいつも負行て盈るをさゝぐるが如くすること夜每に三四度つゞ幾年か怠らず飮食の類は自分朝昏心を盡し若し願ひの物あれは若松津川迄も速に行調へて進むること常也又月々同し村常樂寺逆順念佛の講とてあり

けるに詣てんと云は負て行慰ましめて往來し唯母の心の悦をとり安からんことを思ふ外はなし且清右衞門は天性律義にて公を恐れ奉ること厚く其所の長の命を能守り村途り抔も人並よりは進み出で宜しく勤め由來薄福の家なれと官吏秋收の時刻を命じぬれは精力を勵し日限を違へず年々上納し同郷の百姓皆濟成兼ぬる者あれば憂を同うして働き多くは貢德に怠らず乏しき産業のことなれば金銀を費やし世人へ交るにもあらねど親のため人の爲めを思ふ誠有故家の内親しく他人にも睦しきたぐひ稀成る善人なり

下川前村太郎作

耶麻郡小沼組下川前村與作と云者の悴太郎作は其里の肝煎孫六が譜代なり主人によく仕うる行實ありて享保二年酉の水無月中旬賞賜し玉ひけり此時太郎作四十七歳なり彼の忠義を聞侍るに冬の寒きにも夏の暑きにも家内の人よりは早く起出で山野田畠の稼云うばかりなく朝夕の飯食に至る迄心をつけ何卒主家の費なきやうに身上を取つゝけまほしき願の外他念なく遊び日又は少しの透隙あれば薪を伐りし口替へて價を頼母しの無盡と云ことに溜置き二十年前寅の暮金子四兩有しを己れは入用のなき由をいへ主人の方へ御年貢の助けにせらるべしとてわたし夫より後も猶宜しく勤めければ孫六彼がよく仕へ金子をも用立ぬる志を感じ十四年以前譜代の暇をとらせ親の與作が方へ返しけり然りとは雖も太郎作家主の貧しく不幸なるを見捨て退く事本意ならず廼又立歸り漸く四季施の廉服のみを與ふる體なれどいと懇に奉公して去りし午の年も三兩二分の無盡金をとり添足なり共置れ然るべきと云て是も又主人にわたしけりかく親切に忠勤するにより孫六當所の仁右衞門と云るをもて云聞けるは自分が迷惑なるに任せ無足にて永々仕うこと心苦しければ公へ願ひを達し持高の内三四斛ばかり分ち與へて小百姓に立べき由をしらせけるに太郎作答へけるは我身一つのことなれば其望なし殊に百姓を勤めては主家への手傳に成まじ心入は忝けなけれど許し玉われ主人の子供成長の後は一己の飯米程も作らせ賜はるべし主人の進退を我進退に思ひは別に身を安んずる望侍らずとて晝夜粉骨を盡し奉仕ます〳〵まめやかなり是や此君々足り臣々たるの徒主從道あるに非らずや又やさしき事は御用の村送り來り孫

六方より里民共へ云つけぬるに太郎作村の當番へ書付抔持行ては己が用事を雇ひ遣すやうにいへ聞る程の實體なれば其余の言行は猶しられたりつら／＼思ふに此太郎作は他に勝れたるいさをしなれば空しく見過することなかれ身は貧しく賤しけれと萬につけて欲のうすきは古への賢き人にも耻ざる所あり誠に忠臣は孝子の門より出といへば親に仕うることをしてはかりつべし

本名村市左衛門

市左衛門は河沼郡本名村の長たり彼は節儉清廉の資性にて衣食住共に事を省きつゝまやかに身を持て農業に聊か怠らず晝は爾お茅かれ霄は汝索綯へと一村の侴夫を進め公を重んじ法度を守り寸志の及ぶ程は上よりの命令をまたず百姓共に教戒せしめ官税をも其季の違はざるように取立て納め己れが職分をよく盡し支配聶負の私なく勤め勵みぬること郷長訴へ出ければ享保二年酉の夏米をもて褒玉へけり嗚呼一村を治むると聞くも古人云ずや家より國々よりして天下に及ぶことは其元は先身を治るに有と侍れば市左衛門は日々に用ひてしらず共暗に聖模賢範に叶へる處有る人ならんか

平明村仁右衛門

耶麻郡吉田組平明村の農民に仁右衛門と云者あり父は午之助と云しが九年前に身まかり其頃妻は年三十八歳子の仁右衛門十三歳成りしに高八石餘りの田地を持母子の働きばかりにては開作も成まじ似合の後夫を入よと親しき族いへば後家か答へけるは他人を引込み一子に苦勞をさするも不便なれば仁右衛門を相手にして耕耘をもし力の及ばざる際は親類又は費用の人を賴みて家を取づゞけ夫の跡をたてまほしき願より外他事なしといへ孀に成りて四時の家事怠らずわひしき營みにて獨りの子を養ひ生立て浮き年月を送りける然るに仁衛門成長し母には孝行こめやかに農業の稼きもかしこく租稅をも一村に抽て皆濟し又其繩俵共勝れて念を入れ人足など當りぬれば人先きに出てよく勤め少しのことをも長者に讀合し大功に思ひは公私の用につへて其上たる役人の勞にならず金錢の差引に至る迄不埒せしことなく生得律義に疏食廉服にて萬の驕りを嫌へ母に孝順なることは過し頃母厚くいたつき有りければ數醫を賴みひめもす夜もすがら心の及ばかり看病し殊に常

人の成り難きことは神無月中旬より霜月の終迄丑の時垢離をかき佛神に至誠を盡して禱りしとかや且平日母近きわたりへ出るにも歸りの程を伺ひて刻限も移りぬれば疾く迎へに行き母を伴ふ道すがら四方山の物語をして慰めぬる眤しさ筆にも盡しがたし時によつて母子か善行其里の吏高聽に及ぼしければ享保二年酉の夏彼等が孝心貞節を賞せられ米多く玉ひけり誠に是は所謂父々たり子々たるの類にて世の中の鏡なるべし

下七日町傳右衛門

若松下七日町に傳右衛門と云ふて紺屋を業とする者あり親を近右衛門と云て古稀に餘り母も是れに續けり然るに傳右衛門ひとり父母に孝順成るのみかば弟の彌右衛門と云るも親には孝に兄には悌にして妯娌の交り迄も世にこへ眤敷弟共も他に家屋敷を求め與へて業を營めかしと云けれ共二人の弟も一所に働き殊に甚右衛門は塗師を習ひ職も又異なれば別家に移し門をたてゝ然るべしと傳右衛門がいへば甚右衛門答へけるは兄の彌右衛門家持たれざる内は本意ならずして本意を退き隔つべき心なし各合い娶かりいろに孫すべて十六人同じ家に住けれど假初にも悖うことなし彼が家居は板をも敷かぬ土地なれば親のふし戸へは箱をさし糠や藁などようの物をよく入れて濕をいとへ暑き夕寒き朝父母の目さめざる程は兄弟共に寢やのほとりイみみ機嫌で伺ひ宵より曉迄安否を問ふこと怠らず穢かれの物をば親のしらざる樣に三人の中先へ起出てたかもの濯きて清め朝夕の床のあけ下げば傳右衛門自らし且平生の食物をも心に叶ふ如く味ひ試み調へて進めぬること常也或は兄弟が宴席へ趣く時はもてなしに出でし者のたぐひ懐中して歸り子供には與うる心なく兩親に捧げ悅びの顔はせをとり朝毎に父母の壽長く安全ならんことを佛神に祈誓し若し煩敷あれば弟共に身を淨め火斷をし誠敬を盡しわきて思ふる色見る人感せずと云事なし又兩親の寺社詣て親類の方へも行時にはらから送り迎へて疎かにせず彼等も用事ありて他へ出るには必ず親の前にかしこまり暇を乞け歸れば則懇にまみへ萬に心用ゆるのせちなるは大概此類ひにてしらしたり其孝行家の和睦せしありさまを五人組訴ふるに所の長も感心し廳へ達しければ享保酉の年粮米そこはくを下されて孝悌を賞し玉ふぞ難有傳右衛門が養へはやんことなき人に

も増り其つかへ文よむ輩にも越へたり朱陳村か同居の久しきは忍の字を用ぬるとかや此家妯娌ゐ舅姑によく仕へ兄弟が睦敷同居の久しきは傳右衛門が孝德に感化しぬればたくうへきもあらぬ人と云べし

榎壇半右衛門

半右衛門は高久組東神指村の端郷榎壇の百姓にて本田纔かに五石六斗九升二合の高を持けるが十四五歳の比より心を盡し己が力を以て十六石三斗六升四合の新田を開き發せり其荒増を聞侍るにつゝまやかに身を守り貢物聊か無滯事常にして年の暮にもなれば藁を打ち柔らげてため置春を迎ては藁くづを多く作り葺も漸く消ぬれば田を打畑を返し朝な〳〵未明に起出でゝ川草を二せを〻三せをい宛刈て畑へかけ又屋敷の内兼て穴を堀り餘所よりかへるさに破れ沓やわらづなどを拾ひ來りて投入し腐りぬる頃をひは養への助けとし耕鉏の透隙には作場を見めぐり少も空地あれば石砂を取捨て田畑に墾き砂石ありて成兼ぬる處をば桑楮柳を植けるが今は桑千本楮二尺回り三十把柳は千束餘り年々刈とりて薪に用ひ桑をもて蠶養をし楮をば紙漉く方へ賣拂へ日々寸陰を徒らに送らず家のほとりかけ隈なく塵をすへず見苦しきことのなきやうにする程の稼ぎなれば一とせには鍬を二具許り仕へへらせしとなり扨秋實りて稻を刈る時は晝は稻の干返し朝には藁をすくり夕には燈火の費を厭へ手探りに稻をこき星かかりを得ては草履草鞋を作り他にて賣るよりは直安に拂へ又親しき方に行にはしやけとし或は道修の念佛講には上戸にて酒を嗜むと雖も長坐することを嫌ひ忍びやかに先へ歸り今日は佛の御影にて酒をもたぶべぬると忝なく思ひて耘耕に尙ほ精を出しぬ又彼は多くの春秋怠ず働きけるがさのみ金錢を貯うにはあらねど年打寄農業も懶くなるならば衣類の調へなるまじきと思ひ折々に拵へし衣裳二十四五溜置きて我等百年の後は子供等に分ちとれと云平日永く飯烟をもたで繼ぐるやうにと子孫を教訓し己が墓石經帷子の類ひを設けて置きなき跡迄の弊を除く程に心を用ひけり最早七十に餘りぬれば老の形を耻て背負抱へのことを止むると雖も鍬鎌杯は取扱ひ稼穡の營み怠らずかく田宅に馬を飼ひ子孫をも生育して帶釼とき安閑に住することと上の御恵みなりと朝夕難有拜し奉り政道を恐れ愼み守るによりて遂に爭論公事沙

汰に預りしようなく家内相和らき所の障りにもならざる無用の地を田畑に開發して世の爲め人の爲をせし故人皆公へ訴出しかば享保二年酉夏半左衞門を褒して米賜ひけり

幕の內村林右衞門

會津郡幕の內村の長を林右衞門と云り生質律義に公用を約に勤めて聊か怠らず縣令抔の回文至りぬれば人の見るみざるにも拘らず威儀を正うし拜誦すること常なれば餘の愼はをしてしるべし親の與次右衞門と云しも其職によく處し子の林右衞門が代迄七十有餘年己が收納は云にやは及ぶ一村をまめやかに敎へ年稅諸鄕に抽て皆濟致され鄕長の催しを受けしことなくもろ〳〵の役錢をも一度に取立て十八邑の痛とならんと思ひ日々販く處の菜蔬の代を散させ少しづゝも預り置き或は年暮に及び田圃より出る土産至つて下直なれば價を取替へ時てえて拂はせ扨又窮してよる方のなき人あれば利なしに米錢を貸し諸作の出來ぬるを待ちとりて救ひぬ殊更此村は租穀の俵迄に念を入れぬれば惡しき米とて御藏に納兼たることもなく其里を治めて功あり誠に人を新たにせんとならば先身を修めよとかや林右衞門が家ととのうるにより所の風俗も平らかにして自ら爭論少なく縲絏の罪人出ることも稀なり親の與次右衞門は作業に丹練し過し比會津農書と云るを編集して世に顯はし善行ありければ元祿二年の秋米三俵下されて褒し玉ひしを難有思ひ奉り公の賜ををろそかにすべからずと不如意の族に利安に貸渡若し子孫に至り不時變も有ならば用ゆべき由を遺戒し給りけるが漸々村の助けとなり今は三十四俵に餘り黃金拾壹兩二分に增長せしとぞ且在所の鎭守熊野の宮きらひやかに造營し社の回りに佳樹を植ゑ寄石を置み地雄景勝他に異なり又菩提所の新城寺と云る淨土の精舍をも心の限り建立し先きに里民と示し合せ少々の貯金を設けて其利潤をもて堂社の修理を加へ所の費なきように與次右衞門が計りしを絕えず守りて執行う林右衞門も親が業をつぎ四十餘年此方支配の土地を試し幕內農業記と云るを書てたなつ物うへものゝ次第を衆人に敎ければ其節の違うことなく生育日々に新にして瓜や茄子の類迄こと里より早く熟し一村の賑うは皆是彼が切ならずや林右衞門平生慈愛の心深きこと一邑のみかば近村の者迄に境を越て物

詣の願抔あれば路銀を貸して利をとらず些のことをば錢とするも數多度なり父母生けりし時は孝行を盡し兄弟親類に睦しく奴隷の族をもよく惠み人足に出しぬれば精を入て働くように云含め假令早く戻りても他のことに苦しめず日毎の稼ぎをいつくしみ少も彼等を休ません爲め自から一つに交りて耕耘收藏をあやまたず從來役義實體に勤めければ其行跡上へ達し享保二年酉の六月米若干を賜りて賞し玉ふ林右衛門此時六十七歳なり誠に農は天下の本たり天の道を用ひ地の利により身を愼み用を節にして父母を養ふは庶人の孝なりと經にも侍るとかや林右衛門は職分をよく盡し父子美をひとしうすることは花實ある人と謂ふべし

利田村長次郎

河沼郡利田村の農民に長次郎と云るは田畑三十石餘の高を作り奴婢十七人馬をも十疋餘り飼て家富みぬ其生質敦實すぐれ上を恐敬し奉ること世に越たり長次郎平日云しはかく田宅を持妻子を養ひ人馬に至る迄數多飼ぬるは實に御政道正しき戸さゝぬ御代に生れ安樂に住することと皆是公の御惠みならずやとて難有く思ひ奉り御代官回りの時は度毎に自身馬の口をとり僕抔を出すことなし又山川橋渡の普請に公役の人夫あたりぬれば長次郎下部共に教戒するようは上の御用は甚重し宿にて稼ぐよりは一入に精を出せよ翌朝は事を省き休ませんと懇に云きけ資糧をも宜く整ひ與うれば骨折を顧りみずすぐれて働くこと常なり又觸状の人足當りて村の者共鬧敷見ゆる時は當前に非ずとても速に己が人を出し只公用の滯らざる樣にと郷里の助けをなす且村長の佐太夫と云者極めて貧しく其子供は幼弱にして一奚奴たに非らざれば萬心の儘ならざるをしり大小の吏人巡視の節ときく時は長次郎彼が元へ行坐敷や勝手の塵りを拂ひ野菜の類をも持運び佐太夫が勤る首尾のよきようにと心を盡し佐太夫公所へ召し出る時は衣裳垢つき敝れて見苦しければ己が羽織袴抔を貸與へ貧友の馬をもたざる者には馬を貸し又金錢を貸ぬれは世の人よりは少く息をとり至て貧しき方をば利をとらず乏しき者の爲めに損失しぬるは我か富めるの餘慶成と思ひ色にも出さぬは萬物一體物我の隔てなき抔と云る道人の言の葉に自ら叶ひたるにや或は他人器財の類を借りぬれば願はざれ共其時に入べきと思ひ品々貸渡し窃に器の

中へ鹽味噌抔入遣し凡ての物を貸すに惜む心露もなく持合て人の用に立ぬるを幸也とて悦びぬ且佐太夫が親德兵衛と云者やもうなれば徒然成ををしはかり長次郎が方へ折にふれ繁く招ぎて慰めぬ德兵衛は年寄ても川狩を好み綱裏の魚を酒錢にあつべき心得にてひさげ共僻地なれば買人稀に魚も餧れすたるべき頃は老人が精力を盡し漁とる魚の空しくならんことを痛み他へ賣よりは還て價をも增し買取りてすしと云物に拵へ置き佐太夫が賓をうる不時の饗應に備へ又は親類の方にて肴の入るべきと思う時は饋り心はへ奇かならぬ善事の多ければ聊か傲る心なく分限を守り怠らざるよう身を持同鄉の百姓よりも物こと謙り衆人に勝れぬる事一村盡とく云出けり鄉頭の長谷川久七長次郎が行跡を委しく尋問ひて公へ達しければ享保二年の夏米五俵下されて行ひを賞し給ふ誠に此長次郎は世の爲人の爲善をなして日も足らずとす陋巷には珍しき人なるかな

中地村長吉

安積郡中地村に長吉と云る孝子あり父は與次右衛門と呼て七十五母は六十六にて三人の子を持ちぬ嫡子は長吉次をば久之丞三男は市三郎と云て何れも同じ里に住しか兩親は末の弟市三郎方に有ければ長吉日每にたらちねの安否を訪ひ伺ひて孝行まめやか成こと云許りなし二親も彼がよく事へ二人の弟にも睦しきをいみじく思ひて殊に愛しけり然るに過し己の年與次右衛門如何が思ひけん長吉に云けるようは其方は末子市三郎が家へ移し久之丞は長吉が處へ行市三郎は久之丞が宅へ住みかへて可然と云へばいとうやくしく諾して互に有合いたる米穀家財或は鍋抔ようの物に至る迄手をつけず衣服妻子の外するすみに入替りぬるは問も及ばぬ形勢也皆是長吉が平日の德化の至る處と世の人感を催さずと云ことなし長吉今年四十一に成しが性篤實の聞へあり村長の方へ公事ありて呼ぬれば人先きに進み出で御用を承知して謹愼受用する事衆人より堅くして年々租物其外凡ての公役滯りたるようなく弟共と云うに足らず村中へも不納なきように勵ましすゝめぬ其身は高拾四石餘りの田畑を持農業に修練して若し瘠地不出來の處ある時は肥して再びかけぬれば秀て實のりけるを一村是に見習て稼穡の手本とする程の功者也弟の久之丞市三郎も七石餘りづゝの高を作りしを懇に差圖し教へ

故彼ほか作徳の勝るゝことは偏に兄がいさをしなりかく長吉が孝實善行を隣里他境迄も隱れなきにより郷長上へ享保二年の夏達しければ米をもて褒賜し給ひけり

川原町孝婦

若松川原町に太郎兵衞とて齡八十餘り四とせを重ねたる老人有り子なきにより弟の宇右衞門を嗣として紺やの業を譲りけり宇右衞門は女三人に義右衞門と云獨りの男子を殘し十三年以前に空しくなりぬ然るに彼が後家貞烈のみかは舅太郎兵衞に孝あること隱れなし太郎兵衞老羸ひ鳩杖に携りて行歩ならざる有樣なりければ少の閑室を出來ひ寢所へは藁を自分揉み和らけしきて快く臥らせ夜の中も安くいぬるや否やと拔き足して伺ひ朝夕の食物にも心を盡し凡てめつらか成物或はあさらけき魚を求め和らかに調べ聲を怡はしうして進め四季折々の衣も寒暖其よき程に隨ひ汚れの衣も手つがら取りて濯ひ終に人手にふれしむることなく若用ありてゆかりの方へ行時は暇を乞隣家抔へ出るにも必申し歸れば則懇にまじえ先々にての興ある興なき雜譚をして慰め平日閨門の愼み深く老に事ふること稚子をいたわれるに似て孝養の數々人の及ぶ處に非ず此婦は親類に睦しく他の愁を聞ては己に預る如く憂ひ喜ひを聞も又然り凡婦人の常の情は物毎ねたましくひかみて人の憂をゑかほに語り人の喜びをあしさまにそねむは多けれども寡婦か如きは少くなし且其質性まめやかにして日每に甲斐〲しくも朝またきより起出閨爐裏の火をたきつけ霄に鎖したる門を開き箒をとりて家のほとり隈なく掃除をしにけなきことをも厭わしけなく近隣の家々より起わたるを見合せて弟子や奴を舒に呼をこし夫々の業を教へ導きて勤めさすること恒の產とすた郎兵衞は氣短かなる生れつきなれ共娶の孝順なるにいつとなく心和して家內睦敷く弟子數多ありけるをも宜しく細工し習らはせ年期明ぬる節には快く暇を出し渡世をいとなませ子の義右衞門に家業を立させけるは是皆婦人が德に依て也彼行跡の勝れたること近きほとりより云出ければ速かに役人共官へ達し享保丙の仲の秋米の俵を玉はりて其孝行を顯はし賜う世には人の娶として纔かも舅姑めの怒りに逢へは暫くもゑたへず口に任せて云のゝしり見苦敷事のみ多かるにいかなれば此婦かく孝なりしや

槻木町加右衛門

鶴城下に加右衛門と云るあり親は須田何某と云て古へは本六日町に居をしめ富み榮へしか父は身まかり老たる母を養ひ渡世を經營けるに不幸にして家衰へ剰へ寶永丑の四月七日の回祿にかゝり屋敷をも賣拂ひ槻木町に借屋して謠なと教へ極めて貧しけれど孝行を盡しぬる平生母を露の間も忘るゝことなく起き寢たちいも己れ是れを介抱し夜毎に傍近く臥して夏畏れ冬愛暑さ寒さに暫も怠らす朝夕の飲食は夫婦懇に調して進め或は母親しき方へ行きて空のけしき變りぬれば何事も打捨て送り迎へをとくし唯何卒心の安ずるようにと限りなく愛敬し自ら他へ趣く時は母に問へ許さゝれば一歩も出ることなく母前栽へ出る時は速かに隨へ植物の出來不出來を物語て萬につき慰めぬこそやさしけれ彼は生得律義なる生れにて多くの人にも稱せられ又近きほどりに爭論のことあれば双方をなため和を調へ彼と云是と云常人にあらざる行實を大屋五人組其荒増訴へければ享保二年の神無月俵物を賜りつゝ加右衛門か行ひを褒し給う

戸内主殿頭

牛澤組塔寺村の八幡宮は治城の西北に當りて行程廿五里傳聞く昔時山城の國石清水を勸請すと然れ共何れの代何れの人の草創し玉ふことをしらず後冷泉院天喜五年伊豫守源賴義朝臣勅を蒙り奥州に下り給ひ安倍の貞任を征伐有し時凶徒の退散を此神に祈り其後嫡子陸奥守八幡太郎義家公又當國に來り玉ひて脩造し載く所の兜を脫て神前に献り東夷を平らけ玉うとぞ其鞇寶藏にあり夫より以來代々の守護信仰し玉へ國民も崇敬なし奉ること斜ならず此社の神官戸内氏と云しは久しく打續していつき祭り又然るに當職従五位下戸内主殿頭尚次に廉直の人にて三十余りの春秋怠りなく月次の神事は云に及ばず年こと國家安寧五穀豐饒の祈禱或は水旱霖雨にも自分が物入にて厚く供物を備へ丹誠を凝らし執行ずること常也又人の方より神事を賴み最花を過分に神納すれば辭して其よき程に受用しけり當社は古來青津坂下牛澤三組の鎭守にして近村の有力の者へは年國の太銭を與へ來れ共守り請し輩社參の折節返禮のあることを痛み近き頃は配らす先より願ぬれば是を與ふ

主殿頭貧敷經營にて事々物々不自由なれ共有に隨ひ用て人の物妄りにからず還て孤獨の族には飯米抔贈りて小惠を施しぬ是等にたくらへて慈みの深きこと知ぬべし且つ先年巡國使の時も人夫の勞を厭ひ自分の働きにて社地盡く掃除をし平日共に瑞籬や鳥居のほとり隈々迄自ら塵を拂へて社頭の見苦しからぬ樣に萬つ氣をつけて似けなきことをも勸め驕りかましき心聊かなし又若松城下の往來には刀を帶しぬるより馬郎樵夫國の掟を守り下乘し禮謝するを劬りを偸に人の後陰へ立回りみ付けられざるようにする程の謙遜なれば衆人も愛敬ありて其實行隱れなし嗣子兵庫と云るも今年廿七に成りしかも共に能事へ家内の交り睦しく父子善を同ふして旁々常人に勝れぬるを相從ふ宮仕も感心し其筋の司よみして國朝へ訴へければ享保二年酉の冬黃金若干賜りて賞し玉ふ

齋藤玄智

會陽の城下齋藤玄智と云る醫師先祖は最上出羽守に仕へ親の四郎右衞門は御當家へ勤仕しけるか病身にて且玄智幼稚なれば淸水氏何某の甥を養子として相續せしに是も病みて退き夫より玄智母子は流浪の身となり千辛萬苦を甞め十二歲にて江府へ登り平賀玄純の門弟につらなり醫術を學び群弟に秀て代診をも勤めしかば織田某公の士醫の許へ養子に望まれけるを玄智云へるはかく醫道を精入るゝも老たる親を養はんか爲成るに他家へ身を委ぬる時は母の奉養心の儘ならず又先へ相具しては養父母實母の事へ不肖の身なれば覺束なし假令千鐘の祿を得る迚も母に離るゝ事本意ならずとて重ねてはいらいもせず聞く人感を催せり其後醫學功積り古鄕へ歸り町屋へ寄寓して廉服を着し藥箱をも自ら懷にし病用を勤る程の貧しき營みなれ共母には婢を從はしめて薪水の勞を助くる孝心の深き他をしてはかりつべし玄智やゝ年もたけぬるより親しきやから新婚を求め然るべしと云へば妻若し母が心に叶はさる時はせんなしとてうけかわす從來家乏しければ身を謙り用を節にすると雖も事足らずしかば有れど又故ありて事うべき事には慈愛の心深くよるべなき姪貳人ありけるをも貧粧して仕士の方へ嫁娶を調へぬかゝる處に母老衰し起居も不自由なりければ其身日每に病家へ出ぬる跡を心許なく思ひ或人の孀婦を娶り夫婦もろ共に孝行を盡しけるか母に行年八十歲に及び天然をもて身まかりけり

然るに妻のつれ來りし子三人迄ありぬるを實子の如く養育しふたりの娘をば相應に片付け男子をも萬の藝を習はせあまたゝひ江戶へも登せかく尼窮に處すれども常に寛裕にして迫らす家内よく相和らき親族にも睦敷く衆人に愛敬有りて類ひ稀なり稟質や或は貴人富家抔より療治を乞ひ來るぬるに貧者に急病の賴みあれば貴人方へは誰をや問はるゝ共事欠けましきと云わけをし貧家へは入入に見回て精を出し又貧き者の藥禮を持行ければ重ねて仕合のよき節受納すべきと懇に挨拶して返し勿論のことながら凡て病人を疎にせず醫療をめくらし藥を與ふるに驗しあれば日に療治を乞ふ者多く質直群に拔たることを其節より廳へ訴しかは享保二年酉の冬白銀數多下されて善行を褒玉ふ玄智別に致庵と號す夫世間は色々の質ありて一方によしと云あれば又惡しとも云如何なれば此人は多くの人によしと思われあしきと云族あらねば實あることとは云つしをしられはべる

晒屋町造酒兵衛

湯川のほとり晒や町造酒兵衛と云者あり若き時は大澤何某の方へ仕へけり父は彥七郎と云けるか先きに空しくなりぬ造酒兵衛晒や町に居を求め野菜をかたけ賣りありきて日暮しすきわひを勤めしか老て病る母有りけるに孝養をせし大概を聞侍るに朝昏の飲食甘辛口に叶ふように調し夏は枕凉しく冬は床あたゝかに臥所へはとこしなへに蓙をもみやわらくし敷き二便にてしめりぬれば幾度も取替へ快く臥せらせ又老の寢さめかちなる時は物語をして慰め眠に付頃は安くいぬるやさらすやと伺ひて夜每に熟睡することなし母も常ならず隣りわたりへ睦じく疎なること更になく子の道造酒兵衛もよく教へ貧しき月日を送りしに剩へ病ひ重り中風を煩ひ言語手足も叶わす人の見わけさたか成らさりけるを孝子痛く愁ひて醫禱百計行往坐臥心肝を傷ましめ商賣をも止め力の及ぶきはゝいたわり少なく快けれは母の指圖を得て商賣に出る時は自ら器をとり食物を含めぬるはさながら嬰兒を保つに異ならず又少さくむすびを拵しらへて母の懷へ入れ己れが留主の內もしひもじくも有んと心をつけ暇を乞て漸く朝の四つ過に宿を出て町々回り賣うと雖も片時も早く親に逢はゝやと思ひを九夏の天も暑を忘嚴冬の日は寒さを覺へべひたすら母のみ思へ八つ前に家に歸り門の外より氣色いかにやと

間へ日々に五錢三錢にて菓子如きの物を調べ宮司となし與へて悦ばせ先き／＼の雜談を語りながら飯を炊き養ふこと常也此造酒兵衛はかなたこなた奉公せしが何れし家にもよく思われ親類又は他人にも懇にして力を添ひ且先主の大澤氏もいつくしみ深く母がやみぬるを聞て黄金を饋り哀憐を加へらるれば分に過ぎ養生をも盡し悪くしかりける純孝を所の長官へ達しければ享保三年戊の春米若干を賜りて其孝行を揚げ玉ふ此時造酒兵衛三十一歲なりしとぞ

東名子屋町川副彌助

川副市郎左衛門とて先祖はよしある士成るが市井に下り横三日町に寓居し酒を釀し子供數多持て富み賑ひけるに榮枯變遷の習にや家衰ひ財乏しく年經て住し屋敷をも他人の手に賣渡し市郎左衛門過し比身まかり老たる妻のみ殘りけるに孝子彌助東名子屋町に母を携へ借やして髮をつかぬる藩と云物を撚りてしろなし元より細き營みしけるが母の心に聊か違うことなく晝夜を分かす傍に侍りて力を盡し三伏の夕素雪の朝夕枕席へよりて衣の煖寒を問ひ辱ねを出る時は顏はせを悦こばしうして興なきことをも興あるように物語などして慰め家は貧しければど朝な夕なの設けをも望に任せて調べ進め何事も唯母の安んずるようにとかすか成る業を勤めながら孝養まめやかなること言う斗りなし彌助老の坂打こへ五十の波のよせくる迄獨身なるにより親しき族うらなき友とち諫めて妻を娶り給仕の勞を共にせよかしと云へば彌助やゝ答けるはいかならん人を妻とし呼ひ向へて身の扶けとはなりぬとも若し母の心に叶わずは速に悔去りぬへし其時は母にも妻にも津の國の難波のことによしあしの浮き名立ても詮あらじとて聞もいれず彌助兼て實の篤き聞へ世に著しく兄弟親類は云ふに足らす疎とき人にも睦しく旁々勝れたる孝子なれは享保戊の秋五人組連書をもて訴しにより所の役人公けへ奏達し神無月粮糧多く下されて彌助か巨孝を賞し玉ふそありがたき

七日町新左衛門

新左衛門は牛澤組麻生村の民なりしか廿歲の年馬揚一の町の名主市原四郎兵衛と云者の處へ手代奉公に行き主人の心に叶ひ十八年になり商への道かしこく勤めし

故三十八歳に成ぬる時暇をとらせ四郎兵衛も力を添へ七日町に家居を求めてうつし江戸へ塗物抔を持行ひさきて營みける此四郎兵衛も名有る者にて諸人に褒られ年の老ぬるを惜め共限りありて十三年以前に身まかりぬ四郎兵衛過し跡幸ひ薄く家を他人に賣拂へ世渡るよすかも無かりしに新左衛門主人か後家や子に忠義を抽てける次第を官に訴へければ享保四年の卯月米を賜り善行を稱美し玉ふ新左衛門今年五十六歳なり淳朴廉直に生得て旅行に趣かさる内は常に主婦の機嫌を伺ひ己か身の上のことは萬つ後家に談し後家は新左衛門を我子の如く何事も隔てなく睦ましさ云計りなし雨の日風の夜住ける庵いと物淋しければともなへ來りて新左衛門夫婦もろ共にもてなし慰め又他邦へ出ぬれは朝思暮想是を忘れず故郷の便を聞く度に文細まく\/と認めて安否をとひ歸るさの頃にもなれは四季折ゝの衣服をとどのへ家つとゝし速かに主家へ行て異境にありし跡の樣子を委しく尋ね何とそ炊煙の賑はしからんことのみを思ひ薪の類迄も心をつけ住吉川原の流木と云物を求め割て年々贈りぬること怠らす主人か忘れあたみの末の子新内をまめやかにかしつき商の道を見習はせんか爲に己が財をはぶき江府へつれ立行て介抱しぬ後家は齡ひ傾き年六十餘年になり借やの住居ものうく博勞町に拂へ屋敷の有けるを武江に有し新左衛門か方へ調へたき由を云つかはしければ新左衛門とく下り願の如く本意遂けさせ母子共に世を安樂に住しめける先主四郎兵衛か力を納めし所は郭東洞家の天寧寺也けるか月每の忌日は云ふにやは及ふ夫婦共に折節の拜掃に誠を盡し彼の寺の檀那につらなり何につけても主人を忘れず力の限り心をそ勵しける彼新左衛門は獨り主家のみにあらず押並べて衆人に愛敬ありし其一を擧ぬるに過し頃新左衛門江戸に有りける時はやりの風に傷られ甚敷煩勞し危くみへければ旅宿よりしらせ越しに同鄕四十三軒の人に聞くとひとしく阿彌陀寺と云へる淨土寺に閉籠りて百萬遍の念佛を唱へ彼か快復を異口同音にそ祈りけるかゝる驗しにや速かに病も癒て再ひ舊里に歸りけり嗚呼近き世は人の習はし薄く己か身を立る業は怠りなけれ共貧福勢ひにつきて主人にをうやう疎くなるきは多きに此新左衛門はいつれの代にもたもし少くなき忠廉ある人ならずや

槻木町半助 幷弟務右衛門

若松槻木町與兵衛と云者の借屋に兄弟あり兄を半助と云へて年五十六弟を務右衛門と云て五十歳なりしが兄は慈に弟は悌にして睦ましかりけり半助は病身にて渡世の働きも成かたく務右衛門木綿の糸をとる車と物をさし代替て回り遠き營みをせしか朝けたけは兄の心に叶うようにと拵へすゝめもし半助不食にもあれば務右衛門むね驚き己れも食せす何卒兄の食事すゝむように心を盡して永き月日を怠らず又兄心地勝れざる折からは兄の半助も患ひぬること務右衛門にことならず腹からか平日の行ひに疎か成ること露もなし他に行ぬる時は其趣をしらせ弟の出る時は兄に告け歸りては先き〳〵のようす世上の咄杯聞かせて慰むる且相共に五十の年を過くれ共獨り身成るにより舊識の族妻を呼て然るべしと諫むれば弟共に云いけるは自つから親み疎く互に心よからずとて重ねてはいらいもせず其交り世の常ならぬを所の長上へ訴けれは享保四年の夏兄弟に賞賜し玉ひけり倩ら〳〵世の中を見るに分身連氣の源を辨へぬる族も頃に聞くのそしり免れす唐の大和のためしを引くにかく睦しき指を折て數へつへし彼の兄弟の心の内返す〳〵もゆかしけれ

飯岡七左衛門奴三五郎

城下の新町檢斷飯岡七左衛門と云人先には天寧寺町の檢斷役を勤め酒造ることを家業として富み榮へ青木組河溪村の三五郎と云り奴十八年前午の暮質券となりて仕ひ宜しく奉公するにより七左衛門もよく遇して年を重ね召使ひ身代金をも居消しと云ふ物にしけり然るに七左衛門家衰へて給金抔其程々に與へざれ共忍の薄きを恨る心少しも見へず彌増厚く奉公せしに七左衛門去ぬる丑の夏池魚の災にかゝり殊更困窮に及ひ同し秋彼に暇をとらずへき由云聞けり三五郎答けるは久々の勤めも何とそ內證の手薄に成度と思ひしに剩へかゝる火難にあわれ迷惑せらるゝを見捨て退くべき心なし纔かの商をも營みけれ共望性なうして成難し此上は馬を飼ひ傳馬を勤め少つゝの助けにもならんと思へば暇を給わる共家に歸るべき望みさぶらはす日頃貯置たる己か給金の外才覺して彼是金子三兩を猪苗代へ持行驛を調べ來りて怠りなく博馬を追ひ往來の荷物とたへぬる折

節は御藏へ出て米を運選し或は慶山村邊の者に語らへ壁土を運ひ兎角に心を盡し隙の空しからざるように駄賃をとりて主人につかわせ又返り馬の賃あれば一錢をも私にせず是をもわたし身を惜まず働きて家内の飢寒を凌かせ幾年月をそ送りける七左衛門勤めの宜しき故をもて九年前の夏新町の長に移し替られける畑三五郎をも新町へ召つれけれ共困阨の七左衛門にて給金とらずべき樣もなく四季施の廉服斗りなるを不足の心聊かなく少しの隙には薪をわり水を汲て飯食を設け暫くもやすらはす偏に主人か家を立たきと願う外には他事なくそみへける己か在所に田畑をも持けれは親しき族引込みて年若き中に身上を立よかしと云へば主人の不幸を見捨て身拔の望みなし迚田宅共に同村次兵衛と云る姉婿に預け置しとなり或時又三五郎に親しき近所の召仕云けるは其方は定まる擬作をもとらず殊に衣服さへ見苦しく晝夜の別ちなき勤め大義に見え共働きにては何れ宜しき奉公の筋も有るべきと云へば三五郎いらへしは我等は疾くに所生へ歸り業を右立程のことは辨へけれ共主人の不勝手成るを見て甚笑止に思へば給分乏しきに貧着せす只主人が進退の榮行末を侍つ外はなしどいひけるを類ひ少き忠言なり七左衛門數年借宅に住しか漸く其秋本六日町に家を求め徒移しけるに間もなく急火に類燒し東六日町に所縁ありて引越けれど厩は猶ほ本の屋敷に建置けば三五郎は馬を守なから燒跡に住み夜半より起出て東六日町へ通ひ飼料を拵へ持運びはませて博馬を勤むる辛勞は又人の及ぶべき働きにあらず七左衛門云けるはかく引離れ居るとなれば火の元心元なし念を入て呉れよと云聞ければ三五郎諾して此方嚴寒の朝と雖も燒火炭なとの類は元より暗夜に燒火をもかゝげず愼み守りの堅きこと其余は押してしられたり三五郎多年主人へ云ふにやは及ぶ一家の老たる者幼子にも親切に仕へぬること世に隱れなく隣黨隣家是を感じて訴ければ有かたくも公廳を動かし奉り下腐に珍らしき者の由御感淺からず享保四年亥の仲秋米拾俵賜りて其忠信を稱揚し玉ふ今年三五郎四十三歲也されば諺にも露よれば玉よるとかや主の七左衛門親には孝行を盡し質性篤實に支配の人て能治め過し比重き御褒美を拜載し又當秋も七左衛門が實行の秀たるを以て若干の黃金を貸下さるをほてなき御惠みなるべし七左衛門が孝廉なることは前の忠孝傳にけやけく見へぬれば

爰に筆を重ねす嗚呼今古貴賤品かはれ共主人の盛なる時は奉公ぶり宜しくみゆれ共零落する時は身かまへをして主人を見捨る習ひ多きに三五郎が如き道あるに非らや是れによりて聖人も年寒して松柏のしほめるに終へるゝことを感じ給へりなん

和泉新田村庄衞門

中荒井組和泉新田の庄左衞門と云る農民は彼里の長なり親をも庄左衞門と呼しか九年前に退休して子の庄左衞門に家を譲りけり此村は古寛永子の年新らたに一村の家居建始りしに彼が先祖は其時より所の長をして春秋九十六年相續き恙かなく役義をも勤めける然るに今の庄左衞門質性實直にして御政道をひたすら教誨せしめ年毎の官税は云ふに足らず御用のとり〳〵衆村に抽でゝ勵し多くの役所へも時の限りを待すとて出るように心を盡しければ吏人の責に逢たることなく中け間の輩も鏡にして勤る程の行跡とぞ或は他鄕より我預かれる者へ出入のむすぼうれあれば穩かに取斗へ治めて爭論もなければ告訴に及びしこと稀なり殊更農業に委敷四時奴僕と共に勞を同ふし其約村へも及ぼし手當宜しく故に百姓共も親しみ彼が意思を背かず守りて男女の風俗こと里に勝れて平からにみゆ又二親にまめやかにせしは公事私事によらず暫くも他へ出る時は親の隱棲へ行き念比に告げしらせ暇を乞ふこと常にして或は少も色替り珍敷き物あれば自ら持行又は妻に携させ親に進めて悅を得る誠に古人の所謂未だ學びずと云共我は必學びたりと云人からなるべしかく職分に怠りなく家內も睦敷由を一鄕の長官へ訴うかゝりし處に享保戊亥中冬米若干下されて賞し玉うぞ有がたき此時庄左衞門三十六歲なり彼が親の庄右衞門も多年一邑を能治めし聞へ有りて寶永三年戌の文月二十六日公所へ召出され御褒に預りしとぞ

大町三の町庄三郎

若松の杢右衞門と云る者は三の町に塗師を業として家ゆだかに暮しぬ獨りの娘をもてり庄三郎と云者を呼でめあわせ婿名跡とせり其後杢右衞門男を儲けて半兵衞と名づけ庄三郎が弟にして一所に營みしが兄の庄三郎をば隣の家へ移し弟の半兵衞に本家をぞ譲りける然るに杢左衞門不幸にして家衰ひ剩へ夫婦病身になりぬる

により母をば弟の半兵衛にかしづかせ李左衛門は庄三郎が方に養われけるに半兵衛倍々不仕合にて屋敷をも賣拂ひければ姑共に庄三郎が方にて孝養まめやかにしけりかゝる處に庄三郎が妻は早世しつゞきて李左衛門も身まかり又弟の半兵衛も病みてかくれぬ元來庄三郎家貧しけれ共姑によく仕へぬること筆にも盡しがたし其荒増を聞侍るに庄三郎鰥なれば親しき友後妻を娶り産業のよすか共せよかしと諫めしに新たに他人を呼むかへ若し母が心に叶はさる時いかゞはせんと云てうなづかずいと辛き渡世なれ共舅がゆづりし家にも離れず母にはうせにし半兵衛が子供を従はしめ置己は塗細工を勤め商人方より品々誂へ物あれば受取て約束の日を違へずわたし萬にことたらぬ經營なれ共前金をも已が分を量り受負て人の物露疎にせしことなし彼の姑は年七十有餘になりて折節は病に犯され挨拶宜しからざれ共恐れ愼み機嫌を直し厠抔へ行て少も遅ければ其ほとりにイみ様子を伺ひ問ふこと常なりき又庄三郎招ぎに應じ振舞に行ぬるか或は寺社へ詣でゝは必母が口に叶ふべきと思ふ一品を懐にして歸り進め姑が生得奇麗好をして湯水を使ふこと世に越へけるに怠らず其絶さる様に用意しけりしかばあれと母も庄三郎の勞を厭ひてや窃に水を汲ことあれば若しも躓き頽れもあるべきと氣づかいて井筒を能拵へけれ共猶堪忍びがかく水を吸む事止まりたまわれとひたすらわぶれど心安んぜざる様に見ゆれば或時姑に向ひ云けるは當秋猪苗葉山權現の詫宣を承りけるに貴もじの身に今年は我家の井戸の有る處は方角もあしく殊に水の類は祟るとの御告げなりかまへて愼み玉はれど詞を和らげ妄言をもて諫る程のせちなれば平日定省溫凊の精しきことはをしてはかり知るべし又姑親しき方へ行度と云へば甥に手を引き送らせ先々にて留しられ泊ぬれば庄三郎細工を仕舞ての後機嫌を窺ひ歸り度と云へば心に任かせて伴ひ歸り五三日も逗留することあれば夜る／＼毎に安否を問ふ姑常に近きほとりへ出でゝの物語に親しき者共が方へ行ぬればとめて馳走もてなしにあひぬれと貧しき庄三郎が處に居りぬるよりは返て心の樂み少なしと云けるとぞ然る處に中夏の頃姑の氣色あしく見へければ庄三郎傍を離れず晝夜看病の介保怠りなく醫に藥を求め飲食は念比にてうし餅を望めば自ら行て買ひ整へ雜羹とし或は小豆や大豆の粉にくるみて與へ又小魚の汁など

願ふ時は醫師に食性をとひ尋ね求めすゝめて何卒母の心に叶ひ病の癒るようにとのみ誠を盡しいたわりけり姑のみに非ず我所縁の者や妻族の孤獨の類ひ他家に居る輩をば兼て其家々へ親切に賴み他に養われては誕生る抔祝ふことも成まじきと窃かに呼で心斗の祝ひ事させ母の悦びをとりぬ庄三郎中年より六十餘り迄乏敷營みなれ共姑に事へて敦孝に且親族にも睦しくと近隣にも稱せられけるを所の長上へ訴ければ享保四年亥の仲冬幾許の粮米をもて其善行を褒玉うぞありがたき實に人は假りにも空らことすべからずと萬づの道を戒めたれ共庄三郎は母の勞を止めんとて斗りぬる虛言はむべならずや寓言に返て誠の顯はるゝは德より出たる才なればにや聞く人見る人感を催さずと云ふことなし

出戸田澤村右衞門

右衞門は大沼郡出戸田澤村の長なり元は會津郡二日町村の地首なりしか生得拔群の聞へ有りて三十七年の前に出戸田澤の長の仰を蒙り引移しけり古此村はむすほうれる出入のことも多かりしに右衞門力を勵しよく治めけれは所の風俗改まり今は爭論の事絕てこと里より穩やかなり殊に農功ほまれ有る物にてもろ〳〵の作りをも一村へ教へ勤めさせ秋實空しからねは自から民の竈も賑わひて見え彼かたなつ物植つ物に精しきの一事をあけは會津には寒國の習ひにや茶園の稀なるを雪霜にも痛まさる工夫をして己か屋敷の邊りへ茶の樹を植ゑ手入宜しく今は繁茂し風味もよく年中用ゆるに餘りあり其上志の立たる生質にて折節同役の會集にも職分等閑に勤むへきならは疾く退くべし田園正さに荒につかせんならは早く他へ讓るべし抔と常の諺にも云諫る程の心なれは自つから勤めは押してしるべし又此里はいかなる故にや土藏と云物を造りぬれば鎭守の祟りあると年久しく云へふらし村中に藏を持たる人なしかゝりし處に右衞門思ひけるは土藏を營むことは氏子の繁昌に起るなれは神の咎めのあらん共思もほへず無覺束言種なるべし迚寶永年中火災の患を除かん爲め倉を建けるに何の障りもなく彌益家賑はひて子孫榮へけりかゝる物每に心を盡し假初のをさへ一家より一村にも及とさん願う程のかしこき人となりけれは妻孥親類に睦敷事さら徒隸の男女をも憐みて風雨の勵しき時や極めて寒き夜抔は稼を寬め又なへて成さる働きをせし日は

酒を呑せ輕き肴ようの物なり共たべさする程に慈しみ深き故彼か家を望みて仕へに出るやから多しとてかくて命日西山に傾きければ過し頃公許を得て家を嫡子の喜會右衛門と云るに譲りけるか親に習ひて能勤けり右衛門村吏を教戒し一巳の愼みもをろそかならぬあらまし鄕長官へ訴出けれは享保つちのと亥の冬賜賞し玉ふ難有ためし成るべし誠に右衛門か行跡を家々村々に傳へて人々の業をすゝめまほしきことにそありける

高田村市太郎

大沼郡高田新町の孝子市太郎母には後れ父は仁兵衛とて七十六歳になり水呑にて田畑もなく屋敷たに持たさりしを市太郎はかくて十とせ餘り前 永代に買求め裏の方へ引込纔かのうたち屋をしつらへ兄弟とてもあらす齢たけたる親のみ携へ笊籬目かい抔云る物を作り近村に持出て賣りて營みけり心はいすなをにして堅き氣しからす鄕吏驛長抔の勤め疎かならて幼けなき昔より三十五歳の今迄在所の者は云ふに足らず隣里のやからと假にもいさかい喧しきことなし親酒を好しみに嘗て商ないの利得なき時あれと酒の價ひをは日毎に處を定めをき年中酒を絕へさず親しき方へ出れは歸らん程をかんかへて迎に行機嫌を伺ひ伴ひて兎に角に老の心を悅はしからん事をのみ願ひけるに仁兵衛初秋の半より例ならす長月の末には彌增重く病ひの床につきしかは市太郎夜日を別たす寢食を忘れ助けかしつゝこと譬ふるに物なし去れと貧しければ朝三暮四を助けんため物賣りに出る度には近き邊りの者共にあつらへしはかくなやめる親獨り殘して出行事返す／＼ゆかしけれとせばしき世渡りなれはせん方なし留守の間は心をつけ見舞ひてくれよかしと懇に賴めしかば其わたりにても日頃彼か孝實なるに感じてや怠らずして訪しとや親すこやかなる内は朝またきよりをちの里々迄も回り暮過て歸るようにせしか病める後は養ないにためらへ午前に出漸々一里二村を限りて七ツ頃には必ず歸宅しいたつきを問ふ父は病に臥しなから市太郎か遲く出てとく戾れはなりはひの乏しからんことを心元なく折節尋問へしかは孝子心を安せしめ爲の方便を糀こぬか或はゆり粉抔いへる白にもならさる類ひを四五俵斗り拵へていつに勝れ今年はまうけし物增して粮物多く貯ひたれは氣遣ひ玉ふな酒食其外何にても望みし儘にしてんと云べ

は親は悅に絶へず誠に富めりと思ひて心ゆく斗り味ひをなしぬ然るに療養の爲めに同じ里の常右衛門と云る俗醫の藥を用ひしが或時彼常右衛門病を問來し時市太郎語けるは我身至て窮しぬれ共願の品多くは盡しぬるに此頃山鳥の羹ものを望めり去れは食性もいぶかしく殊に價のよろしくて貧しき身の速かに整へ兼殘多きと云けれは常右衛門も彼か孝心を遂させ度や思ひけん能毒は扨置き又思ひよりの品ならはしたゝめ與へて然るへしさあらば中かばは我等買取へき儘好みの如くし其方か心をも晴してよと云けれは暇なくめて悅び所の市の場をなす其日の外にも尋しかとも時ならずして得さりしかは新らしき鶫(ツグミ)を求め調味して與へ色々と誠を盡し萬つ隨ひ仕へつゝ本復の期をまちしに天年の命は免れず末の冬初の四日遂にはかなく成りにけり市太郎喪に居て深く愁ひわきて歎きしは親なからいし内いかにもして家を表の門並に作りかへ悅ばせての後見はてたきと願ひしに其志を遂ざること不孝の至り甚しとなきか跡迄己か孝の及はさるをのみ明暮悔みけるとなんかゝる至孝の趣公けに達せしかは上裁ありて厚く賞賜し玉ひけるこそをほけなき窃かに彼か孝狀を思ふに老たる父か心を慰め愁を止めんとて空言したるは近曾都の給屋と名にたてる孝子の親か酒の價ひにとて小金入へき箱に石瓦をみてゝ悅ばせしに異ならず都鄙の境遙かの程を隔たれ共誠の心ひとしきこと符節を合せたるか如しされば明德の鏡曇れるをもまめやかに琢磨せは古への賢き人にもなにかは其揆一ならさらん

坂井村勘四郎

耶麻郡小荒井村の端郷に坂井と云里の農長なり親をば也左衛門と云所の司さをして四十石に及ふ田を作を年をへしか家乏しくて殘脫を多く他債も少なからず持傳し田畑をも中かは質にやりぬ其村の軒廿家斗りありし何れも貧しくなやめり然るに勘四郎は弱年の頃より親を交替を勤めし其始に思ひけるは己か家に繼きて一里皆窮しぬること作る所の土地かたく水持宜しからざる故實のらざるなりと諭りて廿とせ餘り先き共に議し其秋刈し田へ冬の間絶へず水をまかせ枯草を耗とし力を盡し手入なしけれはいつしか旱泥と云る熟田となり夫れより後は大成不作もなし其頃又農家に費の障あることを辨へしめん爲め百姓等か田畑の高並に散田作添抔

云類ひ一已の分限多少によらず點檢して銘々に記して誡めけるは一とせの間ひとりの業せわしく勤めて作得るかはりなり其内少も怠りあらば返て足らし公納の末進纔かと思ひと年を重ね増倍してはせん方なし余んの粟も又如此千里の行一歩に始ることを忘るべからずと其約を導きしかば互に寸陰を惜みいとみ働きてをほやう富みに趣きぬかく教ることと凡て三とせなり一度は假りにては愚かなる心に受け引くこと堅からんと思ひてなるべし夫を法りとし農事のいとまを考へ年毎の睦月中はとやよひの頃と二度つゝ今に於て己が家へ民共殘らず呼て其年々の節速さ疾さ或は植物たなつ物田畑のよしあしを計りて宜しきに隨う故水旱の愁稀なり其後善右衛門隱退し勘四郎が代に成りていつとなく家も富み親が借りし物をは濟し貸たりし田は取返し人馬をもあまた持て今の田地は五十石にあまれりかく他年心を盡し一邑を賑はしければ彼れが賢しこき功をしにめてゝ村の輩教を背かす睦ましく人と我とを隔てす公私の業に限らず安き事は人に譲りかたき事は已れ勤れば其用速にをへてしかも能見え是等の事世の常とは反せり從來六ヶ敷出入もなく彼れに勞をかけじとのみ片身に愼

しむ此里稼穡の暇を措む記しはなへて賤山かつの類ひ仕業を厭う程は烟草吸ふことを樂みとするに男女老少共に烟草のむ者一人もなく其器とてもあらねは幼稚の族迄見馳れずして翫ふことをしらず酒のむことも又此に告り市の場と云へど假居して徒らに飲ます村にて一とせの間用る酒も恣にはせず且公けの仰こと有らを長さか方へ殘さず招く事ある時一人二人に通しぬれば其使は返し家並にいへもて傳へて同じく集り其趣を承りぬ又是彼が人夫の障を費やさしか爲なり假にもかく勞われば隣里郷長抔の方へ行ぬる時己等は用を果しぬれと彼が歸るを待ちて伴うもし中途の變を防かんとて成るべし小荒井村はこと里に勝れ富みて酒造る家とも數多あり此故に米多く調ふれば賣る者むれつとひぬるに坂井一村の族は兼て其搾へ升目共によくすれば買う者見しりて彼が米は升にはがらすして貴取ぬかゝる清廉は獨にすら稀なるにひとしくすなほなるは皆勘四郎が心より起れるなれば其德の厚きは云うにたらすや此善行あること先きの縣令きゝて上達せられんとせしを彼れ傳ひしり甚痛める由云て止めず其有增は親は不幸にして老ひぬも多かりしを今さち有りて已れ債ひぬるを

賞せらるれば其譏り親に及ばさんことを恐れてなるべし計り知りぬ此一事にて親に仕るのせちなることをいいれば止むことなくて公へ聞へ揚げさせられ享保四年の冬米五俵賜りて其朴實を稱揚し玉へり

赤城惣兵衛

城下北小路町の長たる赤城惣兵衛が先祖は赤城玄蕃忠清とて弓馬を業とし河沼郡蜷川の庄夏井の村に館を構へ夏井川井西羽賀鹽坪の里池原宮月堰澤川原田田中大原村東羽賀窪倉吹や西海枝荻野の里十有五村を領して幾代にか經ぬるに天正年中伊達政宗公會津へ襲ひ來られし時蘆名義廣公打負給ひ家臣も盡く離散せる折柄忠清も防ぎ戰ひしが共勝利を得ず後は上杉景勝公に仕へ夏井を名乘り榮へしとぞ當國に殘れる者は民間にさまようと雖も子孫つゝきて夏井村の館跡に住居せりかくて赤城惣兵衛と云し者市井に下り商家となりしは今の惣兵衛か祖父也嫡流に傳はりし重代の太刀は彼が方に家珍として深く納めしとぞ惣兵衛に親あり清運と云て歳八十七歳其妻の年も七十歳にみてり繼母なれど聊か隔つる心なく父と等しく事へ婦も又舅姑に溫柔にして清運晨たに目寤めぬれば夫婦盥を捧げて手水を使わせ夕には足を洗ひて內を授め奴婢も多けれど他の手にふれしめず寢室へ入てねむらざる內は妹とせ交る〳〵に傍らに侍りて四方山の物語をし草子を聞かまり望みぬれば諸の記錄を夜もすから讀み聞かせ謠を始めは自ら歌ひ又小歌と云時は下部の內聲よきに歌はせて樂しましめ其謠ひし者をは翌朝ねきらい休ませ夕は太儀せしなどゝ夫々に心付けをし朝な夕なの飲食は夫婦共に膳を配り給仕すること常にし時々の菓子をも絕へず貯てすすめ或は惣兵衛招ぎに應じ宴席に趣きては珍らかならぬも肴や果物ようの物を土產として今日の客は偶々饗應の献立一坐の咄迄懇に語りて慰めぬ然るに清運生得溫泉を好み天寧寺湯本へ日每に通ひけるか近曾比願くば湯室道遠うして步みも苦し同じくは天寧寺町の邊りに假り居して心安く湯治し度と云ければ則諾して速かに貸居を求め移しすませて志を遂しめ已が居宅よりは廿余丁も隔てたる道を定省更うに怠らず親も孝子か勞をいたわりけるにや百日許り過て又本の隱棲へ歸りぬと其后も尚絕へず湯本へ徒還せしかやゝ憔悴し步行もあつしく成ければ孝子上へ願へて竹兜の許して蒙り思

ひのまゝに通はせける惣兵衛知命の年を過しか共公私のこと大小となく父に告て萬つ指揮に從ひ自ら決することなし出る時は暇を乞へ歸れば則贅見し先ににての應接を詳らかに語る又近き頃は月の見へ兼ければ隱所より本家へもあうさきるさに孝子夫婦は前に后に提携し起坐出入是を扶持すること盈るを擎くるか如くし出ぬる時は童僕を傍に置て往來の人々を只今は誰の御通り何某か來るとしらしめ觸賣物抔のさたかならざるを能く告てなにはに付保養の爲めし或は俄に他家の肖夫か方へ行度と云へば如何樣にいそがしきこと有とても打捨て人を從はしめ又負せて心のまゝにしかしつきぬかゝりし處に初夏の頃より容貌惡敷見へければ母も年老ひ煩敷父が大故に逢なば力を落し氣色もいかゝと圖かり弟の方へ移し置彼れに命じて勞はらせ飲食嗜好のたくへ心をつけて餉り父の病ひまひまには母の安否をも訪へけるとぞ清運はいたく老ぬる身にいたつきも日にそへ重くあつかへなやみければ枕褥を離れず衣帶を解かず湯藥必自らなめて進め起きい立ちいも夫婦助すと云ことなし雨の夕風の朝暫くも怠らず療養を盡しけれぬ天年限りあればにや享保巳の亥の中秋末の三日終

に身まかりぬ惣兵衛我國の道をたうとみ兼て公許を蒙り分に應じて厚く衣食棺槨をいとなみ會陽の大鎭守諏方宮の大祝部神方祐を祭主に請し清留神靈と謚してからをは暗見山の麓に納め唯一神道の葬祭を執行う孝子なへてならざる悲しみにて家の事皆妻子にゆだね獨りかくろいたる處にこもりて父の神靈に物備ること生けりし日に異ならずしかあれどひたやこもりの中にも夜每は潜に母が起居を伺ひ忌の暇の許しを得ては晝夜に限らず繼母の許へ行て寒暖を問ふて怠らず惣兵衛若き頃は酒を好みしが父の患る色をして强飮することなく又境節は京師に遊び名ある眞儒に親炙しやゝ發明して或時物語に視聽言動思の五事を正うすることは先賢の格言は從來なると吾人行の分際なるべきといへ又胸中に間志慮起る時は三種の太祓を唱れば雜念雲霧の如く消るなどいへて尊信し只質のみに非ず鎖才もありて謙に居驕をきらい實に人の爲めを思ひて諌めをなし人より善を責る時は能容て服膺し受用精しく支配をなつけて御掟を教戒せしめ折々は愚痴の旅も來り聞へざることあれ共曾て瞋りたる氣色なく幾重にも合點のあるように敎へ手當宜しくする慈愛の心深き故町內の輩も憾

むる心なし我預れる人の中に困窮してよる方もなく見へぬるをば近隣の者を呼び誰は甚だ逼りて見ゆもしも飢寒及ぶ體ならば速にしらすべし先少にも取續く爲にと云含め金錢を與へて隱德を行へぬ又日近きわたりの者に談しぬれは奥性寺門前に上寄文藏と云る人母には至孝にして學文いみじき儒生あり若き者の孝養を見習へ且は讀書の爲なれば迚物習ふ子供持たる人々力を勠せて草庵を營ませ己も費を厭わず呼向ひ俗のうるはしからんことを勵まさんと議りぬる志こそやさしけれ又元祿十五年の水無月娶紡社授光の大祭始りて神輿をうながし奉り城下の氏子共二十二番迄の出しを拵へ大路も狹しと飾りたて若き輩ことやうの姿にて種々の藝を盡し前代未聞の善美をなして供奉し朝の辰の刻斗りより夜の戌の時過迄わたしけるは天晴目出度見物にて隣國よりつとひ賑ひけり此祭り隔年にあるべきと定まりければ惣兵衛に思ふようは祭禮の節入用の出金を一度に催しては貧しき族の痛に成べき迚一人一錢宛月每の貯錢を考へ集ぬる內に大祭事も故ありて止みぬれば溜りし金の內をもて町內安全の祈禱の爲めに諏訪宮へ初穗に捧げ殘れる三十兩程の金に心を盡し當春は八十兩餘りなりぬるを支配の富める者を呼び今迄自分が働きにて金子を增益しぬるが此末は各にも任するなり少しの利潤を加へ置若し當町に不時變あらば此金をもて助けあひ行末を思ふまゝに增加せば諸出錢の補にも成るべきと細々と云含め酒をすゝめ祝うてわたしけるあらましは類ひ稀なることとなるべし父の清連は俗名赤城瀨兵衛と稱し所の長を勤め其質性潔白清廉に心の潔きとは水の漲る如く直きとは竹を破るに似て平日の行ひ巧言令色を嫌ひ支配に親疎の隔てなく治めける壯年の比は弓を射居合を試み力も强く柔術抔を嗜しゝか老に臨み他恚を忘れ碁を圍みて樂みとし家賑はしくて子共數多ありけれど夫々に業を立させ目出度老翁あり惣兵衛にも箕裘をつきて家人も多く彌增し富み榮へ子孫にも能教へかそいろには順孝に職分は誠厚く常人に秀ぬるを其町者共公へ達しければ享保四年仲冬初の八日米拾俵を賜はりて孝德を褒稱し玉ふぞありがたき誠に人は萬物の靈長にして孝は百行の源とかやされば孝なれば賤しきが至りと云へど誠の人なり孝ならざればいとやんことなき際りと云へど常の人ならんか大舜の聖りなる曾子の賢き皆孝にもとづき玉ふ孝の道偉なる哉至れ

る哉

會津續々忠孝傳 終

會津續々忠孝傳

目錄

山下彌十郎忠昭弟角右衞門忠淸か事

山下九郎右衞門忠昭は所生羽州家上にて鳥居左京亮忠政公の親しき一門にて武勇の人也名字鳥居成れども故有て山下と更む

中將樣會津へ御入部被遊し頃九郎右衞門を知行貳百五十石にて被召出男子二人娘二人有り兄を彌十郎弟を角右衞門と云何れも家に生れ勿論能武藝に達し少く文才も有て理學を好み文義に通ず此かみは謠曲を佐治宗軒を師とし且日吉方よりも傳受のこと共あり原新五右衞門抔と同し位に世に沙汰せり彌十郎子彌一郎鐺は青木丈之助門弟にて十歲許りより其名を得廿四五にて許を取り其外弓馬の道を勤め暇ある時は皷などを習へり其小弟仁右衞門未だ八九歲より武藝怠らず先年仲間鎗合ありし時　少將樣御上覽に入れ其後仁右衞門病氣にて武藝怠り末々色十三四歲より弓鐵砲の名有り彼の宗風徒らに光陰を送ることを嫌へり扨又彌十郎角右衞門父母に孝行世に隱れなし朝夕の膳自らすへ東西南北何事も親の心にまかせ病する時は天神地祇に祈り身をもて替らん事を願ふ時に斷食せしことあり湯藥他の手に觸しめず何づも自ら試み用ひ長病なれ共夜もすがら眠ること少く父の呼時聲に應せずと云ことなし何かなる病にや曉近く成て食を乞事常なり忠昭思ふ樣此時若し食事を進めずして干に一つも落命せば親をして飢饉せしむるに似たりと身にしみ思ふ故終に帶をも解ず安臥すべき樣なし又何より以て人の不可及事は彌十郎姉は駿河國武士の妻なりしが病死のことを告げ來るは父母の甚愁へんことを恐れ死のことを深く隱し姉の手跡を似せん爲に彼の文共を多く集めて朝夕手習云し姉よりの狀なり迚折ふしの音物に取添見せけるにより一生息女の死したることをしらしめず誠に心を盡したる孝子と謂つべし是にて孝心は謀りしるべし父身まかりて母殘れり晨たの手水夕の洗足或は茶の通ひ迄角右衞門物して下女腰下の手をからず又母儀高田法用寺へ花見などに行く時は角右衞門乘物をかき勞とせずして還て樂しとす他へ出る時は必ず手をつき暇を乞ひ歸れば寢間へ行先々にて見聞のことを語りて慰さましめ若急事にて朝またきより出る時は暇を乞て熟睡を妨げんことを恐れ閨外に膝ざまつき謹で拜禮し今日は此事彼事にて能

出で幕に歸りて尊顔を拜せんと獨り云いうて出母病る時は兄弟とやかくと心を盡すこと中々筆にも及びがたし癒すして既に終りに望む時兄の彌十郎を枕元へ呼申けるは其方多年の孝行子なかも忝なし一生一事露ほども心にかゝることなしとて機嫌能く終れり兄弟歎き云斗りなし夫よりして三年の間一日も怠らず墓參し其後忌日〳〵には申に及ばず春の花開き秋紅落の散るにも思ひ出いかなる雨風露霜にも參詣せずと云ことなければ淨家城安寺の住僧並融通寺町見勢柵に居物共迄其誠を感せずと云ことなし角右衛門は將碁の駒の樣にて少大きなる兩親の神主を或時は懷中し或時は机上にをいて每日身を清め供物を備ふ去れ共人の目にたつことを嫌ひいつもかくれて而巳拜禮をなす其信かくの如し至て貧しけれ共貧に安んじ城南の川端に小菴を結び一壁には鑓長刀弓鐵砲太刀木刀如きの兵具をひしと並べ机上には儒書醫書其外今古の草紙などを積重ね窓障子には聖賢戒謹の語或は詩或は歌を書付常は吟稱して樂しみ所は景色よければ東は建福寺表西は向羽黑山四季折々に新たに又日々に新なり南は牛馬の通路有て貴きも行賤も過き山の姿川の流れ目を悅ばしむるに障なし此樂しみ三公にもかへしと思ひる景色に見へ朝には窓に向へ閑に周易を見夕には灯をかゝげて中庸を開きかゝる閑中にも流義極秘の得たる弓鐵砲鑓兵法怠らず勇氣たゆまず甚功言を嫌ひ人の諂ひをしてさへ夏畦よりも疲ると云り常に脛高に麻衣着し貴人高位にはしらぬ顔して過行きしかはあれと慈愛の心深く鑓場へ行ては若輩の助けとなり的場へ出ては人の爲をなし百姓町人に對していかつかましき事なし本より兩親に孝行の趣達上先年も御褒美に預り又去る末の年の中秋には角右衛門親に孝行幷無妻無僕にして武藝を不怠旨御感に入君邊に仕へ申せとの趣其筋を以て傳渡しに御意難有奉敬すれ共病身に候間御受を申上がたし追て御訟訴可申上とて退出せり親族朋友集りとり〳〵に諫めければ是は上への御返事にはなし皆への物語りなり我親に孝行と御褒美なれども曾てすぐれたる事もなし定て人の取なしにてもあるらん難有御意なれは迚身にも應せぬことを御受申上儀成かたく候とて終に御訴訟を申上御免を蒙る聞人感を催さずと云ふことなし夫世中は德なきも德有と稱せられうすき藝をも功者と呼るゝを喜び是をもて身上立まほしく願ふは人々の心なるに此浪人は大

に反せり世上なへて斯人を賢人角右衛門とも又河原賢人とも呼は名にし老たる名なるべし

片桐善右衛門朝行並子

黑川内太郎右衛門朝昭
片桐河兵衛朝高

會津の家臣片桐善右衛門朝行父は信州高遠の所生黑河内意徹朝實始の名は太郎左衛門武勇の聞へ有て中將樣に仕ひ知行四百石を蒙る最上會津兩國にて大横目職を勤め常は黙々として物言はず云うべき忠信には君前をも憚からず況んや老中に於てをや君よりも彼は花もあり實も有者と仰られしと世に沙汰せり後には鳳翔院樣御後見となり乘物御免を蒙り衣服金銀の御拜領は擧て數へがたし一生御城の方を愼み他國へ行ても若方角などのしれざる時は宿の主じを呼出し能々相尋て會津の方を枕とす其實かくの如し天命限り有て貞享二年の春行年八十六にして身まかりぬ則善龍寺に葬る法名は阿傳院殿と號す此人に娘一人男子三人あり娘は生田喜兵衛と云る士の方へ嫁けり惣領の太郎右衛門と云て意徹の跡を繼で知行四百石なり二男八郎右衛門三男は彦次郎（彦四郎早世也）かゝりし處に生田喜兵衛方に五六歲の男子ありと雖も稚さなくて且其身も病身たるによりうえ〳〵しくや思ひけん八郎右衛門十八歲の時名跡にして本知百五十石を讓る則生田八郎右衛門と呼次の年に喜兵衛身まかりぬ然るに彼の童段々成長して行年十九に成ける比父の名生田喜兵衛と名乘らせ其年に八郎右衛門訴狀を上げ實子喜兵衛成人後御奉公をも相勤むべき者に相見へ申候恐ながら被召出度趣を申上則御免を蒙り本知を渡し速かに其家を出浪人となる誠に潔きよき義人なりとて人皆感じあへり御家中に於て西郷賴母の辭讓八郎右衛門の節義何れも劣らぬことと共なりと申けるとかや上にも御感に思召けるとの聞へありき扨八郎右衛門今は生田とも名乘りがたく昔しの黑河内にもいかゞと思けひるにや幸母方片桐なれば其名字を用名をも片桐善右衛門と改む片桐は惡源太義平公十六騎の内片桐小八郎の餘流なりと云傳へり黑河内と云ふは信州に於て所の名や中古の先祖は黑河内の城主たるにより段々名字となし來れり甲陽軍の中に黑河内殿と書たるは是なり義によつて命も輕し信玄公にも隨はざる勇義强大の仁と見へたり黑河内名字に筋に有とかや中々此黑河内は鎭西八郎爲朝公の末葉なりとぞ此一門遠慮

深く此事秘して語らすと雖ともげにや紅ないは園生に植ても隱れなく誰か聞傳へて今の世迄も洩すらん去る程に此家に傳へてをさな名多く八の字を繼きて名乘には爲朝の兩字を用ゆと云今宗紋は鷹の羽なり鷹の羽は矢の心にや矢は武の第一に尊ぶ物なり爲朝は古今一の弓の達人なれは子孫たる人其德をあやかるへき守にや又鷹は源氏の氏神御至愛なれはいか樣故あるべし扨善右衞門一年の間浪人し次の年市正樣へ被召出御早世の後又鳳翔院樣へ被召出其時の先傍輩中多くは小番成しに善右衞門は分有とて前役となる是をさへ難有に御早世の後當御代に至り御加增に預るけ樣に段々の分けを語りいかにとしてか此御高恩を報すへきやとて涙を流す善右衞門に男子二人あり兄を彈右衞門と云（をさなは八三郎）弟を河兵衞と云（始の名傳三郎）然るに善右衞門兄の太郎左衞門に子なうして彼の源右衞門を跡繼とし本知四百石を讓り其後太郎左衞門病死せり此人も德實の人なれ共ことは長き故に唯々善右衞門中氣を煩ひ立居も苦しきによつて隱居の願を言上し二男河兵衞に本知を讓り跡役を勤めしむ扨此源右衞門河兵衞兄弟の親に孝行を盡せし事筆にも詞にも及はれすされは大概を記す事さへ永々しけれと源右衞門屋敷は四の丁善右衞門居所は外小田なり其間も然かなるに毎日時を違へず朝の五つと四つとの間に必す源右衞門行て親にあう親もくることに思ひ病中のさびしさにや今や〳〵と待兼けり源右衞門父の元へ行時食物或は菓子抔を家來に持せ又或時は懷中しいか成雨風雪吹きにも一日も怠らす行通ふ其內御城の番或ひは頭並中け間寄合なと有時は父か方に使を遣し其分けを云へ朝隙入時は晝の八つ七つに行き年月經と雖も一日として父に逢はずと云事なし又振舞なとに行時先にて珍らしき肴及び菓子如きは云に及はず御城番なとの時中け間夜食なとの重の方に少しも替りたる輕き物にても則貰ひて懷中し歸りて親にすゝめて悅ばしめ四方山の物語をして慰ますれは親は嬰兒の母か顏を守るか如くして毎日のことなれ共いと珍らしげなりいつも歸るさには今暫しとて名殘を惜しむ家に歸りても暫く有て又思ひ出一度も二度も使を遣し此雨はいかに此風は障りなきやとゆかしかる有樣聞くに付見るに付猶心なき身も感を催さすと云ふことなし且つ家內相和し親類中睦敷侍輩中に能く思われ奴僕の族に愛憐深く去年春かとよ御使番に役義の替りたるにも人皆喜

ふ此時名太郎右衞門と改む扨又弟の河兵衞孝心の深きこと世に類ひなしと聞へければ父中氣を煩ひて歩行も叶わねば八年の間外へ出ることなく身心を埋れぬるにやさすかの人成共病氣故殊の外氣短く不機嫌にて毎日朝ほのくらきより起出座敷及ひ築山泉水の掃除をさせけるにより河兵衞は親に先たち目を覺し髮を結ばずして親にま見へんことを恐れ大方夜の七つに灯をかゝげて髮をゆうこと常に親の起出を待傍らにひさまづき待りて品々指圖を受て何卒機嫌に障りなき樣にと心を盡し是も病人と共に八年間は御城當公用の外に親類の方へも出ることなければまして振舞等には思ひもよらず但春夏の內泉水へ魚を取りに四五度出る外徒らに私用に出ること一日をなし父泉水を好む故かくの如し夜の四つ過九つ迄も相手に成て物語をなし假令親寢所へ入ても又呼こと度々有れは今やと思ふ故に終に帶をとかす浮かと休むこともならねば況んや夜半過ても他出することは中々以成かたし御城番の時は病父殊の外さひしかりて最早歸るべき時節なりとて小者中間を門外にたゞすませ今や歸ると待佗ひ其身も杖にすがりてよろ〳〵と戸障子の元に立幼なき孫共にもとゝは未た歸らぬかとひたもの問事を河兵衞兼て知る故に御番歸り用事有とも他へ寄ることもなく足早に宿へ立歸る是れを物にたとうるに母か乳含み子を宿に置て他行せし時の心もかくや有らんと押しはかられ侍る片時も離るれは親も力なく見ゆるにより河兵衞外へ出る願更になし又家來なと何やら病父の心に違ひ杖をとつて打たんとする時打たるへき罪のなければ河兵衞中へ飛入我肩脊を痛ましめし時も我身のことを思はず慈悲心をむねとする是一つを以て萬を思ひ斗りつへしかく日夜の湯藥を試み寢起の彼是千辛萬苦に氣根衰へ河兵衞も大病人と成り頭痛眩暈胸支へ疝氣起て腰痛の行歩不自由なれ共親に是を知らせしと能ふりをして遂に一時も寢ることをせす兄の太郎右衞門甚是を愁ふ去れ共河兵衞は病中たり共遂に御城番一日も缺きたることなく其勤方かくの如し當夏御代官に撰ひ出されしこそ聞ゆれ彼善右衞門樣々看病養生を盡すと雖も極老の上病次第に重りて終に寶永三年の春年齡七十二年にて身まかりぬ則善龍寺に葬る法名を德叟信士と云若き時より行缺たること一つもなく國中にて武勇と呼れ義人と唱られ武藝の餘力には學を好み無爲庵居たる稽古堂へも通ひ或は軍書

を好み唐土我朝の記錄をも能覺へ少しは謠舞をも心得空敷光陰を送ることを嫌し人なりけれ去れと定命限りあれば兄弟の歎き云はかりなし葬禮取行て朝夕墓參し露ならなくに袖を濕ほし夕々に靈前に向へは面影の立そう心地して過しことの懷かしく或時河兵衞云親存生の時何かと指圖する時は座敷を掃除し庭前も一日に二度も見廻し一つも塵もなからんことを思ひしに今は見る人なければ誰か爲にと思へは山に泉に何程花飛葉埋む共箒木を手にたに取ともなきとて落涙千萬行誠にかゝることを書盡すことは日を重ね月をへても中々以て果しもなし只義人の末にはかゝる孝子の有物哉と申人も侍りし

浮洲次郎左衞門重治

次郎右衞門重治父をも次郎右衞門と云先祖は池の内某と云て代々武功の名あり蒲生飛彈守氏郷郷に仕う暫々戰場に臨みて遂に打死せり男子なくして纔に二歲の娘ありしを伯父池內家範と云人養育し齡十一歲の頃浮洲三郎右衞門と云る士の方へ稼せり一說に武名の家絕なんことを惜しみ給ひ氏郷よりよしある人の子を婿にして始めて浮洲と云名字を給りしとも云浮洲と云にも分けあるべしと語り傳ふるのみにて定か成事なし重て改むべし宰相忠郷御早世の後久しく浪人と成る時に加藤嘉明明成□□會津をしろしめす此祿三百石にて仕ふ明成石見の國へ貶せられ玉へて又漂客と成る寛永年中中將樣此國に御移りまし〱次郎右衞門を本知三百石にて被召出次郎右衞門二子あり重次は長子也知行を兄弟に分ち玉ひて重治二百石を拜領受し御代々奉仕し次郎右衞門重治當御代に山奉行職を勤む重次天性孝德深し入ては父の傍に離れす機嫌を窺ひ出てはつかの間も忘るゝ事なし父沒て後は父常に居りし所へ行其面影の目にみゆるにや其聲の耳に聞にや戀し悲しと云ことのはもなく默々として涙を流す時を感じては花の愁の媒ち昔を慕ひては月も思ひの種ならめ墓所は井三淨光寺なり月ことの忌日いかなる風雨雪吹きにも朝暗きより參詣せり住僧も兼て其日は心得明ぼのに門を開きて待遂いに住僧にあう事もなく墓のみ拜して立歸る又淨土高巖寺に寺中に蒲生相公の御影堂あり重治先祖の主君たるを以て毎年盆の十五日には香を燒て拜禮終に怠らされは代々の住侶も感少なからす所謂遠を追ふとて斯人にあらすや重治神儒の書を

讀共みへず老佛の道をしる共なけれ共生得潔白剛直にして常々無用の辯を言わず必ず中ること有て人の則と成事多し更に愼みむともなしに驕ることもみへず諂ふことなし家老奉行に對しても云ふへきことは憚からす或時諸士集會して品々物語ある中に加藤明成の事云出す人あれは闘と等としく座中へ斷りけるは明成は親の先主なり此中にしらぬ人有べししりては云べきようなし千に一つもあしさまに云人あらは堪忍はならずとよ向後我會座にては心得られよと云其實儀かくの如し又次郎右衞門妙藥を所持して人に與ふることあり貰ふ人云奇妙の藥なれは藥方を指南得たきと云ふ答云是は或人の秘方なり他言すること勿れとて我に教ゆ其人存命ならは聞屆て傳ふへけれ共今は此世になき人なれば行て尋ぬべきようなし我は一生約を違ふことなしと云平生奢を嫌ひ家は風雨の犯さぬをよしとし衣は寒暑をさくるを足れりとし入をはかりて出すことなし用を節にして過るを禁し隨分儉約を守ると云共故有婦女告ることなき兒童七八人も養育して至つて貧しと雖も慈愛の心深く上よりの拜借もせす脇よりの借方も少なし風聞に他の國ゟ御家の諸士も知行は大方同しにて昔よりは物事華美なり金銀不足にして借り貸少く萬物も高直に成行しらす〳〵の物入共にてすりきり侍るに次郎右衞門は前の通り浪人養育多け共つまらしからぬは如何にと云に内にも外にも木綿或は紙衣を着し麁食を甘んず或時次郎右衞申けるは御家中傍輩の間に何のはれか入べき我更に氣遣もなしもし他國の士共交ることもあらば上への御外聞にかゝる故絹羽二重の衣裳の共に夫夫に兼る支度し置なり又不如意故下部をも少く抱ゆれ共何ことも有之手さゝゆるならば彼の浪人共を召仕べし有がたくも知行二百石下されば夫れに應ずる故少しもことの欠くることとなし斯く知行取なからえざりて事ふべきことをもつかわず諸事義理を欠き或は家居をも荒らし金銀を澤山に持べきにかけは我甚だ嫌なりと云又孫の某若き比見馴れぬ鍔はいつ求めけるやと問答云我が鍔見苦しとて朋友頃日取かい呉れぬと云其ひかめくは武道に何ぞ用有や別に入用もなしと云夫れなら貰て更に益なしいそひて前の鍔にせよと以て外しかられて其言に隨ふ又重治長子甚助少かりし時川殺生に出しに如何なることにかあいて三人と口論し甚助力常人勝れける故か彼三人を散々にひしき付しかば散り〳〵に逃

さる後に四郎右門いかゞしく聞付けん甚助に教訓しけるは日外河過にての事其意を得むこうのやつばら力弱ければこそ汝に負ぬれ若し力増りなば取殺されんは必定なり何の爲にさしけるぞ速に切殺して腹を切らんは安かるべしと云其勇氣かくの如し斯く强うして又人の諫めをも能くいれ過て改むるに憚らざることありき斯人若き時酒を好み長じて病に臥す既に十死一生に及びて諸醫手をつかね治療漸くにして本腹せり病少く癒るに怠りて又酒に意あり時々本名一閑と云老翁顔ばせを犯して諫めけるは是の家は先祖代々武功をもて世に鳴る公に至て武忠共に絶たり重治腹あしくて我賤しくも弓馬の家に生れ何とぞ武道を守らんと思ふに今翁の惡言何のことぞ其故を聞かれ老翁あざ笑て云過ぎし比の病ひ死に臨みし比は妻子親類朋友皆悲しめり此病本酒にあらずや醫禱百許にて快氣を得夫れを忘れて又酒を始めんとす言語同斷なりつら〱思ひ見るに君恩を受け危きをみて命を落しなば何れ時忠を盡しいつの日に武をたてんや斯くいへしき飲食をさへ止めかねる心にて命がけの戰場に立こらへんこと心元なしと云重治默然として暫く目を塞ぎや、有て申けるは我甚だ過まてり翁にあらずばいかでか此事をいわんや諫めの趣ことわり至極せり今より後は堅守るべしとて一生酒を禁じさいつの比かとよ先主加藤氏の第に至る貴命默止がたくて過酒に及ぶ家に歸りて其分けを狀に書て彼一閑翁が方へ遣し免許を乞是を聞人感涙を流さずと云ことなし又斯人若年より誓言することを嫌ふ曰士たる者假りにもあに僞を言んや若し人疑ふ共弓矢八幡愛宕白山を證據にせし我に僞なし人に疑あらば夫こそ僞よ役義に付て誓書するは公儀是非なきことなり平生の交に何ぞ誓言をせん此眞實誰かは思わざる又或時次郎右衞門職分能相勤し義を賞し玉ひ爲御褒美上より御小袖上下を下さるゝことあり次右衞門歸りて親類緣者を招ぎ君恩の忝けなきを告げて涙を流す其後病に臥さらに立事能わず然れども溲溺する時は外へ出すと云なく立ながらすることなし看病の者共押へ抱かへて皆云病重く腰ひさ自由ならねば下に居ること成がたし立たる儘にてと諫むれば答云昔藤澤太郎左衞門（後謂安濟）我に敎けるは天へ恐れある故に立て小用せずと我此詞を感心して後多年一度も違へず此際になり身苦しきとて此事を忘るべきかは藤澤が聞かんもいと耻し肢暈して落命せば是のみな

り何の悔かあらん誠に曾子の死に臨みて床をかへ子路の善言の悦びに何れか劣れるや扨臨終に及んで甚助を呼で曰我命是迄なり遺教兼ての通りなり愼みて是を守るべしと次に過し比内田氏存生の節某し方より金子若干かりしなり我内田氏に縁者たるをもて證文に加判せし也彼の者死して後速に辨濟せまく欲すれ共家斯く貧しき故に埓を明す過行ぬ是のみ心にかゝるなり出外少しく買かゝりも有之べし是を濟さぬ内は我爲めに佛事供養をすることなかれ假令强て弔ひを成共我かふす時此我心を察せよと云て終れり甚助涙を流し遺言の堅相守り月を經て佛事をせず彼の金子を才覺して貸主の方へ持參し夫れ父一旦の判形有とも是をさい受取ことかたしまして沒後に夫れの方よりの儀何と仰らるゝ共取事成ましきと云り甚助云父存生ならば歸りて相談も有べきが今更せん方なし我父が遺言を背くこと中々以て成がたしと云る顏色を見て先にてもいなひがたく是非なく請取しと聞侍りけれ甚助も孝行にして能く父母に事へ堅く遺教を守り少しは文才もあり道義を專らとし武藝も怠らず能く父の餘風を續でよる方なき親類を扶助し女子は緣につけ男子は夫々に有つけ物入共多けれ共大借の沙汰もなし家居もさのみあれず朋友の交もしげく貧しけれ共家内ゆるりとしてつまらしからず如何さま家の治め樣あるにやと申人も傍りけれ又父の次郎右衞門は昔より橫田三友と交りよし次郎右衞門質直潔白其氣象相似たる所あるをもて世人皆青砥左衞門と云三友老の後城東南大窪山に隱居す名高き儒者たるによりて異國本朝古今の物語を聞ん爲めに暇ある時は折折尋訪し竹扉をたゞく時は青砥殿御出か左衞門殿能こそと云しが永錄十一年の冬次郎右衞門身まかりし頃追悼の詩を作りて子の重高に送りし其文に曰

浮洲次郎左衞門重治丈者累代之舊友也嘗爲ニ山山澤之吏一而廉直無レ類故世人久稱レ之曰ニ青砥左衞門一然以レ病再辭レ職於レ是去年夏五月二十一日太守憐ニ察之一許焉且賜ニ榮顯之衣裳一褒レ之勞レ之同九月病篤而臘月二十九日沒ニ于家一時歲六十一予哀慟之余賦ニ野詩一絶一贈ニ令嗣重高丈一供ニ靈机之前一云レ爾

清潔虞官可レ傳孤墳載レ雪白雲邊山靈亦似レ傷ニ
君別一淚作レ氷聲咽作レ泉

萱野泰軒長秀妻　名は於万女

於萬女は井深茂右衛門重光の娘也齢六そじはかりにもや侍らん德實珍しき婦人なりと世に沙汰せり其名の聞へ一つを取て申侍らば去る元祿十五年の十二月十四日の夜淺野内匠頭長矩の浪人吉良左兵衛の宅へ押こみ吉良上野を打取し人數四十七人各別ち大名衆三所へ御預りになり年を越て御仕置にて切腹なり故ゆかりもなけれ共於萬女聞と等しく哀れ催し暫く袖を顔にあて涙落せしが持佛堂に灯を點し目錄を扣へ一人の名唱へては香を燒題目を手向く四十七人皆如此

大石内藏之助　吉田忠左衛門　原宗右衛門
片岡源五右衛門　間瀬久太夫　小野寺十助
間宗右衛門　磯貝十右衛門　堀部彌兵衛
近松勘六　富盛助右衛門　潮田又兵衛
早水藤右衛門　赤垣源藏　奥田孫太夫
矢田五右衛門　大石瀬左衛門　堀部安兵衛
大石主稅　中村勘助　菅沼金之丞
不破數右衛門　千馬三郎右衛門　木村岡右衛門
貝賀彌左衛門　岡野金右衛門　大高源五郎
岡島十右衛門　吉田澤右衛門　武井只七郎
倉橋傳助　杉野十平治　勝田新左衛門
前田伊之助　間新六　木野寺幸右衛門
村松喜兵衛　間十次郎　奥田貞右衛門
矢頭右衛門七　村松三太夫　間瀬孫太郎
蘆野利助　横川初平　三村次郎右衛門
神崎與五郎　寺坂吉右衛門

此人々唐土我朝にも類ひ少なかるべき武功なれば高きも賤しきも若きも老たるもをとろかざるは有るまじけれどもかゝる婦人の如く故もゆかりもあらずして眞實に涙を流しひとり〳〵に題目の手向を成ことは誠に稀成るべし殊勝とも寄特とも筆にも及びがたし時に傍人語て曰夫こそさも有るへけれあり賢人の曾祖は井深茂右衛門重吉とて武勇隱しなき人なり故保科彈正忠正眞公より御令嗣正光公に仕ひしめ玉ふ當時騷亂の間死を輕んじ家を忘れ忠誠雄武擧て數へがたし皆人のしる所なり參州長篠合戰に於て重吉月毛馬へ打乘り敵營近付く樣體を大權現樣御上覽被遊御使をもて召しよせられ喉輪をといて重吉に玉はり感賞し給うと聞其子監物重次も元和元年正光公に從ひ大阪陣に趣き手からのこと共有りしとかやかゝる武勇の人の末葉なれは女性なれ共武道のことには嘸や感ふかゝるべしと云此婦人深窓

にかしづかれて唯見る事も聞くこともあらざるべけれ共信心のかく世に聞ゆるは所謂內に誠あれば外に顯はるゝと云ふ古き言葉の如し

貞婦於千女

鮎川卜心義元といへる士は昔上杉家へ仕へ武功世に秀で太刀の強弓引陣毎に一方を追崩す名譽の人也其節右の膝口疵付けんは成しか共其名高き故其後鳥井左京亮の士と成る時移り世替りて浪人たりしを中將樣羽州最上へ御入部の比卜心本知貳百石にて被召出嫡子を四郎兵衞と云次男を彌五兵衞と云然る處に四郎兵衞病身にて早世卜心跡を則嫡子四郎兵金衞彌といへるに讓りて彼彌五兵衞娘の於千女と云へしを金彌妻にと願ぬる上への訴は叶ひて未だ婚禮もなかりける內卜心最上に於て病死す時に行年七十六歲法名即永心公居士山形八日町光善寺に葬る其後金彌名を市左衞門と改め赤羽氏の組に入外樣の奉公成りしに如何成る故か有けん安保氏の事にて承應元年辰五月廿一日御仕置にて宮本四郎左衞門鮎川市左衞門切腹也市左衞門行年廿五其母儀並に於千女は四郎兵衞聟の香坂覺兵衞方へ引取念頃に養育せり後に皆思ひ合するに其節於千女自害せんと思ひしが共母儀以の外力を落さん事をも謀りそのことを思ひ止まり母儀と共に歎き哀みあかしくらして夏過ぎ秋も暮程なく冬も來りけるに思わずも信州高遠の住伊藤八郎兵衞と云る士の方より飛脚到來しけり八郎兵衞は於千女のために母方の叔父なる故に彼有樣を聞て於千女を娘にし彼に婿をとりて世を嗣かしめんの趣委しく香坂氏へ言遣す覺兵衞は其頃は相談なかりけるに一門中歎きの中の喜びなりけるに於千女愁て云老母一生の內は膳をすへ茶を進め淋しき時の相手に事へとて其後は兎にも角にも御計らひに隨ふべし高遠へ此度參ることひらに御止給われと云ども誰成共尤と云方なくいらへもせざれば於千女其后は言出すこともなく替りたるけしきもなく挨拶常の通にて夫の忌日十二月廿一日を待靈前に膳を備へ香を燒灯をつけ朝拜事終り顏色自若として部屋へ引込刀を以て自害し侍りぬ哀れなるかな痛しきかな朝夕の霜雪と消にしことを一封の書置には市左衞門殿一度夫の名付有之兩夫に見へ申儀背本意候故如此成行候とや誠に依義輕命みさほの程こそ貴けれ年齡は拾七歲花未だ開かすと言んか月未だみだずとせんや去

れば唐土文叔か妻の令女髪をきり鼻をたつの類は親しみの上なればさも有んか奉天の女は數千の盜人にかこまれ岩穴に隱れせまりし時なれば如何せん我朝山城繼塚の貞女は夫の思ひ母のためなればさもあらんか井筒の女の嫉妬なき大磯の虎女が髮をおろしたる日を同うして語るべからず殊更於千女書置文のをくに一首歌あり

手枕のすきまの風もいとう世に
さぞや卒都婆の寒くあるらん

傳へ聞く夫れ歌は人の心を種として内の誠を外に發したるものなり胡馬北風に嘶き花中の鶯止とをえすして音に啼春の林の風に動き秋の露に鳴有情無情皆和歌自然の體なり末の世の歌は花多くして實少なしとかや古人の詞に見へたり於千女更に歌學もあるまじけれ共花少うして實多く内の誠の外に顯はるゝ故聞人感を催うさずと云ことなしからは曹洞宗の宗英寺に葬り法名を梅相容寒と號す名にし逢う自然の名なり萬木千草霜雪に逢てこと〳〵く枯凋む中に梅は雪中に開きて寒にせまらず妙姿凛然として天下の春に先立此賢女の名なり梅の如くに香ばしく匂ひみち〳〵末の世迄も心有人などか慕はざるべき中將樣さも此事聞こし召され今の世の賢女たるべしと仰られしとぞ昔しの人は小善をも擧て世に傳ふるゆゑ人も知あり惜哉其名の苔の下に埋ることを此故に我筆の拙きをも顧みず大概を記し侍る此末若し節婦を撰ぶ人あらば此貞女を忘れ玉ふ事なかれ世の中に色に迷ひ利によつて二心ある女是を思へ此婦人承應元年に沒し寶永四年に至る春秋五十六年

於梅女

中將樣昔出羽の國最上と云所をしろしめす頃御家に佐藤五右衛門久信と云士あり彼に娘あり名を於梅と云をさなきよりさとくして慈母乳姉の教誡を能く容れて再び是を聞かんとを恐れ其事身を終る迄忘れずや、振分髮のかた過るに成ては聋も庭遊はず假りにも外を伺ふとなしたわむれこと亂り笑うことなく敬しみて有ければ心ある人感せざるはなし生れ付端正にしてなまめかしく第一父母に事へて孝行なり冬の日は衣を暖め夏の夕は枕をあをく定省奉養古人の言葉に露も違はず且文才も有て手など拙なからず把針かつべしく愛敬有て一族類葉したしみ深し前の大守鳥井左京公の此媒ありて

梅女を小泉少兵衛重英に嫁す小泉も又美男なり人皆連壁と云へしも斷りなり此は寛永十二年亥の初秋國中ことく〳〵く盂蘭盆會をとり行う其年世中ゆたかにして上富み下繁榮成しかば寺々の檀那我も〳〵と薦祭を華麗にし莊嚴きらをつくしさながら傳聞極樂城の如し昔より他郡にも未だかゝることはあらじと云老若袖をつらね貴賤踵を繼て是をみる其中にも城東淨土寺の燈籠は諸院に勝れ龍蛇蛟螭を生きたる樣に造りて庭前の杉の梢松の枝に蟠蠖さ勢軒の瓦にはもろ〳〵の薩陀羅漢をかけらせ萬灯空を照して誠に日中の天の如し是は寄代の觀物なりとて誰をかも是を空にまとひ夜もすからあからめもせず守りて東方の白けなんとすることを恨む小泉重英は本より風雅にて卑俗の翫物は喪志の媒と思ひ少も心を動かざりしに家の子の茂作と云者主人にすゝめて云樣擧世今秋寺々の燈籠を見ぬ者なし然るに御身ひとり心をすまし衆人皆醉へり我ひとり醒めたりのようにて殊には新婦を愛して出ることを嫌うなとゝさこそ人の笑はめ哀れ一幕出てみ玉へと云神ならぬ身の悲しさは是ぞ此世の別れとは後にて思ひしられけり重英は後茂作を供としてひそかに淨土寺の塔頭青陽院に入て暫く茶などをのみて休う茂作は門の外に居りたり時に若き侍六七人鼠火と云ものを數多集る中へ放て人の驚き躁くをみてたわむれ喜ぶ一つの鼠火茂作かもすそに當る茂作躁かすして忽ち踏消す數輩の士是を咎めて口論に及び敵刀を拔て茂作かあはら背に當り既に頽れぬ小泉氏其音を聞けつけ速かに門に出て故を問へば茂作未だ死せす主人の聲を聞て敵の逃行方を告ぐ小泉急に跡を追ふ數十取て返しむこう重英只一人なれども事共せす大勢を追ひなひくることあまた度萬燈かゝやき渡り見る物むらかり集り各こぶしを握り重英か獨りなることを痛む勇氣撓ますと雖も數ヶ所に疵を蒙り息絶渇にしのひす庭水を手して飲んとする處を敵後ろより擊て終に命を落す敵七人も皆疵つき深山を分けて逃行他國に迯ると云大守も重英が身命を義に輕しけることを聞しめし甚哀れみ玉ひ敵の黨類數輩を罪し玉ふとかや梅女親の家に歸りて淋しき眠られず責て閨もる月だにも暫し枕に殘らずして又獨り子になり渡る曉の鐘の聲消んとして消やらぬ殘灯の影迄も我身の上になすらへて聞見皆愁の媒とならずと云ことなしされ共父母の歎かんことを思ひて色にたも顯さす既に一とせの春

秋を送るされば若き女の獨り住の如何と思ふ故に親族しば〱いさかへ共梅女耳にも入れずして又三年の霜雪を經る后には一門類葉迄も强て是を諭せ共彌々義を守りて金石の如し夫世の中の人心皆道なきにならづて各云婆婦の兩夫にまみゆるは世の常なり如何んぞ盛の身として一生空しく幾年月を送られんや此上はとかく梅女へ相談なしに縁を定め最早止ことなきに至らば梅女いかてか辭することあらんと歴に□しむ己が心を誠としに賢女の情を知らざりける世の有樣そをろかなれさればとよ既にひそかに媒妁の人と談じて吉日を定め婚家より祝酒の頓て來るに成て梅女にかくと告ければ梅女穩やかに其旨を受けて念頃に謝す一族悅ひ其時にも成しかは一門數多集り酒興亂舞をなし笛皷はやしたて曲舞七八度盃盤度々同り酒酣なるに及び此隙を伺ひ梅女ひとり深閨に入て一封の文を殘しひそかに自害しきぬをかつひで臥しぬ哀れ共云はかりなし家人是をしらす時をへて怪しみ見れば床皆紅に染みて目も當てられぬ有樣なり呼べ共さけべと音もなし扨書置に云妾曾て一度行て再び他に嫁ひんこと婦の道に非ざれば中に早く髮をもろし姿をやつさまほしく思ひしかとも我さまをかへ淺ましくなり父母の傍らに侍り明暮親の心をいたましめは大舜の豫をいたし玉ふの義にも背き老來子か班衣の心にも耻しと思ひてとやかくと光陰を送る、内にかゝること出來て今更中々素懷を遂けて菩提の門に至んと願くば親族の約束を違ひ皆のあやまりにもならばいかゞはせんと女心に是も叶ばず誠に天地廣しと雖も此身をゝくに處なし然し世を去りて接收不捨誓ひを賴まんとかくは成果候と書止む見人肝を消し聞人涙を催さずと云ふことなし上の高聞に達して忝く御感有て仰に曰昔松浦佐與姬遠帆の余波を慕ひ衣通姬幸車の遠きを佗て笹蠏の詠をなす是皆世の常想夫の戀情也斯女は似るべからず是は貞節と孝義と二つなから兼たり可謂賢婦也からば山形城東義光山常念寺に葬る住職の和尚呈庵下火の頌に曰

　烈　機　晨　劉　第　一　陣。　貞　操　暮　達　淨　蓮　池。
　素　懷　往　生　惟　唯　心。　彼　岸　更　毋レ問ニ他　達一。

一の句は婦德の强く烈しくけはしき體なり二の句は操の貞固にして佛地に至るを云折しも初秋にして池中に蓮華の開くる時節をもかねて內には極樂界を云三句は往生の素懷は唯一心に有ることを云て結句へ移り他達

を問事なかれ彼岸は一定と云ことならんか彼岸は不生不滅のこととかや云へばかゝる愁中に死してもかようの人は汚せずして無量壽成ことをいへて祝する成べし殊勝の事なり昔も景行天皇の御宇とかよ忍山のすく根と云し人の娘も橘花姫夫大和武の尊の爲に身を投け玉ひしこともあり又萬葉集にあるとやらん櫻子の云へる女男二人思ひかけて命を捨てゝ爭ひければ女思うよう古より獨りの女二人の門に行ことを聞かず男の心も和らきかたければ只我身を失うに如ずと思ひとりて空く成し類ひあまた有れ共夫れはみぬ世の物語事ふりたり此梅女のことは伊南半容齋と云る士最上にてまのあたり是をみ本より名高き智識にて此度眞につゝりたれば珍らしきことを見ることよ會津の書中へ最上の事を入るゝいかなれ共指を折て數ふれば梅女の沒後寶永二年迄に六十八年なり然れば正しく中將様御治世の内なり斯貞女もらさんもいと口惜しければ見る人何ぞいふかる事があらんや

大祝宮内少輔從五位下神方祐

方祐は會津城下大鎭守諏訪の宮の社司なり當社は昔時蘆名平臣盛宗公永仁二年の秋信州より勸清し玉ひて以來代々の守護信仰をし給ひ世々衆民崇敬を致すこと他に異なり方祐先祖も勸清の時信州小野の郷より山にて神輿に供奉し來れりとなり方祐あるとき思ひけるは上代の事はしらず高祖此地に至て我代迄の星霜を數るに四百有餘歳になん〳〵とすかように子孫相續して血脈の絕ざること大明神の御惠に非ずしていかでか家名を永く傳へんや身を碎きても神恩を報ずべきようなしと骨に徹しけるこそいと殊勝なれ然るに日頃當然に神階なきことを愁ひいかにとしてか贈位を奉りて九牛が一毛の報恩にもと寸志の願胸にみち寢ても寢ても忘られなく去共他の力を賴みてはほいならず幾年月を積なばいかで此願成就せざらましと月落花下の遊びも稀にし近友緣者の會をも省きて儉約を本とし先去る元祿十年の秋信州に趣き諏訪の大祝弁五官祝に會談して本社の來由明神の贈位神事の舊式を尋て歸國し夫より倍々念願深しと雖も京都の官物貯へ半にたらず然かばあれと僧法師の如く奉加するも我心に叶わずとやせん角やあらまじとためらいぬる内八十とせに及ぶ父の友意漸病を

催しければ落命の後此願成就す共殘念悔るに甲斐なしと俄に思立ぬるこそ孝心なれ依之本意ならねど奉行へ私料金の拜借を願ひ其外信心の方をも少々取集めて元祿十五年午の春正月會津山麓の雪に雪船の綱手の長〳〵しき旅行をへて京師に至り吉田兼敬卿に書を捧げ我神位を願ひ奉りしに近例神位勅許の事中絕して不輒御沙汰の由近年此道御再興有其一は近衞關白殿下數年の御願にて御領地抑大明神へ贈位の義有之又は當右幕綱吉下公嚴命により河內國八幡宮洛陽六孫王三社へ被進神階の外他なし然ればかようの高例を以て凡人の願不可準之由聊有緣の事侍りしに方祐訴書の趣故有の御評議しかじかのこと待り同三月二十二日勅許贈正一位に宣は萬里小路藏人右中辨藤尙房朝臣位記は唐橋侍從文章博士有隆朝臣神額は神祇長上正三位侍從兼敬卿御筆なり方祐拜載て兼敬卿直に傳之時被御聞には此度方祐も能序てなれば加階致すべきの處神位の願一筋の上京を以自分の儀辭退尤の至なり近年可致昇進の旨懇々御意承知し退出の序にして祝言の發句第三當坐を致し則捧₂吉田齋場所₁

世に白ふ心あはせし花に風　方祐

千歲榮ふる松の藤か枝

鶴馴れ池の島山長閑にて

右發句の思ふ處は去巳年冬此念願のあらましせし時霜月一日夜夢想に老翁來て方祐に告て曰

雪に風こゝろあはせし時雨かな

として夢覺に是より彌々願望深くゆうたすきかけまくもかしこき勅を受奉ること神慮の妙感と思ふ斗りをつつしり歌うとなんむへなる哉靈夢誠成かな信心の至る所急ぎ洛陽を立て道の空にも只親の存命有て此事をのみせまじ彼のことを語らましと天神地祇に祈り物して駒に鞭をあて京都より行程十三日にして會津に着す其感應にや親も少しく病愈てうま子に手を携て門に出悅び向へ京師門品々物語口宣等も拜見して悅ぶこと理にも過老が例ならヌいと輕く成てけり翌日方祐を於御城御前に被召出京都にて神位の次第具に御尋言上し勅書等入御高覽侍りければ上よりの御祝義御褒美として銀子五枚時の奉行某をして難有上意の上頂戴之同年六月授光の大祭行はれて神輿をうながす誠に前代未聞の善美を盡せり是より神輿御渡りの大祭各年萬々世一人の志を以千萬人の心に及ふ同秋長月二日親友意病ひ再びを

もりて身まかりぬ方祐歎きながらも願成就の後なれば責てのことゝや思ひけん扨此家代々神職に又歌道をも兼ぬるにや連歌は兼栽の流を汲み兼純兼如兼興兼也より嫡々の秘決を得たり兼也は舊當社佐久氏方信男其身も神官なり連歌道洛陽に住居し彼兼興に親灸して後被レ稱二帝都宗匠の數一于時二條大閤殿下にして講源氏物語九條攝政公貴介公子多く其筵に來り玉ふ又院々御所にして可レ講二同物語一蒙二鈞命一欲レ侍二金闕之筵一時不幸にして沒す此人より傳を受け反意方祐玩三友意臨終に至り硯をよせ筆を取侍りけんと目もさたかならぬにや紙のほと筆のたちとを尋ね問て書て其詞曰

病の床に臥て筆もりがたけれとやゝ枕もたげて目も暗み山葬所野月を思ひやりて

袖枕深山靜にすむ月を友と心の慰みてまれ

發句

露やあるし月影やとす草の庵

齡は八十歳誠に眼くらみ筆のたゞちも分さる時なれ共兼て手など拙なからぬしるし有て罫付常に替らずそなん有ける方祐是を表具して有る時は床にかけ神酒を捧げ菓物を備へ連歌の友を招ぎ心を言の葉に顯し昔を慕ふざるにても友意日比すける道とは云ながらまかるに臨みて正念にし辭世をつらぬるやさしさよ薩摩守忠度の朝臣戰場に臨みて狐川より引返せしにいつれをとるるかは扨又於會津社官輩唯一神道の葬祭を執行ふことは土津神君の尊命なり且諸士に至る神道の送葬に預るほどは方祐是を始む其故を尋ぬるに何れの比かとよ近臣身まかりし時此人勤仕の昔御憲みにかゝりし事遠を慕奉りて神君の御跡を恐れながら仰ぎ物して其身も神道葬事の願ありき方祐其儀に應じて始て導師と成て其事を行ふ時に方祐と僧侶と聊及公訴事あり然るに神儒佛の三道は古今天下の立所なれば其作法を以葬祭を勤るに於ては異儀有べからざる旨御裁斷以後神道に志ある族らば達公朝御免を蒙り其願に任ず然れば方祐は後世此道を開く者と云物ならん方祐神慮の納受もやありけん又末の年思はざるに拜借若干の金子をも不及上納下しをかれ同極月二十八日には諏訪宮內他の社家と違ひ鎭守の大祝たるにより御坐の間敷居際にて御目見被仰付の旨格式の宜しき會津神官中に宮內少輔一人なり此頃京都吉田家へ達し雜掌中より當御家老中迄吹聽の書簡到來是と云彼と云君恩の難有山よりも高し海より

も深し誠に可奉禮謝言の葉も盡しがたきまゝ即坐詠一
首和歌捧君前

老の浪越てぞあをぐ諏訪の海

神と君との深きめぐみを

御感被遊しとかや去れば方祈神道に於て其功著しく連
歌に於ても會津にて宗匠と呼れ第一は四百余年當社大
明神無官にてましましけるを始て正一位を奉りぬるに
も歳春秋が朝暮心を盡して其願成就せしめ且隣國にて
隱れなき各年の大祭を始めて神への忠心深く又老父の
願をもみたしめて快く終をも遂しめければ旁々善行な
りと人々申あへり

會津續々々忠孝傳 終

茶話記異說改選集

茶話記異說改撰集

寛永十五年十一月太守大膳亮義胤君老臣岡田八兵衛重胤に命じて當家先代合戰の勝負大將の功勳士卒の軍忠年月日を委悉記錄して家の重寶になすべき旨在仰博識の先輩古老の智者處々の戰場に出陣殘命の族撰レ之就中天正の軍戰全生討死詳に記レ之先主長門守義胤君の御法號を題名となし外天記と表す納ニ文庫一秘藏す明曆三年正月十九日江戶回祿櫻田の宅地類燒の時惜哉此實錄全部燒失後の奥相茶話記は中津古兵衛幸政及ニ老年一隱居名を朝睡と改相馬家古往の軍記の稿を拾集或朝士野人の談傳或近郡隣鄉の記錄を考見して寛文七年再撰し己れが居室に貽し天和二年戌六月二十四日八十歲にて卒其後其記披閱すれば異說多く正德三年彈正少弼昌胤朝臣草野道榮に茶話記の誤りを可直之旨を諭す道榮攻城山河野戰之事味方の人數多少は辨知すれども其軍起の次第年月日義士の年代敵方城主の姓名討死の名元等は不レ詳因て問尋す予年來用ニ

伊達代々の譜録佐竹、岩城、田村、葦名、最上、上杉等の舊記二考レ之于時草書未二半有レ故撰事を止らる然而到二當世一老臣堀内十兵衛胤總此事殘念の餘り奉レ奏二尊名一即仰二草野半右衛門正孟一改二異説一可二筆記一也僕復副二正孟一考二異同一撰二事實一可傳レ二無窮一之旨雖レ蒙二嚴命一朝睡者慶長年中に出生天正の鬪戰に近き人也今誤りを糺す事後人は以二先錄一爲レ實以二後撰一爲レ僞嘲る事無レ疑是以再三辭す胤總云く事實は不レ及二遠近一況や寛永の實錄燒失後來に記稿を拾集古老賤夫の雜話を編纂する間自レ元異説ある可し書置くは實説を後の君子に求むる方便ならんと茶話記の序文に云々此儀叵二默止一應二君命一猶又合二校方國の舊記證文一訂二其訛謬一予追考之

富田高詮誌

茶話記卷第一之內

正月十日鹿狩恒例之事

本文 老師茶話曰孫次郎胤弘の御嫡子重胤と申せしは御病氣にならせれ在城ものうく治部少輔重胤は永享八年辰十一月御家督御相續御父讃岐守胤弘より御讓狀あり木幡目々澤の家譜に云重胤の嫡子高胤七歲の御時重胤御隱居重臣目々澤周防胤清後見なり重胤の御治世漸く三年御病證氣虛弱體なれば亂世の大將御叶かたく高胤御幼年ながら大將に御立胤清奉ㇾ攝重胤は御病身にて隱居し玉ふと近國隣鄕に不ㇾ聞へやうに深山に住舘是亂世に國郡のよはみを不ㇾ顯ためなり依ㇾ之尋問を制し玉ふ事可也重胤死去ありしに太田の岩屋寺其比は路頭の荒原なりしに此處にて送葬の事あり則傍なる岡山の岩石を切あけて御遺骸を納奉る其墓守に始は坊舍を營し後に梵字と成て岩屋寺と號

在往より太田村に小庵の如くなる寺ありて岩屋寺と號御墓守の後寺號の文字改龕置寺と云送葬の龕を納玉ふによつて寺號を書直す其後火災及ニ三度ニ不吉の寺號とて元の岩屋寺に改大永年中小高山同慶寺開山遠山和尙隱居して岩屋寺中興開山となる同慶寺の傳記如ㇾ此

北鄕石の起請之事

北鄕往昔は千倉の庄眞野鄕と申す或人云眞野の萱原とよめるは此處なりと申す方行郡の內也いつの頃にや有りけん岩松殿とて畠山源義純の後孫二本松の城主と同族なりしが此所に下向在舘せられし處を今御所內と申奥州行方郡は文治五年の秋賴朝卿より相馬治郞師常軍功の賞として拜領の地と雖とも元弘建武以來亂世によつて諸國共に押領の地となる事多し千倉は應永十三年岩松藏人義政下向御床內御所內は誤り相馬家御證文の御床內と有居舘義政は足利尊氏卿の同家也其頃京都將軍源義滿公尊氏御孫治世にて相馬大將手を入玉ふも成がたく山中まて壹萬石を領知應永二十六年七月十二日卒嫡子千千代義時は正長元年六月十五日家臣並諸士の爲に立切浦にて溺死それより岩松四殿五千餘人の從士桑折一族胤弘へ屬す義政應永十三年下向より正長元年にて二十四年千倉在舘也

被入標葉於手裡事

標葉の大將を八四郎清隆と申しき永享の頃の人也相馬の先生標葉を取らんと御心に掛られ度々合戰ありけれとも不レ叶泉田は標葉の種族殊更大身なれは先是を味方に引入らるへしとて種々謀畧をつくして終に內通す清隆及ニ老年ニ法名得臺入道と號相馬治部少輔高胤標葉を責玉ふ事數年其內標葉郡中御手に入たる村邑もあり亦小身の侍に落城以前より附屬の輩多し

高胤明應元年の春屯中にて病死嫡子大膳亮定胤（後改盛胤）十八歳にて遺跡相續一族老臣に命じて曰先考標葉清隆幕下に不レ屬空く逝去自身考意を繼き尊靈に報せずんば孝道にそむくへしと各軍起を評定して勇兵を揃て同年の冬進發標葉の種族泉田隱岐守隆直に內通忠義あるに於ては相馬一家に准ずへしと隆直得心して相馬に屬し終に標葉落城得臺入道清隆左馬助隆成父子自滅此落城永享十二年長享二年と云非說明應元年也高胤は永享五年に誕生永享十一年より御家督讃岐守文明中より出羽守其後治部少輔と改玉ふ御實名は隆胤とも古書に多し明應元年逝去六十歳

御時代ノ年號ヲ考

永享　嘉吉　文安　寶德　享德　康正　長祿　寬正　文正　應仁　文明　長享　延德　明應

其證驗

文安二年丑五月廿一日豐田三郎左衞門に賜る御證文有り文明十六年辰三月廿六日標葉郡寺內村長德寺阿彌陀堂棟札大檀那出羽守と有り（寺內村標葉落城以前に御手に入）文明十七年巳五月行方郡大井村岩迫山歡喜寺阿彌陀堂建立の棟札大檀那隆胤と有り（歡喜寺中村へ移其跡に常光院を立る）延德二年戌六月歡喜寺へ密經箱御寄進大檀那隆胤地金泉殿と誌す（于今歡喜寺什物にあり）

此等を以考合すれば如レ傳明應元年壬子冬標葉沒落標葉に手を懸給しより以來五十二年とて御手に入しとなり

明應元年標葉落城なれば嘉吉元年よりの對戰にて五十二年也高胤九歳の御時なれば愚按ずるに高胤幼少を幸と標葉より手を出し累年の合戰に及か目々澤氏後見にて相馬より攻戰か五十二年の羅合不審

顯胤御嫁娶之事

さて伊達植宗の御女御母は越後國上杉貞實の御女なり是を御新婦にとありて植宗に御契約なり

伊達植宗の御女御母は上杉貞實の御女なりとは非說植宗の內室は會津城主蘆名修理太夫平盛高の御女此御腹の御息女也植宗の嫡子藤次郞晴宗の御姉にて御同腹也上杉兵庫頭貞實の御女は伊達大膳太夫尙宗の室にて左京大夫植宗の御母也

或時飯淵尾張と申す侍を使者に遣はさる此飯淵は伊達にて武勇の名あり隣郡に隱れなき者なり盛胤は折節病苦故に逢玉はず顯胤の御前へ召出され時しも鹽噌を調る下屋にをはしましければ則此處にて逢給へり家臣衆の存念は飯淵は伊達にて勇武の名を得たる事隣郡まで隱れなき名譽の者なれば相馬の大將は幼稚れなども早弓箭の御心懸有て鹽噌等にまて御心を付らるゝと褒美すべし合戰を心にかくるには鹽噌第一の物なればとて幸と爰にて過玉ふさて時終て飯淵伊達へ皈り植宗へ申すは殿は御姬を捨給へり今度婿殿を見申に自身鹽噌の奉行をし玉ふ彼體にては相馬の大將とはいかゞ可申と悉く惡口して毀り申す

此飯淵事異說仙臺家中に飯淵三郞右衛門とて尾張子孫あり先祖は伊達植宗時代の家士にてはなく後代に他家より屬し時代相違と云然れば苗字ちがひにて何氏尾張と申せしを伊達政宗以來飯淵尾張とて名を發したる侍なるゆへ聞違如此記すか顯胤鹽噌藏にて使者に逢玉ふと云事も不審

顯胤十三歲の御時永正十七年中の事なりと申す御姬は十五歲になり給へりと申き

御輿入永正十七年は非說大永元年辛巳七月七日顯胤の御父大膳太夫盛胤逝去同八日御婚禮なり顯胤御歲十四姬君十六歲也（山口道三自筆の日記に明晩輿入と云朝明方盛胤死去としるす道三は九十六歲にて卒と云々）

茶話記巻第二之内

岩城白土城主重隆與顯胤遺恨之事

白土城は非說重隆在城は大舘也平城の西なり白土は長橋の東の方重隆家臣の居舘此城代白土氏代々住居と云

或時伊達植宗より御婿相馬兵部大輔顯胤へ使者を以被仰遣しは

顯胤大永享祿の頃兵部大輔天文年中より讃岐守に御改

岩城よりの諸用は相馬にて木幡出羽取次相馬よりの諸用ある時は志賀寒忠とし岩城の家老一族重臣なるが取つぎなり

木幡出羽相馬家老臣此家元來目々澤氏の分流也志賀寒忠俗名右衛門と云後法號に改知行所は四倉驛の南にて志賀氏の居所有り住居の地を家名によせて今も志賀と云所あり

寒忠は日を不レ經岩城を立除き妻子を引連小高城下へ參りたり相馬にまかりあれど顯胤色々ととめ玉へども奥の大崎を心がけてまかり通りけり

大崎の主將は大崎左京大夫義直也伊達左京大夫晴宗の一男出生岩城重隆の家督となり孫次郎親隆と申す寒忠子志賀右衛門後閑長とて親隆より常隆二代の老臣也然れば親隆岩城へ移さるゝ時供奉歸參か始は大崎に屬し追て伊達の麾下となるや政宗の家士志賀氏多

伊達晴宗隱居の後に道祐と號親隆左京大夫と改

顯胤與重隆合戰の事

岩城と伊達の緣組大永四年顯胤十八歲の御時也合戰も同年の事と也

顯胤御歲大永四年は十七なり一說に大永五年にて御緣組合戰も同年の事と云り岩城合戰大永四年の說多し

三日の兵粮用意と仰られ三郡の衆三百餘にて御出陣なり岩澤までは何の障もなく押行處に岩澤の向に敵二備待かけたり是を見て濱の手に隱勢やあらんといぶかし味方右の山の方へ少しのぼりて川を越かからんと登り行處に敵も川上へのぼり岸に臨て相かゝりにかゝる

岩澤は木戸と廣野の間なり川を越えかゝらんと登り

行所に敵も川上へのぼり岸につくとあり今は川もなし岩澤の坂を下りて土橋の谷間へかゝりたる處あり其頃は川にて今も川筋通ると云ふ海邊へ廿五六丁

敵の武者一騎顯胤の御馬の前へ左りの脇より一さんに返し來る

此武者を大將軍配團扇にて打玉ふ時右の方の鐙を踏切かすかにかゝりしに小人鐙を持添終日御合戰を下知し玉ふとなり此段余り餘勢すぎたるが（山口道三日記に力革を踏切玉ふを小人鐙を力革に持添たる所へ御召替の馬參たると記さるもあるべきや）

廣野町の南にある小川を葛見川とも金剛川とも申す今はあさみ川と申す

金剛川とは木戸川を越今の木戸の驛の間に江堀の如くなる川有て土橋のかゝりたるを金剛川と古昔より申となり木戸の城は木戸川の北なり

上の山に敵開花の爛熳たる如くに二ケ所に備たり

廣野の宿南の川を金剛川と記すは誤りなり淺見川なりとなへにあさみ川と申て今は淺見の宿と云あり古往の海道西の山際にて相馬の軍勢山際より川上を越岩城勢は今に鹽屋のある上の山に備しか西の方より川を越相馬勢と海道にてたゝかはんと軍勢を揃て進發し廣野の濱手の隱し勢は相馬勢のうしろよりかゝり中に取込打取んと山を下る所へ相馬勢山さきにて思はず出合岩城勢跡へ返すもならず顯胤御下知によりて味方競かゝつて戰ふ岩城勢案の外に或ひ討死多く敗北す相馬勢大に勝利を得玉ふと云金剛川合戰とは此あざみ川合戰の事なりと申す

白土城に責かゝるべしとて押行に四倉の先に新田川とて有り

此川は四倉の先き今板橋のかゝりたる川なり白土の城は非說若城の城に攻かゝるべしとの事か

四倉を越て太夫坂と云所に蕨平と云あり

此坂は四倉の北なる坂なり此處に備を立られ輿を受取玉ふと云一說には三日過輿小高へ到るとも云ふ

被立金澤遺跡事

右小高殿とて人の重んするありいかなる事かありけん顯胤より此石見を討手に被仰付

右小高の先祖は海東太郎成衡とて常陸國に住舘嫡子は奥州標葉太郎隆祐二男岩城次郎隆衡三男岩崎三郎隆久四男標葉四郎隆義五男行方五郎隆行此隆行の子

孫也いつれの比か相馬の麾下となり大井村の内岩迫に住す相馬高胤の治世の御時古小高宮内少輔政胤とて一旗の侍なり御先祖孫五郎重胤以前小高に居住其後右小高と苗字を改と云政胤の姓名紀州高野山巴陵院の古書にも載

伊達晴宗顯胤不和之事

掛田の城主は義宗と申て植宗の御弟なりと申傳る御子を俊宗と申侍る

掛田義宗伊達植宗の御弟は非說植宗四代以前大膳太夫持宗の庶子にて掛田播摩守詮宗の養子右宗太夫義宗と號詮宗の父播摩守定勝入道玄昌伊達家の分流玄昌以前の世系不詳と伊達家に云々

掛田宿陣之事

さて岩城勢は何方を通り來りたるべしと顯胤御尋なり各申は田村領を通り參りたるべしと顯胤仰らるゝは隣郡にては田村は相馬の先生代々至ㇾ今たがひに入魂也相馬を打んとする岩城を通されたるは遺恨也子細を聞侍らんとて御文あそばし田村顯隆へ參せらる

顯隆は非說田村安藝守隆顯也長子大膳太夫淸顯は顯胤の御婿なり天文十七年の御婚禮にて此合戰は御緣組前也

茶話記巻第三之内

高兒原合戰之事

茲に飯淵尾張伊達の勢を下知し顯胤の控へ玉ふ方に向て乘入たり顯胤飯淵か指物を兼て聞をかせ諸卒の中を乘ぬけ飯淵に太刀つけあそばし是れのかすなと有しかば御傍にありける小人六七人鎗にてつき落すそれ首とれと仰なれは川中にて首をとる

飯淵尾張事前の詳也此高兒原合戰記は次第不審の事ありといへども予不レ及事なれば畧レ之

黑木彈正攻ニ田中城ニ之事

宇多行方兩郡は文治年中藤原の泰衡滅亡の時源頼朝配與せられしより相馬領なりと申傳たり

前記の如く行方は文治五年の御軍賞宇多郡は其後御手に入泰衡退治の時御忠賞は行方一郡なり證文有後に世治て將軍家高氏よりの軍賞に由緒有を以て宇多郡を賜りたりと申傳る

貞治六年四月尊氏の御子義詮の御治世相馬讃岐守胤賴へ宇多郡任二本領一合二配分一領掌不レ可二有相違一之御教書あり

中村と黑木と中不和にして毎朝暮に闘爭止時なし然れども中村下には菅野佐々木杯と云て武勇物馴たる老士とも有りしかば黑木方度々護摩堂の下まで追付らる

此中村は下總國結城郡中村の住人中村六郎廣重とて白川上野入道道忠が一族也昔往宇多郡相馬領の時より熊野堂の社人支配して北畠中納言顯家奥州の國司となりて下向以後今日は我領明日は人の領知となり亂世によつて國司の隨將白川上野入道(實名宗廣)降參のため社司參向して家禮し中村廣重を招請今田村に居館此處今舘の越と云此時荒天野平田各字の者附順し來此子孫近世鄕士に多し黑木は顯家の士族にて宇多郡手に入住舘也(本苗不知)護摩堂とは黑木氏代々祈禱に護摩修行せし堂當時實相寺の東に其跡礎石等有り

古盛胤明應年中宇多郡御下知の判形取持の斉今に有り其證文如左

宇多庄引道之事不可有餘儀候

明應八年七月二日

平　盛胤御判

治部卿

寬德寺治部卿上之坊也

顯胤金澤に仰られ首途の祝儀に一首仕れと仰られしかば石見取あへず申上る　天神の御代にまきをくあきたねはうたの道をば思ふまゝなり是宇多の城は天神鎭守なるを思て云けると也顯胤興じ喜び玉ひて御褒美也後に軍終て歌の祝儀と仰られ蜆村の内あらやと云處の在家二間の田地を給ると申傳ると也此歌立谷越前と申者よめりと云は非也立谷越前は黑木彈正一類にて其頃は敵なりと申

立谷越前黑木彈正一類とは非說也右越前は初名岡田十右衞門とて岡田治部少輔茂胤の分流なり後立谷村を拜領立谷越前胤久と號盛胤義胤兩將へ奉仕一說に此歌の立谷將監よめりと云是も異說なり將監父は越後とて黑木と同然北畠顯家の士也因て彈正と一類將監嫡子立谷左衞門胤安とて外天大居士の治世勤仕其證驗あり彼歌は金澤石見實なりと云

亘理武石殿遺跡之事

亘理の家老一族亘理を晴宗へまいらせ屬附したり亦何の年にか有けん植宗亘理を巡見ありける時亘理兵庫とて武石の一族家老のもとに寄宿し玉ふに種々馳走申餘りに兵庫娘を出して酌をとらせけり此娘懷胎し男子を産生一夜子なり是を繼宗と申けるかくて植宗此娘を迎取妾と定らる後に産生し給へるを元宗と申す是亘理元安と申したるなりさて兵庫一子なく故繼宗を遺蹟にと定むる處に繼宗十八歲にて早世なり二男元宗兵庫跡を繼玉へり

植宗の御子綱宗天文十二年三月廿五日十八歲にて卒去と伊達の系圖亘理家譜にも記依之考るに大永六年の出生也武石の主將天文の末に死去とあれば武石殿存命に植宗亘理を巡見と見へたり他郡を巡見あるべき事なれず亘理兵庫女を植宗米澤在城の時妾にし玉ふか越河氏（名元不知）も一旗の人と云此息女をも妾となし御女子出生長州義胤の御先妻其舍弟に伊達七郎とて植宗の末子ありしかれば武石殿卒去の後此緣を以亘理を晴宗へ與へ一門の列となり亘理兵庫とて遺跡を元宗に讓るか伊達の家にては元宗植宗の御子ゆへ亘理兵庫元宗とて一門の四番座にて後元安齋と號嫡子美濃守重宗子安藝守定宗代より遠田郡涌谷へ處替子

孫伊達安藝とて累代相續重宗の舊領亘理を植宗二男
兵部大輔實元嫡子伊達安房守成實に給る

顯胤與頭陀寺導師契約之事

頭陀寺の住持栽松靑牛和尙開山なり時の名僧なるが御陣所へ見舞申さる顯胤仰らるは終日の合戰につかれ侍れば甲を脫今夜は休息せんと和尙申さるゝは是はさすがの大將とも覺へ侍らず世の諺に勝て甲の緖を締よと申事をば何と御意得あるぞ勝ほこりたる油斷を諫るやらんと也顯胤最なりとて感心ありそこにて顯胤和尙へ明日にも我亡命に於ては貴僧を賴入べし契約し侍る和尙それは百年の後の事ともかくもとて皈り給へり天文十八年四十二歲にて逝去なり御遺言なれば靑牛和尙を請待して導師とす

此段異說なり靑牛和尙頭陀寺開山なれば年代不審故元文年中同慶寺月江和尙に問不ㇾ詳草野村護法院は頭陀寺の末寺にて年禮を勤る故同慶寺より護法院住持獅岩に達し位牌を寫來り

物故謝三郞栽松靑牛大和尙

至德元年八月廿六日　示寂

考ふるに至德元年より天文十八年までは百六十六年也年代如此相違なれば導師は別僧也但苦提所新祥寺か

新祥寺にて追福の法事執行せり栽松和尙川股へ皈り給はで小高く內小谷村に庵を結て閑居せらる今寶光寺是なり

寶光寺は下總よりの寺にて古跡也と云顯胤御墓處此寺の邊にあり小寺によつて導師の僧隱居して中興開山となるを靑年和尙に記たるや同慶寺の傳は顯胤公御法諱雄山英公大居士とて新祥寺導師の後寶光寺に住すと云

茶話記卷第四之内

被誅木幡主水盛清之事

盛胤二十歳の御時顯胤逝去し給へり
顯胤天文十八年逝去盛胤廿一歳盛胤は慶長六年に遠去七十三歳

其頃信州は黒木の城代なるが二男を城内にをき信州は小高に人形ありし也嫡子左衛門は小高新舘にあり

小高新舘は非説信濃左衛門父子永錄年中逆意露顯して三春田村へ退去仍て大膳太夫清顯領内新舘に左衛門を差おかる此時新舘山城と姓名を改新舘は大倉近所也長州召返され以後家老職に加り小高に居住此處を新舘屋鋪と稱す古來より小高に新館と云處はなし

天文二十年中聖護院殿より兩使來れり是は山伏の仕置に下れり然も相馬なとの仕置公方の制法なとの事をも仰遣れたり兩使一人に増梁坊官出家なり一人は俗士藤之家司は云名乘也

兩使天文二十年辛亥冬下向木幡主水盛清殺害同年三月二十日と云說あれども右兩使より十二月五日十二日兩通の書驗今に寛德寺上之坊にあり盛清亡滅十二月二十日實時也

盛清弟は岩城牢人に仰付られ殿中にて討せらるゝ討損したりしを傍人討收めたり

盛清弟は父尾張實子也木幡攝津と云盛清は養子にて嫡女にめあはせ家を繼しむ實は上浦の城代中村大和か子也

中村諸士所知安堵之事

中村の城へは平太隆胤此時十三歳に成給へり城へ入せられ諸士御禮則如先規安堵仰付られたり

平太隆胤は彈正大弼の御二男後御名兵部大輔と改玉ふ

隆胤御幼稚なればとて泉田甲斐を式部後家に仰合られ隆胤に相添て城内にをかせらる式部女は此時十六歳隆胤十三歳相應せずとて女をば盛胤養せられ十九歳の時岡田兵衛太夫直胤妻に仰付けられたり

考ふるに隆胤永祿六年十三歳なれば天文二十年の誕生也天正十八年五月十四日討死二十八歳と第九の卷に記す此所にて校合すれば年齡相違天正十八年は四

十歳也
相馬三郎殿法名相三とて軍執行し給て後一家なればにや龍狐山に大須賀の介抱にて御座すを盛胤呼玉へり仍て黒木の城代に置まゐせらる此龍狐山を今松岡と云となり扨て藤田齋庵を婿にし給へり故に後に孫子中務に黒木を譲り與られたり

一説に相三は下野の壬生鹿沼の邊より皈卿とも申藤田七郎時近後號齋安掛田より來相馬三郎胤乘富岡城代の時和泉と申者の娘の腹にて出來の女子を娶り其腹にて中務兄弟出生と云相三他家居住の內娶となり

隆胤へは泉大膳娘を仰合られけると也

泉大膳胤秋娘藤右衞門姉也胤秋は中津川大膳とて田村の従士なり藤右衞門胤政當家一同泉左京養子になり左京死て後大膳嫡子に家を讓り隱居分にて相馬へ來て胤政後見ゆへ泉大膳と號

名取郡北目合戰之事

名取の北の目は一旗の人也伊達の旗下にもあらざる也然るに元宗の二男を養子にと兼約せられしがいかか有けん約を變して別人に契約せられたり故に元宗遺恨に思含めり

北目の主將は粟野大膳宗國とて一旗也と云此軍起如何宗國男子なく亘理元安齋元宗の二男を養子とし家督を讓り亘理北目は同家同然に伊達の記錄亘理の家譜にも詳也若し和融して先約の如く元宗二男を世繼となしたるが北の目も後は伊達の麾下に屬す不審

北の目川の川上をば座流川と云今の仙臺川座流川名取川三つの川落合て湊へ流出る落合の藥師とて堂ありと云此堂の向は則北の目也

仙臺川をば廣瀨川と申也藥師にてはなし古今觀音堂也と云落合の觀音と申なり

此時木幡藤十郎討死したりと申傳たり

木幡藤十郎子孫の家に弘治三年座流川にて討死廿九歲と註置亦北の目の古跡の寺を過去帳に弘治三年相馬と合戰討死の面々法名あり弘治と永祿を考れば長門守義胤弘治三年は十歲の御時也永祿七年は十七歲御出陣最なり弘治三年の合戰彈正大弼盛胤北の目と闘諍か前後に座流川合戰とて二度あるや天正四年六月の戰場を座流川と申なり

茶話記卷第五之內

金山城相馬領事

金山相馬領になる事は義胤十八歳の御時なり
永祿七年は義胤十七歳の御時なり此の次のヶ條永祿八年小佐井金澤責義胤十九歳とあり十八歳也

責捕伊具郡中小佐井金津事

柴田の侍大將小山田筑前と申者出合たる者四十騎余上下百五十計にて馳來て城に籠れり勿論城代與力の者とも百姓等三百余人馳着けり
柴田の城代は其頃四保兵部少輔宗朝也小山田は伊達の家士也

齋藤伊賀討損靑田左衞門事

永祿六年靑田信濃嫡子左衞門男平二右衞門黑木の城を落行田村へ行けり
永祿六年に靑田父子逃走と前に所ㇾ載同按ずるに末の本文齟齬すといへども孰か是なる事を不ㇾ知

岩城左京太夫親隆是は伊達晴宗の嫡男也母方の祖父重隆の養子に成て遺跡を繼給へり仙道へ打越勝軍し同所菅谷と申處にて首實驗し給ふ處を山城一心の謀略にて足輕を二百余召連れ山の蔭より忍寄嘩とをめきさけんで切かゝりければ岩城衆大將を始動亂して逃散悉く討れけり此後親隆是を悔み思召て心狂亂に成給て死去なりと近習申たりと云
此段齟齬岩城親隆は永祿三年庚申七月十日卒去して法號先山本光大居士と申山城永祿六年田村へ退去にては異說
伊賀力なく歸りて直ぐに登城し上件し仔細を具に申上しかば何ともすべきやうなしとて伊賀には五貫文の取知を給り其後は中村の城西の外曲輪に置かれたり
伊賀嫡子盛胤へ奉仕後中村御在城となり今の大工町東妙德院向に屋敷を賜る

義胤嫁娶之事 附靑田山城歸參之事

義胤十三歳の御時小高の城にて能をあそばす植宗丸森より御出なれば御馳走の爲也植宗御褒美のあまり則座にて仰らるゝは我秘藏の娘あり義胤を婚にと御望なり

盛胤承引有て其年永祿二年御女を迎取給ふ御年十五歲に成給へりと也

植宗の御嫡女は顯胤の御妻にて盛胤の御母儀也御妹を義胤へなれば盛胤へは御よめは御叔母也往昔はさやうの義別なき世なりと申す永祿二年義胤十三歲と本文にあり十二歲なり但し永祿三年の御嫁娶か

其後義胤誰にもさたし給はす御一心の御計にて御妻を伊達へ送らせ給ふ相馬に三年ほどをはしますと申せば植宗御死去の一兩年前なるべし

植宗永祿八年に死去なりと申一兩年前となれば永祿五六年の事なり按ずるに此本文は新舘山城歸參の後の御離緣なり然る時は靑田父子永祿六年の迯走不審

義胤再嫁娶之事

新舘山城歸參の後よろつ御心に逢て勤仕也尤も家に應じては武勇と云分別を覺利發の者なれば漸々昔の如くに奉公申けるが義胤御妻無ふてはいかゞとて折々窺奉りて宮城の郡主國分能登守殿へ參る

國分能登守宗政天文十一年に死去嫡男國分彦九郎盛重とて永祿天正の人也山城盛重へ達すべし 此子孫は伊達家に屬し後佐竹家に屬す

名取郡座流川相馬衆敗軍之事

其頃伊達輝宗磐手山と云處に城の地を御見立有て結構の御普請とぞ申ける

伊達大膳太夫輝宗は米澤在城也岩手山は大崎左衛門義隆領地にて家臣氏家禪正と云者の居城也他の領內を城に見立んとは非說なり天正十八年輝宗嫡子政宗大崎を手に入其後岩手山を城郭として米澤より移慶長七年に岩手山より仙臺へ轉城此等を以聞誤りか總じて此軍起は何れの次第とも分けかたしと草野道棻も申けると也

木幡藤十郎木幡彦市など此時討死すとあり

藤十郎は弘治三年座流川合戰に討死と前に詳也

按ずるに座流川北の目同川筋ゆへ藤十郎は座流川にて討死と申傳天正四年の合戰前後相違

於冥加山伊達衆敗北之事

此度は伊達所々の加勢を請玉へは尤備の數多少こそあれ何ほとゝ云數をしらず備たり亦岩城の城主左京大夫親隆は輝宗の御舍兄にてをはしませば是も油斷しては

あやうきとて岩城の堺熊村熊川村にある小城にも常より加倍して兵士を差をかる

岩城親隆は永祿三年卒去嫡子左市太夫常隆也

敵ともすれば小佐井の城のつゝき岨根崎より登て城を責る也故に此は子崎をほり切やらいを結て敵の登り道をとめんとて兩將其外士卒を召具し大内より金山へ御出馬也

此冥加山合戰當家拔群の御働御先祖御武功の内にもすぐれたる御勝利と申傳たり此山伊達にては明護山と今に申なり御利運によつて御改冥加山と稱すると也此文段の内ほり切普請其外異説あるべきやと道榮も不審予其道及されば略レ之

茶話記卷第六之内

矢野目合戰之事

首實檢の以後大身の討死註し見れば岩沼の城主泉田角田の城主瀨上城主柴田城主津田沼部村田の城主小泉黑澤澤田大町栗野時田成田大條長谷藏小原茂庭本内松崗七郎眞柳宮の内湯村備後亘理又七郎騎兵二百五十騎餘其外歩卒都て七百三十一人は首拜見の時帳面に取載也

此戰中にて各討死の名字の内非說多し伊達の記錄家家を尋ぬるに後年まで存命出陣の族多く此節の討死は岩沼の城代泉田式部大輔景時に（二階堂嫡流也）伊達の一家一族の内石母田瀨上沼部國分其外坂本大浪矢野左馬允入間田遠江同孫孫太郎（柴田居住勇士なり）湯村備後等也亘理又七郎盛景は亘理元安齋元宗の一家亘理美作嫡男松岡七郎是輝宗の兒姓也天正四年より同九年までの闘戰の中天正九年四月九日伊達一族飯田大藏同彥十郎矢野目にて戰死同十二日一門の歷々伊貢郡角田城主田手式部少輔宗時討死同十年に至て戰死多しといへども姓名知れず柴田の城主四條兵部津内村内小泉黑

澤澤田大町粟野成田大條支倉小原茂庭本内氏等討死
と註也しは非說被レ疵の勇士也

被責亘理郡坂本城之事

矢野目對陣の中天正四年八月十八日中野常陸堀越能登と申侍二人伊達を背き矢の目の備より大内の陣城に來り御扶持を申受たり堀越は信夫の内八丁の目に住したるなり

伊達の家にて云中野常陸は其頃老臣也恨申事有りて元龜年中に相馬へ屬すとなり堀越は八丁の目より來ると申也

黑木城代中務同第堀内四郎叛逆之事

中務逆意の遺恨は中村の城代草野式部討れて後彼女を盛胤養ひをかせられしを中書へ遣さるべきと内々御沙汰も有けるかいかゞ思召けん引違て岡田兵衛大夫へ遣さる中書へは大井の騎馬に幸田と申者の娘を御計なれども乘輿にて不承引亦原如雪娘をと仰られしかども是も御請申されずかやうの事とも深く御怨に存せられ亦人の進めも待りけるか思立けり

此本文の末に所レ載其異なり中務天正八年十九歲第四郎十七歲と註す草野式部殺害は永祿六年と第四卷に云彼れが娘其頃兵部大輔隆胤へと御志あれども隆胤十三歲此女十六歲不相應とて岡田兵衛太夫へ嫁せらるとなり中務天正八年十九歲なれば永祿五年の出生にて二歲の時なり前後不レ一逆心の起りは別なるべし

茶話記卷第七之內

伊達與相馬和睦之事

天正十一年正月伊達相馬の御中和平御執扱あるべしとて佐竹常陸介藤重より助川周防岩城左京大夫常陸より荒川河內田村大膳大夫清顯より田村月齋を御使にて樣樣御扱なり亦清顯へは盛胤より阿彌陀寺を御使にて往返數度其上二月下旬清顯宇多郡中村の城下へ來臨長德寺寄宿なされ色々御扱に金山丸森は元來伊達領なれば是を返し給て無事にと種々仰られしかば其意に應し同年の五月先丸森を返され翌年金山を返されしとなり

此長德寺は當時岡田監物屋輔也此寺慶長年中宇多郡蒲庭村に移すと云々清顯より長德寺に逗留歸鄕の後六月二十三日の禮謝の書簡あり（今所持の者秘藏す）

政宗與義胤初對面之事 附二本松落城之事

亦安久津には前方より清顯家來田村右近太夫居住すれば清顯はあくつの巳年の方各行舍に陳せられ是は近所に田村領あれば便ある故なり

安久津居住田村右近太夫は相違安久津城代は田村月齋三男田村右京也田村正統の家統の家譜に安久津右京と載月齋嫡子田村宮內少輔顯康（初は顯實）二男田村民部亟（新田城代）三男安久津右京四男淺川右馬五男木目澤內藏助其外田村一族の系に右近と云は初名にも不レ見

被入損義胤于三春城事

安積郡田村領主（今の三春なり）清顯と申せしは田村丸の後孫なりと申す亦源氏なりとも申也

三春居住の古老云三春は安積郡にてはなし何れの頃より改りたるか今は田村郡也奥州五十四郡に田村の郡と云はなし古昔の郡區々の說にて正實知れがたし國郡の公帳にも今は田村郡三春となる姓は源氏なりとも申すと有り是異說也坂上姓なり田村麿の元祖後漢靈帝四代后裔阿智王應神天皇の御宇日本に來て則有勅賜二大和國高市郡一阿智王の令嗣高貴王其子忌拏直於二高市郡一出生後丹波國矢田郡に居住於是賜二坂上姓一忌拏直八代の孫刈田麿神龜五年大和國にて出生號二坂上刈田麿一其嫡子田村麿にて坂上姓なりと田村氏の

譜に詳也よつて源姓は誤りなり
天正十四年十月十八日清顯頓死し給へり
清顯頓死は天正十四年丙戌十月九日也
法名長雲院殿雲岳松公大居士と松島陽德院に碑あり
此寺の開基陽德院殿は清顯の息女伊達政宗の室也
政宗へと志すは門澤左衛門石澤修理田村月齋
石澤修理は相馬へ方人也月山大倉石澤に籠りたる相馬衆とあり
相馬へと志すは田村梅雪子息右馬頭甲斐大越攝津同紀伊守是は伊達へも相馬へも縁類なり石川攝津守同禪正是は梅雪の婿清顯の姪也
甲斐の梅雪弟田村孫右衛門憲顯嫡子右衛門清康事なり大越伊達への縁攝津守妻掛田義宗女相馬彈正大弼盛胤の内室の妹也石川彈正梅雪の婿清顯の姪婿とは異說梅雪は清顯の父安藝守隆顯の弟清顯の伯父也彈正妻は田村孫右衛門女にて右衛門清康妹なりと田村家譜に註す清康嫡男田村長門顯久とて伊達政宗陸奥守忠宗に仕子孫相續
今度は政宗と極運の勝負あるべしとて相馬の總人數を引卒し玉へり先田村右近太夫城には泉藤右衛門胤政此時十六歳此相馬組と中鄕衆四十騎引連て籠れり
田村右近太夫城不審石澤の城に籠りたる事か右近居城安久津の籠城なれば尚不審
其日は舟引まで退陣也尤も諸方の相圖も甲斐なき事になりぬ早此事田村中處々に聞へければ皆敵となれり相馬へ除玉ふに常葉村順路なれども城主石澤修理敵なればいかゞと思召先舟引に一兩日御滯留
舟引は田村右衛門居城也右衛門も相馬へ志すといへども田村家老にて月齋刑部に同意して義胤を三春の城へ制したる右衛門なれば居城舟引へ入奉るべき事にあらず一兩日御滯留も非說亦常葉城代石澤も非なり城主は常葉伊賀とて政宗方人仍而義胤は御本意なくすぐに岩城領へ御かゝり小高へ引取玉ふと云
舟引を政宗責玉ふとやにて騷きけれども立除玉ふべき道しな
此說記者が聞誤り

茶話記卷第八之內

義胤被除舟引事

同十四日舟引を出玉ふに鹿山兵部も御供しけり先は常葉村へかゝる也

十二日三春の城へ入損し其夜すぐに引取玉ふと云十四日まで御滯留は非說此文段の次第十二日事

大越甲斐舟引の城に居住す相馬の方人なれば政宗責玉ふべしとて泉田雪齋息男右近太夫旗頭にて岡田與三右衞門を始標葉衆四十騎餘其外足輕四十餘亦藤田齋庵是は大越に緣類なればとて請て籠けり

甲斐守は大越紀伊先祖の末葉にて小身なれば元より城代の分限にてもよし舟引の城は前に註す田村淸康也政宗責玉ふべしとて雪齋齋庵籠城は紀伊守居館大越の城也

同月二十三日頃にや政宗舟引を責給ふよし云騷けるに如案伊達亦押寄たり城內にて雪齊齋庵岡田與三右衞門中村兵衞何も評議しけるに此寄手誰にかあらん政宗の御旗見えず唯城を持て政宗城際近く寄給はゞ能々見合城をは捨て打出運の勝負にせよと互に評定して追手は岡田與三右衞門中村兵衞竹澤井土川標葉衆計にて地侍をば一人も不入也

搦手は雪齋齋庵其外標葉衆なり

同月二十三日の頃と註すは非說六月上旬なり大越の城に籠り評議の如く初日は寄手責る事なり鐵砲少々打かけ翌日も同然なりと云々

夜明ければ敵責寄たり政宗の御旗は見えず大手を防げば搦手心元なし彼方此方相馬衆計走回り互に味方をすすめて防ぎける岡田與三右衞門を始各中は先ほとより地黑に無紋のさし物さしたる侍乘來れば其外七八騎もかる〳〵と進んで來る地黑のさし物來らねは不進何れに大將と見へたり大形政宗忍てをはすらん

各推察の如く政宗六月五日忍の出陣なりと伊達鑑政宗記に其趣詳なり其頃佐竹より安積表へ出陣此時節大越へ押寄彼地に手間を取其內佐竹義重と合戰あらは城を卷ぼごし安積表へ向はん事敵の思ふ處いかかと安積は代官を立をかれ政宗忍に大越へ出陣此時地黑の旗をさしたまふとなり此旗伊達家德の無明の旗とて今に每年二月祝の日具足の仙の時仙臺城內へ立

らるゝと云同い家の旗地白に緋丸なり是は泉大膳進すると茶話記に註す此旗大集にて正月三日の野初二月卯日に立らん大越責六月五日の證は伊達の家士三坂越中に政宗よりの文書あり其他伊達代々之考記元祿年中陸奥守綱村代編集此書六十餘巻文書感状古記等家中の系譜の實不實に撰み成就此等を披閲すれば五月二十三日に作るは非也

相馬衆責二和佐川小屋一事

天正十六年六月上旬木幡出羽同嫡男因幡中郷家八十騎を引卒して岩城領へかゝり参る處に田村頭内和佐川と云處に田村月齋が二男田村右馬助と云者山小屋を構居で相馬衆の往還を妨がんと其小屋を通りけるに日は暮かゝる道筋もしらず山中の嶮難を凌で越し事危く思ながらたどり行けるに難なく大越の城に到着す標葉衆明日は歸んとする處に城主紀伊守申さるゝは標葉衆明日は滞留有て中郷衆と一和して和佐川の山小屋を責られよと云

和佐川と云所田村領になし淺川とて花輪の方にあり此處田村月齋が三男右馬助居館なりあさ川わさ川の誤りと云此處山小屋構しも尤也前後山中なりと申

此木戸前へ堀内播摩中村兵衛室原文六郎山田日向小屋際近く控へ居たり因州乗寄て右四人にもの言しが其儘一さんに木戸口へ乗行しが亦乗返て來りれ因州を先として右四人共に木戸際へ乗つけたり中村下り立槍をつとり木戸口につけば各下立木戸を引破て內の柵際まで押込たり

中村兵衛より立槍取て木戸口につくと云其月劒今に子孫に傳る因州が持せたる月劒と云は不レ覺と室原文六後志摩とて長命なるが語りしと云

同年八月田村の後室御隱居あれ迚舟引へ移し申たるを相馬へ引取まゐらせ小高の後山に屋舍營作有て置まゐらせたる是る堤谷御前と申したり後に相馬得替のとき政宗へ取レ引玉ふて後御死去也

舟引に居住の田村右衛門清康取替にて後室を移さる相馬得替の時駒ケ峯まで政宗の家士後藤孫兵衛御迎に來て仙臺へ移し玉ふ慶長七年より仙臺に十八年御住居元和五年巳未正月廿一日卒去山ノ輪王寺に葬法名玉室性金大姉と號令に位牌石塔あり

田村をば政宗領地とし三春城に清顯の舍弟善九郎氏

顯の子息孫七郎宗顯を移て田村の家繼となす天正十六年也

同話に云豊臣秀吉公天下を掌握に入給て奥州に御下向の時石川昭光白川義近抔は政宗の旗下なる故に直參せず政宗會津より岩出山へ移さるゝ時白川石川も彼地に下りけり

秀吉公奥州御下向は伊達左京太夫政宗會津盧名修理太夫兼廣を責落し自分と會津を領し其上舅田村清顯の所領を取諸將を旗下となし剩小田原陣遲參旁々よつて御進發政宗達て訴訟により本國羽州米澤三十萬石賜り會津は蒲生氏卿へ賜と奥州の大崎左京太夫葛西右兵衛も小田原へ不參によつて領地沒收せられ其跡木村伊勢守賜るといへども國中無法度により追て政宗に大崎葛西に渡され米澤を氏鄉に加賜ふ

義胤仙道へ御流浪の時安部近兵衛御迎に參たり堀越自閑は婿の兵部所へ參るなり

御流浪は慶長七年大倉へ御退去の時也鹿山兵部事茶話記に鹿山の城代故に鹿山兵部と註其頃常葉兵部大輔隆勝とて鹿山に住し常業伊賀同族也隆勝より義胤への書簡今に御文庫に有り

責常葉之事

先年岩城常隆と義胤熊川の彼方大菅の原にて對謁有て互に疎意あるべからず盟約あり故に田村領を責らるべきとて岩城相馬の兩將一和して御出陣也鹿股に在陣也

天正十七年四月の事也常隆は田村領小野と大越の間に鹿股と云處に出陣義胤は岩井澤に御出陣

常隆北鄉刑部と云備頭を三春への方便に遣すとて大越の城へ入紀伊守を召捕岩城へ遣し鎌田川原へ引出し首を刎られけりよつて大越には紀州が親攝津守有しかば義胤は大越の城へ入玉ひそれより天正十七年五月十七日御出陣有て常葉を責玉へけり

紀伊顯光は天正の始まで大越兵部と云義胤への書簡今に御文庫にありさて大越には紀州が父攝津守有と云は異說紀伊生害以後大越甲斐に勸賞として大越を給りたるとなり攝津守は紀伊より以前に病死錄に傳ふる所攝津か卒去年不審甲斐子孫相續して佐竹の家士大越甚右衛門同苗靱負等なり義胤は岩井澤御在留田村の地處々を岩城常隆と相共に責玉ふ處に政宗駒ケ峯の城責らるよし盛胤より御注進

宇多郡新地駒ケ峰落城之事

天正十七年五月十八日政宗夜中より宇多郡駒ケ峯城を參玉へり人數雲霞の如く也新地の押へには片倉小十郎を置かる

伊達記曰同五月常隆は田村の小野に在陣義胤も同内岩井澤に御座す互の評議にて田村中を働き玉ふ依ゝ之田村へ伊達より警固に大條尾張瀬上中務部攝津守三人を遣し義胤尙も働き玉ふと聞へければ政宗此間に相馬の新地駒ケ峯を取んとて假に取立伊達信夫刈田柴田伊貝名取の勢を五月十四日に大森へ呼給右に田村へ遣し玉ふ警固の物頭をば今度新地駒ケ峯へ召連べきとて其代りには白石岩狹宗直片倉小十郎景綱伊達藤五郎成實三人を田村へ入替同十六日に信夫大森を打立其日に金山の中島伊勢居城へ着人數を一日待玉ふては十八日駒ケ峯へ押寄働き責玉ふ右の古記を披見すれば新地の押に片倉小十郎と註は非也

十七日　夜中に亘理重宗御妻より盛胤へ御文を進らせらる常々伊達より相馬に向ひ御出陣近邊の時は必晝夜の嫌なく御文を遣さる御使には小人に彥七と申者定まりて參ける元安御父子と相馬御合戰の時は每度御妻城内を出玉ふて亘理菩提寺に御座を移されけり此御註進をきかせられ仙道へも飛脚をつかはさる

考ふるに中村より岩井澤へ道法十五里程也十七日夜中亘理よりの御知らせにて中村より御註進なれば夜中何時飛脚發立か短夜の時刻山中難處ゆゑ十八日の晝にも到着が十八日及ニ晩景落城其御註進を義胤新山の川にて聞給となれば十九日未明にも落城の儀達す積り也

宇多郡新地落城事

政宗駒ケ峯より即日新地へ移し給て同十八日の夜より城を圍み給へり

正宗記には其日は駒ケ峯にて暮れ近所に野陣をし給て翌十九日新地へ働き玉ふ

盛胤新地の城今夜落べし義胤明日は馳着べし何とは明日まで持こたへよかしと

政宗十八日終日の城責に諸勢つかれ其夜野陣はさも有るべき事也盛胤の仰を茶話記に載せたるを考合すれば駒け峯落城晩景にをよびそれより夜責に新地へ

かゝられたるによつて小林甚助相原十右衛門荒太郎右衛門三人を十八日夜に遣されたるとなり正宗記の通りに新地を十九日に責給はゞ盛胤より終日の合戰に御手入なきも不審我れは十八日の夜攻正說乎

茶話記卷第九之內

於宇多郡大澤伏兵戰事

此大澤と申すは金山と菅屋の間の山間なり其比伊達新地の城代は糠田隱岐駒ヶ峯は黑木中務小齋は佐藤宮內なり此戰の起りは右の中書が宮內を討給はんとの謀計也

伊達考記曰政宗新地駒ヶ峯を責落し廿日廿一日休息廿二日亘理美濃守重宗新地の海上へ亘理の濱より獵師を集數船を出し礒山と云處に假屋を建饗應其夜金山へ被移廿三日逗留駒ヶ峯を黑木肥前中務名改新地を重宗に賜り廿四日大森へ歸り玉ふと也本文に新地の城代糠田隱岐と有り重宗の家人なる可し直參か未考

相馬兵部大輔隆胤討死事

隆胤も太刀を拔一二度切拂ひ給しが槍十丁討にて突倒して討申ける十拔打とて深田なれば御自由に働きもならず道との間一間計なれども具足は召たり力なく討れ給たり御歲廿八歲なり

御歳以第四卷本文ニ考レ之此年如ニ前註ニ四十歳なり愚按するに前記者は三十八歳と註せしを後來の筆寫の内一點をはづし二十八歳に作るが

義胤妻子奥州下向事

利胤の御妻を江戸崎御前と申二三年計有て十六歳にて早世

此本文の内違說あり利胤の婚儀慶長元申年也綠女御歳十二同六年五月十五日十七歳にて牛越城に於て卒法名花桂春公大姉と號戒養寺開基と云は異說也此寺古跡にて御墓守

相馬得替事

義胤は氏鄉の御領田村の内大倉の移さる時に三春の城代蒲生源右衞門とて氏卿の重臣なり此仁馳走申して置奉る

氏鄉朝臣は文祿四年二月七日京都にて病死慶長七年の頃は飛彈守秀行の代也會津百萬石亡父氏鄉の通賜も蒲生源右衞門鄉成は守山の城代三春四萬五千石を領す

藤原宗右衞門殿と申すは元來大閤秀吉の御代には金ほろの衆也いかゞしたりけん流牢し其頃安積郡四本松田村下に有つかれしが亦流牢して江府に參上將軍源秀忠公に勤仕せられたり

伊勢の田村は非也田丸中將具忠とて村上源氏の末流伊勢國田丸の城主なり其子中務大輔具安天正十年勢州より信濃國川中島に移し領ニ七萬石ニ後奥州四本松に住す此田丸氏を田村とは誤りなり公の日記に藤野宗右衞門は大阪陣に無促にて參り其年元和元卯十二月廿七日知行千石賜るとある

茶話記卷第十之内

利胤攝州大阪參陣事 附義胤參陣事

義胤江戸よりは御二男相馬左近及胤二男相馬越中久胤十六歳を相具人數引率して江府を發し給へり義胤此時六十六歳計に成玉ふらんと也

考ふるに義胤六十八歳の御時なり

最上源五郎殿滅亡の時羽州庄内龜ヶ崎城を受取勤番せらる此時最上へ上使本多上野介殿永井右近太夫殿

源五郎義俊五十七萬石餘没收せらる羽州山形の城主也同國庄内鶴ヶ岡の内龜ヶ崎利胤受取玉ふ

上使本多上野介殿は御父子共に秋田の由利と申所へ配流なり

上野介殿は本多佐渡守正信の嫡子也正信は元和二年六月七日七十九歳にて卒上野介正純家康公の一臣駿河に隨住家康公薨御の後江戸へ來下野國宇都宮城にて拾萬石を領す元和八年最上仕重に下向此時の不儀露顯して宇都宮十萬石召上られ出羽國由利へ配流嫡子の名不ㇾ知

長州逝去事

同年十一月十六日御行年八十八歳にて火の滅るが如く逝去し玉へり蒼霄院殿外天頭雲大居士と申たりしは是なり

始は御法諱外天雲公と號其後世上共に公の字遠慮の事ありて直し玉ふ大膳太夫利胤の御法名も二照院殿日璨杲公大居士を宗杲大居士と直さる

大膳亮義胤事 附逝去事

寛永十一年公方家源家光公上洛し給へり其比義胤幼少祖父長順老衰たりとて御慈愛に依て供奉免許なり同年の秋武州川越の城明地と成しに勤番義胤へ被仰付たり翌年の春まで勤仕せられ此地松平伊豆守時御老中拜受引渡て歸府

川越の城伊豆守の拜領と註すは異説堀田加賀守正盛御老中也拜領翌年三月七日引渡江戸へ御歸府川越城先主は酒井讃岐守忠勝御老中若狹の小濱へ處替によりて明地在番

亦奥州安達郡二本松城主加藤民部大輔明成是は加藤左

馬介嘉明の三男なり居城召放さるの時城番勤仕せらる
此地丹羽左京太夫光重拜領引渡して歸城
二本松は此節會津領なり城主加藤式部少輔明成（左馬介嘉明の嫡子なり）四十萬石を沒收會津在番酒井宮內大輔其外受取有り二本松は明成舍弟加藤民部居城退去によつて寬永二十年未五月十八日大膳亮義胤御受取在番同年七月廿九日丹羽光重の十萬石にて二本松賜る義胤引渡中村へ歸鄉會津二十三萬石保科肥後守へ賜り最上山形より被移此時より會津二本松と分る
其後同國安積郡三春の城主松下石見守狂惑の氣露顯するによつて改易せらるゝ時三春城番勤仕し玉ふ
安積郡前に註す如く異說
義胤御年三十二歲にぞ成給ける導師同慶禪寺住持同安洞察和尙なり巴陵院殿月海霜劍殿大居士と申は是なり其頃巴陵劍及上の古則に密參し給ふ內なれば御道號如此也と和尙後に語り給き此時和尙在江戶せられしは能州總持寺に番住せられしが公程へ訴訟の事有て參府し給へり和尙は此後武州神田吉祥寺に住持し給て遷化なり
同慶寺の記錄に云同安洞察和尙は正保三年丙戌に能登國總持寺輪番普藏院に住す翌年丁亥四月五浣の住番以二評議一御朱印之訴訟に江戶へ出府なり將軍家光公へ御目見單物三重拜領同年小高へ能州より歸寺能登輪番住職の內公程へ訴訟有て出府は此時なり慶安四年辛卯三月江戶へ出府は外の用事有て小高より上府の節義胤逝去導師し奉ると傳ふ此時分まで江戶に御菩提所なし神田の寶泉寺の住持は洞察和尙の法によつて此寺にて引導是より寶泉寺を御菩提所となし巴陵院殿の御石塔御建立此寺後牛込へ移す承應元年壬辰五月洞察和尙吉祥寺へ他山於江戶同月廿一日寺社御奉行安藤右京亮殿被仰付となり（公の日記に留り）
義胤嗣子をはしまさず御女一人（母忠重女）侍りき是に土屋民部少輔利直二男式部を婿養子と義胤訴狀を時の御老中へ殘しをかる上聽に達し乙遺跡三郡無二相違一式部勝胤と（後改忠胤）娘御緣婚姻をむすぶべきと公方家家光公の上意なり
此本文不審義胤遠去末期の養子に准ずれば聟養子の御願は成がたき御事にて御願ひ書の文段にも聟養子にとはなく其前佐竹修理太夫義隆の御よめに御內緣の處義隆より此節相馬の血筋斷絕諸家中殘念に存す

べし望に於ては緣締返し玉ふべきと也仰辱なしとて內藤志摩守忠重（其比御老中脇なり）と義隆相議し御老中松平伊豆守信綱へ內談の內同年四月廿日將軍家光公御他界何事も不相濟同八月家綱公將軍宣下の後十二月十一日諸大小名へ仰渡さる趣御家人の面々御先代五十歲より內にても末期にをよび養子の願御立なき御定の所當御代に至り五十歲より內の養子は其節目によつて跡式御立玉はるべきと御老中傳達翌年辰の二月八日土屋式部へ義胤跡式仰付られ幸義胤女有之由御聽に達し兄弟に准する故上より緣締仰付られ相馬の家被相立り也さて此次第中津朝睡合點の事なり何れの儀にて本文の通りに記すか不審公方家家光公の上意と有るも誤り家綱公の御代也

愚按義胤の御願書は御定の通りにて忠重松平信綱の御內意にて嫡養子の趣に御內願か

義胤御死去の前に泉乘信病死嫡男縫殿介成乘繼て家老に加る

泉の子孫が云後の縫殿助實名相違成信なりと慶安元年父乘信病死考合すれば嫡子甚右衛門成信同年に跡式相續即日亡父跡家老職組支配共に仰付られ追て名を縫殿助と改同四年義胤御死去御老中へ差出したる家老連判の訴狀にも縫殿助成信と註す

茶話記異說改撰集終

岩城代々系圖

岩城代々系圖

岩城系圖本城父海東氏

●桓武天皇　光仁天皇御子人皇五十代
御子三十六人　三皇　十二親王　三朝臣　正統四十七
十八内親王

葛原親王　第五王子一品式部卿　延暦五丙寅誕生
仁壽三年六月四日六十八

高棟　大納言淳和天皇御宇天長二閏七月三日

高見王　無位無官

高望王　中納言従五位下寛弘二五月廿四日上總介

良望王　鎭守府將軍従五位下陸奥守後改ニ常陸大掾國香一

貞盛　従四位下鎭守府將軍陸奥守正盛忠盛清盛
平相國清盛北條家祖城平太

繁盛　鎭守府將軍従五位下出羽守城平太

安忠　出羽權守従五位下(岩城家系には海道權守兼忠とも云ふ)

則道　始め次郎太夫従五位海道右衛門尉常陸大掾

貞衡　海道次郎小御舘大椽又常陸權守

繁衡　海道次郎太夫又常陸大椽

忠清　海道太郎

清隆　海道太郎常陸大椽

師隆　海道亦太郎常陸大椽

●岩城大祖成衡　海道小太郎(岩城家系には始隆行とあり)
人皇七十三代堀川院の御宇寛治元年當五郡の主清原眞衡病死す成衡故有て本國常陸を捨て岩城に移り主と成る寛治四年八月七日羽州金福金澤城に於て討死す

隆祐　嫡男岩城次郎一郡の主と成後に岩城被官と成る

隆衡　二男岩城次郎一郡の主と成大舘に住す緒谷岩間鹽野神谷鎌田大森狐塚中島北郷好間愛谷白土植田富田中鹽玉山富岡大祖石森

隆久　三男岩崎三郎一郡の主と成菊多郡窪田に住居す西郷富田菅波長井幕の内鯨岡菊田駒木根酒井船尾東郷關下舟尾水の谷荒川中山田中莫谷住吉大祖

隆好　斯葉四郎一郡の主と成る行方斷絶す後は相馬と合戰止事なく大敵に依て勝利を得す相馬の幕下成る子孫相馬に有り

隆行　行方五郎一郡の主となる子孫斷絶す相馬重胤の爲め隱居領と爲し字多行方兩郡領知す

女子　伊達室

女子　常陸室

隆守　岩城次郎
基清　岩間八郎
秀清　緒谷三郎
義衡　岩城
基秀
資綱
清忠
胤清　中鹽十郎
照衡　岩城次郎母は楢葉の娘
基秀
隆秀
隆信
光秀　狐塚氏の祖
女子　岩崎三郎室
照義　岩崎次郎母は石川娘
朝義　岩城次郎母は府中大椽娘
荒川村に龍門寺を建立す（青岑和尚の請により建立と云ふ）
應永十一年十一月葬る法名龍門寺殿重祐禪勝大居士
常朝　岩城法名規當道弘

義忠　片寄五郎
基清　狐塚三郎伯父養子
政教　大森石森右馬之丞
政清　同
教清　同三代にて落
清胤　岩城次郎母は田村娘
應永二十八年四月廿九日卒す
法名徹山珍公庵主
隆忠　岩城下總守
法名實山門菴大居士
藥王寺中奥大旦那彼の寺先師隆忠僧正再誕云々
文安三鏡祐法印延壽山中興開山す
隆冬　小川形郡北鄕祖母は三坂中井娘
玉山殿　玉山左近の祖母は駒木根娘
愛谷殿　愛谷備前祖母は上に同
女子　中山隆祐室同隆吉が母
女子　足利僧五庵か妻子孫有り
滿隆　岩城下總守
應永十七年岩崎隆綱退治の時以來引両紋蒙免許永享十年
下總國結城中務輔入道退治の時軍功を抽す公方義教將軍
御感心御內書有之

好間殿親隆　嘉吉三年卒す法名虎山
好間兵部少輔兄満隆諸共に下總結城責落す又文明十七年
於石川郡岩瀬郡境最上修理大夫政家斯波大崎左京大夫政
直味方に付而伊達大膳大夫叢名遠江守詮盛與戰賢藏主

女子　中山隆吉室同隆朝母

政隆　岩城修理大夫
享祿三年卒す法名可山
文明十七年軍要害部攻落す

由隆　式部大輔　洞菊山龍雲寺由隆生前の建立なり天文十一年
法名龍雲寺殿鷹山珍公大居士

隆相　舟尾式部安房守上舟尾六郎の跡

隆道　植田但馬守菊田十郎の跡

隆時　南富岡大和守

隆宗　左兵衛尉

隆政　九郎

女子　中山隆道室中山右衛門母

重隆　太郎左京大夫
天文十年懸田陣舟尾久保田を攻崩す
永祿十二年六月十四日卒す法名月山門明徹大居士

女子三人　母者那須の娘
伊達清宗室岩城親隆母

親隆　左京大夫實は清宗の子　法名光山

常隆　左京太夫
天正十八年小田原參陣す歸陣の時相州鎌倉於星ヶ谷七月
廿二日病死す法名鏡山
子無し依て家臣白土攝津守は岩城廉子にて信長の御代よ
り太閤御存知故攝津守に廿二萬石拜領し貞に與ふ

義隆　四郎次郎從五位下修理大夫と云ふ佐竹義宣依無二一子一將
軍家光公佐竹の養子に被仰付父の跡一位御加增從四位下
號秋田侍從と云ふ佐竹の養子旨天正十四年十二月佐竹義
重と叢名盛重と岩城義隆と伊達政宗と對陣す奥州郡山に
屯ニ於莚ニ踰レ年を退散す

貞隆　忠次郎實は佐竹義重の三男常隆の室依爲レ甥白土攝津守
以增田右衛門尉を秀吉公へ言上す常隆の跡相續す秀吉會
津御下向の時攝津に供奉す於て宇都宮繼目の御禮す于時
八歲童名能化丸元和六年六月十九日於武州淺州而卒す生
年三十八
忠次郎貞隆當岩城に住居し給ふ時に至て慶長五庚子年春
江州澤山の城主石田治部少輔三成德川家康公に背き會津
中納言景勝常陸太田城主佐竹右京大夫義重と貞隆一味す
石田三成濃州關ヶ原にて敗北す依之景勝羽州米澤へ義重
は同國秋田へ貞隆は本知行二十二萬石を減少し二萬石に
て同國龜田へ所替に付五百石以下御供無之村々給人屋敷

禿織而役人散々相成又は給人舘持等相殘永土民に降て所々在々新田又は濱方宿或は池國買人に成又は鳥居右京亮家中に成或は內藤家に給仕するもあり

源忠政　鳥居左京亮忠直は鳥居彥右衞門尉元忠弟也

慶長七壬寅年上總國矢作庄岩ヶ崎より御入國御知行十二萬石にて今大舘に住居す要害惡しきに付平中地村上に赤目ヶ崎物見ヶ岡飯野八舘社有り之を今の宮居に奉移新城を築き時に將軍源秀忠卿より永樂三萬貫文下たされければ忠政恭く頂戴致し城を築く石垣の石は小川好間赤井嶽麓より之を引人足等盲人迄使申候城中丹後澤の由來菅波丹後と云ふ盲人柱に立し故に丹後澤と云ふ事は別記あり城成就す慶長十戊申年領內へ御繩引田畑本高帳一冊外に御國中此方の新切は百姓に被下候元和八年迄都合廿一年にして羽州山形へ國替

　岩城風土記ニ

元久元年罹レ災二位禪尼再興建永元年遷二宮飯野平一飯野八幡宮有ニ光明院勅額燒失慶長七年神領今知四百石建永は慶長七年より三百六十六年前の年號也是を以て考ふるに二位禪尼再興の時飯野平に移し奉りしは確實のことならん

●**藤原政長**　岩城內藤氏祖(本國三州內藤右近進藤原義清四代の孫政長左馬介四品)

元和八壬戌上總國佐貫より御移り

寬永十五己寅年領內繩引荒地付々給人屋敷百姓屋敷田畑荒開發本帳一冊鳥居樣より御讓合二冊

忠興　帶刀　四品　御一字拜領

政晴　兵部少輔常國菊田郡泉に住す右近太夫政直の金三郎早世父(寬永五內藤安部少輔政晴領す二萬石居城奧州菊田郡泉)

義泰　左京太夫

政亮　始は遠山主殿頭と號す後に內藤主殿頭當岩崎郡湯長谷に住(一萬五千石奧州岩崎郡湯長谷寬文年中より內藤氏代領之)

義英　內藤下野守實は義泰の嫡男高月に住す世に號す高月殿始め義英後政榮と改む和歌を以て名あり又露沾と號す

義孝　能登守政榮の二男

元祿十五壬午年御領內御改として本田畑新田畑御改被成鳥居樣より御水帳寬永十五年迄の分一冊御書替被成寬永十五年より元祿十五年迄荒開發改帳一冊是を新田畑帳と名く

義稠　小市郎　右京亮

政樹　民部實は義英の二男備後守日州延岡へ移る

延享四年八月御所替也法名兼山と號す

寶永三丙戌年誕生實は內藤下野守の二男正德四年右京亮

義稠公家臣松賀將監父子依ニ謀叛ニ卒す
依無一子政樹公養子御病氣急にして江府御醫者衆下向す實は五月廿三日御病死御殿醫は廿八日下向す家嗣願書を受取御殿醫は立依て廿九日に成初若豐松殿と申す元文三戊午年御領內惣百姓强訴す南は長橋迄西は好間北は小川平窪邊に催し東は鎌田彌生山に詰頃は九月十七日より十八日には御城下に入る辰巳の方は山崎菅波谷川瀨より黑煙り押立て平へ入る城內には家中の面々集て評定す此議百姓の願の儀に候間表方掛合衆願の旨聞届け上達不被成候とて退散惣百姓町中にて鯨波を上け紺屋町麻呂屋を打ち損し酒を飲けり其外酒屋々にて六尺七尺のこが三十二字樽を出し酒を振舞又城中にては陣太皷を打ちけり家中の面々又登城す背籠城して赤井喜兵衛馬にて出て惣百姓願の趣き書札出府す悉く別記有り
延享元甲子高帳御改め延享四年卯年八月日向國延岡へ御所替

內藤左馬助政長公より當岩城に府してより備後守政樹公迄六代續て一百廿七年なり御城使として石卷權右衛門建部傳右衛門御代官等なり

利客

井上河內守　僅か廿年にして寶曆六年遠州濱松へ移る延享四丁卯年八月岩城七萬石の內二萬三千石城附
常陸國眞壁郡下妻より御移り被遊候御知行七萬石御城附として二萬三千石餘殘り三萬七千石は常州笠間近所にて御領知被成右岩城氏御領地面は菊田岩前岩城楢葉四郡の所慶長七年より鳥居様拾貮萬石御領知元和八年より內藤左馬助様七萬石御領知寬永十五年田畑新切一萬五千石菊田郡泉內藤兵部少輔の分地
延寶八庚申年御繩引にて岩前郡湯長谷內藤主殿頭一萬二千石分地元錄十五壬午年御繩改延享元丙子年改め井上様は菊田郡三ヶ村岩城郡十一ヶ村岩前郡四十二ヶ村御領知其余は棚倉領也
延享四丁卯年に小名濱に新役所立御代官竹垣治部右衛門下向す寬延元戊辰年岩城郡中神谷村長次兵衛屋敷を新役所として田中次郎殿下向す又小名濱へは風祭甚三郎殿下向し兩所支配す
寬延三庚午春常州笠間牧野越中守三萬石餘岩城郡岩前郡田村郡は領分に成る田中三次郎殿白川郡塙へ引越し中神谷御陣屋へは笠間より御役衆本として一人奉行二人地方三人勘定方三人手代四人其外交代にて御下りあり楢葉郡川內邊は柳川御代官河田玄蕃殿支配寶曆六丙子年井上様大阪御城代被仰付同七月二日御發駕相成候

信成

安藤勝藏後に對馬守
寶曆六丙子年八月廿一日美野加納より御移り相成候御知行五萬石城附二萬三千石井上様御同様に御領知被成殘二萬七千石伊達郡梁川を御領知被成候小名濱は前澤藤十郎御代官同明和年より陰山外記御代官楢葉郡貫々伊達桑折

御代官支配岩前郡小名濱西町粂折支配粂折御代官は岩松直右衛門後は布施彌市郎後は安永年より楢葉郡は仙臺御預りに成牧野越中守様安永六丁酉年大阪御城代被仰付候に付右三郡御上知に相成小名濱御代官陰山外記並に奥御代官野田彌市郎兩御代官預りに成御引渡しに安永戊年正月十日同年七月廿五日御飛脚到來梁川引替由村岩城岩前三郡北郡被仰付候村別は別印安永八亥の十月一日より二日關東奥州へ灰降る色は蕎麥粉の如く同九年五月仙臺の中將樣常陸鹿島參詣に付九月江戸御立にて松戸御泊り十日喜代下十一日瀬來十二なつみ十三日助川十四日植田晝湯本泊り十五日四ッ倉富岡小濱泊り平古領分關田詰又御小名濱御役所より御願に付古領百疋百人詰新領東組西組平詰人足御公料御願に付四倉詰北邊は廣野迄人馬相詰人足一人日雇代四百文馬一疋本荷迄一貫六百文但關田詰分村々にて務む

●鳥居　本國參河

農見大臣重高苗裔鳥居法眼重氏嫡男六條延尉爲義外孫鳥居忠氏十五代之孫

鳥居伊賀守

○平忠吉

- 女子　三宅宗右衛門正貞室
- 忠宗　源七郎　渡里合戰討死
- 元忠　彦右衛門尉　童名鶴之助
  總州矢作庄岩ヶ崎城主於伏見討死
  - 女子　土岐山城守定政室
  - 忠政　童名新太郎　左京亮四品
    慶長七年奥州岩城城主後元和八年羽州最上へ移
    - 成次　土佐守別家
    - 女子　戸澤右京亮政盛室
    - 忠勝　元家臣後水戸家に仕
    - 女子　酒井宮内大輔忠勝室
    - 忠恒　左京亮四品
      童名新太郎　羽州山形城主
    - 女子　奥平美作守忠昌室
    - 女子　眞田隼人正信重室
    - 忠春　主膳正
      童名鶴之助　信州高遠城主
      - 忠則　左京亮
        童名彦松又彦右衛門
      - 忠辰　長門守別家
      - 忠英　伊賀守
        童名采女　江州水口城主野州壬生に移る

●內藤　本國參河

○藤原義清　內藤右京進

- 清長　彌次右衛門
- 清政　系在別
- 家長　彌次右衛門
- 信成　系在別
- 政長　岩城城主左馬介　四品
- 忠興　御一字拜領四品
- 政晴　兵部少輔　系在別
- 義泰　左京太夫　四品
- 義美　市正早世
- 政亮　滝山主殿頭
- 女子　諏訪因幡守室
- 義英　下野守
- 女子　小出備中守岡部美濃守室
- 義孝　能登守
- 義覺　藤丸頼母
- 義稠　小市郎　右京亮
- 女子　松平紀伊守室
- 政樹　民部　備後守　實は義英二男

延享四年日州延岡へ移る

- 政堯　左京亮
- 女子　一浦玄蕃頭室
- 政陽　能登守

延享四年內藤備後守政樹七萬石日向國臼城郡延岡へ移る江戸より海陸二百九十三里內海上百六十五里以後領之　淨土位牌所三田小山天曉院菩提所鎌倉光明寺

●安藤　本國參河　安倍貞任宗任築紫松浦黨

安藤杢之助基能　奉仕　東照宮元亀三年十二月廿七日於遠州味方原討死

○藤原重信　對島守　上州高崎城主　爲執政職

重長　右京進　式部　伊勢守高崎城主　勝藏
實本多藤四郎男

重之　式部少輔

重博　主稅　對馬守

信友　對馬守　政藏長門守
從四位侍從　享保七年五月爲老中

信尹　對馬守　彥次郎

信成　對馬守　勝藏
從四位侍從

寶曆六年奧州岩城平城主以後代々領之

岩城代々系圖終

磐城風土記

磐城風土記

目録

按に此風土記は寛文中内藤侯の處士葛山爲篤の撰したるものなり

封疆

磐城奥州之内在二州之東南一岩城岩前菊多楢葉二謂之岩城四郡二首レ乾尾レ巽右レ坤在レ艮首尾相違百二十八里(徑直八十五里)左右相隔百二十里(徑直八十里)七二分四郡一而磐城居二其一一焉菊多居二其一半一焉十二分其四郡半一楢葉居二其六一焉岩前居二其四一焉四郡共東海邊而岩城在二其中一楢葉在レ北岩前在二西南一菊多在二其南一焉城有レ一村二二百四十三厥田一萬七百十四町六反五畝二十二歩中上其貢中上戸一萬五千五百十一口九萬三千六百二十七其五萬二千五百五男其四萬千百二十二女馬一萬千二百十四牛二百七十二戸口牛馬皆士外擧二庶人一措二于此一寛文己酉在所考

風俗

風氣剛强倍性朴直而有レ信學二字及射一能達二稼穡商賈之利一焉平城在二岩城郡一南北至二東南一地平而在レ山唯隔二二三里一西山深不レ知二幾重一續二大舘舊城一民居東西四里許南北二里許平城至レ京師二千六十里至二東武一三百二十里昔秀衡以二其妹一妻二平次郎隆行一而附二與此地一矣隆

衡－降守－義衡－照衡－照義－朝義－常朝－清胤－隆忠－親隆－常隆－由隆－重隆－親隆－常隆－貞隆世々相續惟親隆外孫而得重隆之遜貞隆異姓而續常隆之家貞隆移羽州由利郡後鳥居左京太夫忠政居于此忠政移羽州村山郡後內藤左馬助政長封于此政長卒而忠興續之內藤帶刀是也

郡村　附墾田戶口牛馬

岩城郡東續檜葉郡四倉濱至大越濱海邊巽隅藤間海邊次接岩前郡界船岡山南續岩前郡界舘岡小島山大舘古城坤隅續岩前郡界大迫嶺經塚峠西續岩前郡界水石峠早坂嶺木戶石至上小川之川筋乾隅續岩前郡界高崎地獄磯多前限磯多瀧其川筋次接檜葉郡界芝標山蛇於襲津曾山北續檜葉郡界天蓼山之澤黑森山之西三森南澤艮隅續檜葉郡界竹道鶴場賤山四倉濱至水石峠東西二十五里(徑直十八里) 大舘古城至天蓼山南北三十四里(徑直二十三里)村六十九厥土惟赤墳田二千三百七十六町八反九畝七步上其貢上下戶四千六百七十二、口一萬七千二百二十其一萬五千二百七十四、男其一萬千九百四十六女、馬三千百四十五牛二十五

磐前郡東接磐城郡界經塚峠唐松山大城坊南嶺次藤間高久沼內海邊巽隅豐間至小名濱限海邊次接菊多郡界瀧尻川花立山古舘南續菊多郡界瀧倉頭城石三體明神坤隅續菊多郡界二石嶺境明神入道瀧澤西接石川郡界夏湯皂角渡戶柴山峠乾隅續石川郡界板取山崩山次接田村郡界石佛弓張木次接檜葉郡界長柴吉窪嶺北續檜葉郡界曲窪至大瀧嶺次接磐城郡界大瀧川筋艮隅續磐城郡界鹽田西小川大川筋也藤間濱至柴山峠東西六十三里(徑直四十二里)三躰明神至栗木平南北二十四里(徑直六里)村八十五厥土惟白踈厥田四千三百五町九反五畝二十一步中上其貢上下戶五千三百六十六口三萬四百四十四其一萬七千三十二男其一萬三千四百二十二女馬三千四百六十五牛三、菊多郡東接磐前郡界瀧尻川次下川中田皆海邊巽隅關田九面皆海邊次并常陸國多河郡界笠松山、奈古曾關、龜石原嶺南鄰常陸國多河郡界夏山造澤蜂乃巢乃嶺坤隅鄰常陸國多河郡界黑磯山梨木塚松坂渡嶺西鄰常陸國多河郡界小金坊大舍坊澤次接高野郡界穴問山山角欠石山乾隅續高野郡

界狐鼻弓張木次接石川郡界美加不山樫木澤小川次界蕨平御在所山大川筋北界板倉嶺瀧本澤瀨戶尻川之會艮隅界三石至楢木淵之川筋次界切坂山大森山瀧倉山次接磐前郡界大荷田矢井田坂笠貝嶺也下川至角欠石東西四十五里(徑直三十里)蜂巢至板倉嶺南北二十一里(徑直十四里)村五十五厥土惟白疏多砂其田二千二百五十町二反二十六步中上其貢中下戶二千八百七十口二萬千六百七十二其一萬二千六十二男其九千六百十女馬二千百九十四牛五

楢葉郡東留岡濱至北迫海邊巽隅淺見川至江綱海邊次接磐城郡界切通山嶺中野山南續磐城郡界沓掛山猫鳴山戶渡後山嶺小屋山坤隅接磐前郡界大瀧西山嶺至栗木平松崎大澤嶺次接田村郡界長柴峠鞭投田錫坂西續田村郡界矢大臣峠早馬腰乾隅續田村郡界大瀧峠取上岩下峠塗窪嶺北續田村郡界大鷹塒峠次接標葉郡界赤柴嶺北石塚嶺艮隅續標葉郡界曲坂八幡飛礫石境川太刀洗次小良濱海邊井出濱至早馬腰東西五十四里(徑直三十六里)柴楊至大鷹塒峠南北三十六里(徑直二十四里)村三十四厥土惟黑赤壤其田千七百八十一町五反九畝二十八步中下其貢中下戶二千六百三口一萬四千二百九十一其八千百三十七男其六千百五十四女馬二千四百十牛二百三十九

山河海

石森富士山　在平城北九里磐城郡高五十七丈山南有觀音堂俗呼曰岩城山倭歌家所傳言其此山歟駿河國伊豫國有此山之名其說不一新續古今定家卿歌曰古末那須無伊和幾能也麻遠古比可稱天比登毛古奴美能波末仁加毛稱無

閼伽井經塚峠　在平城西北十五里跨岩城岩前二郡高百九十丈東山腹有藥師堂南山腹有古戰場是合戶往來古往也乾有水石旱水不涸其峠自經塚項高四十六丈

湯之嶽　在平城西二十里磐前郡高百七十八丈南山腹有觀音堂山巓有石三昔德溢認戒定惠三於此故曰三箱石拾遺歌曰阿可豆之天和加禮之比登能須無差登波佐波古能美油留也末乃安那多可

荷路夫嶽　在平城西南六十五里菊多郡高二百五十丈

矢大臣山　在平城西北五十五里跨楢葉田村二郡

高三百丈

大瀧根山 俗呼曰霧島獄 在二平城西北九十里一楢葉田村二郡一四時峯頭穿レ雲聳二青空一高三百七十五丈山有二石楠華一若誤伐レ枝則權現爲レ祟

鬼ヶ城　在二平城西北五十里楢葉郡一高二百七十丈山巓上巉岩壁立四面三百六十許歩其高十丈

神樂山　在二平城西北六十里楢葉郡一高二百五十五丈

三森山　在二平城北三十九里楢葉郡一高二百十丈

御社山　在二平城北五十四里楢葉郡一高二百二十丈昔源賴義赴二奥州一之時勸二請八幡於此一其舊地也中古罹レ災後遷二宮北迫村一

穢多之瀧　在二磐城郡上小川桶賣間道一瀧上楢葉瀧下磐前東磐城也此在二三郡境一

逢瀬瀧　在二磐城郡銅山一雄レ上雌レ下雌雄倶高七丈五尺

松風ノ瀧　在二磐城郡玉山村山中高六丈餘

合戸ノ瀧　在二磐城郡一高一丈兩崖高十五丈林葉待レ霜如二涯丹一映二水面一奇景不レ堪二畫圖一

大船瀧　在二楢葉郡淺見川山中一高四丈餘幅十二歩

久ノ瀧　在二楢葉郡大久村山中一溯レ流而算レ之曰二一ノ瀧二ノ瀧三ノ瀧一又有二魚留瀧鍋瀧左靫瀧一都六

小塙瀧　在二楢葉郡一瀧南岸有二平地一置二明神祉一又瀧可二九十歩一有二小瀧一自二北山一落高五丈餘

賢ノ沼　在二磐前郡沼内村一沼周九百歩傍二北崖一有レ島置二辨才天祉一

廣野二ツ沼　在二相馬路楢葉郡北迫村一南周可二二百歩一北周可二百二十歩沼中有レ洲隨レ水浮沉隨レ風動搖此沼尊菜生倭俗呼稱二奴名和一

三箱ノ湯　在二水戸路磐前郡湯本村一溫泉味淡鹹家々以レ筧引レ之能治二諸瘡一

雨降石　在二楢葉郡桶賣村田中一人若踞二此石一必雨或點レ水亦然

小川堰　在二磐城郡關場村一澤二大川一巽艮流經二三十八里一至二戸田村一入二于新田川一漑二田千三百町一

好間堰　在二磐城郡上好間村一澤二好間川一東南轉二二十五里而至二藤間村一而止漑二田四百七十町

大瀧ノ堤　在磐城郡崇谷村一堤後有レ瀧若水滿則瀧流大瀧側有二觀音堂一

小野田堤　在二磐前郡湯長谷村山中一

金子堤　小萱堤　在二磐前郡下高久村一

諸絶橋　在二磐前郡志摩村一今無レ橋只有二橋柱礎一人若經二營此橋一必死因以名後拾遺道雅歌曰美知農久乃於多江能波志也古連那羅無不美々不末豆美古々呂末登波寸續後撰定家郷歌曰志羅多末能於多江乃波志能那毛豆良之久太計天於豆留曾天乃那美多仁

野田玉川　在二磐前郡野田村一新古今能因法師歌曰油不左禮波志保可世古之天美知能久農野田能太末加波知登利那久那利

里屋ノ橋　在二磐前郡持藏村小名濱路一

富岡仙境　在二楢葉郡手岡原一春三月冬十月間日初出時眼下髣髴而者二山川江海橋及兵馬步卒接レ才戰之形影一少間而止焉後三日必雨間世所レ見也

鎌田川　源出二田村郡湯澤田原井二流一經二楢葉磐前磐城三郡一入二于海一其間衆川會隨レ處名不レ同川源曰二楢葉郡山下谷村一東流至二芋島一于萱一而桶賣川三坂川志田各川會二于此一從二穢多瀧一南方過二磐前一北方過二磐城郡境一巽流至二穢多新田一而穢多川合自レ此七曲而南流西曰二鹽田一東曰二高崎一東流又南轉至小川大堰一西曰二三島村一東曰二堰場村一坤流東轉又坤流西曰二西小川一東曰二下小川一小玉川合二于此一從二木戸石一巽七曲而經二磐城郡一至二曲田船渡一南曰二川中子一北曰二下平窪一東流去三一曲而會二好間川一又合巽流至二相馬路之船渡一此曰二鎌田川一西曰二平城一東曰二鎌田村一自レ此此巽艮轉東折而南曰二山崎村一北曰二鹽野村一長橋川會二于此一自七曲而流南方過二荒田目一北過二神谷村一至二大越村一而溶々流入二于海一川源至二堰場一石高水急難二徒涉一

照島　在二磐前郡小濱一違レ崖九十步許島周一二百四十許步高十二丈島有レ樹皆狗骨也

四倉濱　在二磐城郡一小名綱取間至レ北一二十四里有二漁舟出入一而無二繫レ船之間一漁舟八艘鹽竈一區

小名濱　在二磐前郡一漁舟百艦及積穀百石許之廻船十艘鹽竈八區濱左右一里半間至レ沖無レ磯濱東綱取山至二巳午間一山突出含二海水一風靜波平而漁舟易二往來一五月至二九月一釣二鰹魚一漁舟競聚不レ知二其數一多是從二外國一來當二此時一濱畔之富不レ堪レ言也綱取船繫間一百八十步許水深四尋五尋繫二積穀三百石許船一二十艘餘一亦不レ爲レ足焉辰巳午風惡南至二常陸國中湊一舟路百里同至二銚子一二百二十里至二北相馬請戸一百里至二仙臺濱一二百七十六里同至二寒澤一三百四十一里同至二石卷一二百六十六里

中ノ迫濱　在二磐前郡一從小名綱取間一北船路六里有二

繫船間繫積穀三百石舟十艘許洲引鹿北東南風船難繫有漁舟五艘長崎江名豐間薄磯沼內濱有磐前郡從小名綱取北舟路十二里有漁舟出入而無繫船之間漁舟六十九艘鹽竈二區

九面濱　在菊多郡從小名濱南舟路十七里繫舟間廣九十步許繫積穀三四百石舟七八艘不爲足焉北風時舟難繫漁舟五艘及積穀二百石許廻船五艘潮至則舟易出入

下小川濱　岩間佐糠濱　在菊多郡小名濱九面之分域也有漁舟出入而無繫舟間漁舟二十九艘廻船六艘鹽竈十三區

江綱　久ノ濱　山田波倉　毛萱　佛濱　小良濱　在楢葉郡小名綱取至小良濱北七十六里有漁舟出入而無繫舟間漁舟十六艘鹽竈四十區富岡浦三輪館崎大野浦宿崎沖有稍淺深磯自陸六七里冬日晴天靜則行舟於兩磯之間三崎大谷崎間有綱取鄰猿子崎關田浦有九面

道路關

水戶路　在平城西南置驛四平城至上船尾十二里自平城上弦至船尾次下弦至前湯本次此間有長橋長百間次有小橋是爲磐城磐前二郡界上船尾至渡邊村八里此間有矢井田坂是爲磐前菊多二郡界渡邊至植田十里植田至關田六里此間有川曰鮫川船渡關田至奈古曾關切通一里餘切通長七十步跨常奥二州而奥居其大半幅九尺漸々穴挾而向上僅止三尺六寸高五丈一尺昔源賴義赴奥州時義家至此關有櫻之詠中古櫻樹絕承應年中再栽于此自此南經百三里達于水戶城千載集義家歌曰不久可世遠那古曾能世幾登於毛邊登毛美知毛世仁知留也末左久羅加那、新勅撰小野小町歌曰美留目加留阿末能油幾々能美那登知仁那古曾能世幾毛和連左邊那久仁、新勅撰西行歌曰阿豆末知能志能布農佐登仁也須良比天那古曾能世幾遠古比曾和豆良布

相馬路　在平城東置驛五平城至四倉十四里半此間有鎌田川船渡四倉至久濱七里餘此間有大夫坂甚嶮岨而爲馬疲人苦承應年中始開山穿岩窟而通往來所謂四倉切通是也長六十步幅六步高九尺是爲磐城楢葉二郡界久濱至廣野十五里半此間川有三曰久川折木川淺見川皆徒涉又有汀道曰長澤風波

時不レ通ニ往來一別有ニ步行之山路一廣重至ニ木戶山田一六里半木戶山田與ニ小塙一隔ニ五里一次此間有ニ岩澤一維石巖巖木戶山田至ニ富岡一十二里半隔ニ木戶川一徒涉石高水急也水深則難ニ徒涉一富岡至ニ界川一八里此間有ニ富岡川一徒涉北方經ニ七十五里一達ニ于相馬城一

徑路

平城西方至ニ磐前郡合戶一十四里餘合戶至ニ上三坂一二十八里三坂至ニ小平境一六里自レ此經ニ六十里一通白川城

磐前上三坂至ニ田村郡田野子境石佛一四里自レ此經ニ五十六里一通ニ三春城一

磐前郡合戶村至ニ楢葉郡桶賣村一二十八里桶賣村至ニ田村郡湯澤境鞭投田一五里自レ此經ニ十四里一至ニ新町村一楢葉郡富岡町至ニ同郡下川一二十七里下川內至ニ田村郡廣瀨村境笠木一二十里自レ此經ニ十四里一至ニ新町一平城至ニ磐前郡沼內一大越通十五里餘南至ニ同郡薄磯濱一一里余薄磯至ニ同郡豐間濱一一里半豐間至ニ同郡江名濱一五里江名濱至ニ同郡中迫一一里半中迫至ニ同郡長崎一一里半至ニ同郡小名濱一六里半

水戶路磐前郡上船尾至ニ菊多郡泉一十一里

水戶路菊多郡渡邊村至レ泉四里

水戶路菊多郡植田村至ニ同郡窪田一七里半

水戶路菊多郡關田町至ニ大利坂通高野郡赤坂村境一四十五里自レ此經ニ三十二里一通ニ棚倉城一

水戶路菊多郡渡邊村至ニ同郡神遠野境瀨岑一十二里自此經七十八里通ニ棚倉城一

間道

平城至ニ磐城郡荒川通小名濱一二十二里半

平城至ニ磐城郡穢多通楢葉郡下桶賣村一四十五里至ニ于此一通ニ水井指鹽之徑路一

水戶路磐前郡上船尾至ニ同郡小名濱一十三里

水戶路菊多郡植田村至ニ同郡上山田境花輪前一八里半自レ此通ニ神遠野町村一

楢葉郡下川至ニ高田島通田村郡常葉境一二十五里至ニ堀田常葉一經ニ三十六里一通ニ三春一

相馬路楢葉郡富岡町至ニ杉內通標葉郡藤加不境一十二里出常葉路一

相馬路久濱出ニ銅山一至ニ桶賣村一菊多郡山玉村出ニ瀨戶一通ニ常陸國神岡一

白川路關　在二磐前郡合戸村一
棚倉路關　在二磐前郡釜戸村及菊多郡大利坂一
水戸路關　在二菊多郡植田村一
相馬路關　在二楢葉郡富岡一
三春路關　在二楢葉郡川内村一

古蹟

大舘舊城　人皆言岩城牧築レ焉其姓名不レ可レ考
白土舊城　同上
片寄舊城　同上
住吉舊城　岩城判官政氏居焉又不レ詳

土產

布縞　生麻布　木綿　紫　茜　柚　柚柑　松茸　推茸
石茸　蕈菌　松露　鸛　鶴　雁白鳥　鴨　雉子　山一
鳥　鳩　千鳥　鶺子鳥　鷹　鯨　鰹　鰹節　鰯　鮭
鱒　鮒　鰻　加那加志羅　登々　宇伊知　鯛　鱸　鱘
鮟鱇　鰤　鰆　鮪　鱓　浮鰌　王餘魚　石首魚　蛇
熨斗　蛤　牡蠣　烏賊　石陰子　鮹　海鼠　鹿　膃肭一
臍　河豚　猪　猨　水松　乾苔　松藻　若和布　鹿角一
栞紙、炭　銅　鐵　栗　梨　林檎　桃

神社

大國魂明神祠　在二平城東七里菅波村一建立年不レ詳
大國魂素盞烏尊子稻田姫所レ生大巳貴命是也亦名大物主神
溫泉神祠　在二平城西南二十里湯本村一建立年不レ詳
住吉大明神　在二平城南二十里住吉村一建立年不詳所二傳言一者謂二八幡太郎之所レ執鶴丸劒幷旗一爲二神體一以來曰二劒宮大明神一勤二二季祭禮一
鹿島大明神　在二平城東十里矢田村一稱德天皇景雲二年建立社北有二千本松樹一鹿島香取坂戸三神降二奥州鹽竈浦一秣レ馬處也故草飼之千本松云
神名帳所載岩城郡神社七座　大國魂　二俣
溫泉　佐麻久峯　住吉　鹿島　子鍬倉　是也
只有二其四座一無二二俣、佐麻久嶺、子鍬倉三之遺址一飯野八幡宮在二郭内一
後冷泉院康平年中源賴義赴二奥州一時從二石淸水一勸請岩城郡赤和布崎見物岳一義家再修復而寄二附千餘貫錢神領一也文治五年源賴朝補二社頭破壞一糾二神領押妨一定二供

僧(六供後爲十六供)社家ニ元久年中罹レ災一位禪尼有ニ再興ニ建永元年自ニ赤和布崎見物岳ニ遷ニ宮飯野平一稱ニ飯野八幡宮一有ニ光明院勅額一燒ニ失慶長年中一神領減今知ニ四百石一毎年有ニ放生會流鏑馬一城主一騎神主一騎出レ之

御室殿權現　在ニ平城西三十里大島村一平城天皇御宇大同二年建ニ立之一

稻荷神祠　在ニ郭內一

佛寺

石森山千手觀音堂　在ニ平城北九里磐城郡一大同元年德溢建焉秘佛住僧不レ能レ見

赤井嶽藥師　在ニ平城西十五里一大同元年德溢建焉秘佛也四邊有レ檜杉圍レ堂枝葉寸不レ出ニ山中一若出爲ニ之祟一其大樹名ニ祖父杉祖母杉天狗杉一圍三丈二尺至ニ三丈七尺一

湯之嶽十一面觀音堂　在ニ平城西二十里磐前郡一大同年中德溢建焉寛永年夜三尺許之光氣飛行レ製近隣如ニ滿月光一鄕民皆見レ之怪翌爲ニ野火燒一今新佛也

白水六角堂　在ニ平城西南十里一德尼建焉本尊阿彌陀行基所レ彫而與ニ平泉堂佛一同作也德尼秀衡妹常陸大椽國香孫平隆行(後に成衡と稱す)妻也有ニ五男子一楢葉太郎岩城次郎岩前三郎標葉四郎行方五郎是也各屬ニ一郡一而後創レ之所レ得ニ白水名一者移ニ假仙臺平泉名一分レ字曰一白水一城名平亦假借是國人所レ傳言也

「本朝武家評林に曰德尼は源將軍賴義の女母は多氣權守宗基の女なり賴義奧州合戰の時常陸にて落種にして義家の妹なり義家猶子として藤原清衡に預けらる清衡義家に請ふて永保三年に成衡の後室とす成衡は始隆行と稱す」

梅福山專稱寺　在ニ平城東五里山崎村一應永二年小松院時良就證賢建焉善道派而古今檀林地也世々寫瓶相承而桃ニ淨家法燈一講談無ニ止時一遠近客僧憧々往來至ニ中興良大一賜ニ勅額一今猶存

矢目山如來寺　在ニ平城東六里矢目村一大江朝臣山名聞ニ法於良山一信焉元享年中覓創ニ當寺一請ニ善導一派之本寺一而古檀林之地也有ニ慧心筆大幅彌陀像一

禪勝山龍門寺 洞　在ニ平城東四里荒川村一平常朝創焉珠鷹住ニ于此一

小川山長福寺 律　在ニ平城北九里小川村一元享二年小川入道源義綱創レ之鎌倉極樂寺了俊弟子慈雲來住ニ于此一

甚光山惠日寺 古は法相而今は密　在ニ平城北十四里玉山村ニ德溢建焉有ニ大日藥師ニ德溢所レ彫或曰弘法所レ彫也亦有ニ地藏像弘法所レ刻也平將門娘來信焉被ニ人呼ニ地藏尼ニ云是其地藏也

延壽山藥王寺 密　在ニ平城北十六里ニ草創年不レ詳第六世隆忠僧正元弘建武時人也岩城大守平朝義有レ故放ニ流之ニ隆使ニ命レ資設ニ龕室ニ遺言曰無レ佗我唯施ニ一鍬土塊ニ三子往還徒隨レ命安然結ニ定印ニ向ニ朝義城郭ニ入ニ土壤ニ死墓在ニ神谷鄕花園山ニ(俗呼曰ニ一鍬掛)後花園院正長永亨比朝義嫡孫平清胤家臣有ニ白土氏ニ無子レ祈ニ八莖山藥師ニ母夢ニ沙門頭截ニ金光ニ手執ニ金輪ニ願託ニ汝胎ニ對曰妾腹垢穢曰吾不レ厭ニ垢穢ニ唯欲ニ極濟ニ躍入ニ口中ニ有ニ孕心ニ母覺生レ兒握ニ片手ニ父鞠養開レ掌々中有ニ隆忠字ニ因奇爲レ字長戰ニ清胤ニ清胤北是故爲ニ岩城大守ニ田ニ延壽山ニ失ニ寵鷹ニ俄然來隆猶拜ニ神祉ニ扉自開內有レ書ニ隆忠ニ再佐問ニ老農ニ傳ニ語來由ニ隆始知ニ我前身ニ

海雲山高藏寺　在ニ平城南三十五里植田村ニ大同二年德溢建レ之至ニ應永年中ニ石川郡源持光幷植田城藤原隆廣再修復焉有ニ觀音ニ德溢於ニ高藏井上大島小川出倉奈古會佛具山ニ刻ニ一木ニ造ニ七觀音像ニ其一也又有ニ仁王ニ(長一丈一尺)大日藥師釋迦像ニ皆雲慶所レ刻也

青木山寶德院　在ニ平城北三十里植田村ニ後色園院寶德年中創

知撰山成德寺　在ニ平城北三十五里折木村ニ後醍醐院元德年中建立十三世袋中和尙住ニ于此ニ

墳墓

平次郎朝義墓　在ニ荒川龍門寺ニ

平次郎常朝墓　同上

平次郎清胤墓　同上

平下總守隆忠墓　在ニ白土藏福寺ニ

平下總守親隆墓　在荒川龍門寺

平下總守常隆墓　同上

平民部大輔由隆墓　同上

平左京大夫重隆墓　同上

平左京大夫親隆墓　同上

平左京大夫常隆墓　同上

內藤左馬助政長墓　在善昌寺

人物

兼如　父會津兼栽偶來居于岩城有一妾生一男子長曰兼如嗜倭歌鳴平城櫻町在櫻樹處相傳兼如園裏云

袋中　父佐藤修理亮生菊多郡西鄕村始一夏法幢淨家之書籍多撰

按に葦名兼栽は六才のとき長祿二年三月若松自在院を發し上京し月卿雲客と交り其名僉顯る年老歸鄕の途古河に於て病死實に永正七年六月年五十九同所滿福寺に葬ると云ふ是を以て之を考ふる一妾あるは疑はし

磐城風土記終

大正六年四月二十二日印刷
大正六年四月二十五日發行

非賣品

編輯兼發行者　福島縣福島市杉妻町十三番地　岩磐史料刊行會代表者　釘本衛雄

印刷者　東京市小石川區久堅町百十五番地　水谷景長

印刷所　東京市小石川區久堅町百〇八番地　博文館印刷所

發行所　福島縣福島市杉妻町拾參番地　岩磐史料刊行會